昭和九年十二月十五日印刷
昭和九年十二月二十日發行

國譯一切經　毗曇部　廿三

不許複製

編輯兼發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者　渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所　大東出版社
東京市芝區芝公園地七號地十番
振替東京一九四七一番
電話芝{三二〇一四一〇六}番

製本所　兩角製本所

索　　引

（頁數は通頁を表はす）

—ス—

—セ—

—ソ—

—毘曇部二十三索引終—

所餘の無表を得することは、田と受と重行とに由る。

論じて曰く、不律儀の人に總じて二種有り。一は生れて不律儀の家に在り。二は餘家に生れ後此の業を受く。諸有の生れて不律儀の家に在るものは、若し初めて殺等の加行を現行すれば、是の人作に由つて不律儀を得す。若しは餘家に生るゝものは、後方に誓を立て、「我れ當に是くの如き事業を作し、以て財物を求め、自身を養活すべし」と。初め誓を立つる時便ち惡戒を發す。是の人は受に由りて不律儀を得す。

三種の因に由つて餘の無表を得す。餘の無表とは謂はく、非律儀、非不律儀なり。處中の攝なるが故に。三因に由るとは、一には[七二]田に由る。謂はく、斯くの如き有德の田の所に於て、初め園林等を施し、善の無表便ち生ず。有依の諸の福業事を說くが如し。二には[七三]受に由る。謂はく、自ら要期して言く、「我れ今從り若し佛、及び僧衆を供養せずんば、先に食せず等」と。或は誓限を作し、[七四]齋日と、月半と月と及び年とに於て、常に食等を施す。此れに由つて善無表有りて續いて生ず。三には[七五]重行に由る。謂はく、是くの如き殷重の作意を起し、善を行じ、惡を行ずるなり。謂はく、淳淨の信、或は猛利の纏、善惡を造る時、能く無表を發す。長時相續し、乃し、信と纏との勢力終盡するに至る。前に已に說くが如し。

【七二】田(Kṣetra)。

【七三】受(Ādāna)。

【七四】六齋日あり。半月の八日、十四、十五、合せて六日なり。

【七五】重行(Ādehana) 特別の意志、考へを以てなすこと。

若し例言有りて、「善戒を受くるに支不具有るが如く、此れも亦應に爾るべしといひ、有るが近事・近住・勤策の律儀を受け、不具支なりと雖も、而も亦彼の缺支攝戒を得るが如く、不律儀を受くるも亦、應に是くの如くなるべし」と謂はゞ、此の例は等しきに非らず。律儀と不律儀は功を用ふると、功を用ひざると、得するに異有るが故に。謂はく、諸の善戒は要らず、功を用ふる善の阿世耶を藉りて、方に能く受得す。得難きを以ての故に。理數として必ず應に受けて、一時に總じて一切を得するに非らざるべし。若し諸の惡戒ならば、功を用ふる惡阿世耶を藉らずして、便ち能く受得す。得難きに非らざるが故に、理數として必ず應に受くるに隨つて、一時に總じて一切を得べし。欲界に於ては不善の力強きを以て、惡の阿世耶は任運にして起り、諸の重罪を造くるは、功を用ふるを待たず、善の阿世耶は毀壞し易きが故に。隨つて一種を受くれば、便ち總じて餘を得するなり。善は則ち然らざるが故に、例は等しきに非らず。現見するに穢草は功を用ひずして生じ、要らば劬勞を設けて嘉苗方に起る。又有る不律儀を受くる人の如きは、是の要期を作す。「我れ盡壽に於て、每晝、或は夜半、月月等、一度羊等を屠る」と。亦不律儀を得す。不律儀は受得し易きに由るが故に。欲界に於ては不善の力強きを以て、恒に爲さずと雖も惡戒を得。諸有の出家の律儀を受けんと欲するものは、若し要期を作し、「我れ盡壽に於て、每晝或は夜半月月等、一度殺等を離る」となすも、善の律儀を得せず。善の律儀は受得し難きに由るが故に。欲界に於ては善法の力劣るを以て、若し恒に持たざれば善戒を得せず。此れも亦應に爾るべし。例と爲すに齊しからざるが故に。

第五項　不律儀等の無表を得する條件

已に彼れに從ひて不律儀を得することを說きつ。不律儀及び餘の無表を得するには、如何なる方便あるか。未だ說かざれば、當に說くべし。頌に曰く、

諸の不律儀を得することは、[七一]　作及び誓受に由り、

【七一】不律儀と處中の無表を得する場合を擧ぐ。

亦顧みる所無し。活命の爲めの故に、設ひ已が至親も、現變して羊と爲れば、尙害意有り。況んや命終して後、實に羊の身を受くれば、彼れに於て能く殺害の意無からんや。不律儀を樂ふ者に惡戒を受くる時、必ず斯くの如き凶勃の意樂を起す。設し我が母等の身、卽ち是れ羊ならば、我れ亦當に殺すべし。況んや餘の生類をや。此の意樂に由つて不律儀を得す。此れに異らば、但だ應に處中の罪を得べし。此れに由つて、親は現に羊に非らずと了すと雖も、而も亦、害心有り。故に遍く惡戒を得、聖者は當に羊の身と作るべきこと無しと雖も、而も至親に同じく亦害意有り。

[六九]經主は此に於て是の例言を作す。「若し未來の羊等の自體を觀じて、現の親等に於て不律儀を得すとせば、羊等も未來に親等の體有り。旣に彼の體に於て損害の心無し。應に未來の至親等の體を現じて、現の羊等に於て、惡戒を得ざるべし」と。是くの如き等の例は、理に於て齊しからず。善の意樂無きが故に。惡の意樂有るが故に、謂はく、彼れ正しく不律儀を受くる時、正思惟して善の意樂を調へ、我れ當に一切の有情を害せざるべしといふこと無し。邪思惟して凶勃の意樂にて、我れは當に普く一切の有情を害すべしといふこと有り。事は羊を主とすと雖も、而も心は寛遍なり。是の故に未來の羊を觀じて、現の聖と親とにも亦惡戒を發すこと有る容し。來世の聖と及び至親とを觀じて、現の羊の身に於て、惡戒を發さゞるには非らず。或は勞はしく諍ふこと無く、理應に同じく許すべし。且つ[七〇]一たび屠羊を受くる人有り、一生の中、與へられざるを取らず、已が妻妾に於て知足の心に住し、瘂にして言ふこと能はず、語の四過無し。而も羊に因つて善の阿世耶を壞じ、具さに七支の不律儀罪を得るが如し。是くの如く親等に於て害心無しと雖も、而も善の阿世耶、羊に因つて壞するが故に、遍く有情界に不律儀を得す。若し先に要期して、善の學處を受け、後全く善の阿世耶を損せず、別緣に遇ふに由つて、唯、殺を受くれば、處中の罪を得て不律儀に非らず。但だ不律儀を得すれば、必ず應に全く善の阿世耶を損すべきが故に、具さに七支を得す。

【六九】 倶舍論十五・四左。

【七〇】 倶舍論十五・四左參。

に受くと雖も、而も不律儀は更に新に得するに非らず。謂はく、先に總じて一切の有情に望めて、遮する所無き損害の意樂を起し、活命の爲めの故に不律儀を受く。彼れ今の時に於て、復、何の得る所ぞ。故に此れは一切の因は從ふこと有ること無し。然るに律儀の中には近事從り勤策の戒を受け、勤策復、苾芻律儀を受くること有り。別別に受くる時、受くる所の業道の眷屬異るが故に、要期の異るに隨ひて、先に未だ得ざるを得。此れに由つて一切の因に從ふことを得可し。

此の中何をか不律儀の者と名くるや。謂はく、諸の屠羊・屠雞・屠猪・捕鳥・捕魚・獵獸・劫盜・魁膾・[六六]典獄・縛龍・煮狗、及び罝弶等なり。等の言は讒搆・譏刺、人の過を伺求して、喜んで他の非を說くもの、非法に追求して以て活命する者、及び王と刑罰を典るもの、斷罪、彈官等を類顯す。但だ恒に害心有るを不律儀の者と名く。是くの如き種類に由り、不律儀に住するが故に、不律儀有るが故に、不律儀を行ずるが故に、巧みに不律儀を作すが故に、數、不律儀を習ふが故に、不律儀の者と名く。屠羊と言ふは謂はく、活命の爲めに、要期して盡壽恒に羊を殺さんと欲す。餘は所應に隨つて當に知るべし、亦爾なり。

第四項　經量部と毘婆沙師との律儀不律儀に關する論難

[六七]「諸の屠羊者は、唯、諸の羊に於て損害の心有り、餘類に於てに非らず。寧ぞ一切に於て不律儀を得せんや。遍く有情界に於て、諸の律儀を得すること、其の理爾る可し。普く利樂を欲する勝阿世耶に由りて、受得するが故なり。屠羊等の不律儀の人も、已れの至親に於て損害の意有るに非らず。乃至、自の身命を救はん緣の爲めにも、亦、殺さんことを欲せず。如何が普く一切に於て、不律儀を得すと說く可けんや」。[六八]此れも亦然る可し。不律儀の者は普く有情の境に於て、善の意樂壞するが故に。是の處り無しと雖も、而も假に說いて言く、「設し諸の有情及び父母等、一切皆羊の像と作り、現前すれば、屠者遍く緣じて皆害意有り。謂はく、彼れ久しく不律儀の心を習ふ。乃至、已が親も

【六六】魁膾は罪人を死刑にする役。典獄は牢を主る役人、縛龍は蛇る捕る人、罝弶は網を張りて兎を捕ふる人。

【六七】屠羊者は只羊を殺す心あるのみにて、他の人を殺さんとするには非らず。何が故に一切の有情に對して、不律儀を得するや。これは經部及び世親の難なり。(倶舍論十五・四右)。

【六八】上の難に對する有部の答。

有らずや。此れに由りて應に律儀を捨得すること有り、亦、前の戒の增減の失を離れざるべし。是の故に前の說は理に於て過無し。

又過去の一一の如來、及び所化の(衆)生、圓寂に入るが故に、後、佛は彼れに於て律儀を得せず。後の律儀が前よりも減ずる失有るに非らず。律儀は一一の有情の各異る相續に對して、[六二]別に發得するに非らざるが故に。又前後、佛の戒の支等しきが故に。謂はく、諸の律儀は無貪等を因と爲すに隨ひ、差別して別類の支を生ず。一一の類の支、各一の無表にして、總じて一切の有情處に於て得す。是くの如く無表既に細分無し。分析して少と爲し、多と爲す可からず。如何が後は前よりも減ずる失有りと言はんや。又一切の佛は遍く有情に於て、一切支の律儀無表を具ふ。支の數等しく、差別無きを以ての故に、後、佛の戒、前よりも減ずる失無し。又、佛の功德は皆平等ならば、有漏に約するに非らずや。爾らず、一身の前後の位の別も亦增減有り、況んや、他身に望むるに增減の失無し。

第三項　不律儀の得し方

已に彼れに從つて諸の律儀を得することを說きつ。[六三]不律儀を得するは定んで一切の有情と業道とに從ふ。少分の境と及び支を具せざる不律儀の者無し。此れは定んで一切の因に由ること有ること無し。下品等の心の俱起すること無きが故に。若し[六四]一類有りて下品の心に由つて不律儀を得し、後、異時に於て上品の心に依つて、衆生の命を斷ぜば、彼れは但だ下の不律儀を成就し、亦殺生の上品の表を成ずる等なり。中品、上品此れに例して應に知るべし。

[六五]此の中應に思ふべし。屠羊等の事に於て、唯、一を受けて不律儀を得すること有り。亦一事を受けて得すること有りと言ふ應からず。若し爾らば何が故に一切の因に從つて不律儀を得すること、律儀を得する者の如きこと無きや。殺等の差別の表の中に於ては、先に已に一を受けて、後に更に別

【六二】律儀は一一の有情に對して、別々に發すに非らず、總發なるが故に。

【六三】不律儀と得するは惡行を行ふことの期誓なるが故に、一切の有情を含み、身四語三の四支全體に亘るものにて、然らざるものなし。

【六四】下品の心にて殺生を終世行はんと要期したる場合、下品の不律儀を得したるものにて、後上品の心にて殺生しても、不律儀は矢張り下品にて表業のみが上品なのとの謂なり。中品上品等の亦これに準じて知るべし。

【六五】不律儀は先に一を受けて不律儀を得し、後一を受けても得せず、このこと律儀の如くならず、そのことはいかんとの問なり。

總の意樂に由りて律儀を建立するなり。謂はく、普く有情に於て差別有ること無く、調善の意樂を起し、律儀を求得す。一有情に於て、惡の意樂を捨てずして、別解脫律儀を求得す可きに非らず。故に律儀を得するは、差別有ること無し。

[五七] 律儀を得する者は必ず補特伽羅と、支と處と時と緣とを別觀せざるを以ての故に。謂はく、定んで是くの如く某の有情に於て、我れ殺等を離る、某の支戒に於て我れ定んで能く持つ。某の方域に於て、我れ殺等を離る。我れは唯、彼の一月等の時に於て、戰等の緣を除いて、能く殺等を離ると別觀を作さず。是くの如く受くる者は律儀を得せず。[五八] 但だ律儀相似の妙行を得す。是の故に諸の有情の身の差別に由るが故に、戒に差別有ること無し。又自身に於て根本業道に攝する所の別解律儀を得ず。[五九] 思法等、自の殺害に由つて、無間等の所攝の罪業を成ずること無し。眷屬の攝を得ること理に於て遮すること無し。謂はく、最初の衆の餘罪を離るゝ等なり。

又、此の受くる所の別解脫律儀は、一切の[六〇] 能不能の境に通じて得す。唯、能境に於てに非らず。此の律儀を得するは、要ず普く有情に於て、無損惱の意樂を起すなり。別に方に得す可きこと無きが故に、若し「然らず、睡悶等に於ては皆殺す可からざるが故に、應に律儀を得せざるべし」と謂はゞ、若し彼れ覺め、本心を得已りて還殺す可しと謂ふも、此れ亦應に然るべし。[六一] 非所能は改易す可く、能境と爲り已りて、還殺す可きこと有るが故に。有るが是の說を作す、「若し唯、能に於ては、此の律儀は應に增減有るべし。所能の境と非所能と、二類の有情は轉易有るを以ての故に」と、此れは難を成ぜず。境の轉易する時、此の律儀の得捨の因無きが故に。謂はく、所能の境と、及び非所能と、後に轉易して不能の境と爲るも、彼れをして律儀を捨得せ令むる理無し。總じて所能に於て、律儀を得するが故に。若し必ず能不能の境に轉易有るが故に、戒に捨得有り、則ち律儀の增減の過を成ぜ令めんと欲すれば、豈に、草は本無にして生じ、諸の有情は永く圓寂に入ること有るに

の律儀も、蟻子の上に於て得する所の律儀も、その所の關係に於ては別なきも、加行の相違に依つて別を生ず。

【五七】有情と支と時と緣との五種に於て限定をなさゞれば律儀を得し、限定をなせば、律儀を得せざるをいふ。この場合たゞ律儀相似の妙行を得す。倶舍論十五・三右。

【五八】自身を對象として別解脫律儀を得するに非らず。

【五九】思法阿羅漢は六種阿羅漢の一にして、鈍根なるがために過失の恐れあり、若し退失せば自害せんことを思ふ。然し自ら自を害せりとて阿羅漢の無間業を作れるには非らず。

【六〇】能境（所能境）は害し得べき境、不能境（非所能境）は害し得べからざる境、この二境に通じて律儀を得するを明す。

【六一】能境と不能境とは時に依つて變るものなり。

於て、[四七]一切の支に從ふ有り。謂はく、苾芻戒なり。[四八]四支に從つて得する有り。謂はく、餘の律儀なり。因は不因にして、略して二種有りと許す。[四九]一には無貪等の三種の善根なり。二には下中上の等起心なり。別に初因に就て、一切の律儀は一切の因に由ると說く。[五〇]一心の有なるが故に。後の因に就て、一切の律儀は、一因に由ると名く。[五一]下品等俱起せざるを以ての故に。此の中、且らく後の三因に就て說く。

[五二]或は一類の律儀に住する者にして、一切の有情に於て律儀を得して、一切の支に非らず、一切の因に非らざる有り。謂はく、下心、或は中、或は上を以て、近事、勤策の戒を受くるものなり。[五三]或は一類の律儀に住する者にして、一切の有情に於て律儀を得し、一切の支に由り、一切の因に非らざる有り。謂はく、下心、或は中、或は上を以て、苾芻戒を受くるものなり。[五四]或は一類の律儀に住する者にして、一切の有情に於て、律儀を得し、一切の支、及び一切の因に由るもの有り。謂はく、三心を以て、近事・勤策・苾芻の戒を受くるものなり。[五五]或は一類の律儀に住する者にして、一切の有情に於て律儀を得し、一切の因に由り、一切の支に非らざる有り。謂はく、三心を以て近事・近住・勤策の戒を受くるなり。諸の有情に遍からずして、律儀を得する者有ること無し。已に因を說くが故に。一分の諸の有情の所に於て、誓つて律儀を受くるも、惡心全く息むに非らずと。

[五六]今應に思擇すべし。佛、乃至蟻子の身上に於て、得る所の律儀は別有りと爲んや。不や。若し別有らば趣不定の故に、諸の有情に於て得る所の律儀、應に增減有るべし。若し別無ければ、何に緣つて人を殺すは、他に勝る罪を犯し、、非人を殺すは唯、麁惡を犯し、若し傍生を殺すは、墮落の罪を犯すや。有情の境と、身の差別の故に、受くる所の戒をして亦、差別有ら令むるに非らず。然も罰罪の業に差別有るは、應に知るべし。但だ別の加行に由るが故なり。人を殺す加行は、非人を殺すと、乃至蟻を殺すと、皆差別有り。

【四七】苾芻の律儀は身三口四の七支全體の罪を離る。
【四八】勤策、近事、近住の律儀は殺生、偷盜、邪婬、妄語の四を離る。
【四九】律儀を得する時皆無貪・無瞋・無癡なりといへば、一切の因に從ふといはざるべからず。又その受戒の時、熱心の猛度の上中下に依つて分つとすれば、一の因に依るといはざるべからず。
【五〇】無貪瞋・癡は一心に俱有なるが故に。
【五一】上中下品は俱時に有り得ざるが故に。
【五二】下又は中、又は上の心にて、近事又は勤策戒を受くれば、因は一切ならず、支は又四支なるが故に一切ならず。
【五三】下又は中、又は上の心にて、苾芻戒を受くれば、因は一切ならず、又は一切なり。
【五四】下心を以て近事戒を受け、中心を以て勤策戒を受け、上心を以て苾芻戒を受ければ、一切因一切支なり。
【五五】下心を以て近事戒を受け、中心を以て近住戒を受け、上心を以て勤策戒を受くれば、一切因にして一切支にあらず。これらの戒はすべて四支の故なり。
【五六】佛の上に於て得する所

なり。現の蘊・處・界の內は、卽ち是れ有情の所依なり。外は名けて有情の所止と爲す。過未に非らさるが故に。若し[四一]靜慮と無漏との律儀を得するは、應に知るべし、但だ根本業道にのみ從ふ。定中には唯、根本業道有るを以ての故に。前後の近分に從つて得するに非らず。定に在る位には唯、根本有るを以て、不定に在る位の中には、此の律儀無きが故に。[四二]有情數に發す所の遮罪に從つて、尙此の二種の律儀を得せず。況んや非情に發す所の遮罪に從はんや。

[四三]「恒時に從ふ」とは謂はく、過去・現在・未來の蘊・處・界に從つて得するなり。此の戒の與めに、俱有心と爲るが如し。此の不同に由つて、應に四句を作るべし。蘊・處・界有り、彼れに從つて、唯、別解脫律儀のみを得して、餘の二に非らざる等なり。第一句は謂はく、現世の前後の近分及び、諸の遮罪に從ふ。第二句は謂はく、去來の根本業道に從ふ。第三句は謂はく、現世の根本業道に從ふ。第四句は謂はく、去來の前後の近分に從ふ。

業道等の處に於て、業道等の聲を置く。業道等の聲を以て、彼の依處を說くを以ての故に。若し此れに異ふは、則ち應に但だ、未來を防護する律儀と說くべし。但だ能く未來の罪を防いで、起らさら令むるが故に。過現の已滅已生を防ぐに非らず。律儀は彼れに於て防ぐ用無きが故に。

第二項　律儀の得の範圍と動機

[四四]諸有の律、不律儀を獲得するは、一切の有情と支と因とに從つて、皆等しきや、不や。一切等しきに非らず。其の相如何ぞ。頌に曰く、

律は諸の有情に從ふ。　支と因とは不定と說く。
不律は一切の有情と、　支とに從ふ。因には非らず。

論じて曰く、律儀は定んで調善の意樂に由る。普く一切の有情を緣じて方に得す。[四五]少分の緣に非らず。[四六]惡心隨ふが故に。支と因とは不定なり。支とは謂はく、業道なり。且らく別解の諸律儀中に

【四一】靜慮生律儀と道生律儀の二は、定位に於て得するものなるが故に、根本業道にのみ從つて得し、加行と後起とに於ては發らず。加行と後起は定位になく、散位のものなるが故なり。

【四二】この二律儀は、その離るゝ罪は性罪のみにて、遮罪にわたらず。

【四三】この二律儀は心に隨つて轉ずるものなるが故に、心が過去・未來・現在を緣ずるに從ひ、三世に及んで防非の働きあり。

【四四】律儀不律儀は有情及び非情に對するも、暫らく有情に對するものとして、その支に身三口四あり、その因卽ち動機に上・中・下あり、これらの支と因とが、律儀・不律儀に對して、如何に關係するかを說く。

【四五】律儀は一切の有情に對して得するものにして、限られたるものに非らず。喩へば不殺生の律儀は、人は殺さぬが、獸は殺すといふが如きことに非らず。

【四六】少分なれば、その律儀には、殺生の惡心從ふが故に、律儀とならず。

遮の中に於て唯、酒を離るゝは、　　餘の律儀を護らんが爲めなり。

論じて曰く、諸の酒を飲む者は、心に縱逸多し。諸の餘の律儀を守護すること能はず。故に餘を護らんが爲めに、飲酒を離れ令む。謂はく、飲酒は已に惡作に於て說き、別に樂く。餘他の勝れる五部の罪の中に墮落し、防守すること能はざるを悔ゆ。或は是の處り有り、此れに由りて普く諸の學處の海に於て、擾亂違越す。此れに由つて世尊は諸の酒を飲むは、是れ一切の性罪を起す因なることを知るが故に、能く正念と及び正知を損するが故に。能く破戒・破見の愚を引くが故に。一切種の離遮罪の中に於て、唯、此れを說いて近事の學處と爲す。故に離飲酒は遮戒の攝なりと雖も、而も一切の學處を立つる中に於て、離性罪を相隨つて制す。

第十七節　律儀等の得

第一項　別解脫、靜慮無漏三律儀の得方

[三五]別解脫律儀は何に從つて得るや。復、何に從つて餘の二の律儀を得るや。頌に曰く、

一切と二と現とに從ひて、　　欲界の律儀を得し、
根本と恒時とに從ひて、　　靜慮と無漏とを得す。

論じて曰く、欲界の律儀とは謂はく、別解脫なり。[三六]此れは一切の根本業道に從ひ、及び[三七]前後の近分に從ひて得す。[三八]二に從ひて得すとは、謂はく、二類に從ふ。卽ち情と非情と、性罪と遮罪となり。情に於ける性罪は謂はく、殺等の業なり。女人と同室に宿する等なり。非情の性罪とは謂はく、外財を盜むなり。遮は謂はく、地を掘り、生草を斷ずる等なり。[三九]現に從つて得するとは、謂はく、現世の蘊・處・界に從つて得す。去來に從ふには非らず。此の[四〇]律儀は有情と處とに轉ず。去來は是れ有情處に非らざるに由るが故に。有情と處とは謂はく、諸の有情と及び、諸の有情の所依止の處

【三五】此の段は三種の律儀の得し方を述ぶ。

【三六】別解脫律儀は「一切に從つて」得す。卽ち惡業の加行(惡業をなす豫備行動)、惡業の業道(正しく遂行すること)、惡業の後起(惡業の跡始末)のすべてに從つて得す。換言せば此の三を對象とし、これを離れ避くるものなり。

【三七】前の近分は加行、後の近分は後起なり。

【三八】その律儀を得すること、卽ち惡業を避くるのを對象に就ていへば、有情と非情との二あり。この二が更に二に分れて性罪と遮罪とあり。

有情に對し｛性罪…殺生等／遮罪…他の婦人と同宿する等｝
非情に對し｛性罪…他物を盜む等／遮罪…地を掘り草を刈る等｝

【三九】別解脫律儀は現在が對象となり、現在に於ての惡業を避けることが目的なり。

【四〇】別解脫律儀は有情とその有情の所有物に對して發されるものなり。

を行ず。是くの如きを乃ち欲邪行を犯すと名く。一切の有情の相續に於て、先きに立誓して、我れ當に彼れに於て、非梵行を離ると言ふて、律儀を得するに非らず。云何が今の時に於て、犯戒と名く可けんや。既に本誓の如くにして律儀を得す。今正しく隨つて行ず。如何が犯と名けんや。先きに妻妾を取つて後に律儀を受く。自の妻等に於ても亦此の戒を發す。近事等の別解律儀は、一切の有情の處に得る所にあらざるを以ての故に。若し此れに異らば、自の妻妾に於て、處として、時として、支として、[三一]體として亦、應に欲邪行戒を犯さゞるべきに非らず。舊に受くる所に於て、既に犯有らば、新の受くる所に於て、應に不犯有るべけんや。故に先の所難の如く爲すべからず。

第四項　五戒と虛誑語・離間語

[三二]何に緣つて四の語業道の中に於て、虛誑語を離るゝを立てゝ、近事學處と爲し、餘の離間語等を離るゝを立つるに非らざるや。亦、前に三種の因を說くに由るが故に。謂はく、虛誑語は最も訶す可きが故に、諸の在家者は遠離し易きが故に。一切の聖者は不作を得するが故なり。復、別因有り、頌に曰く、

虛誑語を開すれば便ち、　諸の學處を越ゆるを以てなり。

論じて曰く、諸の學處を越えて、檢問せらるゝ時、若し虛誑語を[三三]開すれば、便ち我れ作さずと言はん。斯れに由りて戒に於て違越する所多し。故に佛は彼れをして堅持せ令めんと欲するが爲めに、一切の律儀に於て、皆虛誑語を捨す。(然らずんば)、云何にしてか、彼れをして、力に緣つて犯戒せし時に、尋いで卽ち漸を生じ、如實に自ら發露せ令めんや。

第五項　近事と遮罪

[三四]何に緣つて一切の性罪を離るゝ中、四種を立てゝ近事の學處と爲し、然も一切の遮罪を離るゝ中に於て、近事律儀に於て、唯、離飲酒を遮するや。頌に曰く、

【三一】本文「禮」に作る、今異本により「體」に改む。

【三二】虛誑語等四種の惡語業ある中、何故に虛誑語の一を出すやの問ひ。

【三三】開(Pranjynta)遮の反對にて許すこと。

【三四】五戒は前四が性罪、後一が遮罪なるが、何故に遮罪の中、飲酒のみを禁制するやとの問ひ。

無始より來た數習力の故に、婬欲の煩惱數、起つて現行す。諸の在家の人、欲境に隨順し、數、和合し易く、抑制すること難しと爲す。故に彼れを制して全く遠離せ令めず。又諸の聖者は欲邪行の一切に於て、定んで[二七]不作律儀を得す。[二八]經生の聖者も亦行ぜざるが故に。非梵行を離るゝことは、則ち是くの如くならざるが故に。近事の受くる所の律儀に於て、但だ爲めに離欲邪行のみを制立す。若し此れに異らば、經生の有學に、應に近事の性戒を持つこと能はざるべし。

若し諸の近事、後に復、師に從つて要期し、更に離非梵行を受くれば、未だ曾て得せざる此の律儀を得するや。不や。有餘師は說く、「此の律儀を得す。然も斯れに由つて方に近事を成ぜず。亦、此れに由つて近事の名を失はず。亦、先時の戒、圓滿せざるに非らず」と。有るは說かく、「未だ得せざる律儀を得せず、然も最勝の[二九]杜多の功德を得、最勝の遠離法を護る者と名く。謂はく、能く婬欲の法を遠離するが故に、此れに由りて若し能く、妻室を遠離し、梵行を淨修する功は唐捐ならず。

第三項　欲邪行と受戒後の妻妾嫁娶

[三〇]若し先の時に未だ妻妾を取らず、普く有情の類に於て、近事律儀を受くる有り。後に於て取る時に、寧ろ戒を犯すに非らざるや、今は他の攝に非るが故に、已れに屬する財を用ふるが如し。謂はく、今の時に於て、呪術の力を以て、或は財理等の種種の方便にて、彼れを攝して已に屬す。他に繫せずして如何が、難じて彼をして犯戒せ令めんや。又別理有り。今彼れを取る時、前の律儀に於て違犯する所無し。頌に曰く、

律儀を得するは誓の如し、　總じて相續に於てするに非らず。

論じて曰く、諸の受欲者、近事戒を受くるに、本の受誓の如くにして、律儀を得す。本の受誓とは云何ぞ。謂はく、離欲邪行なり。他の攝する所の諸の女人の所に於て、他攝の想を起して、非法

【二七】不作律儀(Akaraṇa saṃvara) 不作卽ちそれを離るゝことの律儀。

【二八】經生の聖者。幾度も生を經て證果を得る聖者の義で、預流、一來の聖者のこと。經生の聖者は欲邪行を行ぜざるも、非梵行を行ずるものもあるなり。

【二九】杜多(Dhūta) 頭陀とも寫す。心中の惡を拂ひ落す意味にて、遠離行なり。

【三〇】未婚の時五戒を受けたる者が、結婚せば如何との問。答は差支へなし、犯戒に非らずとなり。

れに緣るも亦、無漏の意淨を生ず。故に彼れも亦是れ[二三]證淨の境の攝なり。
此の中、能歸は語業を體と爲す。自ら立つる誓限を自性と爲すが故に。若しは幷に眷屬の五蘊を體と爲す。能歸依の所有の言說は、心等に由りて起り、心を離るゝに非らざるを以てなり。
是くの如き歸依は、救濟を義と爲す。「他身の聖法、及び善無爲は、如何が能く自身の救濟と爲さんや。彼れに歸依するを以て、能く無邊の生死の苦輪の大怖畏を息むが故に。
三の所歸依に差別有りとは、佛は唯、無學なり。法は二俱非なり。僧の體は學と無學とに貫通す。又、佛の體は是れ十根の少分、僧は十二に通ず。法の體は根に非らず。擇滅無爲は根の攝に非らさるが故に、又歸依佛は謂はく、但だ一の有爲の沙門果に歸依するなり。歸依法は謂はく、通じての四の無爲の沙門果に歸依するなり。歸依僧とは謂はく、通じて四の有爲の沙門果、及び、四果に能く趣向するに歸依するなり。又佛は譬へば、能く道を示す者の如し。法は安隱にして、趣く所の方域の如し。僧は同じく正道を涉る伴侶の如し。應に此れ等の三の差別因を求むべし。應に思ふべし。

第二項　近事律儀と邪婬

[二四]何に緣りて餘の律儀處に於ては、[二五]非梵行を離るゝことを立てゝ、其の所學と爲し、唯、近事の一律儀の中に於ては、但だ制して其れをして、[二六]欲邪行を離れ令めんとするや。頌に曰く、

　邪行は最も訶す可し。　　離れ易し、不作を得す。

論じて曰く、唯、欲邪行のみは、極めて能く此の他世を觀ずる者の、共に訶責する所と爲す。能く他の妻等を侵毀するを以ての故に。惡趣を感ずるが故に。非梵行には非らず。又、欲邪行は遠離し易きが故に、諸の在家者は欲に耽著するが故に、非梵行を離るゝことは、受持す可きこと難し。彼れは長時修學すること能はざるを觀ずるが故に、彼れの非梵行を離るゝことを制せず。謂はく、

【二三】證淨。四證淨のことにして、不壞淨とも譯す。不可壞の信仰を持つこと。獨覺と菩薩の學位は、人々の生死の怖を救ふこと能はざれども、それらを緣じて、無漏の意淨を生ずるが故に、證淨に攝するといふ意。

【二四】近事に非梵行なき理由を述ぶ。

【二五】非梵行(Abrahmacarya)。婬行一切をいふ。出家に禁ぜらる。

【二六】欲邪行(Kāmesu mithyācāra) 他妻を犯す等の邪生しきる婬行なり。在俗の信者に禁ぜらる。

僧にして、自然に覺る可きが故に。今歸する所は是れ聲聞僧なり。理實に通じて諸の佛弟子に歸す。諸の僧道の相異ること無きを以ての故に。然るに契經に說く『當來に僧有り、汝、應に歸すべし』とは、彼の經は但だ當來に現見する僧寶を顯示せんが爲めなり。

[二〇] 法に歸依すといふは、謂はく、愛盡・離・滅・涅槃に歸するなり。是くの如き一切は是れ煩惱斷の名の差別なり。或は有るが謂ふ。「愛は味著門の轉にして、棄捨すべからざるが故に、愛の名に寄せて、通じて一切煩惱の永盡を顯はすなり。愛と餘の煩惱と同一の對治の故に」と。愛盡と言ふは謂はく、見所斷の諸愛、永く斷ずるが故に。預流は此の愛盡の時、便ち自ら諸の惡趣盡く、謂はく、我れ已に那落迦等を盡せりと記別す。言ふ所の離とは、謂はく、欲界中、諸の所有の貪、多分に已に斷ず。卽ち是れ已に欲界貪を薄くする義なり。滅は謂はく、欲界の諸愛全く斷ずるなり。此の地の煩惱、當に爾の時に於て、決定して能く繫縛する義無きが故に。涅槃と言ふは謂はく、色・無色の諸愛永く斷ずるなり。此れの盡くる時に由りて、諸の所有の苦、皆永く寂するが故に。此れは則ち四沙門果を顯示す。或は此の四種は其の次第の如く、三界の愛斷と及び、永般涅槃とを顯はす。或は愛盡とは三界の愛斷なり。言ふ所の離とは、愛を除いての所餘の諸の煩惱斷なり。言ふ所の滅とは、有餘依涅槃界を顯はす。涅槃と言ふは、無餘依涅槃界を顯はす。

此の中、何の法か是れ[二一]所歸依にして、能歸は是れ何ぞ。歸依とは何の義ぞ。所歸依とは謂はく、滅諦の全と、道諦の一分なり。獨覺乘と菩薩の學位の無漏の功德とを除く。何に緣つて彼の法は所歸依に非るや。彼れは生死の怖を救ふこと能はざるが故に。謂はく、諸の獨覺は說法教誡して、諸の有情をして、生死の怖を離れ令むること能はず。菩薩の學位は期心を起さゞるが故に。亦能く他を教誡する義無きが故に。彼の身中の學・無學の法は救護すること能はず。所歸依に非らず。有餘師は言く、「不和合の故に、不顯了の故に、其の次第の如く、獨覺と菩薩は所歸依に非らず」と。[二二]彼

【二〇】以下歸依法の法を解釋す。

【二一】所歸依の體と、能歸依の體を述ぶ。

【二二】彼れとは、獨覺を菩薩の學位を指す。

無し。或は先きに已に說くとは何ぞ。謂はく、想等想施設の言說なり。卽ち佛の相續たる無學の法の中に一の佛の名を立つるなり。一の佛を別に能く、佛を成ずる法無し。是れを何等と爲すや。謂はく、[一五]盡智等及び彼の眷屬なり。彼の法を得するに由つて、能く一切を覺す。彼れの勝を以ての故に、身に佛の名を得。色等の身には非らず。[一六]前後等しきが故なり。

[一七]一佛に歸すと爲んや、一切佛に(歸すと爲ん)耶。理實には應に一切佛に歸すと言ふべし。諸佛の道の相は、異ること無きを以ての故なり。

[一八]僧伽の差別、略して五種有り。一には無恥僧、二には瘂羊僧、三には朋黨僧、四には世俗僧、五には勝義僧なり。無恥僧とは謂はく、禁戒を毀りて、法服を被る補特伽羅なり。瘂羊僧とは謂はく、三藏に於て了達する所無き補特伽羅なり。譬へば、瘂羊の如く辯說の用無し。或は瘂と言ふは、法を說く能無きを顯はす。復、羊の言を說くは、聽法の用無きを顯はす。卽ち此の類の補特伽羅は、三藏の中に於て、聽說の用無きを顯はす。朋黨僧とは謂はく、遊散營務鬪諍に於て、方便善巧して、朋黨を結構する補特伽羅なり。此の三は多分に非法の業を造る。世俗僧とは謂はく、善の異生なり。此れは能く作法、非(作)法の業に通ず。勝義僧とは謂はく、學無學の法と、及び彼の所依の器なる補特伽羅なり。此れは定んで非法の業を造る容きこと無し。五の中の最勝なるが、是れ所歸依なり。歸依を讃する伽他中に說くが如し。

此の歸依は最勝なり。　此の歸依は最尊なり。
必ず此の歸依に因つて、　能く衆苦を解脫す。

是くの如き法と、補特伽羅との二の勝義僧の中に於て、迦多衍尼子の意は、但だ法を以て所歸僧と爲す。故に本論中、是くの如きの說を作す。「能く僧を成ずる學・無學法に歸す」と。僧に多種有り。謂はく、有情人、聲聞、福田、及び聖僧等なり。佛は此の內に於て聲聞僧に非らず。是れは[一九]餘

【一五】倶舍論十四・十六右「盡智等及彼隨行」とあり。
【一六】覺前覺後色身は同じきが故に、色身を以ての故に、佛と名くるに非らず。
【一七】歸依佛は一佛に歸するのか、一切佛に歸するのかと問ふ。婆沙論三四（大・二七・177 c）に此の問答あり。
【一八】僧を明し、五種の僧の說明をなす。
【一九】僧外の意味。

き理に由りて、諸の阿羅漢も或は、下品の律儀を成就すること有り。然るに諸の異生にして、或は上品を成ずる有り。

第十六節　近事の五戒

第一項　三歸戒

[一]諸有の佛法僧に歸依する者は、何等に歸すと爲んや。頌に曰く、

　佛と僧とを成ずる、　無學と二種との法と、
　及び涅槃擇滅とに歸依する、　是れを三歸を具すと說く。

論じて曰く、本論に[二]言ふが如し、「歸依佛とは何の法に歸すと爲すや。謂はく、若し諸法の妙有、現有なるを、想、等想に由つて言說を施設して、名けて佛陀と爲す。此の能く佛を成ずる無學の法に歸するなり」。「謂はく、若し」と言ふは、即ち是れ總じて當に說かるべき義を標するなり。諸法と言ふは、即ち是れ無我を顯示する[三]增言なり。妙有の言は妙有の生と合するを顯はす。現有とは即ち現に得可き義を明す。或は妙德と合するが故に妙有と名け、理有は即ち是れ所知性なることを顯はす。想・等想は是れを差別と名く。[四]一切法と一切種相を覺り、他教を藉らざるが故に、佛陀と名く。或は此の圓成智等の衆德自然に開覺するが故に佛陀と名く。或は佛陀の名は彼の有覺を顯はす。質礙の物を有質礙と名くるが如し。或は佛陀の名は、彼れが能く已が證覺す所を說いて、以て他を開覺するを顯はす。婆羅門の經の廣說を問ふが如し。

能く佛を成ずとは、彼の諸法が佛の施設の與に、建立の因と爲ることを顯はす。如何が此の中、無量の法に於て、而も總じて建立して、一の佛の名を標するや。衆多の和合の人の上に依つて、一の僧寶、一の勝の所歸を立つるが如し。又衆多の無漏道の上に於て、一の道蘊を立て、過失有ること

【一】此の段は三歸依を述ぶ。

【二】品類足論又は發智論かの文なるべし。下に迦多衍尼子をいふより見ると、發智論の如し。然し今見當らず。婆沙論三四（大・二七 177 a）。「所歸依者、謂無學成菩提法即是法身」。

【三】增言（Adhivacana）增語に同じ、言といふこと。

【四】佛陀の四義を出す。前の三義は自覺に依て立て、一義は他覺に依つて立つ。

此れは全く理無し。唯、對法宗の所說の理中に、應に問答すべきが故に。近事は必ず律儀を具すと知ると雖も、而も未だ隨つて一種を犯すと、一切を越すと爲んや。一にして餘に非らずと爲んやを了知せず。此の疑有るに由るが故に、應に請問すべし。諸部に若し未だ此の文を見ざる有らば、此の義の中に於て、今に迄んで猶諍ふ。若し此れに異ならば、佛の經に數鄔波索迦は五學處を具すと言ふ。誰か此れに於て、已に善く了知して、而も復、疑ひを懷いて、多少を受くることを問ふもの有らんや。設ひ許すも、爾らば疑問相違す。謂はく、彼れは本、受くる量の多少を疑ふ。而も幾くか能く學處を學ぶもの有るかを問ひ、一分を學す等と答へて、豈に、本の疑ふ所を除かんや。故に彼の義中、應に問答すべからず。經主は此に於て不正に尋思し、理を諍ふ中に於て、朋黨の執を懷き、翻つて對法の所說の義中、問尙すべからず。況んや答へを爲す應けんやと言ふ。

若し律儀も闕くも亦、近事と名くれば、苾芻、勤策も闕くも亦、應に成ずべし。然も經主は何に緣つて許さず、佛の敎への力に由り、施設不同なり。律儀を闕くと雖も、而も近事を成じ、苾芻、勤策は必ず律儀を具すと言ふや。此れ已が情を率ゆるなり。經に說くこと無きが故に、世尊は何處に律儀を離れて、亦、近事を成ず。苾芻等に非らずと說くや。曾て聞く、經部は是の執を作す有り。亦、「無戒の勤策、苾芻有り」と。彼れの執は應に[九]布刺拏等の諸の外道の見に同じく、佛法宗に非らず。

第五項　律儀の三品の差別的基礎

[一〇]一切の律儀の品類は等しきや、不や。品類は等しきに非らず。三品有るが故に。下中上の別は何に隨ふが故に成ずるや。頌に曰く、

下中上は心に隨ふ。

論じて曰く、八衆の受くる所の別解脫律儀は、受くる心の力に隨つて、上中下を成ず。是くの如

【九】布刺拏（迦葉）（Pūraṇa-kaśyapa, Pūraṇakassapa）六師外道の一。

【一〇】一切の律儀に下中上の三品の差別有り、それが心に從ふものなるを述ぶ。

何ぞ一分等と言ふや。

若し皆律儀を具せば、

[四]能持に約するが故に說く。

論じて曰く、此の中、[五]對法の義を惛嫉する者は、心に喜を生ぜず。復、是の難を設く。「若し諸の近事、皆、律儀を具せば、何に緣りて世尊は、『[六]四種有り、一は能く一分を學し、二は能く少分を學し、三は能く多分を學し、四は能く滿分を學す』と言へるや。[七]豈に、此れに由りて且らく已に、唯三歸にして、卽ち近事を成ずるに非らずと證成せずや。謂はく、若し別に但だ三歸を受けて、卽ち近事を成ずるもの有らば、是くの如くんば、近事に前の說く所の四種の收むる所に非らず。應に更に第五の近事有りと說くべし。此れは學處に於て、全く學する所無し。亦、應に說いて一近事と成すべきが故に。佛は近事は律儀を離るゝに非らずと觀るが故に。契經の中に唯、四種と說く。諸の近事は皆、律儀を具すと雖も、然も能持に約するが故に四種と說く。謂はく、具に五支の律儀を受くと雖も、而も後に緣に遇ひ、或は便ち毀缺す。其の中、或は諸の學處に於て、能く一分を持つ、乃至、或は具さに五支を持するもの 有るが故に、是の 說を作す。能く先きに 受くる 所を持つが故に、能學の言を說く。爾らずんば應に一分等を受くと言ふべし。故に此の四種は但だ能持に據る。

[八]然るに經主は言く、「戒を持犯するに約して、一分を(學す)等と說くといはゞ、尙(佛に)應に問ふべからず。況んや、(佛)爲めに答ふべけんや。誰か已に近事律儀は必ず五支を具すと解して、所學の處に於て、一を持して餘に非らず。乃至、具に持するを一分等と名くることを、解する能はざるもの有らんや。彼れの未だ近事律儀の受量の少多を解せざるに由るが故に、應に請問すべしゝ凡そ幾種の鄔波索迦有りて、能く學處を學するかと。(佛)答へて言く、四の鄔波索迦有り、謂はく、能く一分を學する等なりと。猶、未だ了する能はず。復、問ふ、何をか能く一分を學すと名くるかと、乃至廣說」と。

【四】順正理論三十七倶舍論十四に「謂約能持說」となる。
【五】順正理論三十七には經部をいふ。
【六】經典の中に五戒の一分を學する優婆塞、少分(二分)を學する優婆塞、多分(三分四分)を學する優婆塞、滿分(全體)を學する優婆塞の四種ありといふ。然らば必ずしも五戒を受くるを近事といふに非らざるに非ずやとの經部の難なり。
【七】有部この難に對して、三歸に依つて優婆塞となるに非らず。もし三歸に依りて優婆塞とならば、汝が引く經典のいふ四種の外に第五あることなるべし、又四種ありとは、五戒を全く受けざるものありといふに非らず。それは能持に就いていふものなりと通ず。
【八】倶舍論十四・十五左。

卷の第二十

〔辯業品第五の三〕

第四項　發戒の時

何の時に於て、近分律儀を發すや。頌に曰く、

[一]近事と稱するに戒を發す。　　說くこと苾芻等の如し。

論じて曰く、慇淨の心を起し、誠諦の語を發し、「自ら我れは是れ鄔波索迦なり。願くは尊、憶持し、慈悲・護念せよ」と稱す。爾の時乃ち近時律儀を發す。近事等の言を稱し、律儀を發すが故に。

[二]經には「復、我れ今從りは、乃し命終に至るまで、護生せん」との言を說くを以ての故に。若し號を稱するを離れて、但だ三歸を受け、近事を成ずれば、自ら我れは、是れ近事等の言を稱するは、便ち無用と爲る。何の義に依るが故に、護生の言を說くや。別解脫律儀は護生得の故に。或は自が生命を救護せんが爲めに、亦、如來の禁戒を毀犯せず。諸の異生の類は、將に律儀を受けんとするに、亦、斯くの如き堅固の意樂有り。乃至、自が生命の緣を救はんが爲めに、終に受くる所の學處に虧違せず。斯くの如く誓受の世現を得可し。然るに有るは別に誦して、[三]「捨生」と言ふは、此の言の意は殺生等を捨するを說く。殺等を略去して但だ捨生と說く。彼れは已に近事律儀を得と雖も、所應の學處を了知せ令めんが爲めの故に、復、爲めに離殺生等の五種の戒相を說き、堅持を識ら令むるなり。苾芻の具足戒を得し已りて、重ねて學處を說き、堅持を知ら令むるが如し。勤策も亦、然なり。此れも亦應に爾るべし。是の故に近事は必ず律儀を具す。三歸を受けて卽ち近事を成ずるには非らず。頌に曰く、

【一】優婆塞の戒を發す時を明す。

【二】見諦經（雜阿含）。

【三】俱舍論十四・十四右には捨生とあり。

き已りて、近住戒を受くれば、彼れも亦近住律儀を受得す。此れに異るときは則ち無し。[一五]不知の者を除く。意樂の力に由りて、亦律儀を發す。「豈に、三歸せずして、則ち近事を成ずるに（非らずや）、[一六]契經に説くが如し、『佛、[一七]大名に告ぐ。諸有の在家の白衣の男子、男根成就し、佛・法・僧に歸し、殷淨の心を起し、誠諦の語を發し、自ら我れは是れ鄔波索迦なり。願くは尊、憶持し、慈悲、護念せよと稱す。是れに齊りて、名けて鄔波索迦と曰ふ』と。此れは三歸を受くる位に、未だ近事を成ぜざると相違せず。所以は何ぞ。要らず律儀を發して、近事を成ずるが故なり。

【一五】不知の者を除く。その順序を知らず、又は師が失念して、三歸を唱へさせざる時は、この限りにあらずとの意。
【一六】雜阿含三十三・九（大・二 236 b）。
【一七】大名(Mahānāma)。摩訶那摩、釋尊の徒弟にして、迦維羅城主なり、優婆塞なり。

禁約支なり。謂はく、塗飾香鬘、乃至非時食を食するを離るゝなり。能く厭離の心に隨順するを以ての故なり。厭離は能く律儀の果を證するが故なり。

何に緣りて是くの如き三支を具受するや。若し支を具せざれば、便ち性罪と失念と、憍逸の過失を離るゝこと能はず。謂はく、初めの殺より虛誑語に至るまでを離るゝは、能く性罪を防ぐ。貪・瞋・癡の起す所の殺等の諸の惡業を離るゝが故に。次に飲酒を離るゝは、能く失念を防ぐ。飲酒の時、能く作す應きと、作す應からざる諸の事業を忘失せ令むるを以ての故に、則ち餘の遠離支を護る能はず。後、餘の三を離るゝは、能く憍逸を防ぐ。若し種種の香鬘と、高廣の牀座とを受用し、歌舞に習近すれば、心便ち憍擧して、尋いで即ち毀戒するを以てなり。彼れを離るゝに由るが故に、心便ち憍を離る。謂はく、香鬘等若し恒に受用すれば、尙憍慢に順ひ、犯戒の緣と爲る。況んや新奇にして、曾て未だ受けざる者を受くるをや。故に一切種智皆應に捨離すべし。若し能く[二一]依時の食を持すること有れば、能く[二二]恒時の食を遮止するを以ての故に、便ち自ら近住律儀を受くることを憶ひ、能く世間に於て、深く厭離を生ずるも、若し非時にして食すれば、[二三]二事俱に無し。數、食せば、能く心をして縱逸なら令むるが故なり。此の大義に由るが故に、具に三を受く。

此の八の中に於て、離非時食は是れ齊にして、亦齊支なり。所餘の七支は是れ齊支にして、齊に非らず。正見は是れ道にして、亦道支なり。餘の七支は是れ道支にして、道に非らず。

第三項　近住戒を受くる主體の資格

唯、近事のみ、近住を受くることを得と爲んや。餘も亦近住を受くること有りと爲ん耶。頌に曰く。

[二四]近住は餘にも亦有り。　三歸を受けざれば無し。

論じて曰く、諸有の未だ近事律儀を受けざるものにして、一晝夜の中に三寶に歸依し、三歸を說

【二一】依時の食とは、時間を定めて食する食事の意味、日中に一食する制なり。

【二二】恒時の食とは、いつでも勝手に食し得る食のこと。

【二三】二事とは、憶念と厭離となり。

【二四】此の段は近住戒を受くるものの資格を述ぶ。

ず。此れに異らば、授受二俱に成ぜず。具さに八支を受けて、方に近住を成ず。隨つて闕くる所有れば、近住成ぜず。諸の遠離支は互に相屬するが故に。是れに由りて四種の離殺等の支、一身中に俱時に起る可し。諸の遠離は相繫屬する中、或は少、或は多、相差別するが故に。

此の戒を受くるは必ず嚴飾を離るべし。憍逸の處なるが故に。常の嚴身の具は、必ずしも捨するを須ひず。彼れを緣としては能く、甚だしき憍逸を生ずること、新異のもの丶如くにはあらざるが故なり。此の律儀を受くるは、必ず晝夜を須ゆ。謂はく、明旦、日初めて出づる時に至る。是くの如き時を經て、戒恒に相續す。[106] 此れに異りて受くれば、妙行を生ずと雖も、律儀を得せず。然も可愛の果を招か令めんが爲めの故に、亦、應に受と爲すべし。

[107] 近住と言ふは、謂はく、此の律儀は阿羅漢に近づきて住し、彼れに隨ひ學ぶを以ての故なり。有るが說かく、「此れは盡壽戒に近づきて住すればなり」と。有るが說かく、「此の戒は時に近くして住すればなり」と。是くの如き律儀は、或は[108]長養と名く、薄少の善根の有情を長養し、其の善根をして漸く增多なら令むるが故なり。

第二項　八支の具足

何に緣りて此の近住律儀を受くる時、必ず八支を具し、增に非らず、減に非らざるや。頌に曰く。

[109] 戒と不逸と禁との支なり。　四と一と三と次の如く、
諸の性罪と失念と、及び、　憍逸を防がんが爲めなり。

論じて曰く、八の中、[110]前の四は是れ尸羅支なり。謂はく、殺生より虛誑語に至るまでを離る丶なり。此の四種に由りて、性罪を離る丶が故なり。次に一種有り、是れ不放逸支なり。謂はく、諸の酒を飲むを離る丶なり。放逸を生ずる所なればなり。尸羅を受くと雖も、若し諸の酒を飲めば、則ち心放逸にして尸羅を毀犯す。醉へば必ず餘支を護ること能はざるが故に、後に三種有り。是れ

【一〇六】上にあげ來れる受戒の時の、必要の一を缺きても、律儀を生ぜずには妙行を生ず。

【一〇七】近住(Upavāsa)。鄔波婆沙の意義を明す。三說勿論第一說を可とす。

【一〇八】長養(Upavasatha, Uposatha) 又は (Posadha) 布薩、布沙陀等と音寫す。Upavasatha はやはり近住の義なれども、その訛なる Posadha は Posa は長ずること、dha は使役の意味にて、合せて養ふといふ意味になる故に、長養の義とするなり。

【一〇九】此の偈は優婆塞、優婆夷の八齋戒について、何故にそれが八なるかを述ぶるなり。

【一一〇】離殺生、離不與取、離邪婬、離虛誑語の四なり。

不律儀を得すること有るが故に、不律儀に一晝夜無し。然も近住戒の功德を欣ぶ可し。現に師に對し、要期して力を受くるに由り、畢竟惡を壞する意樂無しと雖も、而も一晝夜に於て、近住律儀を得す。故に不律儀を得すると、律儀を得するとは異る。

第十五節　近住律儀

第一項　近住戒の受け方

一晝夜の近住律儀を說けり。正しく受けんと欲する時、當に如何が受くべきや。頌に曰く、

　[一〇一]近住は晨旦に於てす。　下座にして師に從ひて受く、
　敎に隨つて說き、支を具す。　嚴飾を離す。晝夜なり。

論じて曰く、近住律儀は晨旦に於て受く。謂はく、此の戒を受くるは、要らず日の出づる時なり。此の戒は要らず一晝夜を經るが故に。諸の先きに是くの如き要期を作すもの有らんに、「我れ當に恒に[一〇二]月の八日等に於て、決定して此の近住律儀を受くべし」と。若し旦(あした)に礙緣あらば、[一〇三]齊し竟りても亦受くることを得。

[一〇四]下座と言ふは謂はく、師の前に在り。卑劣の座に居し、身心謙敬なり。身謙敬とは或は踞り、或は跪き、曲躬合掌す。唯、病有るを除く。心謙敬とは、戒を施す師に於て、心輕慢ならず。三寶の所に於て、極めて尊重、慇淨の信心を生ずるなり。諸の律儀は敬信從り發るを以て、若し謙敬ならざれば、律儀を發さず。此れは必ず師に從ひ、自ら受く容き無し。後若し諸の犯戒の緣に遇はんとき、戒師に愧づるに由り、能く違犯せざるを以てなり。謂はく、彼れは自法の增上を闕くと雖も、世の增上に由りて亦能く犯無し。此の律儀を受くるは、應に師の敎へに隨うて。受者は後に說きて[一〇五]前なること勿く、俱なること勿かるべし。是くの如くして、方に師の敎に從りて受くることを成

【一〇一】近住戒は必ず晨朝に受く。但し下に例外あり、即ち晨朝礙緣ある場合なり。

【一〇二】月の自分の第八日。黑分の第八日等とは、自分に於て、十四、十五、黑分に於ても、十四、十五、依りて六齋日となる。

【一〇三】朝食後も受戒し得。

【一〇四】低い小さい座をいふ。

【一〇五】或る文を師の唱ふる後に唱ふべく、前に唱ふるも俱に唱ふるも不可なるをいふ。

なり。[九六]重ねて晝夜を說いて、半月等と爲す。故に佛は但だ二の受戒の時を說く」と。佛の經中、唯、晝夜と說くを以ての故に。

對法者は亦是の言を作す。近住律儀は唯、晝夜の受なり。必ず應に法有りて能く障礙を爲し、晝夜を過ぎて、彼の戒をして生ぜざらしむべし。故に佛の經中、唯、晝夜を說く。或は五、或は十等の時を說かず。然るに有るは說いて言く、「佛所化の根の調へ難き者を觀じて、且らく一晝夜の戒を授與すべし」と。何の理と敎とに依りて、是くの如きの言を作すや。[九七]「此れを過ぎても、戒の生ずることは、理に違せざるが故なり」と。復、此れより減じても何の理か相違せん。謂はく、所化の根の調へ難き者有り。已に爲めに晝夜の律儀を說くと許す。何ぞ漸に調へ難き者を、調はんが爲めに、唯、一夜一晝の須臾を說かざるや。調へ難き根に多品有るを以ての故に。然るに曾て說かず。此れに由りて近住の定まれる時有り。若しは減、若しは增なれば、便ち戒を發さず。世尊、觀見するが故に唯、此れを說く。

第二項　不律儀の期限

何の邊際に依りて、不律儀を得するか。頌に曰く、

[九八]惡戒には晝夜無し。　　[九九]善受の如くに非らざるを以てなり。

論じて曰く、盡壽を要期して、諸の惡業を造るときは、不律儀を得す。一晝夜なること、近住戒の如きには非らず。所以は何ぞ。此れは善戒の受の如きに非らざるが故なり。謂はく、必ず限を立てゝ、師に對し、不律儀を受くること、近住戒の如く、「我れ一晝夜、定んで不律儀を受く」といふこと有ること無し。此れは是れ、智人の呵厭する所の業なるが故なり。亦、限を立てゝ師に對し、我れ當に盡形、諸の惡業を造るべしといふこと有ること無しと雖も、而も善を壞る意樂を發起し、[一〇〇]永く惡を造らんと欲するに由り、不律儀を得す。暫時惡を造る意樂を起すに非らず。師無くして

【九六】半月八戒を持つも、每朝八戒を重ねて受くるものにて、晝夜が重ねられて半月に至るなり。

【九七】倶舍論十四・十右。

【九八】不律儀は我れ今日より殺生して生くべしと要期して得するものにして、近住戒の如く、一晝夜のみを限りてなすことなし。

【九九】順正理論三十七には「謂非如善受」とあり。

【一〇〇】一生涯惡を造るといふ決心により、不律儀を得し、暫く惡をなすとの意樂は、起しても弱きが故に無表を作らず。

く。何者をか十と爲す。一には自然に由る。謂はく、佛と獨覺とは自然なり。謂はく、智、師に從はずして此の智を證する時、具足戒を得するを以てなり。二には佛の「善來苾芻」と命ずるに由る。謂はく、[八七]耶舍等本願力と佛の威加に由るが故に。三には正性離生に入ることを得るに由る。謂はく、五[八八]苾芻に見道を證するに由りて、具足戒を得。四には佛を信受し、大師と爲すに由る。謂はく、[八九]大迦葉なり。五には善巧に所問に酬答するに由る。謂はく、[九〇]蘇陀夷なり。六には八尊重法を敬受するに由る。謂はく、[九一]大生主なり。七には使を遣すに由る。謂はく、[九二]法授尼なり。八には持律を第五人と爲すに由る。謂はく、邊國に於てなり。九には十衆に由る。謂はく、中國に於てなり。十には三び佛・法・僧に歸することを説くに由る。謂はく、[九三]六十賢部共に集りて具戒を受くるなり。此の中或は本願力に由るが故に、或は阿世耶極めて圓滿なるが故に。或は薄伽梵の威の加はる所なるが故に。其の所應に隨つて具足戒を受く。

第十四節　受戒に際しての戒の持續に對しての要期

第一項　別解脫戒

是くの如く説く所の別解律儀は、應に幾くの時を齊りて、要期して受くるや。頌に曰く、

[九四]別解脫律儀は、　盡壽、或は晝夜なり。

論じて曰く、七衆の所依の別解脫戒は、唯、應に盡壽まで要期して受くべし。近住の所依の別解脫戒は、唯、一晝夜要期して受く。此の時定んで爾なり。

何の因の故に然るや。毘奈耶の相應の義理に非らず。一切智者に非らずして、能く其の實を測量せんや。

有餘師說かく、[九五]世尊、戒の時の邊際に但だ二種有るを覺知す。一は壽命の邊際、二は晝夜の邊際

【八七】耶舍（Yaśa）四分律三二（大・二二 788 b）、五分律一五（大・二二 105 a）等。
【八八】阿若憍陳如（Aññā-Koṇḍañña）（巴）等の五人。四分律三二（大・二二 788 b）、五分律一五（大・二二 105 a）等。
【八九】大迦葉（Mahākassapa）（巴）Thera 1051—1070 偈註本行集經四五（大・三 861 c）、
【九〇】蘇陀夷（Sodāyī）有部毘奈耶四（大・二三 649 c）に旃陀羅比丘の友なること出づ。
【九一】大生主（Mahāpajāpatī）（巴）Cullavagga X. 1. 四分律四八（大・二二 922 b）、五分律二九（大・二二 185）、十誦律四〇（大・二三 200 c）等。
【九二】法授尼（Dhammadinnā）但し（Cullavagga）。X. 221 五分律二九（大・二二 189 a）は Aḍḍhakāsī（事迦尸）とす。Mahāvastu III. p. 375 は Upārdhakāsī とす。
【九三】六十賢部（Ṣaṣṭi-bhadravarga）前記耶舍の朋友にして服佛出家す。
【九四】此の段は別解脫律儀の持續期間を明し、その八種の中、七種は一生涯、一種は一晝夜なることを示す。
【九五】俱舍論十四・九左。

唯、無表を成じて、表業に非らずとは、謂はく、靜慮を得したる補特伽羅の今の表の未だ生ぜず、先に生じて已に捨したるものなり。[八〇] 倶成と(倶)非の句は理の如く應に思ふべし。

第十三節　得戒の緣

[八一] 是くの如く表と無表とを建立し、及び成就し已れり。中に於て律儀の三種の差別は、云何にして得るや。頌に曰く、

[八二] 定生は靜慮に得し、　　彼の聖は道生を得す。
別解脫律儀は、　　得すること他の教等に由る。

論じて曰く、[八三] 靜慮律儀は心と倶に得す、若し有漏の近分と根本との靜慮地の心を得すれば、靜慮律儀は爾の時に便ち得す。彼の心と倶なるが故に。無色界從り沒して色界に生ずる時、隨つて彼の地の中の生得の靜慮を得す。即ち亦彼の倶行の律儀を得す。無漏の律儀も亦心と倶なるが故に。若し無漏の近分と根本との靜慮地の心を得すれば、爾の時便ち得す。

「彼」の聲は、前の靜慮の心を顯はさんが爲めなり。復、「聖」の言を說くは、無漏を簡取するなり。[八四] 六の靜慮地に無漏心有ればなり。謂はく、未至と中間と及び四根本定となり。三の近分には非らず。後に當に辯ずるが如し。

別解脫律儀は、[八五] 他の教等に由りて得す。能く他を教ふる者を說いて名けて他と爲す。是くの如き他の教の力に從りて、戒を發すが故に、此の戒は他の教に由りて得すと說く。此れに復、二種あり。謂はく、僧伽と補特伽羅とに從りて、差別有るが故に。僧伽に從りて得すとは謂はく、苾芻、苾芻尼、及び正學の戒なり。補特伽羅に從りて得すとは、謂はく、餘の五種の戒なり。諸の[八六] 毘奈耶の毘婆沙師は、說かく、十種の具戒を得する法有り。彼れを攝せんが爲めの故に、復、「等」の言を說

【八〇】倶成とは表と無表とを倶に成ずること、別解脫律儀等に住するが如し。倶非は表も無表も成ぜざること、卵㲉中に住するが如し。

【八一】此の段は三種の律儀を如何にして得するかを明す。

【八二】順正理論三十七には「定生得定地」とあり。

【八三】靜慮律儀は四禪の有漏定に入りたるときに得す。

【八四】未至・中間・四根本定のこの六の靜慮地を、六無漏地と稱し、聖者は必ずこの六の何れかに入りて道共戒を得するものとす。

【八五】他教(Paravijñāpana)。

【八六】雜心論三(大・二八 890 c)。摩訶僧祇二三(大・二二 412 b)。Mahāvastu I. p. 2 Mahāvagga I. 95, 628, 29.

の劣に由るが故に」。此の責めは理に非らず。所起は能起の心よりも劣るが故なり。然る所以は無記の心、能く表業を發し、發す所の表業は、無表を生ぜざるが如し、故に知んぬ。所起は能起の心に劣る。

第五項　不律儀の異名

律儀の名に既に差別有るが如く、不律儀の號も亦、別有る耶。亦、有り。云何ぞ。頌に曰く、

惡行[七七]とも惡戒[七八]とも業とも、　業道とも、不律儀ともいふ。

論じて曰く、此の惡行等の五種の異名は、是れ不律儀の名の差別なり。是れは諸の智者の呵厭する所なるが故に、果の非愛の故に、惡行の名を立つ。淨の尸羅を障ふるが故に、惡戒と名く。身・語の造る所なるが故に、名けて業と爲す。根本に攝する所にして、能く業思を暢べ、業の遊ぶ所の路の故に、業道と名く。身・語を靜めざれば、不律儀と名く。然も業道の名は、唯、初念に目く。初後の位に通じて、餘の四名を立つ。

第六項　表業成就と無表業成就との關係

今應に思擇すべし。若し表を成就すれば、亦、無表を成就する耶。應に四句を作るべし。頌に曰く、

表を成じて無表に非らざるは、　中に住する劣思の作なり。
捨して未だ表を生ぜざる定は、　無表を成じて表には非らず。

論じて曰く、唯、表を成就して、無表に非らずとは、謂はく、非律、非不律儀に住し、劣れる善惡の思、善を造り、惡を造り、身語の二業、唯能く表を發す。此れすら尚無表業を發すこと能はず。況んや、諸の無記の思の發す所の表をや。[七九]有依の福と、及び業道を成ずるをば除く。彼れは劣れる思の起すものなりと雖も、亦、無表を發すが故に。

【七七】惡行(Duścarita)。
【七八】惡戒(Dauḥśīlya)。
【七九】唯、如何に劣思なりとも、有依の七福業をなすと、人命を斷ちて業道成就するとは、無表を成ず。

第三項　律儀不律儀と處中の善惡

[七三]若し律と不律儀とに安住すること有るに、亦、惡と善との無表を成ずること有りや。不や。設し成ずること有れば、幾くの時を經と爲んや。頌に曰く、

律と不律儀とに住して、　　染淨の無表を起すは、
初には中を成じ、後には二なり。　　染淨の勢の終に至る。

論じて曰く、若し律儀に住するも、勝れたる煩惱に由つて、殺縛等の諸の不善業を作さんに、此れに由りて便ち不善の無表を發す。不律儀に住するも、淳淨の信に由り、禮佛等の諸の勝れたる善業を作さんに、此れに由りて亦諸の善の無表を發す。乃至、此の[七四]二心の未だ斷ぜざる來、發す所の無表は恒時に相續す。然るに其の初念は唯、現在をのみ成じ、第二念等は通じて過現を成ず。

第四項　表業の成就

已に無表を成ずるを辯ぜり。[七五]表業を成ずるは云何ぞ。頌に曰く、

表は正しく作すは[七六]中を成ず。　　後は過を成じ、未に非らず。
有覆と及び無覆とは、　　唯、現在を成就す。

論じて曰く、一切の律と不律儀に安住すると、及び中に住するものとあり。乃至正しく諸の表業を作してより來た、恒に現の表を成ず。初刹那の後、未だ捨せざる來に至るまで、恒に過去を成ず。必ず未來の表を成就すること無きは、(未來の色は)不隨心の色にして、勢微劣の故なり。諸の散の無表も亦、此の釋に同じ。有覆無覆の(二)無記の表は、定んで能く過未を成就すること有ること無し。法の力劣なるが故に、唯、能く法と倶行する得を引起す。得の力劣なるが故に、自類の相續を引生して、法の滅し已れるを、追得して成すと言ふ可きこと能はず。亦逆に當法を得する功能無し。「豈に、此の表は能起の心の如く、亦。去來世を成ずる者有るべからずや。此の表の力の劣は、彼

【七三】律儀不律儀に住する人が、善と惡との無表を成ずること有るが、成ずるとせば、幾くの時を經るかを述ぶ。
【七四】二心、善不善の二心。
【七五】此の段は表業を成就することを述ぶ。
【七六】中。現在のこと。

の「未だ捨せず」との言は、遍く流れて後に至る。

別解脱に安住するものを說くが如く、不律儀に住するものも、應に知るべし。亦爾なり。謂はく、初念從り乃し律儀を受くる等の捨惡戒緣に遇はざるに至るまで、恒に現世の惡戒無表を成ず。初刹那の後も亦、過去を成ず。諸有の靜慮律儀を獲得するものは、乃し未だ捨せざるに至るまで、多く恒に過と未とを成ず。前生に失ふ所の過去の定律儀、今初刹那に必ず還た彼れを得するが故に。順決擇分に攝する所の定律儀は、初刹那中過去を成ぜず。餘生に得する所は、命終の時に捨し、今生重ねて彼の法を得べきこと無きを以て、彼の法を簡ばんが爲めの故に「多」の言を說く。

無漏の律儀は一切の聖者、多く過未を成ず。唯、初刹那には過去を成ぜず。此の類の聖道は先きに未だ生ぜざるが故なり。昔曾て未だ得ざるを、創めて得るを初と名く。先に得たるを已に失ひ、今創めて得する時、亦、過去をも得。已に曾て生じたる者を、初刹那の後、乃し未だ捨せざるに至るまで、亦過去を成ず。未來の成就は、乃し未般無餘依の涅槃に至るまでなり。若し靜慮と及び無漏道とに入るは、次の如く現在の靜慮と道との律儀を成ず。出觀の時には、現在を成ずること有るに非らず。定と道との無表は、隨心轉の故に、散心の現前は、必ず彼れ無きが故に。

第二項　處中に住するものの無表

已に善惡の律儀を安住するを辯ぜり。[七三]中に住するは如何ぞ。頌に曰く、

中に住して無表有るは、　初は中を成じ、後は二なり。

論じて曰く、中に住すると言ふは、謂はく、非律儀・非不律儀なり。彼れの起す所の業は、必ずしも一切皆無表あるに非らず。若し無表有れば、即ち是れ善戒、或は是れ惡戒の種類の所攝なり。或は二類に非らず。彼れの刹那は、但だ中の世を成ず。謂はく、現在を成ずるなり。此れは是れ過去。未來の中なるが故に、初刹那の後、未だ捨せざるに來、恒に過現の二世の無表を成ず。

【七三】律儀不律儀何れでもなく、その中に住するもの〻無表について述ぶ。

身律儀は善い哉、　善い哉語律儀。
[六六]意律儀は善い哉、　善い哉[六七]遍律儀。

又　契經に『[六八]應に善し眼根の律儀を守護すべく、善安住すべし』と說く。此の意と根との律儀は、何を以て自性と爲すや。此の二の自性は無表色に非らず。若し爾らば是れ何ぞ。頌に曰く、

正知と正念と合するを、　意と根との律儀と名く。

論じて曰く、意と根との律儀は、一一各、正知と正念も合するを以て自體と爲す。故に契經に說く、『眼、色を見已りて喜ばず、憂えず、恒に安住し、捨にして正知正念なり』と。是くの如く乃し意、法を了し已るに至る。別名を列ね已りて、重ねて合の言を說くは、二律儀は次の如く二を體と爲すと謂ふを遮す。

第十二節　表無表の成就

第一項　無表の成就

[六九]今應に思擇すべし。表及び無表は、誰は何を成就し、何れの時分に齊(かぎ)るや。且らく無表の律儀不律儀を成ずることを辯ずべし。頌に曰く、

別解に住する無表は、　未だ捨せずんば恒に現を成ず。
刹那の後には過を成ず。　不律儀も亦然り。
靜慮律儀を得したるものは、　[七〇]多く恒に過未を成ず。
聖の初めには過去を除く。　[七一]定と道とに入るは中を成ず。

論じて曰く、別解脫に住する補特伽羅は、初刹那從り乃し未だ學處を捨する等の諸の捨戒緣に遇はざるに至るまで、恒に現世を成ず。此の別解脫律儀の無表は、初刹那の後も亦過去をも成ず。前

【六四】一、靜慮にして斷に非らず。未至定の九無間に依る有漏の律儀を除き、所餘の有漏の靜慮律儀、二、斷にして靜慮に非らず。未至定の九無間と俱生する律儀、三、靜慮にして斷。未至定の九無間に依る有漏の律儀。四、靜慮にも非らず、斷にも非らず。無漏の未至定の九解脫と四根本定・中間定の無漏律儀。
【六五】以上身語の律儀が說かれてあるが、經典中にある意律儀、根律儀とは如何と問ひ、その體を明す。
【六六】意律儀(Manasā saṃvara)。
【六七】遍律儀(Sambattha saṃvara)。
【六八】雜阿含十一・五(大・二75 c)。
【六九】此の段は表無表を成就する人と、成就せらるゝ表無表の種類とその三世を明す。
【七〇】順正理論三十六には「恒成就過未」となる。
【七一】順正理論三十六には「住定道成中」となる。

靜慮と道生とを成ず。　　後の二は隨心轉なり。

論じて曰く、八衆は皆別解脫律儀を成就す。謂はく、苾芻從り乃し近住に至る。靜慮生とは謂はく、此の律儀は(靜慮)從り、或は靜慮に依つて生ずるに由るが故に。若し靜慮を得すれば、定んで此の律儀を成ず。[六〇]靜慮の眷屬を亦靜慮と名く。道生の律儀は、聖者は皆成就す。此れに復、二種有り、謂はく、學及び無學なり。

[六一]前に說く所の三律儀の中に於て、靜慮と道生とは心に隨つて轉ず。別解脫に非らず。所以は何ぞ。[六二]異心にも無心にも亦恒に轉ずるが故に。

第六項　斷律儀

[六三]靜慮と無漏との二種の律儀は、亦斷律儀と名く。何の位に依りて建立するや。頌に曰く、

未至の九無間と、　　俱生する二を斷と名く。

論じて曰く、未至定の中の九無間道と俱生する靜慮と、無漏との律儀は、能く永く欲纏の惡戒、及び能起の惑を斷ずるを以て、斷律儀と名く。唯、未至定の中に斷對治有るが故に。此れに由りて但だ九無間道を攝す。此の中の尸羅は惡戒を滅するが故に。此れに由りて或は靜慮律儀にして、斷律儀に非らざる有り。應に四句を作るべし。[六四]第一句は未至定の九無間道を除き、所餘の有漏の靜慮律儀なり。第二句は未至定の九無間道に依る無漏律儀なり。第三句は未至定の九無間道に依る有漏の律儀なり。第四句は未至定の九無間道を除く所餘の一切の無漏律儀なり。是くの如く或は無漏の律儀にして、斷律儀は非らざる有り。應に四句を作るべし。謂はく、前の四句の逆次なり。應に知るべし。

第七項　意律儀と根律儀

[六五]若し爾らば世尊の說く所の略戒、

【五二】此の段は別解脫律儀の異名をあぐ。
【五三】尸羅(Śīla)を語原 Śi(凉し)より來ると見て、Śīta 即ち清凉の義と見たるもの。
【五四】これは Śīra 耕し、平らにするの義と見たるものか。平治(Prati-sthāpana)。
【五五】尸羅を平治の義に見るが故に、險惡(Viṣama)の業を平等とすとなせしもの。
【五六】尸羅の異名となす妙行(Sucarita)。
【五七】俱舍論十四・四右に「依業暢義立業道名」とあり。所作の究竟したる初の刹那に於て、身語の惡を防ぎ、そこに前の思が延びて遊履するが故に、業道といふ。業道は思の心所(業)が所遊履(道)の意なり。
【五八】後起(Kṛṣṭha)。
【五九】此の段はいかなるものか、いかなる律儀を成就するかを明す。
【六〇】俱舍論十四・四左に諸靜慮邊となす。
【六一】三律儀の中、靜慮生と道生との二律儀を隨心轉の律儀と稱するを明す。
【六二】別解脫律儀は亂心にも、無心にも隨流すること。
【六三】靜慮生と道生との二律儀を斷律儀(Prahāṇa-saṃvara)と名くることを明す。

子の爲めに略して學處に三有りと説くが如し。[五一]若し一切の離る應き身語業を離れて受くるに、第四の苾芻律儀を建立す。

第四項　別解脱律儀の異名

[五二]別解脱律儀の衆名の差別は、頌に曰く、

　倶は尸羅とも、妙行とも、　　業とも律儀とも名くることを得、
　唯、初めの表無表のみは、　　別解とも業道とも名く。

論じて曰く、[五三]清涼を以ての故に名けて尸羅と曰ふ。此の中、尸羅は是れ[五四]平治の義なり。戒は能く[五五]險業を平にするが故に、尸羅と名くることを得。智者稱揚するが故に[五六]妙行と名く。或は此れを修行して愛果を得るが故に、所作の自體なるが故に名けて業と爲す。亦、律儀と名くること、前に已に釋するが如し。是くの如く應に知るべし。別解脱戒は、初後の位に通じて差別の名無し。唯、初刹那の表及び無表が、別解脱及び業道の名を得、謂はく、受戒の時の初めの表無表は、別々に種々の惡を棄捨するが故に、初めに別に捨する義に依つて、別解脱の名を立つ。或は初め修む應き所の故に、別解脱と名く。或は彼れの初めて起り、最も能く嶽の如き險惡趣を超過するが故に、別解脱と名く。卽ち初刹那の表と無表とを亦名けて、根本業道と爲すことを得。[五七]初めは身・語を防ぎ、思の業を暢ぶるが故に、第二念從り乃し未だ捨ぜざるに至るまで、別解脱と名けず、別解脱律儀と名くるも、業道と名けず、但だ[五八]後起と名く。

第五項　機根と律儀との關係

[五九]已に差別の律儀を安立するを辯ぜり。當に律儀の成就の差別を辯ずべし。誰か何の律儀を成就するや。頌に曰く、

　八は別解脱を成ず、　　靜慮と聖とを得する者は、

【四〇】以下四種の律儀の遠離するものをあげて、その安立を述ぶ。
【四一】殺生(Prāṇātipati, Pāṇātipata)。
【四二】不與取 (Adattādāna, Adinnadāna)。
【四三】欲邪行(Kāmamithyācāra-Kāmamicchācāra)。
【四四】虛誑語(Mṛṣavāda, Musāvāda)。
【四五】飲諸酒 (Mādyapāna, Majjapāna)。
【四六】塗飾香鬘舞歌觀聽(Gandhamālya-viropana varṇaka-dhāpaṇa)。
【四七】座臥高廣嚴麗牀座(Uccaśayana-mahāśayana)。
【四八】食非時食(Vikālabhojana)。
【四九】十戒とする場合には、前八戒の第六を塗飾香鬘と舞歌觀聽の二とすると、及び受畜金銀寶を第十として加へるとの二説。
【五〇】雜二九・三四(大・二 21こ)跋耆子、二百五十戒を守ること能はずと、佛に申し上げ敎へを受く。A.III. 83. 婆沙四六(大・二七・238 a)。栗氏子は Vrjiputra, Vajjiputta。
【五一】一切の離るべき身語業と!て、比丘の受くべき戒は、部派によつて異るも、大凡そ二百五十なり。

に知るべし。亦、爾なり。因緣の別なるに由るが故に、體同じからず。如如の多種の學處を受けんことを求め、如是、如是の能く多種の高廣牀座・飲諸酒等・憍逸の處を離るゝ時、即ち衆多の殺等の緣を離れて起る。諸の遠離は因緣に依つて發るが故に、因緣別なれば、遠離に異有り。若し此の事無くんば、苾芻律儀を捨するに、爾の時別に應に三律儀皆捨すべし。前の二は攝して、後の一の中に在るが故に。既に然りと許さゞるが故に、三各別なり。然も此の三種は互に相違せず。一身の中に於て、俱時にして轉ず。後を受くるに由つて、前の律儀を捨するに非らず。苾芻戒を捨するに便ち、近事等に非らざる勿れ。先きに已に彼の二律儀を捨するが故に。

第三項　近事・近住・勤策・苾芻の律儀の安立

[四〇]近事・近住・勤策・苾芻の四種の律儀は、云何が安立するや。頌に曰く、

五と八と十と、　一切との離る應き所を離るゝを受くるに、
近事と近住と、　勤策と及び苾芻とを立つ。

論じて曰く、應に知るべし、此の中、數の次第の如く、四の遠離に依つて四律儀を立つ。謂はく、五の離る應き所の法を離るゝを受くるに、第一の近律儀を建立す。何等をか五の離る應き所の法と爲すや。一は[四一]殺生、二は[四二]不與取、三は[四三]欲邪行、四は[四四]虛誑語、五は[四五]飲諸酒なり。若し八の離る應き所の法を離れて受くるに、第二の近住律儀を建立す。何等をか八の離る應き所の法と爲すや。一は殺生、二は不與取、三は非梵行、四は虛誑語、五は飲諸酒、六は[四六]塗飾香鬘舞歌觀聽、七は[四七]座臥高廣嚴麗牀座、八は[四八]食非時食なり。若し十の離る應き所の法を離れて受くるに、第三の勤策律儀を建立す。[四九]何等をか十の離る應き所の法と爲すや。謂はく、前の塗飾香鬘と舞歌觀聽を開いて二種と爲し、復、受畜金銀等の寶を加へて以て第十と爲す。衆多の學處を怖怯する在家の有情を引いて、受持し易きことを顯はさんが爲めの故に、八戒に於ては二を合して一と爲す。佛、[五〇]栗氏

---

nivāsin）近住は普通鄔波婆沙と音寫し、在家の男女の弟子にして、これは一晝夜を限り、八戒を受持するものをいふ。他の時は近事、近事女なり。

【三三】苾芻・苾芻尼・正學・勤策・勤策女の五人に就て、その離惡行・離欲行に依りて五律儀を立つるをいふ。

【三四】近事、近事女の二に就て、離惡行、非離欲行に就て二律儀を建立す。

【三五】僅に一晝夜八戒を持つものに依つて、近住律儀を立つるをいふ。

【三六】別解律儀は別解脫律儀の略。

【三七】苾芻尼、勤策女、正學、近事女の四律儀は、苾芻、勤策、近事の三律儀に異ならざるをいふ。

【三八】若し近事律儀より勤策律儀を受け、勤策律儀より苾芻律儀を受くる時、惡を遠離する方便を增すが故に、別々の名を立つるか、又は前の律儀と、後の律儀に體全く別にして、頓生するかとの問なり。

【三九】一錢に一錢を加へて二錢となり、五に五を加へて十となるが如く、近事の五戒に五戒を加へて、勤策の十戒となり、勤策の十戒に二百四十戒を加へて苾芻の二百五十戒となるものかとの問ひ。

するが故に、[三四]次に復、能く離惡行、非離欲行の補特伽羅に依つて、盡形在家の二衆の律儀の差別と安立す。是くの如きの類の補特伽羅は、乃し命終に至るまで、殺等の諸惡行を離るゝを以ての故に、非梵行を遠離すること能はざるが故に。是の經の中に但だ是の說を作すに由り、欲邪行を離れ、非梵行に非らず。[三五]後復、能く修めて、全く、惡行、欲行を離るゝに非らざる補特伽羅に依つて、在家一晝一夜の律儀の差別を安立す。是くの如き類の補特伽羅は、全く惡行諸欲を離るゝこと能はず。漸く習ふて全く惡行及び諸欲を離れ、方便住を行ぜ令めんが爲めなり。故に名は八有りと雖も、實體は唯、四なり。一に苾芻律儀、二に勤策律儀、三に近事律儀、四に近住律儀なり。唯、此の[三六]四種の別解律儀は、皆實體有り、相各別なるが故に。所以は何ぞ。苾芻律儀を離れて、別の苾芻尼律儀無し。勤策律儀を離れて、別の正學、勤策女律儀無し。近事律儀を離れて、別の近事女律儀無し。云何が然ることを知るや。形の改轉に由つて、體に捨得無しと雖も、而も名は異有るが故に。形とは謂はく、形相、卽ち男女根なり。此の二根の男女の形別なるに由る。但だ形の轉ずるに由つて、諸の律儀の名をして、苾芻、苾芻尼等と爲ら令む。謂はく、轉根の位に本の苾芻律儀をして、苾芻尼律儀と名け令め、或は苾芻尼律儀をして、苾芻律儀と名け令む。本の勤策律儀をして、勤策女律儀と名け令め、或は勤策女律儀、及び正學律儀を勤策律儀と名けしむ。本の近事律儀をして近事女律儀と名け令め、或は近事女律儀を近事律儀と名けしむ。轉根の位に先きに得するを捨し、先きに未だ得せざる律儀を得する因緣有るに非らざるが故なり。[三七]四の律儀は三體に異るに非らず。

[三八]若し近事律儀從り、勤策律儀を受け、復、勤策律儀從り苾芻律儀を受く。此の三の律儀、遠離の方便を增足するに由つて、別別の名を立つること、[三九]隻雙の金錢と、及び五十、二十との如しと爲んや。體各別にして具足して頓に生ずと爲んや。三種の律儀の體は相雜せず、其の相各別にして、具足して頓に生ず。三律儀の中に三の離殺を具し、一一の離殺、其の體各異る。餘は所應に隨つて當

種類をあぐ。

【三五】 苾芻律儀(Bhikṣu-saṁvara)苾芻は比丘とも音寫し、乞士と翻ず。佛の出家の男弟子をいふ。その受戒の時、得する無表を苾芻律儀ともいふ。

【三六】 苾芻尼律儀(Bhikṣuṇī-Saṁvara) 苾芻尼は比丘尼とも音寫す。出家せる女弟子なり。

【三七】 正學律儀 Śikṣamāṇā-Saṁvara) 正學は式叉摩那とも音寫し、次下の勤策女が比丘尼となるため、一年間の試驗期の呼稱なり。

【三八】 勤策律儀(Śāmaṇera-Saṁvara) 勤策は普通沙彌と音寫し、佛門に歸入して比丘となるまでの間をいふ。七歲にして沙彌として許され、二十歲にして比丘となるまでの間をいふ。

【三九】 勤策女律儀(Śāmaṇerī-Saṁvara) 勤策女は沙彌尼とも音寫され、同上の女人なり。但し女に限り比丘尼となるまでに正學の試驗期を要す。

【三〇】 近事律儀(Upāsaka-saṁvara) 近事は普通優婆塞と音寫し、在家の男の信者をいふ。五戒を持つ。

【三二】 近事女律儀 (Upāsikā-Saṁvara) 近事女は普通優婆夷と音寫し、同上の女人なり。

【三三】 近住律儀(Upavāsa-sa-

業の界地を辯じ、傍論已に周ねし。復、應に前の表・無表の[一四]相を辯ずべし。頌に曰く、

無表に三あり、律儀と、　不律儀と非二となり。

論じて曰く、應に知るべし、無表に略して說くに三有り。一には[一五]律儀、二には[一六]不律儀、三には非二なり。謂はく、[一七]非律儀非不律儀なり。惡戒の相續を能く遮し、能く滅するが故に、律儀と名く。

第十一節　律　儀

第一項　律儀の種類

是くの如き[一八]律儀に差別、幾く有りや。頌に曰く、

律儀は別解脫と、　靜慮と及び道生なり。

論じて曰く、律儀の差別に略して三種有り。一には[一九]別解脫律儀、謂はく、[二〇]欲界の戒なり。二には[二一]靜慮生律儀、謂はく、[二二]色界の戒なり、三には[二三]道生律儀、謂はく無漏戒なり。

第二項　別解脫律儀

初めの[二四]律儀の相の差別は云何ぞ。頌に曰く、

初めの律儀に八種あり、　實體は唯、四なり。
形轉ずれば名異るが故に、　各別なれども相違せず。

論じて曰く、別解脫律儀の相の差別に八有り。一には[二五]苾芻律儀、二には[二六]苾芻尼律儀、三には[二七]正學律儀、四には[二八]勤策律儀、五には[二九]勤策女律儀、六には[三〇]近事律儀、七には[三一]近事女律儀、八には[三二]近住律儀なり。是くの如き八種の律儀の相の差別を、總じて第一別解脫律儀と名く。[三三]此の中能く離惡行、及び離欲行を修むる補特伽羅に依つて、前の五律儀の差別を安立す。是くの如き類の補特伽羅は、乃し命終に至るまで、殺等の諸惡行を離るゝを以ての故に、及び能く非梵行を遠離

【一四】 此の段は三種の無表を明す。

【一五】 律儀(Saṁvara)護。

【一六】 不律儀(Asaṁvara) 非護。

【一七】 非律儀非不律儀(Naiva-saṁvara-nāsaṁvara) 非護非々護。

【一八】 この段は律儀の種類を明す。

【一九】 別解脫律儀(Prātimokṣa-saṁvara) 具足戒を受くるとき、その一一の戒法に就て得る無表をいふ。戒法の一一に應じて、別々に解脫するが故に、別解脫の名あり。

【二〇】 欲界にて得べき戒なるが故にこの名あり。

【二一】 靜慮生律儀 (Dhyāna-saṁvara) 定共戒ともいひ、色界の靜慮を修する時、自ら防非止惡の力を生ずるをいふ。

【二二】 色界の定を修して得る戒の故にこの名あり。

【二三】 道生律儀(Dhyānaja-saṁvara) 無漏律儀ともいふ。無漏道を得るとき、自ら防非止惡の力を生ずるをいふ。

【二四】 此の段は別解脫律儀の

隨轉に非らず。謂はく、見所斷の心なり。隨轉有りて轉に非らず。謂はく、眼等の五識なり。轉にして亦隨轉なる有り。謂はく、[七]修所斷の一分の意識なり。轉に非らず、隨轉に非らざる有り。[八]謂はく、餘の一切の修所成の識なり。修所成は無分別なるを以ての故なり。異熟生の識も亦隨轉爲ることと、[九]順正理に此の義を成立するが如し。

[一〇]轉と隨轉との識性は、必ず同じき耶、爾らず。云何ぞ。謂はく、前の轉の識、若し是れ善性ならば、後の隨轉の識は善等の三に通ず。不善と無記と轉と爲すも亦爾り。唯、牟尼尊の轉と隨轉の識は、多分同性にして、少しく不同有り。謂はく、轉若し善心ならば、隨轉も亦善なり。轉の心若し無記なれば、隨轉(の心)も亦然り。續く刹那に於て、定んで迷ひ無きが故に。而も或は位有りて、善、無記に隨つて轉ず。曾て時有りて無記、善に隨つて轉ずること無し。佛世尊は說法等に於て、心或は增長するも、萎歇すること無きが故に。

[一一]既に善等轉と隨轉と各三と說けり、此れに准じ、標釋中、明證と爲すに足る。發す所の諸業の善惡等を成ずるは、因等起に隨ひ、刹那に隨ふに非らず。此れに異り[一二]「善心の引發する所の業は、既に不善と無記の心に俱ならば、何の理か、能く惡と無記とを成ずるを遮せんや」。[一三]是れ則ち應に、別の思惟を因と爲すに從つて、別の性類の業を引生すること有るべし。是くの如くんば、勤勵して善を爲さんと欲する者、翻つて不善と無記の業有つて生ぜん。或は此れに相違せん、便ち正理に乖くが故に。業の善等と成るは、定んで轉の力に由る。隨轉の力に由るに非らず。其の理善く成ず。然るに定心に隨ふ諸の無表業と、俱時に起る心とは、一果の故に、隨轉の力に由つて、善性成ずることを得。定んで此の心に屬して生ずることを得るが故に。

第十節　三種の無表

【七】俱舍論十三・十七右に「修所斷三性意識」とあり。

【八】同上「諸無漏異熟生心」とあり。

【九】順正理論三十六。

【一〇】轉と隨轉とを三性に約して說く。

【一一】以下、表業の轉隨轉との關係を說く。

【一二】表業の善惡は、轉に依りて隨轉に非らずとの義に對し、隨轉心と俱時なるが故に、隨轉心の如く善惡を成ずべしとの難。

【一三】前の難に對して、若し然らば、善を成さんとして惡業を成じ、惡を成さんとして善業を成ずるが故に、然らず。表業の善惡は因等起によると結論したるなり。

るが故に。

上に言ふ所の如く、[三]見所斷の惑は、內門轉の故に、表を發すこと能はず。若し爾らば何に緣つて[四]薄伽梵は『邪見に由るが故に邪思惟、邪語、邪業、及び邪命等を起す』と說くや。此れは相違せず。[五]見所斷の識は表業を發すに於て、但だ能く轉と爲る。能く表を起す尋伺の生ずる中に於て、資糧と爲るが故に、隨轉と爲らず。外門の心の正しく業を起す時に於ては、此れ有ること無きが故に、此れに由るが故に見所斷の心は、因等起と爲つて身・語業を發す。定んで刹那等起と爲ること能はず。見所斷の識は、能く思量すと雖も、而も功能の身を動かし、語を發すること無し。然も一表業を動發する中に於て、多心の思量の動發有る容きも、唯、後の一念、表と俱行す。此れに異らば、表は應に刹那性に非らざるべし。見所斷の識は能く轉と爲りて、有表業を發すると雖も、然も表業は此の識の無間に、卽ち內門轉の心を生ずるに非らず。身語の表と俱行する識を、引起すること能はざるが故に。若し此れに異らば、見所斷の心も亦、應に、表業に於て刹那等起爲るべし。修所斷の加行の意識は、能く無間に表と俱行する心を引くを以て、亦表と俱行し、刹那等起と爲るが故に。見所斷は能く因と爲りて、諸の表業を引くと雖も、修所斷の因等起の心を離れて、表に俱行する心は、起ることを得容きこと無し。是の故に欲界には有覆無起の表業有ること無し。然るに契經の中、但だ、展轉して因等起と爲るに據つて、密に是の言を作す『邪見に由るが故に、邪語等を起す』と。阿毘達磨は彼れは無間に表を俱行する識を引生すること能はざるが故に、密意に『見所斷の心は內門轉の故に、表を發すこと能はず』と(言ふに)據る。是の故に經と論と、理として相違せず。

[六]又見所斷若し表色を發さば、此の色則ち應に是れ見所斷なるべし。色は見斷に非らざること、前に已に成立す。若し五識身ならば、唯、隨轉を作す。無分別の故に。外門轉の故に。修斷の意識は有るは二種に通ず。有分別の故に、外門轉の故に。此れに由りて應に四句分別を成ずべし。轉有り、

【三】 見所斷の惑は、心の上にのみ向ひ、內門轉なるが故に表業を發さず、然るに何故に經に「邪見に由り、邪思、邪語、邪業等を起す」と說くやと問ふなり。

【四】 雜阿含二十八・二（大・二 198 b）。

【五】 見所斷の識は、表業を發すに於て、轉因となる。卽ちこの見所斷の邪見等によりて表業を發す尋伺起り、この尋伺に依り、邪語等の身語業を起すものなる故に、見所斷の邪見は遠等起にして轉因となり、尋伺の心所が正しく業を起す時には、既に滅するが故に、隨轉因とならず。

【六】 俱舍論十三・十六左。

卷の第十九

〔辯業品第五の二〕

第九節　二種の等起

上に言ふ所の如く、等起の力に由りて、身・語の二業は、善・不善を成ず。等起に幾く有るや。何の等起の力が、身・語業をして、善・不善を成ぜ令むるや。等起は相望むるに差別云何ぞ。[一]頌に曰く、

等起に二種有り、　因及び彼の刹那なり。
次第の如く應に知るべし、　轉と名け、隨轉と名く。
見斷の識は唯、轉なり。　唯隨轉なるは五識なり。
修斷の意は二に通ず。　[二]倶に修所に非らず。
轉の善等の性に於て、　隨轉は各三を容る。
牟尼の善は必ず同なり。　無記は隨或は善なり。

論じて曰く、身・語の二業の等起に二有り。謂はく、因等起と、刹那等起となり。先きに在りて因と爲るが故に、彼の刹那に有るが故に。次(ついで)の如く初めを轉と名け、第二を隨轉と名く。謂はく、因等起は將に業を作さんとする時、是の思惟を作す「我れ今當に、是くの如き、是くの如き作すべき所の業を作すべし。能く引發するが故に說いて名けて轉と爲す。刹那等起は正しく業を作す時、先きに轉ずる心の引發する所の業と、倶時にして行ずるが故に、說いて隨轉と名く。若し隨轉無ければ、先きの因有りて、能く引發を無すと雖も、無心位の如く、或は死屍の如く、表は應に轉ぜざるべし。隨轉は表に於て轉の功能有り。無表は隨轉に依らずして轉ず。無心にも亦、無表有りて轉ず

[一] 此の段は等起に二種あり。因等起刹那等起として、前者を轉と名け、後者を隨轉と名くとし、これを六識と三性に約して說明するものなり。

[二] 順正理論・倶舍論には「無漏異熟非」となる。

種有り。一には勝義、二には自性なり。有爲の無記は是れ自性の攝なり。別因を待たずして無記を成ずるが故に。無爲の無記は是れ勝義の攝なり。性是れ常にして、異門無きを以ての故に。

[六七]「若し等起の力、身・語業をして善不善なら令めば、此の身語業の所依の大種の例も、亦應に然るべし。倶に一心に從つて等起する所なるが故に」と。此の難は理に非らず。作者の心、本、業を起さんと欲し、大種に非らざるを以ての故に。謂はく、作者は大種の中に於て發起を樂欲し、我れ當に是くの如きの種類の大種の現前を引發すべしとて、此れを門と爲すに由つて、善惡の心起ること無し。又世に現見するに、身・語の二業は心を待つて生じ、未だ嘗て身・語の二業の、心を離れて起るもの有るを見ず。然るに四大種は、心を離れて亦生ず。故に知んぬ。彼の法は心を待つて起るに非らず。又、眼等心を待たずして生じ、其の性便ち善等の差別無きが如し。是くの如く大種は、心を待たずして生ずるが故に、理として亦、善等の差別無し。

[六八]「若し爾らば、諸の得、及び生等の相は、應に等起善等の差別無かるべし。本心の起さんと欲する所に非らざるを以ての故に。無心位の中、亦現起するが故に」と。此の難は理に非らず。法の勢力に由つて安立せられて、善等の差別成ずるが故に。謂はく、得と四相は法に依つて立つ。大種の待つこと無くして、自ら成ずるが如きに非らず。有爲法の中、一法として心の力を待たずして、善・不善を成ずること有ること無し。是の故に諸の得、及び生等の相は、所屬の法の如く、要らず心の力に由つて、善等の性を成ずること、其の理善く成ず。生じ已つて心を離れて相續して轉ずと雖も、亦過有ること無し。即ち是れ前の心の勢力の引く所にして、其れをして轉ぜ令むるが故に。定に隨ふ[六九]無表も、定等の力の生ずるものにて、理も亦應に等起善の性なることを成ずべし。「天眼天耳も應に善性の攝なるべし。是れ善心の等起する所なるを以ての故に」。此の難は理に非らず。彼の二は解脫道の心に通ずるを以て、是れ無記なるを以ての故に。彼の二は道と倶時に生ずるが故に。

【六七】等起の善惡に就て、前の所說の如くんば、身語業の所依も、大種の等起善、等起惡なるべしとの難なり。

【六八】上の說明の如く、身語業の所依の大種が、等起善惡に非れば、得生等も然るべしとの難。

【六九】倶舍論十三・十五左、「若爾定心隨轉無表非正在定作意引生亦非散心加行引發不同類故如何成善」に對し、等起善たることを成ずるを主張す。

通果心を得るが如し。無記心の現在前に勝るが故に、諸の染法を得。染汚心の現在前に勝るが故に、諸の善法を得。此れ等は如何が善等の性を成ずるや。彼の法の倶生の得に就くを以ての故に、密に是の言を作す。異類の心は縁起を作さゞるに非らざるが故に、失有ること無し。異類の心は亦縁起を爲すと雖も、而も善等を成ずるは、彼の心を待つに非らず。或は復、彼の諸の得の等起に因る。即ち彼れを待つが故に、善等の性を成ずるが故に。得は等起に由つて、善等の性の異を成ず。

善性の四種の差別を説くが如く、[六五]不善の四種は此れと相違す。云何が相違するや。勝義不善とは、謂はく、生死の法なり。生死の中の諸法は皆苦を以て自性と爲す。極めて不安隱にして猶し痼疾の如し。自性不善とは謂はく、無慚愧と三不善根なり。有漏中、唯無慚愧と、及び貪瞋等の三不善根とは、相應と及び餘の等起を待たず。體是れ不善にして猶し毒藥の如し。相應不善とは謂はく、彼の相應の心心所法は、要らず無慚愧と不善根と相應して、方に不善性を成ずるに由る。異なれば則ち然らず。毒に雜はる水の如し。等起不善とは謂はく、身・語業と、生等と及び得となり。是れは自性相應の不善の等起する所なるを以ての故に。毒藥汁の引生する所の乳の如し。若し爾らば應に一有漏法も是れ無記、或は善なるもの無かるべし。皆生死の攝なるが故に。一切皆應に是れ不善の攝なるべし。勝義に據れば、理、實に應に然るべしと雖も、而も此の中に於て異熟に約して説く。諸の有漏法若し異熟果を記すること能はざれば、無記の名を立つ。中に於て若し能く愛の異熟を記すれば、説いて名けて善と爲す。

善・不善に既に勝義有るが如く、亦、[六六]勝義無記法有り耶。亦有り。云何ぞ。謂はく、二常法なり。非擇滅及び太虛空は更に異門無く、唯、無記性なるを以て、是の故に獨り勝義無記を立つ。別の自性、相應、等起無し。一の心所は唯、無記性にして、無記心と遍く相應すること無きが故に。方便を設けて自性等の三を立つるも、亦攝して盡くさず。無記多きが故に。是れに由りて無記に唯、二

【六五】次に四種の不善を明す。前の四種の善の如く、一、勝義不善。二、自性不善。三、相應不善。四、等起不善の四。

【六六】勝義無記法。無記には四種なく、たゞ此れと、自性無記の二のみなり。

修所斷の惑有ること無し。是の故に表業は上三地には都て無く、欲界中には有覆無記の表無し。

[六〇]但だ等起に由つて諸法をして、善・不善性等を成ぜ令むと爲んや。爾らず。云何ぞ。四種の因に由つて善性等を成ず。一は勝義に由る。二は自性に由る。三は相應に由る。四は等起に由る。何の法か、何の性ぞ。何の因成ずるや。頌に曰く、

第八節　三性の根據

勝義の善は解脫なり。　自性は慚愧根なり。
相應は彼れと相應す。　等起は色業等なり。
此れに翻ずるは不善と名く。　勝無記は二の常なり。

論じて曰く、[六一]勝義善とは謂はく、眞解脫なり。安隱の義を以て說いて名けて善と爲す。謂はく、涅槃中、衆苦永く寂し、最極安隱にして、猶し無病の如し。此れは勝義に由りて、善の名を安立す。是の故に涅槃を勝義善と名く。或は眞の解脫は是れ勝、是れ義にして、勝義の名を得。勝は最尊にして、與に等しき者無きを謂ひ、義は別に眞實の體性有るを謂ふ。此れは涅槃は等しきもの無く、實有の故に勝義と名くることを顯はす。安隱を善と名く。是れ善常の故に。

[六二]自性善とは謂はく、慚と愧と根なり。有爲中、唯、慚と愧と及び無貪等の三種の善根は、相應と及び餘の等起を待たずして、體性是れ善なるを以てなり。猶し良藥の如し。[六三]相應善とは、謂はく、彼れの相應なり。心心所は要らず慚と愧と、(三)善根と相應にして、方に善性を成ずるを以てなり。若し彼の慚等と相應せざれば、善性成ぜず。薬に雜ふる水の如し。[六四]等起善とは謂はく、身・語業と生等と、及び得と二無心定となり。是れは自性及び相應善、等起する所なるを以ての故に、等起の名を立つ。良藥汁の引生する所の乳の如し。異類の心に因つて、亦諸の得を起す。靜慮に因つて、

【六〇】業に所發の等起心に依りて、その善惡無記の三性の決定あるものとして、一切諸法はみな、かくの如く等起心に依りて、三性を成ずるや。

【六一】勝義とは涅槃をいふ。最高善なり。

【六二】自性そのものが善なるものにて、慚と愧と、無貪・無瞋・無癡の三善根なり。

【六三】相應善とは慚と愧と三善根とに相應して善となる心心所をいふ。

【六四】自性善及び相應善と等起して善となるもの。

は無色心は畢竟能く欲界の法に於て、苦麁等の諸の行相を作すこと無きが故に。所緣遠の義は此れに類して應に知るべし。無色心は但能く以下の第四靜慮の有漏の諸法を、苦麁等の行相の所緣と爲すに由る。對治遠とは謂はく、若し未だ欲界の貪を離れざる時、必定して無色定を起し、能く欲界の惡戒等の法の、厭壞及び斷の二對治を爲すこと容きこと無きが故に。緣ずる能はざるものを、能く厭壞す可きに非らざるが故に、無色界には無表色無し。

第四項　特に表色の界地に就て

[五四]表色は唯、二の有伺地に在り。謂はく、欲界初靜慮の中に通ず。上地の中に表有りと言ふ可きに非らず。有伺と說くは一切初靜慮中、遍へに表業有ることを顯はさんが爲めなり。若し上地に於ては表業全く無し。語表既に無し。何ぞ聲處有らん。外の大種を因と爲して聲を發する有り。外聲を遮せざるが故に、失有ること無し。[五五]有餘師の說かく、「上の三靜慮には亦無覆無記の表業有り。理必ず應に然るべし。上の三地中、三識身を起すこと、既に失有ること無し。如何が表業を發す心を起さゞらんや。[五六]然るに善と染心は、上は下を起さず、下の善と、下の染とは劣なるが故に、斷ずるが故に」と。是れに由つて上に生じ、善と染の表無きこと、前說を善と爲す。所以は何ぞ。彼れ現前すと雖も、彼の繫に非らざるが故に。

有覆無記の表は欲界には定んで無し。唯初靜慮の中に有りて說くことを得可し。[五七]曾て聞く、大梵、誑諂の言有り。謂はく、自衆の中に[五八]馬勝に徵問せらるゝを避けんが爲めに、[五九]故に矯つて、自ら歎ずる等なり。「復、何の緣を以て、二定以上には都て表業無きや。欲界の中に於ては、有覆無記の表業有ること無きや」。發業の等起の心無きを以ての故に。尋伺の心有りて、能く表業を發す。二定以上都て此の心無し。下地の心を起して、身・語表を發すと雖も、然も識身等の如き、上地の繫に非ず。又、表を發す心は唯、修所斷なり。見所斷の惑は內門轉の故に。欲界中に決定して、有覆無記

【五四】此の段は表業の界地を明す。表業は欲界と初禪と無尋唯伺の中間定とにあり。

【五五】倶舍論十三・十四右。

【五六】倶舍論十三・十四右に、「非上地生能起下地善及染心發身語表」とあり。これは上の三禪を發せども、それは有覆無記の表業にして、善と染に非らず。その故は上にありて下の善と、下の染を起さゞるが故なりとの意なり。

【五七】倶舍論四・九左に委し、倶舍論十三・十四右。

【五八】馬勝(Aśvajit, Assaji)。

【五九】矯つて自ら歎ずるは、有覆無記の語表業なり。

身・語・意業の差別の故に。復、五種有り。謂はく、身・語の二に、各、表・無表あり。及び思惟の一業の差別の故に。是くの如く五業の性、及び界地の建立は云何ぞ。頌に曰く、

無表は記なり、餘は三なり。　不善は唯欲に在り。
無表は欲色に遍し。　表は唯、有伺の二なり。
欲は有覆の表無し。　等起無きを以ての故に。

論じて曰く、無表は唯、善、不善性に通ず。無記有ること無し。所以は何ぞ。是れ[四九]强力の心の等起する所なるが故に。無記の心は劣りて因等起と爲り、强力の業を引き、後後の心位の中、及び無心の時、亦恒に續いに起ら令むる功能有ること無し。言ふ所の餘とは、謂はく、二表、及び思なり。三とは謂はく、皆善・不善・無記に通ずるなり。

第二項　界地門

[五〇]中に於て[五一]不善は欲に在りて、餘に非らず。[五二]不善根と無慚愧と有るが故に。善及び無記は其の所應に隨ひ、三界皆有り。別に遮せざるが故に。欲・界二界皆無表有り。決定して無色界中に在らず。無色界中には、伏色想有るを以ての故に。諸色を厭背して無色定に入るが故に。彼の定中、色を生ずる能はず。或は隨つて何れの處に於ても、身・語の轉ずること有らば、唯、是の處に身・語律儀有り。

第三項　無色界に無表無き所以

無色界の中には身・語の轉ずること無きが故に、身・語律儀有ること無し。毘婆沙師は是くの如きの説を作す、「惡戒を治せんが爲めの故に、尸羅を起す。唯、欲界中に諸の惡戒有り。無色は欲に於て[五三]四種の遠を具す。一は所依遠、二は行相遠、三は所緣遠、四は對治遠なり。所依遠とは謂はく、等至の入出位中に於て、等無間緣を所依の體と爲すこと、有る容きこと無きが故に。行相遠と

【四九】倶舍論十三・十三右には强業(Balavat-karma)とあり。無表業のことなり。
【五〇】中に於て。三界九地の中に於て。
【五一】不善。不善の表・無表及び意業。
【五二】貪・瞋・癡の三不善根と無慚・無愧の五を斷じて、上界に生れるが故に、上界にはこの五なし。
【五三】四種の遠。倶舍論七・九左。同十三・十三左に出づ。
一、所依遠(Āśraya-dūratā) 無色界の身中には、如何なる欲界の法も現起することなきこと、所依は依身の義なり。
二、行相遠(Ākāra-dūratā) 無色界にありては、第四禪を下地に觀るのみにて、その下の欲界を下地として麁苦等の行相をなさざるをいふ。
三、所緣遠(Ālambana-dūratā) 欲界の法を所緣とせざること。
四、對治遠(Pratipakṣa-dūratā) 厭對治、斷對治、持對治、遠分對治の四種の對治ある中、未だ欲界の貪を離れざる者は、無色定を起して、欲界の惡戒等に對し、厭・斷の二對治をなすこと能はざること。

には缺身と倶時にして起り、中間には具身と倶生する有り。後に缺減の時、復、倶起有り。故に具缺に於て各別に住持す。大種は然らず。一具の大種は一相續の爲めに、無表の生因たり。若し七支の與めに生因と爲らば、未だ嘗て暫くも缺支と倶生せず。如何が一を缺く時、餘を持して斷ぜざら令めんや。卽ち此の理に由り、無貪等を因と爲す從り生ずる所の離殺等の戒は、一有情の相續に對する有りと雖も、而も一を越ゆる時、一切を越ゆるに非らず。是れ各別の大種の果なるを以ての故に、大種別なれば、果類別なるが故に、別異の有情の相續に對すと雖も、多く無貪より生ずる所の無表を發して、而も但だ一具の大種の因と爲す。所生の果類別無きを以ての故に。是れに由りて若し一有情身に對し、一具の七支の生因同じければ、則ち一を越ゆるに隨つて、應に一切を越ゆべし。前の所設の難、其の理善く成ず。故に散の七支は別の大種に依る」。[四六]天眼起りて、本形を壞するに非らざるが如く、表色生ずる時、理も亦應に爾るべし。故に身表は身の中に在りて生ずと雖も、而も異熟色斷じ已つて、更に續く過無し。亦一具の大種聚の中に、二形色有りて、倶時に起る過無し。諸の身表は別に等流の大種の新生有りて、所依と爲るが故に、隨つて身分に依つて表色生ずる時、此の一分身は應に本の大、及び形色よりも大なるべし。極微增するが故に、然るに現見せず。其の理如何。有るが此れを釋して言く、「表及び大の相は微薄なるを以ての故に、染支の體の如し。然るに大の相の得可き有るを見ず」と。[四七]有るが說かく、「身中孔隙有るが故に、相容納すと雖も、本より大ならず」と。

第七節　表無表の性界地

第一項　三性門

[四八]已に業門に略して二種有るを辯ぜり。謂はく、思と思已業の差別の故に。復、三種有り。謂はく、

【四六】倶舍論十三・十二左。

【四七】倶舍論十三・十三右。

【四八】以下諸業の三性分別。界地分別をなす。倶舍論十三・十三右以下に當る。

生ず。有表業を造る大種も亦、應に是れ無始より來たの、同類の大種の等流果なるべし。異類從り定んで無表を生ずるに非らず。

所依の大種の無執受とは、定心の果なるが故なり。必ず愛心の此の大種を執じて、以て現在の內の自體と爲すこと無きが故に。又此の大種は其の餘の執受の相有ること無きが故に、無執受と名く。散地の無表の所依の大種は、有執受なりとは、散心の果なるが故に、愛心有りて執じて、現在の內の自體と爲すを以ての故に。顯色等の所依の大種、依身に繫屬して生を得るが故に、亦、毀壞す可し。外物觸るゝ時、苦樂を生ず可きが如し。

何に緣りて定心所生の無表は、是れ別異無き大種の所生にして、散の無表の生は、別の異の大に依るや。定生の無表は七支相望するに、展轉の力にて生じ、同一果なるが故に、唯、一具の四大種從り生ず。散は此れと相違するが故に、異の大に依る。若し散と無表と同一生因ならば、隨つて一を越ゆる時、應に一切の定生の無表を(捨す)べし。七支相望するに生因既に同じ。必ず頓捨するが故に。豈に、一切の有情の相續所生の、遠離殺戒に對するが如からざるや。同じく一具の大種の所生なりと雖も、一を越ゆる時、一切を頓捨するに非らず。七支の相對する理も亦、應に然るべし。「此の例は然らず。彼れは一具の大種の所造なりと雖も、然も其の對する所は、一一の有情の相續の異りなるが故に。若し七支戒が無異の大(種)の生にして、對する所の有情の相續、既に一なれば、何に緣りて一を越えて、一切を捨するに非らさるや。是の故に此れと彼れと例を爲すこと齊しからず」。若し爾らば、此れは應に命根の理に同じかるべし。命根の體の如き、具身の依と爲んや。身不具の時、亦依止と爲んや。故に身缺くと雖も、餘の根有るに隨つて、命、猶能く持して、斷壞せざら令む。是くの如く一具の大種を因と爲し、能く七支の具・不具の果を生ずるが故に、支缺くと雖も、餘支有るに隨つて、大、猶ほ能く持して斷壞せざら令む。「此れは亦例に非らず。彼の命根、先

表は唯、等流性なり。
身に屬するは有執受なり。

論じて曰く、今、此の頌の中、先づ無表を辯ず。[四一]諸の無表業に略して二種有り。定と不定地と差別有るが故なり。然るに此の總相は皆、[四二]無執受なり。有執受と相、相違するが故に。唯、善、不善の故に、異熟生に非ず。極微の集無きが故に、所長養に非らず。同類因有るが故に。是れ等流有り。「亦」の言は、刹那性有るを顯はさんが爲めなり。謂はく、初無漏の倶生の無表なり。識を待つて生ずるが故に有情數の攝なり。若し差別に就き、所依を分別せば、[四三]不定地の中の所有の無表は、等流、[四四]有受、異の大種より生ず。「異の大より生ずる」の言は、身・語の七が、一一是れ別の大種の所造なることを顯はす。定生の無表は差別して二有り。謂はく、諸の靜慮と無漏律儀となり。此の二倶に定に依つて長養せらる。[四五]無受、無異の大種の所生なり。「無異の大」の言は、此の無表の七支は、同じく一具の四大種の所造なることを顯はす。

應に知るべし、有表は唯、是れ等流なり。此れ若し身に屬すれば、是れ有執受なり。餘の義は皆散の無表と同じ。謂はく、有情數なり。及び依は等流なり。有受なり。別異の四大種より起る。何に縁りて散地の所有の無表の、能造の大種は唯、等流性にして、定地の無表は所長養の生なるや。殊勝の心現在前する位に、必ず能く大種と諸根とを長養するを以ての故に、定心と倶に必ず殊勝の長養の大種有り。能く生因と作り、定心と倶なる所有の無表を造る、散地の無表は、因等起の心と倶時ならざるが故に、無心位に在りても亦起ること有るが故に、所依の大種は唯、是れ等流なり。因等起の心は、能く無表を生ずる諸の大種を長養すること能はざるが故に。若し爾らば散地の無表の所依は、誰の等流果なるや。有るが是の説を作す。「是れは次前に滅せる大種の等流なり」と。能造の無對の所有の大種、有對の大種の等流果を造るに非らず。細麁の種類別有るが故に。如是說は無始從り來(このかた)、定んで能造の無對の造色有り。已滅の大種を同類因と爲し、能く今時の等流の大種を

【四一】無表に定の無表と散の無表とあり。
【四二】無表は色なれども、非積數のものなるが故に、心心所の執受するものに非ず。
【四三】倶舍論十三・十二右、欲界所有の無表。
【四四】有受。有執受の略。欲界無表が等流の大種、有執受の大種、異の大種より生ずることを述ぶ。
【四五】無受。無執受の略。この定の無表の大種が、所長養の大種、無執受の大種、異一具の大種より生ずることを明す。

相續の無表の生因と爲る。此れは初刹那の無表と倶に滅し已り、第二念等の無表生ずる時、一切皆是れ前の過去の大種の所造にして、此の過(去)の大種、後々念の無表の所依と爲る。能く引發するが故に。後後念の無表の與に倶起の身中の大種は、但だ能く依と爲る。此の大種若し無ければ、無表轉ぜざるが故に。是くの如く前と倶ととの二の四大種、後の諸の無表に望めて、轉[35] 隨轉[36]の因と爲る。譬へば輪の行くに、手に因りて、地に依るが如し。手能く引發し、地は但だ依と爲る。前と倶の大種、應に知るべし。亦爾なり。

第三項　業と大種との地的關係

大種は五地に通ず。身・語業も亦然なり。何の地の身語業、何の地の大種の造なるや。頌に曰く、

有漏は自地の依なり。　無漏は生ずる處に隨ふ。

[37]論じて曰く、身・語の二業は略して二種有り。一には有漏、二には無漏なり。若し有漏ならば、五地の所繫なり。欲界の所繫の身・語二業は、唯、欲界繫の大種の所造なり。是くの如く乃至、第四靜慮の身・語二業は、唯・是れ彼の地の大種の所造なり。若し無漏ならば、[38]五地の身に依り、此の地に生ずるに隨ひ、應に起りて現前すべし。即ち是れ此の地の大種の所造なり。[39]無漏法は界に墮せざるを以ての故に、必ず大種の是れ無漏なるもの無きが故に。所依の力に由つて無漏生ずるが故なり。

第六節　表・無表の類及びその大種

[40]表・無表業は其の類、是れ何ぞ。復、是れ何の類の大種の所造ぞ。頌に曰く、

無表は無執受なり。　亦等流なり、情數なり。
散の依は等流性なり。　有受なり、異の大より生ず。
定生の依は長養なり。　無受なり、異の大無し。

【三五】 轉。轉因(Pravrtti-kāraṇa) 過去の大種が無表の爲めに、轉起因、即ち能生因と爲るをいふ。車を引く手の如し。

【三六】 隨轉。隨轉因(Anupravrttikāraṇa) 現在の大種が、無表のために所依となり、無表がその大種に隨つて轉ずるをいふ。車の行く地の如し。

【三七】 此の段は身語の表・無表業と、その能造の大種の地の關係を述ぶ。欲界初地までは表・無表共にあり。二定以上は表業なく、無表のみなり。然して有漏の業は必ず自地の大種により造られ、無漏の業はその生處の大種により造らる。

【三八】 五地。欲界と初禪。

【三九】 一、無漏法は界繫關係なき故に、二、無漏の大種なき故に、三、所依の身なくして、無漏の無表は起らざるが故に、この業三つの理由により、無漏の無表は、その身の生じたる地ノ(欲界ならば、欲界の)大種にて造らる。

【四〇】 此の段は表・無表の諸門分別をなし、又その大種を說く。

唯、作を遮して即ち無表と名くるに非らず。世間に説くが如し。「婆羅門に非らず」と。世共に別に一類に曰くるを了知す。業を因と爲すが故に。彩畫の業の如し。此の無表色は亦、業の名を立つ。表に因り、思に因りて生を得るが故に。諸の無表は皆二力の生と爲んや。爾らず。云何ぞ、唯、欲界繫所有の無表は、强力の二因に由る所生なるべし。欲界の思は等引に非らざるを以ての故に、身・語表を離れて無表業を發す功能有ること無し。靜慮と倶なる思は、定力に持たるゝが故に、表を待たずして無表業を發す勝功能有り、此れに由りて無表は作相無しと雖も、作を因と爲すが故に、亦、業の名を得。

第五節　業と大種

第一項　表無表の性としての大種

[三二] 無表と表と倶に所造の色なり。所依の大種を異と爲んや。頌に曰く、

　此の能造の大種は、　表の所依の異なり。

論じて曰く、無表と表と倶生有りと雖も、然も能生の因の大種は、各、異る。[三三] 麁細の兩果は因必ず異なるが故に。生因の和合差別有るが故に。

第二項　無表と大種との前後

一切の所造の色は、多く生因の大種と倶生す。然るに現在・未來に亦、少分過去の(大種)に因る者有り。少分とは何ぞや。頌に曰く、

[三四] 欲の後念の無表は、　過の大種に依つて生ず。

論じて曰く、唯、欲界繫の初刹那の後の、所有の無表は、過(去)の大(種)從り生ず。謂はく、欲界所繫の初念の無表は、能造の大種と倶時にして生ず。此の大種生じ已りて、能く一切の未來の自

【三二】此の段は表無表の大種を説明す。

【三三】表の麁と細と、その果異あるが故に、生因の四大種の和合(Samagri)は異る。

【三四】欲界所繫の初念の無表は、現在の大種所造であり、それ以後の無表は、過去の四大種より生ずることを述ぶ。

依の七福業事を成就すれば、若しは行、若しは住、若しは寐、若しは覺、恒時に相續して福業漸く增し、福業續いて起る。無依も亦爾なり』と。無表業を除いて、若しは餘心を起し、或は無心の時、何の法に依つてか、福業の增長を說くや。無依の福中、旣に表業無しとす。寧ぞ無表有らんや。誰か此の中に表業有ること無しと言ふや。理として應に有るべきが故に。謂はく、某處、某方邑の中、現に如來、或は弟子有りて住す。歡喜を生ずるが故に、福常に增すと聞かば、彼れ必ず應に增上の信心有るべし。遙に彼の方に向ひ、敬つて禮讃を申べ、福の表業に、及び福の無表とを起して、自ら莊嚴し、親しく親奉らんと希ふ。故に無表に依りて福增長すと說く。又自ら作すに非らずして、但だ他を遣はして爲すとき、若し無表業無ければ、應に業道を成ずべからず。他を遣はす表は、彼れの業道の攝に非らざるを以てなり。此の業は未だ正しく所作を作すこと能はざるを以ての故に。所作を作さ使め已つて、此の性異ること無きが故に。然るに先きの表、及び能起の思を、加行と爲すに由るが故に、後時に敎者善心を起し、多時に相續すと雖も、仍ち不善の相續生を得る有り。所作をして成ぜ使むる時、力能有りて、是くの如き類の大種、及び造色の生を引く。此の所造の色の生ずるは、是れ根本業道なり。卽ち彼れの先きの表、及び能起の思、現在前する時、因と爲つて能く今の所造の色を取つて、等流果と爲す。今正しく無表色を起す時に於て、彼れ過去に在りて、能く今の果を與ふ。唯、彼れの先きの時起す所の思業、非愛の果に於て、牽引の因と爲り、後、業道生じ、能く助滿を爲し、引く所の果をして、決定して當に生ぜ令む。

無表若し無ければ、此れ應に非有るべし。又若し無表無ければ、應に八道支無かるべし。在定の時、語等無きを以ての故に。此れに由りて無表の實有なるの理成ず。

第二項　無表の異名

此の無表の名は何の體に目くと爲んや。遠離の體に目く。遠離・非作・非造・無表一體の異名なり。

鼻を以て彼の煙香を齅ぎ、此れに因りて煙中の顯色を了知す。亦、應に顯色は二根の所取にして、實物の有に非らざるべし。依の身根諸の觸を了するが如く、已に長等の相を知る。是の故に身表は是れ別なり。形色の實有の義成ず。

語表業は云何ぞ。謂はく、言聲を體と爲す。聲を離れて別の語の能く表はすこと無きが故に。身・意の如く、業を離れて、別に有るに非らず。語業の名は體に依りて立つるを以ての故に。

第四節　無表業

第一項　有部の實有論

是くの如く已に二表業の相を辯ぜり。無表業の相は初品に已に辯ぜり。定んで應に此れは是れ實有の性と許すべし。所以は何ぞ。頌に曰く、

三と無漏との色と、　増と非作等と說くが故に。

論じて曰く、[二七]契經に『色に三種有り』と說くを以て、此の三を處と爲し、一切の色を攝す。一には色の有見有對なる有り、二には色の無見有對なる有り。三には色の無見無對なる有り。無表色を除いて、更に復、何を說いて此の中の第三の無見無對色と爲すや。是れに由りて無表は實に有なるの理成ず。

[二八]又、契經の中に無漏色有りと說く。[二九]契經に說くが如し。「無漏法とは云何ぞ。謂はく、過去・未來・現在の諸の所有の色に於て、[三〇]愛恚を起さず。乃至、識も亦然り。是れを無漏法と名く」と。無表色を除いて何れの法をか名けて、此の契經の中の諸の無漏色と爲すや。十有色界を、佛、經中に於て、一向に說いて有漏性と爲すが故に。此れに由りて無表は實に有るの理成ず。

又契經に福の增長有りと說く。[三一]契經に言ふが如し。『諸有の淨信の若しは善男子、或は善女人、有

【二七】雜阿含十三・十九（大・二 91 c）。
【二八】倶舍論十三・七右。
【二九】雜阿含二・二四（大・二 13 b）。
【三〇】愛恚。貪欲と瞋恚とをいふ。
【三一】中阿含六經 善人往經（大・一 428 c）。倶舍論十三・七右引用。

色、二根取と許すに非らざるが故に。彼の長等の諸の假有の法は、定んで是れ、意識の所緣の境なるを以ての故に。一切の假有は唯、是れ意識の所緣の境界なること、前に已に辯ぜしが如し。能く長等を成ずる種の極微の、是くの如く安布するが如きを說いて、長等と爲す。是れ無分別の眼識の所取にして、身の能く是くの如き形色を取るに非らず。身根に依りて堅濕等を了するが如く、長短等を了するは、是くの如くならざるが故なり。闇の中に堅濕等を了し、卽ち彼の位に於て、或は次後の時、卽ち能く長短等の相を了知するに非らざるを以てなり。要らず先づ堅等の相を分別し已つて、然る後に長等の比智方に生ずるが故に。長等の形は、身根の境に非らず。謂はく、一面の多觸の生の中に於て、身根門に依りて、觸を分別し已つて、方に能く比度して、觸と俱行する眼識所牽の意識の受くる所の、是くの如き相狀差別の形色を知ること、火の色を見、及び花の香を齅ぎ、能く俱行の火の觸と、花の色を憶ふが如し。

[二三]經主は此に於て復、是の言を作さく、「諸有の[二四]二法は定んで相離れざるが故に、一を取るに因りて、餘を念ふを得可きも、[二五]觸と形とは定んで相離れざること無し。如何にして觸を取りて能く定んで形を憶せん」と。此れは亦、理に非らず。現見するに、世間の諸の觸聚の中、形有りて定なるが故に。謂はく、形は觸に於て定むるもの無しと雖も、而も一面の多觸の生ずる中に於て、定んで長色有り。一切處に觸遍く生ずる中に於て、定んで圓色有り。是くの如き等の類は、應に隨つて當に知るべし。是の故に引く所の同喩は成立す。又、此れと彼れと義同じかるべきが故に。謂はく、煖觸の色に於ける、及び白色の香に於ける、亦定まり有ること無きこと、形の觸に於けるが如く、彼の火の色、花の香に因つて、便ち能く火の觸、花の色を念知すべからざるが故に、此れに由つて能く形の顯色に異りて、別に體有る義を遮遣するに非らず。

又顯は形に同じとは、應に過有るべきが故に。謂はく、[二六]眼喉の中にも亦、煙觸を得。或る時には

【二三】俱舍論十三・五右。
【二四】二法とは上の喩の火と色と、花と香となり。これは相離れざるが故に、火を見れば煙を思ひ、花を見れば、香を思ふべし。
【二五】觸と形とは必ずしも斯くの如く離れざるものに非らず。滑觸にも長等あり、澁觸にも長等有り、二者不離の關係にあるものに非らず。
【二六】觸の時形色を取り、二根の所取なりとすれば、顯色も觸と共に所取となり、二根の所取となるとの意。

故に形と顯とは體別なるの義成ず。然るに心受等は差別相違の因の義有りと雖も、而も互に因と爲り、方に生ずることを得。故に存と壞と必ず等し。又顯と形とには滅と不滅と有り。故に知んぬ、二法の體別なるの理成ず。現見するに世間に名別にして體一なること、定んで一は滅、一は不滅の義無し。卽ち火界も亦名けて煖と爲すが如し。既に顯と形と同一聚なりと雖も、而も一は滅、一は不滅の時を見る。故に知んぬ、顯と形とは定んで別に體有り。[一九] 若し形色に別に極微無し。顯の極微の如きが故に、實に非らずと謂はゞ、亦、理に應ぜず。形の極微は顯の如く有りと許すが故に、實に有らざるに非らず。諸の顯色の如く、一一の極微は獨り起る理無し。設ひ獨り起ること有るも、極細なるを以ての故に、眼の所得に非らず。積集の時に於て、眼、見る可きが故に、定んで顯色の極微有りと證知す。形色の極微も亦、應に是くの如くなるべし。寧ぞ獨り實に極微有ることを許さゞるや。諸の有對色は所積集の處には、皆決定して極微の得可き有り。既に聚色の差別して生ずる中に於て、形覺有りて生ずること、猶し顯覺の如し。是の故に定んで應に別に、種の如く、能く長等を成ずる形色の極微有るべし。顯の極微は卽ち長等を成ずるに非らず。假の所依壞すれば、假は必ず壞するが故に。假は實を用つて自體と爲すが故に。若し顯の極微、麁の顯色及び形色を成ぜば、則ち一聚の中の顯色壞する時、形も亦應に壞すべし。所依一なるが故に、諸の顯色の如し。既に顯壞するも、形色猶存するを見る。故に知んぬ。顯形の所依各、別なり。所依既に別なれば、體別なることの理成ず。

[二〇] 經主は此の中、是くの如きの難を作す、「若し實に別類の形色有りと謂はゞ、則ち應に一の色が二根[二一]の所取となるべし。謂はく、色聚の長等の差別に於て、眼見と身觸と倶に能く了知す。此れに由りて、應に二根の過を成ずべし。理として色處は二根の所取なること無し。然るに[二二] 觸に依りて、長等の相を取るが如く、是くの如く顯に依りて能く行を取る」と。此の難然らず。長等の諸の假の形

【一九】經部師は形色の極微なしと主張す。

【二〇】倶舍論十三。

【二一】若し形色實有とせば、色處のみ、他の五處と異りて、眼根にて見了ると共に、身根にて觸れ了ることゝなるとの難。

【二二】經部の說よりせば、身根の觸に依りて、意識が長短の形を取り、眼識が顯色を取る時も、それと共に意識が長短の形をとるものにて、二根所取の難なしとなり。

せざるが故に、斯の過無し」と謂はゞ、理、亦然らず。體の類殊ならず、決定の理無くして、能く生滅二種の因と爲るが故に。[一七]且つ火焰の差別して生ずる中に於ては、能生と能滅の因の異を計す容きも、地・水・酢・雪・日と合して、能く薪等をして、熟變して生ぜ令むる中に於て、如何にしてか、生滅の因の異を計度せんや。故に諸法の滅は客因を待たず。但だ主因に由り、諸法をして滅せ令む。是くの如き理に由りて、刹那滅を證する義成ず。是の故に有爲は皆行動無し。行動無きが故に說く所の身表は是れ形の差別なり。其の理極成す。

第二項　經量部の形色非實有論

[一八]云何が形は顯の外に別に有りと知るや。形と顯とは了相別なるを以ての故に。若し形は卽ち顯色を以て體と爲さば、了相は中に於て應に差別無かるべし。既に長と白との二の了相の異なり。故に顯の外に別に形色有り。現見するに、觸有りて同根の所取なるも、了相異るが故に、體に差別有り。堅と冷と、或は煖と堅との如し。是くの如く白と長とは同根の取なりと雖も、而も了相異るが故に、體應に別なるべし。是の故に顯と形とは其の體各異る。又諸の形色の體は必ず顯に非らず。顯を待たずして能く形を取るを以ての故に。餘の顯を待たずして、餘の顯覺の生ずるが如く、二顯相望するに、各別に體有り。既に形覺は顯を待たずして生ずる有り。故に知んぬ。顯と形とは定んで別に體有り。又相違の因に差別有るが故に、體に異無きに非らず。此れと彼れと相違の二因差別有る可し。若し必ず並せずば、說いて相違と名く。相違卽ち因の二法此れ有り。相違の因異なるが故に、體は應に別なるべし。世間を現見するに、相違の因異り、體は必ず別有り。心受等の如く、同種類の法は必ず並せざるが故に。

顯と形とは同じく一聚に居すと雖も、而も形と形とに、壞有り存有るを見る。故に知んぬ、相違の因に差別有り、體に異無きに非らず。相違の因に差別有るに由りて、存有り、壞有る可し。是の

【一七】火焰は刹那滅の故に、次第に生ずる中に、これは能生の因、これは能滅の因と分けることが出來るとしても、暫住の灰、雪、酢日、地、水等が薪と合する場合、能滅の因なれば、能生の因は計すべからず。

【一八】以下經部師の顯色實有、形色假立說に對して眼識の了相の別あることによつて、顯形二色の實有なることを證するもの。

即ち滅す。若し初めに滅せざれば、後も亦應に然るべし。後と初めと主因等しきを以ての故なり。旣に後に盡くること有るを見れば、前にも念念に滅するを知る。若し「然らず、世現見するが故に、謂はく、世に現見す。薪等先きに有りて、後に火の客因と合するに由る時、便ち滅無を致す。復、見ざるが故に。定んで餘量の現量に過ぐる者無きが故に。諸法の滅するは皆、客因を待たざるに非らず」と謂はば、豈に、應に餘聲燈焰の如からずや。彼の聲焰の手と風とを離ると雖も、刹那、刹那に主因に由りて滅し、而も手と風と合し、餘は更に生ぜず、後の聲焰は無にして、復、取る可からざるが如く、是くの如く、薪等も主の滅因の念念に、滅せ令むるに由る。後、火と合するは、便ち滅位に於てし、餘の因と作らず。後、生ぜざるを以て、復、取る可からず。是の故に此の義は比量に由つて成ず。現量得に非らず。何をか比量と謂ふや。謂はく、應に生の如く、因無きこと無かるべきが故に。有爲法は客主二因を待たずして、生を得る者を見ざるを以てなり。謂はく、羯刺藍・[一五]牙・皰・識等は、必ず精血・水・土・根等の外の資助に緣つて、然る後に生を得。若し客因を待つて薪等滅すれば、則ち有爲法は應に並に生の如く要らず客因を待つて、然る後に滅を得べし。而も世に現見するに、覺と焰と音聲は、客因を待たず。主因に由りて滅す。故に一切の行の滅は、皆客因を待たず。此れに由りて諸の有爲は纔に生じ已りて、即ち滅す。滅の因常に合するが故に、刹那滅の義成ず。又若し薪等の滅するは、火と合するを因と爲すとせば、[一六]熟變の生ずる中に於て、下・中・上有れば、應に生因の體、即ち滅因と成るべし。所以は何ぞ。謂はく、火と合するに由りて、能く薪等をして熟變の生ずること有ら令むるならば、中・上の熟生じて、下・中の熟滅するなり。即ち生、因の體、應に滅因と成るべし。所以は何ぞや。謂はく、火の合に由りて、能く薪等をして熟變して生ずる有り。中・上の熟生じて下・中の熟を滅せ令む。即ち生因の體は應に滅因を成ずべし。然るに理は彼れに因つて此れ有り、即ち復、彼れに因りて、此の法無と成るべからず。若し「焰の生は停住

【一五】牙は芽に同じ。

【一六】熟變。薪が火に燒かれて赤くなるをいふ。

を得るが故に。表は必ず心を待ちて方に生ずることを得るが故に、若し大種等、一心の所生なれば、體に差別有るが如く、法も亦應に爾るべきが故に。然るに一心の所生は差別の體有り。差別の性を成ずと謂ふ可からず。

復、云何が身・語の二業は、善・不善有りと知るや。契經に說くが故に。契經に言ふが如し。『諸有の染汚の眼・耳所識の法』と。彼の具壽は諸有に非らずと爲すや。清淨の眼・耳所識の法も、說くこと亦、是くの如し。復、云何が四大種等は唯、無記性なりと知るや。亦、經に說くに由る。契經に言ふが如し『或は一類有り、身住すること十年、乃至、廣說』と。心・意・識は異滅、異生と說く。故に大種苦は唯、無記性なり。[一三]諸行の法因果無間なりと雖も、異方に生ずる時、世俗に約して、說いて名けて行動と爲し、亦、表業と名く。而も身表業は必ず是れ勝義なり。一切の行に實に行動有るに非らず。有爲の法は[一四]有剎那なるを以ての故なり。諸行の體の轉じて餘方に至るに非らず。乃し滅の義有り。有爲法は是の處に、纔に生じ、即ち還謝滅するを以てなり。

剎那とは何ぞ。謂はく、極少の時を謂ふなり。此れは更に前後に分析す容き無し。時とは復、何ぞ。謂はく、過去・未來・現在の分位の不同有り。此れに由つて數諸行の差別を知るを謂ふなり。中に於て極少の諸行の分位を名けて剎那と爲す。故に是くの如く、時の極促なるが故に剎那と名くと說く。此の中剎那は但だ諸法の作用有る位を取る。謂はく、唯、現在なり。即ち現在の法の位の分量有るを有剎那と名く。有月子の如し。或は能く滅壞するが故に、剎那と名く。是れは能く因と爲りて、諸法を滅する義なり。謂はく、無常の相、能く諸法を滅す。此れと俱行する法を有剎那と名く。

復、如何が諸の有爲法は皆剎那滅にして、必ず久住せず。諸の有爲法は後、必ず盡くるを以ての故にと知るや。現に法の滅するに、客因を待たざるもの有り。既に客因を待たず。纔に生じ已りて

【一三】有部の正量部の計を破するも、正量部は身表は行動なりと計す。行動とは、ある場所からある場所に移る義なるが故に今こゝに行は餘方に至るといふ。從つて諸法は剎那滅のみに非らず。暫住するものもありとせざるべからず。依つて以下は、一切法は剎那滅なるが故に行動の義なし。從つて行動を身表とすべからずと論ず。

【一四】有剎那(Kṣaṇika)。

第一項　表業に關する有部・正量部の主張

[九]身語は動を是れ表業と爲ん耶。爾らず。云何ぞ。[一〇]頌に曰く、

身表は別形なりと許す。　行に非らず、有爲法は、
有刹那なるを(以て)盡くるが故に。　應に無因なること無かるべきが故に。
生因應に滅すべきが故に。　決定の因無きが故に。
地等異り無きが故に、　相に別有ることを了するが故に。
取は餘を待たざるが故に、　因に相違して別なるが故に。
滅と不滅と有るが故に、　別の微有ることを許すが故に。
二根取に非らざるが故に。　彼れ定んで意の境なるが故に。
別の堅等を分ち已る。　長等の智方に生じ、
一面多生に觸れて、　長等有るを比知し、
身觸聚中に於て、　定んで長等有るが故に、
同じきが故に過同じきが故に、　語の表は言聲に許す。

論じて曰く、[一一]髪毛等の聚を、總じて名けて身と爲す。此の身の中に於て、心の所起にして、四大種の果なる形色の差別有りて、能く身を表示するを名けて身表と爲す。思の自體の如きは刹那滅なりと雖も、而も意業を立つ。理に於て違ふこと無し。是くの如く身形を立てゝ、身業と爲す。[一二]顯色及び大種等を立てゝ、身表と爲さゞるは、表は三性に通ずるも、此れ等は皆、唯、無記性なるが故に。又顯色等は作者の欲樂に隨はずして生ずるが故に。又、設ひ心を離れても、亦生ずること

【九】以下身語の表業に就て、有部の正義を主張し、正量部、經部等の異義を破す。初めに經部師の動を身語業と名くべからずとの說を出す。
【一〇】以下の頌、順正理論三十三は略形をとる。
【一一】正しく有部所立の身表を說明す。
【一二】顯色と大種が身表に非ざることを明す。

別有るに非らず。

此の由る所の業は、其の體是れ何ぞ。謂はく、心所の[三]思と及び[四]思の所作なり。故に[五]契經に說く、『二種の業有り、一には思業、二には思已業なり』と。思已業とは謂はく、思の所作なり。卽ち是れ思に由りて等起する所の義なり。應に知るべし、思とは、卽ち是れ意業なり。思の所作とは卽ち身・語業なり。是くの如き二業を契經の中に於て、世尊は說いて三と爲す。謂はく、身・語・意業なり。是くの如き三業は其の次第に隨つて、所依と、自性と、等起とに由るが故に建立す。此の中已に意業の自性を說けり。謂はく、卽ち是れ思なり。前に辯ずるが如し。

第二節　身語二業の自性

身・語の二業の自性は云何ぞ。頌に曰く、

[六]此の身と語との二業は、　俱に表と無表とを性とす。

論じて曰く、應に知るべし、是くの如く說く所の諸業の中、身と語との二業は、俱に表と無表との性なり。故に[七]本論に言く、「云何が身業なるや。謂はく、身所有の表と、及び無表となり。云何が語業なるや。謂はく語所有の表と及び無表となり」と。復、何の緣有りて、唯、身・語の業は、表と無表の性にして、意業は然らざるや。意業の中には彼の相無きを以ての故に。謂はく、能く表示するが故に、名けて表と爲す。自心を表示して他をして知ら令むるが故に。思には是の事無し。故に表と名けず。此れに由りて但だ身・語の二業は、能く表にして、意に非らずと言ふ。[八]意は無表の故に、無表も亦無し。無表の名は相似を遮するを以ての故に。是れ表の種類も然り、表に無表の名を立つること能はず。順正理の中に別釋するの理無し。謂はく、相續所依の心無きが故に。

【三】　思(Cetanā)。思惟。心所の一として數へらる。如何なる業も、先づ思惟することによつて、初めらるゝが故に、思惟を業となす。卽ち心業なり。意業とも呼ばる。

【四】　思の所作。思の發動せしものにして、身口に顯はれし行爲をいふ。思已業と呼ばる。身語業と分たる。

【五】　中阿含一一一經達梵行經(大・一　600 a)婆沙論一一三(大・二七　586 a)。

【六】　此の段は身業と語業とに各表業と無表業とを分つことを明す。表業(Vijñapti 舊に有敎と譯す)とは、行爲が他に認めらるゝに就て名け、無表業(Avijñapti 舊に無敎と譯す)はその他に認めらるゝ表業と同時に引き起され、永久に心內に保存せらるゝ不可見無對の色をいふ。小乘二十部中、この無表業を立つるは、有部のみなるが如し。

【七】　本論。品類足論七(大・二六　717 c)。

【八】　意に非ずとは、意には表業無表業を分たざるをいふ。

卷の第十八

〔辯業品第五の一〕

本論第四業品

第一章　業

第一節　業論總説

一 此の中、一類の隨順造惡怯難論者は、是くの如きの言を作す。上に陳ぶる所の如き、諸の內外の事、多種の差別は、業を因と爲すに非らず。現見するに、世間の果石等の物の衆多の差別は、異因無きが故に。謂はく、一種從り多果有りて生ず。種を先と爲すこと無くして、石等の異有り。彼の執を對(治)せんが爲めの故に、宗を立てゝ言く、頌に曰く、

世の別は業に由りて生ず。　思及び思の所作なり。
思は即ち是れ意業なり。　所作は謂はく、身語なり。

二 論じて曰く、定んで有情の淨、不淨の業に由りて、諸の內外の事の種種の不同あり。云何が然ることを知るや。業の用を見るが故に。謂はく、世に(於て)現見するに、愛、非愛の果の差別の生ずる時、定んで業の用に由る。農夫の類の勤の正業に由り、稼穡等有り。可愛の果生ずるが如く、諸の愚夫有り、盜等の業を行ひ、便ち非愛の殺縛等の果を招く。復、亦、初めの處胎從り、現因に由らずして、有樂有苦有るを見る。既に現在要らず業を先きと爲し、方に能く愛、非愛の果を引得するを見、前の樂苦、必ず業を先と爲すを知る。故に因無くして諸の內外の事、自然にして種種の差

【一】以下業を明すに就て、今こゝに業を説くは、無因論者の執を破せんがためなりと説く。猶勿論業説の中には、この外に所破として、生主、又は大自在天より萬有が生起すといふ一神創道説、神　自性の原理より、萬有の顯現を説く理法生起説などあり。こゝに第一偈は、その業論の總説として、業が萬有差別の眞原因なりとすると共に、その業が思業、思已業の二種に分れ、思已業が更に身業語業二種に分れて、三業となることを示せるものなり。

【二】以下無因論を破するに、種々の論理を以てし、一見無因の如く見ゆるも、それはたゞ現在に着眼して、過去の因を見ざる故なりとす。

なり。必ず火災起るが故に、災の次第の理は、必ず應に然るべし。

法に緣りて七大ありて方に一水災なるや。極光淨天の壽の勢力の故なり。謂はく、彼の壽量は極、八大劫なり。故に第八に至りて、方に一の水災有り。此れに由りて應に知るべし。要らず七水を度り、八の七の火の後に、乃ち一風災あり。遍淨天の壽の勢力に由るが故に。謂はく、彼の壽量は六十四劫なるが故に、第八の火に方に一の風災あるなり。諸の有情の修定して、漸く勝り、感ずる所の異熟の身壽、漸く長ずるが如く、是れに由りて居する所も亦、漸に久しく住す、外は內感に由るの理、必ず應に然るべし。

時に水災の世界に浸爛するや、遍淨天を以て此の災の頂と爲す。若し時に風災の世界を飄散するや、廣果天を以て此の災の頂と爲す。何の災力に隨つても、及ばざる所の處を、即ち說いて名けて此の災の頂と爲す。何に緣りて下の三定は火・水・風の災に遭ふや。初・二・三の定の中の、[八四]內災彼れに等しきが故なり。謂はく、初靜慮は尋伺を內災と爲す。能く心を燒惱すること、外の火災と等しきが故に。第二靜慮は喜受を內災と爲す。輕安と倶に潤澤すること、水の如きが故に。遍身の麁重は、此れに由りて皆除くが故に。[八五]經に說かく、『苦根は第二靜慮に滅す』と。內心の喜は、身輕安を得と說くを以ての故に。此の地は喜盛にして、餘地に無き所なるが故に。外の水災の極は此に至る。第三靜慮は[八六]動息を內災と爲す。息も亦、是れ風なり。外の風災に等しきが故に。若し此の靜慮に入れば、是くの如き內災有り。此の靜慮の中に生ずるとき、是の外の災壞に遭ふ。故に初靜慮の內に三災を具し、外も亦具し、三災に遭ふて壞せらる。第二靜慮には內に二災有るが故に、外も亦二災に遭ふて壞せらる。第三靜慮は內に唯、一災なるが故に、外は但だ一災に遭ふて壞せらる。第四靜慮には外災有ること無し。彼の定には內の災患無きを以ての故に。此れに由りて佛の說かく、『彼れを不動と名く』と。內外の三災の及ばざる所なるが故に。若し爾れば彼の地の器は、應に是れ常なるべし。爾らず、有情と倶生し、倶滅するが故に。謂はく、彼の天處には總じて地形無く、但だ衆星の居る處の各別なるが如し。有情の彼こに於て生ずる時と、死する時とに、所在の天宮は隨つて起り、隨つて滅す。是の故に彼の器の體も亦、常に非らず。

說く所の三災は云何が次第するや。要らず先づ無間に七の火災を起し、其の次に定んで應に一の水災起るべし。此の後に無間に復、七の火災あり。七の火災を度りて還、一の水有り。是くの如く乃至、七の水災を滿して、復、七の火災有り。後に風災起るなり。是くの如く總じて八の七の火災と、一の七の水災と、一の風災有りて起る。水と風の災の起るは、皆火災に從り、水、風災に從る

【八四】 內災(Ādhyātmikāpak-ṣāla)。

【八五】 中阿含五十八法樂比丘尼經(大・一 789 c)參照。

【八六】 動息。出入二息のこと。

次の如く內災と等し。　四には無し。不動なるが故に。
然れども彼の器は常に非らず、　情と共に生滅するが故に、
要らず七火にして一水あり。　七の水火の後に風あり。

論じて曰く、此の火の三災は、有情類を逼めて下地を捨てゝ、上天の中に集ら令むるものなり。初めに火災の興ることは、七の日に現はるゝに由る。有るが說かく、「是くの如きの七日輪の行は、猶し鳩行の路を分けて旋運するが如し」と。有るが說かく、「是くの如きの七日輪の行は、上下を行と爲し、路を分けて旋運し、中間、各相去ること、五千踰繕那なり」と。次に水災興る。瀑雨を降らすに由る。有るが是の說を作さく、「三定の邊の空中より、欻然として熱灰の水を雨らす」と、有餘の復、說かく、「下の水輪從り沸涌の水を起して、上騰し、漂浸す」と。如實の義は、「即ち此の邊の生なり」と。後に風災の興るは、風の相擊つに由る。有るが是の說を作す。「四定の邊の空中より、欻然として飄擊して、風の起るなり」と。有餘の復、說かく、「下の風輪從り、衝擊する風を起し、上騰して飄鼓す」と。此れ如實の義は前に准じて應に知るべし。

若し此の三災は器世界を壞し、乃至細分も餘と爲すもの有ること無し。後の麁物の生ずるに、誰か種子と爲るや。豈に即ち[八二]前の災頂の風を以て、緣と爲して風を引生して、種子と爲さゞるや。或は先きに說く所の、諸の有情の業所生の風の能く種子と爲るに由るなり。風の中に具さに種種の細物有りて、同類因と爲りて、麁物を引き起すなり。或は諸の世界の壞は、一時に非らず、他方の風の種種の德を具する有り。此に來りて、種と爲るも、亦過有ること無し。故に化地部の[八三]契經の中に言く、『風は他方從り、種を飄して此に來る』と。先きに說く所の如し。前の災頂の風とは、此の中、何の災ぞ。何を以て頂と爲すや。火・水・風と次の如く、上の三定を頂と爲す。故に世尊の說かく、『災の頂に三有り。若し時に火災の世界を焚燒するや、極光淨を以て此の災の頂と爲す。若し

【八二】前の災頂の風。前說の世間の壞劫の時の風のこと。

【八三】長阿含二十二（大・一・147 c）。

刀・疾・饑次の如く、　　七の日と月と年とに止む。

論じて曰く、諸の有情の虚誑語を起して從り、諸の惡業道は、後後は轉た增す。故に此の洲の人壽の量は、漸く減じて、乃し極十に至るとき、小の三災現ず。故に諸の災患は、二法を本と爲す。一は美食を貪り、二は性懶墮なり。此の小の三災は中劫の末に起る。三災とは一は[七八]刀兵、二は疾疫、三は饑饉なり。謂はく、中劫の末、十歲の時に、人は[七九]非法の貪の相續を染汚し、[八〇]不平等の愛、其の心を映蔽し、邪法縈縛して、瞋恚增上なるによりて、相見れば便ち猛利の害心を起すこと、今の獵師の野の禽獸を見るが如し。手に隨ひて執る所皆利刀と爲り、各凶狂を騁うして、互に相殘害す。又、中劫の末、十歲の時、人は前の如き諸の過失を具ふるに由るが故に、非人、毒を吐きて、疾疫流行し、遇へば輙ち命終して、救療す可きこと難し。又、中劫の末、十歲の時、人は亦前の如き諸の過失を具ふるが故に、天龍忿責して、甘雨を降さず、是れに由りて、世間は久しく饑饉に遭ふも、既に支濟するもの無ければ、多分は命終す。若し人能く、一日一夜不殺戒を持すること有らば、一藥物を以て慇淨の心を起し、僧衆に奉施し、一摶の食を以て衆僧に奉施すること(有らば)、決定して此の三災の起るに逢はず。

此の三災は起りて、各、幾くの時を經るや。刀兵災の起るは、極は唯、七日なり。疾疫災の起るは七月七日なり。饑饉は七年七月七日なり。此れは度せば、便ち止みて、人壽は漸く增す。

東西の二洲にも、似の災の起ること有り。謂はく、瞋增盛と、身力羸劣とにして、數饑渴を加ふ。北洲には總じて無し。

第二項　大の三災

[八一]何等をか名けて大の三災の相と爲すや。頌に曰く、

三災とは、火、水、風なり。　上の三定を頂と爲す。

【七八】一、刀兵(Sastra)。刀杖。二、疾疫(Roga)。三、饑饉(Durbhiksa)。

【七九】非法の貪とは姦通のこと。

【八〇】不平等の愛。正しからざる貪愛。偸盗のこと。

【八一】此の段は、劫減時の大の三災を說く。

が故に、殘穢、身に在り。蠲除せんと欲するが爲めに、便ち二道生ず。斯れに由りて遂に男女根の生ずる有り、二根の殊るに由りて、形相も亦異る。宿住力の故に、相視て遂に非理の作意を生じ、非梵行を行ず。人中の欲鬼、初めて此の時に發る。爾の時諸の人は、食の早晩に隨ひ、隨つて香稻を取り、貯積する所無し。後時に人有り、禀性懶惰にして、長く香稻を取り、貯へて後の食に擬す。餘人も隨ひて學び、漸く多く停貯し、此れに由りて稻に於て、我所の心を生じ、各、貪情を縱にし、多く收めて厭ふこと無し。故に隨つて收むる處は、復、再び生ずること無し。遂に共に田を分ち、遠く盡きんことを慮防して、己が田分に於ては、悋み護る心を生じ、他の分の田に於ては、侵奪を懐ふこと有り。劫盜の過の起ること、此の時に始まる。遮防せんと欲するが爲めに、共に聚りて詳議し、衆の內の一の有德の人を銓量し、各、收むる所の六分の一を以て、雇ひて防護せ令め、封じて田主と爲す。斯れに由るが故に[七四]刹帝利の名を立つ。大衆欽承して、恩、率土に流る。故に復、[七五]大三末多王とも名く。自後の諸王は此の王を首と爲す、時の人、或は情に居家を厭ひ、樂しみて空閑に在りて戒行を精修する有り。斯れに由るが故に、婆羅門の名を得。後時に王有り。財物を貪悋して、均しく國土の人民に給する能はず。故に貪匱の者、多く賊事を行ふ。王、禁止せんが爲め輕重の罰を行ふ。殺害の業を爲すこと、此の時に始まる。時に罪人有り、心に刑罰を怖れ、其の過を覆藏し、想を異にして言を發す。[七六]虛誑語の生ずるは、此の時を首と爲す。

第五節　劫滅時の大小の三災

第一項　小の三災

[七七]劫滅の位に於て、小の三災有り。其の相は云何ぞ。頌に曰く、

業道增し、壽減じて、　十に至り三災現ず。

【七四】刹帝利(Kṣatriya)今は田主の義に見て解す。
【七五】大三末多王(Mahā sammata)三末多は共に協立するの義にして、共に協共したる大王の意。
【七六】虛誑語(Mṛṣāvāda, Musā-vāda)虛言をいふ。
【七七】此の段は劫滅時の小の三災を述ぶ。

是くの如く輪王は、唯、七寶のみ有りて、餘の王と別なるのみに非らず。亦、[六六]三十二大士の相有りて、殊る、若し爾らば、輪王と佛と何の異あるや。佛の大士の相は、處正しく明圓なれども、王の相は然らず、故に差別有り。處の正と言ふは、謂はく、佛身に於て、衆相の偏すること無く、其の所を得るが故なり。明了と言ふは、謂はく、佛身に於ては、相極めて分明にして、能く意を奪ふが故なり。圓滿と言ふは、謂はく、佛身に於て、衆相周圓にして、缺減無きが故なり。

第四節　劫初の有情と國王の協立

[六七]劫初の人衆に王有と爲んや、無しとせんや。頌に曰く、

劫初は色天の如し。　後に漸く食味を增す。
貯ふるに由り賊起り、　墮にして防がんが爲めに雇ふて田を守る。

論じて曰く、劫初の時の人は、皆、色界の如し。極光淨より沒して、人間に來生し、久時を經て漸く王有りて出づ。故に[六八]契經に說かく『劫初の時の人は、[六九]有色意成なり。支體圓滿にして、諸根缺くること無し。形色は端嚴にして、身に光明を帶び、空に騰ること自在に、喜樂を飲食とし、長時に久住す』と。是くの如きの類の、[七〇]地味漸く生ずること有り。其の味甘美にして、其の香鬱馥たり。時に一人有り。稟性、味に耽り、香を齅ぎて愛を起す。取り嘗めて便ち食す。餘人も隨ひ學び競ひ取りて之を食ふ。爾の時方に初めて段食を受くと名く。

段食に資けらるゝが故に、身漸く堅重にして、光明隱沒し、黑闇便ち生ず。日月衆星茲從り出現す。漸く味に耽るに由りて、地味便ち隱る。斯れ從り復、[七一]地皮餅の生ずる有り。競ひ耽りて之を食ふ。地餅復隱る。爾の時に復、[七二]林藤の出現する有り。競ひ耽りて食ふが故に、林藤復、隱る。耕種するに非らざる[七三]香稻、自ら生ずること有り。衆共に之を取りて、以て所食に充つ。此の食麁なる

【六六】三十二大士の相（Dvātriṃśanmahā-puruṣa-lakṣaṇāni）。佛と輪王にのみ存する特殊の人相をいふ。

【六七】此の段は、劫初の有情と國王の協立を述ぶ。

【六八】長阿含二十二（大・一 145 a）。

【六九】有色意成（Rūpiṇo-manomayāḥ）。意成は化生の意なり。有色は色身有るの意。長阿含二二（大・一 145 a）には自然化生とあり。

【七〇】地味（Pṛthivī-rasa）。蜜の如き味あり。

【七一】地皮餅（Pṛthivī-parpaṭaka）。

【七二】林藤（Vana-latā）。葡萄の如き蔓草。

【七三】香稻（Śāli）。自然生の米稻。

應に一切界を說くべし。差別の言無きが故に、謂はく、經に唯、此の世間のみを說くこと無し。又經に唯、一世界と言ふこと無し。如何が說かざるに、而も能く定んで、唯、一の三千に據りて、一切界に約するに非らずと知るや。若し爾らば何が故に、[六三]梵王經に『我れ今此の三千大千の諸の世界の中に於て、自在に轉ずることを得』と說くや。彼れには密意有り。謂はく、若し世尊にして加行を起さゞれば、唯、能く此の三千大千を觀るのみなるも、若し時に世尊、加行を發起することあれば、無邊の世界は皆、天眼の境なり。天耳通等も此れに例して應に知るべし。

若し然りと許さゞれば、佛は餘界に於て、何に緣りて、自在化の能有ること無きや。大悲を闕くと爲んや、智に礙有りと爲んや。大悲を闕かば、經に『應に如來の悲心は普く一切を覆ふ』と言ふべからず。智に礙有らば、經に[六四]『一爾焰も佛智の轉ぜざること無し』と言ふべからず。若し佛の智と、悲と、一切に遍じ、礙り無く、闕くこと無ければ、則ち應に法は普く、能く一切の有情を濟度すと說くべし。無邊界の中、如來に皆不思議力有り、能く、普く化するが故に。餘は廣く決擇すること[六五]順正理の如し。

是くの如く說く所の四種の輪王の威の、諸方を定むるも亦、差別有り。謂はく、金輪の者は、諸の小國王各自ら來り迎へて、是くの如きの請を作す、『我等の國土は寬廣にして豐饒、安穩にして富樂、諸の人衆多し。唯、願くは天尊、親しく敎勅を垂れたまへ。我等は皆是れ天尊の翼從なり』と。若し銀輪王ならば、自ら彼の土に往く。威嚴近く至れば、彼れ方に臣伏す。若し銅輪王なれば、彼の國に至り已りて、威を宣べ、德を競ひ、彼れ方に勝を推る。若し鐵輪王ならば、亦、彼の國に至りて、威を現じ、陣を列ね、尅勝して便ち止む。一切の輪王は皆傷害すること無し。伏せ令めて勝つことも得已れば、各、其の居る所を安んじ、勸化して十善業道を修せ令む。故に輪王は死すれば、多く生天を得、經に說かく、『輪王、世に出現すれば、便ち七寶有りて、世間に出現す』と。

【六三】梵王經。中阿含七八經、梵天請佛經のことにして、この文同經（大・一 548 a）に出づ。

【六四】爾焰（Jñeya）。所知、即ち知るべきこと。

【六五】順正理論三十二。

輪王は八萬より上にあり。　金・銀・銅・鐵の輪なり。
一・二・三・四洲の、　逆次なり、獨たること佛の如し。
他の迎ふると、自ら往いて伏すると、　諍と陣との勝にして害無し。
相は正しく明圓なるにあらず。　故に佛と等しきに非らず。

論じて曰く、此の洲の人壽無量歳なるより、乃し八萬歲に至るまでに、轉輪王の生ずる有り。八萬より減ずる時は、有情の富樂と壽量と損減し、其の器に非らざるが故に。王は輪寶の旋轉應導して、一切の威伏するに由りて、轉輪王と名く。施設の中には、「四種有り」[59]と說けり。金と銀と銅と鐵との輪、應に別なるべきが故に。其の次第の如く、勝と、上と、中と、下とにして、逆次に能く王として、一・二・三・四の洲を領す。謂はく、鐵輪王は一洲の界に王たり。銅輪王は二、銀輪王は三、若し金輪王なれば、四洲の界に王たり。契經には、勝に就て但だ金輪のみを說けり。故に、[60]契經に言く、『若し王生るれば、刹帝利種に在り。灌頂の位を紹ぎ、十五日に於て齊戒を受くる時、首身を沐浴し、勝齊戒を受け、高臺殿に昇り、臣僚輔翼す。東方に欻ちにして、金輪寶の現ずる有り。其の輪は千輻にして、轂輞を具足し、衆相の圓淨なること、匠の成ずる所に非らず。妙なる光明を舒べて、王の所に來應す。此の王は定んで是れ、金輪を轉ずる王なり。餘輪を轉ずる王も、應に知るべし、亦、爾なり』と。

輪王は佛の如くにて、二の倶生すること無き故に、[61]契經に言く、『前に非らず、後に非らず、二の如來應正等覺の世に出現すること有るは、處(ことわ)り無く、位なし、唯、一如來なることは、處り有り、位有り」と。如來を說くが如く、輪王も亦爾なり。

第三項　十方界一佛

[62]應に審に思擇すべし。此の唯一の言は、一の三千に據ると爲んや、一切の界に約すと爲んやを。

【五九】四種とは次の如し。金轉輪王(Suvarṇa-cakra-varti rāja) 銀轉輪王(Rūpya-cakra-varti-rāja) 銅鐵輪王(Tāmra-cakra-varti rāja) 鐵轉輪王(Loha-cakra-varti-rāja)

【六〇】契經。長阿含十八、轉輪王品(大・一・一一九 b 以下)。中阿含十五、樓炭經、起世經。雜阿含二十七、增一阿含三十三。種々の經典に輪王のこと出づ。

【六一】契經。中阿含一八一經、多界經(大・一・724 a)。

【六二】此の段は、十方界の佛の一多の兩說を述べしものにして、有部は十方界一佛說を取り、經部と大衆とは、十方界多佛出世說を取る。

獨覺の出現は劫の增減に通ず、然も諸の獨覺に二種の殊り有り。一は部行、二は麟角喩なり。[五五]部行獨覺は先きには是れ聲聞にして、勝果を得る時、轉じて獨勝と名く。

有餘の說かく、「彼れは先きには是れ異生なり。曾て聲聞の順決擇分を修し、今自ら道を證するによつて、獨勝の名を得たり。

[五六]麟角喩とは謂はく、必ず獨出す、二の獨覺の中にて、麟角喩者は要らず、百大劫に菩提の資糧を修して、然る後、方に麟角喩獨覺と成る。部行獨覺は修因の時の量百大劫を減ずるも、時に定限無し。

獨覺と言ふは、現身の中に至敎を稟くることを離れて、唯、自ら道を悟り、能く自ら調へて、他を調へざるを以ての故なり。何に緣りて獨覺は他を調へずと言ふや。彼れは正法を演說すること無きに非らず。彼れは亦、[五七]無礙解を得るを以ての故に。又能く過去に聞ける所の諸佛の言詞を憶念し他の爲めに說くに堪ゆ。極遠の境の宿住智を得るが故に、又彼れは慈悲無しと說く可からず。有情を攝せんが爲めに、神通を現ずるが故に、又受敎の機無しと說く可からず。爾の時の有情も亦能く、世間離欲の對治道を起すこと有るが故に。此の理有りと雖も、今測量するに、彼れは爾の時有情の根欲を知り、見諦等に入り、他の敎を籍らざるが故に、法を說きて以て他を調伏せず。此れを除きて所餘は、有情事を攝す。勞無くして敎を設け、通を現ずること卽ち成ず。又諸の獨覺は力の無畏を闕く。我論を堅く執する衆中に對し、無我を說かんと欲するも、心便ち怯劣なるが故に、敎を說きて以て他を調伏せず。

第二項　輪王の出世

[五八]輪王の出世は何れの時に在りて爲んや。幾種ありや。幾くと俱なるや。何の威ぞ。何の相ありや。頌に曰く、

【五五】部行獨覺（Vargacāri-praty-ekabuddha）。獨覺とは無師獨悟にして、孤獨者の意味なるが、この部行獨覺は、麟角喩に對し、先に聲聞にして、第三果迄を證り、後獨り第四果を證り、徒衆の相從ふ獨覺なり。

【五六】麟角喩（Khadgaviṣāṇ Kalpapratyek abuddhaḥ）。麟角が唯一角のみにして、二無きが如く、此の獨覺が獨居して、悟を開き獨處するをいふ。

【五七】無礙解（Pratisaṃvid）法と義と詞と、辯とに無礙に通達自在なることなり。

【五八】此の段は轉輪王（Cakra-varti-rāja）の出世に就て論ず。

起す所の命行の依身、爾の時の所見の樂見に非らず。設ひ世に出づるも、佛事を爲すこと少きを以ての故に、爾の時に於ては佛は出世せず。

[五二]經主は此に於て是の釋を作して言く、「[五三]五濁極增して化す可きこと難きが故に」と。豈に、今の世人は百年を減じ、五濁を增すと雖も、而も能く正しく決定に辨入し、欲を離れて果を得ること有るにあらずや。佛は唯、此れが爲めに、世間に出現するが故に、彼れの言ふ所は善釋と爲すに非らず。百年の位に佛の世に出づる時、一切は皆能く聖教を遵崇し、正しく決定に入り、欲を離れ、果を得するに非らず。百の一分を減ずるも、斯の佛事を辨ずること能はざるが故に、佛出づること無しと言ふ可し。然も百を減ずるに於て、設ひ佛の出世するも亦、一分の能く教を遵ぶもの等有り。百年の時の如し。佛は何ぞ出でざるや。若し「百を減ずれば、化に堪ゆる有情、極めて少なるを以ての故に、佛、出でずと謂はゞ、是れ則ち應に、前の所立の因を說くべし。「具さに佛の所作を成すこと能はざるが故に」と。百を減じ、五濁の極增するに於ては、具さに佛の所作事を成すこと能はず。斯れに由るが故に、佛は世間に出でずと雖も、而も此の親因は、彼れの所說に非らず。

五濁と言ふは、一に[五四]壽濁、二に劫濁、三に煩惱濁、四に見濁、五に有情濁なり。云何が濁の義なるや。極めて鄙下なるが故に。應に棄捨すべきが故に。滓穢の如きが故に。豈に壽・劫・有情濁の三は、互に相離れざるに非らずや。見濁は卽ち煩惱を用つて體と爲す。五は應に成ぜざるべし。理は實に應に然るべし。但だ次第に五の衰損の極めて增盛なる時を顯はさんが爲めなり。何等を名けて五種の衰損と爲すや。一に壽命の衰損なり、時は極めて短きが故に。二は資具の衰損なり、光澤を少くが故に。三は善品の衰損なり。惡行を欣ぶが故に。四に寂靜の衰損なり。展轉相違して諠諍を成ずるが故に。五は自體の衰損なり。出世間の功德の器に非らざるが故に。次第して此の五種の衰損の不同を顯はさんと欲するが爲めの故に、五濁を分けたり。

【五二】經主云々。倶舍論十二・八左。
【五三】五濁(Pañcakaṣāyāḥ)後に出づ。
【五四】壽濁(Āyuṣkaṣāya)。命濁
劫濁(Kalpa-Kaṣāya)。
煩惱濁(Kleśa-Kaṣāya)。
見濁(Dṛṣṭi-Kaṣāya)。
有情濁(Sattva-Kaṣāya)。

く、『三劫、[四九]阿僧企耶、精進修行して、佛を成ずることを得』とは、前に說きたる所の四種の劫の中に於て、大劫を積みて、三劫無數を成ず。謂はく、初め大菩提種を種ゆる從り、三大劫、阿僧企耶を經て、方に乃ち大菩提の果を成ずることを得るなり。既に無數と稱して、何ぞ復、三と言ふや。有るが此の言を釋す。諸の善算者は、算計論に依り、數へて數の窮るに至りて、初めて知ること能はさるを、一無數と名く。是くの如きの無數の積りて、第三に至れるなり」と。餘は復、釋して言はく、「六十數の內、別に一數有り、無數の名を立つ。謂はく、[五〇]有る經の中、六十數を說く。此に無數と言ふは、彼の一名に當る。此れを積みて三に至るを、三無數と名くるなり。諸の算計の數知すること能はさるに非らず」と。菩薩は斯の三劫無數を經て、方に乃ち無上菩提を證得するなり。

第三節　諸佛菩薩

第一項　諸佛菩薩の世に出現する時

[五一]是くの如く已に劫量の差別を辯じたり。諸佛、獨覺の世間に出現するは、劫增の時と爲んや、劫減の位と爲んや。頌に曰く、

　八萬を減じて百に至るまでに、　諸佛世間に現ず。
　獨覺は增減の時なり。　麟角喩は百劫なり。

論じて曰く、此の洲の人壽の八萬歲より、漸減して乃し壽の極、百年に至る。此の中間に於て諸佛出現す。何に緣りて增位に佛の出づること無き耶。有情の樂しみ增して、厭を敎ゆることの難きが故なり。多く妙行を行ずるが故に。少しく三塗に墮するもの有り。

百年を減ずる時に、何が故に佛の無きや。是くの如き壽の短促の時に於て、具さに佛の所作を成すこと能はさるが故に。謂はく、一切の佛の世間に出現するや、決定して第五分壽を捨す。定從り

【四九】阿僧企耶(Asaṁkhyeya)無數と譯す。

【五〇】有る經。倶舍論十二・五左には解脫經とす。婆沙論一七七(大・二七 891 c)には有契經と言ふ。

【五一】此の段は諸佛菩薩の世に出現する時を論ず。

者は、即ち大梵王と爲す。諸の大梵王は、必ず異生の攝なり。聖者は下に還生すること無きを以ての故に。上の二界には入見道無きが故に、即ち此れに由るが故に、一有情の無間に二の生じて大梵と爲る義無し。既に大梵の最後の命終を說きたり。極光淨天の壽は八大劫なり。二十の中劫に世界は還成す。「如何が梵王は極光淨に生じ、少壽量を受け、還彼れ從り歿するや」。彼れは中夭の義有ること無きに非らずと雖も、而も廣大の福にて、方に彼の天に生じ、八大劫の壽の中、始めの少分の二十中劫を經る頃、寧ろ即ち命終す。此れを以て卿知するに、餘より來りて此に生ずる此の洲の人の壽は、無量の時を經、住劫の初めに至りて、壽方に漸く減じ、無量從り減じて、極十年に至るを、即ち名けて初めの一住中劫と爲す。此の後の十八は、皆增減有り。謂はく、十年從り增して八萬に至り、復、八萬從り減じて十年に至る。爾るを乃ち名けて第二中劫と爲す。次後の十七の例は、皆是くの如し。十八の後に於て、十歲從り增して、極八萬歲に至るを、第二十劫と名く。一切の劫の增は八萬を過ぐること無く、一切の劫の減は、唯、極十年なり。十八劫の中、一增一減の時量は方に初の減と、後の增とに等し。故に二十劫の時量は、皆等し。此れを總じて名けて成已住劫と爲す。

所餘の成と壞と、及び壞し已りての空なるとは、減と增との二十の差別無しと雖も、然も時量は住劫と同じきに由りて、住に准じて、各、二十の中劫を成ずるなり。成の中の初めの劫に、器世間を起し、後の十九の中に有情漸住し、壞の中の後の劫に、器世間を減じ、前の十九の中、有情漸く捨す。是くの如く說く所の、成・住・壞・空の各二十の中を、積みて八十を成ず。總じて此の八十は大劫の量を成ず。

第四項　劫

[四七] 諸の劫は、唯、五蘊を用ひて體と爲す。此れを除きて時の體は、得可からざるが故に。[四八] 經に說か

【四七】此の段は劫そのものについて論ず。
【四八】增一阿含十六（大・二 630 a）。

第二項　成　劫

[四五]言ふ所の成劫とは、謂はく、風の起る從り、乃至、乃至地獄に始めて有情の生ずるまでなり。謂はく、此の世間の災に壞せられ已りてより、二十中劫は、唯、虛空のみ有り。此の長時を過ぎて、次に應に復、住の二十に等しき成劫、便ち至ること有るべし。一切の有情の業の增上力にて、空中に漸く、微細の風の生ずる有り。是れ器世間の將に成ぜんとする前相なり。風漸く增盛して、前に說く所の如き、風輪・水・金輪等を成立す。然も初めに大梵天宮、乃至、夜摩宮を成立して、後に風輪等を起す。是れを外の器世間を成立すと謂ふ。

器に壞成有るは、有情力に由る。若し有情の類、久しく上天に集れば、此の器世間は、必ず應に漸起すべし。福の減ずる者をして、下居に散せ令むるが故に。謂はく、極光淨に久しく有情を集め、天衆は衆に多く、居處は迫迮し、諸の福減ずる者は、應に下居に散ずべし。此の器世間は理として應に先きに起るべし。故に劫の壞する位には、有情上に集り、劫の成ずる時に於ては、有情、下に散ず。罪福の減、及び福罪の增に由りて、集散し、旋環すること、理應に是くの如くなるべし。旣に已に此の器世間に、初めて一有情の、極光淨より歿して、大梵處の空の宮殿の中に生ずること成立せり。後に諸の有情も亦、彼こ從り歿して、梵輔に生ずる有り。梵衆に生ずる有り。他化自在天宮に生ずる有り。漸漸に下生して、乃至、人趣の俱盧・牛貨・勝身・贍部、後に餓鬼・傍生・地獄に生ず。法爾に後の壞は、必ず最初の成なり。若し初めて一有情の、無間獄に生ずるとき、二十の中の成劫は、應に知るべし。已に滿ちぬと。

第三項　住　劫

[四六]此の後に復、二十の中劫有るを、成已住と名く。次第にして而も起る。謂はく、風起り、器世間を造りて從り、乃至、後後に有情漸く住す、初めて一の有情の、極光淨より歿して、大梵宮に生ずる

【四五】此の段は成劫(Vivartta-kalpa)を述す。

【四六】此の段は住劫(Sthiti-kalpa?)。

若し時に人趣にて、此の洲に一人ありて、無師法然に初靜慮を得、靜慮從り起つて、是くの如きの言を謂ふ。「離生喜樂甚だ樂し、甚だ靜なり」と。餘人聞き已りて皆靜慮に入り、命終して並に梵世の中に生ずることを得。乃至、此の洲に有情都て盡きなば、是れを已に贍部洲の人を壞すと名く。東西の二洲も此れに例して應に說くべし。北洲にては命盡きて欲界天に生ず。彼れは鈍根にして、離欲すること無きに由るが故に。欲天に生じ已りて靜慮現前し、轉た勝依を得て、方に能く欲を離る。乃至人趣に一の有情無し。爾の時を名けて、人趣の已壞と爲す。

若し時に天趣にて、欲界の六天の隨一が、法然に初靜慮を得、乃至並に梵世の中に生ずることを得。爾の時を名けて、欲天の已壞と爲す。是くの如く欲界に一の有情も無きを、欲界中の有情已に壞すと名く。

若し時に梵世の隨一の有情が、無師法然に二靜慮を得、彼の定從り起つて、是くの如きの言を唱ふ。「定生喜樂は甚だ樂しく、甚だ靜かなり」と。餘の天聞き已りて、皆彼の靜慮に入り、命終して並に極光淨天に生ずることを得、乃至、梵世の中、有情都て盡く、是くの如きを已に有情世間を壞すと名く。

〔四四〕唯、器世間のみは、空曠にして住す。餘方の世界の一切の有情の、此の三千世界を感ずる業盡くれば、此に於て漸く七の日輪現ずること有り。諸論は乾き竭き、衆山は洞燃として、洲渚・三輪、並に從つて焚燎す。風は猛焰を吹きて、上天宮を燒き、乃至、梵宮も灰燼を遺すこと無し。自地の火焰のみ、自地の宮を燒く。他地の災の能く他地を壞するに非らず。相引起するに由るが故に、是の言を作すのみ。「下の火風飄へりて、上地を焚燒す」と、謂はく、欲界の火の猛焰、上に昇りて緣と爲りて、色界の火焰を引生す。餘の災も亦爾なり。應の如く當に知るべし。是くの如く地獄の漸減從り始まりて、乃ち器盡くるに至るを、總じて壞劫と名く。

【四四】唯、器世間云々。二十中劫の間にて、有情の壞は初めの十九劫の間に行はれ、最後の一劫の間に器世間の壞するが故に、有情滅するも、尙器世間は存在す。

曰く、

應に知るべし、四劫有り。　謂はく、壞と成と中と大となり。
壞は獄に生ぜざる從り、　外器の都て盡くるに至る。
成劫は風の起る從り、　地獄に初めて生ずるに至る。
中劫は無量從り、　減じて壽の唯、十なるに至る。
次に増減に十八あり。　後は增して八萬に至る。
是くの如く成じ已りて住するを、　中の二十劫と名く。
成と壞と壞し已りて空なるとは、　時皆住劫に等し。
八十の中は大劫なり。　大劫の三無數なるあり。

第一項　壞　劫

論じて曰く、[四三]壞劫と言ふは謂はく、地獄に有情の復、生ぜざるときより、外器の都べて盡くるに至るまでなり。壞に二種有り。一に趣壞、二に界壞なり。復、二種有り。一に有情壞、二に外器壞なり。然るに壞と成とを總じて四品に分つ。一は正壞、二は壞已空、三は正成、四は成已住なり。正壞と言ふは謂はく、此の世間は二十中劫の住を過ぎ已れば、此れ從り復、住の二十に等しき壞劫、便ち至ること有り。壞劫の將に起らんとするや。此の洲に住する人の壽量は八萬なり。若し時に地獄に有情命終し、復、新に生ずること無きを、壞劫の始めと爲す。乃至地獄に一有情の無きを、爾の時を名けて地獄の已壞と爲す。諸の地獄の定受業有る者は、業力引きて他方の獄中に置く。此れに由りて傍生鬼趣を准知せよ。時に人身の內、諸蟲有ること無し。佛身と同じ。傍生壞するが故に。有るが說かく、「二趣の人を益する者に於ては、壞は人と俱なり。餘は先きに壞するなり」と。是くの如きの二說は、前の說を善と爲す。

【四三】壞劫（Saṁvartakalpa）。世界の壞するには、先づ初め有情界壞して、後に器界の壞す。その有情界に於ても、先づ下界下處より始まりて、上界上處に及ぶ故に、最下處たる地獄に有情の生ぜざるを壞劫の初となす。

を以て、餘の聚色を析するに、細聚有りて生ず。析析して窮に至り、猶餘分有りて眼見と爲る可し。更に析す可からず。是くの如きの聚色は、析すること能はざる處なるも、亦麁聚の如く、析す可き理有り。謂はく、彼れは覺慧を以て、分析す可し。聚色を以て聚を析し、窮に至り、慧析して窮に至るも、應に餘の在る有りて、慧見と爲る可し。更に析す可からず。此の餘の在る者、卽ち是れ極微なり。是の故に極微は其の體定んで有り。此れ若し無ならば、聚色は應に無なるべし。聚色は必ず此れに由りて成ずる所なるが故に。

第三項　時間の量

[35]是くの如く、已に踰繕那等を說けり。應に年等を辯ずべし。其の量は云何ぞ。頌に曰く、

百二十の刹那を、　怛刹那の量と爲し、
臘縛は此れの六十なり。　此れの三十は須臾なり。
此れが三十は晝夜なり。　三十の晝夜は月なり。
十二月を年と爲す。　中に於て半ば夜を減ず。

論じて曰く、刹那の百二十を、一の[36]怛刹那と爲し、六十怛刹那を一[37]臘縛と爲す。三十臘縛を[38]一牟呼栗多と爲し、三十牟呼栗多を[39]一晝夜と爲す。此の晝夜有る時は增し、有る時は減じ、有る時は等し。三十晝夜を[40]一月と爲し、總じて十二月を[41]一年と爲す。一年の中に於て、分けて三際と爲す。謂はく、寒・熱・雨なり。各四月有り。十二月の中、六月は夜を減じ、一年の內、夜は總じて六を減ずるを以てなり。

第二節　劫及び四劫

[42]是くの如く已に刹那より、年に至るまで辯じたり。劫の量の不同を、今次に當に辯ずべし。頌に

【三五】此の段は時間の量に就て論ず。

【三六】怛刹那（Tatkṣaṇa）。
【三七】臘縛（Lava）。
【三八】牟呼栗多（Muhūrta）。須臾と譯す。
【三九】一晝夜（Ahorātra）。
【四〇】一月（Māsa）。
【四一】一年（Vaṣṣa）。

【四二】此の段は劫と四劫に就て述す。

極成する所なり。是の故に頌の中に於て、別に分別せず。二十四指の横布するを[三一]肘と爲し、竪に四肘を積めるを[三二]弓と爲す。謂はく[三三]尋なり。竪に五百弓を積めるを、一倶盧舍と爲す。毘奈耶に說く『此れは是れ、村從り[三四]阿練若に至る中間の道量なり』と。八倶盧舍を說きて、踰繕那と爲す。

已に極微の漸次積集して微、乃至一踰繕那を成ずることを說けり。然るに極微に略して二種有りと許す。一は實、二は假なり。其の相は云何ぞ。實とは謂はく、極成の色等の自相なり。和集の位に於て、現量の所得なり。假は分析に由る。比量の所知なり。謂はく、聚色の中、慧を以て、漸析して最極位に至る。然して後、中に於て、色聲等の極微の差別を辯ず。此の析して至る所を、假の極微と名く。慧をして尋思して、極めて喜を生ぜ令むるが故に。此の微は卽ち極なるが故に、極微と名く。極とは謂はく、色の中、析して究竟に至るなり。微とは謂はく、唯、是れ慧眼の所得なるが故に、極微の言は、微極の義を顯はす。

何を以て極微有るを證知すと爲すや。阿笈摩及び理を以て證と爲す。阿笈摩とは謂はく、契經に說かく『諸の所有の色、或は細、或は麁』と。細とは謂はく極微なり。更に析す可からさるが故に。餘の有對色を說いて名けて塵と爲す。又伽他に言く、

黑白等の諸色に、　皆細有り、麁有り。
細とは謂はく、最も微なるなり。　麁とは卽ち餘の有對なるなり。

と。此れに由りて極微は定んで有ることを誠證す。又毘奈耶に是くの如きの說を作す『七極微の集れるは、一微と名くるに等し』と。是くの如きを敎と名く。

其の理とは何ぞ。謂はく、積集せる有情の身色の、色究竟に至りて、量の最も麁なる有るが如し。此れに准じて亦應に諸色を分析すべし。究竟の處に有るを、一極微と名く。云何が爾るを知るや。可析の法は分析して窮に至るも、猶餘有るを以ての故に、謂はく、謂はく、世に現見す。餘の聚色

【三一】肘(Hasta) 一尺六寸。
【三二】弓(Dhanus)
【三三】尋(Vyāma)
【三四】阿練若(Āraṇya)

り有ることを辯じたれども、二量の不同は未だ說かず。應に說くべし。此れ等を建立するは、名に依らざること無し。

第一項　色名時の最少限

前の二及び名は、未だ極少を詳にせず。今應に先づ三の極少の量を辯ずべし。頌に曰く、

極微と字と刹那とは、　色と名と時との極少なり。

論じて曰く、勝覺慧を以て、諸の色を分析して一[15]極微に至る。故に一極微は、色の極少と爲す。析す可からざるが故に。是くの如く諸の名と及び時とを分析して、一[16]字と[17]刹那とに至るを、名と時との極少と爲す。一字の名とは、掉の名を說くが如し。一刹那の量は[18]順正理の如し。

第二項　空間(色)の量

[19]是くの如く已に三の極少の量を辯じたり。前の二量は殊り。今次に應に踰繕那等を辯ずべし。其の量は云何ぞ。頌に曰く、

極微と微と金と水と、　兎と羊と牛と隙塵と、
蟣と蝨と麥と指節と、　後々は七倍を增す。
二十四指は肘なり。　四肘を弓の量と爲す。
五百は俱盧舍なり。　此れの八は踰繕那なり。

論じて曰く、極微を初めと爲して、指節を後と爲す。應に知るべし、後後は皆七倍の增なりと。謂はく、七極微を一微の量と爲して、微積りて七に至るを、一[20]金塵と爲し、七金塵を積りて、[21]水塵量と爲し、水塵積りて七に至るを、一[22]兎毛塵と爲し、七兎毛塵積りて[23]羊毛塵量と爲し、羊毛塵の七を積りて、一[24]牛毛塵と爲し、七牛毛塵を積りて、[25]隙遊塵の量を爲す。隙塵の七を[26]蟣と爲し、七蟣を一[27]蝨と爲し、七蝨を[28]穬麥と爲し、七麥を[29]指節と爲し、三節を[30]指と爲す。世の

【一五】極微(Paramāṇu)とは物質に於ける最少限に名けしもの。
【一六】字(Akṣara)とは名・句・文等の中の表詮の名の最少限に名けしもの。
【一七】刹那(Kṣaṇa)。時間の最少限に名けしもの。
【一八】順正理論三十二。
【一九】此の段は空間、即ち色の量を辯ず。
【二〇】金塵(Lohaharajas)
【二一】水塵(Abrajas)
【二二】兎毛塵(Śaśarajas)
【二三】羊毛塵(Avirajas)
【二四】牛毛塵(Gorajas)
【二五】隙遊塵(Vātāyanacchidra rajas)
【二六】蟣(Likṣā)。
【二七】蝨(Yūka)
【二八】穬麥(Yava)
【二九】指節(Aṅguliparvan)
【三〇】指(Aṅgula)

に於ては、一晝一夜と爲して、此の晝夜を乘じて、月及び年を成じて、彼の壽は斯の如く、萬六千歲なり。極熱地獄の壽は半中劫なり。無間地獄の壽は一中劫なり。傍生の壽量は、多にして定限無し。若し壽の極めて長きは亦、一中劫なり。謂はく、難陀等の諸の大龍王なり。故に世尊の言はく、『大龍に[七]八有り。皆一劫住にして、能く大地を持す』と。鬼は人間の一月を以て、一日と爲し、此れに乘じて月と歲とを成ず。壽は五百年なり。寒那落迦は云何が壽量なるか。[八]世尊は喩を寄せて、彼れの壽を顯はして言く、『此の人の間の如きは、[九]佉黎二十にして、摩竭陀國の一[一〇]摩婆訶の量を成じ、[一一]巨勝を置きて、其の中に平滿する有らんに、設し復、能く百年に一を除かんこと有るに、是の如き巨勝は、盡くる期有ること易し。頞部陀に生ぜるものゝ壽量は、盡き難しと。此れが二十倍を第二の壽と爲し、是くの如き後後は、二十倍を增す。是れを八寒地獄の壽量と謂ふ。

第三項　中　天

此の諸の壽量に[一二]中天有りや。頌に曰く、

　　諸處は中夭有り。　　　[一三]北盧洲を除く。

論じて曰く、諸處の壽量は皆中夭有り。唯、北俱盧は定壽千歲なり。此れは處に約して說くものにして、別の有情には非らず。別の有情には中夭せざるもの有るが故に。順正理に有情を擧ぐるが如し。

第五章　有情物器世間の變化及び運命

第一節　變化の基礎（色及び時の量）

[一四]是くの如くにして、已に踰繕那等に就て、器世間と身と量との差別を辯じ、年等に就て壽量に殊

【七】　八大龍王は左の如し。
一、難陀(Nanda)
二、跋難陀(Upananda)
三、娑伽羅(Sāgara)
四、和修吉(Vāruki)
五、德叉迦(Takṣaka)
六、阿那婆達(Anavatapta)
七、摩那斯(Manasvi)
八、優盋羅(Utpala)
或に又左の如く數ふ。
1. Nanda
2. Upananda
3. Aśvatari
4. Mucilinda
5. Manasvi
6. Dhṛtarāṣṭra
7. Mahākāla
8. Elapattra

【八】　世尊云々。長阿含一九經(大・一・126 a)。起世因本經四(大・一 384 b)參照。

【九】　佉黎(Khārikā)。容量の名。

【一〇】　摩婆訶(Tila-vāha vahā)篇なり。容量の名なり。

【一一】　巨勝(Tila)は胡麻のこと。

【一二】　此の段は中天に關して述す。

【一三】　倶舍論・順正理論に此の一句を缺く。

【一四】　此の段は先づ初めは、數量の分限を明にし、次で此の數量に基いて、世界の成立・破壞の有樣を說きしもの。

若し彼れの身量一踰繕那ならば、壽量も一劫にして、乃至身量も長け萬六千ならば、壽量も亦同じく萬六千劫なり。

已に色界の天壽の短長を說けり。無色の四天は、下從り次の如く、對量は二・四・六・八萬劫なり。

上の說く所の[五]劫は、定んで何を依と爲すや。壞と爲んや、成と爲んや、中と爲んや。大と爲んや少光已上は大の全てを劫と爲し、自下の諸天は大の半を劫と爲す。卽ち此れに由るが故に、大梵王は梵輔天に過ぐること、壽一劫半なりと說く。空の住と壞とを成ずるは、各二十中なり。總じて八十中を一大劫と爲す。取の住と壞とを成ずるは、總じて六十中にして、大梵王を一劫半の壽と爲すが故に、大の半の四十中劫を以て、下の三天の所壽の劫量と爲す。

第二項　要趣の有情

[六]已に善趣の壽量の短長を說けり、惡趣は云何ぞ。頌に曰く、

等話等の上の六は、　次の如く欲天の、
壽を以て一晝夜と爲す。　壽量も亦彼れに同じ。
極熱は半中劫なり。　無間は中劫の全てなり。
傍生の極は一の中なり。　鬼は月を日として五百なり。
頞部陀の壽量は、　一の婆訶の麻の、
百年に一を除きて盡くるが如く、　後々は倍すること二・十なり。

論じて曰く、惡趣も亦人の如き晝夜無し。然も其の壽量は比況して知る可し。四大王等の六欲天の壽を、其の次第の如く、等活等の六棕落迦の一晝一夜と爲し、壽量は次の如く亦、彼の天に同じ。謂はく、四大王の壽量の五百を、等活地獄に於ては、一晝一夜と爲し、此の晝夜を乘じて、月及び年を成ず。是くの如きの年を以てして、彼れの壽は五百なり。乃至他化の壽の萬六千を、炎熱地獄

【五】劫(Kalpa)。この劫に成・住・壞・空の四劫あり。その中の住劫につきていはゞ、劫初の有情は壽無量にして、漸次に減じて八萬歲に至る。この間を一中劫と稱し、かくの如き變化あること、全體に二十度ありて壞劫に入る。卽ち住劫は二十中劫より成立す。他の三劫と同樣にして、合して此の八十中劫あり。これを一大劫と稱す。

【六】此の段は惡趣の有情の壽量を述ぶ。

【四】此の段は有情の壽量を說く。その內先づ、善趣の有情の壽量を說く。

身量は既に殊り、壽命も別なりや不や。亦、有り、云何ぞ。頌に曰く、

北洲は定んで千年なり。　西と東とは半半に減ず。
此の洲は壽不定なり。　後は十にて、初は量り難し。
人間の五十年は。　下天の一晝夜なり。
斯れに乘じて壽五百なり。　上の五は倍倍に增す。
色には晝夜の殊り無し。　劫數は身量に等し。
無色は初は二萬なり。　後後は二二を增す。
少光の上と下との天は、　大の全と半とを劫と爲す。

論じて曰く、北倶盧の人は定壽千歳なり。西牛貨の人の壽は五百歳なり。東勝身の人の壽は二百五十歳なり。南贍部の人の壽は定限無し。劫後の增減に或は少、或は多なり。少は極十年、多は極八萬なり。劫初の位に於ては、人壽は量り叵(かた)し。百千等の能く計する所に非らざるが故に。

已に人間の壽量の長短を說けり。要ず先づ天上の晝夜を建立して、方に天壽の短長を算計す可し。天上には云何が晝夜を建立するや。人の五十歳を六尺の中にて、最も下に在る天の一晝一夜と爲す。斯の晝夜を乘ずること三十にして、月と爲し、十二月を歳と爲して、彼れの壽は五百年なり。上の五欲天は漸く倶に增倍す。謂はく、人の百歳を第二天の一晝一夜と爲し、斯の晝夜を乘じて、月及び年を成ず。彼れの壽は千歳なり。夜摩等の四は、次に隨ひて、人の二・四・八百と、千六百との歳の如きを、一晝夜と爲し、斯の晝夜を乘じて、月及び年を成じ、次の如く、彼れの壽は、二・四・八千と、萬六千歳となり。

已に六天の壽量の長短を說きたり。色天には晝夜の差別有ること無し。但だ劫數を以て、壽の短長を知る。彼の劫壽の短長は、身量の數と等し。謂はく、若し身量半踰繕那ならば、壽量も半劫、

卷の第十七

〔辯緣起品第四の六〕

第十節　有情の身量

[一]外器の量の別なるが如く、身量も亦爾なり耶。云何ぞ。頌に曰く、

贍部洲の人の量は、　三肘半と四肘となり。
東西北洲の人は、　倍倍に增すこと次の如し。
欲天は俱盧舍の、　四分にして一一に增す。
色天は踰繕那にして、　初の四は半半に增す。
此の上は倍倍を增す。　唯、無雲は三を減ず。

論じて曰く、贍部洲の人身は、多くは長け三[二]肘半なれども、中に於て少分は長け四肘有り。東勝身の人の身は、長け八肘なり。西牛貨の人は長け十六肘にして、北俱盧の人は三十二肘なり。欲界の六天の最下の身量は、一[三]俱盧舍の四分之一なり。是くの如く後後は一一に、分に增して第六天に至りては、身は一俱盧舍半あり。色天の身量は、初めの梵衆天は半踰繕那なり。梵輔は全一なり。大梵は一半なり。少光は二の全なり。此の上の餘の天は、皆增すこと倍倍なり。唯、無雲のみ三踰繕那を減ず。謂はく、無量光天は倍增して、二より四に至り、乃至色究竟は增して萬六千に滿つ。

第十一節　有情の壽量

第一項　善趣の有情

【一】此の段は有情の身量を明す。

【二】肘とは一尺六寸をいふ。臂の長さなり。三肘半は五尺六寸に當る。(旭雅本俱舍論講註)。

【三】俱盧舍(Krośa)。この四分の一を二里八丁二十間とす。(旭雅本俱舍論講註)。

此れの千倍は大千なり。　皆同一に成壞す。

論じて曰く、千の四大洲と、乃至梵世と、是くの如きを總じて說いて、一小千と爲す。小千を千倍せるを、一中千界と名く。千の中千界を總じて一大千と名く。是くの如く大千は同じく成じ、同じく壞す。中の有情の類の成壞も亦同じ。

通力と他に依るとを離れては、　下は昇りて上を見ること無し。

論じて曰く、四大王天衆の昇りて、三十三天を見るが如し。三十三天等の天の昇りて、夜摩天等を見るに非らず。然も彼れ若し定の發す所の通を得れば、一切は皆能く昇りて上を見る。或は他力に依りて昇りて上天を見る。謂はく、神通を得、及び上天の衆に引接せられて、彼こに往いて其の所應に隨ふ。或は上天より下に來りて亦能く見る。若し上界の地より來つて、下に向ふ時は、下化の身に非らず。下眼は見ざるなり。其の境界に非らざるが故に。彼の觸を覺せざるが如きの故に。上界地より來つて、下に向ふ時は、必ず下身に化す。下をして見せ令めんが爲めなり。

第九項　夜摩等の天宮の量

[九六] 地居天に依るは、已に處の量を説けり。夜摩天等の處の量は云何ぞ。

有るが説かく、「四天は迷盧の頂の如し」と。

有るが説かく、「此の四は上は倍倍に增す」と。

有餘師の言く、「初靜慮地の宮殿の依處は、一の四洲に等しく、第二靜慮は[九七]小千世界に等しく、第三靜慮は中千界に等しく、第四靜慮は大千界に等し」と。

有餘師の言く、「下の三靜慮は次の如く、量、小・中・大千に等しく、第四靜慮の量は邊際無し」と。

第九節　千世界

[九八] 何の量に齊しきを、小・中・大千と説くや。頌に曰く、

四大洲と日月と、　蘇迷盧と欲天と、
梵世と各一千なるを、　一小千界と名け、
此の小千の千倍を、　説いて一中千と名け、

【九六】この段は夜摩天等の天宮の量を説く。

【九七】小千世界(Sāhasra-cūḍika-loka dhātu)。中千世界(Dvisāhasramadhyama-loka dhātu)。大千世界(Mahāsāhasra-loka dhātu)。

【九八】此の段に於ては千世界に就て論ず。

化の欲境を受くるに依るが故に。樂の如き他化の欲境を受くるに依るが故に。又受くる所の下・中・上の境に依るが故に。又有罪・有勢の現前の欲境を受用するに依るが故に。無罪・有勢の自化の欲境を受用することを樂ふに依るが故に。無罪無勢の他化の欲境を受用することを樂ふに依るが故に。

樂生の三とは、三靜慮の半の九處の生に於て、三種の樂を受く。彼れの受くる所には、樂の異熟有りて、苦の異熟無きを以ての故に、樂生と名く。此の樂生の三は何に依りて建立するや。多く離生喜樂と、定生喜樂と、喜を離れたる樂とに依るが故に。或は三種の災の及ぶ所に依るが故に。或は尋と喜と樂との增上に依るが故に。或は身想の異、無異に依るが故に。

第七項　天器の遠近

[九四] 說く所の諸天の二十二處は、上下相去ること、其の量云何ぞ。頌に曰く、

彼の下を去る量の如く、　上を去る數も亦然り。

論じて曰く、一一の中間の踰繕那の量は、易く數ふ可きに非らず。但總じて彼れの下を去る量を擧ぐ可し。上を去ることも例して然なり。何れの天從り下海を去る量に隨つて、彼れの上に至る所、下を去ると同じ。謂はく、妙高山の第四の層級從り、下の大海を去ること四萬踰繕那なり。上の三十三天を去ることも亦、下海を去る量の如し。三十三天の下の大海を去るが如く、上の夜摩天を去る其の量も亦、爾なり。

是くの如くして乃至善見天の下の大海を去るが如く、彼れ從り上、色究竟天を去ることも、其の量は亦爾なり。是くの如きの懸遠は多踰繕那なり。明眼の人の暫く色頃を見るが如し。世尊は能く意勢神通を以て、身を運びて往來するに、自在にして礙無きが故に、佛の神力は不可思議なり。

第八項　下天の上昇

[九五] 下處に生れて、昇りて上を見るや不や。頌に曰く、

【九四】此の段は天器の遠近を述す。

【九五】此の段は下天の上昇を論ず。この下天の上昇に三の因緣有り。一には自ら通を得て能く往くこと。二には得通の者に接かれて往くこと。三には上天に接せられて往くこと。

に說く所は、時の不同なるを顯はすなり。上の諸天は欲境轉た妙にして、貪心轉た重く、身觸に殊り有るに由るが故に、少時を經て數婬事を成ず。爾らずんば天の欲樂は應に人中よりも少なかるべし。

第五項　諸天の初生

[九〇] 彼の諸天の男女の膝の上に、童男童女有りて、欻爾として化生するに隨ひて、卽ち說きて彼の天の所生の男女と爲す。初生の天衆の身の量は云何ん。頌に曰く、

初は五より十に至るが如く、　色は圓滿にして衣有り。

論じて曰く、且らく六欲の諸天の初生は、次の如く、五・六・七・八・九・十歲の人の如く、生じ已りて身形速に圓滿を得。色界の天衆は初生の時に於て、身量周圓にして、妙へなる衣服を具ふ。一切の天衆は皆聖言を作す。謂はく、彼の言詞は中印度に同じ。然も學に由らずして、自ら典言を解す。

第六項　欲生と樂生

[九一] 欲生と樂生と云何が差別あるか。頌に曰く、

欲生の三は人と天となり。　樂生の三は九處なり。

論じて曰く、欲生の三とは諸の有情の樂ふて現前の諸の妙欲の境を受くる有り。彼れは是くの如き現の欲の境の中に於て、自在に轉ず。謂はく、全ての人趣、及び下の四天なり。

諸の有情の樂ふて自化の諸の妙欲の境を受くる有り。彼れは自化の妙欲の境の中に於て、自在に轉ず。謂はく、唯、第五の樂變化天なり。

諸の有情の樂ふて他化の諸の妙欲の境を受くる有り。彼れは他化の妙欲の境の中に於て、自在に轉ず。謂はく、第六の他化自在天なり。

此の欲生の三は何に依りて建立するや。[九二] 生の如き現前の欲境を受くるに依るが故に、[九三] 樂の如き自

【九〇】此の段は諸天の初生を說く。

【九一】此の段は欲生と樂生とを述ぶるもの、卽ち欲界の人と天とを欲生（Kāmotpatti）といひ、色界の第四靜慮を除く下の三靜慮を樂生(Sukhotpatti)と名く。

【九二】生とは生得の意味にて、宿業と異熟果たる現在の欲境を受くるをいふ。

【九三】樂とは欲するの意、自らの意志の欲するまゝなるの意。

に至る。上は無色なるが故に、施設す可からず。

第四項　六欲天行婬の相

八九 是くの如き所說の諸天衆の中、頌に曰く、

六の欲を受くるは、交と抱と、　執手と笑と視との婬なり。

論じて曰く、梵衆天等は、對治力に由りて、諸の欲法に於て、皆已に遠離せり。唯六欲天のみ妙欲の境を受く。六欲天とは、一は四大王衆天なり。謂はく、彼に四大王、及び所領の衆あり。或は彼の天衆は四大王に事ふ。是れ四大王の所領なるが故に。二は三十三天なり。謂はく、彼の天處は是れ三十三部の諸天の所居なり。妙高山の頂、四面に各八部の天衆有り。中央に一有り、卽ち天帝釋なり。故に三十三なり。三は夜摩天なり。謂はく、彼の天處は時時多分に快樂なる哉と稱す。四は覩史多天なり。謂はく、彼の天處は多く自の所受に於て、喜足の心を生ず。五は樂變化天なり。謂はく、彼の天處は數、欲境を化せんことを樂ひ、中に於て樂を受く。六は他化自在天なり。謂はく、彼の天處は他の所化の欲境に於て、自在に樂を受くるなり。

六の中、初の二の地に依りて居する天は、形交りて婬を成ず。人と別無し。然れども風氣泄るれば、熱惱便ち除く、人間の如く餘の不淨有るに非らず。夜摩天衆は纔に抱きて婬を成ず。倶に染心を起し、暫時相抱けば、熱惱便ち息む。唯一の染を起すは、抱樂を受くと雖も、而も婬を成ぜず。若し倶に染心無く、相執抱すと雖も、親の相敬愛するが如くんば、過失無し。覩史多天は但だ手を執るに由りて、熱惱便ち息む。樂變化天は唯、相向ひて笑み、便ち熱惱を除く。他化自在は相視て婬を成ず。

是くの如く後の三は、倶と一と無との染に婬を成ず。樂受の差別は前の如し。後の二天の中、唯、資具を化す。若し此れに異らば、倶に染を成ぜず。實は並に形交りて方に婬事を成ずるなり。施設

【八九】この段は六欲天の行婬の相を說く。

足し、莊嚴し、餘の天宮を蔽ふが故に、殊勝と名く。面ごと二百五十にして、周は千踰繕那あり。是れを城中の諸の可愛の事と謂ふ。城外の四面に四苑ありて莊嚴す。是れ彼の諸天の共に遊戲する處なり。一に[八二]衆車苑なり。謂はく、此の苑中、天の福力に隨ひて種種の車現ず。二に[八三]麁惡苑なり。天の戰ひを欲する時、其の所須に隨ひて、甲仗等を現ず。三に[八四]雜林苑なり。諸天中に入りて玩ぶ所は皆同じく、倶に勝喜を生ず。四に[八五]喜林苑なり。極妙の欲塵の雜類倶に臻り、歷觀するも厭くこと無し。是くの如きの四苑は形は皆夏方なり。一一の周りは千踰繕那量なり。居る中に各一如意池有り。面各五十踰繕那量あり。八功德水其の中に彌滿す。欲に隨ひて妙花・寶舟・好鳥・一一の奇麗に種種莊嚴す。四苑の四邊に四の妙地有り。中間は各苑を去ること二十踰繕那なり。地の一一の邊の量は、皆二百なり。是れ諸天衆の勝れたる遊戲の所なり。諸天は彼に於て捔勝して歡娛す。

城外の東北に[八六]圓生樹有り。是れ三十三天の欲樂を受くる勝所なり。蟠根は深廣にして五踰繕那なり。聳幹上に昇り、枝條傍に布く。高と廣との量は等しく百踰繕那あり。挺葉開花、妙香芬馥として、順風に薰ずること百踰繕那に滿ち、若し逆風薰ずれば、猶五十に遍し。

城外の西南角に[八七]大善法堂有り。三十三天の時に集りて、阿素洛等を制伏し、如法、不如法の事を詳辯す。

第三項　空居天

[八八]是くの如く已に三十三天の所居の外器を辯じたり。餘の有色の天衆所住の器は云何ぞ。頌に曰く、

　此の上に有色の天あり、　空に依れる宮殿に住す。

論じて曰く、夜摩天從り色究竟に至る所住の宮殿は、皆但だ空に依るなり。

有るが說かく、「空中に密雲彌布して地の如し。彼の宮殿の所依と爲る」と。外器の世間は色究竟

【八二】衆車苑(Citraratha-vana)。
【八三】麁惡苑(Pārusyakavana)。
【八四】雜林苑(Miśrakāvana)。
【八五】喜林苑(Nandanavana)。
【八六】圓生樹(Pārijāta)。
【八七】大善法堂(Mahāsudharma-sabhā)。
【八八】此の段は空居天を述す。

て住する四大王衆天と名く。欲天の中に於て、此の天は最も廣し。

第二項　三十三天

[七六]三十三天は何處に住在するや。頌に曰く、

妙高の頂は八萬にして、　三十三天居す。
四の角に四峯有り。　金剛手の住する所なり。
中に宮あり善見と名く。　周り萬踰繕那あり。
高さ一半金城あり。　地を雜飾して柔軟なり。
中に殊勝の殿有りて、　周り千踰繕那なり。
外に四の苑莊嚴す。　衆車と麁と雜と喜となり。
妙地四方に居りて、　相去ること各二十なり。
東北に圓生樹あり。　西南には善法堂あり。

論じて曰く、三十三天は迷盧の頂に住す。其の頂の四面は、各二十千にして、若し周圍に據れば、數は八萬と成る。

有餘師の說かく、「面は各八十千なり。下際の四邊と其の量は別無し」と。山頂の四の角の各、一峯有り。其の高と廣との量は、各五百有り。藥叉神有り。[七七]金剛手と名く。中に於て止住し、諸天を守護す。山の頂の中に於て宮有り、[七八]善見と名く。面は二千半、周は萬踰繕那なり。金城の量の高さは、一踰繕那半なり。其の地は平坦にして亦眞金の所成なり。俱に百一の雜寶を用ひて嚴飾し、地觸は柔軟にして[七九]妬羅綿の如く、踐蹋する時に於て、足に隨ひて高下す。是れ[八〇]天帝釋の都する所の大城なり。城に千門有り、嚴飾し、壯麗なり。門に五百の青衣の藥叉有り。勇健端嚴にして、踰繕那の量なり。各、鎧仗を嚴にし、城門を防守す。其の城の中に於て[八一]殊勝殿有り。種種の妙寶具

【七五】恒憍(Sadāmatta)。
【七六】此の段は三十三天を述す。
【七七】金剛手(Vajrapāṇi)。
【七八】善見(Sudarśana)。
【七九】妬羅綿(Tūlapicu)綿のこと。
【八〇】天帝釋(Śakra-devānāṁ indra)。因陀羅神(Indra)のこと。
【八一】殊勝殿(Vaijayantaḥ prāsādaḥ)。

の邊は影を發して、自ら月輪を覆ひ、爾の時に於て見ること圓滿ならざら令む』と。理は必ず應に爾るべし。爾の時に於ても亦、不明に、全月輪を見るを以ての故に、是れに由りて日沒して月便ち出づる時、相去ること極めて遙かに、月の圓滿を見るなり。

第八節　天器及び諸天

[六七]日等の宮殿には何の有情居するや。[六八]四大王天所部の天衆なり。是の諸の天衆は、唯、此れのみに住する耶。若し[六九]空居天ならば、唯、是くの如き日等の宮殿に住し、若し[七〇]地居天ならば、妙高山の諸の[七一]層級等に住す。

第一項　妙高山の四層級

[七二]幾くの層級なるか、其の量は云何ん。何等の諸天が、何れの層級に住するか。頌に曰く、

妙高の層に四有り。　相去ること各、十千なり。
傍に出づること十六千と、　八と四と二千との量なり。
堅手と及び持鬘と、　恒憍と大王衆と、
次の如く四級に居す。　亦餘の七山にも住す。

論じて曰く、蘇迷盧山に四層級有り。始めは水際從り第一層を盡くすまで、相去ること十千踰繕那量あり。是くの如く乃至第三層從り、第四層を盡くすまでも亦、十千量あり。此の四層級は妙高山從り、傍に出で、圍遶して其の下半を盡くす。最初の層級は出づること十六千なり。第二、第三、第四の層級は、其の次第の如く八と四と二千となり。初層天に住するを名けて[七三]堅手と爲す。[七四]持鬘は第二に居し、[七五]恒憍は第三に處し、四大天王及び諸の眷屬は各一の方面に、第四層に住す。堅手等の三天は皆四王衆の攝なり。持雙山等の七金山の上にも亦、四王所部の村邑有り。是れを地に依り

【六三】臘縛(Lava)は一牟呼栗多(Muhūrta は一時間なり)の三十分の一。
【六四】黑半とは一月の前十五日、無月の十五日。
【六五】白半とは、一月の後十五日、有月の十五日をいふ。
【六六】世施設。俱舍論舊譯には、分別世經說とし、起世經の種類の經典なり。
【六七】此の段よりは天器と諸天に就て述す。
【六八】四大王天所部の天衆とは、多聞天(Vaiśravaṇa)。持國天(Dhṛtarāṣṭra)。增長天(Virūḍhaka)。廣目天(Virūpakṣa)の四大王天の部下の天衆。
【六九】空居天(Āntarikṣa-vāsin)。空に居する天の意にして、欲界の夜摩・兜率・化樂・他化自在の四天と、色界の諸天となり。
【七〇】地居天(Bhaumadevā)。地上に居する天として、六欲天の中、四王天と忉利天の二なり。
【七一】層級等須彌山の外廓が四層を成し、外側になるほど低くなりをるをいふ。
【七二】此の段は妙高山の四層級に就て述ぶ。
【七三】堅手(Karuṭa-pāṇi, Karoṭa-pāṇi)。
【七四】持鬘(Mālādhāra)。

彼れの住する所は、此を去ること幾踰繕那なるか。持雙山の頂にして、妙高山の半に齊し。日等の經量は幾踰繕那なりや。日は五十一にして、月は唯五十なり。星の最も小なるは、半[六一]倶盧舍にして、最大なるは、十六踰繕那なり。

四洲の日月は各別有り耶。爾らず。云何ん。夜半・日沒・日中・日出と、四洲の時は等しく、倶盧・贍部・牛貨・勝身なり。妙高山を隔てゝ相對して住するが故に。若し倶盧夜半なれば、卽ち贍部は日中、勝身は日沒、牛貨は日出なり。若し牛貨日中なれば、卽ち勝身は夜半、贍部は日沒、倶盧は日出なり。此れは義を略する者なり。何の洲の日の中、月の中に相對するに隨つて、餘の二洲は應に隨ひて、西に沒し、東に出で、第三洲は夜中、晝中に處るや。是れに由りて若し時に勝身、牛貨、其の次第の如く、日中、月中なれば、爾の時、光明は四洲に皆有り。然も光の作事は東南洲に在り。西北洲に於ては、唯、明の作事のみ。倶に兩事を見るは北南洲に在り。謂はく、贍部洲は日出でて月の沒するを見、月出でて日の沒するを見る。謂はく、倶盧洲、東勝身洲は唯、日を見ることを得、唯、月を見ることを得るのみなるは、謂はく、牛貨洲なり。是くの如き所餘の例は、應に思擇すべし。

何に緣りて晝夜に減有り、增有るや。日の此の洲を行くや、路に別有るが故に。[六二]雨際の第二月の後半の第九日よりは、夜は漸く增し、寒際の第四月の後半の第九日よりは、夜は漸く減す。晝の增減の位は此れと相違す。夜の漸く增す時、晝は便ち漸く減ず。夜の漸く減ずる位は、晝は卽ち漸く增すなり。晝と夜との增す時、一晝夜は增すこと幾くなるが。一の[六三]臘縛を增す。晝夜の減ずることも亦然なり。日の此の洲を行くに、南に向ふと、北に向ふと其の次第の如く、夜增し、晝增す。何の故に月輪は[六四]黑半の末、[六五]白半の初位に於て、缺くること有るを見る耶。[六六]世施設の中に、是くの如きの釋を作す。『月宮殿行いて、日輪に近づくを以て、月は日輪の光を被むりて、侵照せられ、餘

【六一】、倶盧舍(Krośa)五百尺なり。

【六二】印度に於ては一年を三分して、熱際(Grīṣma)と雨際(Varṣa)と寒際(Śiśira)となす、而して此の各際に四ケ月宛あれば、一年は十二ケ月なり。然れども、此の三際に各月を配するには、種々異說あり、今はその中の一をあぐ。

際	月名	陰	陽
熱際 Grīṣma	制呾羅(Caitra)	正・二月	三・四月
	吠舍佉(Viśākha)	二・三月	四・五月
	逝瑟吒(Jyaiṣṭha)	三・四月	五・六月
	頞沙荼(Āṣāḍha)	四・五月	六・七月
雨際 Varṣa	室羅伐拏(Śrāvaṇa)	五・六月	七・八月
	婆達羅鉢陀(Bhādrapada)	六・七	八・九月
	頞濕縛庾闍(Aśvayuja)	七・八月	九・十月
	迦剌底迦(Kārttika)	八・九月	十・十一月
	末伽始羅(Mārgaśīrṣa)	九・十月	十一・十二月
	報沙(Pauṣa)	十・十一月	十二・正月
	磨佉(Māgha)	十一・十二月	正・二月
	頗勒窶拏(Phālguna)	十二・正月	二・三月

し、後に五趣に流れたり。初めに聖語に同じかりしも、後に漸く乖訛せり。諸鬼の本住は琰魔王國なり。此れ從り展轉して餘方に散趣す。此れは贍部洲の南邊の直下、深さ五百踰繕那量を過ぎて、琰魔王の都有り。縱と廣との量も亦爾なり。鬼に三種有り、謂はく、無と少と多との財なり。無財に復、三あり、謂はく、炬と針と臭の口なり。少財にも亦三有り、謂はく、針と臭との毛と癭となり。多財にも亦三有り。謂はく、希祠・希棄・大勢なり。此の九を廣く釋すること、[五九]順正理の如し。然も諸の鬼中、威德無きは、唯、三洲に有り。北俱盧を除く。若し威德有るは、大上も亦有り。贍部洲の西に渚五百有り。中に於て二有り。唯、鬼の居る所なり。渚に各、城二百五十有り。有威德鬼は一渚城に住し、一渚城には無威德鬼居す。諸の鬼の多分は、形竪にして行き、劫初の時に於ては、皆聖語に同じ。後に處の別に隨ひて、種種に乖訛せるなり。

第七節　日と月

[六〇]日月に居る所の量等の義とは、頌に曰く、

日月は迷盧の半にあり。　五十一と五十となり。
夜半と日沒と中と、　日出と四洲等し。
雨際第二月の、　後の九より夜漸く增す。
寒の第四も亦然り。　夜減ずれば晝此れに翻ず。
晝夜に臘縛を增す、　南北の路を行く時なり。
日に近づきて自ら影覆ふ。　故に月輪の缺くるを見る。

論じて曰く、日・月・衆星は、何に依りて住するか、風に依りて住す。謂はく、諸の有情の業の增上力は、共に風を引き起し、妙高山を遶り、空中に旋環し、日等を運び持ちて、停墜せさら令む。

【五九】　順正理論三十一。

【六〇】　此の段は日と月とに就て述す。

第三項　八寒捺落迦

五七已に八熱捺落迦有るを說けり。寒捺落迦にも亦八種有り。何等をか八と爲すや。一に頞部陀、二に尼剌部陀、三に頞哳吒、四に臛臛婆、五に呼呼婆、六に嗢鉢羅、七に鉢特摩、八に摩訶鉢特摩なり。此の中の有情は嚴寒に逼まられ、身と聲と瘡と變ずるに隨ひ、差別の想名を立つるなり。謂はく、一、二、三、と其の次第の如く、此の寒地獄は四洲を遶ぐる輪圍山の外に在りて、極めて冥闇の所なり。中に於て恒に凄勁の冷風有り。上下衝擊し、縱橫に旋擁す。有情は此に遊びて屯聚し、相依るも、寒さ酷しく身を切り、膚皮は皰裂し、身は戰き僵硬す。各異聲を出す。瘡は開き剖拆して、三花相の如し。多くは賢聖を謗るに由りて、是くの如きの苦果を招くなり。

有るが說かく、此れは熱地獄の傍に在り。贍部洲は上は尖り下は闊く。形は穀聚の如きを以ての故に、是れを包容することを得るなり。故に大海は漸く深く、漸く狹し。

十六大獄は皆、諸の有情の增上の業の感なり。餘の孤地獄の或は多、二、一は各別の業の招くなり。或は近く江河、山間、曠野、或は地下、空中、餘處に在り。無間と大熱と及び炎熱の三は、中に於て皆獄卒の防守無し。大叫・號叫及び衆合の三は、少しく獄卒有り。五八琰魔王の使、時時往來し、彼を巡檢するが故に、其の餘は皆獄卒の防守と爲る。有情・無情・異類の獄卒防守し、罪の有情を治罰するが故に、火は焚燒せず。有情卒者の彼の身は別に異大種を稟くるが故に。或は業力に由りて遮隔せらるゝに由るが故に。一切の地獄の身形は皆竪なり。初めは聖語に同じ。曾て聖語を以て告げて言ふことと有るを聞けり。汝は人中に在りては、欲の過を觀ぜず。又梵志沙門を承敬せず。是の故に今に於て斯の劇苦を受くるなり。彼れ聞きて領解し、慚悔の心を生ずるも、後分明ならず。苦に逼らるゝが故に。諸の地獄の器の安布することと是くの如し。傍生の止まる所は謂はく、水・陸と空となり。生類の顯形は無邊の差別あり。其の身の行相は、少は竪に、多は傍なり。本は海中に住

【五七】此の段は八寒捺落迦を說く。倶舍論十一・八右にも出づ。
一、頞部陀(Arbuda)。
二、尼剌部陀(Nirarbuda)。
三、頞哳吒(Aṭaṭa)。
四、臛々婆(Hahava)。
五、呼呼婆(Huhuva)。
六、嗢鉢羅(Utpala)。
七、鉢特摩(Padma)。
八、摩訶鉢特摩(Mahāpadma)。

【五八】琰魔王(Yamarāja) 琰魔王はもと吠陀時代にありては、死者の行く天國の主なりしも、次第にその地位を變じて、佛教時代には遂に地下に於ける鬼界の主とせらるゝに至りしもの。

屍糞增とは謂はく、此の增中、屍糞の泥滿ち、瀨を槎むに臭溢にして、深く人を沒す。又廣さは前の煻煨增の量に於てなり。中に於て多くの[五二]娘矩吒蟲有り。嘴、利きこと針の如し。身は白く、頭は黑し。有情の彼に遊ぶや、皆此の虫の爲めに、皮を鑽り、骨を破り、其の髓を唼食せらる。

鋒刃增とは謂はく、此の增の中、復、三種有り。一には[五三]刀刃路、謂はく、此の中に於て、刀刃を仰むけに布き、以て大道と爲す。有情彼に遊びて纔に足を下す時、皮肉と血と倶に斷碎して墜つ。足を擧ぐるに還生じて平復すること本の如し。二は[五四]劍葉林なり。謂はく、此の林の上に純ら銛利なる劍刃を以て葉と爲し、有情の下に遊ぶや、風吹きて葉墜ち、支體を斬刺し、骨肉零落す。烏・駮・狗有り、撲ちて偃仆せ令め、首を齧り、足を齩み、頭を齣し、腴を擘し、腹を飄き、心を掐し、攜掣して食噉す。三は[五五]鐵刺林なり。謂はく、此の林內、鐵樹は高く聳え、量百人を過ぐ。利き鐵刺有りて、長さ十六指なり。有情逼られて樹に上下する時、其の刺の銛鋒は下上して鑱刺し、[五六]鐵觜鳥有りて、有情の眼睛、心肝を探り啄み、爭ひ競ふて食ふ。刀刃路等の三種は、殊なりと雖も、鐵杖は同じきが故に、一增の攝なり。

烈河增とは謂はく、此の增河は其の量深廣にして、熱鹹の烈水、其の中に盈滿せり。有情の中に溺るゝや、或は浮び、或は沒し、或は逆に、或は順に、或は橫に、或は轉じて、蒸され、煮られ、骨皮は糜爛す。大鑊中に灰汁を滿盛し、麻米等を置き、猛火の下に然すとき、麻等は中に於て上下に廻轉し、體を擧げて糜爛するが如く、有情も亦然なり。設ひ逃亡せんと欲するも、兩岸の上に於て、諸の獄卒有り。手に刀槍を執り、禦捍して廻せ令む。出づることを得るに由なし。復、獄卒有り、大鐵網を張りて、諸の有情を漉し、岸上に置き、洋銅を其の口に灌ぎ、熱鐵丸を呑ま令む。衆苦を備ふることを經て、還河內に擲つ。此の河は塹の如く、前の三は園に似たり。諸の大地獄を圍遶し、莊嚴す。

【五二】 娘矩吒虫(Nyutkuṭa)。慓利の觜ある虫にして、針の虫ともいふ。
【五三】 刀刃路 (Kṣgura-mārga)。
【五四】 劍葉林 (Asipattravana)。
【五五】 鐵刺林(Śālmalivana)。
【五六】 鐵觜鳥 (Ayastuṇḍāvāyaḥ)。

の如し。故に等活と名く。謂はく、彼の有情は、種種の[49]斫刺磨擣に遭ふと雖も、而も彼れ暫く涼風に吹かるゝに遇へば、尋いで蘇えること本の如し。前に等しく活くるが故に、等活の名を立つるなり。

第二項　八捺落迦の十六增

[50]八捺落迦の增に各十六あり。謂はく、四門の外に各四增有り。皆異名に非らず。但だ其の定數を標するを以ての故に。薄伽梵は此の頌を說いて言く、

此の八の捺落迦は、　我れ甚だ越え難しと。
熱鐵を以て地と爲し、　周匝して鐵牆有り。
四面に四門有り。　關閉するに鐵扇を以てし、
巧みに分量を安布せり。　各十六の增有り。
多百踰繕那なり。　中に造惡の者を滿つ。
周徧して焰交徹し、　猛火恒に洞然たり。

此の十六の中、苦を受け、劇しさを增すこと、本の地獄に過ぐるが故に、說いて增と爲す。或は此の中に於て、種種の苦を受け、苦具多類なるが故に、說いて增と爲す。或は地獄の中、適苦を受け已りて、重ねて此の苦に遭ふが故に、說いて增と爲す。

有るが說かく、「有情の地獄を出で已りて、數、復、苦に遭ふが故に、說いて增と爲す」と。門の各の四の增の、其の名は何等ぞや。[51]煻煨・屍糞・鋒刃・烈河の門なり。門の四增は名皆相似なり。煻煨增とは謂はく、此の增の中、煻煨の膝を沒し、其の量は寬廣にして、多踰繕那なり。有情、中に遊びて纔に其の足を下すや、皮肉と血と倶に焦爛して墜つ。足を擧ぐれば、還生じて平復すること、本の如し。

【四九】斫り刺し磨り擣く。

【五〇】此の段は八熱地獄の十六增を歸ず。增（Utsada）とは本地獄に屬する別庭の如きものとして、四面に四增附屬して十六增となる。

【五一】煻煨（Kukūla）。熱灰のこと。
屍糞（Kuṇapa）。
鋒刀（Asidhāra）。
烈河（Kṣāra-nadi）。

各、彼の四方に住す。　餘の八は寒地獄なり。

論じて曰く、此の贍部洲の下、二萬を過ぎて[47]阿鼻旨大捺落迦有り。深廣は前に同じ。謂はく、各二萬なり。故に彼の底は、此を去ること四萬踰繕那なり。何に縁りて唯、此の洲の下にのみ、無間獄有るや。唯、此の洲に於てのみ、極重の惡業を起すが故に。刀兵等の災は唯、此れにのみ有るが故に、唯、此の洲の人は極めて利根なるが故に。樂しみの間無きを以て、無間の名を立つ。所餘の地獄の中には、異熟の樂無しと雖も、太過の失無し。等流の樂有るが故に。

有るが說かく、「隙無きに無間の名を立つ」と。有情は少なりと雖も、而も身は大なるが故に。有るが說かく、「中に於て苦を受くるに間無し。謂はく、彼れは各、百釘を身に釘ち、六觸門に於て、恒に劇苦を受くと爲す。熱鐵地に居しては鐵牆に圍まれ、猛焰交通して、曾て暫らくも歇むこと無し。身は熱に遭ひて苦痛に逼まられ、任へ難し、四門有りて、遠く開闢するを觀ると雖も、而も走りて出づることを求むれば、便ち闔閉するを見る。求むる所を遂げず。荼毒怨傷す。己身を以て薪として投じ、猛火に赴く。支體を焚燒し、骨肉を焦然す。惡業の持する所、而も死に至らず。

餘の七地獄は無間の上に在りて、重壘して住す。其の七とは何ぞ。一は[48]極熱、二は炎熱、三は大叫、四は號叫、五は衆合、六は黑繩、七は等活なり。

有るが說かく、「此の七は無間の傍に在り」と。外內、自他身の諸の支節皆猛火を出して　互に相燒害す。熱中の極なるが故に、名けて極熱と爲す。火は身に隨ひて轉じ、周圍を炎熾し、熱苦に任ふること難きが故に、炎熱と名く。劇苦に逼まられて、大酷聲を發し、悲叫して怨を稱ふるが故に、大叫と名く。衆苦に逼まられ、異類悲號し、怨んで叫聲を發するが故に、號叫と名く。衆多の苦具、俱に來りて身に逼り、合黨相殘するが故に、衆合と名く。先に墨索を以て、支體を拼量し、後方に斬鋸するが故に、黑繩と名く。衆苦身に逼り、數々悶ゆること、死するが如し。尋いで蘇えること本

【四七】阿鼻旨捺落迦(Avici)。譯して無間といふ。

【四八】極熱(Pratāpana)。炎熱(Tapana)。大叫(Mahāraurava)。號叫(Raurava)。衆合(Saṁghāta)。黑繩(Kālasūtra)。等活(Saṁjīva)。上の無間地獄を合せて、八熱地獄といふ。

第五節　贍部洲の山河

[三八]諸洲を辯じ已りぬ。無熱惱池は何れの方にして、幾くの量なるか。頌に曰く、

　此の北に九の黑山有り。　雪と香醉との山の內に、
　無熱池有り。縱廣、　五十踰繕那あり。

論じて曰く、教說に(依)至すれば、此の贍部洲の中、中印度從り漸次、北に向ひて、三處に各、三重の黑山有り。[三九]大雪山有りて、黑山の北に在り。大雪山の北に[四〇]香醉山有り。雪の北、香の南に、大池水有り。[四一]無熱惱と名け、四大河を出す。四面從り流れて、四大海に趣く。一には[四二]殑伽河、二には[四三]信度河、三には[四四]徙多河、四には[四五]縛芻河なり。

無熱惱池は縱廣正等にして、面ごとに各五十踰繕那の量あり。八功德水其の中に盈滿し、通を得たる人に非らざれば、其の所に至ること難し。此の池の側に於て、贍部林有り。樹の形、高大にして、其の果甘美なり。此の林に依るが故に、贍部洲と名く。或は此の果に依りて、以て洲の號を立つ。

第六節　地　獄

第一項　八[熱]地獄

[四六]復、何處に於て、捺落迦を置くや。何れの量にして、幾く有るや。頌に曰く、

　此の下二萬を過ぎて、　無間あり、深さと廣さと同じ。
　上に七捺落迦あり。　八の增あり、皆十六あり。
　謂はく、煻煨と屍糞と、　鋒刃と烈河との增なり。

【三八】此の段に於ては、贍部洲の山河に就て論ぜしもの。
【三九】大雪山(Mahāhimālaya-giri)。
【四〇】香醉山(Gandhamādana-giri)。
【四一】無熱惱(Anavatapta, Anotatta)。阿耨達池といふ。
【四二】殑伽河(Gaṅgā)東に流る。
【四三】信度河(Sindhu)南に流る。
【四四】徙多河(Sītā)北に流る。
【四五】縛芻河(Vakṣu)西に流る。
【四六】此の段は地獄に就て述べ、先づ第一に八熱地獄を辯ず。

西瞿陀尼洲は、　其の相滿月の如く、[二一]
徑は二千五百にして、　周圍は此れに三倍す。
北洲は方座の如く、[二二]　四面は各二千なり。[二三]
中洲に復、八有り。　八洲の邊は各二なり。

論じて曰く、外海の中に於て、大洲に四有り、謂はく、四面に於て妙高山に對す。[二四]南贍部洲は北に廣く、南に狹し。三邊の量は等しく、其の相は車の如し。南邊は唯、廣さ三踰繕那半なり。三邊は各二千踰繕那有り。唯、此の洲の中に[二五]金剛座有り。上は地際を窮め、下は金輪に據る。諸の最後身の菩提薩埵の、將に無上正等菩提に登らんとするものは、皆此の座上に坐し、[二六]金剛喩定を起す。餘の依、及び餘の處所には、堅固なる力の能く此の定を持するもの有ること無きを以てなり。[二七]東勝身洲は東に狹く、西に廣し。三面の量は等しく、形は半月の如し。東は三百五十三、邊の各は二千なり。此の東洲の東邊の廣さは、南洲の南際なるが故に、東は半月の如く、南贍部は車の如し。[二八]西牛貨洲は形滿月の如く、徑は二千五百、周圍は七千半なり。[二九]北俱盧洲は形は方座の如く、四邊の量は等しくして面ごとに各二千なり。周圍は八千踰繕那の量なり。白洲の相に隨ひて、人面も亦然なり。

復た八の中洲有り。是れは大洲の眷屬なり。謂はく、四大洲の側に各二の中洲有り。贍部洲邊の二の中洲とは、一は[三〇]遮末羅洲、二は[三一]筏羅遮末羅洲なり。勝身洲の邊の二の中洲とは、一は[三二]提訶洲、二は[三三]毘提訶洲なり。牛貨洲の邊の二の中洲とは、一は[三四]舍搋洲、二は[三五]嗢怛羅漫怛里拏洲なり。俱盧洲の邊の二の中洲とは、一は[三六]矩拉婆洲、二は[三七]憍拉婆洲なり。此の一切洲は皆人の住する所なり。下劣の業の增上に由りて、生ずる所なるが故に、彼に住する人の身形は、卑陋なり。有餘師の說かく、『遮末羅洲は羅刹娑居す。餘は皆、人の住なり』と。

【二一】順正理論三十一には「其相圓無缺」とあり。
【二二】順正理論三十一には「北俱盧蔆方」と。
【二三】同「面各二千均」とあり。
【二四】南贍部洲。前出。
【二五】金剛座(Vajrāsana)。佛成道の時の座處。
【二六】金剛喩定(Vajropamasamādhi)。
【二七】東勝身洲(Pūrvavidehavipa)。
【二八】西牛貨洲(Avaragodānīya)。
【二九】北俱盧洲(Uttarakuru-dvīpa)。
【三〇】遮末羅洲(Cāmara)。猛牛と譯す。
【三一】筏羅遮末羅洲(Varacāmara)。勝猛牛と譯す。
【三二】提訶洲(Deha)。身と譯す。
【三三】毘提訶洲(Videha)。勝身と譯す。
【三四】舍搋洲(Sāṭhā)。諂と譯す。
【三五】嗢怛羅漫怛里拏洲(Uttaramantriṇa)。上義と譯す。
【三六】矩拉婆洲(Kaurava)。勝邊と譯す。
【三七】憍拉婆洲(Kaurava)。有勝邊と譯す。

山の間に八海有り。　前の七を名けて內と爲す。
最初の廣さは八萬にして、　四邊は各三倍せり。
餘の六は半半に狹し。　第八を名けて外と爲す。
三洛叉二萬、　[一八]三千二百餘なり。

論じて曰く、妙高を初めと爲し、輪圍を後と爲して、中間に八海有り。前の七を內と名け、七の中には皆[一九]八功德水を具す。一には甘、二には冷、三には軟、四には輕、五には淸淨、六には不臭、七には飲む時に喉を損せず。八には飲み已りて腹を傷めざるなり。是くの如きの七海の初めの廣さは、八萬なり。持雙山の內邊の周量に約して、其の四面に於て、數ふること各三倍なり。謂はく、二億四萬踰繕那を成ず。其の餘の六海の量は、半半に狹し。謂はく、第二の海の量、廣さ四萬にして、乃至第七の量は、廣さ一千二百五十なり。此れ等の周圍の量を說かざるは、煩多なるを以ての故なり。前に准じて知るが故に。

第八を外と名け、鹹水盈滿す。量は廣さ三億二萬三千と、及び二百八十七踰繕那半なり。八十七半は餘の聲に顯はさる。

第四節　四大洲

[二〇]已に八海を辯じたり。當に諸洲の形量に異り有ることを辯ずべし。頌に曰く、

中に於ける大洲の相は、　南贍部は車の如くにして、
三邊各二千あり、　南邊は三半有り、
東毘提訶洲は、　其の相半月の如くにして、
三邊は贍部の如く、　東邊は三百半なり。

【一八】順正理論三十一には「二千踰繕那」となる。
【一九】八功德水(Aṣṭāṅgopet-avāri)。
【二〇】此の段は四大洲を辯ず。

餘の八は半半に下り、　　廣さは皆、高さの量に等し。

論じて曰く、金輪の上に於て、九大山有り、[一三]妙高山は中に處して住し、餘の八は周匝して妙高山を遶る。八山の中に於て、前の七を內と名け、第七山の外に大洲等有り。此の外に復、[一四]鐵輪圍山有りて、周匝して輪の如くに四洲界を圍れり。[一五]持雙等の七は唯、金の所成なり。妙高山王は四寶を體と爲す。謂はく、四面は次の如く、北・東・南・西は金・銀・吠琉璃・頗胝迦の寶なり。寶の威德に隨ひて、色、空に顯はる。故に[一六]贍部洲の空は、吠琉璃色に似たり。是くの如きの寶等は何れ從り生ずるか。諸の有情の業の增上力に從ひて、復、大雲起り、金輪の上に雨ふる。滴は車軸の如く、久しき時を經て、積水奔りて瀁ち、深さ八萬を踰へ、猛風鑽擊して、寶等に變生す。是くの如く金寶等に變生し已りて、復、業力に由りて別風を引き起し、寶等を簡別し、攝して聚集し、山を成じ、洲を成ぜ令む。水の甘と鹹とを分ちて、別に內海と外海とを成立せ令む。

云何が一類の水、別類の寶等を生ずるや。雨水能く異類の寶等の種の所依の藏と爲るなり。復た種種の威德の爲めに、猛風に鑽擊せられ、衆寶等を生ずるが故に、過有ること無し。

是くの如きの九山は金輪の上に住し、水に沒する量は、皆等しく八萬踰繕那なり。蘇迷盧山は水を出づるも亦、爾なり。是くの如く則ち妙高山王は、下の金輪從り、上は其の頂に至る。總じて十六萬踰繕那有りと說く。其の餘の八山の水を出づるの高量は、內從り外に至るに、半半に漸卑す。謂はく、初めの持雙は、出水は四萬なり。乃至最後の鐵輪圍山の出水は、三百一十二半なり。是くの如く九山の一一の廣量は、各各自の出水の量と同じ。

第三節　八　海

[一七]已に九山を辯じたり、海は今當に辯ずべし。頌に曰く、

【一三】妙高山。原音蘇迷盧(Sumeru)。舊に須彌と音譯す。九山中の最大の山なるを以て山王といふ。

【一四】鐵輪圍山(Cakravāḍa)。

【一五】持雙等の七とは、健達羅山(持雙)(Yugandhara)。伊沙馱羅山(持軸)(Isādhara)。竭地洛迦山(檐木)(Khadiraka)。蘇達梨舍那山(善見)(Sudarśana)。頞濕縛羯拏山(馬耳)(Aśvakarṇa)。毘那怛迦山(象耳)(Vinataka)。尼民達羅山(持山)(Nimindhara)。

【一六】贍部洲(Jambū-dvipa)。四洲の一、須彌山の南方にあり。その形贍部の實に似たるが故にこの名あり。我々の住する洲なり。後出。

【一七】此の段は八海を述ぶ。

又諸の有情の業の增上力は、大雲雨を起して風輪の上に澍ぎ、滴り車軸の如くにして、積りて[七]水輪と成る。是くの如きの水輪の未だ凝結せざる位に於て、深さ十一億二萬踰繕那なり。廣さは風輪と稱ふ。有るが言く、「狹小なり」と。有情の業力持して散ぜざら令む。食飲する所のもの﹅、未だ熟變せざる時は、終に移流して、[八]熟藏に墮せざるが如し。

有餘師の説かく、[九]「風の持する所に由りて、傍流せざら令む。篅(あじか)の穀を持するが如し」。有情の業力は、別の風を引いて起し、此の水を搏擊し、上は結して金を成ず。熟乳の停りて、上に凝りて膜を成ずるが如し。故に水輪は減じて、唯、厚さは八[一〇]洛叉(らくさ)なり。餘は轉じて金を成ず。厚さ三億二萬なり。二輪の界は別に百[一一]倶胝有り。一一の二輪の廣さの量は、皆等し。謂はく、徑十二億三千四百半なり。其の邊を周圍すれば、數三倍と成る。謂はく、周圍の量は三十六億一萬三百五十踰繕那と成る。

第二節　九　山

[一二]已に三輪を辯じたり。山を今當に辯ずべし。頌に曰く、

蘇迷盧は中に處り、　次には踰健達羅と、
伊沙馱羅山と、　竭地洛迦山と、
蘇達梨舍那と、　頞濕縛羯拏と、
毘那怛迦山と、　尼民達羅山となり。
大洲等の外に於て、　鐵輪圍山有り。
前の七は金の所成にして、　蘇迷盧は四寶なり。
水に入ること皆八萬にして、　妙高は出づること亦然り。

【七】水輪(Jala-maṇḍala)。
【八】熟藏。消化器の上部を生藏(Āmāśaya)といひ、下腹部を熟藏(Pakvāśaya)といふ。
【九】風云々。風力が引いて散ぜらしむとの意。
【一〇】落叉(Lakṣa)億(十萬)なり。
【一一】倶胝(Koṭi)。百億。
【一二】此の段は九山を述ぶ。

〔辯緣起品第四の五〕

第四章　器世間(世界)

第一節　三界の根本――三輪

[一]是くの如く已に有情世間を辯じたり。[二]器世間を今當に辯ずべし。頌に曰く、

器世間を安立すること、　風輪最も下に居る。
其の量は廣さ無數にして、　厚さ十六洛叉なり。
次上に水輪あり、深きこと、　十一億二萬にして、
下八洛叉は水なり、　餘は凝結して金と成る。
此の水と金との輪の廣さは、　徑十二洛叉と、
三千四百半にして、　周圍は此れに三倍す。

論じて曰く、此の百倶胝の四大洲界は、是くの如く安立し、同壞し、同成す。謂はく、諸の有情は法爾に諸の靜慮を修得するが故に、下に命終し已りて、第二等の靜慮地の中に生じ、下の器世間は三災に壞せられ、久遠を經已りて、下空の中に依りて、諸の有情の業の増上力に由りて、微風の起る有り。後後に轉增し、蟠結して輪を成ず。其の體は堅密にして、假設ひ、一の[三]大諾健那有り。[四]金剛輪を以て、威を奮ひて懸かに撃つに、金剛は碎くること有るも、[五]風輪には損無し。是くの如きの風輪の廣さは無數なり。厚さは十六億[六]踰繕那なり。

【一】此の段以下。宇宙の形態を論ず。
【二】器世間(Bhājanaloka)衆生世間に對し、有情の住する山河大地をいふ。
【三】大諾健那(Mahā-nagna)大露形と譯す。人趣中の神にして大力あり。
【四】金剛輪(Vajra-cakra)。
【五】風輪(Vāyu-maṇḍala)。
【六】踰繕那(Yojana)一に由旬ともいふ。古代印度の遊行者の一日の行程なりといふ。六哩程なるべし。

[八八]世尊は此の有情世間の生じ、住し、沒する中に於て、三聚を建立せり。何をか三聚と謂ふや。頌に曰く、

正と邪と不定との聚は、　聖と無間を造ると餘となり。

論じて曰く、一には[八九]正性定聚、二には邪性定聚、三には不定性聚なり。何をか正性と名くる。謂はく、世尊の言く『貪無餘斷・瞋無餘斷・癡無餘斷、一切の煩惱を、皆餘すこと無く斷ずる、是れを正性と名く』と。何が故に唯、斷を說いて正性と名くるや。謂はく、此れ永く邪僞の法を盡すが故なり。又體は是れ善常なり。智者は定んで愛す。故に世尊も亦聖道を說いて正性と名く。經に『正性離生に趣入す』と說くが故に。

何をか邪性と名くるや。謂はく、三種有り。一には趣邪性、二には業邪性、三には見邪性なり。即ち是れ惡趣と、五無間業と、五不正見と、次の如く體と爲す。二定者に於ては、學と無學法と、五無間業と、其の次第の如く、定んで離繫と地獄の果に趣くが故に。此れを成就する者は、此の聚の名を得るなり。即ち名けて聚と造無間と爲す。煩惱の縛を正しく脫し、已に脫するが故に、說いて名けて聖と爲す。聖は是れ自在に繫縛を離るゝ義なり。或は衆惡を遠ざくるが故に、名けて聖と爲す。畢竟じて離繫得を、獲得するが故に。或は善所趣の故に名けて聖と爲す。中に間隔無きが故に、無間と名く。好んで此の因を爲すが故に、名けて造と爲す。正と邪との定の餘を、不定性と名く、彼れは二緣を待つて、二を成ず可きが故に。定んで一に屬するに非らず。不定の名を得するなり。

【八八】此の段は有情世間の生は、沒に於ける三聚を論ず。即ち修道識惑の見地より左の如く三聚に分類せしものなり。一、貪瞋癡の毒を餘すことなく斷じ、無漏法已に生じて、諸の惡を遠離せるもの。二、五無間業を造りて、亦定んで地獄に落つるもの。三、善果の緣を待ちて、初めて善又は惡性の定聚に記せらるべき有情。

【八九】正性定聚(Samyaktva-niyatarāśi. Sammattaniyata-rāsi)。邪性定聚(Mithyātvaniyatarāśi, Micchattaniyatarāsi)。不定性〃。

受生じ、即便ち死を致す。末摩の稱を得、有る頌に曰ふが如し。

　身中に別處有り。　觸るれば便ち命終せ令む。
　青蓮華の髫の、　微塵等に觸るゝが如し。

若し水と、火と、風と平に緣合せず、互に相乖反す。或は總、或は別に、勢用增盛し、末摩を傷害す。利刀を以て支節を分解するが如し。斯れに因りて極苦受の生を引發し、此れ從り須臾に定んで當に命を捨つべし。玆の理に由るが故に、斷末摩と名く。薪を斬るが如きを說いて、名けて斷と爲すに非らず。斷れて覺無きが如くなるが故に、斷の名を得。好んで語言を發して、彼れを譏刺し、實、不實に隨ひて、人の心を傷切す。此れに由りて當に斷末摩の苦を招くべし。

[八六] 何に緣りて地界は斷末摩に非らざるや。[八七] 第四の內の災患無きを以ての故なり。內の三災患とは謂はく、風と熱と痰とにして、水と火と風との增すとき、所應に隨ひて起るなり。

有るが說かく、「此れは外器の三災に似たり」と。此の斷末摩は天の中に有るに非らず。然れども、諸の天子の將に命終せんとする時には、先づ五種の小衰相現ずること有り。一には衣服・嚴具・可意の聲を絕つ。二には自身の光明、欻然として昧劣となる。三には沐浴の位に於て、水滴、身に著く。四には本性囂馳なれども、今一境に滯る。五には眼、本と凝寂なるに、今數瞬動す。此の五相現ずるとも、定んで命終するに非らず。勝れたる善緣に遇へば、猶、轉ず可きが故に。復、五種の大衰相現ずること有り。一には衣、埃塵に染み、二には花鬘萎悴し、三には兩腋に汗出づ。四には臭氣身に入り、五には本座を樂しまず。此の五相現ずれば、決定して命終す。設ひ強緣に遇ふも、亦轉ぜざるが故に。

第四節　有情世間の生住說に於ける三聚

【八六】斷末摩の作用あるは、水火風に增盛に依るのみにて、地の增成によらざるは如何との問ひなり。

【八七】醫方明即ち印度の醫學に、內の三災を說きて第四の災患を立てざるが故にとの意也。

而も强盛なるが故に、涅槃に入らず。涅槃に入る心は唯、二無記なり。謂はく、威儀路と或は異熟生なり。若し欲界に捨の異熟有りと說かば、入涅槃の心は、二無記に通ず。若し欲界に捨の異熟無しと說かば、入涅槃の心は但だ威儀路のみなり。必ず受を離れて、而も獨り心有ること無し。劣善は何が故に涅槃に入らざるや。彼の善心には異熟有るを以ての故に。諸の阿羅漢は、未來の諸の異熟果を厭背して、涅槃に入るが故に。「若し爾らば、異熟に任せば、應に涅槃に入らざるべし」と、爾らず。已に簡んで未來を厭背すと言ふが故に。『何ぞ現在の異熟を厭背せざるや』。現の異熟に依りて、永く諸有を斷ずと知るが故に。現の異熟に依りて無學果を證す。彼れ恩有ることを知りて深く厭患せず、諸の阿羅漢は深く當生を厭ふが故に、命終の時、彼の因の善を避く。唯、二無記は勢力劣なるが故に、[七九]昧劣の相續の斷ずる心に順ずるなり。故に涅槃に入るは、唯、二無記なり。

[八〇]眼等の諸識は色根に依ると雖も、而も方所無し。況んや復、意識をや。然るに身根に約して滅處を說かば、若し頓死する者は、意識と身根と欻然として總じて滅し、別處有るに非らず、若し漸死する者は、下と人と天とに往くに、足と臍と[八一]心とに於て、次の如く識滅す。謂はく、惡趣に墮するを說いて往下と名く。彼の識の最後は兩足の處に滅す。若し人趣に往くは、識は臍に於て滅す。若し若し天に往生するは、識は心處に滅す。諸の阿羅漢は說いて不生と名く。彼れの最後心も亦、心處に滅す。有餘師の說かく、[八二]「彼の滅は頂に在り」と。正しく命終の時は、足等の處に於て、身根滅するが故に、意識隨つて滅す。命終の時に臨んで、身根漸く滅して、足等の處に至りて、欻然として都て滅するなり。少水を以て炎石の上に置くが如し。漸く減じ、漸く消えて、一處に都て盡く。必ず同分の相續して因と爲ること無く、能く無間に趣く所の後有を生ず。

[八三]唯、漸く命終する者は、命終の時に臨んで[八四]多く[八五]斷末摩苦受の爲めに逼らる。別物の名けて、末摩と爲すもの有ること無し。然も身中に於て、別の處所有り。風熱痰盛に逼切せらるゝ時、極苦

【七九】倶舍十・十七左「無記勢力微順二心斷一故」と。
【八〇】第五問に對する答へ。
【八一】心臟のこと。
【八二】彼れとは阿羅漢を指し、頂とは頭頂なり。
【八三】第六問に答へしもの。
【八四】本文有爲に作るも、倶舍論十・十八左の如く、多爲と讀み、今の如く譯す。
【八五】斷末摩（Marma-cchada）、末摩（Marman）は死穴と譯し、その量極少なるものにて、身中に百處ありとせり。

に非らず。死生の時は必ず昧劣なるを以ての故に。

此れに由るが故に說く[七六]『下の三靜慮には、唯、近分の心に、死生の理有りと。根本地には捨受無きを以ての故に。意識に在りて、死生有ることを得と說くと雖も、而も定心に在りて、死生の理有るに非らず。界地別にして、死生有るに非るが故に。設ひ界地同なるも、極めて明利なるが故に。勝加行の引發する所に由るが故に。又在定の心は能く攝益するが故に。必ず損害に由りて方に命終有り。諸の在定心は染汚に非らざるが故に。必ず染汚に由りて方に生を受くることを得。異地の染心も亦攝益するが故に。加行の起の故に、受生の理無し。異地の染心は必ず勝地の攝なり。勝地に往いて生を受くることを樂ふ容きこと無し。異地の無記(心)は、染汚に非らず、加行の起の故に。亦生死無し。亦無心に死生の義有るに非らず。理と相違するが故に。死に二種有り、或は他に害せられ、或は任運に終る。無心位に處するに、他は害すること能はず。殊勝の法有りて、身を任持するが故に。無心の位に處して、任運に終るに非らず。入心は定んで能く心を引出するが故に。謂はく、入心を等無間緣と作して、此の身に依る心等の果法を取る。必ず別法の能く礙えて、生ぜざら令むること有ること無し。若し所依の身將に變壞せんと欲せば、必ず定より還起して、此の身に屬する心方に命終することを得。更に餘の理無し。又有る契經に無心に命終せざることを證するが故に。契經に說かく『無想の有情は、想の起り已るに由りて、彼の處從り沒す』と。無心の位に受生を得可きに非らず。必ず勝心の現に引く所なるに由るが故に。昧劣の位に住して、生を受くるが故に。煩惱を起すことを離れて、生を受くること無きが故に。亦、有る契經に、無心に生を受くるに非ることを證するが故に。契經に言く[七七]『識若し母胎の中に入らざれば、名色は羯剌藍を成ずることを得るや、不や。乃至、廣說』と。

[七八]然して死有の心は三性に通ずと雖も、而も阿羅漢は必ず染心無し。善心、及び二無記有りと雖も

【七六】下の三靜慮云々。第三問に對する答なり。即ち二剎那は、唯、有心の散位にして、定位と無心に非らず。

【七七】中阿含九七經大因緣經(大一 579 c)。

【七八】第四問に答へしもの。即ち入涅槃心は唯威儀と異熟との二無記心に限るなり。

旣に引き已りて、愛、識種を潤し、能く當有の名色の身をして起ら令む。故に契經に說かく『業を生因と爲し、愛を起因と爲す』と。是くの如く二食は未生の有に於て、引起する功能、最も殊勝と爲す。故に唯、此の四種を食と爲すと說くなり。此の四食の中、後の二は生母の如し。未生を生ずるが故に。前の二は養母の如し。已生を養ふが故に。餘は廣く決擇すること、[七二]順正理の如し。

第三節　有情の沒

[七三]今更に應に思ふべし。前の四有を釋する（中）、死と生との二有は、唯、一刹那なり。此の時の中に於て、何れの識、現起し、此の識は復、何れの受と相應し、定心、無心にして、死生を得るや、不や。何性の識に住して、涅槃に入ることを得るや。命終の時に於て、識は何れの處にて滅するや。斷末摩とは、其の體是れ何ぞ。頌に曰く、

斷善根と續と、　離染と退と死と生とは、
唯、意識の中なりと許す。　死と生とは唯、捨受なり。
定と無心の二とに非らず。　二無記に涅槃す。
漸死は足と臍と心とに、　最後に意識滅す。
下と人と天と不生となり。　斷末摩は水等なり。

論じて曰く、[七四]斷善と、續善と、界地の染を離るゝと、離染從り退すると、命終と、受生と、此の六位の中、唯、意識をのみ許す。皆、是れ意識の不共法なるが故に。五識は此に於て功能有ること無し。生の言は兼ねて中有の初念を攝す。

[七五]意識は具さに三受相應なりと雖も、而も死生の時は唯、捨受有り。非苦樂受の性は明利ならず。死生に順ずる時なり。苦樂の二受の性は極めて明利なり。死生に順ぜず。明利の識に死生の義有る

【七二】順正理論三十一。

【七三】此の段は有情の沒に就て論ず。先づ上の四有の中、死生二有は唯一刹那たるが、その刹那の中に於て、一、何識が現前するか。二、此の識は復何受と相應するか。三、定心無心にして、死生し得るや否や。四、何の性の識に位して、涅槃に入り得るか。五、命終時に於ては、識は何れの處に滅するや。六、斷末摩とはその體は何ぞの六問をあげてこれらに答ふるなり。

【七四】斷善云云。これは第一問に對する答へなり。この六位の中、命終（死有）と受生（生有）とが直接今の問題なり。

【七五】意識云々。この段は第二問に答ふ。

り。謂はく、異熟生と、等流と、長養となり。外の香等に由りて、身中の内の香・味・觸を覺發して食事を成ぜ令むるが故に。所說の食は其の理定んで成ず。契經に說くが如し『食に四種有り、能く[六六]部多の有情を亦住せ令め、及び能く諸の求生の者を資益す』と。部多と言ふは已生の義を顯はす。諸趣に生じ已れば、皆、已生と謂ふ。復、[六七]求生と說くは、何に目くる所に爲んや。此れは中有に目く。佛、世尊の、五種の名を以て、中有を說くに由るが故なり。何をか五と爲す。一は[六八]意成、意從り生ずるが故なり。是れ牽引の業の、所引の果の義なり。『若し爾らば、此れは應に太過の失有るべし』と。爾らず、中有は外緣の精血等の物を攬つて、以て身を成ぜざるが故に。二には求生、多く喜びて、當に生ずべき處を尋察するが故に。生とは謂はく、生有なり。中有は多く求めて生有の心に趣く。三には[六九]食香身、香食に資けられて、生處に往くが故に。四には[七〇]中有、死と生との二有の無間の有なるが故に。五には[七一]起と名く。死有の無間に、支體缺無くして、身頓起するが故に。或は復、當生に對向して、決定して暫時に起るが故に。

何に緣りて、食に唯、四種有りと說くや。一切の有爲は皆食用有り、經に涅槃も亦食有りと說くが故に。契經に說くが如し『涅槃に食有り、所謂、覺支なり』と。諸の有爲は皆食用有りと雖も、勝に就て說けるなり。謂はく、大仙尊は所化の者の爲めに、資の、勝有るに就て唯、四食を說くなり。謂はく、初めの二食は此の身の所依と能依とを能益し、後の二食は能く當有を引き、能く當有を起す。次の如く名と色との二種の有身を資益し、引起す。故に四食を立つ。所依とは謂はく、色卽ち有根身なり。能依とは謂はく、名、卽ち心心所なり。此の中、段食は所依を資益し、有根身、此れに由りて住するを以ての故なり。此の中、觸食は能依を資益し、心心所は此れに由りて活くるを以ての故に。是くの如きの二食は、已生有に於て資益する功能、最も殊勝と爲す。思は引業と爲り、識は種子と爲りて當有を引起す。謂はく、業に由るが故に、能く當來の名色の二有を引く。業

【六六】部多(Bhūta) 成れるもの、存在するもの、生きものの義にて、有情又は世界の義に用ひらる、舊譯には已生と譯せり。
【六七】求生(Saṃbhavaiṣin)。生れることを求むるものの義。
【六八】意成(Manomaya)。
【六九】食香身(Gandharvakāya)。
【七〇】中有(Antarābhava)。
【七一】起(Abhinirvṛtti)。

時、自の根と大に於て、尙、益を爲さず。況んや、能く餘に及ばんや。彼の諸の根と境とは、各別なるに由るが故に、有る時、色を見て喜樂を生ずるは、色を緣じて觸生ずるなり。是れ食にして色に非らず。又、不還の者と及び阿羅漢とは、食の食を解脫す。妙食を見ると雖も、喜を生ぜず。益する所無きが故なり。

已に段食の界繫、及び體を說きたり。緣起の中、已に廣く思擇せり。觸・思・識の三を、次に當に顯示すべし。觸とは謂はく、根・境・識の三和の生ずる所の心所なり。思とは謂はく、意業なり。識とは謂はく、境を了するなり。此の三は唯、有漏なり。三界に通じて皆有り。

是くの如く四食の體は、總じて〔六五〕十六事有り。唯、後の三食は有漏の言を說いて、香等の三は無漏に濫ぜざることを顯はす。何に緣りて無漏の觸等は、食に非らざるか。食とは謂はく、諸有を能く牽き、能く資くるなり。厭ふ可く、斷ずべき愛の生長の處なり。無漏は他の牽く所の有を資くと雖も、而も自ら有を牽く功能有ること無し。厭ひ斷ず可き愛の生長の處に非らざるが故に、建立して四食の中に非らず。卽ち此の因に由りて、他界地に望むれば、有漏法なりと雖も、食の體に非らず。他界地の法は亦、因と爲りて、能く現有を資くと雖も、而も後有を牽く因と作ること能はざるが故に食と名けず。諸の無漏法の現在前する時、能く因と爲りて、根と大種とを資くと雖も、而も後有を牽く因と作ること能はず。暫く因と爲りて、根と大種とを資くと雖も、而も但だ已が勝依と成りて、速に涅槃に趣き、永く諸有を滅せんと欲する爲めなり。自地の有漏の現在前する時は、現を資けて增さ令め、能く後有を招く。此れに由りて已に段食を因と爲して、後有を招くの義を釋せり。謂はく、觸等の食の後有を牽く時も亦、當來の內法の香等を牽く。現の內の香等は、觸等の因を資けて、當有を牽か令む。亦能く自ら當來の香等を取りて、等流果と爲す。是の故に段食は、後有の因と同一果なるが故に、亦能く有を牽く。故に名けて食と爲す。然るに香・味・觸の體類に三有

〔六五〕段食の體十三、これに觸思識の三食を加へて、十六事となる。

色處は段と名くるも、名けて食と爲さず。自の所對の根を攝益すること能はざるを以ての故に。去れ食と言ふは、諸根と及び諸大種とを攝益す。色處は力と、自根と及び諸大種を攝益すること無し、是れ不至取根の所行なるが故に。契經に『段食は手中の器の中に在りて、食事を成ず可きに非らず。要らず鼻口に入りて、牙齒咀嚼し、津液浸潤し、進んで喉筒を度り、生臓の中に墮して、漸漸に消化し、味勢熟德し、諸脈の中に流れ、諸蟲を攝益するを、乃ち名けて食と爲し、爾の時に方に食事を成ずることを得』と、説くを以ての故に。若し手器に在るを、當を以て名と爲さば、[六二]天授を那落迦等と名くるが如し。彼の分段は總じて食の名を得と雖も、而も食を成ずる時は、唯、香・味・觸なり。爾の時唯、此れは根の境と爲るが故に。又如何が色處は食に非らずと知るや。身內に根と大を攝益する功能、香・味・觸の如く、別見せざるが故に。爾の時彼の境識を生ぜざるが故に。自識を生ずる時、尙自の根と大種を損益せず。況んや身に入り已りて、自識を生ぜず。能く食事と爲さんや。日月の輪等を見るに、能く眼根を損益す。是れ觸の功能にして、形顯の力に非らず。豈に苦樂は識と俱生せずや。此の二は能く損益の事を爲すが故に。色處は眼に於ても亦損益を爲す。理は應に然るべからず。眼と明等と應に食を成すべきが故に。然も彼れは境と爲り、順苦樂の觸は能く食事を爲す。色處は然らず。[六三]安繕那、籌等の諸色を見るも、眼は增損せず。要ず眼の中に至りて眼方に增損す。是の故に段食は定んで色處に非らず。若し爾らば何が故に契經の中に於て、段食は色・香・味を具すと稱讃するや。段樂せ令めんが爲めに、兼ねて助縁を讃するなり。亦讃して恭敬の施與と言ふが如し。豈に、即ち恭敬も亦段食と名けんや。然るに段食を成ずるは、正助縁を具す。又色相を擧げて、香・味・觸を表はすも亦、妙にして欣ぶ可きが故に、是の故に食の體は唯、香・味・觸にして、色には非らず。自の根と解脫とを益すること能はざるが故に。

[六四]夫れ食と名くるは、必ず先づ自の根と、大種とを資益し、後、乃ち餘に及ぶなり。色を飲噉する

【六二】天授（Devadatta）。提婆達多。こゝにては、佛の敵となり、墮獄せし提婆のことなるべし。即ち後に墮獄せしが故に、未來を現在にとりて那落迦といふが如しといふなり。

【六三】安繕那（Añjana）眼の周圍につける粉藥、竹籌（Śalākā）安繕那をつける小さな木片なり。

【六四】夫れ食と云々。食の資格は、一、それによつて自根を資益し、二。その依止する大種を資益し、三、次で他の根と大種とを資益し得ることの三條件なり。

前の二は此の世の、　所依及び能依を益し、
後の二は當有に於て、　引と及び起と、次の如し。

論じて曰く、[五七]經に說かく『世尊、自ら一法を悟り、正覺して正說せり。謂はく、諸の有情は、一切食に由りて、住するに非らずといふこと無し』と。何等をか食と爲すや、食に四種有り。[五八]一は段、二は觸、三は思、四は識なり。段に二種有り。謂はく、細と及び麁となり。細とは謂はく、中有の食なり、香を食と爲すが故に。及び天と、[五九]劫初の食となり。變穢すること無きが故に。油を沙に沃ぐが如く、[六〇]支に散入するが故に。或は[六一]細汚蟲、嬰兒等の食を說いて名けて細と爲す。此れに翻するを麁と爲す。是くの如きの段食は、唯、欲界に在り。段食と貪と離れて上界に生ずるが故に。上界の身は外緣に依りて住するに非らず。色界は能益の大種有りと雖も、而も段食に非らず。妙欲に非らざるが如し。色界の中、微妙の色・聲・觸の境有りと雖も、而も食を引生し、增上せざるが故に、妙欲と名けず。是くの如く最勝の微妙なる、能く攝益する觸有りと雖も、而も畢竟じて分段して、呑噉すること無きが故に。段食に非らず。段食の攝に非らずと雖も、而も無食の義に非らず。喜の如きは四食の中に攝するに非らずと雖も、而も經には說いて食と爲す。食の義有るを以ての故なり。契經に言ふが如し『我れは喜食を食す。喜食に由りて久住すること、極光淨天の如し』と。

然るに段食の體に十三事有り。處を以て總收すれば、唯、三種有り。謂はく、唯、欲界の香・味・觸の三なり。一切皆、段食の自體となる。段別にして、呑噉を成す可きが故に。謂はく、口・鼻を以て分分に之れを受く。少を以て多に從ふが故に、是の說を作す。呑噉に非らずと雖も、但だ身を能益し、久しく住することを得令む。亦、細食の攝は猶、影光・炎涼・塗洗の如し。又、劫初の位の地味等の食も亦、段食と名く、分段して受くるが故に。又諸の飲等も亦、段食と名く。皆段別して受用す可きが故に。

【五七】雜阿含十七・三五（大・二 124 c）。

【五八】四食。段食(Kavaḍīkārāhāra, Kabaliṅkāra-āhāra)。觸食(Sparśāhāra Phassa-āhāra)思食(Saṃcetanāhāra, Sañcetanā-āhāra)識食(Vijñānāhāra, Viññāṇa-āhāra)。

【五九】劫波の初めの時。即ち世界成立の當初は、人々地味を食し、便穢をし、身輕快なり。

【六〇】支。身體をいふ。

【六一】細汚蟲とは蚤虱等のことにて、その體細少にして、汚より生ずるものなり。或は人身中に虫有り、汚を食するを細汚虫と名くとの說あり。

論じて曰く、四有の中に於て、生有は唯、染なり。決定して善、無覆無記に非らず。何等の惑に由るや。一切の煩惱なり。諸の煩惱は諸の生有を染する耶。爾らず。云何ぞ。但だ自地に由るなり。謂はく、此の地に生ずれば、唯、此の地の中の一切の煩惱に由りて、生有は染汚を成ず。諸の煩惱の中、一の煩惱として、結生位に於て、潤の功能無きは無し。[五三]然れども諸の結生は、唯、煩惱の力のみにして、纒と垢に由るに非らず。所以は何ぞ。自力を以て行ずる悔・覆・纒等は、要らず、思擇に由りて方に現起するが故に。然るに[五四]此の位の中、身心昧劣にして、要らず任運に惑は方に現行す可し。唯、隨眠有りて、數習力の勝るが故に、諸の煩惱能く數現行す。結生の時に於て、任運に現起す。諸の纒及び垢は、數習力劣にして、思擇せずしては現前を得るに非らず。是の故に結生は諸の纒垢に非らず。故に唯、自地の諸の煩惱力、生有を染汚するの理、極めて成立す。

餘の中有等は、一一、三に通ず。謂はく、彼れは皆、善・染・無記に通ず。應に知るべし、中有の初續の刹那も亦、必ず染汚す。猶し生有の如し。是くの如きの四有は、何の界の所繫ぞ。欲と色とは四を具す。無色は唯、三なり。無色の業は、中有の果を感ずるに非らず。[五五]順正理の如し。已に具に思擇せり。

第二節　有情の住、四食

[五六]有情は此の四種の有の中に於て、何に由りて住するや。頌に曰く、

有情は食に由りて住す。　段は欲にして、體は唯、三なり。
色には非らず、自根と、　解脫とを益すること能はさるが故に。
觸と思と識との三食は、　有漏にして三界に通ず。
意成と及び求生と、　食香と中有と起となり。

【五三】然れども云々、此の語は前の「自地の一切の煩惱染す」といひしに對し、然れども纒や六垢は染するに非らずといひ直したるものなり。即ち結生位の時は、身心昧劣にして、思擇力なき故に、思擇によりて起る纒と、六垢とは起らず。たゞ根本煩惱(十)とそれに相應する無慚・惛沈等起り、その力に依りて染せらるとの意。

【五四】この結生位には身心昧劣なるが故に、無始以來起れる根本煩惱が近因として、前生に現行せし煩惱の力に依りて、その相應するものと共に生ずるなり。

【五五】順正理論三十。

【五六】此の段は有情の位を論ず。即ち四食に依りて住するを明す。

論じて曰く、如何が此の三種等と相似たるや。種子從り芽葉等の生ずるが如く、是くの如く煩惱從り、煩惱と業と事とを生ず。龍、池を鎭れば、水恒に竭きざるが如く、是くの如く煩惱、相續を得て、生池を鎭れば、惑と業と事とをして、流注すること無盡なら令む。草根を未だ拔かざれば、苗を剪れども、剪れども還た生ずるが如く、是くの如く煩惱の根を未だ聖道を以て拔かざれば、生の苗稼をして、斷ずれども、斷ずれども、還起ら令む。樹莖從り頻りに、枝と、花と、果とを生ずるが如く、是くの如く惑從り數惑と業と事とを起す。糠の米を裹みて能く芽等を生じ、獨り能く生ずるに非らざるが如く、煩惱は業を裹み、能く後有を感ず。獨り能く感ずるに非らず。米の糠を有して、能く芽等を生ずるが如く、業も煩惱を有して能く異熟を招く。諸の草藥の果の熟するを、後邊と爲すが如く、業果も熟し已れば、更に異熟を招かず。花の果に於て、生の近因と爲るが如く、業も近因と爲りて、能く異熟を生ず。熟せる飲食の但だ應に受用すべくして、轉生して餘の飲食と成ず可からざるが如く、異熟果たる事も既に成熟し已れば、更に餘生の異熟を招くこと能はず。若し諸の異熟にして、復、餘の生を感ずれば、餘は復、餘を感じて、應に解脫無かるべし。

第三章　有情に關する種々の問題

第一節　四有と其染不染及び其三界に對する關係

[五三] 已に緣起を辯じたり。卽ち此の中に於て、位の差別に就て、分つて四有を成ず。中・生・本・死なり。前に已に釋するが如し。善等の差別と、三界の有無と、今當に略辯すべし。頌に曰く、

四種の有の中に於て、　生有は唯、染汚なり。
自地の煩惱に由る。　餘は三なり。無色には三なり。

【五三】此の段は大綱として有情に關する種々の問題を論ぜしものなり。先づ第一に、四有とその染、不染、及びその三界に對する關係を述ぶ。

此れは界地に約せるなり。所縁の定なるは、欲縁、欲境は三十六を具す。色界の境を縁ずるは、唯、二十四なり。香、味を縁ずる二依の各六を除く。無色の境を縁ずるは、唯、六種有り。謂はく、法近行の二依の各の三なり。不繫の境を縁ずるも亦、唯、此の六なり。此の道理に由りて、色・無色界の境を縁ずるの差別は、應の如く當に思ふべし。

第四項　餘の支を略述する理由

五〇 所餘の有支は何に縁りて說かざるや。頌に曰く、

餘は已に說きぬ、當に說くべし。

論じて曰く、所餘の有支は、或は已に說きたる有り。或は當に說くべき有り。前に已に辯じたるが如し。若し爾らば何に縁りて、更に此の頌と興すや。後頌に於て、廣釋の疑を遮せんが爲なり。後頌の中に煩惱等を說くに由る。此に於て是くの如きの疑ひを生ずること有ること勿れ。前に已に廣く四支の義を明し訖りぬ。次に應に廣く其の餘の有支を釋すべし。後文は惑・業・事に依るを顯はさんが爲め、喩に寄せて、總じて十二有支を顯はす。故に軌範師は更に此の頌を興せるなり。

第十一節　惑業事としての十二因緣の喩說

五一 前に已に說くが如し。十二有支は略攝すれば、唯、三のみ。謂はく、惑・業・事なり。此の三の用は別なり。其の喩は云何ぞ。頌に曰く、

此の中に說く、煩惱は、　種の如く、復、龍の如く、
草根と樹莖との如く、　及び糠の米を裹むが如し。
業は糠を有する米の如く、　草藥の如く、花の如し。
諸の異熟果の事は、　成熟せる飮食の如し。

【五〇】此の段は餘の支を略述する理由を說く。

【五一】此の段は惑・業・事としての十二因緣の喩說をなす。

若し色界に生ずれば、唯、欲界の一の捨法近行を成ず。謂く、通果心と倶なり。云何が諸の意近行を獲得するや。謂はく、欲貪を離れたると、前の八無間と、八解脱道とは、初定の近分地中の六捨近行を獲得す。第九無間と解脱道との中、欲界の通果心と倶なる法捨近行を獲得し、初定の十二近行を獲得す。此の初定の言は眷屬を兼攝す。此の理趣に由りて上地の染を離れたるは、應の如く當に知るべし。然るに差別有り。謂はく、第四靜慮の貪を離れたる時、第九無間、及び解脱道は、必ず自地と下地の通果心と倶なる法捨近行を獲得せず。空處等の諸地の貪を離れたる時には、一切の無間及び解脱道は、唯、一の法捨近行を獲得す。無學を得たる時は、欲界初・二靜慮の十二近行と、三・四靜慮の六捨近行、空無邊處の四捨近行、上地の各一の法捨近行を獲得す。受生位に於て、上地從り沒して、下地に生ずる時は、當地の所有の近行を獲得し、諸の靜慮に生ずるも亦、下地の捨法近行を兼ぬ。

[四七]又、卽ち[四八]喜等の十八意行は、耽嗜と、出(離)の依と別と爲るに由るが故に、世尊は「三十六師句と爲る」と說く。此の差別の句は能く大師は、是れ師の幖幟なるを表はすが故に、[四九]師句と名く。是くの如き諸句は、唯、佛、大師のみ能く知り、能く說くなり。餘は無能なるが故に。

耽嗜の依とは謂はく、諸の染の受なり。出離の依とは謂はく、諸の善の受なり。無覆無記は善と染とに順ずるが故に、隨つて應に二に攝すべし。更に別に說かず。此の三十六の界地の定は、謂はく、欲界の中は三十六を具し、初と二との靜慮は、唯、二十有り。謂はく、耽嗜依は八、出離依は十二なり。三と四との靜慮は、唯、十種有り。謂はく、耽嗜依は四、及び出離依は六なり。空處の近分は、若し別緣(有りと)許さば、便ち五種有り。謂はく、耽嗜依は一、出離依は四なり。若し唯總緣を執せば、但だ二種有り。謂はく、耽嗜依は一、出離依は一なり。無色の根本、及び上の三邊は、各唯、二有り。前の如く應に知るべし。

[四四] 一とは一捨なり。
[四五] 若し云々。此れは初禪の近分定、卽ち未至定に入れるをいふ。
[四六] 十とは六捨・四喜の十なり。
[四七] 大正本に「是」となるも、宋・元・明の三本、宮內省本、聖語藏本によりて「又」とす。
[四八] 喜等云々。耽嗜の依の別に十八有り。これは近行にして所對治なり。出離の依に又十八あり、これは近行の能對治なり。この二者を合して三十六となる。
[四九] 婆沙論一三九(大・二七 718a)。三十六師句は、佛の所說なるが故に、師句といふなりと。

[三九] 諸の意近行は無漏にも通ずる耶。頌に曰く、

　十八は唯、有漏なり。

論じて曰く、近行は無漏に通ずること有ること無しとは、所以は何ぞ。有を增長するが故なり。無漏の諸法は此れと相違す。

有るが說かく、「近行は有情に皆有り。無漏は然らず。故に近行に非らず」と。

有るが說かく、「聖道は任運にして轉ずるが故に、無相界に順ずるが故に、近行の體に非らず。近行と此の體と相違するが故に」と。

[四〇] 誰か幾く(いくば)の意近行を成就する耶。謂はく、欲界に生じて若し未だ色界の善心を獲得せざるは、[四一]欲の一切と、初二定の[四二]八と、三四定の[四三]四と、無色界の[四四]一とを成ず。所成の上界は皆下を緣ぜず。唯、染汚なるが故なり。[四五]若し已に色界の善心を獲得するも、未だ欲貪を離れざるは、欲の一切と、初靜慮の[四六]十を成ず。捨は六種を具す。未至地の中、善心は香味の境を緣ずることを得るが故に。喜は唯、四有り。但だ染有りて、下を緣ぜざるを以ての故に。「豈に意近行は眼等の識の所引ならずや。彼れは既に鼻・舌の二識無し。應に香・味を緣ずる近行無かるべし」と。此の責めは然らず。生盲聾等の自性の生念、及び在定中のものは、皆應に色等の近行有ること無かるべし。故に一切は五識の引成する所に非らず。二定は八なり。三四靜慮は無色とは、前の如し。已に欲貪を離れて、若し未だ二定の善心を獲得せざれば、彼れは欲界、初定の十二を成ず。謂はく、六憂を除く。二靜慮等は皆前に說くが如し。若し已に二定の善心を獲得し、初定の貪に於て、未だ離るゝことを得ざる者は、二定の十を成ず。謂はく、喜は但だ四なり。唯、染汚なるが故に。捨は六種を具す。已に彼の近分の善を獲得せるが故に。餘は前に說くが如し。此の道理に由りて、餘は准じて應に知るべし。

受のみあるが故なり。

【三四】捨近行の六の中、香味の捨近行を除くが故に四なり。

【三五】空處の近分云々。空處の近分定は第四禪の染を遠離する位にて、第四禪の色等を觀じて麁苦障等の觀を爲すなり。而も此處にはたゞ捨受あるのみなれば、その對象たる色聲觸法と對して、たゞ四種あるのみなり。

【三六】此れはとは、婆沙論一三九(大・二七 718 c)に二說をあぐる內の第一證を指すもの。即ち第四禪の色等の四境を別々に緣ずといふ說に從へるなり。

【三七】若し云々。此れは三の第二說にして、即ち四境を別別に緣ぜずして、總括的に雜緣するとなすなり。

【三八】後とは別定品を捨す。

【三九】此の段は十八意近行を有漏無漏に分別す。

【四〇】此處三界九地に生を受けしものは、幾くづゝの意近行を成就するかを明かになすものにて、婆沙論一三九(大・二七 718)に詳述す。

【四一】大正藏に「就」となるも、宋・元・明の三本、宮內省本、聖語藏本によりて「欲」とす。

【四二】八とは四喜・四捨の八なり。

【四三】四とは四捨なり。

二と欲を緣ずるとは十二なり。八は自なり、二は無色なり。
後の二と欲を緣ずるとは六なり。四は自なり、一は上の緣なり。
初の無色の近分と、色を緣ずるとは四なり。自は一なり。
四本と及び三邊とは、唯一なり。自境を緣ず。

論じて曰く、欲界の所繫は、具さに十八有り。欲界の境を緣ずるも、其の數亦然り。[二七]色界の境を緣ずるは、唯、十二有り。[二八]香、味の六を除く。彼れに境無きが故に。無色の境を緣ずるは、[二九]唯、三有ることを得。彼れには色等の五の所緣無きが故に。不繫の境を緣ずるも亦、唯、三有り。

欲界繫を說き已りぬ。當に色界繫を說くべし。[三〇]初と二との靜慮には、唯、十二有り。謂はく、六憂を除く。若し所緣を說かば、定んで染汚無し。能く下境を緣じ、善く欲境を緣ずるも亦、十二を具す。香味の四を除く。[三一]餘の八は自緣なり。[三二]二は無色を緣ず。謂はく、法近行なり。不繫の法を緣ずるも亦、唯、二種なり。三と四との靜慮は、唯、六なり。謂はく、[三三]捨なり。欲界の境を緣ずるも、善く亦六を具す。[三四]香味の二を除く餘の四は自緣なり。一は無色を緣ず。謂はく、法近行なり。不繫の法を緣ずるも亦、唯一種なり。

色界繫を說き已りぬ。當に無色繫を說くべし。[三五]空處の近分は、唯、四種有り。謂はく、捨なり。但だ色・聲・觸・法のみを緣ず。第四靜慮を緣ずるも亦、具さに四種有り。[三六]此れは別緣有りと許す者に就て說くなり。[三七]若し彼の地は唯、總じて下を緣ずと執せば、但だ雜緣の法意の近行のみ有り。無色界を緣ずるは唯、一なり。謂はく法なり。不繫法を緣ずるも亦、唯一種あり。四根本地、及び上の三邊は、唯、一なり。謂はく、法なり。亦、自地を緣ず。無色の根本は下を緣ぜざるが故に、彼の上の三邊は、色を緣ぜざるが故に、下を緣ぜざるの義は、[三八]後に當に辯ずべきが如し。此の不繫を緣ずるも亦、唯、一有り。

【二七】色界云々。身、欲界にありて、色界を緣じ得る意近行をいふ。その數十二。
【二八】香味の六とは、色界には香味の二境なきが故に、これに喜・憂・捨の三をかけて六近行なしとなり。
【二九】唯三とは、無色には前五境なきが故に、たゞ法境に對する喜・憂・捨の三受のみあり、故に三意近行となる。
【三〇】初禪と二禪には喜捨あれども、憂なきが故に、六喜、六捨の十二意近行なり。
【三一】餘の八云々。色界には香味なきが故に、自緣の境界たらず、從つて喜捨と香味とを配したる四意近行なきが故に、十二より四を減じて、自界を緣ずるは八となるなり。
【三二】二とは喜・捨をいふ。初禪と二禪とにては、無色と緣ずるは、此の二意近行のみなり。前五境、無色になきを以てなり。
【三三】捨とは六境を緣ずる捨なり。五の他の意識は、唯捨

依るを以ての故に、名けて近と爲す。三世等の有相、共相の境を分別するが故に、名けて行と爲す。一切の身受は此れと相違するが故に、意近に非らず。亦、行と名けず。「豈に、身受も亦此の相有らずや。身受、色等の境を領納し已りて、意識隨行し、身受の力に由りて、意識、境に於て、數々遊行するが故に」と。此れも亦然らず。已に相を說くが故に。謂はく、諸の身受は意識に依らず。分別無きが故に。彼れは能く境界の功德と、過失とを分別せざるに由るが故に、彼れの力は意をして境に於て、數數遊行せ令むるに非らず。又不定なるが故に。謂はく、身受の後に、決定して意識の續生すること有るに非らず。意受と俱時に必ず意識有るが故に、唯意受を意近行と名く。又、生盲等の類は見已り、乃至觸れ已ること無しと雖も、而も近行有るが故に。

「第三靜慮には意地の樂有り。亦應に意近行の中に攝在すべし」と。此の責めは然らず。[二四]初界には無きが故に。又凝滯するが故に。謂はく、欲界の中、意地の樂無し。第三靜慮は有りと雖も、立てず。又彼の地の樂は境に凝滯す。境に近行し、數推移有りて、一緣に滯らざるを、方に行と名くるが故に。又、[二五]所對の苦根に攝せらるゝ意近行無きが故に。「若し爾らば、應に捨意近行無かるべし。所對無きが故に」と。爾らず。憂喜は卽ち捨の對なるが故に。第三靜慮の意地の樂根には、自の根本地の捨根の對と爲ること無きが故に。然るに近分等に、捨等の近行の無き失無し。初界の中に於て、同地の所對有るを以ての故に。或は復、容有、不容有の故に。謂はく、意の捨等には、同地の所敵對の法有る容し。意の樂には定んで同地の敵對無きが故に、失有ること無し。

第二項　意近行の界繫等

[二六]諸の意近行中、幾くか欲界繫なるや。欲界の意近行は幾何(いくばく)の所緣なるや。色・無色界に問ひを爲すも亦、爾なり。頌に曰く、

欲と欲を緣ずるとは十八なり。　色は十二なり、上は三なり。

【二四】初界。欲界のこと、欲界の意識に相應する樂根なきが故に、上界にも立てずとの意。

【二五】所對の云々。又樂根に相對すべき苦根が、第三靜慮に無きが故に、相對のものなきを以て、これに意近行を立てずとの意。

【二六】此の段は意近行の界繫分別等をなす。

〔二〇〕已に觸の相を辯じたり。受の相は云何。頌に曰く、

　此れ從り六受を生ず。　五は身に屬し、餘は心なり。
　此れは復、十八と成る。　意近行の異に由る。

論じて曰く、前の六觸從り六受を生ず。謂はく、眼觸所生の受より、意觸所生の受に至る。此れを合して二を成ず。一は身受、二は心受なり。六の中の前の五を說いて、身受と爲す。色根に依るが故なり。意觸所生を說いて心受と爲す。但だ心に依るが故なり。即ち所說の一心受の中に於て、〔二一〕意近行の異に由りて、復、分れて十八を成ず。云何が十八意近行なる耶。謂はく、憂・喜・捨に各六の近行あり。此れ復、何に緣りて立てゝ十八と爲すや。三の領納は唯、意と相應し、六境に異有るに由るが故に十八を成ず。一受の體、意識と相應し、境異にして六を成ずるに非らず。領納異るが故に。

意近行の名は、何の義に目くと爲んや。喜等、力有りて、能く近緣と爲りて、意をして境に於て數々逸行せ令むるが故に。〔二二〕若し喜等、意を近緣と爲して、境に於て數々行ずるを、意近行と名くと說かば、即ち應に想等も亦、此の名を得べし。意と相應し、意に由りて行ずるが故に。若し唯、意地にのみ意近行有りとは、豈に、經に違せずや。契經に言ふが如し『眼は色を見已りて、喜に順ずる色に於て、喜近行を起す。乃至、廣說』と。此れは相違せず。眼識に依りて不淨觀を引くが如し。此の不淨觀は唯、意地の攝なり。然るに契經に言く、『眼は色を見已りて、不淨を觀ずるに隨ひて、具足し、安住す』と。此れも亦、是くの如し。五識身に依りて引く所の意地は、喜等の近行なり。故に是の說を作す。彼の經の言の『眼、色を見已りて、乃至、廣說』に由るが故に、意近行は、五識所引の意識相應なること、應に難を爲すべからず。

〔二三〕何に緣りて身受は意近行に非らざるや。意近行と同法に非らざるが故なり。意近行は唯、意識に

受の所依となるものありとの意。

【一八】觸と受の云々。同時の觸が如何にして、同時の受の所欲となるか、同時の觸が如何にして同時の受の行相の依となるかとの問。

【一九】十六種とは眼等の六觸、有對得の二觸、明等の三觸、愛等の二觸、順樂受等の三觸、合して十六をいふ。

【二〇】以下受に就て論ず。頌中の「此れより」の意は、六觸よりの意。五は眼等の五にして、餘とは第六の意受なり。

【二一】近行（Upavicāra）下に說明あるが如く、喜・憂・捨の三が力あり、近緣となりて、意をして境に行動せしむるをいふ。

【二二】意近行の別釋をあげて否定するなり。俱舍論十・八右に傳說としてこの說を出せり。

【二三】意近行は心受に就ていはれ、身受に就ていふに非らざるをいふ。

有るが說かく、「意識を名けて增語と爲す。發語の中に於て增上を爲すが故に」と。

[一三]有るが言く、「意識は語を增上と爲して、方に境に於て轉ず。五識は然らず。是の故に意識を獨り增語と名け、此れと相應するを增語觸と名く。故に有對觸の名は、所依の境に從ひ、相應の主に就て增語觸の名を立つ」と。

第二項 八觸及び三觸

[一四]卽ち前の六觸は、別の相應に隨ひて、復、八種と成る。頌に曰く、

明と無明と非二とは、　無漏と染汚と餘となり。
愛と恚との二と相應すると、　樂等の三受に順ずるものとなり。

論じて曰く、明と無明等と相應して三を成ず。一は[一五]明觸、二は無明觸、三は非明非無明觸なり。此の三は次の如く、應に知るべし。卽ち是れ無漏と染汚と餘と相應する觸なり。餘とは謂はく、無漏と及び染汚との餘なり。卽ち有漏の善と、無覆無記となり。染汚觸の中の一分は、數々起り、彼れに依りて復、愛と恚との二觸を立つ。愛、恚の隨眠と共に相應するが故に。總じて一切を攝して復、三觸を成ず。一は[一六]順樂受觸、二は順苦受觸、三は順不苦不樂受觸なり。云何が順受觸なるや。[一七]是れ樂等の受の所領なるが故なり。或は能く受の行相の依と爲るが故に、名けて順受と爲す。如何が[一八]觸を受の所領と行相との依と爲すや。行相は極めて觸に似、觸に依りて生ずるが故なり。又樂等の受と相應するが故に。或は能く樂等の受を引生するが故に、名けて順受と爲す。是くの如くにして合して[一九]十六種の觸を成ず。

第十節 受に就て

第一項 六受

その所緣の別なるに從つて、特に名けて增語觸となすなり。

【一二】長境(Adhikamālambana, Adhikamārmmaṇa) 他の有せざる特別の境といふ義。

【一三】俱舍論十・四左に出づ。

【一四】此の段は前述の六觸を、更に相應の不同によりて八種に分つものなり。卽ち
一、明・無明・非明非無明の三に相應するもの三、
二、無明の一分を更に愛と恚との二隨眠となし、それに相應するもの二、
三、觸と相應する受に、苦・樂・捨の三受あるを以て、これによつて觸にも三ありとす。故に三・二・三を合して八觸となすものなり。

【一五】明觸(Vidyā-Sparśa)無明觸(Avidyā-Sparśa) 非明非無明觸(Naiva-vidyānā-vidyā-sparśa)。

【一六】順樂受觸(Sukhavedanīya-sparśa)順苦受觸(Duḥkhavedanīya-sparśa) 順不苦不樂受觸(Aduḥkhāsukha vedanīya-sparśa)。

【一七】この觸は受を引き、又は受の領分內に入るものであり、同時にすがた形の似たる

所なり。謂はく、根・境・識の三和合するが故に、別に觸生ずる有り。[五]第六の三は、各別世に有りと雖も、[六]因果相屬するが故に、和合の義成ずるなり。或は[七]同一の果は是れ和合の義なり。根・境・識は未だ必ず倶生せずと雖も、而も觸の果同じきが故に、和合と名く。觸の體の別有なることは、[八]大地の中に已に成ぜり。謂はく、三和の生なりと雖も、而も定んで識と倶起す。識の如く二緣の生と說くを以ての故に。謂はく、契經に說かく、『內の有識身、及び外の名色の二は、二を緣と爲して、諸の觸生起す。乃至廣說』と、有識身の言は六內處を顯はし、外の名色の言は六外處を顯はすなり。此の義必ず然り。伽他に說くが如し。『眼・色の二等』と、又、經に說かく、『識と觸とは倶に名色を緣と爲す』と。生緣既に同じ、時のみ豈に、前後ならんや。緣具せば必ず起る。能障無きが故に。此れに由りて卽ち證す。眼等の觸の所生の受等の諸法は、眼等の識と倶起す。眼識等の生因と同じきが故に。此れに由りて[九]經に言く、『是の受、是の想、是の思、是の識、是くの如きの諸法は、[一〇]相雜つて離れず』と。故に識と觸とは倶に理極めて成立す。

第一項　有對・增語二觸

[一一]卽ち前の六觸は、復、合して二と爲す。其の二とは何ぞ。頌に曰く、

五と相應するは有對なり。　第六と倶なるは增語なり。

論じて曰く、眼等の五觸を說いて有對と名く。有對根と所依と爲すを以ての故に。唯、有對の法を境界と爲すが故に。第六の意觸を說いて增語と名く。增語は謂はく、名なり。名は是れ意觸所緣の[一二]長境なるが故に、偏へに此れを說いて增語觸と名く。意識は通じて名義を用ひて境と爲す。五は名を緣ぜず。故に說いて長と爲す。說くが如し。『眼識は但だ能く青を了し、是れは青なりと了せず。意識は青を了し、亦是れは青なりと了す。乃至、廣說』。故に有對觸の名は、所依の境に從ひ、所長の境に就ては、增語觸の名を立つ。

【五】第六の三とは、第六とは意根と法と意識とを指す。この場合、意根は過去、意識は現在なることと明かにして、法は現在、又は過去未來に屬することあり。各三がかく時を異にするも、因果の義に相應し、又は向一果なるを以ての故に、和合するなり。

【六】因果云々。卽ち根・境・識の三は世別にして、同時ならずとも、そこに因果關係が生じ、根境の二が因となりて、識を生ずれば、因果相屬し、和合の義成立すとの意。

【七】同一の果云々。三和合して觸といふ一の心作用の果を生ずるは、同一果にして、これ卽ち和合なりとの意。

【八】大地とは十大地法のこと。前出。

【九】經とは中阿含二一〇經法樂比丘尼經（大・一　788　以下）。

【一〇】相雜して云々。卽ち倶生の義なりと見るなり。

【一一】此の段は時に有對と增語の二觸に就て論ず。卽ち前の六觸を所依と所緣とに從ひて二となし、前の眼等の五觸は有對根 Sapratigha indriya）を所依となして、生ずるが故に有對觸と名け、意觸は有表詮の名を所緣とするが故に、

〔辯縁起品第四の四〕

第八節　名色に就て

[一]已に無明を辯じたり。當に名色を辯ずべし。色は已に廣く辯じたり。名相は云何ぞ。頌に曰く、

名は無色の四蘊なり。

論じて曰く、佛は[二]無色の四蘊を說いて名と名く。何が故に名と名くるや。能く表召するが故なり。謂はく、能く種種の所縁を表召するなり。「若し爾らば應に全く無色を攝すべからず。不相應法は所縁無きが故に」。爾らず。表召は唯、無色に在り。色の名を釋する所說に、過無きが如し。又微細なるが故に、彼彼の義の中、理に隨ひて名を立て、標するに、名の稱を以てするなり。無表等は亦名と稱す可きに非らず。彼の所依は現量得なるを以ての故に。又一切の界・地・趣・生に於て、能く遍く趣求するが故に、名の稱を立つ。無漏と無色と、名と名くることを得ざるに非らず。此れ所明に非らずと雖も、此れに似るが故に。又無色に於て、說者の情に隨つて、總じて說いて名と爲す。勞はしく徵詰せざれ。餘は廣く決擇すること、[三]順正理の如し。

第九節　觸に就て

[四]已に名の相を辯ぜり。觸の相は云何ぞ。頌に曰く、

觸に六あり、　三、和して生ず。

論じて曰く、觸に六種有り。所謂、眼觸、乃至意觸なり。此れは復、是れ何ぞ。三和して生ずる

【一】已に無明云々。此の段は名に就て論ず。名(Nāma)は不相應行中の一にして、所緣を表召するを以て名といはる。

【二】無色の四蘊。色蘊を除く他の四蘊。

【三】順正理論二十九。

【四】此の段は觸に就て述ぶ。觸は接觸の義。識が對境に接觸して生ずる感覺をいひ、これを眼耳等の六の感官によりて分けて六觸となす。

不染無知と名く。卽ち此れと倶生の心心所法を、總じて習氣と名く。理定んで應に然るべし。或は諸の有情の煩惱の有る位の、所有の無染心、及び相續は、諸の煩惱間雜して熏ずる所に由り、能く煩惱に順生する氣分有るが故に、諸の無染心及び眷屬は、彼の行相に似て、差別して生ず。數習の力に由りて、相繼いで起るが故に、離過の身中、仍有習氣と名く。一切智者は永く斷じて行ぜず。然も已斷の見所斷位に於て、染、不染心に通ずる相續の中、餘の煩惱に順生する習性有り。是れ見所斷の煩惱の氣分にして、中に於て染なる者を說いて類性と名くるなり。金剛道斷は皆現行せず。若し不染なる者は、見所斷の煩惱の習氣と名く。亦彼の道斷は、根の差別に由りて行、不行有り。若し已斷の修所斷位に於ては、唯、不染心の相續の中に於て、餘の煩惱に順生する習性有り。是れは修所斷の煩惱の氣分にして、修所斷の煩惱の習氣と名く。是れ有漏なるが故に、無學は已斷なり。根の勝劣に隨つて、行、不行有り。世尊は已に法の自在を得るが故に、彼の煩惱の如きは、畢竟じて行ぜず。故に佛は獨り、善淨の相續と稱す。卽ち此れに由るが故に行に誤失無し。不共法、三念住等を得するなり。又、此れに由るが故に、密意に說いて、唯、佛獨り無學果を得せりと名くと言ふ。

も、佛と二乘と行、不行有り。是れ第二の相なり。又若し事に於て、自の共相の愚、是れを第一の染無知の相と名く。若し諸法の味、勢、熟、德、數量、處、時、同、異等の相に於て、實の如く覺ること能はざる、是れ不染無知なり。此の不染無知を卽ち說いて習氣と名く。有る古師の說かく、「習氣の相の言の有るは、不染汚の心所の差別なり。染、不染の法の數習して、引く所にして、一切智の相續現行には非らず。心心所をして自在に轉ぜざら令むる、是れを習氣と名く。唯、智無きに非らず。無法は能く因と爲る容きこと無きが故に。亦應に是くの如きの類の心、及び心所を、總じて習氣と名くること有りと說くべからず。不染無知は前に已に說けるが故に。謂はく、此の無知は自性住と爲んや。心等を體と爲すや。差別有りと爲んや。若し自性住にして心等を體と爲せば、佛も亦應に不染無知有るべし。若し差別有らば、能差別者は是れ無知にして、所差別に非らざる可し。現見するに、善等の品類の差別の心心中の所、必ず別法有りて、能く差別を爲す。卽ち一切には非らず。善品の中、必ず信等有り。不善品の中、無慚等有り。染汚品の中、放逸等有るが如し。是くの如き等の類の心心所の中、必ず別法有りて能く差別を爲す。故に知んぬ。此の中にも亦、別法有り。能く差別を爲すは是れ不染無知なり」と。今彼れの言を詳にするに太過失有り。諸の異生等の心心所法は、皆實の如く、味、勢、熟等の相を覺らず。然も餘の心所を生ずるを見ざるが故に。又一一の念に彼の心心所は、差別して生ず。應に念念の中、各、別別に無知の法の起ること有るべし。若し「異相有りて、無知をして差別せ令む。卽ち此れが能く心品を差別するに足る」と謂はゞ、何ぞ別に不染無知を許するを須ひんや。是の故に卽ち、味、勢、熟等に於て、勤求せざる解慧と、異相の法と、倶に因と爲りて、後の同類の慧を引生す。此の慧、解に於て又勤求せず、復、因と爲りて不勤求の解慧を引生す。是くの如く展轉して、無始の時より來、因果相仍り、習ひ以て性を成ずるが故に、卽ち彼の味等の境中に於て、數習して解に於て堪能の智無し。此の引く所の劣智を、

了知と名くべきや」。方に無明を自性と爲すと說く可し。唯、薄伽梵は一切法に於て、正知し、正說す。若しは性、若しは相、餘唯、總べて了す。何ぞ苦しむで推徵せんや。然るに我れは斯に於て、是くの如きの相を見る。謂はく、別法有りて、能く慧の能を損じ、是れ倒見の因なり。觀の德を障ゆる失なり。所知の法に於て、行轉することを欲せず。心心所を蔽ふ。是れを無明と謂ふ。如何が定んで此れは別法有りと知るや。貪欲の如く、永く離ると說くを以ての故に。謂はく、[七三]契經に言く、『貪欲を離るゝが故に、心便ち解脫す。無明を離るゝが故に、慧、解脫を得』と。又此の[七四]無明は因と爲すと說くが故に、謂はく、契經に說かく、『無明を因と爲して諸の雜染を起し、明を因と爲すが故に、諸の雜染を離る』と。又邪見の如く、近對治有りと說くが故に、謂はく、契經に說かく、『諸の邪見の斷は、正見の生ずるに由る。諸の無明の離は、明慧の起るに由る』と。又契經は、是れを一法と說くが故に。謂はく、契經に說かく、『若し苾芻有りて、能く一法を斷ずれば、我れは正しく彼れを所作已に辦じたりと記す。卽ち是れ無明なり』と。又、闇の如く有對治と說くが故に。伽他に說くが如し。

諸有の能く愚を斷じ、　所愚に於て惑はず。
彼れ愚惑を轉滅せば、　日の闇を除いて出づるが如し。

是の故に無明は定んで別法有り。無知を體と爲す。但だ明の無きに非ず。

然るに此の無知に略して二種有り。謂はく、染と不染となり。此の二は何の別ぞ、有るが是の說を作さく、「若し能く智を障ふるは、是れ染無知なり。不染無知は唯、智の非有なり」と。今二種の無知の相の別を詳にせん。謂はく、此れに由るが故に、愚と智との殊りを立つるなり。是くの如きを名けて染無知の相と爲す。若し此れに由るが故に、或は有境中、智の及ばざる愚は、是れ第二の相なり。又若し斷じ已れば、佛と二乘と皆差別無きは、是れ第一の相なり。若し斷じ已ること有る

Dhammasaṅgaṇi p. 250 雜阿含一八(大・二 127 a) 入阿毘達磨論上(大・二八 980 c)。

【七〇】 是れ見云々。惡慧は見なり。無明は無智にして、蒙昧なるを性となす故、推度を性となす見とは異る。故に惡業と無明とは別なりと論ずるものなり。

【七一】 雜阿含二六(阿大・二 190 b)。

【七二】 經主云々。俱舍論一〇。二右此の說は經部師の說にして、無明の慧を染するは相應して染するに非らずして、慧に無明の種子が間雜して染す。故に無明の慧を染することありといふなり。

【七三】 契經。雜阿含二六(大・二 190 b)。

【七四】 本文「如明」に作る。他本により「無明」に改む。

くべし」。彼れは無明に非らず。[七〇]是れ見有るが故に。諸の染汚の慧を名けて惡慧と爲す。中に於て見有るが故に、無明に非らず。見は是れ推尋なり。猛叡決斷なり。彼れを名けて愚癡と爲すと說く可からず。「若し爾らば無明は應に是れ見に非らざる諸の染汚の慧なるべし」と。此れも亦理に非らず。無明は見と相應すと許すを以ての故に。無明にして若し是れ慧ならば、應に見と相應せざるべし。二慧の體、共に相應すること無きが故に。見は無明と倶なるに非らず。不愚癡の見、倒を成ずと說く可からざるが故に。又、無明は能く慧を染すと說くが故に。[七一]契經に說くが如し。『貪欲は心を染して解脫せざら令む。無明は慧を染して、清淨ならざら令む』と。慧還能く慧の體を染するに非らず。貪の異類にして、能く心を染するが如く、無明も亦、應に慧と異りて、能く染すべし。亦無明と慧とは相應せずと雖も、而も能く染を爲すと說くべからず。貪が心を染する爲めに、必ず心と倶なるが如く、心心所法は發起染無く、但だ自性相應染有るが故に、自體は自體と相應す可からず。是の故に無明は定んで惡慧に非らず。[七二]經主は此に於て、假りに救ひを作して言く「如何にして諸の染汚の慧が善慧に間雜して、清淨なら令めざるを、說いて能く染すと許さざるか」と。此の救ひは然らず。諸の無漏慧は應に染せ被るべきが故に。又無染慧、有染慧に雜つて、應に有染をして轉じて、無染を成ぜ令むべく。能治力は能く、所治に非らざるが故に。又彼の善慧、正しく現行する時、染は定んで非有なり。諸の染汚の慧正しく現行する時、善は定んで非有なり。誰が能く染し、復、誰を染すと說くや。若し有、非有能く互に相染することを許せば、則ち畢竟じて應に解脫を得るの義無かるべし。若し熏習を滅せば、便ち解脫すとは、熏習の理は無なり。當に何の滅する所なるべき。故に無明は能く慧を染すと說くが故に、慧を性と爲すに非らず。理傾動すること無し。「若し別法有りて說いて無明と名くれば、應に何を以て別法の性と爲すと說くべきや」。且らく別法有り。謂はく、不了知、此れ卽ち無明なり。何ぞ推究することを勞せんや。「應に定んで何の法を不

二 127 a)には、九結を出す。卽ち前の十結に於ける有貪結(Bhavarāgasaññojana) を缺く。入阿毘達磨論上(大・二八 982 c)。

【六五】 縛(Gantha) は普通四縛とせらる。Dhammasaṅgaṇi (p. 201)雜阿含一八(大・二 127 a)ともに四縛をあげ、その內容も同じきも、その中には無明縛といへるものなきが故に、此處にいふ縛にあらず。入阿毘達磨論上(大・二八 983 c)に三縛あり。此の三縛の中の第三の癡縛はこの無明縛なるべし。

【六六】 隨眠(Anuśaya, Anusaya) は普通七隨眠といはる。(Vibhaṅga p. 287 雜阿含一八(大・二 127 a) 此の中に無明隨眠あり。入阿毘達磨論上(大・二八 983 b)。

【六七】 漏(Āsrava, Āsava) 四漏と三漏とあり。共に無明漏あり。(Dhammasaṅgaṇi p. 195)は長阿含八(大・一 50 a) 入阿毘達磨論上(大・二八 984 b) Vibhaṅga p. 364 にあり。

【六八】 軛(Yoga)四軛とされ、その中に無明軛あり。Dhammasaṅgaṇi p. 250 長阿含八(大・一 51 a)雜阿含一八(大・二 127 a)

【六九】 暴流(Ogha) 四暴流とされ、その中に無明暴流あり。

六〇 且らく無明の義と共の相とは云何ぞ。是れは明の無と爲んや、非明の攝と爲んや。若し前義を取れば、無明は應に是れ無なるべし。若し後義を取れば、六一應に眼等を體と爲すべし。是くの如きい二種は、理皆然らず。俱に許す所に非らず。故に過有ること無し。旣に俱に許さゞれば、許す所は云何ぞ。別物有りと許す。別物とは何ん、頌に曰く、

六二 明の所治は無明なり、　　非親實等の如し。

論じて曰く、諸の親友の所對の怨敵の、親友と相違するを、非親友と名くるが如し。親友に異る所餘の一切の中、平等の類にも非らず、親友の無きことにも非らず。諦語をば實と名け、此れが所對治の虛誑の言論を、名けて非實と爲す。實に異る所餘の一切の色香等の類に非らず。亦實の無きにも非らず。「等」の言は非天、非白、非法、非愛、非義の事等を顯はさんが爲めなり。阿素洛等、天等と相違するは、非天等の名を得。天等と異(なるに非らず。又)無きに非らず。是くの如く無明も別に、體實に有り。是れ明の所治にして、異に非らず。無に非らず。

第二項　無明實有論

六三 云何にして然ることを知るや。猶し識等の如し。緣從り有り、他の緣と爲ると說くが故に。復、誠證有り。頌に曰く、

說きて結等と爲すが故に、　　惡慧には非らず、見なるが故に。
見と相應するが故に。　　能く慧を染すと說くが故に。

論じて曰く、經に無明を說きて以て、六四結、六五縛、六六隨眠、及び六七漏、六八軛、六九瀑流等と爲す。餘の眼等、及び、體の全く無なるを、說きて、結、縛等の事と爲すことを得可きに非らず。故に別法の說きて無明と名くべきもの有り。「惡しき妻子を、無妻子と名くるが如く、是くの如く、惡慧を應に無明と名

【六〇】且らく云々。無明の名義と釋す。
【六一】無明は明に非らざる義とせば、明は七十五法中の慧の一法なるが故に、七十五法中の慧を除き、眼等の七十四法なりといはざるを得ずとの意。
【六二】此の頌の意は、即ち無明が別に體ありて、明の對治する所となるものにて、恰も非親友といふ時、親友に非ざるが故に名くるにもあらず。親友の體の無なるが故に名くるにも非らず。親友と相反する怨敵を意味し、又非實といふ時、諦語に非らざるが故に名くるにもあらず。諦語の體のなきが故に名くるにも非らず。諦語の對治する所なる別の虛誑語を意味すると同じと示すものなり。
【六三】此の段は無明の實有を論ず。經部師は無明を染汚の慧の異名とするを以て、無明無體說を立つ。この經部の說に對する有部の反駁說なり。
【六四】結(Saṃyojana, Saññojana)。錫蘭上座部の Dhammasaṅgaṇi p. 197 に於ては、十結を數へ、最後に無明結と出せり。雜阿含十八(大・

已生と名くるなり。果の義定まれるが故なり。謂はく、因果の相繫屬する中に於て、據りて因分と爲るを說いて緣起と名く。定んで果と爲るは、緣已生と名く。又此の中、因を緣起と名くるは、能く緣と爲りて諸の果を起すを以ての故なり。此の中、果法に於て緣已生と名くるは、過去、現在は緣を離れては生ぜざるを以ての故なり。是くの如く一切は、二義倶に成ず。諸支は皆、因果の性有るが故に。因果の性の、實體を別無しと雖も、而も義の建立、極成せざるに非らず。觀待する所に差別有るを以ての故に。猶し因と果と、父と子と等の名の如し。然るに此の契經の說に密意有り。阿毘達磨は密意の說無し。何等をか名けて、此の經の密意と爲すや。謂はく、薄伽梵、密に生死に始め無く、終有るを顯はして、斯の二句を說けるなり。緣起と言ふは、生死の流れの無始の時より來た、旋環して斷無きを顯はすが故に、逆順の諸支の相生ずるを說くなり。緣已生の言は、生死若し對治を得ば、終盡の期有るを顯はさんが爲めなり。謂はく、若し緣有れば、後は更に續起し、其の緣の闕くれば、後は續生せざるが如し。是れに由りて、經に『苦の邊際を作す』と言ふ。又經中、緣起を說くは、是れ假の因果の相屬なり。自性無きが故に。緣已生を說くは、其の體は是れ實なり。是れは彼れの依なるが故に。瓶の所依の如し。阿毘達磨は二は皆實なりと說く。因果の二體は倶に實有なるが故なり。

第七節　無明に就て

第一項　無明の名義

[五九] 且らく斯の事を置いて、復、應に廣く無明、名、色、觸、受の四支を釋すべし。所以は何ぞ。行、有、愛、取は、辯業惑品にて、當に廣く釋すべきが故に。識と六處とは辯本事品に、已に廣く釋せるが故に。

【五九】此の段より以下、前に十二緣起を概說し、今特に無明と名色・觸・受の四支を出して、更に詳論するものなり。先づ第一に無明に就て論ず。

を起すが故なり。因果の相繫屬する中に於て、緣起を說くを以ての故に。此の緣起の義は但だ緣の聲を以て成立するが故に。契經に說くが如し。『云何が緣起なる。謂はく、此れ有るに依りて彼れ有り、及び此れ生ずるが故に彼れ生ず。謂はく、無明に緣りて行、生に緣りて老死に至る』と、是くの如く說き已り、復、是の言を作す。『此の中の法性、乃至最後の無顚倒性、是れを緣起と名く』と。何等をか名けて此の中の法性と爲すや。謂はく、因果の相繫屬する中に於て、因の功能有るを皆法性と名く。要らず因有るが故に、因果方に有り。更に相繫屬して因有ること無きに非らざる、是くの如きの性の言は、能生の義を顯はし、唯、有爲法の性のみ、此の法性の名を得るなり。此の經の中正しく因果の相屬の因性に於て、緣起と名くと顯示するに非らずと雖も、而も緣の聲を以て緣起の義を顯はす。故に知んぬ、因性は緣起の名を得るなり。緣の聲は但だ能顯の義に於て轉ずるを以ての故に。因は能く果を顯はすが故に、說いて緣と名く。是れに由りて阿羅漢の最後の心心所は、等無間緣に非らず。顯はす所の果無きが故に。即ち此の義に由りて緣起の名は、定んで因果の相屬の中に於て立つることを證す。故に佛は、彼の[五七]勝義空經に於て說かく[五八]『此の中、法假とは謂はく、無明に緣りて行、廣說、乃至生に緣りて老死』と。勝義に非らざるを以ての故に、假の聲を立つるなり。即ち因果の更に相屬する義に目くるなり。

諸の支の果分を緣已生と說く。所以は何ぞ。此れ皆緣に從りて已生するに由るが故なり。果は是れ諸法の成辨の名くるが故に、要らず已生の法は、此の義成ずるが故に。涅槃の成辨するは、已生を得するに由るが故なり。彼れも亦、已生を果と名くるに由る。或は復、此に於て緣起門を說く。涅槃は中に於て難と爲す容きこと無し。若し有爲法の果の義決定すれば、是れは此の明す所。沙門果の如し。諸の過現の法の果の義決定するを、緣已生と名く。法の未來に在りて、果の義の定まるに非らざるは、廢して說かず。此の略義は、是の法を起す性を說いて緣起と名く。過現の諸法は緣

【五七】雜阿含十三（大・二 92 c）。順正理論二五（大・二九 485 a）に引用。倶舍論九・八。
【五八】前出。

惑從り惑と業とを生じ、　　業從り事を生じ、
事從り事と惑とを生ず。　　有支の理は唯此れのみ。

論じて曰く、「唯」の聲は正しく有支の數の定まるを顯はし、幷に業と惑と或は倶、或は後に生ずることを顯はす。是れ惑が惑を生ずる時、業の倶、或は後の義なり。是くの如きの理に由りて、總じて有支を攝す。卽ち已に善く前の所設の難を通ず。

惑從り惑を生ずとは、謂はく、愛より取を生ずるなり。惑從り業を生ずとは、謂はく、取より有を生じ、無明より行を生ずるなり。業從り事を生ずとは、謂はく、行より識を生じ、及び有より生を生ずるなり。事從り事と生ずとは、謂はく、識支從り名色を生じ、乃至、觸從り受支を生じ、及び生支從り、老死を生ずるなり。事從り惑を生ずとは、謂はく、受より愛を生ずるなり。[五一]有支を立つること、其の理、唯、此れに由る。已に[五二]老死は事と惑との因と爲ること成ぜり。老死は卽ち現の四支の如きが故に。及び[五三]無明は事と惑との果と爲ることを成ず。無明は卽ち現の愛取の如きが故に。豈に、假りに更に餘の緣起支を立てんや。故に經に言く、『是くの如きは純の大苦蘊の集なり』と。是の前後の二際は、更に相顯發する義なり。是の故に老死と無明とは、無果、無因にして、終始有るの過有ること無し。此に於て定んで因果を攝する義周ねし。更に支を立てゝ無窮の過を成ずること無し。佛は遍く因果を說きて、遺すこと無きに由るが故に、聖教の缺減を成ずるの失無し。

第二項　緣起法と緣已生法

[五四]世尊の言ふが如し。『吾れ當に汝の爲めに、緣起法と、緣已生法とを說くべし。此の二は何の異あるや』と。諸師は種種に此の二句を釋すること、[五五]順正理の如し。決定せる義は頌に曰く、

[五六]此の中の意は正しく說く、　　因は起、果は已生なり。

論じて曰く、諸支の因分を說いて、緣起と名く。所以は何ぞ。此れを緣と爲すに由りて、能く果

【五一】有支の有はこゝに於ては存在を意味し、存在の無窮にして輪廻することを明にするための支分といふ義。

【五二】老死は云々。老死の事なることは、前說に於て已に明かなり。今事より事を生じ、事より惑の生ずることを明したれば、事たる老死は、事、惑の因となること、又自ら成立すべし。

【五三】無明云々。無明の惑なることは、前說に於て已に明かなりし、今事より惑を生じ、惑より惑の生ずることを明したれば、惑たる無明は、事と惑との果たること、此れ亦自明の理なり。

【五四】世尊云々。雜阿含十二(大・二 84 b)。此の段以下緣起法と、緣已生法に就て述ぶ。

【五五】順正理論二十八。

【五六】此の頌の意は、十二支の各支が、よく後を生ずるが故に、因の義を有し、(緣起)前支より各々が生ずるを以て、果の義を有す。(緣已生)。卽ち各支緣起にして、緣已生なり。これが契經の正意なりとの義なり。

亦、果と名く。義准ずるに、餘の五は卽ち亦、因と名く。煩惱と業とを自性と爲すを以ての故に。何に緣りて中際には、廣く因と果とを說くや。後際には果を略し、前際には因を略す。中際は知り易し。應に廣く二を說くべし。前後は了し難し。各略して一を說く。中に由りて二を比し、具さに廣く已に成ぜるが故に。別に說かず。說くこと便ち無用なり。

如何が愛、取の二支を別立するや。初念の愛を、愛の聲を以て說くに由る。卽ち此れが相續して增廣し、熾盛するに立つるに、取の名を以てす。相續して境を取ること、轉た堅猛なるが故に。一一の境の中、各初愛有り、多念を合成するが故に。唯、二刹那と說くなり。

何に緣りて現在の諸の煩惱位に、偏へに愛を說きて、餘の煩惱に非らざるや。愛に於て、愛の味と、過患と了し易し。餘の煩惱の中、此の相は了し難し。愛は是れ能く後有を感ずる勝因なれば、世尊は偏へに說きて、過患を知ら令むるなり。云何が當に治道を勤求せ令むべきやと。故に唯、愛の刹那と、相續との二位の差別を說くなり。餘の煩惱には非らず。然るに取の名は通じて諸の惑を總攝す。

第六節　十二因緣の輪的相關關係

第一項　十二支の繼次的制約

[五〇]「若し此の緣起にして、唯十二支ならば、老死は果無し。對治道を修することを離れて、生死は應に終り有るべし。無明は因無し。無明は是れ初めなるが故に。生死は應に始め有るべし。或は應に更に餘の緣起支を立つべし。餘に復餘有らば、無窮の過を成ぜん。又、佛の聖敎は應に缺減を成ずべし。然も應に許すべからず」と。此の難は然らず。未だ說く所の緣起の理と了せざるが故に。此の緣起の理とは、云何が應に知るべきや。頌に曰く、

【五〇】此の段は十二因緣の輪廻的相關關係を述ぶ。此の段は特に十二支の繼次的關係を論ぜしものなり。

他の愚惑を遣らんが爲めなり。
前後中の際に於て、

論じて曰く、有情數に依りて十二支を立つ。三際の中、彼の愚惑を遣らんが爲めなり。彼の三際に於て、愚惑なる者とは何ぞ。契經に言ふが如し。『我れは過去世に於て、曾て有と爲んや、非有とせんや。何等の我が曾て有りしか。云何の我が曾て有りしか。我れは未來世に於て當有と爲んや。非有なりとせんや。何等の我が當有なる。云何の我が當有なるや。現在世に於て何等か是れ我なる。此の我は云何。我は誰が有せし所にして、我は當に誰が有すべきぞ』と、是くの如きの三際の愚惑を除かんが爲めの故に、經に唯、有情の緣起と、三際の緣起を說く。前に已に說くが如し。謂はく、無明と行と、及び生と老死と、并に識より受に至るなり。故に契經に說かく、『若し苾芻有り、諸の緣起、緣已生法に於て、能く如實の正慧を以て觀見すれば、彼れは必ず三際に於て愚惑せず。謂はく、我れは過去世に於て、曾て有なりと爲んや、非有なりとせんや等』と。是の故に三際の愚惑を除かんが爲めなり。

第五節　十二因緣の略攝

[四八]唯、有情數に依りて、三際緣起を立つ。十二支有りと雖も、而も三と二とを性と爲す。三とは謂はく、惑、業、[四九]事。二とは謂はく、果と因となり。其の義は云何ん。頌に曰く、

三は煩惱なり、二は業なり。　七は事なり、亦果と名く。
果を略し、及び因を略す。　中に由りて二を比す可し。

論じて曰く、前際の因と無明と、後際の因の愛取と、是くの如き三種は、煩惱を性と爲し、前際の因の行と、後際の因の有と、是くの如きの二種は、業を性と爲し、前際の識等の五と、後際の生、老死と、是くの如きの七は、事と名く。惑業の所依なるが故に。是くの如きの七事は、卽ち

【四八】此の段は十二因緣の略攝に就て論ずるもの。
【四九】事(Vastu, Vatthu)。所依の義なり。結果として顯はれたるものを指し、普通にいふ惑・業・苦の苦に當るものなり。

第二項　四種の緣起と佛陀の眞意

[四三]此の五種の緣起の類中に於て、世尊は何を說けるや。頌に曰く、

[四四]佛は分位に依りて說く。　　勝に從ひて支の名を立つ。

論じて曰く、佛は分位に依りて諸の緣起を說けり。「若し支支の中皆五蘊を具せば、何に緣りて但だ無明等の名を立つるや」。諸の位の中にて、無明等勝るゝを以ての故に、勝に就て無明等の名を立つるなり。謂はく、若し位の中に、無明最も勝るときは、此の位の五蘊を總じて無明と名く。乃至、位の中、老死最も勝るときは、此の位の五蘊を總じて老死と名くるなり。故に體は總なりと雖も、名は別なること失無し。是くの如く前位の五蘊を緣と爲して、總じて能く後位の五蘊を引生するなり。所應に隨つて[四五]一切を說く。經主妄りに上の義を非と爲すと謂ふ。所以は何ぞ。經に異りて說くが故に。契經に說くが如し。『云何が無明と爲す。謂はく、前際の無智なり。乃至、廣說』と、此れは了義の說なり。抑へて不了義と成さ令む可からず。故に前の所說の分位の緣起は、經の義と相違す」と。此れは所違無きこと標釋の如きが故に。謂はく、貪等も亦行の緣と爲ること有りと雖も、而も但だ無明を標す。別因を觀るが故なり。又十二處は皆觸の緣と爲ると雖も、別因を觀ずるに由りて、但だ六處を標す。又想等も亦觸を用つて緣と爲すと雖も、而も別因を觀じて、但だ觸は受を緣ずと標す。諸の是くの如き等は、其の類寔に多し。別因を觀じて、但だ少分を標するが如く、亦即ち此れに由りて唯、所標を釋す。如何が斯れを執して、了義の說と爲さんや。此れを廣く決擇すること、[四六]順正理の如し。

第四節　何故に十二因緣は唯有情のみに關して說くか

[四七]何に緣りて三際に於て、緣起の支を建立するや。頌に曰く、

【四三】此の段は以上の諸種の緣起を說く中、眞の佛意の存する緣起は、分位緣起なりと論ずるなり。今論文に五種とあれども、四種とする方正しかるべし。

【四四】順正理論二七に「傳許約位說」とあり。

【四五】本文一切一切と重ぬ。他本により、たゞ一切とし、後の一切を除く。

【四六】順正理論二十七。

【四七】此の段は何が故に十二因緣は、唯有情のみに關して說くかを明にせしもの。此の段は婆沙論二三(大・二七 117c)を參照。

かく、一法の功能を顯はすは、此の中の[三六]刹那なり。謂はく、因と果と倶時に行ずるなり。契經に說くが如し、『眼、及び色、縁と爲りて、眼識を生ず等』と。又契經に說かく、『眼と色と縁と爲りて、癡所生の染濁の作意を生ず』と。此の中、所有の癡は卽ち無明なり。癡とは希求、卽ち名けて愛と爲す。愛とは發表する所を卽ち業と名く。故に一刹那に縁起の義有り。

有餘師の說かく、『一刹那の中に十二支を具し、實に倶起有り。貪と倶起の發業の心中の癡は、謂はく無明なり。思は卽ち是れ行、諸の境の事に於て、了別するを識と名け、識と倶なる[三七]三蘊を、總じて名色と稱し、有色の諸根を說いて六處と爲し、識相應の觸を名けて觸と爲し、識相應の受を名けて受と爲す。貪は卽ち是れ愛、此れと相應する諸の[三八]纏を取と名け、發す所の身語の二業を有と名け、是くの如きの諸法の起を卽ち生と名け、熟變するを老と名け、滅壞するを死と名くるが如し。此れを廣く決擇すること、[三九]順正理の如し。

[四〇]遠續縁起とは謂はく、前後際に順後受、及び不定受の業の煩惱あるが故に、無始より輪轉するなり。說くが如し、『有愛等の本際は、知る可からず』と。又應に頌に言ふべし。

我れ昔汝等と、　四種の聖諦に於て、
如實に見ざるが故に、　久しく生死に流轉せり。

と。

[四一]連縛縁起とは謂はく、同異の類の、因果の無間に相屬して起るなり。契經に說くが如し。『無明を因と爲して、貪染を生じ、明を因と爲すが故に、無貪染を生ず』と。又契經に說かく、『善從り無間に染、無記生じ、或は復、此れに翻ず』と。

[四二]分位縁起とは、謂はく、三生の中、十二の五蘊無間に相續す。法の功能を顯はすなり。謂はく、經に說くが如し、『業を生因と爲し、愛を起因と爲す』と。是くの如き等の類は、功能の差別なり。

【三六】刹那縁起は有部の正說にはあらざれども、吾々の心的作用が初まると共に、それが完了するに至るまでの經過、十二支に分析せるものにして、かくして心と物との關係を見たる重要なる說なり。起信論の三細六麁、攝大乘論の二種の分別縁起等みな、この方法をとりて、十二縁起を解釋したるものなり。

【三七】三蘊とは、色・想・行の三蘊なり。此の中想蘊は全部、色蘊は別に支と立つるものを除きて、餘の扶根四境、行蘊は無明、思・觸・貪・無慚・無愧・惛沈・掉擧、及び生・異・滅を除きて作意等を取る。

【三八】纏とは無慚・無愧・惛沈・掉擧等なり。

【三九】順正理論二七。

【四〇】遠續とは順後受業、不定業に約して、多生を隔越して、無始より遠續する因果なり。

【四一】連續とは縁起十二の各支が無間に次第に關聯連結するをいふ。時間的に三世の別あるに非らず。

【四二】分位とは婆沙論二三(大・二七 118 c)に、「此論所說十二有支皆具五蘊時分各異」とあり、十二支の一々の分位に五蘊あり。三世に分れて前後聯關するをいふ。

生の果の近因の性を辯ずるが故に。『取を緣と爲して有あり』と、契經に說くが故に、唯諸の業有は、取を緣と爲すが故に、前際の行は無明を緣と爲すが如く、取を緣と爲して後際の業有を生ずるなり。

第十一項　生

正しく生有を結ぶ位を、卽ち立てゝ生支と爲す。此の生の中、行を緣と爲すが故に、初めの結生位を名けて識支と爲すが如く、是くの如く來生に、有を緣と爲すが故に、初めの結生位を名けて生支と爲すなり。此の位に此の名は正しく須ふる所なるが故に。謂はく、現世に於ては、識の用、分明にして、未來世の中には、生の用、最も顯はる。自の用の顯に隨へと、立つるに支の名を以てするなり。或は餘の經中に、生の苦の故に爲めに天趣に造ると說き、後有の業は、厭捨を生ぜ令むるが故に、說いて生と爲し、或は後有の業は、皆能く苦果を招き、造らざら令めんが爲めの故に、說いて生と爲すことを顯はす。是れに由りて餘經は生等の苦の畢竟じて寂滅するを、名けて般涅槃と說く。是の故に生の名は當果に在ることを顯はす。

第十二項　老　死

此の生支の後より、[三三]當の受支に至る中間の諸位を、總じて老死と名く。卽ち現在の名色、六處、觸、受の四支の如し。當來生に於ては、是くの如き四位を名けて老死と爲すなり。當有を欣ぶの心を厭捨せ令めんが爲め、老死の名を以て當の過患を顯はす。故に契經に說く『五取蘊の生は應に知るべし、卽ち是れ老死の起の義なり』と。所餘の決擇は[三四]順正理の如し。

第三節　四種の緣起と佛陀の聖意

第一項　四種の緣起

[三五]又諸の緣起は差別して四と說く。一は刹那、二は遠續、三は連縛、四は分位なり。有餘、復、說

【三三】當の受支とは、當來の受支の意にして、卽ち老死を特に受位までに限れるは、老死は未來の果を總括して立てたる位なれば、これを現在の八支に直せば、名色以後受までに相當するといふなり。その故は現在の八支の中、過去の因に酬ひたる果は、受立までにして、愛以下有までは、未來の因となるものなるを以てなり。

【三四】順正理論二十七。

【三五】此の段は四種緣起を說く、四種の緣起とは、一、刹那緣起(Kṣaṇikaḥ pratītyasamutpādaḥ)此の說は婆沙論によれば、設摩達多の說なり。三、連縛緣起(Sāmbandhikaḥ pratītyasamutpādaḥ)。四、分位緣起(Āvasthikaḥ pratītyasamutpādaḥ)。二、遠續緣起(Prākarṣikaḥ pratītyasamutpādaḥ)。婆沙論二三(大・二七 117 c—118 c)、俱舍論九・一一左。

の煩惱の作相想の業なり。謂はく、欲界繫の煩惱、隨煩惱は、見を除いて欲取と名く。馬等の車の如し。三界の[二八]四見を名けて見取と爲す。彼の戒禁取を、戒禁取と名く。色、無色界繫の煩惱、隨煩惱の、唯、五見を除けるを、我語取と名く。是くの如きの諸取は、隨眠品の中にて、當に廣く分別すべし。

無明を立てゝ、別の取と爲さゞるは、自力の無明は猛利ならざるが故に、非瓣の性なるが故に、相應の無明は他の煩惱の力が、能く取ら令むるが故に。餘の見に離れて戒禁取を立つるは、能く業を集むる力に於て、最勝なるが故に、集業門の力に於て、四見に齊し。此の一見は業をして熾然なら令め、聖道を乖違し、解脫を遠離せ(令むる)に由るが故に、戒禁取に別に取の名を立つるなり。諸の取の名は、執取の義を表はすを以て、煩惱の類は皆能く執取すと雖も、而も其の二取の執取の義勝るが故に、唯、此の二のみ倶に取の名を得るなり。二は他に於て最も堅執なるを以ての故に。然も此の二に於て、戒禁取强し。所蔽の執の熾然に行ずるが如きが故に。是れに由りて、餘を離れて別に立てゝ取と爲す。四見は皆慧を以て性と爲すが故に、餘の煩惱に對して、執取の義强し。四を攝して餘と簡らんで、立てゝ見取と爲す。諸の餘の煩惱は、定、不定地差別有るが故に。不善と無記の因の差別の故に、餘の二取を立つ。所餘の決擇は[二九]順正理の如し。

第十項　有

[三〇]即ち是くの如きの取を緣と爲すに由るが故に、種種の可意の境を馳求する時、必ず定んで生を引いて、[三一]當有を牽く業を(生ず)。謂はく、愛力に由りて、取、增盛する時、種種に善・不善の境を馳求して、彼れを得んが爲めの故に、衆多の能く後有を牽く淨、不淨の業を積集す。此の業の生ずる位を、總じて有支と名く。應に知るべし、此の中、此れに由り、此れに依りて、能く當果有るが故に、有の名を立つ。有に二種有り、謂はく、業と異熟となり。今は此の中に於て、唯、[三二]業有を取る。當

【二八】四見とは此處に於ては、五見中の戒禁取見を除ける他の四見なり。即ち身見(Satkāyadṛṣṭi, Sakkāyadiṭṭhi)。邊見(Antagrāhadṛṣṭi, Antagāhadiṭṭhi)。邪見(Michyādṛṣṭi, Micchādiṭṭhi)。戒禁取(Silavratapārāmārṣa, Silavataparāmāsa)。五見の一に數ふ。

【二九】順正理論二十九。

【三〇】この段よりは有を說明せしものなり。阿毘曇教學に於ては、有を業有と解釋す。

【三一】當有。未來の生活及び環境なり。十二緣起中、識より有までは、現在生活の樣式にして、有はそれと未來の生活との連絡をなすものなり。

【三二】業有云々。有と業有となすは、阿毘曇教學の一般的解釋にして、Vibhaṅga p. 137 舍利弗阿毘曇論一二(大・二八 611 c)、法蘊足論十二(大・二六 921 c)發智論一(大・二六 921 c)、婆沙論二四(大・二七 121 b)、倶舍論九・二一右は勿論、智度論九〇(大・二五 696 b)及び起信論等にも有を業として解釋す。

て、總じて六處と名く。

「豈に此の位に於ては諸識生ぜず、而も三未だ具さに和合せずと說くことを得んや。且つ一位として意識の生ぜざること無し。名色の位の中、身識も亦起る。況んや六處の位、三和合無しと言はんや。所餘の識身も亦起ることを得容し。然るに恒勝に非らざるが故に、未だ三和の名を立てず。此の位の中に於て、唯六處勝るが故に。六處に約して以て位の別を標するなり。

第六項　觸

薄伽梵の說かく、『根と境と識との三の具さに和合する時を、說いて名けて[二三]觸と爲す』と、謂はく、未だ三受の因の異を了する能はず、但だ三和を具する彼の位を觸と名く。觸の差別の義は、後に當に廣く辯ずべし。

第七項　受

已に[二四]三受の因の差別の相を了するも、未だ婬貪を起さゞる此の位を、受と名く。謂はく、已に能く苦樂等の緣を了するも、婬愛の未だ行ぜざるを說いて、受の位と名く。受の差別の義は、後に當に廣く辯ずべし。

第八項　愛

妙なる資具を貪りて、婬愛現行すれども、未だ廣く追求せざる此の位を、[二五]愛と名く。妙なる資具とは謂はく、妙なる資財なり。此れを貪り及び婬するを、總じて名けて愛と爲す。廣く愛の義を辯ずるは、隨眠品の如し。

第九項　取

種種の可意の境界を得んが爲めに、周遍馳求する此の位を[二六]取と名く。取に[二七]四種有り。謂はく、欲及び見、戒禁、我語の取の差別の故に。能く取るを以ての故に、說いて名けて取と爲す。卽ち諸

【二三】觸は根・境・識の三の和合して生ずる感覺にして、三世兩重の場合に於ける觸は、生後二三年間のたゞ單純なる感覺的な感情のみありて、未だ苦樂の原因を辯別し得ざる位なり。

【二四】三受とは苦・樂・捨の三にして、四五歲より十四五歲までをいふ。

【二五】愛は十六七歲已去の位をいふ。

【二六】十二緣起に於ける取は青年期以後、老年期までの位をいふ。

【二七】四取。欲取（Kāmopādāna, Kāmūpādāna）。見取（Dṛṣṭyupādāna, Ditthupādāna）。戒禁取（Śīlavratupādāna, Sīlabbatupādāna）。我語取（Ātmavādopādāna, Attavādupādāna）。

然も此れは唯、能く後有を招く諸の異熟因を説く、故に行の名不遍相の失無し。是の故に唯、宿生の中に、此の生を感ずる業を、獨り名けて行と爲すことを成就す。

第三項　識

母胎等に於て、已しく結生する時の[二〇]一刹那の位の五蘊を識と名く。此の刹那の中、識最も勝るが故に。此れは唯、意識なり。此の位の中に於て、五識は生緣猶、未だ具せざるが故に。識とは是れ何の義なるや。謂はく、能了者なり。佛は能了者を説いて識取蘊と名くるが故に。頞勒具那契經の中に説く[二一]『我れは終に能了者有りと説かず』と。此の「不説」の言は、不顯の義を表はすなり。意は自在にして緣無く、他に依らずして成ぜる我を、了者と爲すを遮せんが爲めなり。識は是れ能了者の性を遮せず。勝義空經に別の作者を遮し、諸行の體は是れ作者なりと許すが故に。

第四項　名　色

結生の識の後と、六處の生ずる前との、中間の諸位を總じて[二二]名色と稱す。「豈に已生の身、意の二處は、應に此れ四處の生ずる前に在りと言ふべからずや」と。此の難然らず。未だ圓勝せざるが故に。謂はく、前の二位處は猶ほ、減劣にして、六處の位の中、處は方に圓勝なり。又六處の位の身、意の二根は、方に全分を得、現行を具するが故に。謂はく、要ず支の開く位に、方に男女の根を得。爾の時、諸の識身、乃ち皆現起す容し。故に身、意の處は、六處の位の中、方に全分を得、及び現起を具するなり。斯れに由るが故に、六處の生ずる前を、是れを名色の位と説く。此の説を善と爲す。

第五項　六　處

眼・耳・鼻・舌の四根を生ずる從り、三和合の前を説いて六處と名く。謂はく、名色の後、六處已に生じて、乃至、根・境・識未だ具さに和合せざる位に、下、中、上品次第に漸增す。此の位の中に於

【二〇】　一刹那の位の五蘊云々。此の刹那の五蘊の中、識最も勝るが故に、假りに識支と名くるものなり。然れどもこれは唯、意識のみとしてこの位には尙前五識なし。

【二一】　この語雜阿含十五（大・二 103 b）に出づ。S. 12. 11 これに當る。法蘊足論十二（大・二六 512 c）引用。

【二二】　名色とは此處に於ては、胎內の五位の前四位を總じて名くるものなり。

無明の聲は總じて煩惱を說く。「若し爾らば何が故に唯、前生の惑のみを總じて無明と謂ひ、此の生は爾らざるや」。唯、前生の惑のみ無明に似るが故に、貪等の煩惱の未だ果を得ざる時は、勢力虧くること無し。說いて明利と爲す。若し果を得已れば、取と用と虧けて、明利と名けず。無明の勢力は設ひ未だ虧損せざるも亦、明利に非らず。彼れ現行する時亦、知り難きが故に。前生の諸の惑は今生に至りて、已に果を得るが故に、勢力虧損し、其の相明かならず。無明品に似るが故に、唯、前世の惑のみ無明の聲を說く可し。行の中に於て亦、應に此れと同じく說くべきに非らず。假りに名想を立つるは、唯、同類に於てのみなるが故に。

第二項　行

宿生の中に於て、[一五]福等の業の位より、今の果の熟するに至るまで、總じて名けて行と爲す。[一六]初句の位の言は、流れて老死に至る。福等の諸業の相は、業品に當に廣く辯ずべし。何に緣りて此の宿業のみ、獨り名けて行と爲すや。名は義に隨ふて立つるが故に。其の義とは云何ん。謂はく、衆緣和合に依りて已に起る。[一七]或は展轉力和合し已りて生ず。又能く緣と爲り已りて、果をして和合せ令む。或は此れは和合し已りて、能く果の緣と爲る。是れを行の名の隨ふ所の實義と謂ふ。宿生の中の業の果の、今熟する者の行相、圓滿なれば、獨り行の名を立つ。此れに由りて已に來生の果の業を遮す。彼の業の果は、仍、未だ熟せざるを以ての故に、相未だ圓滿ならず。行の名を立てず。「豈に、一切は已に自の果を與へずや。異熟因の體は皆此の相を具す、卽ち應に一切は皆行の名を立つべし」。此の體は是れ何ぞ。謂はく、諸の非業、及び業の[一八]前生に已に果を得る者なり。此の理有りと雖も、而も勝に就て說く。業は異熟因と爲りて、果を牽くこと最勝なるが故に。現在の果を生ずる業は、麁顯にして知り易し。故に此れに因りて能く過去の果を生ずる業を信知す。是の故に唯、此れのみ獨り行の名を立つるなり。[一九]一切の因、已に與果する者を、總じて應に行と名くべしと雖も、

【一五】福業等云々。行の分別にして、前世に於ける煩惱を因としての業、卽ち善、不善等の行爲を發せし位より、現在の五果の熟するに到るまでの五蘊と總じて行と名くるなり。
【一六】初句の云々。頌文の初句は「宿惑の位は無明なり」とある、その位といふ語は、十二支全體につくといふ義。
【一七】大正本「惑」となるも、宮內省本による。
【一八】前生に已に得たる果とは、過去に於ける身業をいふ。
【一九】一切の因とは六因をいふ。此の文の意は異熟因を獨り立つるがために、他の五因の已に與果する者を簡ぶなり。

果と因と因果に屬するを以ての故に。或は因と果と五支、七支なり。因は因を攝し、果は果を攝するを以ての故に。謂はく、現の愛取は卽ち過の無明なり。現在の有支は卽ち過去の行なり。現在世の識は卽ち未來の生なり。餘の現の四支は、卽ち當の老死なり。是れを因果二分の差別と名く。

第二節　十二支の體

第一項　無　明

[一三]既に三際に十二支を立つるを說けり。謂はく、「無明、行、乃至、廣說」と。此の中何の法を名けて無明と爲すや。乃至、何の法を名けて、老死と爲すや。頌に曰く、

宿惑の位は無明なり。　宿の諸業を行と名く。
識は正しく生を結ぶ蘊なり。　六處の前は名色なり。
眼等の根を生ずるより、　三の和する前は六處なり。
三受の因の異に於て、　未だ了知せざるを觸と名く。
婬愛の前に在るは受なり。　資具と婬とを貪るは愛なり。
諸の境界を得んが爲めに、　遍く馳求するを取と名く。
有は謂はく、正しく能く、　當有の果を牽く業を造る。
當有を結ぶを生と名く。　當の受に至るまでは老死なり。

論じて曰く、[一四]宿生の中に於ける、諸の煩惱の位より、今の果の熟するに至るまでを、總じて無明と謂ふ。何が故に無明の聲は、總じて煩惱を說くや。後有を牽く行の與めに、定んで因と爲るが故なり。業は惑に由りて發り、能く後有を牽く。惑無くして業有るは、後有無きが故に。後有を牽くに非らず。諸行生ずる時、貪等中に於て皆、作用有り。彼の行の起る位は定んで無明に賴る。故に

前際 ― 因 ― 無明 ＝ 愛取
　　　　　　 行 ＝ 有
　　 ― 果 ― 識 ＝ 生
　　　　　　 名色・六處・觸・受 ＝ 老死
後際 ― 因 ― 愛・取 ＝ 無明
　　　　　　 有 ＝ 行
　　 ― 果 ― 生 ＝ 識
　　　　　　 老死 ＝ 名色・六處・觸・受

【一三】此の段は十二支の體に就て述ぶ。

【一四】宿生云々。過去世に就て煩惱の起れる時の五蘊を無明を體とし、その無明煩惱との力によりて、現在の五果の熟するまでを緣じて無明といふ。

世間に現れたり。故に契經の中、有情に依りて說けり。大義利を成立せんと欲するが爲めの故に、緣起を分別す。諸の有支中、無量門の義類の差別を具す。今且らく三生の分位無間に相續し、十二支有るを略辯せん。一に[七]無明、二に行、三に識、四に名色、五に六處、六に觸、七に受、八に愛、九に取、十に有、十一に生、十二に老死なり。三際と言ふは、一に前際、二に後際、三に中際なり。卽ち是れ過、未、及び現の三生なり。云何が十二支を三際に於て建立するや。謂はく、前と後との際に、各、二支を立て、中際に八支あるが故に、十二を成ず。無明と行とは前際に在り。謂はく、過去の生なり。生と老死とは後際に在り。謂はく、未來の生なり。所餘の八は中際に在り。謂はく、現在の生なり。前際の二因の招く所は[八]五果なり。後際の二果の待つ所は[九]三因なり。諸の一生は皆此の八を具するに非らず。圓滿なる者に據れば、八支有りと說く。圓滿なる者とは何ぞ。謂はく、支に缺無きなり。或は圓滿は惑業の招く所に由る。謂はく、先きの增上の惑業の引く所なり。此の中の意の說かく、補特伽羅の一切位を歷るを、圓滿なる者と名く。諸の[一〇]中夭、及び色、無色に非らず。羯剌藍等の諸位闕くるが故に、世尊は但だ欲界少分の補特伽羅に約して、十二を具すと說く。[一一]大緣起契經の中に說くが如し。『佛、阿難に告ぐ、識若し胎に入らされば、增廣大を得るや、不や。不也、世尊。乃至、廣く說く』と。是の故に若し補特伽羅有りて、次前の生に於て、無明、行を造れば、具さに現在の識等の五支を招く。復、現在に於て、愛、取、有を造れば、次後世の生等の二支を招く。應に知るべし、此の經は彼れに依りて說くなり。若し一切の補特伽羅に依りて、諸有支を立つれば、便ち雜亂を成ず。謂はく、彼れは或は現在の五支、次前の生の無明、行の果に非らず。及び次後世の生、老死の支は、現在の生の愛、取、有の果に非らさる有り。彼れは皆此の經の意の明す所に非らず。果因の相去ること隔絕なるを見て、便ち因果の感赴、能無しと疑ふこと勿れ。應に知るべし。緣起の支は略して唯[一二]二分なり。前後の際なり。次の七支と五支の如し。

【七】無明(Av:dyā, avijjā)。行(Saṁskāra, Saṁkhārā)。識(Vijñāna, Viññāṇa)。名色(Nāmarūpa)。六處(Ṣaḍāyatana, saḷāyatana)。觸(Sparśa, phassa)。受(Vedanā)。愛(Tṛṣṇā, taṇhā)。取(Upādāna)。有(Bhava)。生(Jāti)。老死(Jarāmaraṇa)。

【八】五果とは識・名色・六處・觸・受の五。

【九】三因は愛・取・有の三。

【一〇】諸の中夭云々。此處縮刷とは諸天中とあるも、宋・元・明の三本にならひて中夭となす。卽ち異熟の壽を完ふせざる早世のものなり。

【一一】大緣起經。中阿含二四(大・一　578)參照。長阿含一〇(大・一　61 Mahānidāna Sutta D. 15)。

【一二】二分云々。これは二世兩重の因果論なり。十二支を二分して、前際を七支となし、後際を五支とせるものなり。これを圖示せば

巻の第十四

〔辯縁起品第四の三〕

第十二章　十二因縁

第一節　三世兩重の因果

[一]已に内外の羯刺藍等、種等の道理因果相續を辯ぜり。應に知るべし、此れを卽ち說いて緣起と名く。是くの如きの緣起は、其の相云何ん。頌に曰く、

[二]是くの如き諸の緣起は、　十二支にして三際なり。
前と後との際に各二あり。　中は八なり、圓滿に據る。

論じて曰く、諸の緣起は、唯十二のみ有るに非らず。云何が然るを知るや。[三]本論に說くが如し。「云何が緣起と爲すや。謂はく、一切の有爲なり」と。然るに契經の中、緣起を辯ずる處、或る時には具さに十二有支を說く。[四]勝義空契經等に說くが如し。或は十一を說く。智事等の經の如し。或は唯、十を說く。[五]城喩經等の如し。或は復、九を說く。[六]大緣起契經中に說くが如し。或は八有りと說く。契經に言ふが如し。「諸有の沙門、或は婆羅門は、如實に諸法の性等を知らず」と。諸の是くの如き等の所說の差別は、何に緣りて論の說と經と異有るや。論は法の性に隨ひ、經は化宜に順ず。故に契經の中、緣起を分別するは、化する所の者の機宜に隨ひて異說す。或は論は了義にして、經は義不了なり。或は論は通じて、有情、無情を說く。契經は但だ、有情數に依りて說く。有情に依るが故に、染淨成ずることを得。佛は有情の爲めに此の二を開顯せり。但だ此の事の爲めに、佛は

【一】此の段は前述のあとを受けて緣起を論じ、先づ緣起の系體の種々あることを述べ、然る後に三世にわたる十二緣起を詳述するものなり。
【二】此の偈は所謂る三世兩重の因果なるものを述べしものとして、無明・行の二支は過去の因、識・名色・六處・觸・受は現在の果、愛・取・有は現在の因、生・老死の二は未來の果なり。而してこれは欲界に於ていふものにて、色界に於ては名色を除きて、餘の十一支、無色界には尙六處を除くを以て十支となり。頌の圓滿の語は十二支を意味するものなり。
【三】本論。品類足論六（大・二六 715 c）參照。
【四】雜阿含十四（大・二 92 c）。
【五】城喩經は中阿含一（大・一 422）にあれども、この經典にあらず。雜十二・五（大・二 80 c）を指す。日本巴利雜尼柯耶一二・六五と共に十緣起あり。
【六】大緣起經。長阿含二四（大因經大・一 578 b）參照。

蘊は先きの惑業の勢力の所引にして、次第に漸增し、一期の中に於て展轉し相續するが如く、復、惑業に由りて餘世に往趣す。因異りて、果に必ず殊り有るを現見するが故に、諸の引業の果量は等しきに非らず。壽果の長短は業の不同に由り、業の增微に隨ひて、所引の壽命と、身根等と、展轉相依し、羯羅藍、頞部曇等の後後の諸位に於て、漸漸に轉增す。何等を名けて、羯羅藍等と爲すや。謂はく、蘊の相續し、轉變して同じからざるなり。是くの如きの漸增は、根の熟位に至れば、內外處の作意等、和合に緣りて貪等の煩惱を發生して、種種の諸業を造作し、增長するを見る。此の惑業に由りて、復、前の如く、中有の相續有りて、餘世に轉趣す。應に知るべし、是くの如く有の輪は初め無し。謂はく、惑は因と爲りて、能く諸業を造り、業、因と爲るが故に、能く生を引く、生、復、因と爲りて、惑業を起す。此の惑業從り、更に復、生有り。故に知んぬ、有の輪は、旋環して始め無し。若し有始を執すれば、始めは應に無因なるべし。始め既に無因ならば、餘は應に自ら起るべし。異因無きが故に、現見と相違す。此れに由りて定んで因無くして起る法無し。一も常なる法無し。少能く因と爲る。自在を破る中に、已に廣く遮遣せり。是の故に生死は決定して初め無し。猶し穀等の展轉し、相續するが如し。然も後邊有り。因盡くるに由るが故に、種等盡くれば、芽等生ぜざるが如く、生死既に無なれば、究竟清淨なり。故に染及び淨は、唯、蘊に依りて成ず。實我有りと執するは、便ち無用と爲す。

が故に、[六五]世尊は言く『業有り、異熟有り、作者は不可得なり。謂はく、能く此の蘊を捨し、及び能く餘蘊を續く、乃至、廣說』と。四の我執を破すること、[六六]順正理の如し。若し爾らば外道は何の所緣に於て、我執を起すや。諸蘊を離れて別に我性無しと雖も、所緣を執ずと爲んや。然も唯、諸蘊は境と爲りて執を起す。契經に說くが如し『諸有の我等を執ずるを、隨つて觀見するに、一切、唯、五取蘊に於て起る』と。彼の外道の說く所の如き、眞實の我性無しと雖も、而も聖敎に世間の所說に隨順する假我有り。既に實我無し。何に依りて假を說くや。實我無しと雖も、諸蘊に於て、世間に隨順して、假に說いて我と爲すなり。何に緣りて我は、唯、蘊にのみ託して說き、餘に非らずと知るや。染、及び淨法は、唯、蘊に依りて成ずるを以ての故に、謂はく、我は實は無し。且らく雜染の法は但だ諸蘊に依りて、刹那に相續す。煩惱と業との勢力の所爲に由りて、中有を相續し、母胎に入ることを得。譬へば燈焰の刹那に相續し、轉じて餘方に至るが如く、諸蘊も亦爾なり。

且らく欲界に於ては、若し未だ貪を離れざれば、內外の處を緣と爲して、非理の作意を起し、貪等の煩惱此れ從り生じ、劣・中・勝の思、及び識俱起す。起り已りて能く當の非愛の果を牽く。亦無間識等の生緣と爲る。無間識等の同異類の、前の俱生緣を觀じ、起ることを得る時、或は善、或は染、或は無記の性なり。起り已りて復、能く自の當果を引き、及び無間識等の生緣と爲る。是くの如く緣と爲りて、後後次第して、能く二果を牽く。應に隨ひて當に知るべし。此の蘊の相續は、先世の惑業の引く所の、壽量等の法を領納し、彼の異熟の勢の窮盡に至る時、識と依と死して、俱に滅位に至り、能く中有の識等の生緣と爲る。中有の諸蘊は先きの惑業に由り、幻の相續の如く、所生の處に往き、母腹の內に至る。中有の滅する時、復、能く緣と爲りて、生有の蘊を生ず。譬へば燈焰は刹那に滅すと雖も、而も能く前後の因果、無間に展轉し、相續して、餘方に至ることを得るが如きの故に、無我にして蘊は刹那に滅すと雖も、而も能く後世に往趣するの義成ず。即ち此の諸

【六五】雜阿含十三(大・二 92 c)。
【六六】順正理論二十四。

初・二・三・無數劫は、其の次第の如く、前の三、入胎にして、此れ自り已前は皆是れ第四なり」と。「豈に有を續くることは、定んで是れ染心ならずや。何ぞ正知にして、母の胎藏に入る容けんや。正知正念は根律儀を說く。夫れ根律儀は決定して是れ善なり」と。斯の過失無し。一切の正知は皆善性の攝なること、許す所に非らざるが故に。此れに異ならば、應に正知の妄語無かるべし。或は入胎の位は、相續に據りて說く。唯、正しく結生有の刹那のみに非らず。此の位の中に於ては、善多く、染少し。多分に從ふが故に說いて正知と爲す。或は彼れに於て恭敬を發起せ令め、迷亂せざるに於て、正知の名を立つ。謂はく、實の如く、此れは是れ我が父、此れは是れ我母と知るが故に、正知と名く。云何ぞ第三なるや。後有の菩薩は戒果等に於て、皆明かに了知す。而も入胎の時、是くの如き事有り、無始より(來の)慣習、率爾に心を起す、斯れ何の過か有らん。或は唯　親愛の染心を發起す、法愛に非らざるは無し。所餘の問答は順正理の如し。

〔六三〕此の中、應に說くべし。誰か往いて胎に入るや。何が故に誰れと問ふや。無我なるを以ての故に。謂はく、若し無我ならば、復、誰か此の世間從り、中有の蘊に乘じて、往いて他世に趣き、入・住・出胎すと說くと爲んや。是の故に應に〔六四〕內用の士夫有りて、此の世間從り、往いて胎に入る等すべし。彼れを遮せんが爲めの故なり。頌に曰く、

無我にして唯、諸蘊のみなり。　煩惱と業との所爲なり。
中有の相續するに由りて、　胎に入ること燈焰の如し。
引くが如くに次第に增し、　相續して惑と業とに由りて、
更に餘世に趣く。　故に有の輪は初め無し。

論じて曰く、實我有りて、能く往いて胎に入ること無し。所以は何ぞ。色と眼との如く、自性と作業とは、不可得なるが故に。世尊も亦所執の實我の是れ作受者にして、能く後世に往くを遮する

【六三】此の段は輪廻の主體に就ての問題を取り扱ひ、中有と次に述べんとする十二因緣との關係を述ぶ。
【六四】內用とは內に在りて、用らく意にして、外に顯はれざるが故にいふ。士夫とは我のことなり。

是くの如く說く所の四種の入胎は、具さに一切の入胎を攝し皆盡す。諸頌の法に順じ、是くの如く次第す。然るに契經の中の次第は爾らず。是くの如きの四種は、且らく胎生に愚、不愚の分位の差別有るを說けり。諸の卵生は胎に入る等の位、皆恒に知ること無し。如何が卵生は卵從り出づるに、入胎等と言ふや。此れは〔六〇〕當來に據りて名を立つるものにして、失無し。〔六一〕世間に鍘織衣を造ると說くが如し。或は卵生を曾て胎に入る等と說くは、今に依りて昔を說くも亦、過有ること無し。

何に緣りて入胎に不正知なる者は、住出の位に於て、必ず不正知なるや。劣悟勝迷にして、理に容るすこと無きが故に。謂はく、將に入らんとする位には、支體の諸根、具足して損無し。强勝明利なり。尙正知せず、況んや住出の時、支根損缺し、羸劣暗昧にして、而も能く正知せんこと、理に容すこと無きが故に。住の正知なるは、入胎の時の勝れたる正知の因の一力の引くに由るが故なり。出の正知なるは、入住の時の勝れたる正知の因の二力の引くに由るが故なり。

又前の三種の入胎は同じからず。謂はく、轉輪王と獨覺と大覺と、其の次第の如し。初めの入胎とは、謂はく、轉輪王なり。入位は正しく知れども、位に非らず。出に非らず。二の入胎とは、謂はく、獨勝覺なり。入住は正しく知れども、出位に於てには非らず。三の入胎とは謂はく、無上覺なり。入住出の位は、皆能く正知す。此の初めの三人は、當の名を以て顯はす。

復、差別有り。次の如く應に知るべし。業と智と、及び倶との三種勝なるが故に。第一の業勝とは、宿世に曾て廣大なる福を修したるが故なり。第二の智勝とは、久しく多聞を習ひて、勝思擇なるが故なり。第三の倶勝とは、〔六二〕曠劫に勝福慧を修行したるが故なり。前の三種を除きたる餘の胎と卵との生は、福と智と倶に劣る。合して第四と成る。

有るが說かく、「此の四は皆、菩薩を辯ぜるなり。謂はく、最後有は卽ち是れ第三なり。覩史多天の前生は第二なり。迦葉波佛に遇ふ以前の生は初と爲す。此れ自り已前は皆是れ第四なり。或は復

〔六〇〕當來とは、先づ胎に入りて後に卵より生ずるが故に、實は胎藏に入れるものなれども、第二次に約して卵生といふなり。

〔六一〕倶舍論九・六左に「如契經說造作有爲、世間亦言煮飯磨麨」と。

〔六二〕曠劫とは三僧祇百大劫を指していふ。

諸仙と[五六]寂を樂しむと、[五七]苦行を修するとを、毀謗するに由る。

無色界の中には、往來無きが故に、彼の業無きが故に、必ず中有無し。若し命終處に卽ち生を受くる者は、業有るに由るが故に、亦中有有り。然るに此の中有には決定の相有り。謂はく、未だ欲色界の貪を離れざる生有は、中有從り後に起らざること無し。亦中有の所趣の生と、一の業引に非らざること無し、亦中有は能く無心に入りて、身證と倶分解脫を爲し、及び世俗の不同分の心を起す可きこと無し、中有の中に住して、根を轉ずるの義無し。亦能く見所斷の惑を斷ずること無く、及び欲界の修所斷の隨眠を斷ずること無し。所餘の決擇は[五八]順正理の如し。

第十一節　四種の入胎

[五九]一切の中有は、皆倒心を起して、母胎に入るや、不や。爾らず、云何ぞ、契經の中に說かく、『入胎に四有り』と。其の四とは何ん、頌に曰く、

一は入に於て正しく知る、　二と三とは住と出とを兼ぬ、
四は一切の位に於てす。　及び卵は恒に知ること無し。
前の三種の入胎とは、　謂はく、輪王二佛となり。
業と智と倶に勝るが故に、　次の如し、四は餘の生なり。

論じて曰く、諸の有情有り。多く福慧を修するが故に、死と生との位に、念力に持せられて、心想分明にして、正知亂るゝこと無し。中に於て或は正知にて入胎する有り、或は正知にて住胎し、入を兼ぬる有り。或は正知にて出で、兼ねて入と住とを知る。兼の言は後必ず前を帶するを顯はさんが爲めなり。諸の有情有り、福慧倶に少きは、入と住と出の位、皆正知せず。前正しく知らず、後位は必ず爾り。

【五六】寂を樂しむとは獨覺の類なり。
【五七】苦行を修するは、菩薩の類なり。
【五八】順正理論二十四。
【五九】此の段は中有の入胎に關する四種を述ぶ。一、宿世に廣大なる福を修したるが故に、入胎の位に正しく入胎すと知る。これ轉輪王なり。二、久しく多聞を修して、智勝れたるが故に、住と入との胎を正しく知る。これ獨覺なり。三、三祇百劫の間、福智を修行して、智福共に勝るが故に、正しく入胎、住胎、出胎の三位を知る。佛なり。四、以上の三種を除く餘の胎卵二生にして、福智共に劣なるが故に、上の三位の何れをも知らざるものなり。

胎に至る時、是れ已が有なりと謂ひ、便ち喜慰を生ず。當に喜を生ずべき位を、母胎に入ると名く。最後の時に遺る所の精血の二三滴許りを取りて、羯刺藍を成ず。精血は相依りて無間にして住す。中有の蘊滅して、生有の蘊生じ、生有の色生ず。正因中父母の精血有るも、但だ生緣を作すこと、種の芽を生ずるは、地、糞等に依るが如し。有情の色は無情を因と爲すに非らず。若し男ならば、胎に處するや、母の右脇に依り、背に向ひて蹲坐し、若し女ならば胎に處するや、母の左脇に依り、腹に向ひて住す。女男は左右の事を慣習するが故に。[四九]宿自分別の力然ら使むるが故に。欲の中有には非女、非男無し。中有の身は根を闕かざるを以ての故に。母胎に入りたる後、或は不男と作る。

[五〇]此れは欲界の胎卵の二生を說けるなり。濕化の二生は香處に染す。若し濕生ならば、香に染するが故に生ず。謂はく、遠く生處の香氣を鼻知して、便ち愛染を生じ、彼に往いて生を受く。業の所應に隨つて、香に淨穢有り。若し化生ならば、處に染するが故に生ず。謂はく、遠く當の所生の處を觀知して、便ち愛染を生じ、彼に往いて生を受く。業の所應に隨ひて處に淨穢有り。地獄に生ずる者も亦業力に由り、或は身の冷雨寒風に遇ふを見、或は身の熱風、猛炎に遭ふを見る。冷に侵され、熱に逼られ、酷毒忍び難く、溫涼に遇はんことを希ひ、所厄を除かんことを冀ふ。熱地獄の熱焰の熾然なる、寒地獄中の寒風の飄鼓するを見て、便ち愛染を生じ、馳せて躬ら投赴す。

[五一]有るが說かく、「先きに[五二]彼れを感ずる業を造りし時の、[五三]已身の伴類を見るに由りて、愛慕し、馳せ往く」と。

[五四]何の趣に往く中有は、何の相にて生處に赴くや。且らく天の中有は、首を正しくして上昇すること、人の身を直くして坐從り起つが如し。人等の三趣の中有は橫行す。鳥の空を飛びて餘の洲處に往くが如し。地獄の中有は頭を下に、足を上にして其の中に顚墜す。故に[五五]伽他に說かく、

地獄に顚墜するときは、　足を上にし頭を下に歸す。

【四九】宿自分別の力。俱舍論記第九(大・四一・162)に正理に云くとして、宿因分別力となす。宿自分別力は、宿の自の分別の力にて、このままには、可なるものなるべし。
【五〇】此の段は濕化の結生を述ぶ。
【五一】有說とは俱舍論九・五には先舊諸師として出す。
【五二】彼れとは地獄の意。
【五三】已身の伴類。共に造業せる伴侶のこと。
【五四】第九の行相門。
【五五】伽陀。雜阿含四七(大・二・341 b)參照。

故に過無し。有るが說かく、「中有は香に賴つて持す。香を尋ねて行くを以て、健達縛と名く」と。

[四五]是くの如きの中有は、住すること幾時と爲んや。此の中有の身は、定んで久住に非らず。生緣の未だ合はざるも、久しきには非らず。「如何が大德、釋して常途久しきに非らずと言ふや。緣の未だ合はざるは、多時住す容し。彼の命根は別業の引に非らざるに由る」と。有餘師の說かく、「此れは但だ少時なり。中有の中、恒に生を求むるを以ての故に。若し父母に於て俱に定んで移らざるは、遠方に住すと雖も、業は速に合せ令む。若し父母に於て隨一の移す可きは、極めて淸貞にして欲を呵厭すと雖も、異境に於て染を起して現行す。諸の染を起すは時を定む。非時にも亦起ら令む。或は相似の餘類の中に寄せて生ず。謂はく、驢等の身は、馬等に似る。寄する所の同分に殊り有るに由り、便ち中と生との一業の所引を失するに非らず。生の緣は別なりと雖も、所引一なるが故に。設ひ轉じて相似の類の生を受くと許すと雖も、少しき類の同に由り、亦、過有ること無し。又界趣の處、若し全く移さゞれば、少しく類殊りと雖も、亦、失有ること無し。界趣の處の業は、定んで移らざるを以て、餘の外の生緣轉ずるも亦過無し。或は業の種類の差別は無邊なり。唯、佛、世尊のみ方に能く究達す。

[四六]正しく中有を結するは、何の心を以てすと爲んや。染汚の心を以てす。譬へば生有の如し。將に生有を結せんとする方便は如何ぞ。中有の中に住して、生處に至らんが爲めに、心顚倒して、欲境に馳趣す。彼れは宿業力の起す所の眼根に由りて、遠方に住すと雖も、能く生處の父母の交貪を見て、倒心を起す。若し當に男と爲るべくんば、母に於て愛を起し、父に於て恚りを起す。女は則ち相違す。是の因緣に由りて、男女生じ已りて、母に於て、父に於て次の如く偏朋するが故に、施設論に是くの如き說有り、「時に健達縛は[四七]二心の中に於て、隨一現行す。謂はく、愛、或は恚なり」と。彼れは此の二種の倒心を起すに由りて、便ち已が身と所愛と合すと謂ひ、[四八]所遺の不淨の泄れて

【四五】第七の住時門。此の事に關しては、婆沙論七〇（大・二七 361 b）に五說あり。一、設摩達多（Kṣemadatta）は中有の極多住を七七日（四十九日）として、多くも四十九にして、定んで結生すと說き。二、世友は極多住を七日とし、その身羸劣なるが故に久住せずと說き、その他三、大德の說と、四、婆沙の正義にして、少時住と說くと、五、轉變說とあり。

【四六】第八の諸生門。

【四七】二心とは愛と恚となり。

【四八】所遺の不淨。俱舍にもこれに相當する語を所憎の不淨となす。所憎にては意味通ぜず。

や、餘能く見んや。若し極淨の天眼有るは、方に能く彼の中有の身を見ると說くを以ての故なり。有るが說かく、「地獄・傍生・餓鬼・人・天・中有は其の次第の如く、各、後後を除きて、自、及び前を見る」。[三七]能く中有の行を遮するもの有りと爲んや。不や。上は諸佛に至るも亦遮すること能はず。諸の通の中、業通は疾きを以ての故に。中有は最疾の業通を成就す。故に契經に言く、『中有の業力は最も强盛と爲す。一切の有情の一切の加行は、能く遮抑すること無し』と。虚を凌ぐこと自在なるを、是れを通の義と謂ふ。通の業に由りて得るを、名けて業通と爲す。此の通の勢用速かなるが故に疾と名く。中有は此の最疾の業通を具す。諸の通の速行も、能く勝る者無し。此れに依るが故に業力最も强しと說く。

[三八]地に隨ひて諸根を中有は皆具す。中有は本有の形の如しと言ふと雖も、而も初異熟は最も勝妙なるが故に、又有を求むるが故に、根を具せざること無し。

[三九]曾て聞く、炎の赤鐵團を析破して、其の中を見るに、虫の居止する有りと。故に知んぬ、中有は無對の義成ず。對とは謂はく、對礙なり。此れ金剛等の遮すること能はざる所なるが故に、無對と名く。

[四〇]此の界趣の處は皆不可轉なり。謂はく、定んで色の中有の沒して欲の中有生ずること有ること無し。亦此れに翻ずることも無し。此れと生有とは一業の引なるが故なり。應に知るべし、趣の處の不轉も亦然り。

[四一]此の中有の身は段食に資けらるゝや、不や。且らく欲界の中有の如きは、香を食す。福の多、福の少に隨ひて、香に好有り、惡有り、斯れに由るが故に、健達縛の名を得。諸の字界の中、義一に非らざるが故に。此の[四二]頞縛界を正しく行に目くと雖も、其の中に於ても亦、食の義有り。香を食するを以ての故に、健達縛と名く。而も[四三]音の短なる者は、[四四]設建途(せっけんづ)、及び羯建途の如く、略なるが

【三七】第二の行遲疾門。
【三八】第三の界根門。
【三九】第四の無礙門。
【四〇】第五決定門。
【四一】第六の所食門。
【四二】頞縛(ubha)。
【四三】音短(Gandharbha)と長母音にすべき(Gandhārbha)と短母音とすることに就ていふ。
【四四】設建途 (Śakandhu)羯建途 (Karkandhu)。これらは何れも具さには、(Śakāndhu. Korkāndhu)と、長母音にすべきを、短音に呼ぶ。今の建達縛も同轍なりといふ義なり。

ば、諸の有漏に通ず。中有の情の位に於て、四種を分つ。一は中有、義は前に説くが如し。二は生有、謂はく、諸趣に於て結生の刹那なり。三は本有、生の刹那を除き、死の前の餘の位なり。四は死有、謂はく、最後念なり。若し有、色に於て未だ貪を離るゝことを得ず。此の有の無間に中有定んで起れば、卽ち一生に於て位の別、四を分つ。「豈に、諸有の中有は最初ならずや。則ち本有の名は、應に中有に目くべし」と。中有に目くるに非らず。當に無間の生等の三有は、彼の果に非らざるを以ての故に。若し位、無間の中等の諸位を生ずること有る容くんば、本有と名く可し。餘の生の諸位に望めて、本有の名を立つ。此の名を一つ三位を生ずるに望めて、立つるに非らず。又、此の無間に定んで彼の有を生ず。此の有を彼れに望めて、本有の名を立つ。又本有の名は、正しく趣く所に目く。餘の三は爾らず。此の名を得ず。

等十節　中有の九門分別

〔三五〕已に形量を說きたり。餘の義を當に辯ずべし。頌に曰く、

同と淨天との眼に見ゆ。　業通あり。疾なり。根を具す。
無對なり。不可轉なり。　香を食す、久しく住するに非らず。
倒心もて、欲の境に趣く。　濕と化とは、香と處とに染す。
天は首を上にし、　三は橫なり。
地獄は頭を下に歸す。

論じて曰く、〔三六〕此の中有の身は、是れ何の眼の境なるや。同類の眼と、淨天の眼の見と爲す。謂はく、中有の身は、唯、同類の眼、及び餘の淨天眼を修得するもののみ見、同類ならざると、淨天眼ならざるとの、能く觀る所に非らず。極微細なるが故なり。生得の天眼も尙觀ること能はず。況ん

【三五】此の段は中有を九門に於て分別す。一、眼見門。中有は同類互に見る。欲界の有情にても極淨の天眼を得たるものは見る。二、行遲疾門。中有はその業によりて虛空を行くこと自在にして、これを業疾通と稱し、佛世尊も能く遮することなし。三、具根門。一切の中有は皆五根を具す。四、無礙門。中有は金剛等も遮すること能はざるが故に無礙と名く。五、決定門。一定趣に往くべき中有は決定して、彼の趣に往き、いかなる力もこれを轉ぜしむること能はず。六、所食門。中有の身は極細の香等の段食に資けらる。七、住時門。中有の時門は少時なり。八、結生門。中有は業所起の眼根によりて、能く當生の處に父母の交會すると見て、倒心を起し、欲境に馳趣し、母胎に入りて生有に至る。結生時の根依は、精血の大種なり。九、行相門。天趣中有の首正しく上昇し、人鬼傍生の中有は、行相人間の如く、地獄の中有は足を上に頭を下にす。

【三六】此の中有の身云云。第一の眼見門。

や。所起の中有の形狀は如何ぞ。所趣の生と同と爲んや。異と爲んや。頌に曰く、

此れは一業の引くが故に、　當の本有の形の如し。

本有とは謂はく、死の前にして、　生の刹那の後に居す。

論じて曰く、業に二種有り、一は牽引業、二は圓滿業なり。中と生との二有は、牽引業は同じきも、圓滿業異なり。引業同じきが故に、此の中有の形は、當の本有と其の狀相似す。印と、印する所の文像と、別無きが如し。

欲の中有の量は、小兒の年、五六歲の如しと雖も、而も根は明利なり。有餘師の說かく、「欲界の中有は、皆本有の盛年時の量の如し」と。有るが言く、「菩薩の中有は然る可し。餘の有情の中有も爾る可きに非らず」と。菩薩の中有は盛年時の如く、形量の周圓に、[三一]諸の相好を具す。故に中有に住して、將に胎に入らんとする時、百[三二]俱胝の四大洲等を照らす。有るが說かく、「中有は皆[三三]生門より入る。母の腹を破りて、胎に入ることを得るに非らず」と。理、實に中有は胎に入らんと欲するに隨ひて、生門を要するに非らず。障礙なきが故に。

色界の中有は其の量、周圓にして、其の身の微妙なること、彼の本有の如し。又、彼の中有は衣と俱に生ず。慚愧增すが故に、欲界の中有は多分に衣無し。慚愧無きが故に。唯、菩薩及び、[三四]鮮白尼を除く。本願力の故に。有餘師の說かく、「唯、此の尼を除く」と。僧に袈裟を施し、勝願を發せるが故なり。[三五]茲れ從り世世、自然に衣有り。恒に身を離れず、時に隨ひて改變し、乃至、最後の般涅槃の時、卽ち此の衣を以て、屍を纏ひて焚葬し、其の遺骨を收め、窣塔婆を起すも亦、衣形有りて、周帀纏遶す。菩薩の起す所の一切の善法は、皆唯、無上菩提に廻向するなり。我等の宗とする所は、二俱に有(說)を許す。

似る所の本有は、其の體是れ何ぞ。死有の前に在りて、生有の後の蘊なり。總じて有の體を說か

七 357 b)に出づ。分別論者の說となせり。

【二六】中阿含二、「善人往經(大・一 427 a)。

【二七】中般に三を分つ云云。未だ欲界を出でずして、般涅槃するときは、處と時と俱に近し、故にこれを初の人と名く。欲色二界の中間に至りて、般涅槃するは、處と時と俱に中なり。これを第二人と名く。色界に至りて般涅槃するは、處と時と俱に遠し、これを第三人と名く。

【二八】札火の小星とは、本今の火花といふ義。

【二九】順正理論二十四。

【三〇】此の段は中有の形狀に就て述ぶ。卽ち中有と當往の本趣とは同一業の引く所なるが故に、中有の形狀は當往の趣に於ける本有の形狀に準ずることを說く。

【三一】諸の相好とは、三十二相八十隨形好のことなり。

【三二】俱胝(Koṭi)千萬と譯す。

【三三】生門とは女の陰門のこと。

【三四】鮮白尼は衣を以て四方の僧に施したる功德の果報によりて、本文の如き功德を得たりといふ。此の因緣は賢愚因緣經四、百緣經八に出づ。Śukkā 印度佛敎固有名詞辭典六五二頁をみよ。

[三〇]又聖教に中有有りと說くが故に。謂はく、[三一]契經に言く『有に七種有り、卽ち五趣の有と、業有と、中有となり』と。又[三二]經に[三三]健達縛有りと說くが故に。契經に言ふが如し『母胎に入るは、要らず三事の倶に現在前するに由る。一には母身是の時調適すること、二には父母交愛和合すること、三には健達縛の正しく現在前することとなり』と。中有の身を除きて、何の別物有りて『健達縛正しく現在前すと名くるや。又[三四]經に五不還有りと說くが故に。謂はく、世尊の說かく『五不還有り、一には中般、二には生般、三には無行般、四には有行般、五には上流般なり』と。中有若し無ならば、何ぞ中般と名けんや。若し欲色の二界の中間に、般涅槃することを得るを、中般と名くと謂はゞ、二界に生ぜざれば、中有復、無し。何ぞ有情、中に於て般に趣くこと有らんや。若し彼れに於て、[三五]天有るを中と名く謂はゞ、理、必ず然らず。聖の言に無きが故に。謂はく、餘部に於ても亦、契經に中天有りと說くこと無し。唯、自執に憑るのみ。

又[三六]契經に、七善士趣有りと說くが故に。謂はく、前の五に於て、[三七]中般に三を分つ。處及び、時の遠と近と中とに由るが故に。譬へば[三八]札火の小星の迸る時、纔に起りて、近く卽ち滅するが如く初めの善士も亦、爾なり。譬へば鐵火の小星の迸る時、起りて中に至りて乃ち滅するが如く、二の善士も亦、爾なり。譬へば鐵火の大星の迸る時、遠く未だ墮せず。而も滅するが如く、三の善士も亦、爾なり。若し中有無くんば、此れ何に依りて立つるや。彼れの執ずる所の別に中天有るも、此の處と時との三品の差別有るに非らず。茲に乘じて立破すること、[三九]順正理の如し。是の故に中有の實有なること極成す。中有を撥して無に言ふは、是れ邪見の攝なり。

第九節　中有の形狀

[三〇]已に廣く中有の無に非らざることを成立せり。今、復、應に思ふべし。當に何れの趣に往くべき

【三〇】此の段は中有の存在に就て經證を出す。

【三一】契經とは七有經のことにして、長阿含十法報經(大・一 236 c)參照。

【三二】健達縛經。增一阿含十二、(大・二 603 a)。

【三三】健達縛(Gandharva)は、ここにては中有の五蘊をいふ。中有にありては、唯、次に生るべき處の香を尋ねて行くが故に、尋香といふ。或は中有は唯、香を食するが故に、食香ともいはれ、共に Gandharva の譯なり。

【三四】經とは五不還經なり。雜阿含二七(大・二 196 c)長阿含八、衆集經(大・一 50 c)五不還とは不還の聖者の欲界に沒して、上界にて般涅槃する經過に於て五種類を立てしもの。一の中段は已に說明せしを以て、二の生般とは、色界に生れて後に入涅槃するもの、三の無行般とは色界に生れて修行せずして自然に涅槃するもの、四の有行般とは前と反對に修行して涅槃するものなり。五の上流とは、初め初禪に生れ、次第に二、三、四禪に進み、遂に無色界にて涅槃するものなり。

【三五】天有り中と名く云云。此の說は婆沙論六十九(大・二

有餘の復、言く、『[一八]猶し、尺蠖の前に前足を安んじ、後足を後に移すが如し。是くの如く死生の方所は隔ると雖も、先づ取りて後に捨して、餘方に至ることを得。中有を何ぞ用ひん』と。「是くの如くんば便ち、二有情に非らずして、二趣、二心の倶行の過失有り。又尺蠖の身中、間絶無きを以て、死と生の(中間)、間絶す。如何が喩と爲さん」と。

有餘の復、言く、「死生の二有は隔つと雖も、至ること意の勢の通ずるが如し」と。此れも亦然らず。許す所に非らざるが故に。此れに異りて餘類は、此に沒し、彼に生じ、中間間絶すれば、應に通慧を成ずべし。若し爾らば此れは應に、是れ行の差別なるべし。實に爾なり。細なるが故に、了知す可きこと難し。謂はく、一刹那は應に難と爲すべからず。

又、別の理有りて、中有は無に非らず。刹那無間に生ずる者を現見するに、決定して方所に無間に生ずるが故に。若し「無色界從り沒して、有色界に生じ、色の初めて起る時、昔の色と今と、方所は無間に、刹那は有間にして、續生を得るが如く、亦、應に下界の死と生との有の色は、刹那は無間に、處に間有りて生ずべし」と謂はゞ、此れも然らず。宗を了せざるが故に。謂はく、昔に於ては欲色從り沒して、無色に生ずる時、色身の滅處は今、彼れ從り沒して、欲色に生ずる時の、卽ち前の色身の滅處なり。無間に今、色を引きて起るとは、我所宗に非らず。是の故に、此の中、刹那と處所は、倶に隣近に非らず。應に喩と爲すべからず。又若し刹那に隣近に生ずる者は、處所は定んで爾なり。猶豫に非らざるが故に。

又、中有の身は淨天眼の者は、現前に得可きが故に。是くの如く說かく、『諸の中有の身は、極淨天眼の能く見る所なり』と。又、彼の尊者[一九]阿好律陀も亦言く、『具壽、我れ、佛化を觀るに、其の量の最も多きは、諸の中有に非らず』と。是の故に中有は決定して無に非らず。

第二項　聖教に於ける根據

【一八】 尺蠖、婆沙論六九(大・二七年358 a)にては、折路迦(Sālaka)條草木等先安前足移後足」となせり。

【一九】 阿奴律陀(Anuruddha)佛弟子中六眼第一の人といはる。

て應に知るべし、別に色有りて往くなり。是の故に中有は定んで有ること、理成ず。眼・耳・意識は非至の境を取るが故に、此に住して遠く月輪を取り、遙に他邑を念ずるを、遠く行く等と說く。心は色を離れて能く、餘方に趣くに非らず。

是くの如く已に像の、質に連りて起ると、死生の處の隔と同喩の成ぜざるを明せり。此れに由りて亦、響聲を喩と爲すを遮せり。聲と、彼の谷等と、中間に物有りて、相續し、傳へて響を生ずるを以ての故に。謂はく、本に聲を發し、所依の大種は傳へて妙大種を生じ、遍く谷等の中の所在に至りて、擊ちて本聲に似たる響を生ず。中間に聲響の相續有りと雖も、或は散微するが故に。聞く可からず。若し中間に於て、崖谷等に觸るれば、卽便ち聚積し、亦、聞くことを得可し。云何が然るを知るや。異時に聞くが故に。豈に諸の聲は相續して轉じて耳に入りて聞くを許さゞるに非らずや。如何が聲は展轉し、相續し、緣に遇ひて響を發すと言ふや。此の責めは然らず。我れ遮せざるが故に。謂はく、聲の相續し、轉ずるは、我が遮する所に非らず。唯耳に轉入して聞くとは、我が許す所に非らず。諸有の大種の聲を發する緣處、展轉相擊ち、皆聲有りて生ず。聞く可き緣に在りて、聲は方に取る可し。中に於て先きに本質の處の聲を取り、後に於て乃ち、異處の響きを生ずるを聞く。外道の根に至りて聞くの過と同じきこと無し。若し唯、能く耳に逼りて生ずる聲を取らば應に遙の異方の聲響を聞かざるべく、及び應に遠近の聲の別を了ぜざるべし。

「無色に沒して欲色の色の生の中、連續無きが如く、是くの如く亦、應に此の死生の二有の中、連續無かるべし」と。此の責めは理に非らず。無色從り沒して、有色に生ずる時、連續有るが故に。謂はく、無色より沒して欲色に生ずる時、卽ち是の處の大種の和合に由りて、順後受業に從つて、異熟色の生有るが故に、彼の色の生は連續無きに非らず。或は總じて相續は間斷無きが故に。謂はく、無色蘊は間無く、斷無く緣と爲りて欲色蘊を引發するが故に。

又諸の像の生は本質に似るが故に、謂はく、月等の像は定んで本質に似る。牛等の死有從りは、應に唯、牛等生ずべし。既に然るを許さず。故に喩は等しきに非らず。又一質從り多像を生ずるが故に、謂はく、質と依に隨ひて、諸像位を生ず。一質從り鏡等の衆多の所依に對するに隨つて、遍く多像を生ず可し。一蘊の相續の死有從り、多蘊の相續の生有の俱生するに非らざるが故に。像は斯に於て等喩と爲すに非らず。又質と像とは相續に非らざるが故に。謂はく、質と像とは一相續に非らず。像と本質と俱時に有なるが故に。諸の相續は必ず俱生せず。像と質と俱生するが故に、相續に非らず。有情の相續の前後は無間なり。此處死して餘處に續生す。但だ應に穀を引きて、同法喩と爲すべし。像は等しきに非らざるが故に、喩と爲すこと成ぜず。又所現の像は二に由りて生ずるが故に。謂はく二緣の故に諸の像生ずることを得。一には本質、二には鏡等なり。世間を現見するに、生有は爾らず。所以は何ん。生有は像の如く、死有は質の如し。更に何の法有りて、像の所依の如きや。故に引くところの喩と法とは、等しきに非らず。若し精血等は像の所依の如しとは、理亦然らず、有情に非らざるが故に。又空等に於て、欻爾に化生し、中に於て何を像の依處の如しと執せんや。若し「唯、識相續流轉し、連續して死生す、其の義已に立つ。色の相續を執して、復、何の成ずる所ぞ」と謂はゞ、此れは理に應ぜず。諸有は色に於て未だ貪を離れ、色を離るゝことを得ず。唯、心のみ相續し、流轉する理、成ぜざるが故に。若し心、色を離れて相續し、流る可くんば、則ち應に生を受くるも、定んで色を取らざるべし。故に心相續は必ず色と俱にして、方に能く流轉し、往きて生處を受く。又契經に說かく、『唯、縛して生じ、唯、縛して死す』と。唯、縛せらるゝに由りて、此の世間從り、他世に往く。聖の『一切は未だ、色貪を離れざるは、皆色の縛に縛せられざるは無し』と說くが故に。唯、識のみ相續し、流轉すること無し。亦、前の本有の色、卽ち能く相續して、後の生處に往くと許す可からず。死處を現見するに、身は喪滅するが故に。此れに由り

と謂ふが故に、是くの如き諸像は、所依の分量と處所を越えず。本質等に隨ひて、往來と、及び餘の動相有るを見る。又彼れの說く所の「本質を緣と爲して、眼識を生し、還つて本質を見る」と、理定んで然らず。鏡等の中に於て、本質無きが故に、餘處に法(有りて)、餘處に取る可きに非らず。世の極成するが故に。又取る所の質の形量、顯色は、本像と異るが故に。若し緣力を藉りて、改轉する所にして、卽ち是れ、彼れなりと雖も、而も現に異有りと謂はゞ、此れも亦、然らず。互に相違するが故に、理成ぜざるが故に。謂はく、若し卽ち彼れなれば、應に現に異るべからず。既に現に異有り、應に卽ち彼れなるべからず。卽ち彼れ現に異る。更互に相違す、又現に異有り、而も卽ち彼れと言ふ。理は成立せず。太過失の故に。謂はく、老等の位も亦、應に卽ち是れ先時の羯邏藍等と執すべし。緣力の轉に由るが故に、現に異等有り。爾くに劬勞して。何ぞ卽ち衆緣の力を藉りて、別像の生有りと信せず。而も緣を藉りて還つて本像を見ると計するや。

經主、此に於て亦、是の言を作す、「然も諸の因緣の和合の勢力、質有ること無しと雖も、是くの如く見せ令むるは、諸法の性の功能の差別は、思議すること難きを以てなり」とは、彼れは何ぞ、質鏡等の緣和合の勢力は、別に能く像を生ずるが故に、是くの如きを見ると謂はざるや。法の性の功能の差別は、思議すること難しと說くを以ての故なり。又和合の名は實の法に名くるに非らず。如何が勢力有りと執す可けん耶。又多緣合して一力を成ずと執す。如何が諸法に差別の功能有りと說くや。是の故に應に功能の差別は、眼及び色等を緣と爲して、別に功能の差別を引き、眼識を生ぜ令むるが如く、是くの如く亦、功能の差別に由りて、質及び鏡等を緣と爲して、別に功能の差別を引き、像色を生ぜ令むべし。此れに由りて諸像の實有なることを證成す。像は無に非らざるが故に、喩を爲すことは成ぜず。但だ壞の、質に隨ふに等しきに非らざるに由るが故に。謂はく、諸の像を見るに、壞は本質に隨ふ。生有も亦、死有に隨つて滅すれば、有情の相質は便ち斷の過有り。

依と爲して、像を生ずと許さず。但だ質と依と、隔無くして相對し、依の中に法爾に質有りて像生ず。何ぞ像の生は、但だ一分に依る容けんや。「如何が像は遍の所依の生なるを知るや」、多人長渠の側に列して、各、月像を見るに、白面に對するを現見するが故に。若し爾らば何が故に、一は多を見ざるや。是くの如き見緣和合せざるが故なり。一切處に月像の生有りと雖も、而も但だ現前の見緣和合するが故に、一分に於て見る可く、餘に非らざるなり。傍らに明緣を闕き、闇の隔つる所なるが故に。

有餘師は釋す、「像色は輕微なり。正しく近づきて觀る可し。横に遠きは見ること難し、或は復、漸次に一も亦、多を見るが故に。此の中に於て應に難を爲すべからず」と。然も月像に分限有りと見るは、彼の本質に分限有るを以ての故なり。現像は必ず所依の本質に隨ふ。或は分限無き本質を緣と爲せば、水上に於て分限無き像を生ずること、猶し水に於て、空想青を現ずるが如し。是の故に本質に分限有るが故に、一切處に月像の生有りと雖も、而も分限を見るも亦、遇有ること無し。或は復、鏡等を緣と爲して、還つて現前の本質の相を見ると說くが如きは、復、一分或は遍を緣と爲すと雖も、皆、理に應ぜず。然も本質を見るに決定して、應に鏡等を緣と爲すと許すべし。生像も亦、然なり。何ぞ微難を勞せんや。

又彼の說く所の「其の量に差無く、動作を見るが故に、像は實に非らず」とは、理亦然らず。前に說けるが如きが故に。謂はく、別に實の像色の生有りと雖も、而も像は必ず所依と本質に隨ふが故に、量は等しと雖も、而も所應に隨ひて、所依の上に於て、其の本質の如く、顯・形・動の三種の像有りて生ず。像は所依、及び本質に隨ふが故に、動作無しと雖も、而も往と來と、及び餘の運動の三用に似て得可し。是くの如きの動相は、或は本質の餘方に運轉するに由りて、無間に生ずるが故に、或は所依、隨持者の等しく動搖有るに由るが故に、或は觀者自ら動搖有るに由りて、像轉ず

て、各、能く像を生ず。所生の像と質と相同じきに由るが故に、依と處と似たる差別を見る。或は是くの如きの見の和合に由りて、遠近の中、遠近を見せ令むるに非らず。綵畫、錦繡等の文を觀るが如し。高下無き中に、高下有るを見る。月の遠に由るが故に、像を見ると亦、然なり。滿月輪の如きは、像を見るに缺無し。是くの如き理に由りて、彼の諸因を破するが故に、彼の諸因は像を遣ること能はず、大德喜慧も亦多[一七]因を以て像の有に非らざることを證す。經主に同じとは、經主の破の如し。不同有りとは、順正理の中に已に廣く別に破せり。今更に略して述べんに、彼れ是の言を作す。鏡等の諸像は、皆、實色に非らず、一分と遍生とは、倶に理に非らざるが故に。謂はく、月輪を藉りて因と爲し、水の一分を依として引發す。或は復、遍と依、像を生ずるも、實色の二皆理に非らず。水の一分を依とすること、理且つ然らず。定因無きが故に。遍く隨轉するが故に、遍亦然らず。分限して見るが故に。又量に差無し。動作を見るが故に、謂はく、一天授の鏡に背趣する時、像の現量に差無く、往來の用の別を見る。一の實色に於て此れ有る容きこと無し。若し爾らば彼に於て見る所は、是れ何ぞ。本質、緣と爲りて、眼識を生ずるが故に、眼と色とに緣りて、眼識生ずることを得るが如し。是くの如く、眼及び鏡等に緣りて、鏡等の質に對して、眼識生ずることを得。實に本質を見るとは、別像を見るを謂ふなり。今謂はく、彼の因も亦、像を遣らず。且らく彼の說く所の「一分と遍生とは、倶に理に非らざるが故に、實色に非らず」とは、理應に然るべからず。餘も亦同じきが故に。謂はく、眼、及び鏡等に緣り、鏡等の質に對して、眼識生ずと許さば、是くの如きの二種の徵責も亦同じ。一分と遍と倶に理に非らざるが故に。謂はく、還つて本質を見、鏡等を藉りて緣と爲す。一分或は、遍、二、皆理に非らず。且らく鏡等の一分を緣と爲すに非らず。定因無きが故に。餘の方所を歷て皆能く現前し、見の緣と爲るが故に。亦鏡等の遍の能く緣と爲るに非らず。所見分明にして分限有るが故に。然るに我れは月等を因と爲し、水等の一分を

【一七】大正藏「同」となるも、宋・元・明の三本によりて「因」とす。

色を掩蔽すること能はず。鏡と像とは最も極めて相隣るに由りて、増上慢を起し、同處取と謂ふ。雲母等の如く、隔つる所の色の若し極めて相隣れば、便ち同處(取)と謂ふ。又光壁の如く(處に)殊り有りと雖も、極めて相隣るを以て、同處と僞すの言を謂ふなり。

[一四]一水に於て、兩岸の形色の現像を同時に、各別に見るは、此れ亦是に非らず。像は因緣の[一五]和の差別無くして、是くの如く見ると[一六]論ずるが故に。謂はく、一水の上に一像の生ずるに非らず。淸妙の處隣れば、相掩蔽せず。見の緣合すれば、則ち能く之を見、若し見の緣闕けば、則ち見ること能はず。若し都て像無くんば、見る所是れ何ん。應に餘處と同じく、都て見の理無かるべし。一處に於て、籌にて畫きて文と僞すが如し。向光・背光・見と、不見と有り。豈に、同じく見ざらんや。則ち體有ること無し。影と光とは未だ嘗て同處ならずと言ふ、然るに曾て鏡と影中に懸け置くと見るに、光像顯然として鏡に現ずとは、此れ亦理に非らず、許す所に非らざるが故に。謂はく、二鏡を懸けて影と光との中に置くに、所現の二像は、實の光影に非らず。色の如く彼の觸は得可からざるが故に。若し爾らば明了に見る所は是れは何ぞや。謂はく、壁等に隨ふ光影の二質は、二の境面に於て、相違せざる有りて、光影の像起りて、光影の色に非らず。有情の像は、體有情に非らざるが如し。故に光影の體は光影に非らず。同處に現ずと雖も、而も相違せず。又彼の宗とする所は、影は實物に非らず。既に實體無し、何の相違する所ぞ。無體の中に違害有る可きに非らず。故に彼れの執に約すれば、義に違することも亦無し。則ち說く所の因は倶に許す所に非らず。又、鏡像近遠別見すと言ふ。故に知んぬ、諸の像の理、實に無しとは、亦證因に非らず。二像生ずるが故に。所以は何ん。空界の月像は同じく鏡等に依りて、而も發生するが故に、謂はく、空界の色と、彼の月輪と次第に安布して、近遠差別す。是れは依と像の處の差別の因を見る。空界は是れ有にして、色處の所攝なること、本事品に辯じ已りて、略して成立せり。故に月輪と與に、鏡等の上に於

【一四】像色無體をしての第二例を破せるもの。
【一五】大正藏に「合」となるも、宋・元・明の三本による。
【一六】大正藏に「證」となるも、宋・元・明の三本になる。

謂はく、「一處に(於て)鏡色と及び像と、並に現前するを見るも、二色は應に同處に並びて有るべからず。異の大(種)に依るが故なり。」[一〇] 又陘水の上の兩岸の色形は、同處に一時に倶に二像を現じて、兩岸に居する者は、互に見ること分明なり。曾て一處に並べて二色を見ること無し。此の二色は應に倶生すとは謂ふべからず。

[一一] 又影と光とは未だ嘗て同處にあらず。然も曾て鏡を影の中に懸け置くを見るに、光の像は顯然として、鏡面に現ず。應に此に於て二は並び生ずとは謂ふべからず。

[一二] 或は一處に二つ並ぶこと無しと言ふは、鏡面と月の像と、之を謂ひて二と爲す。近と遠との別に見ゆること、井水を觀るが如し。若し並び生ずること有らば、如何が別に見んや。故に知る、諸の像は理に於て、實に無なることを。

今彼の因を觀ずるに、像を遣ること能はず。是くの如くにして得可しと謂ふに由るが故に。且ら[一三]く彼れの所說の「一處に鏡と像と並に現前するを見るも、二色は應に同處に並びて有るべからず。異の大に依るが故に」と。此れ定んで因に非らず。同處に壁光の倶に取る可きが故に、壁光の色は異の大を依と爲すと雖も、而も一時に於て同處に取る可し。亦、壁に在る光を撥して、無とす可からず。此の例に由りて知る、鏡像は倶に有なるが故に、彼の所說は像因を遣るに非らず。若し光は日輪の大種に依るが故に、過無しと謂はゞ、理も亦然らず。煖觸は光の如く、近く取る可きが故に、又、日光の色は應に依因無かるべし。所依、能依を離れて轉ずと許すが故に。是くの如く鏡像の二色の所依の大種は、殊りと雖も、而も同處なる可きが故に、彼の所說の異の大に依るが故に、因の二處の不同を證するは、不定の失を成ず。又鏡像と色とは倶に有對の故に、處を同じうせず。如何が乃ち一處に鏡像並に現前するを見ると說くや。若し處異れば取る可からずと言はゞ、壁光の色の如く 處不同なりと雖も、而も同じく取る可し。謂はく、彼の像色は極めて淸妙の故に、所餘の諸

[一〇] 又、陘水云云。像色無體の第二例。

[一一] 又、影と云云。その第三例。

[一二] 或は一處云云。その第四例。

[一三] 此の段に衆賢が有部宗の立場より、像色無體の世親の論を破し、像色有體を說き、而も中有有體を顯すなり。先づ初にその像色無體としての第一例を破す。

像の成ぜざるには非らず。別に對して、現に是くの如きの像を生ずるが故に。猶し此の像の本質と所依との如し。謂はく、鏡等の中、鏡等の現質を依緣と爲すが故に、所依と本質に隨ひて像の起ること有りて、分明に得可し。像の所緣の質の實有は極めて成ず。此の像を緣と爲して、別の境等に於ても、亦、質と所依に隨ふ像の起る有り。分明にして得可し。故に知んぬ、前像の緣、像を起すが故に、實有の義成ず。是れに由りて應に知るべし、諸の像は實有なり。此れ若し無ならば、餘像は何に緣るや。若し前の像の所緣の本質が、此の緣と爲ると言はば、理亦然らず、前の質は後の對依に對せざるが故に。彼の像は前の質に隨つて起らざるが故に。謂はく、後の所依は唯、前の像にのみ對し、前の質に對せず。如何が前の質を緣と爲すと說く可けんや。現に後の像に於ては、曾て未だ鏡等の質に背くこと有るを見ず、鏡等の中に於て、現像に緣ると爲す。斯れに由りて彼の像は前の質に隨はず。但だ前の像に隨ふこと、其の理極成す。復、如何が像の體の實有なることを知るや。像は實有の相を越えざるに由るが故に。謂はく、若し眼等の識の境を越えざるは、皆是れ實有ならば、後も當に成立すべし。像は既に可見なり。故に知んぬ、實有なり。又像の有る時、而も得可きが故に。此れ若し無ならば、應に一切時、定んで不可得なるべし。或は常に可得なる可し」。若し有時の可得、不可得は、待つ所の緣の合不合に由ると謂はゞ、是れ則ち應に知るべし。餘の有爲法は、緣の合位に於て、實有の義成ず。又、像は能く、餘色の生ずることを遮するが故に。謂はく、像は能く餘の像色の生を礙ふ。自の所居に於て、餘の生ずるを障ふるが故なり。又、無分別の識の所緣なるが故に。謂はく、五識身の所緣の境界は、實有なること極成す。然も像は既に通じて眼識の所得なり。故に知んぬ、實有なり。若し法、前の如き相を隨見せば、當に知るべし。彼の法の實有なること極成す。此の像既に然なり。故に知んぬ、實有なり。

然るに[七]經主等、像を立つるに因無し。謂はく「[八]一の處所に、二の並ぶこと無きが故に」と、[九]彼れ

【七】倶舍論八・一四右參照。
【八】一の處所とは鏡面にして、二のとは二の實有色の意にして、鏡と像とをいふ。像色無體を表はす第一例。
【九】彼れとは世親を指す。倶舍論八・一四右。

聖は健達縛と、　　　及び五と七ありと說く、經の故に。

論じて曰く、且らく理に由るが故に、中有は無に非らず。中有の若し無なれば、應に定んで餘處從り沒して、餘處に續生すること有るに非らざるべし。未だ世間に相續して、轉ずる法の、處に間有りと雖も、而も續生す可きを見ず。旣に有情は餘處從り沒して、餘處に生ずと許さば、則ち定んで應に中間連續の中有は無に非らずと許すべし。譬へば世間の穀等の相續するが如し。現見するに穀等の餘處に續生するは、必ず中間の處に於て、間斷無きが故に、有情の類の相續も亦、然なり。剎那に續生して、處、必ず無間なり。是の故に中有の實有の義成ず。

[六]豈に、世間も亦有色處は間斷すと雖も、而も續生することを得るを見ずや。鏡等の中に質從り像を生ずるが如し。死生の二有り理も亦、應に然るべし。

我れ質と依との中間に物有りて、連續して斷へること無くして、諸像方に生ずと許すが故に、其の中に於ても亦、間斷無し。謂はく、月面等の大種は、恒時に法爾なり。能く淸妙の大種を生じ、無間に遍至す。現に所依に對して、在所皆、本に似たる像色を生ず。依若し淸徹なれば、像顯はれて知り易し。依若し麁穢なれば、像隱れて了し難し。二の中間にも亦像色有りと雖も、淸妙に由るが故に、依に在りて方に顯はる。日光等の如し。復、遍く生ずと雖も、壁等の依に在りて、方に現に可見なり。如何が像の、質に連りて生ずるを知るや。中間に隔て有れば、像生ぜざるが故なり。謂はく、若し月等、中に連續無く、水等の中に於て、能く像を生ぜば、中間に隔て有るも、像は亦、應に生ずべし。彼の所宗の如きは中有無く、餘處に蘊滅し、餘處に蘊生ずと執す。又、像の形容・屈伸・俯仰、及び往來等は本質に隨ふが故に、斯れに由りて、像は質に連りて生ずるを證す。中有を遮せんが爲めの喩に引く可からず。

然るに經主等の一類の諸師は、像の成ぜざるが故に、譬に非らずと許すは、彼の說は理に非らず。

【六】上の中有存在說に對する難。

すと說かざるが故に。契經に說かく、「補特伽羅の已に生結を斷じ、起結を未だ斷ぜざる有り」と。廣く四句を說く、是れに由りて准知す。中有に順じて、生有に非らざる業有り。此の業の所得を說いて、生と爲さず。故に彼の經と相違の失無し。此れは旣に生と同一の業の引くなり。「如何が中有は起と名けて生に非らざるや」。豈に、前に說かずや、所至、所趣を乃ち說いて生と爲す。中有は爾らず。又一業の果の多の故に、失無し。一念の業に多念の果有るが如し。一無色の業に色、無色の果あり、是くの如く一業所引の果に、生有り、起有り、理何ぞ相違せんや。

第八節　中有論の根據

第一項　理論的根據

[四]餘部の執を破して、中有有りと說く。理と教と相違すること、順正理の如し。應理者は說く、定んで中有り、理と教とに由るが故にと。理と教とは何ん。頌に曰く、

穀等の相續するが如く、　處は無間にして續生す。
[五]我が宗は像の生ずることを許す。　其の中亦無間にして、
成ぜざるが故に、譬に非らず。　是の一類の許す所、
彼の說く所、理に非らず。　能く餘の像を生ずるが故に、
有相相應するが故に、　恒に得可きに非らざるが故に、
能く餘色を障ふるが故に、　境を分別すること無きが故に、
一處に二つ並ぶこと無きと、　是くの如きの得を謂ふに由り、
光り二像を生ずるに非らず。　等しからざるが故に、譬へに非らず。
一從り多を生ずるが故に、　相續に非らざると、二より生ずると、

【四】此の段は中有の存在に就て、初めて理論的根據を示し、後に經證を出すなり。

【五】順正理論二十三には以下「像の實有なること成ぜず。等しからざるが故に譬に非ず。一處に二つ并ぶこと無きと、相續に非らざると二より生ぜざると健達縛と及び五と、七と有りと說く經あるとの故に」となす。

卷の第十三

〔辯緣起品第四の二〕

第七節　中　有

[一]前に地獄、諸天、中有は、唯、是れ化生と說けり。何をか中有と謂ふや。此れ何に緣るが故に、即ち生と名くるに非らざるや。頌に曰く、

死と生との二有の中、　五蘊を中有と名く。
未だ至るべき處に至らず、　故に中有は生に非らず。

論じて曰く、死の後、生の前に、自體有りて起り、五蘊を具足し、生ずる處に至ると爲す。二有の中に在るが故に、中有と名く。

[二]如何が此の有、體に起歿有るに、而も生と名けざるや。又此の有の身は、業從り得と爲んや。自體有と爲んや。業從り得れば、此れは應に生と名くべし。『業を生の因と爲す』と、契經に說くが故に。自體有なれば、此れ應に無因なるべし。則ち無因外道の論の失に同じ。是の故に中有は應に即ち生と名くべし。生とは謂はく、當來應に至るべき所の處なり。所至の義に依りて、生の名を建立す。此の中有の身體は起歿すと雖も、而も未だ彼れに至らざるが故に、生と名けず。體とは謂はく、此の中、異熟の五蘊なり。此れは但だ、起と名けて、生と爲すとは說かず。死と生との有の中、暫時に起るが故なり。或は復、生とは、是れ所趣の義なり。中有は能趣なり。所以に生に非らず。所趣とは何ぞ。謂はく、業の所引なり。異熟の五蘊の[三]究竟し、分明なるは、業を以て生因と爲す。契經に說くが故に、此れ應に生と名くべし」とは、其の理然らず。業を因と爲すを、皆名けて生と爲

【一】此の段は中有に就て論ず。中有とは、死の刹那と、生の刹那とを連絡する中間の五蘊にて、未だ異熟果報を受けて往くべき所に往きたるにあらず、往くべき所に往かんとする道程なるが故に中有と名け、從つて生に攝せざるものなり。

【二】如何が云云。以下中有を生れ攝せざる理由を述ぶ。

【三】究竟とは牽引業によりて引ける衆同分の顯現することにして、分明とは圓滿業に因りて完成することなり。引業と滿業のことなり。

[107]曼駄多、[108]遮盧、[109]鄔波遮盧、[110]鴿鬘、[111]菴羅衛等の如し。人の化生とは、唯、劫初の人なり。此の四生の人は皆聖を得可し。聖を得て、卵濕の二生を受くること無し。聖は皆殊勝の智見を欣ぶを以てなり。卵濕の生類の性は、多く愚癡なり。或は諸の卵生の生は、皆、再度なるが故に、飛禽等を世の再生と號す。聖は多生を怖るゝが故に、受くる義無し。濕生は多分衆聚して同生す。聖は雜居を怖るゝが故に、亦受けず。傍生の三種は、現に共に知る所なり。化生は[112]龍、[113]妙翅鳥の如し。一切の地獄と、諸天と、中有とは、皆、唯、化生なり。

有るが說かく「餓鬼は唯、化生の攝なり」と。有るが說かく「餓鬼も亦、胎生有り。餓鬼女の目連に白して曰へるが如し。

我れ夜に五子を生み、　生むに隨つて皆自ら食ふ。
晝、五を生むも亦然り。　盡くすと雖も、飽くこと[114]無し。

と。四生の內に於て、何者ぞ最も多なるや。有るが說かく「濕生なり、多を現見するが故に。設ひ肉等の聚は、廣く無邊に、下は[115]三輪を越え、上は五淨を過ぎて、其の量を遍くす容き有るも、頓に變じて虫と爲る。是の故に濕生は餘の三種より多し」と。有餘師の說かく「化生最も多し、謂はく、[116]二趣の全と、[117]三趣の少分と、及び諸の中有は、皆化生なるが故に」と。

一切の生中、何れの生が最勝なるや。應に言ふべし、最勝なるは、唯、是れ化生なりと。支分の諸根、圓具にして猛利、身形は微妙なり。故に餘生に勝る。若し爾らば何に緣りて、[118]復身の菩薩は生を得ること自在なるに、化生を受けずして、胎生を受くるを見るや。大利有るが故なり。謂はく、親屬を引き、正法に入るが故に、所化の生をして、心を練磨せ令めんが故に、餘族の類をして、尊敬を生ぜ令めんが故に、諸の外道の謗りを息めて、幻と爲すが故に。身界を留遺して、他を饒益するが故に、又化生の時と同じからざるが故なり。問答決擇すること、[119]順正理の如し。

出じて、王のこれを重んずるや花鬘の如くなるを以て、鴿鬘と名けらるといふ。

【一一一】菴羅樹(Āmrapāli, Ambapāli) 佛の弟子にて、尼僧なり。もと娼婦、菴羅樹より生ると傳へらる。

【一一二】龍(Nāga) 傍生の一にして、次の妙翅鳥の食となる。經典に種種の龍王の物語あり。

【一一三】妙翅鳥(Garuḍa) とは唐に頂癭と翻ず。揭路荼と音譯す。亦蘇鉢刺尼(Suparṇiḥ, Supaṇṇa)、舊譯には金翅鳥と譯す。神祕的の鳥なり。

【一一四】食を食つて飽くことなしといへば、これ胎生なり。若し化生ならば、食の飽不飽あるべからず。

【一一五】三輪とは地下にありて、此の世界を擎くといふ三大輪にして、金輪、水輪、風輪の三なり。

【一一六】二趣の全とは天と地獄。

【一一七】三趣の少分とは、人・畜・鬼。

【一一八】後身の云云。普通は最後身の菩薩といひ、一般にはその生に大覺を成ずる菩薩を意味すれども、今は釋迦佛を指す。即ち化生を最も優れたりとすれば、何が故に最勝なる最後の菩薩が化生せずして、胎生したるやとなり。

【一一九】順正理論二十二。

生と名くべし。爾らず、界は情と非情とに通ずるが故に、此れは唯、情遍く、獨り生の名を立つ。

承くる所の諸師は咸、是の釋を作す。一業の合に縁りて起るが故に、說いて生と爲す。謂はく、諸の有情は卵、胎、濕有り。三縁和合して別別に生ず。別の縁無く、唯、業力合して、五蘊、四蘊の應の如く頓生する有り。彼の業力の强きは、縁を待たざるが故に。今一切は皆、業の合の生と釋せり。佛は說かく、有情は業の所生なるが故に、業の、果を生ずるに、卵等の縁を待ちて、方に差別有る有り。業の、果を生ずるに、外縁を待たずして、自ら差別有る有り。若し一切は皆業の合の生と說かば、如何が說いて、卵、胎の生等と爲すや。卵等、業の合從り生ずるを、卵等の生と名く可からず。彼れ非情なるが故に。一切は唯、業の合の生と說かず。卵等の體の性は、業に由ると說かず。但だ一切は皆、業の合の生と說くなり。業の合の生の時、卵等を縁とする有り。縁に從つて別を標して、卵等の生と名く。若し業の生と說くも。名は應に別に非らざるべし。

卵生と言ふは、謂はく、諸の有情の生ずること、卵殼從りす、鵝、鴈等の如し。胎生と言ふは、謂はく、諸の有情の生ずるに、胎藏從りす。象、馬等の如し。濕生と言ふは謂はく、諸の有情の、皮、肉骨、牛糞、油滓、水等の和合し、煖潤したる氣に生ずる虫、飛蛾、蚊、蚰、蜒等の如し。化生と言ふは謂はく、諸の有情の三縁を待たず、無にして欻ち有り。具根[一〇一]無缺にして、[一〇二]支分頓生す。那落迦、天、中有等の如し。化生の體は五蘊、四蘊を兼ぬ。餘の三は但だ、五蘊を用ひて體と爲す。有るが說かく「皆、異熟、長養に通ず」と。有るが說かく「一切の體は唯、異熟なり」と。

隨ひて何れの趣に於て、各、幾くの生を具するや。且らく人、及び傍生は、各、四種を具す。人の卵生とは謂はく、[一〇三]世羅と鄔波世羅とが、鵠卵從り生れたると、[一〇四]鹿母の生める所の三十二子と、[一〇五]給孤獨女の二十五子と、[一〇六]般遮羅王の五百子等なり。人の胎生とは、今世の人の如し。人の濕生とは、

尸羅の王子に嫁して、十卵を生みしこと出す。

【一〇六】般遮羅王(Pañcāla-rāja)の王妃、五白の卵を生む、王これを河邊に棄つ。隣國の王これを拾ひて國に歸へるに、各卵より一子生れ、五百を數ふ、後此の子等驍勇四隣を征服して「般遮羅王と改む。王の妃これを悲しむに。王彼等は皆汝が子なるが故に、汝を見ば忽ちにして惡心息乳まんと。乃ち王妃城にのぼり、房を按ずるに、乳迸り出で、五百の子の口に至る。縁りて兩國忽ち和するを得たり。婆沙論一二〇(大・二七 626 c 以下)に出づ。

【一〇七】曼馱多(Māndhātr)。布殺陀(Upoṣadha)王の頂の皰より生ず。長じて金輪王となる。

【一〇八】遮盧(Cāru)。

【一〇九】鄔波遮盧(Upacāru)は上の曼馱多王の兩髀の上に各一皰を生じ。各一子を生じ、その所生の子の名なり。共に長ずるに及びて輪王となる。以上印度佛教固有名詞辭典の各項をみよ。

【一一〇】鴿鬘(Kapotamālinī)昔梵授(Brahmadatta)と名くる王の腋下に一皰生じ、それより一子を生ず。その生るる時、恰も鴿の如くにして飛び

攝するに非らず。四句を爲す可し。七にして四に非らざる有り。乃至、廣說。[九六]第一句は謂はく、七の中の識なり。[九七]第二句は謂はく、諸の惡處、第四靜慮、及び有頂の中の識を除きて、餘の蘊なり。[九八]第三句は七の中の四蘊なり。[九九]第四句は謂はく、前の相を除く。七の中に識有り、四の中に無しとは、此の二門の建立異るに由るが故なり。若し法、識と互に因果と爲り、識、隨轉を樂へば、七識住を立つ。若し法、識と倶時に生じ、能く助伴と爲る可きは、四識住を立つ。「所化生の稟性の差別に由るが故に、七と四の識住の不同を說く」と。或は(各)別の緣を樂ひ、或は總じて了せんことを樂ひ、或は諸法の自相を遍く了せんことを樂ふ。或は自相に於て遍知を樂はず、或は愛に耽著し、或は見に耽著し、或は自相の煩惱の力強き有り、或は共相の煩惱の力強き有り。或は境界を樂ひ、或は生死を樂ふ。是くの如き等の性別は無邊なり。

第六節　四　生

[一〇〇]已に識住を說けり。前の所說の諸の界趣の中に於て、應に知るべし、其の生に略して四種有り。其の四とは何ん。頌に曰く、

中に於て四生有り。　有情なり、謂はく卵等なり。
人と傍生とは四を具す。　地獄と及び諸天と、
中有とは唯、化生なり。　鬼は胎と化との二に通ず。

論じて曰く、前の所說の界は、情と非情とに通ず。趣は唯、有情なり。然も遍く攝するに非らず。生は唯、遍く攝す。故に有情と說く。非有情を衆生と名くること無きが故に。然も有情の類に、卵生、胎生、濕生、化生有り。是れを名けて四と爲す。生とは謂はく、生類なり。諸の有情の中、餘類雜ると雖も、而も生類は等しきなり。生類と言ふは是れ衆生の義なり。若し爾らば界趣も應に亦

三、濕生(Saṁsedaja-yoni)。四、化生(Upapāduka, Opapātika-yoni)。

【一〇一】無缺とは眇瞖等のなきなり。

【一〇二】支分とは支は手足、分とは指等なり。

【一〇三】世羅云云。昔此の南閻浮洲に商人あり、海に入りて一の鵝鶴を得、その形色偉麗にしてこれを悅びしが、鶴二卵を生み、後にその卵より二人の童子生れ、共に端正聰慧にして、後出家し、共に阿羅漢果を得たり。その小なるを鄔波世羅(Upaśaila)、大なると世羅(Śaila)と名く。婆沙論百二十(大・二七　626 c)に出づ。

【一〇四】鹿母。毘舍佉鹿子母(Viśākhā-migāramātā)のこと。ミガーラは養文の名なるが、養父が嫁に導かれて信佛の生活に入りしより、猶我母の如しといひしより、ミガーラ母と呼ばれしなり。漢譯は鹿子母、又は鹿母となす。子の多かりしことは、法句經註などに出づ。三十二卵を生みしといふことは、婆沙論一二〇(大・二七　626 c)に出づ。

【一〇五】給孤獨女。給孤獨長者(Anāthapiṇḍika)の女のこと。賢愚經一三(大・四　440 c)に、長者の女蘇蔓(Sumāna)特又

識は識に隨ひて住すと說くこと有ること無し。隨とは謂はく、親附なり。或は謂はく、隣近なり。未來は定んで說いて疎遠と爲すが故に。現在の色等の識に親近し、識と俱生するを、識隨住と名く。定んで識は識と俱生すること有ること無きが故に、應に識は識に隨つて住すと言ふべからず。此の經に由るが故に、唯、餘の四蘊は續有識と伴と爲る義成ず。四依取有りと世尊の說くが故に。依取と言ふは謂はく、色等の四なり。生死の依と爲り、煩惱の所取なり。或は卽ち依と爲りて、衆苦を攝取す。是れに由りて、無漏は住に非らざる理成ず。唯、依取を說いて識住と爲すが故に。無漏の色等は滅の依取なるが故に。卽ち彼の經に說かく、『苾芻當に知るべし、若し色界に於て、已に貪を離るゝことを得ば、所隨の色に於て、意に繫所を生ず。此の繫斷の故に、卽ち能緣の識は、復、住著し、增長し、廣大すること無し。廣說、受等の三界も亦然なり』と、卽ち此の經の義准に由りて、三世の色等の四蘊は、皆識住の攝なり。色等と識と異ることを顯はさんが爲めの故に、我が承くる所の宗は、是くの如きの說を作す。若し法と識と俱時に生じ、識の乘御する所となること、人と船との裏の如くなれば、此の法を識住と說く可し。餘には非らず。是くの如きの所言は、意、識住と識と類の別なることを簡らび、去來の色等の識住に非らずと言ふを、遮せんと欲するが爲めに非らず。去來も亦、識住の攝と許すと雖も、而も非情數は識住の收に非らず。現在は識と尙、疎遠と爲る。況んや、去來に在りては、識住と名く可し。自身の色等は、去來に在りては、識と疎遠なりと雖も、而も現在に於ては、續有識と極めて相親近なり。種類の同じきに由りて、亦、識住と名く。現在世の異心、無心の兩位の自身の色と行との二蘊の如し。去來の色等の理も亦、應に然るべし。二の助能を具して相ひ失はざるが故に。此れに由りて色等は自の相續の中、三世の所攝・皆識住と名く。

七と四との識住は、皆、唯、有漏なり。[九五] 七に四を攝すと爲んや。四に七を攝すと爲ん耶。遍く相

【九五】 此の段は七識住と四識住との關係を四句を以て分別す。

【九六】 第一句は七識住にして、四識住に非らざるもの。

【九七】 第二句は四識住にして、七識住に非らざるもの。

【九八】 第三句は七識住にして、四識住なるもの。

【九九】 第四句は七識住にも四識住にも非ずざるもの。

【一〇〇】 此の段は四生に就て述す。四生とは三界五趣の有情を、その生まるる狀態、及び事情によりて分けしものにして、左の四なり。

一、卵生(Aṇḍaja-yoni)。

二、胎生(Jalābuja-yoni)。

めに、識は他に依り、體は是れ、我と我所の依性に非らずと顯はす。能依の故に識住門は、唯、四有りと說いて、實に非らずと謂ふに非らず。實に識住は但だ四にして、識に非らず。今世尊の所說の識住は、唯、色等の四にして、識を言はずと謂ふは、但だ色等に由りて、三時の中に於て、續有識の與めに助伴と爲るが故なり。謂はく、唯、色等は識と俱生し、過未も亦、能く識の助伴と爲りて、續有識をして、生死に馳流せ令む。識は則ち爾らず。故に識住に非らず。且らく眼等の根、及び俱の色等は、俱生の識の與めに、所依の依と爲る。已滅と未生は但だ識の境と爲る。是の故に色蘊は三時の中に於て、續有識に望んで、能く助伴と爲るなり。現在の受等は識と俱生して、俱有因と爲る。一分は識と同じく一境を緣じて、助伴の用有り。已滅と未生は但だ識の境と爲る。是の故に受等も亦、三時に於て續有識に望めて、能く助伴と爲る。識は過未が續有識に望めて、少しく助能有りと雖も、俱生の中には、全く助力無し。俱起せざるが故に。色等は識に望めて、二の助能を具す。識は唯だ去來の故に識住に非らず。故に非情數、及び他身の中の色等の四蘊も亦、識住に非らず。彼れは識に望めて、但だ所緣と爲るに由りて、二門の助伴の用を具せざるが故に。住は謂はく、所住なり。是れ續有識の自果を引く時、能く依と爲る義なり。住は或は所著なり。是れ續有識の自果を引く時、能く境と爲る義なり。自身の色等は識と同一境の義有る可し。設ひ同境ならざるも、然も能く依と爲り、二の助能を具するが故に、識住を立つ。非有情數と、他身の色等とは、則ち是くの如くならず。故に識住に非らず。

九四 如何が定んで識住の通理、是くの如く安立するを知るや。契經に說くが故に、世尊の言ふが如し。『四依取有り、所緣の識住なり。識は色に隨ひて住し、色に住し、色に著す。是の識は色と或は俱時に生じ、色に依りて住す。或は色境に於て緣じて著を生ず。何に緣りて著を生ずるや。前に說く、中に於て喜愛潤ほすが故に、是くの如く乃至識は行に隨ひて住す。皆應に廣く說くべし』と。曾て

【九四】 以上の有部の正義の經證をあぐ。

四識住は當に知るべし、　　　四蘊なり、唯自地なり。
獨り識のみは住に非らずと說く。　有漏にして四句の攝なり。

論じて曰く、世尊の言ふが如し。『識は色に隨つて住し、廣說乃至、識は行に隨つて住す』と。此の四識住は其の體云何ん。謂はく、唯、識を除く有漏の四蘊なり。又此れは唯、自地に在りて、餘に非らず。識は餘地の蘊に隨ひて住するを樂ふに非らず。餘地の蘊に依りて、識亦、現前すと雖も、而も餘地の蘊中、識は樂住せず。喜愛、識を潤して、蘊中に於て、增長、廣大なら令む。契經に說くが故に。餘地の色等の蘊中に於て、喜愛能く識を潤して、增長、廣大なる令むるに非らず。故に餘地の蘊は、識住の攝に非らず。又、自地の中、唯有情數の、唯、自の相續を立てゝ、識住と爲す。非情數の他相續の中に、識隨つて樂住すること、自相續の如くなるに非らず。

有餘師の說かく、「彼れも亦、識住なり。其の中に於て、喜愛、識を潤して、亦、增長、及び廣大なら令むるを以ての故に」と。

已に自宗に依りて、識住を建立せり。當に識住を建立する因緣を說くべし。此の中云何が識は識住に非らざるや。又此の識住は其の義云何ぞ。謂はく、識を中に於て、喜愛の力に由りて、攝して所住と爲し、及び所著と爲す。是れ識住の義なり。『識は色に隨つて住し、色に住し、色に著す』と、契經に說くが故に。若し爾らば識蘊は應に識住を成ずべし。[九一]世尊亦說かく、『識食の中に於て、喜有り、染有り、喜染有るが故に、識、其の中に住し、識の乘御する所たり』と、理、應に是くの如くなるべし。

[九二]唯、四と說くは、識に於て、我見心を除か令めんが爲めの故に、識の中に於て、識住を說かず。說くが如し。[九三]莎底契經の中に言く、『我れ世尊の所說の法教に達するに、生死に馳流することは、唯、識にして、餘に非らず。謂はく、世尊は異名に我を說く』と。彼の我見心を增減せんと欲するが爲

【九一】雜阿含十五(大・二 103c)。
【九二】以下有部の正義を述ぶ。
【九三】莎底契經。中阿含二〇一嗏帝經(大・一 766c)。

既に生じ已るを有情居と名くと言ふ。有情居には中有を攝せざるを知る。又諸の中有は久しく居する所に非らざるが故に。諸の有情は安住することを樂はず。又必ず應に爾るべし。本論に「生處を顯はさんが爲めに、有情居を立つ」と說くに由る。生死の中に於て、諸識に愛に由りて住著することを顯はさんが爲め、識住を建立し、諸の有情の自の依止に於て、愛樂安住することを顯はして有情居を立つるなり」と。故に此の二門の建立は差別す。

「有頂と無想は既に識住に非らず。如何が有情居と爲すと說く可きや。此の責めは然らず。義各、異るが故に。此の二處に識を壞する法有るに由り、識は居を樂はざるが故に、識住に非らず。然るに彼の二處は有情身を成じ、有情、居することを樂ふが故に、九の所攝なり。謂はく、若し處有りて、餘の來り居ることを樂ひ、遷り動くことを樂はざるは、有情居の攝なり。餘處は皆非なり。住することを樂はざるが故に。餘處と言ふは、謂はく、諸の惡處、第四靜慮、無想天を除くものなり。惡處は皆有情居に非らずとは、謂はく、餘處より來り居することを樂ふもの有るに非らず。亦、住する中に遷り動くことを樂はざること無し。第四靜慮の無想天を除きて、所餘は皆有情居に非らずとは、餘處從り來り居することを樂ふもの有りと雖も、然も住する中、遷り動くことを樂はざるには非らず。謂はく、廣果等なり。若し諸の異生は無想に入ることを樂ひ、若しは諸の聖者は、淨居或は無色處に入ることを樂ふ。淨居天處は涅槃に入ることを樂ふが故に、彼れは皆、有情居の攝に非らず。

第五節　四識住

九〇
七識住に因みて、已に有情居を辯じたり。餘の契經の中、復、四識住を說く。其の四とは何ん。
頌に曰く、

【九〇】此の段は四識住(Catu-sso-viññāṇa-tthitiyo)を述ぶ。ここに識住といふは、識に對して所依所著たるべきものをいふ。從つて有漏の四蘊これなり。又識は異地の四蘊に愛著すべきに非らざるを以て、自地の四蘊を以て識住となす。

人及び欲天なり。樂に樂著する者は、下の三靜慮なり。想に樂著する者は、下の三無色なり。唯、此處に於てのみ識住の名を立つ。餘は此の三無きが故に、識住には非らず」と。

相承して說くは、「若し處の見修所斷と、及び無斷の識を具有するに、識住の名を立て、此れに異れば便ち、識住の所攝に非らず」となり。欲界は定んで所依に就きて、無漏の識有りと說くこと無し。悲想は定んで自性に就いて、無漏の識無しと說くこと有り。或は欲の人、天は、一身にして、三識を具するの義有る容し。非想は爾らざるなり。第四靜慮は三識を具すと雖も、而も五處の全、一處の少分、三識を具せざるが故に、少は多に從ひて識住と立てず。是の故に識住には、數は唯、七有るのみ。

第四節　九有情居

[88] 是くの如く七識住を解釋し已れり。茲に因りて復、九有情居を辯ぜん。其の九とは何ぞ。頌に曰く、

應に知るべし、有頂と、　及び無想の有情とを、
兼ねて是れ九有情居なり。　餘は非なり、樂住せざればなり。

論じて曰く、前の七識住と、及び[89]第一有と、無想の有情と、是れを名けて九と爲す。諸の有情類は、唯、此の九に於て、欣樂して住するが故に、有情居を立つ。謂はく、諸の有情、自ら樂ふて安住する所依の、色等の實物にして餘に非らず。諸の有情は、是れ假有なるを以ての故に。然るに諸の實物は、是れ假の所居なり。故に有情居は唯、有情の法なり。有情の類は自の依身に於て、愛住すること、增强なるを以てなり。處所に於てに非らず。又處所に於て有情居を立つれば、則ち有情居は應に雜亂を成ずべし。居に雜亂無きは、唯、內身のみ有り。故に有情居は唯、有情法なり。

【八八】此の段は九有情居(Nava-sattvāvāsa)。に就て述ぶ。有情居とは、舊に衆生居と譯して、廣く一段有情の願樂して住する所に名く。これは前の七識住と非想非非想天と無想天との九なり。惡處と無想天とを除ける餘の第四禪天は、有情の居らんことを願はざる處なるが故に、有情居と名けず。

【八九】第一有とは有頂天卽ち非想非非想天のこと。

に由りて、二受交參して現前するが故に。第三靜慮は無記の想に由るが故に、想一と言ふ。純一寂靜にして、異熟の樂受而も現前するが故に。下の三無色の名の別は、經の如し。卽ち三識住なり。是れを名けて七と爲す。三無色を釋すること[八五]順正理の如し。

此の中、何の法を名けて、識住と爲すや。謂はく、彼の[八六]所繫の五蘊、四蘊なり。識其の中に於て樂住して著するが故なり。

有餘師の說かく、「唯、有情數のみ、識住の名を得す。契經に說くが故に。諸識の住著する所の事を顯さんが爲めの故に、契經に七識住の名を說く。此れに由りて[八七]餘處は識住の攝に非らず。彼の處の識は、損壞有るを以ての故に。識は其の中に於て樂住して著せず。餘處とは何ぞ。謂はく、諸の惡處、第四靜慮、及び有頂となり。云何が中に於て識に損壞有るや。識を損壞する法、中に於て有るが故なり。何等を名けて、識を損壞する法と爲すや。謂はく、諸の惡處には重き苦受有りて、能く識を損じ、第四靜慮には、無想定、及び無想事有り。有頂天の中には滅盡定有りて、能く識を壞し、相續を斷ぜ令む」と。復、說かく、「若し餘の處に處る有情、心に來止せんことを樂ひ、若し此に至れば、更に出でんことを求めざるを、說いて識住と名く。諸の惡處に於ては、二の義俱に無し。第四靜慮の心は、恒に出でんことを求む。謂はく、諸の異生は無想に入らんことを求め、若し諸の聖者は淨居等を樂ひ、若しは淨居天は寂滅を證せんことを樂ふ。有頂は時劣なるが故に、識住に非らず」と。

有るが說かく、「若し識の愛力、執受して、其の中に安住するを、說いて識住と名け、一切の惡處、淨居天等は、業力執受して其の中に安住し、無想有情と及び有頂とは、見力執受して其の中に安住す。是れに由つて皆、識住の所攝に非らず」と。

有餘の復、說かく、「衆生に三有り、所謂、諸の境と、樂と想と樂著するなり。境に樂著する者は、

【八五】順正理卷二十二。

【八六】彼の所繫云云。上に述べし七處の五蘊(欲色界にありて)、又は四蘊(無色界)は識の安住する所なるが故にこれを識住と名く。

【八七】餘處とは欲界にありては地獄・鬼・傍生、色界にありては第四禪、無色界にありては有頂地なり。

能はざるが故に。何に緣りて大梵も亦、此の想を生ずるや。彼れ纔に心を發せば、衆便ち生ずるが故に、己が所化なりと謂ふ。速に沒するに非らざるが故に。或は業果感赴の理に愚なるが故なり。或は已が身の形狀、勢力、壽、威德等の、餘衆に過ぐるゝことを見るが故なり。是の緣に由るが故に、梵衆と梵王の身とは、殊り有りと雖も、而も一の想を生ず。

[八一]身異と言ふは、初靜慮、中有、表、無表、尋、伺、多識を因と爲して、身を感ずるに差別有るが故に。衆生を安立するに、身に異り有るが故に。有色の有情の身の一にして、想異るは極光淨天の如し。是れ第三識住なり。此の中には後を擧げて、兼て以て初めを攝するなり。應に知るべし、具さに第二靜慮を攝す。若し爾らずんば、彼の少光天、無量光天は、何れの識住の攝なるや。彼の二は既に第三識住の相有り。識住の所收に非らずと說く可き緣無し。故に知んぬ、此の中、理を顯はすことを擧ぐるに依りて、諸の識住を說き、但だ言ふが如きに非らず。彼の天の中には表業等を因と爲して、感ずる所の差別の身形有ること無し。故に身一と言ふ。此れは同處の身相の異ること無きを顯はす。處の別を說くには非らず。

第二靜慮は喜と捨との二想、雜亂して現前するが故に、想異と言ふ。彼の天衆、根本地の喜根を厭ひ已りて、近分地の捨根の現前を起す。近分地の捨根を厭ひ已りて、根本地の喜根の現前を起す。譬へば有人の諸の飮食に於て、若しは素、若しは膩、欣厭して互に增すが如し。

[八二]有色の有情の身一にして、想一なるものは、遍淨天の如し。是れ第四識住なり。身一と言ふは、釋義は前の如し。唯、樂想のみ有るが故に、想一と名く。遍淨天の樂は、寂靜微妙にして、常に欣樂を生ず。厭を起す時無し。是の故に近分の交雜に由ること無きが故に、唯、此れに依りて想一の名を立つ。初靜慮の中には、[八三]染汚の想に由るが故に、想一と言ふ。非因に於て、戒禁取を起して、執して因と爲すを以ての故に。第二靜慮は[八四]二の善の想あるに由るが故に、想異と言ふ。等至の力

梵王ありて、只一人住し、後その侍衞を欲したるに、第二禪の極光淨天は、これを憐みて、自ら初禪に下りて梵衆天となる。大梵王はこれらの梵衆天を目して、自らの生ずる所なりと思ひ、亦梵衆天も大梵天によりて、我等ここに生ぜしめられたりと思ひ、諸天同一想となる。又大梵天の威德は重大にして梵衆天と異るものあるを以て、形の同じからざる點に於て身異と稱せらる。

【八〇】宿住通とは詳しくは宿住智證通(Pūrva-nivāsānus-mṛtijñāna-abhi-jñāna)は六通の第四にして、宿命通ともいはる。自他の過去のことを明に知る神通力なり。

【八一】第三識住を述す。

【八二】第四識住を述す。

【八三】染汚の想とは、大梵天と能生者と考ふること、卽ち非因に於て戒禁取を起すことなり。

【八四】この善とは、樂と捨との二にして、この二は定心なるを以て善といはる。

第三節　七識住

[七三]前の所說の諸の界・趣の中に於て、其の次第の如く、識住に七有り。其の七とは何ん。頌に曰く、

身異と及び想異と、　身異にして同一想なると、
此れに翻ずると、身想の一なると、　幷に無色の下三となり。
故に識住に七有り。　餘は非なり。損壞有ればなり。

論じて曰く、謂はく、若し略說せば、欲界の人、天、幷に及び下の三靜慮、無色の此の七生處は、是れ識住の體なり。若し廣く分別せば、應に[七四]契經に隨ふべし。[七五]『有色の有情の身異り、想異ること、人と一分の天との如きは、是れ第一識住なり』と。一分の天とは、謂はく、欲界の天、及び初の靜慮なり。[七六]劫初に起るは除く。[七七]有色の有情と言ふは、是れ色身を成就せる義なり。身異と言ふは、謂はく、彼の色身の種種の顯形、狀貌異るが故に、彼れは身の異るに由り、或は異れる身を有するが故に、彼の有情を說きて、身異と名く。想異と言ふは、謂はく、彼の苦・樂・不苦不樂の想の差別せるが故に、彼の想の異るに由り、或は異れる想を有し、或は異れる想を習ひ、其の性を成ずるを以ての故に、彼の有情を說いて、想異と名く。

[七八]有色の有情には、身異りて、想の一なること、梵衆天の如きものあり。謂はく、劫の初起にして、是れ第二識住なり。所以は何ん。[七九]劫の初起に彼の梵衆天は同じく、此の想を生ず。我等は皆是れ大梵の化生なりと。大梵も爾の時に亦此の想を生ず。是の諸の梵衆は、皆我が化生なりと。何に緣りて梵衆は同じく此の想を生ずるや。梵王の處所と形色と、及び神通等、皆殊勝なるを見るに由るが故なり。又大梵の先きの時に已に有り已り、及び餘の天は、後に方に生ずるを觀るが故なり。彼れは上地從り沒するを見ること能はず、初靜慮に依りて[八〇]宿住通を發すも、上地の境を了知すること

【七三】此の段は七識住に就て述ぶ。識住とは識の安住する所といふ義にして、此の識の安住の仕方の相違にもあるを以て、三界五趣の中に於て、七識住を立つるなり。

【七四】中阿含九七經大因經(大・一・五八一)增一阿含四六・七(大・二・779 c)。長阿含九經衆集經(大・一・52)等及び巴利の三の相當の經參照。

【七五】第一識住を釋せる文なり。

【七六】劫初云云。劫初起の有情は、第二識住に攝するが故なり。

【七七】第一識住、身異想異、人趣と欲界の天と初靜慮。第二識住。身異想一、劫初起の有情。第三識住。身一想異。第二靜慮。第四識住。身一想一。遍淨天。第五識住。空無邊處。第六識住。識無邊處。第七識住。無所有處。

【七八】第二識住を說く。

【七九】劫初に云云。劫初に大

を那落迦と名く。五蘊の法を除きて、彼の那落迦は、都て得可からず』と。此の中、既に異熟生の色等の五蘊を除きては、別に地獄無し。異熟の起り已りたるを那落迦と名く。故に知んぬ、趣の體は唯、是れ異熟なりと說く。地獄の業を發すを、地獄漏と名く。地獄の生を招くを地獄業と名く。此の漏と業とは卽ち地獄の體に非らず。[七〇]論に、「五趣は一切の隨眠の隨增する所の者」と說く。趣、及び趣は能く心を結生するに依りて說くが故に、失無し。

中有は趣に非らずとは、何に緣るが故に知るや。經、論と理とを定量と爲すに由るが故に。且らく經に由るとは謂はく、七有經に別に五趣を說く。方便に由るが故に。論に由ると言ふは、施設論に說かく、[七一]「四生は五趣を攝す。五は四生を攝するに非らず」と。攝せざるとは何ぞ。所謂、中有なり。[七二]法蘊足論に說かく、「眼界とは云何ぞ、謂はく、四大種所造の淨色なり。是れ眼、眼根、眼處、眼界、地獄、傍生、鬼、人、天の趣と、修成と中有なり」と。理に由ると言ふは、趣とは謂はく、往く所なり。中有は應に是れ所往の處なるべからず。此れに由りて能く所往の趣に往くが故に。又、彼れは卽ち死處に於て生ずるが故に。所往處に非らざるが故に、趣の攝に非らず。「若し爾らば無色も亦、應に趣に非らざるべし。死する處に生ずるが故に」とは、爾らず。無色の死する處は、卽ち生なり、餘處には往かず。中有は是れ死する所、卽ち生なりと雖も、然も餘處に往くが故に、趣の體に非らず。

中有と言ふは、謂はく、中有地の死生の中間に決定して有るが故に、生有の無間に死有を起す容し。故に、本有無きを中有の過と名く。或は彼れは異類の二生の中間に在りて、起る容きが故に、名けて中有と爲す。二趣の中間に在りと說く可からざるが故に、中有と名く。中有は是れ趣の攝なりと執するは、宗因成ぜざるが故に。

上座部は五趣を正說となすも、安達羅派(Andhaka)及び北道派(Uttarapāthaka)は六趣を正說となすといふ。大乘經典にも、五趣說を取るもの頗る多し。

【六九】七有經。長阿含十法報經(大・一 238 b)舊、當知七有、一爲不可有、二爲畜生有、三爲餓鬼有、四爲人有、五爲天有、六爲行有、七爲中有、不可有とは地獄のことにして、不可樂の義によりて不可といふ。

【七〇】品類足論九(大・二六 728)參照。

【七一】四生とは胎・卵・濕・化の四生にして、その中、中有は化生なり。

【七二】法蘊足論一〇(大・二六 498 c)參照これは五趣の外に中有を說くことによりて、中有の五趣をはなれて別有なるを證す。

六七 已に三界を説きたり。趣とは復、云何ぞ。何の處、幾くの種なるや。頌に曰く、

中に於て地獄等の、　自名を五趣と説く。
唯、無覆無記なり。　有情にして中有に非らず。

論じて曰く、三界の中に於て、其の所應に隨ひて[六八]五趣有りと説く。自名の顯はすが如し。謂はく、前に説きたる所の、地獄、傍生、鬼、及び人、天、是れを五趣と名く。唯、欲界のみに於て、四趣の全有り。三界に各、天趣の一分有り。界にして趣の所攝に非らざるもの有るを、顯はさんが爲めの故に、三界の中に五趣有りと説く。善、染、無記、有情、無情、及び中有等は、皆是れ界の性なり。趣の體は唯、無覆無記と、及び有情とを攝して、而して中有に非らず。趣の體は唯、無覆無記を攝すと言ふは、唯、異熟生を趣の體と爲すが故なり。此れに由りて已に趣は唯、有情なることを釋せり。無情の中には、異熟生無きが故に。趣の體は唯、無覆無記を攝すとは、[六九]七有經の如く、定んで應に信受すべし。經に七有を説く。謂はく、地獄有、傍生有、餓鬼有、天有、人有、業有、中有なり。此の中、業有は是れ五趣の因にして、趣の異因を簡らぶ。是の故に別に説く。此の經は趣の體は唯、無覆無記を攝することを顯はさんが爲めの故に、異因を簡らぶ。理も亦、應に然るべし。若し善、染法は是れ趣の體ならば、趣は應に雜亂すべし。一趣の身中に、多種の惑業皆、現起し、及び成就す可きが故に。業は中有の如く、倶に別に説くが故に、是れ趣の因なるが故に、定んで趣の攝に非らず。見濁の如きには非らず。見は是れ煩惱なりと説くが故に。業は是れ趣の體と説く處り無きが故に、例と爲す可からず。

唯、異熟生は是れ諸の趣の體なり。何に緣りて證知するや。契經に説くが故なり。經に説かく、『舍利子は是の言を作す、具壽よ、若し地獄の諸漏の現前すること有るが故に、順地獄受の業を造作し、増長す。彼の身語意の曲穢濁の故に、那落迦の中に於て、五蘊の異熟を受く。異熟の起り已る

【六二】上下云云。經文には東西南北の無數の世界ありて間斷なく、或は成じ、或は壞すと説くも、上下といはれる所より判ずれば、その安布は横にして、縱にあらずとなり。

【六三】餘部とは古來法密部のこととす。

【六四】若し一の云云。この段は諸世界と離欲關係、諸世界と神通につきて述ぶ。一の三界の食を離るれば、全この三界の食を離る。

【六五】所生の界とは、千世界の界にして、欲界等の界には非らず。同一日月の照す所を一界といひ、千界に一梵王ありといふ。

【六六】第二定等に依りて起す通慧あり。

【六七】此の段は五趣に就て論ず。趣(gati)は舊に道と譯し、衆生の趣く所の意なり。一切有情の輪廻する所を依身の相等によりて、五に分けしものなり。すべて無覆無記の法にして、この中には中有を攝せず。婆沙一七二(大・二七 864 以下)

【六八】五趣。智度論十(大・二五 135 c)によれば、五趣説は有部の主張する所にして、犢子部は六趣(五趣に阿修羅を加ふ)説を主張すといふ。Kathāvatthu 8. 1. によれば、

て、欲界と名く。是くの如きの類、上二界の名を釋す。又欲の界を名けて欲界と爲す。此の界の能く欲を住持するに由るが故なり。色、無色界は應に知るべし、亦然なりと。若し界、有色にして定無ければ、是れを欲界と名く。若し界、有色にして、定有れば、是れを色界と名く。若し界無色にして、而も定有れば、是れ無色界なり。

第六項　三界の數

[五八]三界は一と爲んや、復、多有りと爲んや。三界は無邊なること、虚空の量の如し。故に[五九]始起の有情有ること無しと雖も、無量・無邊の佛、世に興りて、一一無數の有情を化度し、無餘般涅槃界を證せ令むるも、而も窮盡せざること、猶し虚空の若し。

第七項　三界の住相

[六〇]世界は當に云何にして安住すと言ふべきや。當に傍に住すと言ふべし。故に[六一]契經に言く、『譬へば天雨の滴ること、車軸の如くにして、無間、無斷に空從り下り注ぐが如く、是くの如く東方に無間、無斷に無量の世界、或は壞し、或は成す。東方に於けるが如く、南、西、北方も亦、復　是くの如し』と。[六二]上下とは說かず。

有るが說かく、『亦、上下二方も有り。[六三]餘部の經中には十方と說くが故に。色究竟の上に復、欲界有り。欲界の下に於て色究竟有り。是くの如く展轉して世界は無邊なり』と。

[六四]若し一の三界の貪を離るゝこと有る時は、一切の三界の貪は皆滅離す。初靜慮に依りて、通慧を起す時に、發す所の神通は、但だ能く往いて自の[六五]所生の界と、梵世とに至り、餘には非らず。[六六]所餘の通慧も應に知るべし、亦爾なり。境に於て、太過失有ること勿きが故に。

第二節　五　趣

---

saṁjñānāsaṁjñāyatanam, N-evasaṁjñā-nāsaṁjñāyatana)下の七定の如き麁想に非らざるが故に非想といひ、無心に同ずるに非らざるが故に非非想といふ。

【五二】是の處とは欲界をいふ。

【五三】彼の定とは無色の定なり。

【五四】この一段は欲色二界にありては、衆生はその身體によりて生命を持續するに、無色界には身體なしとせば、何に依りて、その生命の活動あり得るやに就て述べしもの。

【五五】所依とは、それによりてこれも隨ひ變ずるものをいふ。

【五六】依性とは、それあるに依りてこれ有るものをいふ。

【五七】本論とは品類足論六(大、二六 717 b)參照。此段は三界の名義を明す。

【五八】此の段は三界の數に就て述せるもの。

【五九】有部及び大乘は有情無始とし、化地部は任運始起の有情ありと許す。

【六〇】此の段は三界の住相を述ぶ。卽ち上述の言によりて、無量の三界ありとせば、それらは如何なる工合に地位を占むるかとの問題なり。

【六一】長阿含世記經(昃九・九二左以下)參照。

行は應に色身の如く、亦、能く依と爲りて、意識等を生ずべし。故に但だ不相應行と心等の依と爲すと說くと爲す。無色界俱生の四蘊に、相依の義無きに非らず。然も此の中に於て、心は受等の與めに、所依性と爲る。彼の受等は、心の所依と爲るに非らず。所隨に非らざるが故に。要らず心は總じて境界の相を了する時、受等方に能く差別の相を取る。故に彼れは心に隨ひ、心は彼れに隨ふに非らず。然も心心所を互相隨、互隨轉と名くるは、同一果なるが故なり。

「何に緣りて欲、色界の中、此の二を依と爲して、心等相續すと說かず。而も但だ彼れは色身に依ると說くや」。欲、色界の中、身に同分等とは、恒に相續し、皆、能く依と爲ると雖も、而も身は麁顯なり。是の故に偏へに說く。或は同分と命根とは、身を離れて別有なるを成立せんが爲めの故に、是の說を作すなり。無色に於てには非らず。或は餘地の中、業生の心等は、恒に現前するが故に。或は同分、及び命根等も亦、身に依りて轉ずることを顯はすが故に、是の說を作す。彼れは身と互に相依すと雖も、而も身勝るが故に、偏へに依と爲すと說く。「豈に、命根は身の依性と爲り、亦是れ殊勝ならずや。命根若し無ければ、身根等の法は皆、轉ぜざるが故に。命根無ければ、彼れ皆轉ぜずと雖も、而も身多く災横等の緣と爲れば、命等も身に隨ひて亦、損益有るが故に、身は彼れの與めに依と爲る義勝る。卽ち此の義に由りて對法の諸師は、無色の中、身無きを以ての故に、同分、命等は更互に相依すと說く。

第五項　三界の名義

[五七] 本論に說くが如し。「云何が欲界。謂はく、諸法有りて欲貪隨增す」と。色、無色界も亦、復、是くの如し。諸法の三界に現行するもの、皆、彼の繫なるに非らざることを顯はさんが爲めの故に、是の說を作す。諸の煩惱は皆、隨增する所なりと雖も、貪多く現行するが故に、偏へに一と說く。欲貪と言ふは、謂はく、欲界の貪なり。色、無色の貪も亦、復、是くの如し。欲の所屬の界を說い

vāḥ)、

【四〇】 無繁天(Avṛhā-devāḥ) 淨居天、舊に無大求天と譯し、俱舍には無煩天とす。

【四一】 無熱天(Atapā-devāḥ)。

【四二】 善現天(Sudṛśā-devāḥ)。

【四三】 善見天(Sudarśanā-devāḥ)。

【四四】 色究竟天 (Akaniṣṭhā-devāḥ Akaniṭṭha-devā)。舊に無下天。此れ以上の有色の天あること無き故にこの名あり。

【四五】 無色界云云。此一段は無色界に就て述ぶ。

【四六】 去來と云云。過去法、未來法、無表色、及び無色界の四は、空間を占領せざるものなり。

【四七】 異熟生云云。異熟業に空無邊處等の果を引く別あるが故に、異熟生に四の差別あるなり。

【四八】 空無邊處 (Ākāśānantyāyatanaṃ Ākāsanañcāyatana)。色を厭ひて無邊空を思ひ、空無邊の解を作す處。

【四九】 識無邊處 (Vijñānānantyāyatanaṃ Viññāṇañcāyatana)。外空を厭ひて內識を思ひ、識無邊の解を作す處。

【五〇】 無所有處(Ākiñcanyāyatanaṃ Ākiñcaññāyatana)。識も亦厭ひて、無所有を思ひ、無所有の解を作す處。

【五一】 非想非非想處 (Naiva-

此の二に依りて、此の地の生と名く。牽引の業の生は、間斷無きが故に。斯れに由りて是れを同と、不亂の依と說く。心等は然らざるが故に、略して說かず。若し此の二無ければ、餘地の四蘊の現在前する時、爾の時の有情は、應に餘地と名くべし。此の地の攝に非らず。自地の先業の牽引する所の果は、相續せざるが故に、然りと應に許すべからず。是の故に當に知るべし。欲、色界の身の同分と、命とを、心等の依と爲し、或は有る時、異地の心起ると雖も、而も身等に依りて、此の生の中に於て、後定んで當に、自地の心を牽き起すべきが如し。是くの如く無色は、身有ること無しと雖も、心等は定んで、同分、及び命に依る。故に頌に偏へに同分と命根と說く。此れは是れ牽引等の異熟なるが故に。是れは餘の異熟の相續住の因なり。譬へば樹の根、莖等の依の住の如し。現見するに、諸の樹の葉、枝、莖等は、同じき種より生ずと雖も、根に依りて住す。是の故に應に眼根等、唯 業に依りて住し、別に依有ること無しと謂ふべからず。

斯れに由りて、已に無色界に生ずる業生の心等が、別の依因を順ふることを釋せり。故に本論の中、是の說を作さず。心轉は卽ち受等を用ひて依と爲す。卽ち此の因の得、非得等に由る。「及び」の聲は、總じて別名を說かざることを顯はす。謂はく、彼れは唯、業の所生に非らざるが故に。設し業生なれば、恒續に非らざるが故に。此れに由りて、總じて說いて、名けて識緣と爲す。受等を識の依性と爲すと說かず。如何が彼の法を心等の依と爲さん。謂はく、彼れ若し無なれば、自地の心等は、必ず生ぜざるが故に。猶し、身等の如し。或は彼の是の無亂の因に由るが故に、上地に生じて、不善を成就するに非らず。又異地の異生性等を成ずること無きが故に、彼れの依性と爲す。其の理極成す。

有餘師の言く、「坑塹等の風等無しと雖も、燈焰の生ぜざるが如し。彼の法若し無なれば、心等は起らず、故に知んぬ、心等は彼れを用ひて依と爲す」と。或は門人有りて是の徵請を作す、不相應

四洲の一、北方にあり、譯して勝處といふも、勝は北の Uttara の譯なるが故に、唯、北方の俱盧國の義。

【二六】風輪とは、三輪の一にして、器世界の最底部をなせる部分にして、その上に諸輪あり、上にこの四洲等あり。

【二七】以下は色界に就て論ず。

【二八】順正理論二一（大・二九 450）には三とし、大梵天の一を加ふ。

【二九】梵衆天（Brahmakāyikā-devāḥ）大梵天の配下の大衆の住む所。

【三〇】梵輔天（Brahma-purohita-devāḥ)大梵天の輔臣の天。

【三一】少光天(Parittābhā-devāḥ)。

【三二】無量光天（Apramāṇābhā-devāḥ)。

【三三】極光淨天（Ābhāsvarā-devāḥ）舊に遍光天又は光音天ともいふ。

【三四】少淨天（Parīttaśubhā-devāḥ)。

【三五】無量淨天(Apramāṇaśubhā-devāḥ)。

【三六】遍淨天（Śubhakṛtsnā-devāḥ)。

【三七】無雲天(Anabhrakā-devāḥ)。

【三八】福生天(Puṇyaprasavā-devāḥ)。

【三九】廣果天(Bṛhatphalāde-

依と所依との二相の別とは、要らず彼れ有るに由りて、此れ方に轉ずることを得、無ければ則ち轉ぜず。是れを依相と爲す。定んで彼の相と及び隨變の有るは、是れ依、及び所依相を爲すと謂ふ。彼の諸の法は心等の依と爲ると雖も、而も或は有る時は心等轉ぜず、此れ別の法の障礙を爲すに由るが故に。心等の轉ずる位には、必ず彼れの依有るが故に、彼れを心等の依相と爲すことを得。現見するに、心等は死身の内に於ては、畢竟じて不生なり。生身の中に於て、暫時滅すと雖も、而も定んで當に起るべし。故に、彼の色等の依相は極成す。此れに由るが故に知んぬ、色、聲、香等は、心心所に於て依と爲ること能はず。外事の中に色、聲等有るも、然も心、心所は曾て轉ぜざるが故に。心等は無間滅の意に隨つて、定んで轉變有るにあらずんば、如何が彼れを所依と爲すと說く可けんや。夫れ隨變とは謂はく、改易を令むるなり。前の意の滅に由りて、後の心等起る。何ぞ所依に非らざらん。同分等、心等の依と爲るに非らず。眼等の根と、無間滅の意の如きが故に、所依の相と、依相とは別なり。是くの如く欲、色の諸の有情の心は、四蘊俱生にして、滅を依性と爲す。唯、一の色蘊のみ、所依と爲ることを得。酒等に惱む時、心轉變すと雖も、而も意識は色を所依と爲すこと無し。夫れ所依を成ずるは、定んで能く變を生ず。意識は定んで色に隨つて變生ずるに非らず。無色の時の心も亦有るを以ての故に、依性と爲す可し、所依と作すに非らず。是の故に六識は、欲色界に在りては、四蘊を以て俱生の依(性)と爲すことを得。無色の意識は、色無きを以ての故に。彼の俱生の依は唯、三蘊に通ず。若し爾らば何が故に但だ、無色の心等は、自分及び命に依ると言ふや。此の說は定んで、同と、無亂の依の故に。謂はく、心心所は互に依と爲ると雖も、而も定んで同じきに非らず。自依ならざるが故に。亦無亂に非らず。此の地に在りて生ずれば、自他の心、心所を亂起するが故に、同分と及び命とは、心等と同依なり。又此の地に生ずるは、唯、此の地の故に、此れに依りて設ひ、不同地の心を起すも、此れに由りて還[また]、自地の心をして起さ令む。唯、

れて悲號し、叫聲を發するが故にこの名あり。

【一八】 大叫地獄(Mahāraurava) 舊に大叫喚といひ、劇苦に逼られて、大聲を發し、悲叫するが故に此の名あり。

【一九】 炎熱地獄(Tapana) 舊に燒燃と譯し、火身に隨て轉じ、炎熾に堪え難きが故に此の名あり。

【二〇】 大熱地獄 (Mahātapana) 舊に大燒燃といひ、內外自他の身、共に猛火を出して、互に相燒害するが故にかく名く。

【二一】 無間地獄(Avicināraya) 苦を受くること無間なるが故に、又樂を受くる間なきが故にかく名く。

【二二】 南贍部洲 (Jambudvīpa)、舊に剡浮洲といひ、須彌四洲の一、この洲に閻浮樹あるが故に名を立てしもの、須彌山の南方にありて、人間の住む處。

【二三】 東勝身洲 (Pūrvavideha) 四洲の一、須彌山の東にありて、身形の勝れたるが故にこの名あり。

【二四】 西牛貨洲 (Aparagodāniya) 四洲の一、西方にありて、牛を以て貨幣に易ふるが故にこの名あり。

【二五】 北俱盧洲(Uttarakuru)

第四項　無色界

[45]無色界の中、都て方處無し。無色法なるを以て、[46]去來と無表とは、皆身所無き理決定するが故なり。但だ[47]異熟生の勝劣の差別に、四種有りと說く。一に[48]空無邊處、二に[49]識無邊處、三に[50]無所有處、四に[51]非想非非想處なり。是くの如き四種を無色界と名く。生に由りて勝劣あり、方所に由るに非らず。[52]是の處に於て、[53]彼の定を得する者は、命終して卽ち是の處に生ずるを以ての故に。復、彼從り沒して欲・色に生ずる時、卽ち是の處に於て、中有起るが故に、漸離欲に由りて彼の定を漸得す。及び生の劣勝の次第是くの如く生の因力に隨つて、果少多なるが故なり。

[54]「無色界に生を受けたる有情は、何を以て依と爲して、心等相續するや」。何に緣りて此に於て欻ち復、疑を生ずるや。「諸法の中、都て我有ること無きを以て、心、心所法は欲・色界に在りては、色身に依托し、相續し、轉ず可し。無色界に於ては旣に色身無し。心等は應に相續轉の義無かるべし。彼れ依有ることを顯はさんが爲めの故に、是の說を作す。同分及び命に依りて、心等相續し、「及び」の聲は、餘の不相應行を攝す。謂はく、得と、及び非得と、異生性の生等となり。法轉じて賴らるゝが故に、名けて依と爲す。心等の轉ずる時、要らず彼に託するが故に。眼等の四識は、一一皆無間滅の意、及び自の色根を用ひて、其の[55]所依と爲し、及び[56]依性と爲す。自の色根の所依の大種、身根、及び、大、同分、命根、得等は、生等を以て但だ依性と爲す。身識は卽ち意、及び身根を用ひて、其の所依と爲し、及び依性と爲す。但だ身根の所依の大種、同分、命根、得等は、生等を以て其の依性と爲す。所依と爲すに非らず。意識は但だ無間滅の意を以て、其の所依と爲し、及び依性と爲す。身根、及び、大、同分、命根、得等、生等を、但だ依性と爲す。是くの如く欲色の有情の心等は、色、同分、命等に依りて相續す。無色の有情は、無色なるを以ての故に、但だ同分、及び命根等に依りて、心等相續す。依有ること無きに非らず。

顏天、威德談輪天、淸淨天の三十三天をあぐ。

【一〇】夜摩天（Yāmā-devāḥ）舊譯に唱樂天といひ、時時快なる哉と口稱するが故に此の名ありと。

【一一】覩史多天（Tuṣitā devāḥ）、舊に喜知是天といひ、その受くる所に對して、喜足の心を起すが故にこの名あり。

【一二】樂變化天（Nirmāṇaratidevāḥ, Nirmāṇarati devā）舊に化樂天といひ、自ら五塵を化して自ら娛樂するが故にこの名あり。

【一三】他化自在天（Paranirmitavaśavatino devāḥ, Paranirmita-devā）。他の所化の欲境に於て自在に樂を受くるが故にこの名あり。

【一四】等活地獄（Saṃjīva）舊譯に更生といひ、衆苦身に逼り、死して又尋いで蘇ること本の如く、かく苦を續くるが故にこの名なり。

【一五】黑繩地獄（Kāla-sūtra）、黑索を以て支體を縛し、後に斬鋸せらるるが故にこの名あり。

【一六】衆合地獄（Saṃghāta）舊に衆磕といひ、衆多の苦具倶に來りて身に逼り、相殘ふが故にかく名く。

【一七】號叫地獄（Raurava）舊に叫喚と譯す。衆苦に逼ら

摩天、四には[一一]都史多天、五には[一二]樂變化天、六には[一三]他化自在天なり。是くの如きの欲界は、地獄趣等、幷に器世間に總じて十處有り。地獄と洲と異り、分ちて二十と爲す。八大地獄を、地獄の異と名く。一には[一四]等活地獄、二に[一五]黒繩地獄、三に[一六]衆合地獄、四に[一七]號叫地獄、五に[一八]大叫地獄、六に[一九]炎熱地獄、七に[二〇]大熱地獄、八に[二一]無間地獄なり。洲の異と言ふは、謂はく、四大洲なり。一に[二二]南贍部洲、二に[二三]東勝身洲、三に[二四]西牛貨洲、四に[二五]北倶盧洲なり。是くの如きの十二と、幷に六欲天と、傍生と、餓鬼とにて、處は二十と成る。若し有情界は、自在天從り無間獄に至り、若し器世界は、乃至、[二六]風輪まで、皆欲界の攝なり。

第三項　色　界

[二七]已に欲界と幷に處の不同を說きたり。此の欲界の上の處に、十六有り。謂はく、初靜慮處に唯、二有り。二と三とに各、三有り。第四に獨り八有り、器と及び有情とを、總じて色界と名く。初靜慮に[二八]二有りと言ふは、一に[二九]梵衆天、二に[三〇]梵輔天なり。第二靜慮處に三有りとは、一に[三一]少光天、二に[三二]無量光天、三に[三三]極光淨天なり。第三靜慮處に三有りとは、一に[三四]少淨天、二に[三五]無量淨天、三に[三六]遍淨天なり。第四靜慮處に八有りとは、一に[三七]無雲天、二に[三八]福生天、三に[三九]廣果天、幷に五淨居處を合して八と成る。五淨居とは、一に[四〇]無繁天、二に[四一]無熱天、三に[四二]善現天、四に[四三]善見天、五に[四四]色究竟天なり。此の十六處の諸の器世間、幷に諸の有情を總じて、色界と名く。

何に縁りて、大梵、及び無想天は、壽量等の殊り無きに、別に建立せざるや。應に別に立つべからず。大梵は一なるが故に、要らず同分に依りて天處の名を立つ。一梵王を同分と名く可きに非らず。壽量等、餘と不同なりと雖も、然も一身に同分を成ぜざるに由るが故に、梵輔と合して一天を立つ。高下異りと雖も、然も地に別無し。無想の有情と、彼の廣果と、壽、身の量等しくして、差別無きが故に、亦、異因無きが故に、立てゝ第四處と爲す可からず。

劣にして、形疲痒し、身心輕躁の故にかくいはる。傍生(Tiryag-yoni, Tiryoni)この種の有情の身は、多くは横住にして、多分の傍行のものあるが故にかく名く。舊譯に畜生といふ。人(Manuṣya, Manuṣa)增上の慢あるものの義。或は思慮多きものの義。

【六】　中有(Antarābhava)とは靈魂身にして、死有と生有との中間、それぞれの趣に生を受くる以前の存在をいひ、三有の一。

【七】　器世間(Bhājana-loka)。有情所依所住の世界をいふ。

【八】　四大王衆天(Cāturmahārājakāyika devāḥ)增上・廣目・持國・毘沙門の四天王の所領の天をいふ。

【九】　三十三天(Trāyastriṃśat devāḥ, Tāvatiṃsa-devā)欲界六欲天の一にして、正法念處經には善住法堂天、住峯天、住山頂天、善見城天、鉢私陀天、住倶叱天、雜殿天、住歡喜園天、光明天、波利耶多樹園天、險岸天、住雜險岸天、住摩尼藏天、施行地天、金殿天、鬘影處天、住柔軟地天、雜莊嚴天、如意地天、微細行天、歌音喜樂天、威德輪天、月行天、閻摩娑羅天、速行天、影照天、智慧行天、衆分天、住輪天、上行天、威德

卷の第十二

〔[一]辯緣起品第四の一〕

本論第三世間及び世界

第一章　世　間

第一節　三　界

第一項　序　說

[二]已に三界に依つて、心等を得する諸法の差別を辯じたり。今應に、思擇すべし。三界は是れ何ん。處の別に幾く有るや、頌に曰く、

地獄と、傍生と、鬼と　人及び六欲天とを、
欲界と名け、二十あり。　地獄と、洲との異りに由る。
此の上に、[三]十六處あり。　色界と名く。中に於て、
[四]初には二、二と三には三あり。　第四靜慮には八あり。
無色界には處無し。　生に由りて四種有り。
同分及び命に依りて、　心等を相續せ令む。

第二項　欲　界

論じて曰く、[五]那落迦等の下の四趣の全、及び天の一分の眷屬、[六]中有、幷に[七]器世間を總じて欲界と名く。天の一分とは異はく、六欲天なり。一には[八]四大王衆天、二には[九]三十三天、三には[一〇]夜

【一】辯緣起品に俱舍論の分別世品に該當するもの、世界及び世間に就て論ずるものなり。

【二】此の一段は三界に就て述ぶ。

【三】俱舍論並に順正理論には「十七處」とあり。

【四】初には云云。俱舍論・正理論には、「三靜慮各三」となる。

【五】那落等の下の四趣とは、那落迦(Naraka)即ち地獄なり。餓鬼(Preta, Peta)性質怯

すべし。

續善本の位は、自の善心を得す。疑心の中に善根を續くるを以ての故に。退勝德の位は、三界の染心、及び有學心は皆得すべし。

若し色界の染汚心を起す時、或は界退還、或は退勝德の、數有る容きに隨ひて、總じて六心を得す。界退還の時は、自の三種を得し、及び欲界の無覆無記を得す。謂はく、通果心なり。退勝德の位は、色と無色との界の二染汚心、及び有學心を皆得すべし。

若し無色の染汚心を起す時は、頓に二心を得す。謂はく、學と自の染なり。此の中、唯、退勝德の位有り。

色界の善心の正しく現前する位には、十二心の內、二心を得す容し。謂はく、自の善心と、無覆無記なり。[一一三]昇進に由るが故に。

若し有學の心の正しく現前する位の十二心の內、三心を得す容し。謂はく、有學心と、及び色の無覆・幷に無色の善なり。若しは初めて正性離生に證入すれば、爾の時の學心を卽ち名けて得と爲す。若しは聖道の欲界の染を離るゝを以てなり。最後の所起の解脫道の時、色の無覆を得す。若し聖道を以て色界の染を離れ、無色の善を得れば、此の中の離の言は、究竟の離に非らず。色の染に於て、未だ全く離れざる時、無色の善心、已に得可きを以ての故に、二とは謂はく、欲と色との無覆無記なり。此の二心の中、都て所得無し。

[一一四]餘とは謂はく、前に說きたる染等の心の餘なり。謂はく、無色界の無覆無記、欲と無色との善、及び無學の心なり。彼の心の正しく現前する位の得心の差別を說かず。應に知るべし、彼の心の正しく現前する位には、唯・自ら得す可し。諸の言ふ所の得は、此の類の心は、先きに成ずる所無く、今創めて得するに據るが故に。

【一〇八】色界の六心とは、欲界の無覆心、色界の有覆心、善心、無覆心、無色界の有覆心、及び學心の六。

【一〇九】二心とは無色界の有覆心と學心なり。

【一一〇】界退還(Dhātu-pratyāgamana)。こは色・無色界に命終して、欲界に生ずるを、上界より退して、下界に立歸へる故に、界退還といふ。この時の中有の初念は染心なれども、法前得によりて善心を得す。

【一一一】續善本。こは俱舍論の疑續善(Vicikitsayā-kuśala-pratisaṃdhānaṃ)に相當するものにして、因果撥無の邪見を起して、善根を斷ぜしものが、因果の理のあることに思ひ至り、前に斷ぜし欲界の生得善を取り戾し、續善すること。

【一一二】退勝德は俱舍論の起惑退に相當するものにして、下地の煩惱を斷ぜしものか、又その惑を起して退するをいふ。

【一一三】昇進とは欲界より未至定に、未至定より根本に入る二の昇進をいふ。

【一一四】餘とは上說の欲界の染心色界の染心等の餘なる欲界の善心・三界の無記心、無色界の善心・無學心なり。

にも亦、三種の作意有り。一には聞所成、二には[104]修所成、三には生所得なり。思所成は無し。心を擧げて思ふ時、卽ち入定するが故なり。無色には唯、二種の作意有り。一には修所成、二には生所得なり。欲界の聞、思の作意の無間に、聖道現前し、聖道の無間に、具さに三種の作意を現前に起す。諸の聖道は必ず加行道に繫屬して起るを以ての故に。生得善の作意の無間に、聖道現前するに非らず。色界の聞、修の作意の無間に、聖道現前し、聖道の無間に亦、唯、彼の二種の作意を起す。無色は唯、修の作意の無間に、聖道現起し、聖道の無間に亦、唯、修を起し、生得を起さず。若し第二靜慮已上に生じて、初靜慮の三識身を起す時、諸有の未だ自地の染を離れざる者は、彼れ自地の善染、無記の作意從り無間に、三識現前し、三識の無間に、還、自地の三種の作意を生ず。諸有の已に自地の染を離れたるは、染の作意を除きて、唯、善と無記との作意の無間に、三識現前し、三識の無間に亦、唯、此の二種の作意を起す。

第九節　十二心の中に於ける相互的關係

[105]前の說く所の十二心の中に於て、何の心の現前する時、幾くの心を得す可きや。頌に曰く、

[106]三界の染は次の如く、　　七と六と二との種を得し、
色の善には二、學には三、　　二は餘は自ら得すること無し。

論じて曰く、欲界の染心の正しく現前する位には、十二心の內、[107]七心を得す容し。色界の染心の正しく現前する位には、十二心の內、[108]六心を得す容し。無色の染心の正しく現前する位には、十二心の內、[109]三心を得す容し。一刹那と爲すは、應に爾らずと言ふべし。

且らく欲界の染汚心を起す時、或は[110]界退還、或は[111]續善本、或は[112]退勝德の此の三位に於て、數有る容きに隨ひて、總じて七心を得す。界退還の時は、自界の四を得す。幷に色界の染も亦、得

の聖者が初めて無學果を得て、無學果を得るには未至、中間、四根本靜慮、下三無色の九地の無漏定による。その中、今は身は欲界にありて、未至定によりて無學果を得る人のこと。

【一〇〇】無所有處云云。身は有頂にありて、無所有處によりて、無學果を得し、涅槃に入る人のこと。

【一〇一】聞所成作意（Śrutama-yo-manaskāra）聞慧相應の作意をいふ。

【一〇二】思所成作意（Cintāma-yo-manaskāra）思慧相應の作意をいふ。

【一〇三】生所得作意（Upapatti-pratilambhika-manaskāra）生得慧相應の作意をいふ。

【一〇四】修所成作意（Bhāvanā-mayo-manaskāraḥ）禪定的修養の結果にある作意。

【一〇五】此の段は前述の十二心の中に於ける相互的關係を述ぶ。

【一〇六】この頌倶舍論七・順正理論二十には次の如くなる。「三界染心中　得六六二種　色善三學四　餘皆自可得」

【一〇七】七心とは欲界にありては、欲界の善・不善・有覆心、無覆心、色界の有覆、無色界の有覆及び學の七心をいふ。

意を起す。「若し爾らば何が故に、契經の中に、『[96]不淨觀と倶行して、念等の覺分を修す』と言ふや」と。不淨觀に出りて、心を調伏し已りて、方に能く共相作意を引生し、此れ從り無間に聖道現前す。此れに依りて展轉する密意を說くが故に、過有ること無し。

有餘の復、言く、「唯、共相作意從り無間に、聖道現前し、聖道の無間にも亦、唯、能く共相作意を起す」と。此の言は失有り。所以は何ん。[97]未至等の三地に依りて、正性離生に證入すれば、聖道の無間に欲界の共相作意を生ず可し。欲界の中の共相作意は、彼の聖道を去ること、極遠に非らざるを以ての故に。若し第二、第三、第四の靜慮に依りて、正性離生に證入すれば、聖道の無間に何の作意を起すや。欲界の共相作意を起すに非らず。極遠なるを以ての故に。又彼の地に於て、有る容きこと無きが故に。彼の地に已に曾て得せる共相作意の、曾て得せる[98]順決擇分に異るもの有るに非らざるを以てなり。諸の聖者の順決擇分は、復、現前す可きに非らず。得果し已りて、重ねて加行道を發生す可きに非らざるが故なり。彼れ今應に說くべし。此の聖道の後、何の共相作意、現前に起るや。「豈に、順決擇分に繫屬し、亦、彼の類の共相作意を修するにあらずや。諸行は皆、是れ無常なりと觀じ、一切法は皆、是れ無我なり、涅槃寂靜なりと觀ずるが如く、聖道の無間に彼れを引き現前せしむ」と。此の救ひは理に非らず。加行の所以に繫屬する作意は、得果の後、引きて現前す可きに非らず。是れ彼の類なるが故に、前說の聖道の無間に通じて、三作意の現前すとは、理に於て善と僞す。

[99]若し未來定に依りて、阿羅漢果を得したる後の出觀の心は、或は卽ち彼の地、或は是れ欲界なり。

[100]無所有處に依りて、阿羅漢果を得したる後の出觀の心は、或は卽ち彼の地、或は是れ有頂なり。

若し餘地に依りて、阿羅漢果を得したる後の出觀の心は、唯、自にして、餘地に非らず。

欲界の中に於て、三の作意有り、一には[101]聞所成、二には[102]思所成、三には[103]生所得なり。色界

kṣaṇa-manasakāra)。苦・空・無常・無我等は色法にも心法にも通ずる法の共相なり。その共相の觀智と相應する作意を共相作意と名く。

【九三】 勝解作意（Adhimukti-manasakāra） 勝解とは境に於て繫せられず、礙へられず、無礙自在に轉ずること。かくの如き勝解による不淨假想觀等の作意をいふ。

【九四】 不淨觀（Aśubhā-bhāvanā, Asubhā-bhāvanā）四無量（Catvāryapramāṇāni, Catasso-appamaññiyo） 有色解脫（Sarūpa-vimokṣa, Sarūpa-vimokhā） 勝處（Abhibhāyatanāni） 遍處（Kṛtsnāyatanāni, Kasināyatanāni）。

【九五】 聖道とは見・修・無學の三道をいふ。

【九六】 不淨觀云云、不淨觀は勝解作意の一なるを以て、唯、共相作意のみの無間に、聖道現前すといふべからずとの難。

【九七】 未至云云。未至定、初定、中間定の三をいふ。

【九八】 順決擇分云云。見道に入る前の煖・頂・忍・世第一法の加行位を順決擇分といふ。未だ聖道を起さゞるが故に、無漏道を得せしことなく、有るものは只この順決擇分の共相作意のみなりとの意なり。

【九九】 若し未至云云。不還果

が故に。勢力劣なるが故に」と。斯の過失無し。煩惱の數數現前するを厭倦して、是の思惟を作す。何の方便を設けて、無義の聚をして止息し、行ぜさら令めん。便ち如實に過失の起る境を知り、能く功德を生じ、我れの當に起すべき煩惱の現前を脫し、次で復、覺知し、善を起して防護せん。斯の願力に由りて能く加行を起し、無始の時より來、數、染を習ふが故に、勢力劣ならず。故に染の無間に加行善を生ず。[八八]欲界の生得の行相は明利なり。勝功用の引發する所に非らず。明利なるを以ての故に、彼の學、無學の心と、[八九]色界の加行從り、無間に起ること有る可し。勝功用の引發する所に非らさるが故に、此れ從り彼れの心を引生すること能はず。色、無色界の生得の善心は、明利ならさるが故に、勝功用の引發する所に非らさるが故に、學、無學は他界の加行の無間に起るに非らず。亦、此れ從り彼の心を引生するに非らず。又彼の生得は明利なるを以ての故に、色の染從り無間に生じ、能く防護を爲すべし。色界の生得は、明利ならさるが故に、無色の染の無間に起るに非らず。

第八節　聖道の出入

[九〇]作意に三有り、謂はく、自・共相・勝解の作意なり。差別有るが故に。云何が名けて[九一]自相作意と爲すや。謂はく、諸の色の變礙を相と爲すを觀じ、乃至、識の了別を相と爲すを觀ず。是くの如き等の觀に相應する作意なり。云何が名けて[九二]共相作意と爲すや。謂はく、十六行と相應する作意なり。云何が名けて[九三]勝解作意と爲すや。謂はく、[九四]不淨觀、及び四無量・有色解脫・勝處・遍處、是くの如き等の觀に相應する作意なり。

是くの如き三種の作意の無間に、[九五]聖道現前し、聖道の無間に、方に能く具さに三種の作意を起す。若し是の說を作さば、便ち此の言に順ず。不淨觀と俱行して、念等の覺分を修すと。有餘師の說かく、「唯、共相作意の無間に聖道現前し、聖道の無間に、方に能く、具さに三種の作

【八八】此の段は生得善に對する難に就て述ぶ。
【八九】色界の加行とは、色界の定心のこと。
【九〇】此の段は聖道の出入に就て論ず。即ち前の十二心、又は二十心の相生が、作意に依つてなされるもの故に、ここに作意を明し、聖道の出入を述ぶるなり。
【九一】自相作意（Sva-lakṣaṇa-manaskāra）とは、五蘊の自體の相を觀ずる作意にて、此時には餘の受想等の心所も起れども、作意の心所が强く用らく故に、作事を以て標す。
【九二】共相作意（Sāmānya-la-

學と無學となり。

七九 生得の善心の無間に七を生ず。謂はく、自界の四、及び色界の一、(有覆無記)、並に欲界の二、(不善と有覆なり)。卽ち此れは復、四從り無間に起る。謂はく、自界の四なり。

八〇 有覆無記の無間に八を生ず。謂はく、自界の四、及び色界の二、(加行と有覆)、幷に欲界の二、(不善と有覆となり)。卽ち此れは復、十從り無間に起る。謂はく、自界の四と、及び色界の三、(生得と、異熟と、威儀路)、幷に欲界の三、(名は色に說きたるが如し)。

八一 異熟生心の無間に六を生ず。謂はく、自界の三、(加行善を除く)、及び色界の一、(有覆無記)、幷に欲界の二、(不善と有覆となり)。卽ち此れは復、四從り起る。謂はく、自界の四なり。

八二 無色の心の互に相生するを說き已りぬ。次に無漏を說かん。二種の心の中、有學心從り無間に六を生ず。謂はく、通じて三界加行の善心、及び欲の生得と、幷に學と無學となり。卽ち此れは復、四從り無間に起る。謂はく、八三 三加行と、及び有學の心なり。無學心從り無間に五を生ず。謂はく、前の有學の所生の六の中、有學の一を除く。卽ち此れは復、五從り無間に起る。謂はく 三加行と及び學と無學となり。

八四 復、何の緣有りて、加行の無間に、能く異熟・工巧・威儀を生じながら、八五 彼れの無間に加行善を生ずるに非らざるや。且らく異熟生は、先業の力に由りて、引發せらるゝが故に、八六 勢力は羸劣なり。功用を作して引發せらるゝものに非らざるが故に、加行の善心を引發すること能はず。故に彼れは加行善を生ずること能はず。八七 出心は功用に由らずして轉ずるが故に、加行の無間に彼れを生ずること違無し。工巧、威儀は勢力羸劣にして、功用を作すことを樂ひ、工巧及び威儀を引發するが故に、加行の善心を引起すること能はず。出心は功用に由らずして轉ずるが故に、加行の無間に彼れを生ずる違無し。「若し爾らば染心は應に無間に、加行善を生ずべからず、境界に染著し、善に違背する

【七七】色界の六心の第六、通果心の相生に就て論ず。
【七八】此の段は無色界の四心の相生を述べ、先づ第一にその加行善心の相生に就て論ず。
【七九】無色界四心の第二、生得善心の相生に就て論ず。
【八〇】無色界四心の第三染汚心なる有覆無記心の相生に就て論ず。
【八一】無色界四心の第四、異熟心の相生に就て論ず。
【八二】此の段に於ては學、及び無學の心の相生に就て論ず。
【八三】三加行とは三界の善心の加行の意。
【八四】此の文は加行善に對する難。
【八五】異熟等を指す。
【八六】勢力云云。異熟は現在の特別の功用によりて、引起せられしものに非ず。前生の業に報いて、任運に起りしものなるが故に勢力劣る。
【八七】出心とは加行善心より出づる心、この出心は任運に起る。これは加行善心の無間に三無記心を生ず。

[七二]通果心從り無間に二を生ず。謂はく、自界の一、卽ち通果心、及び色界の一、卽ち加行善なり。卽ち此れも亦、二從り無間に起る。謂はく、卽ち前記の自と色との二心なり。

[七三]欲界の心の互に相生ずるを說き已りぬ。次に色界を說かん。六種の心の中、加行の善心從り無間に十二を生ず。謂はく、自界の六と、及び欲界の三、加行と、生得と、通果心と、幷に無色の一の加行の善心、學と無學の心なり。卽ち此れは復、十從り無間に起る。謂はく、自界の四、威儀路と異熟生とを除く、及び欲界の二、加行と通果、幷に無色の二、加行と有覆、學と無學との心なり。

[七四]生得の善心の無間に八を生ず。謂はく、自界の五と、通果心を除く、及び欲界の二と、不善と有覆、幷に色界の一、有覆無記なり。卽ち此れは復、五從り無間に起る。謂はく、自界の五、通果心を除く。

[七五]有覆無記の無間に九を生ず。謂はく、自界の五、(通果心を除く)。及び欲界の四なり。(二善と二染)、卽ち此れは復、十一心從り起る。謂はく、自界の五、(通果心を除く)、及び欲界の三、(生得の善心と、威儀と、異熟)、幷に無色の三なり。(加行善を除く)。

[七六]異熟と威儀との無間に七を生ず。謂はく、自界の四、(加行善と通果心とを除く)、及び欲界の二、(不善と有覆)、幷に無色の一、(有覆無記なり)。卽ち此れは復、五從り無間に起る。謂はく、自界の五なり、(通果心を除く)。

[七七]通果心從り無間に二を生ず。謂はく、自界の二、加行と通果なり。卽ち此れも亦二從り無間に起る。謂はく、卽ち前說の自界の二心なり。

[七八]色界の心の互に相生ずるを說き已りぬ。次に無色を說かん。四種の心の中、加行の善心の無間に七を生ず。謂はく、自界の四と、及び色界の一、(加行の善心)、幷に學と無學となり。卽ち此れは復、六從り無間に起る。謂はく、自界の三、(唯、異熟のみを除く)、及び色界の一、(加行善心)、幷に

こ) 校所攝善非分故。

【六六】是くの如き云云。今如上の理を圖示せば次の如し。
欲界八——二善、二染、(生得、加行)四無記。
色界六——二善、一染、三無記(工巧を除く)。
無色界四——二善、一染、一無記(異熟)學と無學。

【六七】此の段は欲界八心の相生を釋し、先づ第一に加行の善心に就て論ず。

【六八】欲界の八心の第二、生得善心の相生に就て論ず。

【六九】欲界の八心の第三、第四の二染汚心の相生に就て論ず。

【七〇】欲界八心の第五、第六の異熟、威儀の相生に就て論ず。

【七一】欲界の八心の第七、工巧處心の相生に就て論ず。

【七二】欲界八心の第八、通果心の相生に就て論ず。

【七三】此の段は色界六心の相生に就て述べ、先づ第一に加行善心の相生に就て論ず。

【七四】色界六心の第二、生得善心の相生に就て論ず。

【七五】色界六心の第三、染汚心なる有覆無記心の相生に就て論ず。

【七六】色界六心の第四、五、異熟と威儀との二無記心の相生に就て論ず。

論じて曰く、三界の善心に、各、二種を分つ。謂はく、[六三]加行得と、[六四]生得と別なるが故に。欲界の無覆は分ちて四心と爲す。一には異熟生、二には威儀路、三には工巧處、四には通果心なり。色の無覆心を分ちて三種と爲す。工巧處を除く。上界には都て、種種、工巧の事を造作すること無きが故に。無色界は行等の事無きが故に、威儀路無し。[六五]攝受支の三摩地無きが故に、亦、通果無し。[六六]是くの如きの理に依り、欲界に八有り、色界に六有り、無色に四有り。學、無學の心を合して二十と爲す。

第二項　二十心の相生

是くの如き二十の互に相生ずることは、且らく[六七]欲界を說かば、八種の心の中に、加行の善心の無間に十を生ず。謂はく、自界の七、通果心を除く。自類は靜定の無間に生ずるが故に。及び色界の一加行善心、並に學、無學なり。即ち此れは復、八從り無間に起る。謂はく、自界の四の二善と、二染と、及び色界の二の加行と、有覆と、並に學と無學となり。

[六八]生得の善心の無間に九を生ず。謂はく、自界の七、通果心を除く、及び色、無色の有覆無記なり。即ち此れは復、十一心從り起る。謂はく、自界の七、通果心を除く、及び色界の二の加行と、有覆、幷に學と無學となり。[六九]二染汚心の無間に七を生ず。謂はく、自界の七、通果心を除く。即ち此れは復、十四心從り起る。謂はく、自界の七、通果心を除く、及び色界の四、加行善と、通果心を除く。幷に無色の三なり。加行善を除く。

[七〇]異熟と威儀との無間に八を生ず。謂はく、自界の六、加行善と通果心とを除く。及び色と無色との有覆無記なり。即ち此れは復、七從り無間に起る。謂はく、自界の七なり。通果心を除く。

[七一]工巧處心の無間に六を生ず。謂はく、自界の六なり。加行善と通果心とを除く。即ち此れは復、七從り無間に起る。通果心を除く。

【五五】　即ち此れの云云。頌中の第十句、色の無覆は六を生ずることを釋す。
【五六】　無色界云云。頌中の第十一句、無色の善は九を生ずることを釋す。
【五七】　即ち此れは云云。頌中の第十二句、無色の善は六より生ずることを釋す。
【五八】　有覆云云。頌中の第十三句、無色の有覆は七を生ずることを釋す。尙無色の有覆は七より生ずるをも釋す。
【五九】　無覆云云。頌中の第十四句、無色の無覆は三より生じ、六を生ずることを釋す。
【六〇】　學の云云。頌中の第十五句、學心は四より生じ、五を生ずることを釋す。
【六一】　餘とは云云。頌中の第十六句、餘(無學)は五より生じ、四を生ずることを釋す。
【六二】　此の段は前述の十二心を、更に細分して二十心となし、前の如く、其の各心の相生の次第を明す。婆沙一一(大・二七 54 a)雜心論十(大・二八 956)、俱舍論七・一一右。
【六三】　加行得(Prāyogika)とは後天的に修行經驗によりて得するをいふ。
【六四】　生得(Upapattilābhika, Upapatti-Pratilambhika)とは先天的に生得するをいふ。
【六五】　雜心論十(大・二八 956

[五六]無色界の善の無間に九を生ず。謂はく、欲の善と、欲と色との無覆とを除く。[五七]即ち此れは六從り無間に生ず。謂はく、自界の三と、及び色界の善と、幷に學と無學となり。[五八]有覆の無間に能く七心を生ず。謂はく、自界の三と、及び色界の善と、欲と色との界の染なり。即ち此れも亦、七從り無間に起る。謂はく、欲、色の染、及び學、無學の心を除く。[五九]無覆は色に說きたるが如く、三從り無間に生ず。謂はく、自界の三なり。餘は皆、理に非らず。即ち此の無間に能く六心を生ず。謂はく自界の三と、及び、欲、色の染なり。已に無色の三心の相生ずるを辯じたり。

[六〇]學の心は四從り無間に生ず。謂はく、即ち學の心と、及び三界の善となり。即ち此の無間に能く五心を生ず。謂はく、前の四心と、及び無學の一となり。三界の染に非らず。互に相違するが故に、諸の無覆に非らず。明利ならざるが故に。

[六一]餘とは謂はく、無學は五從り無間に生ず。謂はく、三界の善と、及び學と無學との二なり。即ち此の無間に能く四心を生ず。謂はく、三界の善と、及び無學の一となり。學心を生ぜざるは、彼れの果に非らざるが故なり。染と無覆に非らざるは、前に說けるが如きの故に。

第七節　二十心

第一項　二十心とは如何

[六二]十二心の互に相生ずることを說き已りつ。云何が此れを分ちて二十心と爲すや。頌に曰く、

十二を二十と爲す。　謂はく、三界の善心と、
加行と生得とを分つ。　欲の無覆に四を分つ。
異熟と威儀路と、　工巧處と通果となり。
色界には工巧を除く。　餘の數は前說の如し。

ち欲界の善心を起して、これを防がんとするものにて、この時の欲の善心は、即ち色の染より等流せるものなり。

【四四】この段は頌中の第三句、即ち欲。染は十より生ずることを述べもの。

【四五】即ち此の云云。この段は頌中の第四句、欲の染は四を生ずることを述ぶ。

【四六】欲纏(Kāmāvacara)とは、欲界のこと。

【四七】色界の善とは、色界の定より生ずる欲界の能變化心をいふ。

【四八】色界云云。此の段は頌中の第五句、色の善は十一を生ずることを釋す。

【四九】十一とは欲界の四心、色界の三心、及び無色界の二心、無漏の二心とをいふ。

【五〇】即ち此れは云云。頌中の第六句、色の善心は九より生ずることを釋す。

【五一】有覆は云云。頌中の第七句、色界の有覆は八より生ずることを釋す。

【五二】即ち此れは云云。頌中の第八句、色界の有覆は六を生ずることを釋す。

【五三】自界の三は善と二無記心をいふ。

【五四】無覆云云。頌中の第九句、色の無覆は三より生ずることを釋す。

[三七]所依遠、二には[三八]行相遠、三には[三九]所緣遠、四には[四〇]對治遠なり。

[四一]即ち此れは復、八從り無間に起る。謂はく、自界の四と、色界の二心、出定の時に於て、[四二]彼の善從り起る。初靜慮の染の定に惱まさるゝ時、[四三]彼の染心從り、欲の善を生ず。求めて下の善に依りて、退するを防がんが爲めの故なり。及び學と、無學となり。謂はく、出觀の時なり。

[四四]染とは謂はく、不善と有覆無記との二にして、各、十從り無間に生ず。謂はく、自界の四と、及び色と無色との六なり。續生位に於て、上界の六心は、皆命終に欲の二染を生ず可し。必ず無漏生の染汚心無きが故に、此れは學、無學從り起るに非らず。[四五]即ち此の無間に能く四心を生ず。謂はく自界の四なり。餘は生ずる理無し。必ず下地の染心の無間に、能く上地、及び無漏の心を生ずること無し。餘とは謂はく、[四六]欲纒の無覆無記なり。此の心は五從り無間に生ず。謂はく、自界の四、及び[四七]色界の善なり。欲界の化心は彼れ從り生ずるが故に。即ち此れの無間に、能く七心を生ず。謂はく、自界の四と、及び色界の二と、善と染汚となり。入定の時に於て、欲界の化心は還、彼の善を生じ、續生の位に於ては、欲界の無覆、彼の染心を生ず、并に無色の一なり。續生の位に於て、此の無覆心は、能く彼の染を生ず。是くの如く、已に欲界の四心の無間に、從生、能生の決定を辯じたり。

[四八]色界の善心の無間に[四九]十一を生ず。謂はく、無色の無覆無記心を除く。異熟生の心は自界に屬するが故に、[五〇]即ち此れは復、九從り無間に起る、謂はく、欲界の二染汚心を除き、及び無色の無覆無記を除く。[五一]有覆は八從り無間に生ず。欲の二染、と及び學と無學とを除く。[五二]即ち此れの無間に能く六心を生ず。謂はく、[五三]自界の三と、欲の善、不善、有覆無記となり。[五四]無覆は三從り無間に起る。謂はく、唯、自界にして、餘は生ずる理無し。[五五]即ち此れの無間に能く六心を生ず。謂はく、自界の三と、欲と無色との染となり。已に色界の三心の相ひ生ずることを辯じたり。

【三七】所依遠(Āśraya-dūratā)所依とは依身のことにして、無色界の身中には如何なる欲界の法も現起することなきをいふ。
【三八】行相遠(Ākāra-dūratā)とは無色界にありて、下地を厭ひ、向上の修行をなすとき、唯、第四禪を下地と觀じて行じ、直接に欲界の五蘊を緣じて此の行相をなすことなきをいふ。
【三九】所緣遠(Ālambana-dūratā)とは、欲界の法を所緣とせざることをいふ。
【四〇】對治遠(Pratipakṣa-dūratā)とは、對治に厭對治、斷對治、持對治、遠分對治の四あり。未だ欲界の貪を離れざるものは、無色界定を起して、欲界の惡戒等に對して、厭對治、斷對治をなすを得ざるをいふ。
【四一】即ち此れは云云。この段は頌中の第二句の欲の善心は八より生ずることを釋せしもの。
【四二】彼のとは、色界の意にして、身が欲界にありて、色界定に入りたる時なり。
【四三】彼の染心云云。色界定に入り、ここに味著して上定に進み得ざる時、この定をも退く恐れあるを以て、下地即

第二項　十二心の相生

此の十二心、互に相生ずとは、頌に曰く、

欲界の善は九を生じ、　此れは復八從り生ず。
染は十從りして四を生じ、　餘は五從り七を生ず。
色の善は十一を生じ、　此れは復、九從り生ず。
有覆は八從り生じ、　此れは復、六を生ず。
無色の善は九を生じ、　此れは復、六從り生ず。
有覆は七從り生じ、　無覆は色に辯じたるが如し。
學は四從りして五を生ず。　餘は五從りして四を生ず。

論じて曰く、欲界の善心の無間に、[三五]九を生ず。謂はく、自界の四と、色界の二心と、入定の時と及び[三六]續生の位に於て、其の次第の如く、善と染との心を生ず。何の善心を生じ、復、何の地の攝なるや。此れは初位に於て加行心を生ず。若しは後時に於て、離欲の得を生ず。隨順して住するが故に、彼の生得の善心を起す容き無し。此の間に生在して、彼れをして起つて現前せ令むること能はざるが故に。有るが說かく、「彼の心は未至地の攝なり」と。有るが言く、「亦、初靜慮に攝在す」と。有るが說かく、「亦、靜慮の中間に在り」と。尊者、瞿沙は是くの如きの說を作す。「乃至、亦、第二靜慮に在り。超定の時、地を隔てゝ而も起るが如し」と。有るが是の說を作す。「非等引の心は、力の能く隔地の心を牽きて起すこと無し」と。是の故に彼れの說は理定んで然らず。及び無色の一と、續生位に於て、欲の善の無間に、彼の染心を生ず。幷に學、無學なり。隨順して住するが故に、欲の善の無間に、必ず定んで色、無色の纏、無覆無記を生ぜず。彼れは皆、自界の心に繫屬するが故に。亦、定んで無色界の善を生ぜず。彼れは此れに於て、四遠あるを以て遠きが故に。一には

【三五】九とは欲界の善・不善・有覆無記・無覆無記の四、色界の善と、染なる有覆無記の二、無色界の染の有覆無記の一と、及び學と無學との九。
【三六】續生云云。續生とは死して他界に生ずることをいひ、この續生の時には、何れの界に生ずるも、必染心なるを以て善と共に染も等無間緣とするものなり。

諸の所造色を、自ら互に相望するに、但だ三因有り。所謂、俱有・同類・異熟なり。所造の類に據りて、三因有る容し。一切有るに非らず。俱有因とは謂はく、[三二]隨心轉の身、語二業なり。七支相望するに、展轉して因と爲る。同類因とは一切の前生を、後の同類に於てするなり。異熟因とは謂はく、諸の不善、及び善の有漏の身語二業の、能く異熟眼等、色等を招くなり。

所造は大に於て、但だ一因と爲る。謂はく、異熟因なり。身語二業は、能く異熟の四大種の果を招くが故なり。

第六節　等無間緣としての心心所相互の關係

[三三]已に諸法の爾所の緣より生ずるを辯じたり。當に宗に隨ひて、委しく等無間緣の義を辯ずべし。前に總じて諸の心心所の已生なるは、最後を除いて、等無間緣と爲ると說きたりと雖も、未だ決定して何の心の無間に、幾くの心有りて生ずるや。復、幾くの心從り、何の心有りて起るやを說かず。今當に定んで說くべし。

第一項　三界十二心

心に多種有り、如何が彼れに依りて定んで說く可き耶。且らく略して、心に十二種有りと說く。云何が十二なるや。頌に曰く、

欲界に四心有り。　善・惡・覆・無覆なり。
色と無色には惡を除く。　無漏には二心有り。

論じて曰く、且らく欲界に於て四種の心有り。謂はく、善・不善・有覆無記・無覆無記なり。色と無色との界には、各三心有り。謂はく、不善を除く。[三三]餘は上に說くが如し。是くの如きの十種は、有漏心と說く。若し無漏心は唯、二種有り。謂はく、學と無學となり。合して[三四]十二を成ず。

【三二】隨心轉云云、定共戒、道共戒による七支の無表は、相互に望むるに、互に依存的關係を明し、俱有因なり。

【三三】此の段は等無間緣としての、心心所相互の關係を述ぶ。卽ち前に等無間の事を論じたるを補ふて細論するなり。

【三三】餘は云云。不善を除く餘の三心のあることは、欲界の場合と同じ。

【三四】婆沙論十一（大・二七・53c以下）、雜心論十（大・二八・959c）。

大は所造に於て能く五因と爲る。何等をか五と爲すや。謂はく、[二八]生と、依と、立と、持と、養との別の故に。同時の生なりと雖も、而も隨轉するが故に。芽の影を起し、燈焔の明を發するが如く大は所造に於て、因と成るの義を得。是くの如きの五因は、但だ是れ能作因の差別なり。大を所造に望めて、餘の五因と爲すは、理成ぜざるが故に。一果に非らざるが故に、倶有因に非らず。相應因に非らず、相應ならざるが故に。染汚に非らざるが故に、遍行因に非らず。異熟因に非らず。無記性に非らざるが故に、同類に非らざるが故に、同類因に非らず。問答決擇すること、順正理の如し。又[二九]本論の中、亦、文證有り。大を造色に望むるに五種因無し。說くが如し。「色處有り、無記を因と爲すに非らず。亦、無記に非らず。謂はく、善の色處なり」と。若し爾らば應に經論と相違すべし。契經に言ふが如し。『四大種に因りて、色蘊を施設す』と。[三〇]本論にも亦言く、「四大と所造とは、因と增上等」と。倶に相違せず。生因等に據りて、五因を說くが故に。大と所造と生因と爲るとは、彼れ從り起るが故なり。母の子を生むが如し。依因と爲るとは、彼れに隨ひて轉ずるが故なり。臣の王に依るが如し。立因と爲るとは、能く任持するが故なり。地の物を持つが如し。持因と爲るとは、彼の力の持つに由つて、斷ぜざら令むるが故なり。食の命を持つが如し。養因と爲るとは、能く增長するが故なり。譬へば樹根の水に潤沃せらるゝが如し。是くの如きは則ち大が所造の與めに、起と、變と、持と、住と、長との因の性と爲ることを顯はす。或は生因とは一切の大種、所造色を生ず。諸の大種を離れて、造色の生有るに非らざるが故に。造色の生じ已りて、同類相續して斷ぜざる位の中、火を依因と爲す。能く乾燥して爛壞せざら令むるが故に。水を立因と爲す。能く潤浸を爲して、散ぜざら令むるが故に。地を持因と爲す。能く彼れを任持して、墜ちざら令むるが故に。風を養因と爲す、能く彼れを引發し、增長せ令むるが故に。是くの如く大種は、所造の與めに倶有等の五種の因の義無しと雖も、而も生等の五種の別因有り。故に經論と相違の失無し。

【二八】生因(Janana-hetu)
依因(Niśraya-hetu)
立因(Pratiṣṭhā-hetu)
持因(Upastambha-hetu)
養因(Upabṛṁhaṇa-hetu)

【二九】本論とは發智論一三（大・二六 983 a)參照。

【三〇】本論とは發智論一三（大・二六 984 a)

の方便の起す所に非らざるべし。或は苦具を生じて、有情を逼害し、自喜を發すと爲んや。咄なる哉、何ぞ斯の暴惡の自在天に事ふることを、用ふることを爲んや。又世間は唯、自在の一因從り起る所と信ぜば、卽ち世間現見の罪福の諸の士用果を撥せん。若し自在は餘の罪福の助發する功能を待ちて、方に因を成ずと言はゞ、但だ是れ自在天を朋敬する言のみ。所餘の因緣を離れて、別用を見ざるが故に。

時、地、水等の種種の因緣は、芽等の生に於て、現に功力有り。芽等は彼れに隨ひて有無を成ずるが故に。芽等の生に於て、彼れの功力を除きて、別用を見ざるが故に、應に世間の法の起るは、自在を因に爲すと計すべからず。自在既に然なり、我、勝性等も亦、應に此れに准じて、應の如く思擇すべし。故に法として、唯、一因より生ずるもの有ること無し。但だ前の所說の如き種種の因緣從り、起る所なること、その理極成す。

第五節　大種と所造との相互關係

[二六]既に色法は因、及び增上の二緣の所生なりと言へり。大種と所造とを總じて名けて色と爲す。中に於て云何が大種と所造とが、自他相望めて、互に因緣と爲るや。頌に曰く、

大は大が爲めに二因なり。　所造の爲めに五種なり。
造は造の爲めに三種なり。　大が爲めに唯、一因なり。

論じて曰く、初めに、「大は大が爲めに二因なり」とは、是れ諸の大種の更互に相望めて、[二七]但だ倶有と同類との因たる義なり。倶起と前生と、因別なりと爲すが故に。謂はく、隨つて一を闕くも、餘は生ぜざるが故に。更互に相望めて倶有因有り。性類は別なりと雖も、而も同一事にして、更に相ひ隨順するが故に同類因有り。

【二三】釋門因緣とは佛敎の因緣說。

【二四】此の段は、前には生因としての自在天を破し、今は自在天ありとせば、何の目的を以てこの世界を作りしや、その意味無しとして、自在天を立つることの無用を述ぶ。

【二五】單に喜を生ずるためならば、餘卽ち世間を生ずる必要なかるべし。世間を作りて初めて喜を生ずるが如きものならば、その自在に非らざるべし。

【二六】この段は大種と所造との相互關係を述ぶ。

【二七】倶有因なるは、一の大種が大種たるためには、他の三大種と共同せざるべからざるを以て、これ倶有因なり。又同類を相望する前念の大種より後念の大種の生ずるは同類因なり。

第四節　附論、世間は一因より生ぜず

[一六]復、如何が世間の諸法は、唯、上に說くが如く、因と緣との所生なるを知るや。[一七]自在天、[一八]我、[一九]勝性[二〇]等の一因の起す所に非らず。次第に由るが故に。謂はく、諸の世間、若し自在等の一因の生ならば、則ち應に一切は俱時に生じて、次第に起ること非らざるべし。因現有なるが故に、何の法か障を爲して俱生せざら令むるや。諸法を現見するに、次第して起る。故に知んぬ、但だ一因の所生に非らず。若し「世間は自在の欲の前後の差別に隨ふが故に、頓に起るに非らず」と執せば、是れ則ち應に一因の生に非らずと許すべし。亦欲を法の生因と爲すと許すが故に、此の欲の前後の生滅の差別は理、亦成ぜず。因に異無きが故に。因に異無くして果に差別有るに非らず。要らず異因を待つて、果方に別なるが故に。[二一]或は差別の欲は應に頓に生ずと許すべし。所因の前後は差別無きが故なり。是れ則ち諸法も亦、應に頓に生ずべし。誰か能く障を爲して、頓に起らざら令むるや。若し自在の欲は更に[二二]餘因を待ち、前後次第差別して生ずとせば、應に所因の法は復、餘因を待つべし。則ち所待因は應に邊際無かるべし。因無邊なるが故に、無始の義成ず。[二三]釋門の因緣の正理を越えず。徒らに名を異にし、自在を說いて因と爲すなり。[二四]又無用なるが故に、應に世間の諸法は、自在を因と爲すと妄執すべからず。自在天は大功力を作して世間法を生ずるに、少しく所用有るに非らざるが故に、應に自在を因と爲すと謂ふべからず。若し自の歡喜を發生せん爲めとならば、但だ應に喜を發すべし。何ぞ[二五]餘を生ずるを用ひん。若し喜は餘の方便を離れて發らずんば、是れ則ち彼の喜は餘の方便の生なり。自在は斯に於て、應に自在に非らざるべし。喜に於て既に爾なり。餘も亦應に然るべし。差別の因緣不可得なるが故に。或は餘の方便は應に餘の方便を生ずべし。何ぞ自在天從り起る所と、計するを用ひんや。若し餘の方便は、餘の方便を離れても喜を生ぜば、亦應に餘

【一六】此の段は世間は一因より生ぜざることを述ぶ。

【一七】自在天(Iśvara)、塗灰外道の說にして、この神の力に依つて一切生ずと說く。

【一八】我(Puruṣa)奧義書に初まり、及び吠檀多哲學にて主張する說にて、我を一切生成の根源とす。

【一九】勝性(Pradhāna)とは數論派の自性(Prakṛti)のことにして、宇宙生成の源初と爲す。

【二〇】等とは時(Kala)自性(Svabhāva)極微(Paramāṇu)等を等取す。これらをそれぞれ一切生成の根源となす說行はれしもの。

【二一】或は差別云云。神の欲に依りて宇宙生成し、その欲に種種あり。差別して顯はると爲すも、その神は唯一無差別なるを以て、その種種の欲が、一時に生じて、世界は無秩序となる恐れあるべし。故にその計する所は非なりとなす。

【二二】餘因を待つとは、神の種種の欲を一時に俱起せしめざる因ありとの意。

なるが如きに非らざるが故に、然も心の方便加行より引生するが故に、說いて心の等無間と爲す可し。心と等しく起り、定んで相ひ違害するが故に、心等の等無間緣に非らず。

又此れを緣と爲せば、理と相違するが故に、謂はく、修行者は現行の心、心所法を厭惡して、無心定に入る。若し無心定復、此れを緣と爲して心、心所を引かば、則ち修行者は應に此の定に於て起すことを樂ふ心無かるべし。現行の心、心所法を離れんが爲め、無心定に入り、此れ復、心、心所法を引生すれば、正理に應ぜず。故に心等の等無間緣に非らず。「二定の刹那、前を後に望めて、何に緣りて等無間緣を立てざるや」。諸念は皆、心に由りて等しく引くが故に。前念に由りて後を引き、起ら令むるに非らず。若し前能く後を引かば、最後(念)は應に果なかるべし。亦、此れ出心を引くと說く可からず。已に違心は心緣に非らずと說くが故に。又出定心は入心の果なるが故に。入心の無間に出心未だ生ぜざるが、如何が彼れを說いて等無間と爲すや。等無間緣は中に於て、隔を爲すこと無きが故に。無間と等無間との二義に差別有り。前心等の力、後法を引きて生ず。後法を名けて、前の等無間と爲す。刹那の隔無きに無間の名を立つるなり。是の故に二言は其の義、各別なるが故に、是の說を作す。

「若し法、心の與めに等無間と爲らば、彼の法も亦是れ、心の無間なり耶」。應に四句を作るべし。第一句は謂はく、無心定の出の心心所、及び第二等の諸定の刹那なり。第二句は謂はく、初所起の諸定の刹那、及び有心位の諸の心、心所の生・住・異・滅なり。第三句は謂はく、初所起の諸定の刹那、及び有心位の心、心所法なり。第四句は謂はく、第二等の諸定の刹那、及び無心定の出の心、心所の生・住・異・滅なり。「若し法、心の與めに等無間と爲らば、無心定の與めに無間と爲る耶」。應に四句を作るべし。謂はく、前の第三、第四句は、今第一、第二の句と爲る。卽ち前の第一、第二の句は、今第三、第四の句と爲す。餘の不相應、及び諸の色法は、皆因と增上との二緣の所生なり。

論じて曰く、此の中「由る」の言は、「故に」の義を顯はさんが爲めなり。謂はく、心、心所は四縁の故に生ず。其れ所縁縁は心等を生ずるを除きて、別に四有ること無し。謂はく、六識身、及び相應法は、其の所應に隨ひ、[一二]色等の五、及び[一三]一切法を以て、所縁縁と爲す。心等の因縁は[一四]五因の性を具す。前生の自類、開避し、引發す。是れを心等の等無間縁と謂ふ。此の増上縁は即ち一切法なり。各、自性を除き、其の所應に隨ふ。

「豈に一縁、二因の作用は、彼の法の生ずる時に於て、即ち有るに非らざるに非らずや。如何、心等の四縁の故に生ず。如何ぞ因縁は五因の性を具するや」と。法の滅位に作用方に成ずと雖も、而も法の生ずる時、功力無きに非らず。此れを離れて彼の法は必ず生ぜざるが故に。心心所は必ず所縁に仗り、及び二因に托して、方に生ずることを得るを以ての故に。若し法が彼の法の與めに所縁と爲らば、或は因、暫時も無し。本論に說くに非らざるが故に。

[一五]二無心定は三縁の故に生ず。所縁縁を除く。能縁に非らざるが故に。此の因縁は但だ二因有り。一は倶有因なり。謂はく、二定の上の生等の諸相なり。二は同類因なり。謂はく、前の已生の自地の善法なり。等無間縁とは謂はく、入定の心、及び相應の法なり。増上縁とは謂はく、前に說くが如し。

「豈に無想も亦三縁より生ずるにあらずや。是れ心、心所の等無間の故に、亦應に說いて、心の等無間と爲すべし」。但だ心等の加行の引生するに非らざるが故に、此の中に於て廢して說かず。或は此の無想は但だ聲の所顯なり。二定の相對して立つるが如きに非らざるが故に。「二定は何に縁りて是れ心の等無間にして、而も是れ心の等無間縁と說かざるや」。心等の力の引生する所なるに由るが故に。心、心所の生の如きは、必ず前心の滅に繫屬するが故に、色法の、餘心と倶時に轉ず可きに非らざるが故に、得等の雜亂有りて、倶に現前す可きが如くに非らざるが故に、生等の是れ餘伊

【一二】色等の五は前五識の所縁縁なり。
【一三】一切法　一切法は第六識の所縁縁なり、一切法は三世の有爲法と、非世の無爲法をいふ。
【一四】五因の性云云。染汚心は異熟を除きて餘の四因より生じ、初無漏の苦法智忍は異熟同類、遍行を除いて、餘の二因より生じ、三の所餘の有漏の等、無漏の善、無記の心心所は、異熟、遍行を除いて、餘の三因より生ず。
【一五】二無心定とは無想と滅盡との二定のこと。この二定は心法に非らざるが故に相應因を除き、その體善なるによりて遍行と異熟となし。

法の生滅位に、皆障ふること無くして住するが故に、彼の作用は一切遮すること無し。

今應に思擇すべし、倶有・相應・及び所緣緣は、若し法生じ已りて方に作用を興さば、何ぞ此の二因と一緣とを立つることを須ひんや。若し因緣は要らず作用有り、方に立てゝ因緣性と爲すと許すと執せば、則ち未來世は應に因緣無かるべし。然るに宗の許す所、應に難と爲すべからず。「若し爾らば云何が作用有りと說くや。若し是くの如き二因一緣を離れて、正滅位の中、所因の諸法は應に作用の境を取る功能無かるべし。若し作用無くして亦緣と名くれば、諸の阿羅漢の最後の心等も亦應に等無間緣と立つ可し」と。此の責めは理に非らず。前に已に辯ぜしが故に。所緣緣は必ず作用有るに由りて、方に立つるに非らずと說く。何ぞ相關涉して、將に彼の等無間緣を例せんとするや。彼の緣は要らず開避と、牽引とに由るが故に、唯、現在にのみ正に安立す可し。未來世に於ては、定んで彼の緣無し。現在の時に於て、曾て作用有るが故に、過去と雖も亦、安立す可し。其の所緣緣は唯、現在のみに非らず。但だ體性有るは皆緣を成ず可し。必ずしも作用に由りて立つるを要せず。唯、少分に於て、少分、緣を成じ、作用の名を得。一切に於てに非らず。云何が有體は方に緣を成ずるを得ることを知るや。所緣の體若し無ければ、覺生ぜざるが故に。若し所緣緣は要らず作用有りて後、法無爲應に前果有るべし。或は此の作用に親しく諸の果を生ずるに據りて立つるに非らず。但だ諸法起用の所憑に據りて、說いて作用と爲す。故に後の無爲は、前果の失無し。

第三節　法と緣との關係

【二】應に何の法は、幾くの緣に由りて生ずるかを言ふべし。頌に曰く、

心心所は四に由り、　二定は但だ三に由り、
餘は二緣に由りて生ず。　天に非らず。次第の故に。

【二】此の段は法と緣との關係に就て述ぶ。

て作用を爲す。應に何の緣が、何の位の法に於て、作用を興すかを說くべし。頌に曰く、

二因は正滅に於て、　三因は正生に於て、
餘の二緣は相違して、　而も作用を興す。

論じて曰く、前に五因を說きて、因緣の性と爲したり。[三]二因の作用は正滅の時に於てす。[四]正滅の時の言は、法現在して、滅、現前することを顯はすが故に、正滅の時と名く。[五]倶有、相應の二因は法の滅の現前する位に於て、功能を作す。此の位に二因の功能を作すを、倶生品と謂ふ。隨つて一を闕く時、作用は皆無なり。境を取ること能はず。現在位に於て、是くの如きの二因は、倶に一時に取果、與果すと雖も、而も今は但だ、與果の功能に約す。

言ふ所の「[六]三因は正生に於てす」とは、謂はく、未來法の正生位に於てするなり。生じて現前するが故に、正生の時と名く。同類・遍行・異熟の三種は、法の正しく生ずる位に、功能を作す。故に有るが說いて言く、「等流、異熟の二果は、因力を牽引して生ぜ令む」と。同類、遍行は、無間の等流果の起ること有る容し。彼の果は正生の時に於て、因、作用を興すと言ふ可し。異熟の因果は必ず時を隔遠し、其の因久しく滅し、果方に正しく起る。如何が作用、果の生ずる時に在るや。過去時に作用有る可きに非らず。此の作用と言ふは、意、功能を顯はす。二相の別の中、已に曾て思擇せり。其の因滅して無量の時を經と雖も、而も功能有りて、自果をして起さ令む。不共に由るが故に、自果の生ずる時、作用は無しと雖も、自果に於て、功能を[七]興す上に、作用の名を立つるなり。唯取果の功能を乃ち眞の作用と名く。餘を作用と名くるは、皆是れ假りに說くなり。

已に因緣の[八]二時の作用を說けり。[九]二緣の作用は此れと相違す。等無間緣は法の生ずる位に於て、作用を興す。彼の生ずる時に、前の心心所が引いて、開避するを以ての故なり。若し所緣緣は[一〇]能緣の滅位に作用を興す。心心所は要らず現在の時に、方に境を取るを以ての故なり。其の增上緣は

【三】二因とは倶有と相應の二因をいふ。
【四】正滅の時とは、法が正しく現前して滅相の將に顯れんとする時なるを以て、正しく現在のことなり。
【五】倶有云云。此の二因は同時因果なるを以て、その因果が作用を呈するは、この正しき現在にあるなり。
【六】三因とは同類・遍行・異熟因の三をいふ。この三因は共に後時に果を引生するが故に、因たる作用は、その果たる法が未來に於て方に生ぜんとする位、即ち正生位に於て顯はるるなり。
【七】大正藏に「興」となるも、與の誤りなり。
【八】二時とは正滅位と正生位の二時をいふ。
【九】二緣とは等無間緣と所緣緣をいふ。この二緣は前の二緣と異りて、等無間緣は正生位に、所緣緣は正滅位に作用を起す。
【一〇】能緣の滅位とは、能緣の心心所の正滅位、即ち心心所の正しく現前する時をいふ。

〔辯差別品第三の七〕

一 縁と因との義、差別云何ん。有るが説かく、「因と縁とは遍と不遍との異なり。初と四の二縁は六因を攝するが故に。二と三の二縁は因の攝に非らざるが故に。六因四縁の體は、別無しと雖も、而も義に異有り。且らく無間縁及び所縁縁は、既に因の攝に非らず。故に知んぬ。餘の二義も亦殊り有り。縁の義等しきが故に、因と皆別なり、故に、總じて因と縁と異ることを辯ずる言有り。因とは謂はく、能生、縁は能長養なり。猶し、生と養との二母の差別の如し。又縁は攝助し、因は方に能く生ず。生じ已りて相續し、縁力長養す。故に有るが説かく、「因は唯、一有り、縁は乃ち衆多あり。猶し種子と、糞土等の異の如し」と。又因は不共なり。共なるは是れ縁なり。眼の如く、色の如し。又自事を作すを因と名け、若し他事を作すを縁と名く。種と糞等の(異の)如し。又能く引起するを因と名け、能く任持するを縁と名く。華の如く、蔕の如し。又近を因と名け、遠なるを縁と名く。珠の如く、日の如し。又因は能生、縁は能辦なり。猶し酪より生酥を出すが如し。人、器を鑽するの能辦ず。又正しく義有るが故に因と名け、能く顯發を助くるを縁と名く。字界、字縁の義に於て、差別有るが如し。斯くの如き等の類の差別衆多なり。是の故に因と縁との別を立てゝ想と名く、此れ總じて意は、因は親にして、縁は疎なることを顯はすなり。故に因縁中、親疎の數廣し。

第二節　四縁の作用

二 已に理と教とに隨ひて、略して諸縁を辯じたり。是くの如きの諸縁は、法の生滅を顯はして、以

【一】此の段は因と縁との差別について詳述。

【二】此の一段は四縁の作用に就いて述ぶ。この作用とは、眞果の意にして、取果の用は前に已に六因に約して、已に説きたれば、今は重ねて説かざるなり。倶舍論七・五右參照。

爲す。餘の生ずるも亦爾なり。此の緣の體用其の量無邊なり。契經の中に說くが如し、『世の自法の三增上とは、惡を止め、善を行ふ所に因を觀ずるが故に、增上の名を立つ。謂はく、境の現前し、煩惱得に起らんとするに、彼の一を觀ずるに隨つて、惡止み、善行ず。止行の中に於て增上を得るが故に。契經に且らく增上を說くに三有りて、餘に非らず。餘に於て增上の義無し。

見滅見道、所斷覺知、四能隨憶は各他の一を除く。廣說乃至、十二種有り。謂はく、欲界の四、上界の各に三、及び學と無學となり。欲の善覺知、十二隨憶、不善の色、善覺知も亦、爾なり。欲の覆、無覆無記覺知、八能隨憶は、色の有覆及び無色の三を除く。色の覆の覺知、十能隨憶は、欲の有覆、無覆無記を除く。無色界の善の覺知も亦爾なり。色界無覆無記覺知、十能隨憶は、無色界の有覆無覆を除く。無色の有覆無覆覺知、九能隨憶は、欲の有覆、欲と色との無覆を除く。有學覺知、十一隨憶は欲の有覆を除く。無學覺知、退法は學の如し。若し不退法の、七能隨憶は學を除き及び三界の四染を除く。二十心等の諸門の差別、覺知と隨憶、理の如く應に思ふべし。

[三八]增上緣の性は卽ち能作因なり。能作因は因の義細なるを以ての故に、邊際無きが故に、一切法を攝す。若し此れ彼れに於て、礙へずして生ぜ令むれば、是れ能作因なり。增上緣の義は、三緣の義に對す。此の類は最も多く、所作寔に繁し。故に增上と名く。豈に增上は法を攝すること、普周なるにあらずや。寧んぞ復、三に對して言はんや。此の增上は三の體に對して增上の名を立つるに非らず。何となれば、三の義、用に對して立つるなり。諸緣の義、用は互に相通ぜず。諸緣の體性は更互に相雜す。增上緣の如きは、義類無量にして、所作繁廣なり。餘の三は然らざるが故に。此れ獨り增上緣の稱を標す。五因と及び三緣の性とを攝せんが爲めに、攝せざる所の義を、能作因、及び增上緣と立つ。此の二種の義類最も廣きに由るが故に、通名を立つ。譬へば行蘊の如く、法界、法處、法寶、法歸、法念住等なり。

有餘師の說かく、「此の增上緣は體類最も多なるが故に、增上と名く」と。所緣緣の性は諸法に遍しと雖も、而も所緣と作ること、俱有に通ぜず。位狹きに由るが故に增上の名を廢す。

有餘復、說かく、「所生の廣きが故に增上緣と名く。謂はく、一切法、唯自體を除きて、遍く能く一切の有爲を生起す。一剎那の眼識の生ずる位の如し。其の自性を除き、一切法を用ひて增上緣と

【三八】此の段は增上緣に就て述ぶ。

れ、心、心所の發生の緣なるが故に、所緣緣と名く。一切法とは卽ち十二處なり。謂はく、眼、耳、鼻、舌、身、意識、及び相應法なり。其の次第に隨ひて、諸の色、聲、香、味、觸、法を以て、所緣の境と爲す。六根は唯、是れ意識の所緣なり。何に緣るが故に知るや。經に多法、意識を生ずと言ふが故に。又眼等の根は、皆五識の境の攝する所に非らざるが故に。所識、所知諸法に遍きが故に、五識の所緣は唯實にして假に非らず。意識の所緣は假と實とに通ず。諸の心、心所の有を緣じて、無に非らず。餘宗を破斥すること[三七]順正理の如し。

然るに心心所の所緣の境は、定んで眼識等の所緣の色に於て、乃至、意識等の所緣の諸法に於てすと謂はゞ、此の心心所は、所緣に於て、定んで處と爲んや、類と爲んや、刹那に約すと爲んや。有るが說かく、處に約す。謂はく、眼識等は唯、色處を緣ず。餘は所應に隨つて、各、自境を說く。一境に於て、多の心心所住して法を生ぜざること勿し。故に餘は定に非らず、且らく眼識等は諸の色の中に於て、隨つて何の色に遇ひて、卽ち之を緣じて起るや。若し爾らば、如何ぞ青黃等の覺體雜亂せざる、此の失を避けて處と類とに約し、刹那に約するに非らずと說く有り。若し爾らば何ぞ青黃等の覺體は雜亂せざるや。是くの如く應に處と、類と、刹那の三皆決定すと說くべし。豈に一境に多の心心所住して、法を生ぜざるにあらずや。此れ失有ること無し。未來世に寬なり、豈に受く容からざらんや。又心心所は自の所緣に於て、前に覺知する所を、後に能く隨つて憶す。且らく五識等の境と、意識等隨つて憶す。五識等は隨つて憶すること能はず。前の覺境は一念に緣るが故に。分別無きが故に。

意に二種有り。謂はく、染、不染の隨一覺知と二能隨憶なり。復三種有り、善染無記、隨一覺知、三能隨憶なり。復、四種有り、謂はく、善・不善の有覆無記、無覆無記、隨一覺知、四能隨憶なり。復、五種有り。謂はく、見苦所斷、乃至修所斷、見苦見集及び修所斷、隨一覺知、五能隨憶なり。

【三七】順正理論十九、をみよ。

の種類、必ず俱生せずと雖も、然も其の生じ已りて、後を引くこと能はず、等無間と名く可きも、等無間緣に非らず。是の故に設ひ、無心位に約して辯ずるも亦、失有ること無し。

諸の是の說を作さく、「二定に入る心の滅して過去に入りて、方に能く第二念等の定、及び出心を漸取するとき、彼の入定心は應に過去に非らざるべし。[三五]夫れ取果とは是れ牽果の能なり。諸の牽果の能は是れ行の作用なり。行の作用に依りて三世の別を立つ。若し作用有りて、現在に非れば、豈に、便ち世の別の所依を壞せずや」。諸有が釋して言く、「過去の眼等は色等の境に於て、見、聞、齅、嘗覺等の各別の作用有ること無きが故に、現在に非らず」と。彼の釋は然らず、應に共に審決すべし。眼等の作用は是れ境に於て、見等の功能と爲んや。牽果の用と爲んや。若し是れ境に於ける見等の功能ならば、便ち闇中に於て、現在の眼等は未生已滅なり。眼等は何ぞ殊にして、而も未來、過去と爲すと說かざるや。闇中の眼等は、見、聞、齅、嘗等の用無しと雖も、而も皆現に牽果の功能有りて、作用と名く可し。此の用有るに約して、皆現在と名く。所餘の取境と、與果等の用は、皆作用に非らず。但だ是れ功能なり。是くの如き功能は三時に有る容し。三世を辯ずる處に、當に具さに思擇すべし。又過去世の諸の心心所は、所緣等に於て、礙を爲すこと能はざるが故に、此の緣の取果を作すこと能はざるなり。

復、一類有つて、後執を許可す。「豈に苦法智忍の正生に在る時、卽ち世第一法の與めに、等無間と爲るにあらずや」と。理は實に應に爾るべし。然るに此の中等無間緣は、要らず已生に至りて、此の緣方に立つと說くが故に。過有ること無し。是くの如きの二釋の未已生の言は、我が義宗に於て、並に違害無し。

[三六]所緣緣の性は卽ち一切法なり。心心所の所緣の境を離れて外に、決定して更に餘法の得可き無し。一切法は是れ、心、心所の生じて、攀附する所なるを以ての故に、所緣と曰ふ。卽ち此の所緣は是

【三五】夫れ。本文末に作り、他本は失に爲す。共に意をなさず、「夫」なるべし。

【三六】此の段は所緣緣に就て論ず。

らずと爲し、若し已生位に至れば、等無間と爲ん耶。若し前を執せば、有法位は爾るべし。無心位は如何ぞ。謂はく、無心定の入心の已生は、卽ち第二念等の定、及び出心の與めに等無間と爲る可からず。若し入定心已生位に至り、卽ち彼の諸法の與めに等無間と爲らば、等無間緣の果法として取らるゝは、必ず物の能く其の生を礙ふること有ること無し。則ち彼の一切は皆應に、頓起すべし。若し入心の後、出心卽ち生ずれば、是れ則ち二定は永く應に起らざるべし。若し後を執せば、苦法智忍の未だ已生ならざる時は、應に彼の世第一法の與めに、等無間と爲らざるべし。然も必ず應に、苦法智忍の正生に在る時、卽ち彼の世第一法の與めに、等無間と爲ると名くと許すべし。此の中の一類は前執を許可す。然も見蘊の文は、有心位に約して等無間を說くが故に、前の失無し。或は言く、設ひ無心位に約して辯ずるも、此の失亦無し。謂はく、入定心は現在位に居して、頓に諸定及び出心の果を取り、亦最初の剎那の定果の、滅して過去に入ると、後の諸定、及び出定心の一一の生ずる時とに隨つて、與果にして非取なり。先きに已に取るが故に。「豈に一切の等無間緣は、異時に取果と與果と有ること無きにあらずや」と。此の責めは理に非らず。取果は必ず頓なるも、與果は漸有るが故に。失有ること無し。但だ應に責めて言ふべし。同一の心果なるに、何に緣りて、諸定及び出定心は前後に生じて、俱時に起らざるや。正しく求むる所の者、理必ず前に生ず。謂はく、入定心は定を順求するが故に、心の無間に定必ず前に生ず。若し爾らば何に緣りて諸の剎那定は前後して起るや。諸の剎那定は、俱生は無用なるが故に、俱生せず。前の加行の勢力の所引に由るが故に。多念の定、長時に續生し、多の剎那定俱起するに非らず。一剎那の定を用つて、爲すこと能はざる所なるが故に、頓生せず。猶し識等の如し。然るに諸念定は是れ等無間なるも、等無間緣と說く可からず。若し法の前心に由りて等しく引起し、同一の種類、必ず俱生せず。生じ已りて復、能く後を引きて起ら令むるを、等無間、及び等無間緣と名く可し。諸定は前心に由りて等引し、同一

又決定して是れ異熟生ならず。然るに毘婆沙は說く、「心、心所の依緣の行相は、皆拘礙有り。斯れに由るが故に等無間緣を立つ。色と不相應とには是くの如きの事無し」と。唯、開避にて此の緣を建立するに非らず。亦牽生に據りて此の緣の體を立つるなり。故に極微等は、前は後に避くと雖も、後、方に生ずることを得、而も此の緣に非らず。心等の相生ずるは、定、不定有り。故に亦、有力の牽生に據るを知る。此の定、不定は[三四]順正理の如し。

諸の心心所は、自因の力の生なり。前の無間に滅するに、何の作用有るや。謂はく、諸の根境は現に和合すと雖も、而も識等は同類の並生すること無し。故に知んぬ、前心の無間滅の位に力有りて、後心を牽きて生ぜ令む。色、不相應には是くの如きの事無し。

說くが如し。『云何が心等無間緣法なるや。謂はく、心の無間の餘の心、心所法の已生、正生、及び無想定、乃至廣說』と。此の已生の言は過、現世を攝し、正生の言は未來の生時を攝す。「若し爾らば便ち應に第二念等の定、及び出定心は、心の等無間に非らざるべし。入心の無間に、彼れ未だ生ぜざるが故に」。彼の後の正生の時に、心の等無間と名く。中間に等無間緣を隔てざるが故に。後を前に望めて、亦無間と名く。又必ず當に起るべきを、亦生ずる時と名くべし。「果として取られ已りて、必ず當に生ずべきが故に」と。若し爾らば見蘊の論文に違害す。彼に問ふて言ふが如し。「若し法、彼の法の與めに等無間ならば、或る時此の法は彼れの與めに、等無間に非らざる耶。彼れ卽ち答へて言く、「若し時に此の法、未だ已生に至らざれば、違害か有らんや。等無間は定んで已生に至るを要す」と。然るに此の中に於て、二種の釋有り。並に違害無し。若し時に此の法未だ已生せざれば、此の法は是れ何ぞ。前と爲んや。後と爲んや。世第一法の苦法智忍を生ずるが如し。世第一法の未だ已生に至らざる時、苦法智忍の與めに等無間と爲るに非らずと爲し、若し已生位に至れば、等無間と爲ん耶。苦法智忍の未だ已生に至らざる時、世第一法の與めに、等無間と爲るに非

【三四】順正理論一九。

の咎有るや」。若し能く後を牽けば、應に前位の如く、心、心所法も亦能く與果すべし。若し緣闕くが故に與果の義無し。應に緣を闕くに由りて、果を牽くこと能はざるべし。或は正滅の時の心、心所法が能く牽き、能く正生位に在る等無間緣の法に處を與ふるを、等無間緣と名く。諸の阿羅漢の最後の心等は、正滅の位に於て、正生の等無間緣法有ること無きが故に、等無間緣と說く可からず。「若し爾らば無想、及び二定の前の心、心所法は、正滅位、正生位の中に於て、心、心所無し。應に等無間緣と說く可からず。彼れ定んで當生なるが故に、亦、等無間と名く。不相應の隔、卽ち生ずることを得ず。既に定んで當生を生と說くも、咎無し。同類因等の取果定んで是れ無きが故に。應に彼れを以て此れを例すべからず。

[30] 何が故に未來の心、心所法に、全く等無間緣を立つと許さゞるや。等無間緣は前後の所顯にして、未來に未だ前後の決定有らず。[31] 若し彼れ已に前後の決定有らば、正しく加行を修すること、則ち唐捐と爲らん。異熟の因果は前後定なると雖も、而も相に就て立てゝ前後に據らず。故に未來に通ず、例と爲す可からず。若し未來世に定んで前後無くば、如何が世尊は、當の時分に『諸佛の德用不可思議なり』と記せんや。因果は曾て當に皆能く現見すべし。

有るが說かく、「現在の有情の身中、各、未來の因果の先相有り。佛は此れを觀ずるに因りて、便ち未來を知る。證見分明にして、相を占ふ智に非らず。佛は此れ等の [32] 爾焰の稠林に於て、理に因る所有り。方に能く證見す、一切智に非らず。便ち因る所無し。色等の境に於て、能く作用有り。

[33] 何に緣りて諸の色と不相應行とは、倶に等無間緣を建立せざるや。一身の中に同類並起するを以て、或は多、或は少、等無間緣に非らず。

若し爾らば、命根は二、倶起すること無し。何ぞ等無間緣に託すと許さゞるや。宿業力の生なり。前命の引くに非らず。心心所には先業の生有りと雖も、而も境根に託すれば、例と爲す可からず。

【三〇】 此の段より以下に於ては、未來法に等無間緣を立てざることに對する種々の疑問と、それが解答を記せるものなり。

【三一】 若し云々。若し未來世に等無間緣ありとすれば、一切法の生起は、すべて豫定されることとなれば、極端なる運命論となり、何らの加行を修する必要なきことゝなる。

【三二】 爾焰の稠林。爾焰は Jñeyam の音譯にして、所知の義。稠林は密林の義にて、解り難きことを意味す。卽ち解り難き所知法の義なり。

【三三】 何に緣りて云々。以下色法と不相應行法の等無間緣に非らざることを論ず。

の二法の倶生すること無し。故に說いて等と名く。此緣は果に對して、同類の法の中間を、隔と爲すこと無きが故に、無間と名く。若し此の果の無間に續生するを無間と名くと說かば、無想等を出づる心等を、前に望めば、應に無間に非らざるべし。或は等法の中間に於て起ること無きを、等無間緣と名く。是の二の中間に、等法の生ずる義有ることを得容き無し。或は前の倶生の心心所品等、無間の後品の與めに緣と爲る。唯、類の同じきのみ等無間と名くるに非らず。

何が故に、一身の心、心所法は、同類の二體、倶生すること有ること無きや。等無間緣に第二無きが故に。何に緣りて(第)二の等無間緣無きや。一一の有情は、一心轉ずるが故に、何に緣りて一一但だ、一心轉ずるや。心は餘境に於て正しく馳散する時、餘境の中に於て、了知せざるが故に。又心、定に在りて一境を專らにする時、餘境の散心は必ず生ぜざるが故に。又、一相續若し多心有れば、應に能く心を調伏する者有ること無かるべし。又若し一身に多心並起せば、境は各別と爲んや。共相應と爲んや、若し共相應なれば、一境、一相差別無きが故に、倶起は唐捐あり。若し境、各別なれば、卽ち應に染淨、善惡倶生し、便ち解脫無かるべし。復、至教有りて、一有情に唯、一心有りて、相續して轉ずるを證す。謂はく、契經に說かく、『樂受を受くる時、彼れ爾の時に於て、二受倶に滅す』と。

又契經に說かく、『心を獨行と爲す』と。云何が定んで知るや、心、心所法の生ずる時、必ず等無間緣を藉ると。契經に『及び彼の能生の作意正しく起る』と說くに由る。現見するに覺慧は定んで、覺慧を先きと爲すに由るが故に生ず。若し此れと異ならば、何の理が能く本、有情無くして、今の時欻ち起るを遮するや。諸の阿羅漢の最後の心心所は、何に緣るが故に、等無間緣に非らずと說くや。彼れは後果を牽くこと能はざるに由るが故に。此れは復、何が故に果を牽く能無きや。爾の時に於て、餘緣闕くを以ての故に。「餘緣闕くが故に後識生ぜず、後果を牽く能有りと許せば、斯れ何

何をか諸緣と謂ふや。頌に曰く、

四種の緣有りと說く。　因緣は五因の性なり。
等無間は後に非らず。　心心所の已生なり。
所緣は一切法なり。　增上は卽ち能作なり。

論じて曰く、何れの處に於て說けるや。謂はく、[二六]契經の中に四緣性を說けるが如し。謂はく、因緣性、等無間緣性、所緣緣性、增上緣性なり。此の中、緣性とは卽ち是れ四緣なり。四の所居は、卽ち所居の性の如し。種類を顯はさんが爲めに性の言を說く。意は諸緣を攝するに、事の差別に隨ひて無量の體有り。然るに其の義を括するに、四種類の中に攝入するに非らざるは無し。謂はく、一切の緣は此の性を過ぐること無し。六因の內に於て、能作因を除ける所餘の五因は、是れ因緣性なり。本論に說くが如し。何をか因緣と謂ふ、謂はく、一切の有爲法なり。論に既に亦、無爲を攝すと說かざるが故に、五因を立てゝ因緣性と爲す。無爲は何が故に因緣を立てざるや。此は前に釋するが如く、無障に住して能作因を立て、餘因の攝に非らず。

諸法の性は本有にして、無に非らずと雖も、而も功用の成には、必ず因力を待つ。諸の造色の體の如きは、本無に非らざれども、而も功用の成には必ず大種に因る。因中の勝なる者は、其れ唯、五因なり。造色の因の勝なる者の如きは、五無し。

[二七]後に非らざる已生の心、心所法を、一切總じて等無間緣と說く。[二八]謂はく、阿羅漢の最後の心心所を除いて、諸餘の已生の心、心所法は、皆是れ等無間緣ならざるは無し。未來と、及び無爲法を簡ばんが爲め、已生の言を說く。諸色と不相應とを簡ばんが爲め、心、心所と說く。何が故に簡無間緣は、唯、心、心所のみなるや。此れと等無間緣とは、義相應なるが故に。此の緣より生ずる法は、[二九]等にして而も無間なり、此の義に依りて等無間の名を立つ。謂はく、一の相續にして、必ず同類

【二六】契經云々。緣生初勝分本經上卷（大・一六 833 b）。分別緣起初勝法門經下（大・一六 840 c）にあり。現存阿含・尼柯耶には出でず。

【二七】此の段は等無間緣に就て詳述す。

【二八】阿羅漢云々。阿羅漢が特に無餘涅槃に入らんとする最後剎那の心心所は、後の心心所の緣に非らざるが故に除く。

【二九】等にして云々。前念の心心所の體の一なるに隨ひ、所起の心心所も亦、その體一にして、二者相等しきが故に等といひ、前後法の間に餘法の間入するなき點に於て無間といふ。

順退は應に知るべし、亦爾なりと。又六因の中、異熟の一因は唯、有異熟なり。餘の五因は、有異熟と及び無異熟とに通ず。又六因の中、能作の一因は三世と非世とに通ず。倶有、相應、異熟の三因は皆、三世に通ず。同類と遍行との二因は、唯、過去、現在に通ず。又六因の中、遍行の一因は不善、無記なり。異熟の一因は善、不善に通ず。餘の四因は皆三性に通ず。又六因の中、遍行と異熟とは、三界繫に通ず。餘の四因は三界繫に通じ、及び不繫に通ず。又六因の中、遍行と異熟の二因は唯、是れ非學、非無學なり。餘の四因は皆三種に通ず。又六因の中、遍行の一因は唯、見所斷なり。異熟の一因は見修所斷に通ず。餘の四因は見修所斷と及び非所斷とに通ず。又六因の中、能作の一因は、四諦攝、及び非諦攝に通ず。遍行と異熟の二因は、唯、苦、集諦攝に通ず。餘の三因は苦、集、道の三諦の所攝に通ず。又六因の中、相應、遍行は唯、四蘊の攝なり。倶有、同類、異熟の三因は五蘊の攝に通ず。能作の一因は五蘊の攝及び、非蘊の攝に通ず。又六因の中、相應、遍行は意と法處との攝なり。異熟の一因は、色、聲、意、法の四處の所攝なり。餘の三因は十二處の攝なり。又六因の中、遍行の一因は、意、法、意識の三界の所攝なり。相應の一因は、七心界と法界の所攝に通ず。異熟の一因は、色、聲の界、及び七心界、法界の所攝に通ず。餘の三因は十八界の攝なり。

第八章　六因四緣（その二）

第一節　四種の緣

〔三五〕此れ等の因果の諸の差別の相は、一切智に非らざれば、能く遍知すること無し。已に我等は覺慧の所行に隨ひて、因果の義中、略して其の相を辯じたり。重ねて明了にせんが爲め、諸緣を思擇す。

【三五】此の段は四種の緣を述ぶ。四種の緣とは、
（一）因緣（Hetu-pratyaya, Hetu-paccaya）とは物の種子の如きものにて、物を生ずる親因なり。能作因を除きて五因を總括す。
（二）等無間緣（Samanantara-pratyaya, Samanantara-paccaya）とは、前念の心心所が過去に滅して、その後を次念の心心所にあけわたすをいふ。古來これを一本橋に譬ふ。
（三）所緣緣（Ārambana-pratyaya, Ārammana-paccaya）とは、心心所に對し、その所緣の法が無くてはならぬ關係を指していふ。
（四）增上緣（Adhipati-pratyaya, Adhipati-paccaya）とは、一切の法の存在に對し、他の法が不障礙の關係にあるをいひ、能作因と等しきものなり。

く、過現世の非遍行の法なり。又同類因は異熟因に對して、應に四句を作るべし。第一句は謂はく、過去、現在の無記、無漏法なり。第二句は謂はく、未來の不善、及び善の有漏法なり。第三句は謂はく、過現の不善、及び善有漏法なり。第四句は謂はく、未來世の無記無漏、及び無爲法なり。若し相應因を遍行因に對せば、應に四句を作るべし。第一句は謂はく、未來世の心、心所法と、過現の非遍の心、心所法なり。第二句は謂はく、過去、現在の遍の不相應行なり。第三句は謂はく、過去、現在の遍の心、心所法なり。第四句は謂はく、諸の色法、未來の一切の不相應行、過現の非遍の不相應行と、及び無爲法となり。又相應因は異熟因に對しても亦、四句を作す。第一句は謂はく、無記、無漏の心、心所法なり。第二句は謂はく、不善と、善の有漏色と、不相應行となり。第三句は謂はく、不善と、善の有漏の諸の心、心所法となり。第四句は謂はく、無記・無漏の色、不相應行、及び無爲法なり。若し遍行因を異熟因に對せば、應に四句を作るべし。第一句は謂はく、過去、現在の無記の遍行の法なり。第二句は謂はく、未來の不善と、及び善の有漏の法と、過現の善の有漏と、不善の非遍行の法なり。第三句は謂はく、過去、現在の不善の遍行の法なり。第四句は謂はく、未來世の無記、無漏法と、過現の無漏、無記の非遍行法、及び無爲法となり。

又、應に是くの如きの六因の、色、非色等の諸門の差別を思擇すべし。謂はく、六因の中、相應、遍行の二因は、非色なり。餘の四因は、色と非色とに通ず。有見、無見、有對、無對は應に知るべし、亦爾なりと。又六因の中、唯、相應因は但だ相應法にして、餘は相應と、不相應法とに通ず。有所依、無所依、有發悟、無發悟、有行相、無行相、有所緣、無所緣は應に知るべし、亦爾なりと。又六因の中、遍行と異熟との二因は、唯、有漏なり。餘の四因は有漏、無漏に通ず。又六因の中、能作の一因は有爲、無爲に通ず。餘の五因は一向に是れ有爲なり。又六因の中、遍行の一因は唯、是れ染なり。餘の五因は、染と及び不染とに通ず。有罪、無罪、黑白、有覆、無覆、順退、不

は無く、法として果に非らざるは有り。所謂虚空と、及び非擇滅となり。

復、應に思擇すべし、是くの如きの六因の自性を相望するに、純有り、雜有り。且らく能作因は倶有因に對して、後句に順ずと爲す。謂はく、倶有因は必ず雜能作なり。純能作有り。倶有因に非らず。謂はく、無爲法なり。又能作因は同類因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、同類因は必ず雜能作なり。純能作有り。同類因に非らず。謂はく、未來法と及び無爲法なり。又能作因は相應因に對しても、後句に順ず。謂はく、相應因は必ず雜能作なり、純能作有り。相應因に非らず。謂はく、諸の色法、不相應行、及び無爲法なり。又能作因は遍行因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、遍行因は必ず雜能作なり。純能作有り。遍行因に非らず。謂はく、未來の法、過去、現在の非遍行の法、及び無爲法なり。又能作因は異熟因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、異熟因は必ず雜能作なり。純能作有り。異熟因に非らず。謂はく、無記法と及び無漏法となり。

若し倶有因は同類因に對して、後句に順ずと爲す。謂はく、同類因は必ず雜倶有なり。純倶有有り。同類因に非らず。謂はく、未來法なり。又倶有因は相應因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、相應因は必ず雜倶有なり。純倶有有り。相應因に非らず。謂はく、諸の色法と、不相應行となり。又倶有因は遍行因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、遍行因は必ず雜倶有なり。純倶有有り。遍行因に非らず。謂はく、未來法と過去、現在の非遍行法なり。又倶有因は異熟因に對しても亦、後句に順ず。謂はく、異熟因は必ず雜倶有なり。純倶有有り。異熟因に非らず。謂はく、諸の有爲の中の無記、無漏法なり。若し同類因を相應因に對せば、應に四句を作るべし。第一句は謂はく、過去、現在の色と不相應行なり。第二句は謂はく、未來世の心、心所法なり。第三句は謂はく、過現世の心、心所法なり。第四句は謂はく、未來の色、不相應行、及び無爲法なり、又同類因は遍行因に對して、後句に順ずと爲す。謂はく、遍行因は必ず雜同類なり。純同類有り。遍行因に非らず。謂は

是くの如きの四法は、何等を說くと爲んや。應に知るべし、唯、心と及び心所とを說くなり。若し爾らば所餘の不相應行、及び[二二]色の四法は、復、幾くの因より生ずるや。心、心所の如くに、除く因の外に、及び[二三]相應を除く。應に知るべし、餘の法は四、三、二の餘の因從り生ずる所なり。謂はく、染汚の色と不相應行とは、心、心所の如く異熟因を除き、及び相應を除きて、餘の四因の生なり。異熟生の色と不相應行とは、心、心所の如く遍行因を除き、及び相應を除きて、餘の四因の生なり。三の所餘の色と不相應行とは、心、心所の如く、雙びに異熟と遍行との二因を除き、及び相應を除きて、餘の三因の生なり。初無漏の色と不相應行とは、心心所の如く、前の三因を除き、及び相應を除きて、餘の二因の生なり。[二四]一因より生ずる法は、決定して有ること無し。

今應に思擇すべし。一切の法中、何の法か能く、幾くの因の自性と爲るや。謂はく、法有りて、具足して能く六因の自性と爲る。次第して乃至法有りて、能く一因の自性と爲る。次第して乃至法有りて、能く一因の自性と爲る。此の中法有りて、具足して能く六因の性と爲るとは、謂はく、諸の過現の不善の遍行の心心所法なり。法有りて、能く五因の性と爲るとは、謂はく、諸の過現の不善の遍に非らざる心、心所法なり。或は無記の遍の心、心所法なり。善有漏の心、心所法なり。或は不善の遍の不相應行なり。法有りて能く四因の性と爲るとは、謂はく、諸の過現の不善の色法、或は善有漏の色、心不相應行、或は不善の非遍の心不相應行、或は無記の遍の不相應行、或は無記の非遍の心、心所法、或は諸の無漏の心、心所法、或は諸の未來の不善、善有漏の心、心所法なり。法有りて能く三因の性と爲るとは、謂はく、諸の過現の無記の色法、或は無記の非遍の心不相應行、或は無漏の色と不相應行、或は未來の不善、及び善有漏の色と心不相應行、或は無記と、無漏の心、心所法となり。法有りて能く二因の性と爲るとは、謂はく、諸の未來の無記と、無漏の色と、心不相應行となり。法有りて能く一因の性と爲るとは謂はく、無爲法なり。法として因に非らざる

【二二】色の四法とは、染汚の色(惡律儀)、異熟色(五根)、初無漏色・(苦法忍の上の道共戒)、三所餘の色(道共戒・定共戒)。

【二三】相應因の除かるゝは、相應因は心心所のみに限る因なるを以てなり。

【二四】一因云々。能作、俱有の二因は決定して有るが故なり。こは外道の一因論を破するために述べしものなり。

なること無きに由るが故に。

第三項　九果說三

西方の諸席は五果の外一別に四果有りと說く。一には[二二]加行果、二には[二三]安立果、三には[二四]和合果、四には[二五]修習果なり。此れ皆士用、增上果の攝なり。是れに由るが故に、果は唯、五有りと說く。

第十五節　法と因との關係

[二六]因果を辯じ已りぬ。復、應に思擇すべし。此の中、何の法か幾くの因の所生なるや。應に知るべし、此の中、法に略して[二七]四有り。謂はく、染汚法と、異熟生法と、[二八]初無漏法と、三の所餘の法となり。餘の法とは何ぞ。謂はく、異熟を除きて[二九]餘の無記法と、初無漏を除きて、[三〇]諸餘の善法となり。是くの如き四法は頌に曰く、

染汚と、異熟生と、　餘と初聖とは次の如く、
異熟と、遍と、二と、　及び同類とを除きて、餘より生ず。
此れは謂はく、心心所なり。　餘は及び相應を除く。

論じて曰く、諸の染汚法は、異熟因を除きて、餘の五因の生なり。異熟因に由りて生ずる所の諸法は、染汚に非らざるが故に。異熟生法は遍行因を除きて、餘の五因の生なり。遍行因に由る所生の諸法は、唯、染汚のみの故に。[三一]三の所餘の法は、雙べて異熟と、遍行との二因を除き、餘の四因の生なり。所餘の法は異熟生に非らざるが故に、及び染汚に非らざるに由るが故に。初無漏法、及び同類を除く。「及び」の言は亦、異熟、遍行の二因を除きて、餘の三因の生なることを顯はさんが爲めなり。初無漏は前生に、同類の法有ること無きに由るが故なり。及び是れ善なるが故なり。

【二二】 加行果(Prayoga-phala)とは不淨觀を加行として修行し、次第に無生智等の果を生ず。故に無學の無生智を最初の不淨觀等に望める時、加行果と名く。
【二三】 安立果(Pratiṣṭhā-phala)とは、舊譯に依止果とし、ものゝ足場の如き地位に立つものをいふ。
【二四】 和合果(Sāmagrī-phala)とは、舊に集果といひ、衆物の和合に依りて生ずるもの。
【二五】 修習果(Bhāvanā-phala)とは、修習の結果顯はれるものをいふ。
【二六】 此の段は法と因との關係に就て論ず。
【二七】 四には不相應法を入れず、相應法のみに於て作法し四と爲す。
【二八】 初無漏法とは、苦法智忍、並に相應俱有の法なり。
【二九】 餘の無記法とは、威儀、工巧、能變化なり。
【三〇】 諸餘の善法とは、初無漏を除きたる餘の一切の有漏無漏の善法なり。
【三一】 三の所餘の法とは、染汚、異熟、初無漏の三の外の法の意なり。

が故に、是くの如きこと無し。二定に入る心は唯現在の時、能く二定、及び出心の果を取る。然るに二定は是れ正しく求むる所に由りて、必ず應に先づ起るべし。此れを障と爲すに由りて、出定の心をして、入心の無間に、卽ち起るに非らざら令む。與果の義に據りて、過去に二心を生ずることを說く。此の義は後に於て、當に更に分別すべし。

故に能作因は、同類、遍行の如く、總じて未來を取りて、自の增上果と爲す。然るに或は有るが說かく。「此の能作因は、取果と與果と、俱に過現に通ず」と。理は應に然るべからず。取果の作用は唯、現にのみ有るが故に。俱有と相應との與果も亦爾なり。唯現在に於てす。此の二因の、取果と與果と必ず俱時なるに由るが故なり。同類、運行の二因の與果は、過現に通ず。

能作因の中の諸の果有る者は、應に此の說に同じかるべし。然るに一切は皆、果有る容きに非らず。故に此には論ぜず。同(類)遍(行)の二因の[10]等流果の無間に生ずること有りとは、卽ち現在時無間の果に於て、亦は取、亦は與なり。此の果の已に生じて、二因の已に滅せるを、已取與と名く。若し此の二因の滅して過去に至り、其の等流果の方に生ずる時に至れば、則ち此の二因は、生位の果に於て、先きに取りて、今與ふ。與果に言ふは、謂はく、此の諸因の正しく彼れの力を與へて、其れをして生ぜ令むる等なり。其の能作因は正しく現在に居して、彼の增上果の現に已生なること有り。眼根等の(能作因と爲りて)眼識等の(諸の增上果を)生ずるが如し。無間に生ずること有り、世第一法等の苦法智忍等を生ずるが如し。隔越に生ずること有り。順解脫分の善根等の、三乘の菩提の盡智等を生ずるが如し。

第二項　同類因の取果與果に就ての四句分別

有緣、無緣、善、不善等の、諸の同類因の取果、與果は時に同異有り、四句等有り。[11]順正理に廣く說くが如し。應に知るべし。異熟の與果は唯、過去に於てす。異熟果は因と俱なること或は無間

【一〇】等流果云々。等流果が無間に生ずる時には、因が現在に居する時に、果も未來生相位に來るをいふ。

【一一】順正理論十八。

第十四節　六因の取果と與果

第一項　取果と與果との相

[七]上の所說の六種の因の中に於て、何れの位に、何れの因が取果し、與果するや。頌に曰く、

五の取果は唯、現なり。　二の與果も亦然り。
過現の與は二因なり。　一の與は唯、過去なり。

論じて曰く、[八]五因の取果は唯、現在に於てし、定んで過去には非らず。彼れ已に取るが故に。亦未來にも非らず。作用無きが故に。

取果と言ふは、是れ能引の義なり。謂はく、未來を引きて、其れをして生ぜ令むる等なり。同じ體類に於ては、能く種子と爲る。異の體類に於ては、同一果に由る。非一の果に於ては、同性類に由る。異の性類に於ては、是れ自ら聚りて、相續すること有るに由る。是の故に一切は皆能引と名く。是くの如く能引を名けて取果と爲す。此の取果の用は唯、現在に有り。去來に非らず。唯、此れは有爲の作用と名く可し。

相應と、倶有と、異熟の三因は、皆功能を說いて、名けて作用と爲す。果、因に異るが故に、二倶時なるが故に。

言ふ所の「五」とは能作因に簡ぶ。然るに能作因の能く取果することは、定んで唯、現在のみなり。與は過現に通ず。應に同類、遍行の二因の如くなるべし。但だ、一切增上果有りて、取り、或は與ふ可きに非らず。故に此に說かず。如何が此の因は唯、現のみ取果するや。[九]本論に說くが如し。「過去の諸法を等無間と爲して、能く二心を生ず。若し無想、滅盡の定を出づる心は、二定に入る心に由りて、現在時に取らば、則ち應に二定は永く現前せざるべし」と。等無間緣は取と與と倶なる

【七】この段は六因の取果と與果とに就て述ぶ。取果とは法の現在に出でゝ、果を生ずる用を起すをいひ、又果の生ずる時、因が果に力を與ふるを與果といふ。

【八】五因とは六因中、能作因を除く他の五因のこと。能作因の取果も亦、唯現在なりと雖も、無爲法、未來法の如きは、同じく能作因なるも、取果せざるが故にこの一を除く。

【九】發智論六（大・二六945c）參照。

は互に寛狹有り。故に別に建立す。果を自因に望めて、倶に必ず相似るが故に、合して一を立つ。

第三項　離繫果と士用果

慧に由りて盡くす法を離繫果と名く。滅の故に盡と名け、擇の故に慧と名く。卽ち擇滅と說いて離繫果と名く。擇を因と爲すに由りて、諸の繫縛を離れ、此の滅を證得するが故に、名けて果と爲す。

[六]若し法の彼の勢力に因りて生ぜらるれば、卽ち此の法を說いて士用果と名く。此れに四種有り、前に已に說けるが如し。倶生と言ふは謂はく、同一時に更互に因力の所生の法と爲る。無間と言ふは謂はく、次の後の生なり。世第一法の苦法智忍を生ずるが如し。隔越と言ふは、謂はく隔時の生なり。農夫等の穀麥等に於けるが如し。不生と言ふは、所謂、涅槃なり。無間道の力、彼れを生ずることを得るが故なり。此れ既に不生なり。如何が彼れの力の生るゝが故に、士用果と名くと說く可きや。現見するに、得に於ても亦、生の名を說く。我が財の生とは、是れ我れ財を得する義なりと說くが如し。若し無間道に諸の隨眠を斷じて、證する所の擇滅は、離繫果、及び士用果と名く。若し無間道の隨眠を斷ぜず、證する所の擇滅は、唯、士用果なり。離繫果に非らず。諸の位と歷と說くこと順正理の如し。

諸の有爲法の前に在りて生ずるを除きて、是の餘の有爲は、これ增上果なり。必ず少果も因の前に在りて生ずること無し。果若し前に生ぜば、後、因は無用なり。應に未來法は畢竟生ぜざるべし。

第四項　增　上　果

士用と增上との二果は何の別あるや。士用果の名は唯、作者のみに對し、增上果の名は、兼ねて受者に對す。

【六】若し法云々。一法ありて、ある物の力によりて生ぜらるゝ時は、前者(一法)を士用果と名く。

等流性に非らずと准知す。等流果は因と相似て雜亂有るを以ての故に。若し異熟果は因と相別にして、雜亂無きが故に。「何が故に非情は異熟果に非らざるや」。共等の所得は受用を共にするが故に。大梵の住處は諸の大梵共に感ず。[四]餘も中に於て受用の理有る可きが故に。多有情の業は如何で一非情の果を共感するや。自類の因の一等の緣に多有り、亦過有ること無し。又少業の能く多果を生ずるに、如何ぞ少果は多業の生に非らざるや。能作因の業の果少、果多倶に妨げらるゝこと無し。異熟因の力は卽ち是くの如からず。果共に非らざるが故に。共果の數招くこと順熟の義に非らず。是の故に異熟は非情を攝せず。

第二項　等　流　果

自因の法に似るを等流果と名く。謂はく、同類、遍行の二因に似るなり。同類因の如きは、善、染、無記なり。等流果の性は其の相も亦爾なり。遍行因の如きは、唯是れ染汚のみなり。等流果の性は其の相も亦爾なり。豈に、倶起の士用果の性も亦、自因に似ずや。如何が自因に似る法を等流果と名くと言ふ可きや。等流果は自因に似ざること無きも、士用果は自因と異ること有り。。故に自因に似るを等流果と名く。定んで彼の士用果に濫するの失無し。豈に、亦等流果の因は、遍行因の如く、異部の果に望むるに、染性同じきが故に、自因に似ると名く。士用果の性は、因と別なること有り。

又因に[五]似るとは謂はく、果と因と二の相似を具ふるなり。一は體、二は性なり。體とは謂はく、受(想)等なり。性とは謂はく、善、(染)等なり。若し倶起の士用果の中に於ては、其の性は同じと雖も、體は必ず異あり。二受等は倶時に生ずること無きが故に。若し後起の士用果の中に於ては、性と體とは皆異有る容し。故に果定んで因に似ると說く可からず。其の等流果の性は必ず因に似る。其の體の中に於て亦似ること有容きが故に。唯、此の果は自の因に似ると說く。然るに此の二因

【四】餘とは餘人の意。

【五】大正藏に「以」となるも、宋・元・明の三本、宮內省本は「似」となる。今はこれによる。

卷の第十

〔辯差別品第三の六〕

第十三節　五果の細相

[一]已に因果の相對決定せるを辯ぜり。今當に正しく、異相の差別を辯ずべし。異熟等の果は、其の相云何ぞ。頌に曰く、

異熟は無記の法なり。　有情なり、有記より生ず。
等流は自らの因に似たり。　離繫は慧に由りて盡くすなり。
若し彼の力に因りて生ぜば、　是の果を士用と名く。
前を除きて有爲法は、　有爲の増上の果なり。

論じて曰く、唯、無覆無記法の中に於てのみ、異熟果有り。若し爾らば則ち應に非有情數も、亦是れ異熟なるべし。彼れを簡ばんと欲するが爲め、「有情」の言を説くなり。唯、有情に於てのみ異熟有るが故に。若し爾らば彼の有情數の中に於て、長養、等流は應に是れ異熟なるべし。又彼れを簡ばんが爲めに有記性と説く。[二]一切の不善、及び善の有漏とは、能く異熟を記するが故に有記と名く。[三]彼れ從り後時に、異熟方に起りて、俱と無間とに非らざるを有記性と名く。是くの如きを名けて、異熟果の相と爲す。「豈に、異熟も亦、前位の異熟果の體を以て、同類因と爲さずや。是れは前の異熟の等流果なるが故に。則ち應に亦、無記從り生ず、是れ等流性なりと説くべし。如何で乃ち有記從り生ず。等流性に非らずと説かんや。是くの如きの失無し。異熟果の體、同類因に由れば、相に雜亂有り。異熟因に由れば、相に雜亂無し。是の故に但だ有記從り生ずと説く。此れに由りて

【一】此の段以下は五果の細相を論ぜしもの。

【二】一切の不善はその結果に於て、三惡道の異熟を記し、善業は人天善趣の異熟を記す。

【三】彼れとは、善不善の有記の業をいふ。

と說く、倶有因は無間に隔越して得す。或は有り、或は無し。設ひ有るも勝ぐるゝに非らず。又餘果と濫す。是の故に餘の因の所得と言はず。

論じて曰く、五果の中に於て、第三の離繫は、生因の得に非らざるが故に、此に論ぜず。且らく六因の餘の四果を得するを辯ぜん。

「後の因」と言ふは、謂はく、異熟因なり。因の頌の中に於て、最後に說くが故に。初の[一〇二]異熟果は此の因の所得なり。有るが言く、[一〇三]「異熟は異熟從り生ずるが故に、此れは應に無異熟と名くべからず」と。彼の言は理に非らず。同類と、異熟との二因の所生は、義各別なるが故に。謂はく、前の異熟は同類因と爲りて、後の異熟を生じて、等流果と爲す。卽ち後の異熟は先業に由りて成ずるなり。能成の諸業を異熟因と名く。所成の異熟は卽ち異熟果なり。二因の體は異にして、二果の義分る。因果の類殊にして、相雜するの過無し。然るに異熟の體は熟せる飲食の如く、異熟を生ずることに於て、勝功能無し。故に唯、不善と、及び善の有漏のみ。是れ異熟因にして、有異熟と名く。

「前の因」と言ふは、謂はく、能作因なり。因の頌の中に於て、最初に說くが故なり。後の[一〇四]增上果は此の因の所得なり。增上の果を、增上果と名く。唯、障なくして住するに、何の增上か有るや。卽ち障無くして住するを說いて、增上と爲す。又諸法の生滅の位の中に於て、亦展轉して增上の勢力有り。

同類と遍行とは[一〇五]等流果を得す。果は因に似るが故に、名けて等流と爲す、是くの如きの二因は異相と相似るが故に、因は二なりと雖も、其の果は唯一のみなり。

倶有と相應は[一〇六]士用果を得す。士の體を越えて、別に士の用有るに非らず。卽ち此の所得を士用果と名く。此の士用の名は、何の法に目くと爲んや。卽ち諸法の所有の功能に目く。是くの如きは後の頌の文に說くに冥符す。「若し彼れの力に由りて生ぜば、是の果を士用と名く」と。此の中、士用・士力・士能・士の勢分の義、皆別無し。諸法の功能は士用の如きが故に、名けて士用と爲す。勇健人の師子に似たるが故に、名けて師子と爲すが如し。倶に士用果は定んで有り、又勝ぐる故に相應

【一〇二】異熟果（Vipāka-phala）。

【一〇三】等流・同類の異熟より生ずるものなるが故に、同じく有異熟といふべしとの意。

【一〇四】增上果（Adhipati-phala）。

【一〇五】等流果（Niṣyanda-phala）。

【一〇六】士用果（Puruṣakāra-phala）これは前の異熟、等流の果の如く、因と果との性質に就て、觀察したる因果關係に非ずして、體と用とに就て、因果關係を立てたるものなり。從つて體を因とし、用を果となす。倶有因と相應因とは、互爲果と見るも、同一果と見るもその果を成立する作用に就て、因果關係を見たるものなるが故に、その果を士用果といふ。

『涅槃は是れ果にして、而も因有ること無し』と。此の誦有りと雖も、義に於て失無し。謂はく、諸の世間は功用を設け、所欣の事の辦ずることに於て、共に果の名を立つ。死は士夫に於て、極めて衰惱と爲す。故に不死に於て事は最も所欣す。是くの如きの所欣は、道の功用に由りて、證得せらるゝが故に、說いて名けて果と爲す。無因と言ふは、道は得る所の擇滅に於て爲す無し。六因に非らざるが故なり。擇滅は道に於て所生の果に非らず。是れ所證の果なり。道は擇滅に於て、能生の因に非らず。是れ能證の因なり。故に道と滅と更互に相對し、因果は是れ定んで執す可からざるに非らず。若し道を滅に於て證得の因と爲さば、是れ則ち但だ應に、[100]得を道の果と爲すべし。誰か道果は定んで滅の得に非らずと言はんや。道は滅の得に於て同類因と爲り、或は亦、倶有因と爲すと說くが故に。然るに此れは、聖の正しく求むる所の果に非らず。聖は有爲を求めて、聖道を修せざるが故に。道は滅の得に於て能生の因と爲る。道は滅の體に於ては能證の因と爲る。既に無爲は是れ能作因と許さば、應に無爲は增上果有りと許すべし。不障を以ての故に能作因を立つ。能生に非らざるが故に增上果無し。是くの如きの理に由りて有爲法の因果を建立するが如く、無爲は然らず。是の故に擇滅は是れ因にして果無く、是れ果にして因無し。餘の二無爲は是れ因にして、果に非らず。無因無果の理、極めて成立す。

第十二節　六因と五果との關係

[101]當に辯ぜらるべき異熟・等流・離繫・士用、及び增上果に於て、是くの如きの五果は、前の六因に對して當に何の果、何の因の所得と言ふべきや。頌に曰く、

　後の因の果は異熟なり。　前の因は增上果なり。
　同類と遍とは等流なり。　倶と相應とは士用なり。

【九五】この段は六因と三世との關係に就て述ぶ。
【九六】非世とは三世の關係なき無爲法のことをいふ。
【九七】此の段は上來述せる六因に對する果に就て述ぶ。果に五ある中、離繫果を除く他の四果は、六因に相對し、一般有爲法に於ける因果なり。離繫果は擇滅涅槃にして、生ずる果に非らず。證するを以て六因より生ずる果に非らずとなす。無爲法には因果あらずとなす。
【九八】本論とは品類足論六(大・二六 716 b)。
【九九】道とは無間道を意味す。
【一〇〇】得とは無間道に引起せらるゝ擇滅を得べき得なり。
【一〇一】此の段に於ては、離繫果を除ける餘の四果と六因の關係を述ぶ。これを圖示せば左の如し。

異熟因—異熟果
倶有因 ＞士用果
相應因
同類因 ＞等流果
遍行因
能作因—增上果

第十節　六因と三世との關係

[九五]是くの如く已に六因の相の別を辯ぜり。此に說く三世の定の義は云何ん。頌に曰く、

遍行と、同類とは、　二世なり、三世は三なり。

論じて曰く、遍行と、同類とは、唯、過と理のみに居し、未來世には無し。理は前に說きたるが如し。相應・俱有・異熟の三因は、三世の中に於て、皆悉く、遍く有り。頌に既に能作因の居する所を說かず。義准じて應に知るべし。三世と[九六]非世とに通ず。彼の定まる時分を說く可からざるが故に。

第十一節　五　果

[九七]已に六因の相の別と、世の定りとを辯じたり。必ず應に果に對して因の名を建立すべし。何等を名けて、因の所對の果と爲すや。頌に曰く、

果は有爲と離繫となり。　無爲には因果無し。

論じて曰く、果に略して五有り。後に當に廣く辯ずべし。今且らく有爲と離繫とを總標せん。故に[九八]本論に說く、「果法とは云何ん。謂はく、諸の有爲と、及び擇滅となり」と。豈に、擇滅は是れ果なりと許すが故に、必ず應に因有るべからずや。因有ること無きを說いて、果と爲す可きに非らず。曾て未だ見ざるが故に。我れも亦、[九九]道を證得の因と爲すと許す。經に此れを沙門果と爲すと說くが故に。此れは六因の內、何の因從り得るや。我れは此の果は六因從りに非らずと說く。前に六因は所賴を生ずと說くが故に。若し爾らば應に此の證得の因は、前の六因を離れて、別に第七と爲すと許すべし。我宗の許す所は、汝の言ふ所の如し。豈に、所宗に是くの如きの誦有らずや。

來たらざることを述ぶ。

【九一】卽ち云々。因ありて卽座に果あるは、俱有因・相應因のみなり。然るに異熟果は俱有・相應の二因と異りて熟するものなるが故なり。

【九二】亦云々。これは同じく無間に果あるは、同類因・遍行因の一因のみなるを以てなり。

【九三】次の刹那云々。これは無間にあらざることを述ぶ。卽ち異熟果は今業を造りて、今直ちに果を感じても、その中間に一刹那を經、その次刹那は初刹那の心心所の等無間緣の力に引かるゝ所にして、業力の生ずる所に非らずとの謂なり。もしその等無間緣が異熟因ならば、異熟因なる等無間緣より、引かれたる次第の法は、或は善、或は不善、或は無記に通ずべし。爾るに異熟果は無記ならざるべからざるを以て、等無間緣と異熟因とはいふべからざるものなり。

【九四】異熟因云々。無間に非らざる第二の證なり。異熟因は善惡にして、果は無記、卽ち異熟類に熟する故に、無間又は俱時に招果すること能はず。それが成果するためには、必ず異類にして熟するに足るべき文の時間を要すとの意。

業有り、唯、一處の異熟を感ず。謂はく、法處を感ず。即ち[八六]命根等なり。若し[八七]意處を感ぜば、定んで二處を感ず。謂はく、意と法となり。若し觸處を感ずる時も、應に知るべし、亦二なりと。謂はく、觸と法となり。若し色處を感ずる時は、定んで三處を感ず。謂はく、色と、觸と、法となり。若し香、味を感ずるも應に知るべし、亦三なり。謂はく、自と、觸と、法となり。若し身處を感ずるときは、定んで四處を感ず。謂はく、身と、色と、觸と、法となり。若し眼處を感ずるときは、定んで五處を感ず。謂はく、眼と、身と、色と、觸と、法となり。耳・鼻・舌を感ずるときも、應に知るべし、亦五なり。謂はく、自を一と爲し、身と、色と、觸と、法となり。

業有り、能く、六、七、八、九、十、十一處を感ず。聲は異熟に非らざるが故に、此に論ぜず。[八八]業は或は少果、或は多果なるが故なり。外の種の果の或は少、或は多なるが如し。一念の業の、多念に異熟する有るも、多念の業の、一念に異熟すること無し。劬勞を設けて、果の因より減ずること勿きが故に。

第三項　業の世に約しての感果

[八九]一世の業の、三世に異熟する有るも、三世の業の一世に異熟すること無し。異熟を招感する勢力は法爾なり。善惡を因と爲して、無記を感ずが故に。

第四項　異熟果は業と倶又は無間に來らず

[九〇]然るに異熟果は業と倶なること無し。業を造る時、[九一]即ち果を受くるに非らざるが故に。又業の現在は、果の卽ち熟に非らず。法受業の門の理は、必ず決定せるが故に。[九二]亦無間に非らず。[九三]次の刹那は等無間緣の力の引く所なるに由るが故なり。刹那の正起の力は、制し難きが故に。又[九四]異熟因の異類の果を感ずるは、必ず相續を待つて、方に能く辦ずるが故なり。所餘の決擇は順正理の如し。

【八五】業あり云々。此の段は一業所感の異熟に就て述ぶ。即ち異熟因によりて感得する處の果の多少を明かにせるものなり。尙一處を感ずるより、五處を感ずるまでは、決定感と稱し、因たる業は同性にして、(心王を善業にて感じ、又心所を善業にて感ずるが如し)。果の體(心王・心所)の必ず倶有なるものにて、六處より十一處迄を感ずるは不定感といひ、必ずしも自性の業の所感に非らず。又果の體も倶有に非らざるものをいふ。

【八六】命根等の等とは、命根とその生等の不相應を等取することなり。

【八七】意處を感ずれば、必ず心所、四相(法處)等これに伴ふが故に、二處となるなり。

【八八】業は云々。業の功能中には少果を感ずるものあり。多果を感ずるものあり。不定なるによるとの義なり。

【八九】一世の業云々。此の段は業の世に約しての感果を述ぶ。即ち一世に造れる業にして、過現未の三世の異熟果を感ずることはあるも、三世の業が共に一世の異熟を感ずることなしとの意。

【九〇】然るに云々。此の段は異熟果は業と倶、又は無間に

第九節　六因の義門分別

第一項　諸蘊が異熟因となりて同一果を感ずる上の界地上の關係

[七四]欲界の中に於て、有る時は[七五]一蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、有記の得、及び彼れの生等なり。有る時は[七六]二蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく。善、不善の色、及び生等なり。有る時は[七七]四蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、善、不善の心、心所法、及び彼れの生等なり。欲界には隨心轉の色有ること無きが故に。五蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ずること無し。

色界の中に於ては、有る時には[七八]一蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、有記の得と、無想等至と、及び彼れの生等なり。有る時には[七九]二蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく[八〇]初靜慮の善の有表等、及び彼れの生等なり。第二靜慮已上に於ては、諸の表業有るに非らず。能起無きが故に。有る時には[八一]四蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、隨轉の色無し。善の心心所法、及び彼れの生等なり。有る時には五蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、[八二]隨轉の色有り、諸の心心所法、及び彼の生等なり。

無色界の中には、有る時は[八三]一蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、有記の得、滅盡等至、及び彼れの生等なり。有る時には[八四]四蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂はく、一切の善の心、心所法なり。

是くの如く總じて九の異熟因有り。謂はく、三界の中、數の次第の如く、三、四、二種の品類差別す。

第二項　一業所感の異熟

【七四】欲界の中云々。此の段より以下、六因の義門分別をなし、その内先づ第一に此處に於て、諸蘊が異熟因となりて、同一果を感ずる上の界地上の關係に就て論ず。俱舍論六・一二左、一三右參照。

【七五】一蘊とは行蘊なり。得及び生等。

【七六】二蘊とは色行をいふ。身語業は色蘊、生等は行蘊なり。

【七七】四蘊とは、受・想・行・識なり。即ち心は識、心所は受・想の二蘊、生等は行蘊なり。但し欲界には隨心轉の戒なきを以て、五蘊にて一果を感ずることとなし。

【七八】一蘊とは行蘊なり。

【七九】二蘊とは色（表業）と行（生等の四相）との蘊なり。

【八〇】初靜慮云々。第二禪。

【八一】四蘊とは色蘊を除く他の四蘊。

【八二】隨轉の色有りとは、定俱の無表業、即ち定共戒の有ることなり。

【八三】一蘊とは行蘊（得・滅盡定・四相）なり。

【八四】四蘊とは無色界には隨心轉の色無きが故に、色蘊を除く他の四蘊なり。

何に縁りて無漏は異熟を招かざるや。「愛潤無きが故に[七二]貞實の種の水の潤沃無きが如し。又無漏法は既に地に繫するに非らず。如何が能く繫地の異熟を招かんや。何に縁りて無記は異熟を招かざるや。力劣なるに由るが故なり。朽敗の種の如し。餘の善、不善は能く異熟を招く。水潤に諸の貞實種有るが如し。

此の異熟因に總じて二有りと說く、一は能く牽引し。二は能く圓滿す、且らく衆同分と、及び命根とは、不相應行の獨り能く牽引する所に非らず。故に契經に說く、『業を生因と爲す』と。生は卽ち命根と及び衆同分となり。餘の色心等は定んで遍きに非らざるが故に。又[七三]品類足に說かく、『諸の命根は是れ業の異熟なり。是れ業に非らず』と。故に心隨轉に非らざる身語の二業は、亦命と衆同分とを引くこと能はず。經に『劣界は思業の所引』と言ふ。應に知るべし、劣界は卽ち是れ欲有なり、此れは欲有の命と、衆同分とは、唯、意業の感にして、身語業に非らざるを說けるなり。身語の表業には多くの極微有りて、一心の起す所なり。(中に於て)唯一のみ能く命と、衆同分とを引く。餘は此の能無し。理に應ぜざるが故に。若し同時に共に一果を感ずと許さば、卽ち應に更互に俱有因と爲るべし。有對の造色の俱有因と爲るは、宗の許す所に非らず。此れは展轉力の所生に非らざるが故に。亦次第の一一の極微は、命と同分とを引くに非らず。一心の起なるが故に。一心の起にして異の功能無きに、別に後を引生するも、而も過失無きに非らず。滿業も亦、斯の過有りと爲すに非らず。一生の中に於て、各別に能く圓滿果を取るが故に。此れに依りて、無表も亦此の釋に同じ。多遠離の體は、一心起の故に。互に俱有因と爲すと許さゞるが故に。經に說かく、『殺生の若しは修、若しは習、若しは多修習は、那落迦に生ず』と。論に、「破僧、妄語の惡業は、無間獄の一劫壽を感ず」と說くは、此れ所起を擧げて、能起の思を顯はす。思業は色に非らざれば、相を知ること難きが故に。

【七二】貞實種とは、眞實の種子と言ふ義なり。卽ち無漏は無記と異り、力はあるも、自他の煩惱の愛水に潤されぬ故に、芽を生ぜざること、種は眞實にても、これを潤す助緣なき時は、發芽せざるが如しといふなり。

【七三】品類足論十五(大・二六755 a)「一是業異熟非業」。

生起して堅固なるは、同類の力に由り、增廣し、熾盛なるは遍行の力に由るなり。

應に知るべし、過現の遍行の隨眠は、五部の因と爲りて、能く五部を緣ず。亦是れ五部の所隨增なり。彼の相應の法は、所隨增の生等を除く。復、能く五部を緣ずるを除く。彼の諸法の得は、遍行因に非らず。或は前後の故に、性、疎遠の故に、果を一にするに非らざるが故に。遍行隨眠にして、遍行因に非らざる有り、餘は廣く決擇すること、[六九]順正理の如し。

第八節　異熟因

[七〇]已に遍行因の相を辯じたり。異熟因の相は云何。頌に曰く、

異熟因は不善、　及び善の唯、有漏なり。

論じて曰く、唯、諸の不善と、及び善の有漏のみ是れ異熟因なり。[七一]異熟法なるが故に。其の所應に隨つて此の因能く異熟の果を感ずるが故に、異熟因と名く。

頌の中の「及び」の聲は、此の因と果と、性相、異ると雖も、而も品類に雜無きことを顯はす。「唯」の言は、異熟因の體は、諸因を攝するの義を遮せんが爲めなり。有るが說かく、「諸の果は皆異熟と名く」と。彼れは異熟因は亦應に遍く攝すべし、彼の計の如きを恐るゝが故に、「唯」の言を說くなり。何に緣りてか定んで、唯、不善の法と及び善の有漏、是れ異熟因なりと知るや。契經に說くが故に、謂はく、契經に說かく、『黑黑異熟業有り、白白異熟業有り、黑白黑白異熟業有り、非黑非白無異熟業有り。能く諸業を盡くす』と。又契經に言く、『悅意を領受する異熟、或は復、悲號を領受する異熟・善・不善に由るを現見す』と。又說かく、『我れは身業等の損に遭ふ。謂はく、苦受生じ、苦の異熟を受く』と。復、言く、『我れは身業等の益に遇ふ。謂はく、樂受を生じ、樂の異熟を受く』と。斯くの如き等の證は、其の類極多なり。

【六九】順正現論卷十六を見よ。

【七〇】此の段は六因中の第六位の異熟因に就て述ぶ。異熟因とは、善惡の業が、それに應じて、苦樂の果報を引生する作用をいふ。

【七一】異熟法とは異りて熟するを自性とするといふ義にて、卽ち此の因果關係は、因は善惡なれども、その果報たる苦樂の主體は無記にして、因と果と同性ならざるものなりとの意。

第七節　遍行因

〔六五〕已に相應因の相を辯じたり。遍行因の相は云何ん。頌に曰く、

遍行は謂はく、前の遍なり。　同地の染の因と爲る。

論じて曰く、遍行因とは、謂はく、前の〔六六〕已生の遍行の隨眠、及び倶品の法は、後の同地、自部、他部の諸の染汚の法の與めに、遍行因と爲るなり。何等を名けて、遍行品の法と爲すや。〔六七〕隨眠品の中に、當に廣く分別すべし。

此の因の勢力は、同類因の勢力を越えて轉ずるが故に。別に建立す。亦〔六八〕餘部の染法の因と爲るが故に。此の勢力に由りて、餘部の煩惱、及び彼の眷屬も亦、生長するが故なり。自部の諸の煩惱を攝する中に於て、同類と、遍行の二因は何の別ぞ。有身見に由りて、諸の愛生ずることを得。諸の愛も亦能く有身見を生ず。二の差別相は如何が知る可きや。自部の二因も亦、差別有り。謂はく、我を執するが故に、能く諸の愛をして生起して、堅固・增廣・熾盛なら令め、我見は遍に諸の愛の境を緣ずるが故に。愛は我見をして生起し、堅固なら令むるも、而も增廣、熾盛なら令むること能はず。遍に我見の境を緣ずること能はざるが故に。諸の遍惑は展轉相望して、皆能く所緣の境を遍緣するに由るが故に、一一の遍惑は、皆互に能く生起して、堅固・增廣・熾盛なら令む。故に此の二因は差別無きに非らず。一時に一品が能く、同類と遍行との二因と爲るに、何の差別有るや。同時に二の等流果を取ると雖も、而も自部の果は增盛にして餘に非らず、二因門に由りて長養せらるゝが故に。

唯、自部を生ずるに、二因は何の別あるや。遍行因は唯、自部をのみ生ずること無し。謂はく、遍行の法の正しく現前する時、倶時に力有りて、五部の果を取る、自部の果に於ても亦、差別有り。

【六五】此の段は六因中の第五、遍行因に就て述ぶ。遍行因とは前の同類因の一部を、心法特に染法の心法に約して立てたるものにて、同類因中の煩惱の關係を明にせんために設けし因なり。

【六六】已生遍行の隨眠云々。已生とは過去現在のことにして、遍行の隨眠、及び倶品の法とは、苦・集二諦下の十一遍行惑と、相應の心心所と四相となり。十一遍行惑とは、苦諦下に五見・疑・無明の七あり。集諦下に邪見・見取見・疑・無明の四あり、合して十一となる。

【六七】隨眠品とは此論の卷二十五。

【六八】餘部云々。此説は倶舍論六（收一〇・三右）を參照すべし。餘部とは自部に對す。即ち苦集に限らず、五部に通じて因となるが故なり。然るに同類因は唯、自部にのみ限るを以て、こゝに遍行因を別立すとの意。倶舍論六・十一右。

依と爲せば、相應の受等も亦、卽ち此の根を用つて依と爲す。乃至、意識及び相應の法の、同じく意根に依るも、應に知るべし、亦、爾なり。

今應に思擇すべし。眼、耳等の根は所依性同じ。何に緣りて彼の能依の識は、所依、各、異なると說くや。何ぞ問ひを致すを勞せんや。諸識の所依の依性は同じと雖も、而も類は別なるが故に。若し爾らば何が故に同依の言は、唯、俱生刹那の依の義に就て、眼識等の同一の所依を說くと知るや。長時の種類の依の義に就て、諸の眼識の同一の所依と說くに非らず。又、無間の依の種類同じきが故に、應に眼等の識を相應因と爲すべし。是の故に頌の中、應に是くの如く簡ぶべし。謂はく「心、心所は同時、同依なり」と。故に彼の釋中、自ら二義を攝す。謂はく、「若し眼識、此の刹那の眼根を用つて依と爲す。乃至、廣說」と。頌の中、旣に同時の言を闕く。如何が此れ同依と知ることを得んやとは、一種類は是れ一刹那に非らず。

若し釋中に攝するが故に、過無しと謂はゞ、應に所造の頌は、同依と說かずして、但だ相應因は決定して心、心所のみなりと說くべし。又相應の言は諸難を遮するに足る。時と依と異にして、相應の有る可きに非らず。

俱有と相應との二因は、何の別ぞ。且らく相應因の法も亦、俱有因なり。俱有因の法にして、相應因に非らざる有り。謂はく、隨轉色の生等の諸行なり。若し相應因なれば、卽ち俱有因なり。此の中の二因の義は、何の別有るや。相應因は卽ち俱有因に非らず、此の二因の義、各異るに由るが故に。然るに卽ち一法は是れ相應因にして、亦俱有因なり。義の差別は、不相離の義は是れ相應因なり。同一果の義は是れ俱有因なり。又展轉力の同じく生じ、住する等は、是れ俱有因なり。若し展轉力の同じく一境を緣ずるは、是れ相應因なり。互に果と爲るに由りて俱有因を立て、五平等に由りて相應因を立つ。其の中一を闕くも、餘は有ることを得ず。是の故に互に因と爲る義を極成す。

有因の一部を、特に心法に約して獨立せしものにして、心王、心所の共に同一根に依りて相應俱起し、相互に原因となるをいふ。

【六四】　三とは、時・境・行相の三。

り、下中ならば八因、乃至、上上ならば、唯、上上の因たり。前の劣を除くが故なり。

生得の善法は加行善の與めに同類因と爲る。加行善は生得の因と爲るに非らず。彼れ劣るを以ての故に。又生得の善も亦、九品有り。一切相望めて展轉して因と爲る。一一後は皆現前す容きが故に。[五九]「定んで一心の中に、一切を得るが故に。然るに現行の異熟の九品に由りて、九品の差別有りと施設す可し。染汚の九品は此れに準じて、應に知るべし。復、對治に九品有るに由るが故に」と。

無覆無記に總じて四種有り。謂はく、異熟生・威儀路・工巧處・化心と[六〇]倶品となり。其の次第に隨つて能く、[六一]四、三、二、一の與めに因と爲る。

有るが說かく、「一切皆互に因と爲る。同一の縛なるが故に」と。此の說は理に非らず。煖等は互に因と爲ること有ること勿きが故に。又[六二]欲界の化心に、四靜慮の果有り。上靜慮の果は、下靜慮の果の因に非らず。加行の因に、下劣の果を得るに非らざればなり。劬勞を設けて、獲る所無きこと勿し。故に同類因の相、義類寔に繁し、力に隨つて決擇すること、順正理の如し。

第六節　相應因

[六三]已に同類因の相を辯じたり。相應因の相は云何。頌に曰く、

相應因は決定して、　心心所、同依なり。

論じて曰く、唯、心、心所のみ、是れ相應因なり。豈に、此の中、簡別無きが故に、時・境・行相の別なるも亦、相應せずや。設し簡別して、此の[六四]三の同じき者と言ふも、異身同觸は應に、相應と說くべし。故に同依と說きて、總じて斯の難を遮す。謂はく、要らず同依の心、心所法にして、方に更互に相應因と爲ることを得。

此の中、同と言ふは、所依の一なることを顯はす。謂はく、若し眼識、此の刹那の眼根を用つて

を證する因なればなり。根とは利鈍の根にして、上地にても鈍根の道は劣、下地にても利根の道は勝なるに由る。

【五五】 聞所成とは聖道の道理を聞(Suta)きて起れる善根なり。

【五六】 思所成とは聖教の道理を深く思惟(Muta)して、その結果起れる善根。

【五七】 修所成とは定を修(Bhāvanā)する結果、定中に起れる善根をいふ。

【五八】 無き云々。無色界には聞くといふことなく、又聞所成の智は、修所成の智より。

【五九】 其の價値劣れるが故にとの意、順正理論十六には有餘師の說となる。

【六〇】 倶品とは四無記と相應する心所四相等なり。

【六一】 四・三・二・一云々。四とは異熟生が自及び他の三の爲めに同類因となること、三とは威儀路が自及び他の二のため、二とは工巧處が自及び他の一のため、一とは能化心が自の同類因となること。

【六二】 欲界の化心とは、欲界の身、又は宮殿を變化する等の通果心にして、四靜慮の定力より起る果なり。

【六三】 以下六因中の第四の相應因(Samprayukta-hetu)に就て述ぶ。相應因とは前の倶

の性と爲るべし」と。斯の過失無し。性、極遠なるが故に、劣乘は轉じて、勝を成ず可からざるが故に。

隨信、隨法の二行の聖道は、性相隣るが故に。所依一なるが故に。設し見道中に、出觀する者有らば、亦轉ず可きが故に。三乘の聖道には是くの如き事無し。此れに由るが故に言く、「諸の鈍根道は、鈍及び利の與めに同類因と爲り、若し利根道は唯、利道のみの因たり。隨信行、及び[四八]信勝解、[四九]時解脫道の如きは、其の次第に隨つて、[五〇]六、四、二の與めに同類因と爲る。若し隨法行、及び[五一]見至、[五二]非時解脫道は、其の次第に隨つて、[五三]三、二、一の與めに、同類因と爲る。此れも亦、前に准じて應に不定と知るべし。諸の上地の道が、下地の因と爲らば、云何が名けて、或は等、或は勝と爲すや。[五四]因の增長に由り、及び根に由るが故なり。

但だ聖道のみ、唯、等勝の與めに同類因と爲ると爲んや。爾らず。云何ぞ。餘の世間法の加行者の者も、亦、等勝の與めに因と爲る。劣には非らず。加行生の法は、其の體云何ぞ。謂はく、[五五]聞所成、[五六]思所成等なり。等とは[五七]修所成等を等取す。聞・思・修に因りて生ずる所の功德を、彼れの所成と名く。加行生の故に、唯、等勝の與めに因と爲る。劣には非らず。欲界繫の聞所成の法の如きは能く自界の聞、思所成の與めに同類因と爲り、修所成の因には非らず。欲界に無きが故に。思所成の法は、思所成の與めに同類因と爲り、聞所成の因には非らず。彼れは劣なるを以ての故に。若し色界繫の聞所成の法は、能く自界の聞、修所成の與めに同類因と爲り、思所成の因には非らず。色界に無きが故に。修所成の法は、唯、自界の修所成の法の與めにのみ、同類因と爲り、聞所成の因には非らず。彼れは劣なるを以ての故に。無色界繫の修所成の法は、唯、自界の修所成の法の與めにのみ同類因と爲り、聞、思所成の因には非らず。[五八]無きを以ての故に。劣なるが故に。

此の聞・思・修・所成の諸法は、各、九品有り。謂はく、下下等なり。若し下下品は九品の因と爲

【四八】信勝解とは、鈍根の修道者にして、他の敎を信じて、自らの慧解を主とせざるを以て、信解といはる。利根の見至に對す。

【四九】時解脫道とは、鈍根の羅漢道にして、時に別約せられて、涅槃に入るを以てかくいはれ、非時解脫に對す。

【五〇】六・四・二とは、隨信行は隨信・隨法・信解・見至・時解・不時解の六、信勝解は信解・見至・時・解不時解の四、時解脫は時解・不時解の二なり。

【五一】見至とは、利根の修道者にして、鈍根の信勝解に對す。

【五二】非時解脫道とは、利根の羅漢道にして、時に別約せられず。隨時に般涅槃し得るものをいふ。

【五三】三・二・一云々。隨信行は隨法・見至・非時解の三、見至は見至・非時解の二、非時解は非時解のためなり。

【五四】因とは見・修・無學の三道の智慧なり。二は涅槃の果

地に依るに非らず。第三定に依る初定の聖道は、初と二とに依るを除いて、餘定に依る九地の聖道が與めに、同類因と爲る。即ち此れ唯、初、二、三に依る九地の聖道を用ひて、同類因と爲す。上地に依るに非らず。乃至、若し無所有處に依る初定の聖道は、唯、此の無所有處に依る九地の聖道が與めに、同類因と爲る。即ち此れ通じて九地の定に依る九地の聖道を用ひて、同類因と爲す。九定に依る初定の聖道の如し。餘定の聖道も九地に依るは、其の所應に隨つて、當に廣く思擇すべし。

又、一地は諸の無漏道を攝するも亦、一切は一地の因と爲るに非らず。等勝の因と爲り、劣の因に非らざるが故に。且らく已生の苦法智忍は、還未來の苦法智忍の與めに、同類因と爲るが如き、是れを名けて等と爲す。又即ち此の忍は、復、能く後の苦法智從り無生智に至るまでの與めに、同類因と爲る。是れを名けて勝と爲す。是くの如く、廣說、乃至、[四五]已生の諸の無生智は、唯、等類の與めに同類因と爲る。更に勝るもの無きが故に。

又諸の已生の見道と、修道と、及び無學道とは、其の次第に隨つて、[四六]三、二、一の與めに、同類因と爲る。展轉して因と爲るも亦、理に違せず。勝道は劣の與めに因と爲るに非らず。前生の鈍根の種姓の修道は、自相續の未來の決定して生ぜざる利根の種性の見道が與めに、同類因と爲ること何の理か礙を爲さん。一切の有情は各別の相續、法爾として六種の種性を安立す。無學を前に望むるも、應に知るべし、亦、爾なり。然も差別有り、謂はく、前生の無學の聖道は、自相續の後生の修道に於て、同類因と爲ること有り。無學を退し已りて、修道の中に於て、利根に轉生する義有る可きが故に。根蘊の所說に違害せず。同品の根に依りて、密意して說くが故に。又現起して根を用ふること有りと說くに依る。世第一法を現起すと說くが如し。

「若し爾らば一切の有情は、相續にて、法爾として三乘の菩提を安立す。亦、應に、[四七]劣は勝乘の因

【四五】已生の諸の無生智云々。劣等智が因となりて、高等智を引生するは、勝りたり因なれども、已に生じたる無生智は、これ以上高等なる智無きを以て、品等の因たるのみにて、勝の因となることなしとの意。

【四六】三・二・一云々。三とは見道は見・修・無學の三道の因となり。二とは修道は修、無學の二道の因一とは無學の一道のために同類因となること。

【四七】劣は勝乘の云々。聲聞乘の道が獨覺佛乘道の因となり。獨覺果の道は、佛道の因となることを得ることゝなるとの難。

過去の諸法は皆、是れ前なりと雖も、而も取果の時、已に定んで前後なり。未來の法は、正生の時に於て、別餘に作用し、前後を立つ可きに非らず。要らず現在の已生位の中に至りて、方に未來を簡び、後位を成ぜ令む。自作用を以て、彼れを取りて果と爲す。「若し爾らば異熟因も亦、未來に有ること勿からん」。此れと彼れとは類に非らず。所以は何ぞ。此れは同類因と、等流果となり。善等の別無し。若し先後無ければ、應に互に因と爲るべし。既に互に因と爲る。應に互に果と爲るべし。互に因果と爲るは、理と相違す。既に理の能く互爲果を遮する無し。則ち應に果は因の先きに在ること有りと許すべし。亦、二心互に因と爲る義有り。是れは則ち發智等の文に違害す。彼の異熟因は果と相別なり。前後を離ると雖も、上の過無し。故に同類因は位に就きて建立し、未來は非有なり。若し異熟因は相に就て建立し、未來は無に非らず。

同類因は唯、自地なりと言ふは、定んで何に依りて說くや。定んで有漏に依る。若し無漏道ならば、展轉相望して、一一皆、九地の與めに因と爲る。謂はく、四靜慮と、及び三無色と、未至と、中間とを、是れを九地と名く。餘は等引無し。猛利に非らざるが故に。皆無漏の聖道を發すこと能はず。無漏の九地互に因と爲るとは、[四三]繫地に非らざるが故に。各、別地の愛は、聖道を執して、已が有と爲さゞるが故に、種類同じきが故に。地に別有りと雖も、亦互に因と爲るなり。然も一切に非らず。何者か唯、等勝の與めに因と爲るや。[四四]加行生の故に。初定の聖道は、初定に依ること有り。乃至、無所有處に依ること有り。二定等の道も應に知るべし、亦爾なりと。自と上とに依るに於て有なり、下地に依るに於て無なり。謂はく、初定に依る、初定の聖道は九定に依る九地の聖道が與めに、同類因と爲る。卽ち此れ唯、初定に依る道を用ひて、同類因と爲す。上に依る聖道を用ひて、因と爲さず。性劣なるを以ての故に。第二定に依る初定の聖道は、初定に依るを除いて、餘定に依る九地の聖道の與めに、同類因と爲る。卽ち此れ唯、初二定に依る九地の聖道を用ひて、同類因と爲す。上

に見苦・見集・見滅・見道の四斷あり。これに修道の一部を加へて五部といふ。卽ち佛教は一切の有漏法を五部に分つ。

【四一】此の一段は部と地との制限の外に、時の制限あることを明せるもの。

【四二】前生とは過去と現在と未來とに對し、現在を未來に對して言ふ名。

【四三】繫地に非ずとは、その地の繫屬するものに非ずとの意。卽ち無漏道は九地に依りて起さるゝと雖も、その地に繫屬されず、地の制限を受くることなしとの意。

【四四】加行生云云。高上せんと勤めて起すものなれば、劣の果あるべきことなしとのいひ。

等の九位は、一一皆前位を除きて、餘の與めに因と爲る。後位を前に望むるに、但だ緣の義有り」と。若し爾らば最初の羯剌藍の色は、應に因有ること無かるべく、初後の老の色は、應に果有ること無かるべし。故に理は然らず。

復、有る師の言く、「前生の十位は一一皆後生の十位の與めに、各自類の色を、同類因と爲す。此の方隅に出りて、一切の[三八]外分は、各、自類に於て、應の如く當に說くべし」。

諸の相似せるものは、相似の法に於て、皆同類因と爲ると說くことを得可しと爲んや。爾らず。云何ぞ。[三九]自部自地は唯、自部自地の與めに因と爲る。是の故に說いて自部自地と言ふ。部とは謂はく、五部にして、謂はく、[四〇]見苦所斷、乃至修所斷なり。地とは謂はく、九地にして、謂はく、欲界を一と爲し、靜慮と無色とは八なり。此の中欲界の見苦所斷は、還、欲界の見苦所斷の與めに、同類因と爲る。是くの如く乃至欲界の修所斷は、還、欲界の修所斷の與めに、因と爲る。欲界の五部の所斷を說くが如く、靜慮、無色の各の四地の中、其の所應に隨つて、皆是くの如く說く。

[四一]此れを一切と爲すや。爾らず。[四二]前生なり。謂はく、唯、前生が後の相似の生と、未生との法の與めに、同類因と爲るなり。是れを圓滿同類因の相と謂ふ。唯、前生が後世の果の與めに、同類因と爲ると說けば、義に於て便ち闕く。未生の與めに同類因と爲ると說かざるが故に。唯、過去が未來、現在の與めに、同類因と爲る等と說けば、義に於て亦闕く。過去に因果有りと說かざるが故に。

何が故に未來は同類因無きや。彼れには前後次第の義無きが故に。「豈に、諸法は正生の時に於て已に能く一切の障礙の法を蠲除し、未生者に望めて、前と爲すと說くを得ずや。又異熟因は未來世に於ても亦、應に有に非らざるべし。異熟果に異熟因に望むるに、俱に前無きに因るが故に」と。要らず前後に依りて、同類因を立つ。正生の時、已に後位を越ゆるに非らず。未だ作用有らざるは餘の未來の如し。過去は唯、前、未來は唯、後にして、現は前後に通ず。世に約して定まるが故に。

しかし無漏法の場合には、地に限定なく、自己と同等又は同等以上の等流果を引き起すものなり。

【三三】相似とは、善・惡、無記の三性に就ていふ。

【三四】淨無記とは無覆無記のこと。

【三五】四とは、色蘊以外の四。劣法たる色蘊は、勝法たる四蘊を因と爲さずとの意。

【三六】光記はこの說を正義とす。されど俱舍論にて、世親は初めの善は界、他の二法、他の二性のそれぞれ相似の法に於て、同類因と爲るとの說を正しとす。

【三七】十位とは、胎內の五位と、胎外の五位をいふ。胎內の五位は前に出でたり。胎外の五位とは、一に嬰孩、二に童子、三に少年、四に盛年、五に老年なり。今此の十位に就て、同類因を論ずるに、前々の位はそれと相似したる後々の位を引起するが故に、前位が同類因にて、後位は等流果となる。

【三八】外分とは麥・稻等の外物を指す。外色はそれ〴〵その外道の同類因となる。

【三九】自部とは四諦修道(煩惱斷滅の五段階)の五部、自地とは三界九地の各地のこと。

【四〇】見苦所斷云々。見道下

る、同聚の中に於て隨つて、一種を闕くも、所餘の諸法は、皆生ぜざるが故に」と。此の諸説の中、初説と善と爲す。本相は法と其の力等しきが故に。

又此の俱起の和合聚の中、是れ能轉にして、隨轉に非らざるもの有り。謂はく、即ち心王なり。唯、隨轉のみなるもの有り、謂はく、色、及び、心不相應行なり。是れ能轉にして、亦是れ隨轉なるもの有り。謂はく、心所法なり。心に隨つて轉ずるが故に、能く心不相應行を轉ずるが故に。二俱に非らざるもの有り、謂はく、前相を除く。

第五節　同　類　因

[三二]已に俱有因の相を辯じたり。同類因の相とは云何ぞ。頌に曰く、

同類因は相似するなり。　　自部地なり、前生なり。
道は展轉して九地なり。　　唯、等と勝とに果と爲る。
加行生も亦然なり。　　　　聞思所成等なり。

論じて曰く、或は遠、或は近の諸の等流果を能養し、能生するを同類因と名く。應に知るべし、此の因は唯、[三三]相似の法の、相似の法に於てにて、異類に於てに非らず。善の五蘊は、善の五蘊の與めに、展轉相望めて、同類因と爲るが如し。染汚、無記も應に知るべし、亦、爾なりと。有餘師の説かく、[三四]「淨無記の蘊の五は、是れ色の果なれど、[三五]四は色の因に非らず。性下劣なるが故に」と。

有餘師の説かく、「五は是れ四の果なれど、色は四の因に非らず。勢力、劣なるが故に」と。

[三六]有餘師の説かく、「色と四蘊とは相望展轉するに、皆因と爲らず。劣と異類なるが故に」と。

若し位に就て說かば、有餘師の言く、「羯刺藍の位は能く[三七]十位の與めに、同類因と爲り、頞部曇

【三三】此の中云々は、上に答ふるもの。

【三四】豈に此の言云々。更に難言せるもの。

【三五】亦擇す云々。如上の難に對する答へ。

【三六】時の一云々。時の一とは一生住滅のことにて、一は俱時の意。果の一とは一果一異熟等のことにて、その一は其果を意味するもの。

【三七】品類足論一三(大・二六 745 b)。

【二八】有身見は苦諦の理に迷ひて起る我見にして、四諦修道の染汚法を生ずる因たり。

【二九】彼れの相應法とは、有身見相應の心心所法なり。

【三〇】所際の法とは、未來の有身見と、相應法の生・老・住・無常等を指す。

【三一】彼とは、前の十四法を主張する師を指す。

【三二】此の段は六因の中の同類因を述す。同類因とは、因の性質と、果の性質とが同じき時の因をいふ　又この因果關係は、必ず時間的には前後あり、空間的には二界九地の間に各限定ありて、一地の因は、他地の果を生ずることなし。又四諦修道の五部の間にも限定ありと、ある部の法が因となりて、他部の法を等流果として生ずることもなし。

實に爾り、[二三]此の中に一果と言ふは、但だ士用、及び離繫果を攝す。[二四]「豈に、此の言は通ずるが故に、亦等流、異熟を攝せずや」。[二五]亦攝すと言ふと雖も、此に明す所に非らず、然るに士用果に總じて四種有り。一に俱生と、二に無間と、三に隔越と、四に不生となり。此れは因と俱有果に非らざるを顯はす。唯、因と俱生和合聚の中、士用果有りと執するを遮せんが爲めなり。此の和合聚は互に果と爲るが故に。自は自體の士用果に非らざるが故に。即ち彼の俱起の和合に非らざる士用果の中に、一果の義有るに非らざるを顯はす。是の故に別に等流、異熟を擧ぐ。

應に知るべし、此の中の[二六]時の一と、果の一とは、俱を顯はすと、共を顯はすと、其の義殊り有り。

此の中、心王は極少の(ときも)、猶、五十八法の與めに、俱有因と爲る。謂はく、十大地法と、彼の四十の本相と、心の八の本、隨相とを五十八法と名く。五十八の中、心の四隨相を除きて、餘の五十四は心の俱有因と爲る。

有餘師の說かく、「五十八の內、能く心の因と爲るは、唯、十四法のみなり。謂はく、十大地法と幷に心の四の本相となり。諸の心所の生等の相の力は、能く心の因と爲るに非らず。心の隨相の如し」と。若し爾れば便ち[二七]品類足論に違す。彼の論に言ふが如し。「或は苦諦有り、[二八]有身見を以て、因と爲して、有身見の與めに因と爲るに非らず。未來の有身見と及び、[二九]彼れの相應法との生・老・住・無常とを除ける、諸餘の染汚の苦諦なり。或は苦諦有り、有身見を以て、因と爲して、亦有身見の與めに因と爲るあり。即ち[三〇]所除の法なり」と。

[三一]彼れは是の言を作さく、「我等は『及び彼れの相應法』を誦せず。應に義理に隨つて論文を簡擇し、方に誦持す可きが故に。此れに異なれば、便ち俱有因の相を壞するなり。或は應に隨相も亦、心の俱有因と爲ると許すべし」と。復、有るが說いて言く、「一切同聚なるは、皆互に相望めて、俱有因と爲

【二八】豈云々。こは一の生住滅といふならば、已に未來に墮ちることを顯はせるものなるが故に、更に重ねて墮世といふ必要なきに非すやとの意。

【二九】亦即ち云々。如上の問に答へて、但だ一生住滅とのみいふだけでは、生は未來世に墮し、住滅は現在に墮したることを知ることを得るも、未だこの法と心とが過去に落謝せしことを了し得ざるが故に、かく墮一世といひ、又、未だ生相に至らざる餘は、未來世も亦、はなれざる故に墮一世なり。又諸の不生の法も相離れざることを顯はすが爲めに、墮一世といふことの意。

【三〇】若し爾らば云々。如上の答に對して、更に難じていふ。世は寬く、相は狹きが故に、相の外に別に世と立つべし。而も既に世は相を攝す。何ぞ世を離れて別に生等の相を說くことを用ひんやとの意。

【三一】爾らず云々。難に答へて言く、世は即ち不定なり、然るに相は定なるを以て、相をも說くなり。

【三二】豈云々。此の段は一果に對しての疑問を述ぶ。即ち果の言は、これは通じて應に等流異熟の二果を攝すべきが故に、何が故に果の外に二を說くやとの問なり。

多分は彼の果に非るが故に。

「若し爾らば云何が心能く彼れの與めに倶有因と爲るや」。心王に隨ふ生等の諸の位に由つて、彼れ轉ずることを得るが故に。「豈に應に大種の生等の如く[一三]、心、亦、彼れを用つて倶有因と爲すべからずや。謂はく、造色は生等の果に非らざるも、生等は諸の大種の與めに倶有因と爲らざるに非らざるが如く、此れ亦應に爾るべし」。是くの如きの所例は、其の理齊しからず。展轉果は一にして果多は、彼れの果に非らざるが故に。諸の造色は、是れ諸の大種の展轉果の中の一果の所攝に非らず。又前に說ける如し。前に說くとは何ぞ。何ぞ造色は諸の大種の生等の果に非らざる容けんや。彼れの力に由らずして、心生ずることを得るが故に。然るに諸の大種は、生等の相の展轉力の與めに生ずるが故に、此の失無し。

[一四]何に緣りて此の法を隨轉と名くるや。頌に曰く、

時と、果と、善等とに由る。

論じて曰く、略して說けば、時と、果等と、善等との十種の緣に由るが故に、心隨轉と名く。且らく時に由るとは、謂はく、此れと心と[一五]一生住滅すると、及び[一六]墮一世となり。果等に由るとは謂はく、此れと心と[一七]一果、(一)等流、及び一異熟なり。善等に由るとは謂はく、此れと心と、善・不善・無記の性を同じくするが故に。

[一八]「豈に但だ、一生住滅と言はずや。卽ち知る、亦是れ一世の中に墮することを」。[一九]亦卽ち一世に墮すと知ると雖も、而も猶、未だ此の法と、心と、過去、未來も亦相ひ離れざることを了せず。或は諸の不生の法を顯示せんが爲めの故に。復、說いて及び墮一世と言ふなり。

[二〇]「若し爾らば但だ、應に墮一世と言ふべし」。[二一]爾らず。應に定んで一世に墮すと知ら令めざるべし。

[二二]「豈に等流、異熟も亦、是の一果に攝するにあらずや。如何ぞ一果の外に、等流、異流を說く耶。

得らるゝ律儀にして、定を出づれば同時にその律儀もなくなるを以て、これを隨心轉の法といふ。

【一一】彼の法とは、四十六の心所と、二種の律儀をいふ。

【一二】この段は心王と、心の隨相との關係を述ぶ。

【一三】本文「知」に作るも「如」の誤植。

【一四】この段は時と果報と三性の性質と、みな心王と同様なるを心隨轉と名くとの意。

【一五】一生住滅とは、如上の諸法が、心王と同一時に生じ、住し滅すること。

【一六】墮一世とは、心王が未來にあれば、心所も亦未來にあるといふが如く、同世なることをいふ。これは獨り心と同じく、生住滅するのみならず、過去・未來にも相離れざることを示さんがためなり。

【一七】一果とは、心王と心所等との法は、力を合せて一果を得するとの意。一果とは、士用果と離繫果となり。

ずれば、即ち彼の法と、所依の心と、展轉相望めて倶有因と爲ると說く。諸の心所法は定んで倶起するに非らず。或は少、或は多、現に得可きが故に。身業、語業は諸の心に遍きに非らず。[七]定心と倶ならず、全く有ること無きが故に。生等の諸相は皆心に依りて轉ず。故に相依るに非らず。法を(以て)上首と爲して、生・住・異・滅、互に相資くるが故に。彼れ互に因と爲ると說かず。又、此の中に於て、但だ異類を說いて倶有因と爲すことを、顯示せんと欲するが爲めなり。『同類は互に因と爲ることを說かずして、而も義成ず。又身、語の業は、唯、心に依りて表に依らざること有るを顯示せんが爲めの故に、[八]彼れは心の與めに因と爲ると說かざるなり。又彼の大德の意趣は、了し難し。諸の智有るもの、應に更に尋思すべし。然るに此の中に於て、有るは是の計を作す。『唯、心のみ色の與めに倶有因と爲る。色は心の與めに非らず。心に依りて轉ずるが故に。生と臣との理の如し。勝は劣に因らず』と。此の喩は然らず。亦相資くるが故に。

第四節 傍論心隨轉法

[九]不隨轉の法とは、其の體云何ん。頌に曰く、

心所と二律儀と、　彼れと、及び心との諸相と、
是れ心隨轉の法なり。

論じて曰く、一切の心所、[一〇]靜慮と無漏との二種の律儀、[一一]彼の法と、及び心との生等の相、是くの如きを皆心隨轉の法と謂ふ。

何に緣りて心の隨相は、心隨轉の法に非らざるや。隨相は心に於て、倶有因に非らざるを以ての故に。[一二]何に緣りて、心の隨相は心の倶有因に非らざるや。彼の力に由らずして、心生ずること、得るが故なり。彼れは一法に於て、功能有るが故に。又心王の與めに一果に非らざるが故に。聚中の

相の法は、能相に助けられて、未來より現在に入る。

【五】心と心隨轉云々。心王と心所等との關係にて、心王の力に心所は引かれ、心所の力に心王は引かるゝが如き關係をいふ。

【六】本論。發智論一(大・二六 920 c)に心が隨心轉の身業、語業のために、倶有因となることを說き、反對に隨心轉の身語業が心のために倶有因と爲ることを說かざるを指す。

【七】定心と倶云々。無色定には、身語の三業なきを以てなり。

【八】上の身語業を指す。

【九】前段に於て心隨轉(Cittānuparivarti)の法のことを言ひしため、今特にこゝにその法を述ぶ。心隨轉の法とは、心と相應して轉ずる法をいふ義にして、これに三種あり。一は心所、二は定共戒、道共戒、三は心心所及び二律儀に伴ふ四相となり。

【一〇】靜慮云々。靜慮とは靜慮律儀、即ち定共戒にして、無漏とは無漏律儀即ち道共戒のことなり。この二は有漏・無漏の定心によりて、自然に

卷の第九

〔辯差別品第三の五〕

第三節　俱有因

已[一]に能作因の相を辯じたり。俱有因の相は云何ん。頌に曰く、

　俱[二]有は一果の法なり。　　大と、相と、所相と、
　心と心隨轉等との如し。

論じて曰く、若し有爲法にして、同じく一果を得せば、此れを說いて俱有因と爲すことを得可し。彼を助くる力に由りて、一果を得るが故に。

其の相は云何。[三]四大種の如し。更互に相望めて俱有因と爲る。體の增、體の不增者有りと雖も、而も皆、三と一と更互に因と爲る。自體は應に自體を待つべからざるが故に。亦、應に同類の體を待つべからざるが故に。一一の大種は、唯、餘の三を待つ。要らず四大種は、異類と和集して、方に功能有り、造色を生ずるが故に。

是くの如く[四]諸相と、所相の法と、[五]心と、心隨轉とも亦、皆互に因と爲る。「等」の言は諸の心隨轉と及び諸の能相とは、亦互に因と爲ることを明かさんが爲めなり。是れ則ち俱有因なり。一果を得るに由りて、遍く有爲法を攝すること、其の所應の如し。

然るに[六]本論の中に、曾て心隨轉の色が心の與めに因と爲ると說けるを見ず。應に此中の造論者の意を辯ずべし。

今我れの彼の論の意を見る所は、若し法、心と決定して俱起し、一切の心に遍くして心に依りて轉

【一】　此の段は第二の俱有因に就て述す。これは同一の時間中にありて、自他互に因果關係をなし、資助するをいふ。これに互爲果俱有因（甲乙二個以上のものが、互に因となり、果となるをいふ。）同一果俱有因（二個以上のものが、互に資助して同一の果を生ずるをいふ。）の二種あり。

【二】　俱舍論八、順正理論十五には、「俱有互爲果　如大相所相　心於心隨轉」となる。

【三】　四大種云々。一聚の四大種が力を合して、一の眼根を作る時、地は水・火・風と力を合はして、眼根を作るが如し。（同一果を表はす）。

【四】　諸相云々。有爲の四相と、それによりて生・住・異・滅せらるゝ法との關係をいふ。能相の法は所相の法に引かれて、未來より現在に入り、所

必ず勝力を待つ。各因緣を別にし、及び所餘の無障にして、住するを待つ。增上緣の法は能生の因に由る。能く障ふる因有れば、諸法は卽ち生ずること無し。故に唯、障礙無きに由りて、一切法を說いて、名けて能作因と爲す。障力有りて、而も障を爲さゞると、障力無くして障を爲さゞるとは、無障の時に於て、少しも差別有るに非らず。倶に無障の力有りて、同じく勝用無きが故に。斯の理趣に由つて諸法は頓に生ぜず。作者皆殺等の業を成ずるに非らず。勝用に因の等起に緣るを闕くが故に。卽ち此の理に由る。

過去の諸法は、餘の二世の與めに能作因と爲る。彼の二世の法は、還過去の與めに、增上果と爲る。未來の諸法は、餘の二世の與めに、能作因と爲る。彼の二世の法は倶と後とに非ちざるが故に、未來の與めに增上果と爲らず。果は必ず因に由りて取るが故に。唯、二因有り、唯、無障に據るが故に、三に通ずと許す。現在の諸法は、餘り二世の與めに、能作因と爲る。彼の二世中、唯、未來法は現在の果と爲る。有爲を有爲に望むれば、展轉して是れ因果なり。[四六] 有爲を無爲に望むるに、此れ因に非らず、彼れは果に非らず。[四七] 無爲を無爲に望むれば、展轉して因果に非らず。[四八] 無爲を有爲に望むれば、此れは是れ因にして、彼れは果に非らず。斯れに由るが故に果少にして因多しと說く。能作因と一切法に通じ、其の增上果は唯有爲なるを以ての故に。

【四六】有爲と無爲云々。有爲を無爲の望むるに因に非らず。無爲は無生の故に。果に非らざるを、無爲は能取せざるが故なり。

【四七】無爲と無爲云々。無爲と無爲とは因に非ず。無爲は無生なるが故なり。果に非らざるは、所取に非らざるが故なり。

【四八】無爲と有爲云々。生を障へざるが故に、無爲は有爲の因なり。體は不生なるが故に、又所取に非ざるが故に、果に非ざるなり。

る時、唯、自體を除きたる（餘の）一切法を以て、能作因と爲す。彼れの生ずる時、皆障を爲さゞるに由る。中に於て少分、能生の力有り。

且らく一眼識有りて生ずる時の如き、所依の眼を以て依は因と爲し、所緣の色を以て建立因と爲し、眼識等を以て種子法の如く、不斷因と爲し、相應の法を以て攝受因と爲し、倶有の法を以て助伴因と爲し、耳根等を以て依住因と爲す。此れ等を總說して能作因と爲す。中に於て一分を【四四】有力因と名く。能生の勝功能有るを以ての故に。所餘の諸分を無力因と名く。但だ障礙を爲さずして、住するを以ての故に。因卽ち能作を、能作因と名く。此の因は有力にして、能く果を作すが故に。【四五】餘の因の性も亦能作因なりと雖も、然も能作因に更に別稱無く、色處等の如く、總卽別名なり。或は復、此の因は能く二義を作す。無障を以ての故に名けて因と爲す可し。非因と名く可し。能を生ぜざるが故に。又能作とは、是れ餘の親因なり。此れ能く彼れを助くるを能作因と名く。或は此れ、他をして能く所作有ら令め、他は卽ち是れ果、能作の因を能作因と名く。何に緣りて自體は自の能作因に非らざるや。能作因は自體に於て無きを以ての故に。謂はく、無障の義、是れ能作因なり。自は自體に於ては、恒に障礙を爲す。又一切法は自體を待たずして、應に恒に損減等を成ずること、有るべきが故に。

若し應に現事と相違する有り、一法生ずる時、餘の相違の法も亦、無障の住の故に、能く因と爲るべし。彼れと此れと、有る時には因と爲り、有る時には因に非らざるに非らず。應に正理に合すべし。故に一切法は皆能作因なり。諸の法は相望むるに、皆障力有り。障を爲さゞるが故に、能く因と爲る。若し（是の）處に一有れば、餘は必ず無きが故に。無色も亦時と、依等の是より有るが故に、彼れも相望めて亦障力有り。又諸法の內、一法の生ずる時は、與欲の法の如く、餘は皆障り無し。二緣に由るが故に、法生ずることを得ず。一に順因無し。二に違緣有り。諸法の生ずる位は、

【四四】有力因とは、前の生力といふに同じく、能作因の積極的方面を意味し、無力因は無障といふに同じく、消極的方面を意味せるものなり。

【四五】餘の因とは能作因を除く他の五因を意味す。

に遍行因を立つるなり。

契經に言ふが如し、『若し所作の業、是れ善有漏なれば、是れ修所成なり。彼の處に於て生じて、諸の異熟を受く』と、又經に言ふが如し。『諸の故思業作、及び増長は、定んで異熟を招く』と。諸の是くの如き等は、卽ち異熟因なり。一切の不善、善の有漏法は、異類を招くに由るが故に、此の因を立つ。是くの如きの六因を、佛は處處に說けり。諸の增背者は迷ふが故に見ず。諸の有智人は應に勤めて覺了すべし。又薄伽梵は處處の經中に、俱生、前生の因の義有るを說けり。『此れ有るに依りて、彼れ有り。此れ生ずるが故に、彼れ生ず』と。次での如く、應に前の二因の義を知るべし。又薄伽梵は契經の中に於て、分明に二種の因の義を顯說せり。謂はく、契經に言ふ。『諸有の不敏して無明に處する者は、無明に由るが故に亦、福行を造る』と。此の經は卽ち前生因なることを顯はす。又契經に說かく、『眼と色とを緣と爲して、廣說乃至、意と法とを緣と爲して、癡所生の染濁の作意を生ず』と。此の中愚者の癡は卽ち無明なり。希求は卽ち愛なり、愛の表は卽ち業なり。此の經は卽ち俱生因有ることを顯はす。一心の中、展轉して因と爲ること有りと說くが故に。此の經は相續に據りて說くと謂ふに非らず。理成ぜざるが故に。同じく所起に因りて俱生せずと執するは、甚だ迷謬と爲す。此れ廣く決擇せること、順正理及び、五事論の如く、應に實の如く知るべし。已に略して因を擧げたり。今當に廣く辯ずべし。

第二節　能作因

【四三】且らく初めの能作因の相とは云何。頌に曰く、

　自を除きて餘は能作なり。

論じて曰く、此の能作因に略して二種有り。一は生ずる力有り、二は唯、無障なり。諸法の生ず

【四三】六因中の第一位にある能作因を釋せるものにして、この能作因とは、字義より見れば、最も有力なる原因の如くなれども、主として實際に於ては、最も無力にして、消極的なる意味に於て、因となるものなり。卽ちある一物の生ずる時、その物を除きて、他の一切のものが、その一物を生ずるために、障礙を作さゞることをいふもの。卽ち他の發生に障礙を與へざる消極的なる意味に於てのものなり。四論これに對し、有力能作因として、間接ながらも、ある果を生ずるための消極的意味を有するものも含む。論に生力といふは、此の積極的方面を表はし、無障といふは、消極的方面を顯はせるものなり。

に由るが故に、此の因を立つるなり。

契經に說くが如し、『三道支有りて、正見隨轉す』と。又經に說くが如し。『三和合の觸は、受、想、思を倶起す』と。諸の是くの如き等は、即ち倶有因なり。諸行倶時に同じく一事を作し、互に隨轉するに由るが故に、此の因を立つるなり。

『是くの如き補特伽羅は、善、及び不善の法を成就す』と說くが如きは、應に知るべし、是くの如き補特伽羅は、善法隱沒し、惡法出現し、隨倶行有り、善根未だ斷ぜず、未だ斷ぜざるを以ての故に、此の善根從り、猶、餘の善根を起す可き義有り。又說かく『苾芻よ、若し彼彼に於て多く隨つて尋伺し、即ち彼彼に於て心多く趣入す。無明を因と爲して、諸の染著を起し、明を因と爲すが故に、諸の染著を離る』と。諸の是くの如き等は即ち同類因なり。過去、現在の同類の諸法は、自果を牽くに由るが故に、此の因を立つるなり。

契經に說くが如し、『見を根と爲し、信、證、智相應す』と。又經に言ふが如し。『若し了別有れば、即ち了知有り。定に在りて了知す。乃ち如實と爲す。定に在らざるに非らず』と。諸の是くの如き等は、即ち相應因なり。心、心所相應して、同じく一事を作し、共に一境を取るに由るが故に、此の因を立つるなり。

契經に言ふが如し。『諸の邪見なる者の所有の身業、語業、意業、諸有の願求、皆所見の如き、所有の諸行は、皆是れ彼の類なり。是くの如きの諸法は、皆悉く能く、非欣憂楽、不可意の果を招く』と。又經に說かく『一切の見趣の生ずる時は、皆有身見を以て其の根本と爲す。若し此の見を生ずれば、一切を忍びず。此の見能く貪欲、瞋恚を生ず』と。諸の是くの如き等は、即ち遍行因なり。過去、現在の見苦集所斷の疑、見、無明、及び相應、倶有は、同、異類の諸の染汚の法に於て、能く引起するに由るが故に、此の因を立つ。一部を因と爲して、五部の果を生ずるが故に、同類の外

能作と及び倶有と、　　同類と相應と、
遍行と、幷に異熟となり。　　因に唯六種ありと許す。

論じて曰く、[四〇]本論に因は唯、六種有りと許す。不增、不減なり。一には能作因、二には倶有因、三には同類因、四には相應因、五には遍行因、六には異熟因なり。

能作因の體は一切法に通ず。是の故に前に說く。倶有因の體は諸の有爲に遍するが故に、第二に居す。餘の同類等は有爲の中に於て、其の所應の如く、各、少分を攝す。言の便穩なるに隨つて、次第して說く。法の生ずるに賴る所なるが故に、說いて因と爲す。卽ち親しく所生の果を順益する義なり。

「是くの如きの六因は、佛の所說に非らず。如何ぞ本論に自ら此の名を立つるや」。[四一]定んで大師の說かざる所の義を、阿毘達磨の輙ち說く所有ること無し。經の中に現に無きは、隱沒に由るが故なり。自相は得可く、決定して應に有るべし。又諸經の中に、所化の力の故に、世尊、方便して異門の說を作す。對法の諸師は少相を見るに由りて、其の定んで有なることを知り、分明に結集す。故に有るは說いて言く、此の六因の義は、說いて增一の增六經の中に在り。時經ること久遠にして、其の文隱沒す。尊者[四二]迦多衍尼子等、諸法の相に於て無間に思求して、天仙の現に來りて、授與することを冥感す。天の筏第迦經を授與するが如し。其の理必然なり。四緣の義は、具さに列して此の部の經の中に在りと雖も、而も餘部の中に誦せざる者有るが如し。時の淹久に由りて、多く隱沒するが故に。既に餘經を見るに、少の隱沒有り。故に知んぬ、此の處も亦、具さに在るに非らず。

又、經の中に處處に散說するを見る。故に六因の義は、定んで應に實有なるべし。謂はく、經に說くが如し。『眼と色とを緣と爲して、眼識を生ず』と。又經に說くが如し。『二因、二緣能く正見を生ず』と。諸の是くの如き等は、卽ち能作因なり。諸法は他に於て、能作の義有り。生に障無き

【四〇】本論とは、發智論一(大・二六 920 c) 又婆沙論一六(大・二七 69 a 以下)。

【四一】婆沙論十六(大・二七 69)にこの說明出づ。

【四二】迦多衍尼子。發智論の著者。

論じて曰く、「亦是くの如し」との言は、同分も名身等の如く、欲色に通じ、有情、等流、無覆無記なることを顯はさんが爲めなり。「幷に無色」の言は、唯、欲、色のみに非らざることを顯はす。幷に「異熟」と言ふは、唯、等流のみに非らざることを顯はす。是れが界は三に通じ、類は二義に通ず。云何が異熟なるや。謂はく、地獄等、及び卵生等の趣と、生との同分なり。云何が等流なるや。謂はく、界と、地と、處と、種姓と、族類と、沙門と、梵志と、學と無學等の所有の同分なり。有餘師の說かく、「先業の引く所の生は、是れ異熟同分なり。現在の加行より起るは、是れ等流同分なり」と。

得と及び諸相との類は、並に三に通ず。謂はく、剎那、等流、異熟を具す。非得と二定とは唯是れ等流のみなり。唯の言は異熟等に非らざることを明さんが爲めなり。所餘の應に說くべくして、而も說かざる者の命根、無想は、前に說けるが如きの故に。餘義は前に准じて、已に知る可きが故なり。謂はく、得等は唯、成就と說くが故に、有情數の攝の義も准知す可し。諸の有爲は生等有りと說くが故に、諸相は情、非情に通ずるを准知す。餘は所應に隨つて義皆已に顯はる。是の故に此に於ては、勞して重說することを無けん。

第七章　六因四緣

第一節　六種の因

三九 是くの如く已に不相應行を辯じたり。前に生相の所生を生ずる時、所餘の因緣の和合を離るゝに非らずと言へり。此の中、何の法を說いて、因緣と爲すや。且らく因に六種あり。何等をか六と爲す。頌に曰く、

【三九】 此の段より以下、有部の六因論を述ぶ。この六因論は、有部一家のみの立つる論にして、發智論に至りて、初めて說かれたるものなれども、有部にありては、四緣論と共に佛說にして、特に六因論には增一阿含の增六經に說かれてありしものが、逸にその文の隱沒したるため、迦多衍尼子が冥感によりて、復活せしものとせり。これに反して四緣論は原始的なるものにして、諸部派の、等しく採用するところなり。六因には、
能作因(Kāraṇa-hetu)。
倶有因(Sahabhū-hetu)。
同類因(Sabhāga-hetu)。
相應因(Saṁprayuktaka-he=tu)。
遍行因(Sarvatra-hetu)。
異熟因(Viyāka-hetu)。

かく、「唯、初靜慮地のみに在り」と。有るが說かく、「亦、上の三靜慮にも通ず」と。[三五]語に隨ふと、[三六]身に隨ふと、所繫別なるが故なり。若し此の三は隨語繫と說かば、欲界に生じて、欲界の語を作す時、語と、名等と、身と皆是れ欲界繫なりと說く。彼の所說の義は或は三界繫、或は不繫に通ず。卽ち彼れは復、初定の語を作す時、語、及び名等は、初定地の繫、身は欲界繫、義は前に說くが如し。是くの如く若し初靜慮の地に生じて、二地の語を作すも、理の如く應に思ふべし。若し二、三、四靜慮地に生じて、二地の語を作すも、亦、理の如く思へ。若し此の三は隨身繫と說かば、欲界或は四靜慮に生ぜば、名等、及び身は、各、自地の繫なり。語は或は自地、或は他地の繫なり。義は前說の如し。此の二說の中、或は言ふ、「上地も亦名等有り。而も說く可からず」と。二說有りと雖も、然も初說は善し。

又名等の三は有情數の攝なり。非情有爲は成就せざるが故に。能說者の成にして、所顯の義に非らざればなり。唯、現在を成じ、去來を成ぜず。

又名等の三は唯、[三七]等流性なり。所長養に非らず。異熟生に非らず。而も名等は業從り生ずと言ふは、是れ業の所生の增上果なるが故なり。

又名等の三は、唯、是れ無覆無記性の攝なり。故に斷善者は善法を說く時、善名等を成ずと雖も、而も善法を成ぜず。欲貪を離れたる者は不善を成ぜず。諸の無學者は染汚を成ぜず。能詮の名等を成じ、所詮の法に非らざるが故に。

第二項　餘の不相應行法

[三八]上の所說の如き餘の不相應の、未だ說かざる所の義を、今當に略して辯ずべし。頌に曰く、

同分も亦是くの如し。　幷に無色なり、異熟なり。
得と相とは三類に通ず。　非得と定とは等流なり。

【三五】語に隨ふとは、名等は語によりて、生ずるが故に、語に隨つて繫を判ずるなり。
【三六】身に隨ふとは、名身等は所依の身に隨つても判ぜらるゝが故なり。
【三七】等流性とは、前念の同類因より生ずるを以てかくいふ。
【三八】此の段は名・句・文以外の不相應法の諸門分別をなせしもの。同分は界繫は三界、有情數に攝し、等流と異熟の二義に通じ、無覆無記性。得と四相は三界、情・非情數に通じ、有刹那等流、異熟の三に通じ、無記。非得・滅定・無想定は三界・有情數・等流・無記(得)及び善(二定)。

初句と名く。二十六字已下にて生ずるを、後句と名く。若し六字を減じて生ずるを短句と名く。二十六字を過ぎて生ずるを、長句と名く。且らく處中の句に依りて、三種を辯ず。八字を說く時、但句有る可し。十六言を說く時、卽ち句身と謂ふ。或は是の說を作す。「二十四字を說く時、卽ち多四身と謂ふ」と。或は是の說を作す。「三十二字を說く時、方に多用身と謂ふ」と。文は卽ち字なるが故に。唯、一位有り。一言を說く時、但だ文有る可し。二字を說く時卽ち文身と謂ふ。或は是の說を作す。三字を說く時、卽ち多文身と謂ふ。或は是の說を作す、「四字を說く時、方に多文身と謂ふ」と。此の理に由るが故に、是の說を作すべし、一字を說く時、名有り、名身無く、多名身無し。句無く、句身無く、多句身無し。文有り、文身無く、多文身無し。二字を說く時、名有り、名身有り、多名身無し。句等の三無し。文有り、文身有り、多文身無し。四字を說く時、名等の三有り。句等の三無し。文等の三有り。八字を說く時、名等の三有り、句有り、句身無く、多句身無し。文等の三有り。十六字を說く時、名等の三有り、句有り、句身有り、多句身無し。文等の三有り。三十二字を說く時、名、句、文の三、各、三種を具す。此れを門と爲すに由りて、餘は理の如く說く。

第十四節　不相應法の諸門分別

第一項　名　句　文

[三四] 復、應に思惟すべし。是くの如き名等は、何の界の所繫なるや。是れ有情數と爲んや。非有情數と爲んや。是れ異熟生と爲んや、是れ所長養と爲んや。是れ等流性と爲んや、善と爲んや、不善と爲んや。無記と爲んや。此れ皆應に辯ずべし。頌に曰く、

欲色なり、有情の攝なり。　等流なり。無記の性なり。

論じて曰く、此の名等の三は、唯、是れ欲と色との二界の所繫なり。色界の中に就て、有るが說

【三四】此の段より以下、不相應法の諸門分別をなせるものにして、第一に名句文の三の諸門分別をなす。卽ち
一、界繫門、名等は欲色二界の所繫なり。
二、情非情門、名等は有情數に攝す。
三、五類門、名等は等流性なり。
四、三性門、名等は一向に無記性なり。

後の刹那に、文、名、句を成ぜば、但だ最後のみを聞いて、應に義を了することを成ずべし。又相資くる無し。去來無きが故に。既に恒に一念なり。如何ぞ相資けん。既に相資くる無し。前後相似て、後も初念の如く、應に詮すこと能はざるべし。後を聞くこと初めの如し。應に義を了せざるべし。故に彼れの所執の前後相資けて、聲の卽ち能詮なること、理成立せず。我が宗は三世皆有りて、無きに非らざるが故に。後は前を待ちて、能く名等を生ず。最後念に名等、方に生ずと雖も、而も但だ、彼れを聞いて、義を了すること能はずば、具さに聞かざるに由る。先きに共に名等の契約を立てゝ、能く聲を發するが如きが故に。然るに一聲を聞いても亦、了すること有るは、慣習に由るが故なり。此れに依りて餘を比す。故に經主の言は、彼れを破して此れに非らず。

[三二]毘婆沙に說かく、「名、句、文の三、各、三種有り。名の三種とは謂はく、名と、名身と、多名身となり。句、文も亦爾なり」と。名に多位有り、謂はく、一字生、或は二字生、或は多字生なり。一字生とは一字を說く時、但だ名有る可し。二字を說く時、卽ち名身と謂ふ。或は是の說を作さく、「三字を說く時、卽ち多名身と謂ふ」と。或は是の說を作さく、「四字を說く時、方に多名身と謂ふ」と。二字生とは、二字を說く時、但だ名有る可し、四字を說く時、卽ち名身と謂ふ。或は是の說を作さく、「六字を說く時、卽ち多名身と謂ふ」と。或は是の說を作さく、「八字を說く時、方に多名身と謂ふ」と。多字生の中の三字生とは、三字を說く時、但だ名有る可し。六字を說く時、卽ち名身と謂ふ。或は是の說を作す。「九字を說く時、卽ち多名身と謂ふ」と。或は是の說を作す。「十二字を說く時、方に多名身と謂ふ」と。此れを門と爲すが故に。餘の多字生の名身、多身は、理の如く、應に說くべし。句も亦多位なり。謂く、處中の句と、初句と、後句と、短句と、長句となり。若し八字生は處中句と名く。長ならず、短ならざるが故に。謂はく、處中の三十二字は四句を生ず。是くの如く四句は、[三三]室路迦を成ず。經論の文章は多く此の數に依る。若しは六字以上にて生ずるを、

【三二】毘婆沙とは、大毘婆沙論十四(大・二七 70)

【三三】室路迦(Śloka) 八字・一句をなし、この一句を四句重ねて成ず。

に非らず。二色の中、先きに共に差別の契約を立てずと雖も、而も彼の青、黄は、色に異るに非らざるが故に。眼識得已りて、意識は卽ち能く分別に隨ひて、此れと彼れとの差別を知るなり。又理として應に契約の上に於て、復、契約を作るべからず。故に能詮の契約と言ふべからず。聲に異ならずと雖も、而も先きに共に契約を立てざれば、復、聲を得と雖も、而も更に餘の契約を立つるを待つが故に、未だ了別すること能はず。此れは餘の聲に望んで差別の相有り。又若し立つる所の契、卽ち聲の差別ならば、有義の者、及び無義の聲に於ける所有の差別は、先きに未だ共に差別の契を立てずと雖も、應に亦了知すべし。謂はく、一聲に於て此の差別有り。餘の聲の上に於て此の差別無し。先きに未だ共に差別の契を立てざれば、二聲を得る時、義を了せずと雖も、然も應に彼の二色の差別の如く、卽ち能く有契約の聲、無契約の聲の差別の相を了達すべし。故に別に名句文身有りて、聲に緣りて生じ、能く義を顯了するを知る。

[二八] 又經主の說かく、「諸の刹那の聲は聚集す可からず。亦一法の分分に漸生すること無し。如何が名の生ずることは、語に由りて發す可けんや」と。又自ら釋して言く、「云何ぞ過去の諸の[二九]表の刹那を待ちて、最後の表の刹那に、能く無表を生ずるや」と。[三〇]復、自ら難じて言く、「若し爾らば最後の位の聲、乃し名を生ぜば、但だ最後の聲を聞きて、應に能く義を了すべし。若し是の執を作して、語は能く文を生じ、文は復、名を生じ、名は方に義を顯はすといはゞ、此の中の過難は、應に前に同じく說くべし。諸念の文は集む可からざるを以ての故に。語は名を顯はすといふ過も、應に例して生の如くなるべし。又、文は語に由りて若しは顯はれ、若しは生ずといふも、語の名に於けるに准ずるに、皆理に應ぜず」と。

[三一] 此の難は自ら稟くる所の宗に違害す。彼れは說かく、「去來は皆自體無し」と。聲の前後念は頓に生ず可からず。如何ぞ、文を成じ、名を成じ、句を成ぜん。若し前前の念、轉轉として相資け、最

【二八】又經主云々。俱舍論五・二〇右。この文は有部の名は實なることをいふ論を破するものにして、月の名はッとキとに分れ、ッと發聲するときは、キは未來、キを發生する時は、ッは過去に落謝し、一處になることなく、又月の名が實ならば、分分に切れるものなる筈なし。故に語が名を生ずる筈なしとなり。

【二九】表とは、表色のことにして、この段は如上の經部說に對して、世親の有部の立ちて答を出せしものなり。即ち聲が集りて名を生ずるも、何等失無し。何故なれば、受戒の時の表業は一刹那に非ずして多刹那に亙り、その多刹那の表業がありて、最後の無表色を生ずるが故に、積集の義可能なり。かくの如く、聲と名との場合も而るべしとなり。

【三〇】此の段よりは、世親の更に本來の經部の立場に立ちて、有部の說を難ぜじものなり。

【三一】以上の經主の種種の自問自答の全說に對して、以下有部の所說を述ぶるもの。

りて後の時、思に隨ひて語を發し、語に因りて字を發し、字は復、名を發す。名は方に義を顯はす。是くの如き展轉の理門に依りて、語は名を發し、名は能く義を顯はすと說くに由りて、斯くの如きの安立は其の理、必然なり。若し名を以て先きに、心の內に蘊まざれば、設ひ語をして發せ[二二]令むるも、定んで表詮するところ無く、亦他をして義に於て、解を生ぜ令めざらん。

又[二三]經主の言く、「或は應に唯、執すべし。別に文の體有り、卽ち此れを總集して、名等の身と爲す。更に[二四]餘有りと執せんは、便ち無用と爲す」と。[二五]此れも亦理に非らず。諸文の俱時に轉ずること、有ること無きが故に。旣に俱轉せず、如何が總集せん。或は樹等の大造の合成の如き、斯れに緣りて別に影を生ぜざるに非らず。影は假に由りて發るも、而も體は假に非らず。是くの如きの諸文も亦、應に總集して、別に名、句を生ずべし。而して彼の名、句は假に由りて發ると雖も、而も體は假に非らず。

[二六]「若し爾らば卽ち應に、一切の假法は、皆安立して、實有の性と爲す可し」と。是くの如きの失無し。一字の中に於ても亦名有るが故に。[二七]假法は一の實の成を攬すこと有ること無きが故に。假と名義と相似せず。旣に一字に於ても亦、名有ることを得。此の名は如何が字を離れて有ることを知らんや。是くの如き一字は、義無き字の如く、所詮有ること無し。此れを緣と爲すことに緣りて、別に名有りて起り、方に能く義を表はす。然も極めて相近く、別相は知り難し。壁上の光の二色の辨じ難きが如し。

若し卽ち聲は、先きの契約の、宣唱の差別に由りて、能く義を顯はし、說いて名等と爲すと許さば、斯れ何の失有るやと。此れ亦然らず。能詮の契約は、卽ち聲の差別なること、理成ぜざるが故に。若し共に立つる所の、能詮の契約は、卽ち聲の差別ならば、應に色の差別の如く、契を共に立つるに非らざるも亦、了知す可し。青と黃との二色の差別は、要らず共に契を立てゝ然る後に知る可き

【二二】大正藏「全」となるも、宋・元・明の三本、宮內省本、聖語藏いづれも「令」となる。
【二三】經主云々。俱舍論五・二一右。
【二四】餘あり云々。餘とは名、句のこと。卽ち a, i 等の文は假りに實有と許しても、名・句の體は斷じて有と許しがたしとするもの。
【二五】如上の說に對する有部の反難。
【二六】經部師の難。
【二七】如上の難に對する有部の答。

は〓、聲は卽ち能說なり。何ぞ名等を須ひんや」と。

〔一九〕何等の名を能詮の定量と爲すや。豈に、義に於て共に想名を立てずや。此れを卽ち說いて、能詮の定量と爲す。謂はく、能說者は諸義の中に於て、先きに共に是くの如き諸字を安立し、定んで能く展轉して、是くの如きの義を詮はす。共に是くの如きの字を安立するに由るが故に、是くの如きの字を安立するに由るが故に、是くの如きの字に因りて、是くの如きの名を發す。此の名は卽ち是れ能說の定量なり。諸の能說者は、將に語を發せんとする時、要らず先きに思惟す。是くの如きは定量なり。此れに由りて自語し、或は他語する時、所顯の義に於て皆能く解了するが故に。唯、聲のみ能顯の義に非らず。要らず語は字を發し、字は復、名を發す。名は乃ち能く說かんと欲する所の義を詮はすなり。語の字を發し、字の復、名を發するが如く、是くの如く應に句を發するの道理を思ふべし。

此の中、〔二〇〕經主復、是の言を作さく、「又未だ〔二一〕此の名は如何にして、語に由りて發るかを了せず。語に由りて顯はると爲んや、語に由りて生ずと爲んや。若し語に由りて生ずとせば、語は聲の性なるが故に、聲は應に一切は皆能く名を生ずべし。若し名を生ずる聲は、差別有りと謂はゞ、此れは義を顯はすに足る。何ぞ別の名を待たんや。若し語に由りて顯はるとせば、語は聲の性なるが故に、聲は應に一切、皆名を顯はすべし。若し名を顯はす聲は、差別有りと謂はゞ、此れは義を顯はすに足る。何ぞ別の名を待たんや」と。聲を能詮と執すれば、斯の難も亦等し。謂はく、若し聲の體は卽ち能く義を顯せば、應に一切の聲は、能顯に非らざること無かるべし。若し能顯の聲は差別有りと謂はゞ、是くの如きの差別は、應に卽ち是れ名なるべきが故に、推徵する所、未だ遇難と爲さず。然るに能說者は樂ふ所の名を以て、先に蘊んで心在りて、方に復、思度す。我れは當に是くの如き、是くの如きの言を發起して、他の爲めに、是くの如き、是くの如きの義を宣說すべしと。此れに由

〔一九〕何等の名を云々。如上の經部說に對する有部の自說を述せるもの。
〔二〇〕經主云々。俱舍論五、20右
〔二一〕此の名とは、有部の言ふ不相應法としての名をいふ。

ること、甚だ希有と爲す』と說く。此等の教に由りて、別に諸義を能詮する名句文身有りて、其の體は聲の如く、實にして假に非らざることを證知す。

理とは謂はく、現見するに、有る時は聲を得て、而も字を得ず。有る時は字を得るも、而も聲を得ず。故に知んぬ。體別なり。有る時は聲を得るも、字を得ずとは、謂はく、聲を聞くと雖も、而も義を了せざるなり。有人、他語を粗ぼ聞いて、復、審問するを現見す。汝、何の言ふ所ぞと、此れは語の聲を聞きて、義と了せざる者なり、都て未だ所發の文に達せざるに由るが故なり。如何ぞ乃ち文は聲に異らずと執せんや。有る時は字を得るも聲を得ずとは、謂はく、聲を聞かずして、而も義を了することを得るなり。有人、他語を聞かずして、脣等の動くを覩て、其の所說を知るを現見す。此れ聲を聞かずして、義を了することを得る者なり。都て已に所發の文に達するに由るが故なり。斯の理證に由りて、文は必ず聲と異なり。又世間を見るに、聲を隱くして呪を誦するが故に。呪字は呪聲に異るを知る。又世間を見るに二の論者有り。言音相似て一は負け、一は勝つ。此れ勝負の因、必ず聲に異にして有り。又[一五]法と詞との二無礙解の境界別なるが故に、字は聲を離るゝを知る。是の故に聲は但だ是れ言音にして、相に差別無し。其の中の屈曲は必ず[一六]迦・遮・吒・多・波等に依る。要らず語聲に由りて、諸字を發起す。諸字の前後和合して名を生ず。此の名の旣に生じたるは、卽ち能く義を顯はす。斯れに由りて展轉して是の言を作す。語は能く名を發し、名は能く義を顯はすが故に、名と聲の異ること、其の理極成す。應に知るべし、此の中、聲は是れ能說、名等は所說。義は俱に二に非らずと。是くの如きは則ち倒無き建立と爲す。

此の中、[一七]經主は又、是くの如く言ふ、「但だ音聲を皆稱して語と爲すには非らず。要らず、此れに由るが故に、義を了知すべき、是くの如きの音聲を、方に語と稱するが故に。謂はく、[一八]能說者の諸義の中に於て、已に共に立てゝ、能詮の定量と爲せるものなり。若し此の句の義、名に由りて能く顯

【一五】法と詞云々。これは四無礙解の中の二無礙解にして、如來の四種の解智中の二なり。法無礙解とは、一切の法の名字に通達すること、詞無礙解とは、一切の言語に通達すること、これによりて名字は言語を離れて、別に實在の法なることを知り得るといふなり。

【一六】迦・遮・吒・多・波。ka, ca, ṭa, ta, pa にていづれも字音の諸行の頭字を出せり。

【一七】經主云々。俱舍論五・一九左、これは經部の說を經主をあぐ。

【一八】能說者とは劫初の諸の賢聖なり。卽ち此の意は、名・句・文の三は、別有の實在にあらずして、劫初の賢聖が相談し、契約して成立せしものなりとするもの。

義を解し、語に因りて名を發し、名は義を顯はすが故に。

三世等の法の各に、三(世)の名有り。謂はく、去・來・今の三時を說くが故に。又一切法には名無き者無し。若し應に有れば、非所知の境を成ずべし。故に薄伽梵は是くの如きの言を說く。

名は能は一切を映ず。　名に過ぐる者有ること無し。
是の故に名の一法、　皆隨つて自在に行ず。

有餘師の說かく、「義少く、名多し。一義の中に於て、多名有るが故なり」と。有餘の復、說かく、「名少く、義多し。唯、[二]一界の少分の所攝なるも、義は則ち具さに十八界を收むるが故に」と、復、有る說者は、「互に少多有り、謂はく、界の攝に約せば、義多く、名少なり。若し教に依立せば、義少く、名多なり。謂はく、佛世尊は一一の法に於て、義に隨つて無邊の名を施設するが故に。貪を愛と名け、火と名け、蛇と名け、蔓と名け、渴と名け、網と名け、毒と名け、泉と名け、河と名け、修と名け、廣と名け、針縷等と名くるが如く、是くの如きの一切なり」と。

此の中、[三]經主は是くの如きの言を作す「豈に、此の三は語を性と爲すが故に、聲を用つて體と爲して、色の自性に攝するにあらずや。如何で乃ち說きて、心不相應行とは爲すや」と。

[四]此の責は理に非らず、所以者は何ん。理と教と分明にして、別有を證するが故に。教とは謂はく、經に『語力、文力』と言ふ。若し文即ち語ならば、別說して何をか爲さん。又『應に正法の文句を持すべし』と說く。又『義に依りて、文に依らざれ』と言ふ。又說く、『伽他の因は謂はく、闡陀文字なり』と。闡陀とは謂はく、頌を造る分量にして、語を體と爲すものなり。又契經に『法を知り、義を知る』と言ふ。法とは謂はく、名等なり。義とは謂く、所詮なり。又契經に、『文義巧妙なり』と言ふ。又、『應に善說の文句を以て、正法を讀誦すべし』と言ふ。惡說の文句を以て正法を讀誦すれば、義即ち解し難し。又『如來は希有の名句文身を獲得す』と說く。又、『彼彼の、文句を勝解す

【二】一界の少分とは、法界の中の一部に名を含めるを以てかくいふ。

【三】經主云々。倶舍論五、一九左。此の難の意は、名・句・文の體は、發音に存するが故に、聲を性とする色法にあらずや、然るに何が故にこれを非物非心の不相應行となすやといふ意。

【四】有部の答。

永き寂靜涅槃を證す。

幷に速に第一の、

是くの如きは句等なり。字とは謂はく、[九]裒、阿、壹、伊等の字なり。是くの如きは字身なり。卽ち是の文身は、謂はく、[一〇]迦・佉・伽等なり。

有餘師の說かく、「[一一]本論の中に言く。云何が多名身なる。謂はく、名、名事等なり」と。彼の論師は名等は是れ實有の相なりと辯ぜんと欲するに非らず。而して假の合に依りて、以て問端を發す。是の故に彼れの多名身等を問ふは、決定して應に名等の體の實相を問ふべし。名等の體の實相を思擇する中、何ぞ名等の假合を推徵するを用ひんや。又名等の三相の差別とは謂はく、聲の所顯にして能く義を顯はす。已に共に立てゝ能詮の定量と爲し、解する所の意樂の所生を顯示し、能く所知の境界の自體を表すること、猶し影響の如し。此の相は是れ名なり。若し能く所知の境を辯折する中、廣略の義門の此の相は是れ句なり。能說者の聲の已滅の位に於て、猶、念を繫け令め持ちて、惑はざら令め、傳へて餘に寄する者、此の相は是れ文なり」と。此の中、名とは謂はく、歸赴に隨ふなり。如如の語聲の歸赴する所、如是、如是にして、自性の中に於て、名皆隨逐し、彼れを呼召す。句とは卽ち能く說く所の義を辯ずるなり。謂はく、能く差別の義門を辯析す。文とは謂はく、能く彰顯する所有り。此れに依り、此れに由りて、彼れ彰顯するが故に。此れは卽ち是れ字にして、謂はく、繫念して忘失有ること無から令むるなり。或は復、此れに由りて之が任持せられ、疑惑無から令む。或は能く彼れを持ち、轉じて餘に寄す。故に有るが說いて無く、「靜慮者の方便の境相と靜慮中の覺了する所の境と、而も梯隥を爲すが如く、文の名、句、義に於けるも亦、爾なり」と。名、句、文身、理實に皆是れ不相應行なり。而るに經論中に、色法に非ざるを說いて、皆名と爲すは、色相を以て當體を顯して名を立つ。非色の相に隱れ、詮に從つて目を立つるなり。義は可說と爲んや、不可說と(爲ん)耶。理實には應に義不可說と言ふべし。然るに共に施設す、言を聞いて

【九】裒云々。裒は ?. 阿は a. 壹は i. 伊は ī. 等にして、梵字の母音を音譯せしもの。

【一〇】迦云々。迦 ka. 佉 kha. 伽 ga. は梵字の子音にして、これも前出の母音と共に文身の中に入るべきものなりとの意。

【一一】本論云々。發智論一(大・二六 920 b)には、「云何多名身。答謂名名號、異語增語、想等想假施設、是謂多名身」とあり。

し全く無因なれば、得は應に起るべからず。則ち初無漏は應に成ずと說かざるべし。

生相の生ずる時、亦別に倶生因有りと爲んや。不や。亦有りと謂ふべし。謂はく、「生の體を除きて、餘の果を一にする法なり。云何が異滅を生の助因と爲すや。古昔の諸師は咸、是の釋を作す。果を同一にする法、展轉して因と爲る。諸の大種の更相に順ずるが如きが故に」と。復、有るが釋して言く、「諸の有爲法は、一切皆是れ生等の性の故に、生等の四相の一一の用の時、此れを以て門と爲し、餘は皆力を助く。是の故に所說の生所の生を生ずるは、因緣を離れて、理善く成立するに非らず。餘は廣く諸の有爲相を決擇すること、順正理及び、五事釋の如し。

第十三節　名句文

[六]已に略して諸の有爲地を分別せり。名身等の類は、其の義云何ぞ。頌に曰く、

名身等は所謂、　想と章と、字との總說なり。

論じて曰く、「等」とは、句身、文身を等取す。名・句・文の身は本論に說くが故に、諸想の[七]總說は即ち是れ名身なり。諸章の總說は即ち是れ句身なり。諸字の總說は即ち是れ文身なり。總說と言ふは、是れ合集の義なり。合集の義の中に於て、[八]嗢遮の界を說くが故に。想とは眼、耳、瓶、衣等なり。想と謂はく、諸法に於て分別し、取著して、共に安立する所の、字所發の想なり。是くの如きの想身は、即ち是れ名身にして、眼、耳、鼻、舌、身、意等を謂ふなり。章とは謂はく、章辯なり。世論者は釋す。是の辯は無盡にして、差別の章を帶し、能く究竟して說かんと欲する所の義を辯ずるなり。即ち「是の福は樂の異熟を招く」等なり。是くの如きの章身は、即ち是れ句身なり。謂はく、有るが說くが如し。

福は樂の異熟を招き、　欲する所皆意の如し。

【六】此の段は不相應行を明せる中の第七段として、名・句・文を釋す。名(Nāma)とは諸相といはれ、一般に句文の內容を意味するものにして、諸法の義理を表明するものなり。句(Pada)はこの義理を筆舌にあらはせし句、即ち章をいひ、文(Vyañjana)は如上の句を構成するa, i等の單音をいふ。有部に於ては、かゝる三法も亦、別有の實在なりといひ、經部師はこれを假法となす。

【七】總說(Samukti)とは名身・句身等の身(Kāya)の說明にして、名を聚合したる全體・句・文を聚合したる全體をいふことを表はせしもの。

【八】嗢遮の界。嗢遮(Uce)とは總說(Samukti)の語根が、即ち集合すの意味なることをいふ。

來の諸法は、因緣和合して生ずることを得と許さば、此の責も亦、同じく未來の諸法は因緣別無し。何ぞ頓に皆生ぜざるや。又因緣の中、隨つて一種を闕くも、所餘を具するが故に、果も亦應に生ずべし。且らく眼根の如く、先業の引く所にして、大種を離ると雖も、而も亦應に生ずべし。或は應に但だ、大種の功力にのみ由り、先業に由らずして、眼根の生ずることを得べし。或は諸の眼根は、業の引く所に隨つて、能く大種を生じ、合せざる時無く、一の生の時に於て、餘も亦應に起るべし。或は應に大種は、眼に於て能無かるべし。前眼を離れて、大種獨り生ずるを見ざるが故に。但だ應に前眼に因りて、後眼生ずることを得べし。大種を能生と許すは、應に無用を成ずべし。又種子の如きは、水、土等の緣の一を隨つて闕く時、芽は必らず起らず。故に種等の功力の極成するを知る。眼等の生に於ては、地等の大種の能生の功力は、現見する所に非らず。既に現見せず。大種の功力は應に因と爲りて、眼等を生ぜざるべし。

[五] 又汝の執する所は、業の種子有りて、相續して轉變すとなす。誰か障礙を爲して、一切の業果を、頓に生ずること能はざるや。若し緣の助に由りて、業種方に能く生ぜば、應に但だ緣のみ能生なるべし。何ぞ業種を勞せんや。衆緣、業を助けて、果乃ち生ず。衆緣若し無なれば、果生ぜざるを以ての故に。既に緣の助けに賴り、而も業種は無に非らず。衆緣を藉ると雖も、寧ぞ生相を撥無せんや。

又眼等の諸識の生ずる中に於て、處處の經に言ふ。眼と色と有り雖も、若し作意を離るれば、眼識生ぜず。然るに識は眼と及び色とに緣りて生ずと說くが故に。應に因緣の力生ず、何ぞ生相を勞せんと難ずべからず。

又初念の無漏の生ずる時を見るに、生能く因と爲りて、無漏の得を起す。得の自相の有は、前に已に極成す。應に生を除きて、何の別法有りて、能く此の得の前の倶起因と作ると說くべきか。若

【五】此の一段は經部師の立つる業の種子說をとりて、業の種子と衆緣との關係を、生相と衆緣との關係に比し、經部師の說を反駁せるものなり。

果は復、倶起の異相を緣と爲して、衰損せしむるに由る。(復)能く後果をして、更に前に劣に令む。是くの如く一切の有爲は相續し、刹那、刹那に後後をして異なら令む。故に前前念と異有る義成す。此の義既に成ず。應に比量を爲すべし。謂はく、最後に差別有るを見るが故に、前の諸の刹那、定んで差別有り。若し爾らば相續の漸く增長する時、異相は應に無かるべし。果を見ざるが故に。斯の過失無し。住相は爾の時、外緣の助に由りて、勢力增强にして、異を摧伏するが故に。

[二]若し生は未來に在りて、所生の法を生ずとせば、未來の一切の法は、何ぞ頓に生ぜざるや。彼の能生の因、各常に合するが故に。此れは先きに已に辯じたり、先に何の辯ずる所ぞ。謂はく、別に法有りて、未だ引果の用を獲得せざる時に於て、未得、正得、已滅の引果の用に遇ふ時に於て、外緣の攝助に由りて、自事を辦ずることに於て、內緣の攝助の功能を發起す。是れを生相と名く。又是の說を作さく、「因は要らず處、世、時、位、伴を待ち、方に果を與ふるが故に」と。即ち此の義に依りて、是くの如きの言を說く。頌に曰く、

生の能く所生を生ずるは、　因と緣の合を離るゝに非らず。

論じて曰く、所餘の因緣の和合を離れて、唯、生相の力のみにて、能く所生を生ずるに非らざるが故に、諸の未來は皆頓に起るに非らず。生相は倶起の近因と作り、能く所生を生ずと雖も、諸の有爲法は、而も必ず應に前の自類の因、及び餘の外緣の和合攝助を待つべし。種地等の差別の因緣が、芽等の生を助けて、芽等を生ぜ令むるが如し。

[三]「若し爾らば我れ等は唯、因緣に生の功能有るを見る。別に生相無きも、因緣の合する有らば、諸法は即ち生じ、無ければ即ち生ぜず。何ぞ生相を勞せん。故に應に唯、因緣の力有れば、生ずべし」と。

[四]此の責は然らず。唯、衆緣のみ諸法の生と許さば、此の責は同じきが故に。謂はく、若し唯、未

【二】此の段は生等の相と因緣との關係に就て、論ぜしもの。

【三】經部師の難。即ち有部の如上の說は、生相し撥無して、唯、因緣の功能のみにて、生の問題を解決し得るには非ずやとの說。

【四】有部の答。

の如く當に知るべし。

有餘師の説かく、「因は要らず、處、世、時、位、伴を待ちて、能く果を與ふるが故に、生と已生の時に、起の用差別す。謂はく、或は因有りて、處を待ちて果を與ふ。雨は要らず雲處を待ちて方に生じ、要らず[一]贍部洲は金剛座に處して、方に無上正等菩提を證するが如し。或は復、因有り、世を待ちて果を與ふ。異熟因、順解脫分の如し。要ず過去に在りて、方に能く果を與ふるなり。或は復、因有りて、時を待ちて果を與ふ。輪王の業の如し。要ず劫增の時に、方に能く、轉輪王の位を獲得するなり。或は復、因有りて、位を待ちて果を與ふ。諸の種子の變異の位に至りて、方に能く芽を生ずるが如し。初無漏心、及び光明等は、體先きに有りと雖も、而も要らず未來の正生位の中に、能く所作有り。或は復、因有り、伴を待ちて果を與ふ。四大種、心心所等の如し。要らず伴と俱にして能く所作有り。斯の差別の緣起の正理に由りて、四相の起用、分位同じからず。謂はく、正生の時、生相、用を起し、已生位に至りて、住、異、滅の三、同じく一時に於て、各別に用を起す。是くの如く四相の用、時既に別なり。一の法、一時に卽ち生じ、卽ち住し、卽ち異し、卽ち滅するの過失無し。又正滅の時、此の所相の法は、餘の住相を勝因と爲すに由るが故に、暫時安住し、能く自果を引く。卽ち爾の時に於て、餘の異相を勝因と爲すに由るが故に、其れをして衰損せ令む。卽ち爾の時に於て、餘の滅相を勝因と爲すに由るが故に、其れをして滅壞せ令む。故に三の一時は相違の失無し。

時に所相の法を安住と名くと爲んや、衰異と名くと爲んや、壞滅と名くと爲んや、能相の力に由りて、所相一時に所望同じからず、三義を具有す。

如何が異相なるや。卽ち住する時に於て、能く自果を引くの作用を衰損す。彼の作用を損し、後果の生(位)、前因に劣る。是れ異相の力なり。後果の漸く劣ることは、因に異り有るに由る。此の

【一】贍部洲(Jambūdvīpa)には、四洲の一にて須彌山の南方に位するが故に、南贍部洲ともいふ。又閻浮提とも音寫す。此の洲は佛に遇ひ、法を聞くことに勝緣あり。佛も亦この洲にのみ出世し、金剛座に昇りて成佛し給ふ。

卷の第八

〔辯差別品第三の四〕

所相を離れて、別に生等有りと雖も、所相の法と倶時にして起る。而も一の法、一の時に、即ち生じ、即ち住し、即ち異し、即ち滅するの過失無からん。體の不同なるが如く、用に別有るが故に。所相の外に別に生等無く、一一の刹那に四相有りと執するは、斯くの如きの過失は、救療す可からず。一の法、一時に功能の差別する理は、成ぜざるが故に。所相の外に別に生等有りと許すは、斯の過失無し。相の體不同にして、助緣に差別あり、時分の功能の理、異り有るが故に。

然も有爲法の分位は同じからず。略して三種有り。謂はく、引果の用の未得、正得、已滅の別の故に。此の諸の有爲に復二種有り。謂はく、作用有ると、及び唯、體のみ有るとなり。前は是れ現在、復は是れ去來なり。此の復、一一に各二種有り。謂はく、彼の功能に勝有り、劣有り。諸の有爲法、若し能く因と爲りて、自果を引攝するを名けて作用と爲す。若し能く緣と爲りて、異類を攝助する、是れを功能と謂ふ。若し別法有りて、未だ引果の用を獲得せざる時に於て、未得、正得、已滅の引果の用に遇ふ時、外緣の攝助に由りて、自事を辦ずることに於て、內緣の攝助の功能を發起す。是れを生相と名く。或は復、法有りて、正しく引果の用を獲得する時に於て、未得、正得、已滅の引果の用に遇ふ時、外緣の攝助に由りて、自事を辦ずることに於て、內緣の攝助の功能を發起す。是の餘の三相は、正生位に於て、生を內緣と爲し、所生の法を起し、已生位に至る。此の所生の法を名けて、已起と爲す。正滅位に於て住を內緣と爲し、所住の法を安んじ、自果を引きて、已滅位に至ら令む。此の所住の法を自果に於て、已に能く引發すと名く。即ち正滅位の滅を內緣と爲し、所滅の法を壞して、已滅位に至る。此の所滅の法を名けて、已壞と爲す。異相も亦爾なり。應

無しと知る可しと說くべし。應に尙と言ふべからず。又、薄伽梵は契經の中に於て、諸の有爲相、復、相有りと說く。故に契經に說かく、『色の起盡有り、此れ復、應に知るべし、亦起盡有り。乃至廣說」と。此れに由るが故に知んぬ。相に復相有りと。

若し爾らば本相は[八三]所相の法の如く、一一に應に四種の隨相有るべし。此れに復、各四あらば、展轉して無窮ならん。斯の過失無し。四の本と、四の隨とは、八に於けると、一に於けると功能別なるが故に。親緣の用を爲すを、名けて功能と曰ふ。謂はく、四の本相は一一皆、八法に於て用有り。四種の隨相は一一皆一法に於て用有り。其の義云何。謂はく、法の生ずる時は、其の自體を幷せて、九法倶起す。自體を一と爲し、相と隨相との八なり。本相の中の生は、其の自性を除きて、能く親緣と爲り、餘の八法を生ず。諸法は自體に於て、生等の用無きが故に、隨相たる生生、親緣の用を爲して、九法の內に於て、唯、本生を生ず。此の一を生ずると、多を生ずるとの、功能別なるに由るが故に。生の性は旣に異ること無し。功能何ぞ別なること有らんや。受の領納の性は異ること無しと雖も、而も差別の損と益との功能有るが如し。又本相と隨相とに境の多少有り。五識と意識とに境の少多有るが如し。謂はく、親緣と爲りて、自果を引くの作用を起すことを得令む。是れ生の功能なり。本相の中の住も亦、自性を除きて、能く親緣と爲り、餘の八法を住せしめ、隨相たる住住は、能く親緣と爲りて、九法の中に於て、唯、本住を住せしむ。謂はく、親緣と爲りて、法をして暫住せ令め、能く自果を引く。是れ住の功能なり。本相の中の異は、其の自性を除きて、能く親緣と爲りて、餘の八法を異とし、隨相たる異異は能く親緣と爲り、九法の中に於て、唯本異を異とす。謂はく、親緣と爲りて、自果を引く作用をして衰損せ令む。是れ異の功能なり。本相の中の滅は、其の自性を除きて能く親緣と爲り、餘の八法を滅し、隨相たる滅滅は能く親緣と爲り、九法の中に於て唯本滅を滅す。謂はく、親緣と爲りて自果を引くの作用をして滅壞せ令む。是れ滅の功能なり。是の故に生等の相に復、相有るも、隨相は唯四にして、無窮の失無し。

【八三】所相の法とは、本相によりて生・住・異・滅せしめらるゝ法にして、これを本法といふ。

餘の二無し。故に諸の有爲は、無爲と別なり。斯れに由りて對法は、諸の有爲に定んで四相有りと説く。理傾動すること無し。

第二項　四　隨　相

[八二]此の生等の相は、既に是れ有爲なり。應に更に別に生等の四相有るべし。若し更に相有らば、便ち無窮を致さん。彼の更に餘の生等の相有るが故に。實に更に有ることを許す。然れども無窮に非らず。所以は何ん。頌に曰く、

　此れに生生等有り。　八と一とに於て能有り。

論じて曰く、此の中の有の言は、兼て定の義を顯はす。意は此れは唯四のみ有りて、餘に非らさることを顯はす。「此れ」とは謂はく、前説の四種の本相なり。「生生等」とは謂はく、四の隨相なり。卽ち是れ生の生生、乃至滅の滅滅なり。諸の行の有爲なるは、四の本相に由り、本相の有爲なるは、四の隨相に由る。

世尊は何の處に隨相を説く耶。契經に言ふ有り『老死起るが故に』と。此の經も亦定んで隨相有りと説く。謂はく、生等の相も亦是れ有爲なるが故に、生生等の相も亦起等の性なるが故に。契經に既に三の有爲相有りと説く。有爲の起も亦了知す可し。盡と及び、住、異も亦了知す可し。故に知んぬ、此の中に亦隨相を攝す。

又諸相に於て皆「亦」の言有り。故に此の經中にも亦隨相を説く。有爲の起も亦了知す可しと言ふは、起は卽ち本相の生なり。亦生生の義を表はす。盡と及び住、異も亦知る可し。言は起の「亦」の言に類して、應に理の如く釋すべし。若し爾らずんば、何ぞ「亦」の言を用ひん。故に契經の中に、無爲法に於て、尙起等の有ること無きことを知るべしと説く。此の意の説の言く、諸の無爲法は尙生等の本相無きことを知る可し。況んや生生等の隨相得可けんや。若し爾らずんば、應に但だ起等

【八二】此の段は四隨相に就て論ず。四隨相とは生・住・異・滅の四相として、更に生たり、住たり、異たり、滅たらしめる原理をいふ。即ち生・住・異・滅の四の本相は、如上の四隨相によりて、變化生滅するも此の四隨相は又自ら四本相によつて生滅するものなり。從つて他の相によるものにあらざるを以て、無窮の過は非ずとなす。此の兩者の關係には、廣狹の差ありて、本相は何れも八法に對して功用あり、隨相はたゞ一法に功用あるに過ぎず。これらが四隨相に關しても、有部は各實體ある實在なりとし、經部は現量・聖教量にそれらを實在なりと認め得るものなしとの理由にて、假法となす。

故に。諸の有當相は但だ相續に依りて前後建立す。理必ず成ぜず。故に別法有りて、能く諸行の果を引く作用の、障り無き近因と爲る。對法の諸師は此れを說いて住と爲す。

異とは謂はく、別法の是れ一切の行、自類相續して、後は前に異る因なり。因無かる可からず、自然に異有り。同一の識相、前後相續す。轉變するに因無し。理成ぜざるが故に。無色界に生ずる受等、相續して、念念に變易す。此の用最も顯はれて無色界を見る。異の勝能有り、餘と比度す可し、應に知るべし、亦有り。

滅とは謂はく、別法の是れ倶生の行の、念念に滅壞する障り無き勝因なり。無爲を滅相の體と執す可からず。緣從り起ること無し。理成ぜざるが故に。亦應に生滅有り說くべからざるが故に。又契經に言ふ『應に知るべし、生滅の緣は境智無し』と、理必ず有るに非らざるが故に、無爲を滅相と說く可からず。又生法の如きは、別の生に由りて生ず。滅法も亦應に、別の滅に由りて滅すべし、總じて性と言ふは、是れ實に體の義なり。

若し有爲相に四の體の別有らば、何が故に契經に但だ三種と說くや。契經は有爲、無爲の德失の差別を顯はさんが爲めなり。故に住を說かず。或は若し相の唯、有爲のみを表はす有れば、契經には偏へに、住相の體は唯有爲を表はすに非らずと說く。常に亦有るが故に。此れは是れ住する因無しと說かざるに非らず。餘の經に『行は(是れ)生滅有るの法なり』と說く。異法無きに非らず。此れも亦應に爾るべし、四相有りと雖も、所化の宜しきに隨つて、住を隱して三ありと說く、而も失有ること無し。或は此の經の中に已に密に住を說く「唯」の聲無きが故に。或は此の經の中に、住と異とを合して說く。若し爾らずば、但だ應に異と言ふべし。有爲の住は必ず異を兼ぬることを顯はさんが爲めなり。無爲は住有りて異無ければ、同じからず。此の經の中、住と異とを言ふは、住は卽ち異なるを顯はすに非らず。但だ有爲の有起・有盡・有住・有異を顯はすなり。無爲に住有り、所

位の、障り無き勝因なり。能く引攝するに由りて、其れをして生ぜ令むるが故に。能く引攝するとは謂はく、彼れ生ずる時、此の法能く彼の勝緣の性と爲る。諸行の起るは皆、生と名くることを得と雖も、然も此の生の名は、但だ諸行の生ずる位の、障り無き勝因に依りて立つ。諸行は必ず、前生、倶生の同類、異類の緣の力を藉るが故に。思を起す因果の中に、當に廣く顯示すべし。前生の同類、異類の緣の中、同類緣は强く彼れに隨つて起るが故に。倶生緣の內に同類緣無し。異類緣の中に偏へに勝れたる者有り。眼と色とに緣りて、眼識の生ずるが如き中、眼を說いて因と爲し、色を緣の性と爲す。隨つて一を闕けば、眼識生ぜずと雖も、而も眼識生ず。眼は色に非らざるに隨ふ是れ近緣の性なるが故に、說いて因と爲す。眼識一果を倶生する諸法は、緣と爲り、識を助くるの力勝ぐるの眼に非らず。又一果を倶起する法の中に於て、自ら相生ずる力、偏へに勝る者有り。風を大に望むるに、風は大の力を助け、其れをして熾然たら令むるが如く、世は極成するが故に。現に異聚の風を見るに、偏へに大に順ふ。故に同聚に比度す可きこと必ず然り。是の故に諸行の緣と倶生する內、生ずる力勝る者を、偏へに生の名を立つ。此の生の功能は、生の初念に於て、無漏の諸得、其の相最も顯はる、既に此處に於て、勝能有るを見る、餘を比度す可し、應に知るべし、示、有り。

住とは謂はく、別法の是れ已に生じて、未だ壞せざる諸行の自果を引く障り無き勝因なり。諸行の生ずるや、必ず別法を待つが如く、勝因と爲り、果を引くを助くる勝用も亦、應に必ず別法を待ちて因と爲すべし。對法者の許す所の諸行に非らず。衆の因緣を待ちて、體は暫く有位なり。對法の諸師は說いて現在と爲し、亦有住と說く。諸行は爾の時自果を引くが故に。又卽ち此に於て立てゝ作用と爲す。世尊亦言く、『諸行は暫住なり』と。又說く、『諸の色は生、住の時有り』と。此れ相續に據りて說くと言ふ可からず。一刹那の頃も亦苦の性なるが故に、相續は必ず刹那を覺て成するが

壽有るを見るが故に。壽の體は煖の持つ所に非らざるを知る。此れに由るが故に知んぬ。別に實法有りて、彼の力能く有情の煖と識とを持つを說いて、名けて壽と爲す。此れ卽ち命根なり。
是くの如き命根は、唯身のみに依るに非らず。無色にも亦(命根)有るが故に。唯、心のみに依るに非らず。無心も亦有るが故に。若し爾らば(命根は)何に依りて(轉ずるや)。先世の(能引の)業と及び現(世)の同分に依りて(轉ず)。其の衆同分も亦、命根に準ず。

附論 命行と壽行

命行と壽行とは何の差別有るや。若し生法の壽を、名けて命行と爲し、不生法の壽を、說いて壽行と爲す。有るが是の言を作す、「棄捨する所に非らざるを、名けて命行と爲し、是の棄捨する所を名けて壽行と爲す」と。復、有るが說いて言く、「若し神足の果なれば、名けて命行と爲し、若し先業の果なれば名けて壽行と爲す」と。復、有る說者は、「若し明の增上の生なれば、名けて命行と爲し、無明の增上の生なれば、名けて壽行と爲す」と。或は有る說者は、「唯、離貪の者の相續の所得を、名けて命行と爲し、亦有貪の者の相續の所得を、名けて壽行と爲す」と。是れを命行と壽行との差別と爲す。

第十二節 生住異滅の四相

第一項 四本相

[八二] 已に命根を辯じたり、何をか諸の相と謂ふ。此れに四有り。四とは何ん。頌に曰く、

相とは謂はく、諸の有爲の　生・住・異・滅の相なり。

論じて曰く、是くの如きの四種は、是れ有爲の相なり。彼の性を顯すが故に、彼の相の名を得るなり。此れに依りて諸行の種類有りと說く。此の中の生とは謂はく、「別法有りて、是れ行の生ずる

【八二】此の段は不相應行法中の生・住・異・滅の四相に就て論ずる者にて、此の四相とは、一切萬有の變遷推移の上に於て、それを可能ならしめる原理なり。四相說に對して、三相說を立つるものもあり。(增一阿含十二、昃一・五一右)婆沙論三十(收二・五九右)然し實際に於ては同樣のもの。

別法を滅盡定と名く。體は是れ有爲なり。實にして假に非らず。觀行を修する者の、定前の心の要期の願力の引發する所なるに由るが故に。滅盡定の勢力をして、漸く微にして、都て盡くるの位に至り、遮礙の用を無から令め、意と法とを緣と爲して、還、意識生ず。此れに由りて前の無想定と及び無想とを准釋せよ。

第十一節　命根

[七五]其の所應に隨つて、已に二定を辯じたり、命根とは何ん。頌に曰く、

　命根の體は卽ち壽にして、　能く煖と及び識とを持す。

論じて曰く、命の體は卽ち壽なり。故に[七六]本論に言ふ、「云何が命根、謂はく、三界の壽なり」と。謂はく異名は爾りと雖も、自體は未だ詳かならず。應に更に指陳すべし。何の法を壽と名くるや。謂はく別法有りて、能く煖と識とを持するを、說いて名けて壽と爲すと。故に[七七]世尊の言く、

　壽と、煖と及び識と、　三法の身を捨する時、
　所捨の身は[七八]僵仆す。　木の思覺無きが如し。

若し爾らば此の壽を、何の法か能く持するや。此の壽を能く持するを、我れは是れを業と說く。一向に是れは業の異熟果なるが故に。一期の生の中、常に隨轉するが故に。煖は一向に業の異熟果に非らず。識は[七九]二俱に非なり。一期常に隨轉する所有りと雖も、而も一向に是れ業の異熟に非らず。故に識は業に由りて持たると說く可からず。是の故に壽は能く煖と識とを持つと說く。業感に非らさる識の流轉の中、業に少分の能く功用を持すること有るに非らず。一の同分の中、異熟生の識は斷じて更に續き、壽の力に持たる。

復、如何が壽能く煖を持つを知るや。要ず[八〇]壽有る者は方に煖有るが故に。諸の煖無き者も亦、

の言なり。

【七三】此の段に滅盡定の體の實有なることを論ず。

【七四】餘心とは後生心なり。

【七五】此の段は命根に就て論ず。有部に從へば、有情の壽（命）は煖と識とを持し、相續せしめ、又此の煖と識に持せられ、別體ありて實在せるものなりとなす。然るに經部師は、此の壽の實有を信ぜず、我等の一期の間、身の相續するその間の勢力を命と說き、實體ある實在にあらず、同分の住する間の勢力につきて假立する假法なりとなす。

【七六】本論とは品類足論八（大・二六 723 a）。

【七七】雜阿含十（大・二 68 b）、同二十一（大・二 150 b）

【七八】僵仆、僵は後へ仰向けに仆れること、仆は俯向いて仆れること。

【七九】二俱非、壽の如く一向に業の異熟因に非らざるにも非ず。

【八〇】壽有る者方に煖あり。これは欲色二界のこと。煖なき者亦壽あり。これは無色界にてのこと。

[七一]今應に思擇すべし、滅盡定の中、總じて一切の心心所法を滅するに、何に緣りて、唯、滅受想定と說くや。彼の二を厭逆して、此の定を生ずるが故なり。謂はく、想と受とは能く、見愛、雜染の所依と爲るが故に。偏へに厭逆す。是くの如きの二法は、諸の過患多し。五蘊の中に已に廣く分別せるが如し。故に偏へに厭逆して、滅盡定に入るなり。

此の滅定の位は決定して無心なり。一切の心は皆受想と俱に生滅するを以ての故に。契經に說くが如し『眼、及び色を緣と爲して、眼識を生ず。三和合の觸・受・想・思を俱起す。乃至、廣說』と。曾て第七識有りて、彼の識、受想を離れて生ずと爲す可しと言へる處無し。此の經の[七二]俱の言は、同時起を顯はす。蘆束相依りて、譬喩を爲すが故に。心心所の生緣等を說くが故に。此の定の中、唯、想、受滅するに非らず。此の中には亦、意行の滅することを說くが故に。若し此の定の中、心滅せずば、想、受の二種も亦、應に滅せざるべし。能く彼の觸を生じ、應に亦有るべきが故に。此れに由りて滅定は必ず心有ること無し。然も定の後の心、復、生ずることを得るは、定前の心、等無間緣と作りて、引攝する所なるが故に。又加行の中の要期の勢力の引發する所なるが故に。

[七三]滅盡定の體は應に實有と知るべし。能く心を遮礙して生ぜざら令むるが故に。若し定の前心能く[七四]餘心を遮礙すと謂はゞ、則ち應に餘心は畢竟じて起らざるべし。若し有根身は、能く餘心を起すと謂はゞ、應に一切時、諸識頓に起るべし。前心に依りて、後心の起ると說かば、第二の等無間緣無きを以て、同時に所依の境界有りと雖も、而も一切の境の識、頓に生ずること無し。若し自類の因緣を待たずして、有根身を待ちて、識便ち起ると執せば、彼の一切位、一切の境の識、何れの法を礙と爲して、起ること同時ならざるや。是の故に唯、應に、心に依りて心起るべし。前の定心の力、能く餘心を遮礙するに非らず。此れに由るが故に、前心を離れて外に定んで別法有りて、能く心を遮礙するを知る。此の法に由るが故に、無心位に於て、心因有りと雖も、而も心起らず。卽ち此の

ありて、他の三なきを以て、五蘊を具せざるなり。

【六二】 第三類にして、有想定より滅定に入れるもの。

【六三】 第四類にして、無想天に生じて、無想異熟に入れるもの。

【六四】 鄔陀夷經は中阿含第二二成就戒經(九一・449 c) A. N. V. 166, Nirodha 參照。

【六五】 諸の苾芻とは、こゝにては不還果を得せる比丘を意味す。

【六六】 此の處とは欲界のこと。

【六七】 般羅若(Prajñā, Paññā) 慧のこと。

【六八】 解をして云々。退緣に遇ひて、無學の勝解を起して、無學果を滿足すること能はず。

【六九】 段食天 (Kavaḍiṅkāra-āhāra-deva, Kabaliṅkāra-āhāra-deva)とは、段食を食する天の意にて、六欲天をいふ。

【七〇】 意成天 (Mano-mayo-deva) とは、父母の精血等の緣をからず、意のまゝに身を作作する天の意にて、色界のことをいふ。

【七一】 前卷に引き續きて、無想・滅盡の二定を論じ、先づ此處に於て、滅盡定の滅受想處といはるゝ所以を說明するなり。

【七二】 俱の言とは、三和合の觸、受・想・思を俱起するの俱

[六〇]或は有想天に生じて、不同類心に住せる[六一]、若しくは無想定に入れる[六二]、若しくは滅盡定に入りたる、或は無想天に生じ已りて、無想に入るを得たる、是れは是れ色有にして、此の有の五行に非ざるものと謂ふ」と。此れに由りて證知す、是くの如きの二定は、倶に欲と色とに依りて、理起することを得。是れを同相と名く。

異相と言ふは謂はく、[六三]無想定は欲と色との二界に皆初起し得るも、滅定の初起は唯、人中に在り。謂はく、滅盡定は唯、人中に在りて、初めて修起を得、唯、人中に說者、釋者有り。及び强盛の加行力有るが故に。人中に在りて、初めて修得し已りて、退を先きと爲すに由りて、方に色界に生じ、色界の身に依りて、後に復、修起すること有り。無色に在りて、能く滅定に入るに非ず。所依無きが故に。命根は必ず色心に依りて轉ず。若し無色に在りて、滅定に入れば、色心倶に無なれば、命根應に斷ずべし。諸蘊に展轉相依して住す。故に有情の唯、一蘊を具すること無し。又心心所は相離れざるが故に、亦有情の唯、三蘊を具すること無し。

何に因るが故に、滅定に退有るを知るや。[六四]鄔陀夷契經の義に准ずるが故に。經に言く、『具壽よ、[六五]諸の苾芻有り、先づ[六六]此の處に於て淨尸羅を具し、三摩地を具し、[六七]般羅若を具して、能く數、滅受想定に入出せんことは、斯れ是の處(ことわり)有り。應に實の如く知るべし。彼れは現法、或は臨終の位に於て、勤修して[六八]解をして滿足せ令むること能はず。此の身壞して從り[六九]段食天を超えて、隨つて一受の[七〇]意成天の身を受く。彼に於て生じ已りて、復、數滅受想定に入出せんこと、亦是の處有り。應に實の如く知るべし』と。此の意成天身を、佛は是れ色界と說く。滅受想定は唯、有頂に在り。若し此の定を得して、必ず退する者無くんば、應に色界に往いて生を受くることを得べからず。

是くの如く、廣く二定の異相を釋せり。總じて六門有り。謂はく、地・加行・相續・異熟・順受・初起の差別有るが故に。

起ること有らば、要期心を超越する過ありとの意。

【五八】 此の段は前に引き續きて無想・滅盡の兩定の間に於ける異同相を辯ず。即ち此の二定は欲界・色界の二界によりて現起することを得る點に於ては相通ずれども、無想定は欲・色の何れに於ても初起し得、滅盡定の初起は欲界の人中にかぎる。

【五九】 本論とは發智論十九（大・二六 1024 c）なり。色有とは色界の義。五行とは五蘊の義。色塵の有情とは、色界の有情といふ義。色界の有情は、五蘊より成立するものなれども、必ずしも五蘊全部を具備せざるものなり。その種類として四種を數ふ。

【六〇】 或は云々。第一種類の五蘊を具せざるものにして、有想天とは無想天以外の全色界の義にして、不同類心に住すとは、色界に生れながら、無色界心又は無漏心を發したる場合をいひ、色界心にあらざる點に於て、不同類心といふ。この位は色界のものとしては、色と行のみあり。他は色繫にあらざるが故に、五蘊と具せずといふなり。

【六一】 第二類にして有想天に生じて、それより無想定に入れるもの。これも色・行のみ

りて此の國が毘婆沙師は、盡智の前に未だ滅定を起さざるを知る。何爲れぞ西方の起因を責めざらんや。

且らく我が迦濕彌羅國は　三十四念に菩提を得すと說くが故に。謂はく、諸の菩薩は決定して先きに、無所有處に於て、已に離貪を得、方に見道に入る。復、下地の煩惱を斷ずるを須ひず。三十四念に大菩提を得。諦現觀の中、十六念有り。有頂の貪を離るゝに十八念有り。謂はく、有頂の九品の煩惱を斷ずるに、九無間、九解脫道有り。是くの如きの十八を、前の十六に足して、三十四を成ず。此の中間に於て、[五六]不同類心を起すことを得容きこと無し。故に前位に於て、決定して滅盡定を起す容きこと無し。若し前住に於て滅盡定を起せば、便ち[五七]期心を越ゆ。然るに諸の菩薩は決定して、要らず、期心を越えざるが故に。是くの如く善く三十四念に、菩薩を得ることを成ずるが故に、前因に非ずと爲す。

第十節　無想定と滅盡定との同異

[五八]已に二定に多くの同異の相有りと說くと雖も、而も其の中に於て、復、同異有り。頌に曰く、

二定は欲と、色とに依る、　滅定の初めは人中なり。

論じて曰く、二定と言ふは、謂はく、無想定と及び滅盡定となり。此の二は俱に、欲、色の二界に依りて、而も現起することを得。然るに此の中に於て、有るが說かく、「唯、下の三靜慮に在りて、無想定に入る、第四に在るに非ず、因と果と極めて相隣逼すること勿し」と。有るが說かく、「亦第四靜慮に在りて、無想定に入る。無想天を除く。彼の天に生じて、彼の果を受くるを以ての故に。有餘師の說かく、「唯欲界に在りて、無想定に入るなり。色界に在るに非ず」と。彼れは論文に違す。謂はく、[五九]本論に言ふ「或は是れ色有にして、此の有の五行に非ざる有り。謂はく、色塵の有情、

通稱するものにして、定慧の二障を離るゝことなり。滅定を得ざる阿羅漢を慧解脫と名く。智慧の力にて、煩惱障を解脫すればなり。而して此の慧解脫とあはせて、又滅定の力にて、定障を解脫せるを俱解脫と名く。

【五四】西方の師とは、健駄羅(Gandhāra)の有部師にして、その說に從へば、菩薩は先づ異生の位にありて、下八地までの修惑を斷じ、それより菩提樹下に坐し、三十四心斷結成道に際して、初めに見道十六心を修し、見道より出で、滅盡定を修し、それより滅盡定を出でゝ、有頂地九品の煩惱を斷ずるに、九無間道、九解脫道の十八心を修して、以て佛果を成ずといふ。

【五五】迦濕彌羅國の有部師は、前の西方師の說を許さず、即ち三十四心の途中に滅盡定を起すにあらずといふ。

【五六】不同類心(Visabhāgam cittam)とは、有頂地の有漏心のことにて、この心にて滅定に入る。然るに三十四心に無漏、これは有漏なるが故に不同類心といふ。

【五七】期心とは菩薩が菩提樹下に坐して、我れ三十四心に成道せんと決心要期せる心をいふ。若し中間に不同類心の

一切の聖者、有頂を得る時、皆、斯くの如き滅盡定を得るや。不や。應に得せずと言ふべし。此の定は離染得に非ざるに由るが故に。何に由りて得するや。加行に由りて得す。要らず加行に由りて、方に證得するが故に。無想定の如く、初めに證得する時、唯、現在のみを得し、過去を得せず。未來を修せず。要らず心力に由りて、方に能く修するが故に。第二念等、乃至未だ捨せざるは亦、過去を成ず。

[四九] 世尊も亦加行を以て得する耶。爾らず。云何ぞ。成佛の時に得す。彼れは謂はく、「世尊は[五〇]盡智の時に得す。豈に盡智は成佛の時に於ても亦、得と名けさるにあらずや。泥んや滅盡定をや。諸の菩薩は[五一]金剛喩三摩地に住する時、盡智を得すと名く。得の體の生ずる時、名けて得と爲すを以ての故に」と。成佛の時に於て、應に盡智を說くべし。[五二]加行に由りて現在前するにあらず。暫く欲樂を起して現在前する時、一切の圓德、樂ひは隨ひて起るが故に、佛身中の所有の功德は、成佛の時は得するに非ず。如何が佛の盡智の時、滅盡定を得すと說く可きや。菩薩の時永く、一切の煩惱の染を離るゝに由るが故に、佛の身中の功德をして起ることを得せ令む。故に如來の所有の功德は、皆離染得なりと說く。故に彼の所言も亦過失有り。宜しきに隨つて彼れの爲めに釋通せば、謂はく、近事に於て、而も遠聲を說くなり。或は金剛喩三摩地の時、必ず佛を成ずるが故に。亦成佛と名く。無間の刹那に定んで佛を成ずるが故なり。

且らく斯の事を置け、世尊は曾て未だ滅盡定を起さず。盡智を得る時、如何にして[五三]俱分解脫を成ずることを得るや。永く定障を離るゝが故に、不成就を捨するが故に、滅定を起すに於て、自在を得るが故に。已に起す者の如く、俱解脫を成ず。

[五四] 西方の師は說かく、「菩薩は學位に先づ此の定を起し、後に菩提を得す」と。

[五五] 迦濕彌羅國の毘婆沙師は說かく、「前に滅定を起して、後に方に盡智を生ずるに非ず」と。何に因

【四九】 世尊は一切の定障を離れたるを以て、亦、此の滅定を修得したる筈なり。然らば何時これを修し、これを四得するかとの問。

【五〇】 盡智（Khāyajñānaṃ, Khāyaññānaṃ）の時とは、成佛の時といふに同じ。蓋し一切の煩惱已に盡きたりといふ自覺は、やがて世尊をして成佛せしめたればなり。

【五一】 金剛喩三摩地とは、其の體堅固、その用銳利にして、一切の煩惱を斷じ得る定なり。菩薩にありては、これを等覺の位とし、聲聞乘に於ては阿羅漢向の最後となす。

【五二】 加行に由りて云々。佛の德は凡てたゞ欲樂に從つて起るものにして努力を要するものなし。即ち煩惱を離れし當處に萬德を圓滿しゐるを以て、滅定なりとて努力して得るにあらずといふなり。

【五三】 俱分解脫とは俱解脫と

以て先きと爲して、證入することを得。今滅盡定は[四三]靜住を求めんが爲め、散動を壞厭し、止息想の作意を以て先きと爲して、證入することを得。前の無想定は色界の邊地に在り、今の滅盡定は無色の邊地に在り。[四四]非想非非想處に在りて、受生するところの身は、是れ最上業に牽引せらるゝを以ての故に、說いて[四五]有頂と名く。或は邊際有るが故に有頂と名く。樹の邊際を說いて、樹頂と名くるが如し。

唯、此の地の中に滅盡定有り。何に緣りて下地に此の定無き耶。一切の心を厭背し、及び邊際の心斷じて、方に能く此の勝解脫を得るが故に。謂はく、二緣に由りて此の解脫を立つ。一は一切心を厭背するが故に。二は邊際心の誓斷の故に。若し下地に於て此の定有れば、便ち一切種心を厭背するに非ず。未だ能く上地心を厭ふこと能はざるを以ての故に、亦名けて邊際心の斷を爲さず。上地の心、猶、未だ斷ぜざるを以ての故に。應に少分の諸心を厭背すと名くべし。亦復、應に中際心斷と名くべし。

三性の中に於て、前と及び此の定とは、倶に唯是れ善にして、染の無記に非ず。諸の聖者は散動を厭怖し、染無記を取りて、寂靜住と爲すに非ず。前の無想定は能く順生受と、及び不定受となり。今の滅盡定は、順生と、後と、及び不定受に通ず。謂はく、[四六]異熟に約して、順生受有り、或は順後受、或は不定受あり。或は全く不受もあり。謂はく、若し[四七]下地に此の定を起し已りて、上地に生ぜずして、便ち般涅槃するなり。

此の滅盡定は能く、[四八]有頂の四蘊の異熟を招く。前の無想定は唯、異生の得なり。此の滅盡定は唯聖者のみの得なり。諸の界生の能く滅定を起すに非ず。彼には自地有り、滅定を起す障、猶、未だ斷ぜざるが故に。未だ有頂の見所斷の惑を超えず。滅定を起すに於て、畢竟能無し。諸の異生は、能く有頂の見所斷の惑を超ゆるに非ず。故に、唯、聖者のみ滅盡定を得す。

【四三】靜住(Śānta-vihāra)とは心の散動を離れ、寂靜にして住すること。

【四四】非想非々想處(Naivasaṃjñānāsaṃjñāyatana, Nevasaññā-nāsaññāyatana)とは四無色の最後位なり。

【四五】有頂(Bhavagra, Bhavagga)。

【四六】異熟とは有頂天の四蘊の異熟をいふ。

【四七】阿羅漢が滅定を得て、欲界にて般涅槃する場合の如きは、滅盡定の果報あることなきを以ての故なり。

【四八】有頂の四蘊とは、色蘊を除きたる餘の四蘊なり。有頂地には、色法なきを以ての故なり。

非ず。

又此の定は、是れ此の法外法に通じて、異生の所得にして、聖には非ずと許す。諸の聖者は無想定に於て、深坑を見るが如く、入ることを樂しまざるを以ての故に。頌の中に已に解脫を求むるの言を說く。卽ち此の定は唯、異生にのみ屬するを顯はす。復、「聖に非ず」と言ふは、便ち無用と爲る。

[四〇]此れを初めて得する時は、幾世を得すと爲すや。此れは諸位の中に於て、別解脫戒の如く、念念に別得す。未だ曾て得せざるが故に。第一念の時、過去を得するに非ず。無心なるを以ての故に。未來を修せざるが故に、初めて得する時、唯、一世を得す。謂はく、現在を得するなり。第二念等乃至、未出も亦過去を成ず。出で已りて乃至、未だ捨せざる已來、唯、過去を成ず。天眼、耳の如く、未來修無く、唯、加行得なり、離染得に非ず。

第九節　滅盡定

[四一]次に滅盡定の其の相は云何、頌に曰く、

滅盡定も亦然なり。　靜住の爲めなり、有頂なり。
善なり、二受と不定となり。　聖なり、加行に由りて得す。
成佛得なり。前に非らず　三十四念なるが故に。

論じて曰く、前の無想定の如く、滅盡定も亦然なり。謂はく、已に第三靜慮の貪を離れたる者の法有りて能く心、心所をして滅せ令むるを、無想定と名くるが如く、是くの如く已に[四二]無所有處の貪を離れたる者の、法有りて能く心心所をして滅せ令むるを、滅盡定と名く。

是くの如き二定の差別の相は、前の無想定は解脫を求めんが爲め、想を厭壞し、出離想の作意を

【四〇】此れを初めて云々。無想定は無心定なるを以て、これを眞に得せし時、卽ち法俱得の時は、その定の成就せし初めにして、豫備的無想定なるものなし。これ恰も不隨心轉の別解脫戒を受くる時に同じ。然れども、一旦これを成就して、その定にある間は、過去の無想定の現在に行き續くものある點より、法後得あるとせらるゝを以て、第二念等は亦、過去を成ずといふ。

【四一】此の段は滅盡定(Nirodha-samāpatti)の相とに就て論ず。

【四二】無所有處(Ākiñcanyāyatana)とは四無色の第三位。

は能く受を厭壞するに非ず。受を耽著して定に入るに由るが故に。

此の定は何れの地に在るや。謂はく、後の靜慮に在り。卽ち第四靜慮に在りて、餘には非ず。此れは應に說くべからず。所以は何ん。此の定は能く無想の異熟を感ず。已に無想は廣果天に居すと說けり。當に廣果は後の靜慮に在りと說くべし。豈に、餘の地に於て、彼の因を修せんや。此の責めは然らず、曾て說くこと無きが故に。未だ曾て有る處に、無想定は無想の因を爲すと說かず。豈に前の頌に無想を異熟と爲すと說かずや。彼の釋の中に於て、無想定の果と爲すと說けり。此れも亦然らず。曾て未だ頌に是くの如きの說を作すこと有らず。今說けば乃ち成ず。何が故に此の定を異生定と名くるや。解脫を求めて此の定を修すと爲すが故に。[三八]彼れは無想は是れ眞の解脫と執す。無想定を執して出離道と爲し、無想を證せんが爲めに、而も此の定を修す。一切の聖者は、有漏を執して、眞解脫、及び眞出離と爲さず。故に此の定を說いて異生定と名く。

前に無想は是れ異熟と說くが故に、無記性に攝すること、說かずとも自ら成ず。今の無想定は一向に是れ善なり。豈に、此れは是れ異熟因なるが故に、善性の所攝なること說かざるも、自ら成ぜずや。此れは無想有情天の中に於て、因と爲りて能く五蘊の異熟を招く。爾らず。頌の中に猶、未だ說かざるが故に。

又染の無記を誰れか復、能く遮せん。若し爾らば此の中、應に純ら善と言ふべし。爾らず。言を離れて義の有るを見るが故に、此れは應に前の異生性に準じて釋すべし。或は唯、善と言へば、已に餘に非ざるを顯はす。此の定は旣に是れ異熟因の性なり。何の受に順ずと爲んや。唯、[三九]順生受なり。順現の後、及び不定受に非ず。一類の諸師は此の定執を作す。「理として順生受、及び不定受なり」と。所以は何ん。此の定を成ずる者も亦、正性離生に入ることを得容し。入り已つて必ず此の定を理起すること無し。理行に約するに由りて、無想定を說いて、異生定と名く。成就に約するに

【三八】彼とは外道を意味す。外道に無想天の五百大劫の間の無想を眞實の解脫涅槃と計執して、此の定を修すればなり。

【三九】順生受とは、未來次生に招果する業なり。順現とは此の世に業を作りて、此の世にて招果する業。順後とは、此の世にて業を作りて、未來第三生、若くはその後に招果する業。順不定とは現在に業を造りて、招果の時の不定なる業なり。

引く。續生の心、及び無間に無想果に入る心の牽引する資助に由るが故に。彼れには亦過去の觸等有りて、任持食と爲す。無心位の中には唯、過去の觸等有りて、食と爲す。現在の食無し。有心位の中には、二種倶に有り。

彼の諸の有情、想起るに由るが故に、彼の處從り沒し、沒し已りて、決定して欲界に生ず。餘の處所には非ず。[三三]先きに修する定の行の所感の壽量の勢力盡くるが故に、[三四]彼こに於ては更に定を修すること能はざるが故に。箭の空を射る力盡きて、便ち墮つるが如し。

若し諸の有情の、應に彼の處に生ずべきは、必ず欲界の[三五]順後受業有るべし。應に彼の[三六]北倶盧洲に生ずべきもの〻、必ず定んで應に、天に生ずるの業有るべきが如し。

第八節　無想定

[三七]已に無想を辯ぜり。二定とは何ぞ。謂はく、無想定と、及び滅盡定となり。初めの無想定は、其の相云何。頌に曰く、

是くの如く無想定は、　後の靜慮なり、脫を求む。
善なり、唯、順生受なり。　聖に非らず。一世を得す。

論じて曰く、前の所說の如く、法有りて能く心心所をして滅せ令むるを、名けて無想と爲す。是くの如く、復、別法有りて、能く心、心所をして滅せ令むるを、無想定と名く。「是くの如き」の聲を說けるは、唯、此の定の心、心所を滅すること、無想と同じきことを顯はすなり。

正しく成辦し、或は極めて成辦するに由るが故に、名けて定と爲す。有餘師の說かく、「理の如く等しく行ずるが故に、名けて定と爲す。心、大種をして平等に行ぜ令むるが故に」と。無想者の定を、或は定の無想なるを無想定と名く。想を厭壞するに由りて、此の定を生ずるが故に。諸の異生

【三三】先に修する云々。先の欲界に於て無想定を修することをいふ。
【三四】彼ことは。無想果を指す。
【三五】順後受業とは、現世に業を作りて、未來第三生、又はその以後の生に招果する業なり。この業は無想定を修する加行の時に造るなり。
【三六】北倶盧洲とは、人趣四洲の一。この處に生れしものは、死して必ず六欲天に生ずるものなり。
【三七】此の段は無想定と滅盡定との二に就て辯ぜしもの。然も先づ第一に無想定に就て述ぶ。
無想定（Asañjñā-samāpatti）とは、前の無想果の因であり、然も同樣に別體を有して、心心所を滅せしむる原理たるもの、第四禪定に攝せらる。

多過無し。勝論は眼等の根、能く色等に行ずと執し、即ち釋子をして、是くの如きの見を捨て、別に餘の解を作さ令むるに非ず。故に彼の所難は、是れ朋黨の言なり。正理を求むる人は、應に收採すべからず。

第七節　無想果

[二八]已に同分を辯ぜり。無想とは何んぞ、頌に曰く、

無想とは無想の中にて、　心心所法の滅するなり。
異熟なり。　廣果に居す。

論じて曰く、若し[二九]無想有情天の中に生ずるに、法有りて能く、心心所をして滅せ令むるを、名けて無想と爲す。是れ實有の物にして、能く未來の心心所法を遮して、暫く起らざら令むること、江河を堰くが如し。

此の法は一向に是れ無想定の所感の異熟なり。彼の無想有情天の中の無想、及び色は、唯是れ無想定の所感の異熟果なるに由る。此の定は衆同分と及び命根とを引くこと能はず。故に衆同分と及び命根とは、唯是れ有心の第四靜慮の所感の異熟なるを以てなり。彼の處の餘蘊は、是れ共の異熟なり。

無想有情天の中に生ずるも、多時、有心なり。謂はく無想に入る前と、無想を出でて後なり。然るに無心位の時は、極めて長きを以ての故に。(總じて)無想天と名く。

無想の有情は何れの處に居在するや、[三〇]廣果に居在す。謂はく、廣果天の中にて、高勝の處有り、[三一]中間靜慮の如し。無想天と名く。

彼れは業生の等無間緣を以て、[三二]任持食と爲す。謂はく、宿業に由りて、衆同分と、及び命根等を

【二八】此の段は無想果に就て論ず。無想果とは有情が無想定を修することによりて感得する一種の非色非心の果報なり。即ち色界の第四禪天の八天の中の第三廣果天に生ずれば、五百大劫の間、心心所都て滅し、身は實に枯木死灰となる。これ無想果なる一法ありて然らしむとなす。一類の外道は、こを眞の涅槃界なりといひ、現世に無想定を得して、死後彼の天に生ずることを希ふ。

【二九】無想有情天 (Asaṃjñi sattva-deva, Asaṃjñā-sattva-deva) 即ち上に說く第四禪天の第三廣果天にして、初め生ずる時と、後に死する時とには、有心なれども、その中間五百大劫の間は無心なり。

【三〇】廣果天 (Bṛihat phala deva) とは第四禪天の八天中の第三天をいふ。

【三一】中間靜慮とは第一靜慮と第二靜慮の中間のことにして、こゝに梵天の居住する高臺閣あり、無想天處は廣果天のかくの如き高勝處にありとの意。

【三二】任持食とは無想果を任持せしむる力の義。

を知るが如し。又觀行者は現に證知するが故に。

「何ぞ非情同分有りと許さゞるや」。應に是くの如く責むべからず。太過失有るが故に。「汝は亦、人天の趣・胎・卵等の生有りと許す。『何ぞ亦[二二]菴羅等の趣、菉豆(りよくづ)等の生を許さゞるや」。又佛、世尊、曾て說かざるが故に、但だ應に思擇すべし。何が故ぞ、世尊は唯、有情に於て、同分有りと說いて草等に於て非ざるや。復、云何が是くの如きの同分、別に實物有りと知るや。且らく、我れ中に於て、是くの如きの擇を作す。彼の草等は展轉の作用、樂欲、互に相似たるもの有ること無きに由るが故に、彼れに於て別に同分有りと說かず。又必ず有情に因りて、草等方に生ずるが故に、唯、有情に於て同分有りと說く。又、先きの業、及び現の勤勇に因りて、此の法生ずることを得。彼の草等に於ては、二事皆無し。故に同分無し。即ち此の事に因りて、實物有りと證す。又、木素漆雕畫等の像、及び彼の眞形にも、色形展轉して相似する有りと雖も、而も一を實と言ふ。此れに由りて唯彼の相似するを見て、即ち是れ實と言ふに非らず。要ず相似差別の物類に於て、方に實の言を起す。故に知んぬ。實に此の差別の法有るなり。此の「實」の言說は、此の法に由りて生ず。

又、前に說くが故に。前に說くこと云何。謂はく、身形を見るに、是れ互に相似する業の所引の果なり。諸根の作用、及び飲食等に差別有るが故に、是れ諸の同分の展轉の差別なり。如何が彼れに於て更に同分無くして、而も別無しとの[二三]覺と、[二四]施設とを起さん耶。諸の同分は是れ同類の事等の、因の性なるに由るが故に。即ち同類展轉して、相似する覺と、施設との因と爲る。眼耳等は大種の造なるに由りて、方に色の性を成ず。大種は餘の大種の造する無しと雖も、而も色の性を成ずるが如し。

「此れは應に[二五]勝論の所執の[二六]總同句義、[二七]同異句義を顯成すべし」。若し勝論が此の二句義は、其の體一に非ず、刹那非常にして所依止無く、展轉して差別すと執すれば、設ひ彼れに同ぜ令むるも亦

【二二】菴羅(Āmra, Amba)果物の名にして、形は木瓜に似たり Mango。

【二三】覺(Buddhi) 知覺のこと。

【二四】施設(Prajñapti, Paññatti)表顯すること。

【二五】勝論(Vaiśeṣika) 印度六派哲學の一。迦那陀の創唱せしところにして、世界を六句に分類し、現象世界の極微原子より成れるを說ける學派。

【二六】總同句義(Sāmānya padārtha) とは、古勝論者たる Ulūka の六句義の第四大有句義、即ち同句義のことにして、萬有の間に於ける同的關係あらしむる原因を呼びたるもの。

【二七】同異句義(Viśeṣa Padārtha) は第五句義にして、上の逆に異的關係あらしむる原因に名けしもの。

論じて曰く、別に實物有り、名けて同分と爲す。謂はく、諸の有情の[一七]展轉して、類の等しきなり。[一八]本論には此れを說いて、衆同分と名く。一趣の等しく、諸の有情の所有の身形、諸根の作用、及び飲食等を生じて、「互に相似る因、幷に其の展轉相樂欲する因を、衆同分と名く。鮮淨の色・業・心・大種の如き、皆是れ其の因なるが故に、身形等は唯、業を因とするに非ず。身形を現見するに、是れは互に相似する業所引の果なり。諸根の作用、及び飲食等は、差別有るが故に。若し「滿業に差別有るが故に、此れも差別す」と謂はゞ、理は應に然るべからず。或は身形有り。唯相似の引業の起す所に由る。衆同分に差別有るを以ての故に。作用等別なり。若し身形等、唯、業果ならば、其の所樂に隨ふ。作用等の事、若しは捨、若しは行、應に有ることを得ざるべし。此の中の身形、作用、樂欲、展轉相似す。故に名けて同と爲す。分は是れ因の義なり。別の實物有り。是れは此の同の因なるが故に同分と名く。是くの如きの同分は世尊、唯、諸の有情に依りて說いて、草木等に非ず。故に契經に言く、『此の天の同分、此の人の同分、乃至、廣說』と。故に衆同分實有の義成ず。唯、形色の更互に相似するを說くに非ざるが故に。[一九]界・趣・生・處・身等の別に就て、無量種の有情同分有り。復、[二〇]法同分有り。謂はく、蘊・處・界に隨ふ。是れ衆同分の依なるが故に、非情に有ること無し。

異生の同分は[二一]離生に入る時に捨す。有情の同分は、涅槃に入る時に捨す。「豈に異生性は卽ち異生の同分ならずや」。此れは應に然るべからず。作用異るが故に。謂はく、彼の身形・作用・樂欲の互に相似する因を、名けて同分と爲す。若し聖道の成就と相違するは、是れ異生の因にして、異生性と名く。離生に入る時、衆同分に於ては亦捨し、亦得す。異生性に於ては、捨して得せず。

「同分は色に非ず、如何が用有りて能く、無別の事類を生ずるを知ることを得るや」。彼の果を見るに由りて、彼れ有るを知るが故に。現在の業の所得の果を見て、前生の曾て造る所の業有ること

ふ。

【一五】無窮とは、得を得せしむる原理を要するならば、更にその小得を得せしむる小得を要することゝなり、無窮にならずやといふ疑に對して然らずと說くものなり。

【一六】此の段に不相應行法の第二位の同分(Sabhāga)に就て論ずるものにて、同分とは諸の有情として各個に同じからしめ、又非情より簡別せしむるものをいふ。

【一七】展轉して。有情同志互に相望めて類の等しきをいふ。

【一八】本論とは品類足論一(大・二六 694 a)、發智論二(大・二六 926 b)。

【一九】界は三界、趣は五趣、生は四生、處とは婆羅門等の四姓、身とは男女身なり。

【二〇】法同分(Dharma-sabhāga)とは、有情の成立要素たる五蘊・十二處・十八界に分類せる法の上に、同分ありとするもの。

【二一】離生とは顚倒の異生性を離れて、見道の聖者となること。

異生の法は、聖者にも亦有り。如何ぞ立てゝ異生性と爲す可けん。若し異生法、唯異生のみ異生の位に遍せ、(是れ)異生性なる可きを成す。惡趣・無想・北俱盧等は、異生に遍せず、餘の命根等は異生に遍すと雖も、而も聖も亦有り。

[九]傍論已に了りぬ。今更に應に思ふべし。是くの如き非得は、何の時、當に捨すべきや。

[一〇]此の法の非得は、此の法を得する時と、或は地を轉易するとは、此の非得を捨す、聖法の非得を說いて、異生性と名くるが如し。聖法を得る時に隨つて、三界の非得を捨す。是くの如く、初無漏心に住する者は、苦法智に於て、展轉、乃至、金剛喩三摩地に住する者は、阿羅漢所有の非得に於て、其の所應の如く、此の法を得するに隨つて、此の非得を捨す。是くの如く乃至、阿羅漢果、[一一]時解脫者は、阿羅漢、[一二]不時解脫の所有の非得に於て、此の法を得する時、此の非得を捨す。餘法の非得も此れに類して應に思ふべし。

又、此の非得を云何が捨と名くるや。若し非得の得斷ずれば、[一三]非得の非得生ず。是くの如きを名けて、非得を捨すと爲す。得に非得とに各、[一四]餘の得有りと雖も、然も[一五]無窮に非ず。得の勢力に由りて、本法と、及び得の得とを成就す。得の得の勢力は、法の得を成就す。豈に無窮を成ぜんや。非得も亦、應に理の如く思擇すべし。非得の非得は必ず俱生せず。又下地從り上地に生ずる時、下地の非得の一切を皆捨す。上從り下に生ずるも、此れに類して應に知るべし。所依の力に由りて、非得轉ずるが故に。

第六節　同　分

[一六]是くの如く已に、得、非得の相を辯ぜり。同分とは何ん。頌に曰く、

同分とは有情の等しきなり。

【九】　此の段は先きの分別に歸へり、第四の捨門分別を述す。

【一〇】　非得は或物を得ざることなるを以て、そを得れば非得は從つて捨せらる。又九地の生を轉ずれば、前になかりしものが、得られることになるを以て、同じく前の非得は捨せられることゝなる。

【一一】　時解脫者（Samayavimukta, Samayavimutta）。

【一二】　不時解脫（Asamayavimukta, Asamayavimutta）。

【一三】　非得にも得あるによりて、吾等に非得の作用を起さしむ。故に非得を捨すといふことは、非得の得を斷ずることにて、非得に對して非得起り、前の非得が捨せらるゝことゝなる。即ち二重の否定の結果、肯定となるが如き關係なり。

【一四】　餘の得等は得を得せしめ、又は非得せしめ、乃至非得を得せしめ、又は非得せしめることゝして、これを小得、小非得と稱し、これに對してもその得を大得、大非得とい

[六]何れの聖法を獲ざるを、異生性と名くる耶。總じて一切の聖法を獲ずと爲んや。唯、苦法智忍を獲ずと爲んや。

有るが說かく、「一切の聖法を獲ざるなり」と。若し爾らば、豈に異生に非ざるは無からずや。一として總じて一切の聖法を成就すること無きが故に。若し不獲有れば、獲を雜へず、是れ異生性なり。若し獲を雜られば、異生性に非ず。故に失有ること無し。若し爾らば本論に應に「純」の言を說くべし。爾らず。「雜」の言は義の有を見るが故に。此の類は[七]水を食し、風を食すと說くが如し。純の言無しと雖も、而も亦彼純ら水、風を食し、餘を雜へざるを知るが故に。

有るが說かく、「苦法智忍を獲ざるなり」と。然も後に捨して復、異生を成ずるに非ず。前に已に永く彼の非得を害するが故に。何に緣るが故に知るや。別に實法有り、說いて非得と名く。契經の中に、成就、不成就有りと說くを以ての故に、契經に言ふが如し、『若し六法を成就せば、順忍と成就せず』と。六法とは經の如し。若しは謂はく、「未だ聖法を生ぜざる眼等の相續の分位を異生性と名く」と。彼れは契經に違す、世尊の說くが如し。『是くの如きを名けて、[八]隨信行者と爲す。正性離生に入りて、異生地を超越す』と。此の異生地は卽ち異生性なり。何に緣るが故に知るや。得捨を說くが故に。異法を得するが如きが故に、名けて入ると爲す。應に異法を捨すべきが故に、名けて超ゆと爲す。爾の時に於て、曾て得る所の眼等の諸法の、少分を捨するに非ず。知る可し、未だ曾て得る所ならざる聖法を得るが如し。故に未だ聖法を生ぜずと謂ふ可からず。眼等の相續は卽ち異生性なり。故に別に法有り、唯異生有り、諸の異生に遍し。聖道の得に違するを異生性と名く。其の理必ず然り。「豈に聖法は卽ち、是れ聖性を說き、此の性を成就するが故に、聖者と名くるが如く、是くの如く異生法は應に卽ち異生性たるべく、此の性を成就するが故に、異生と名くべからずや」。此の例は然らず、諸の聖法は唯、聖者のみの有なるを以て、卽ち聖性を說いて聖性と爲す可し。諸の

【六】何れの聖法とは、苦法智忍を初めとして、一切の無漏道は、皆これ聖法なれば、是の門に起せるなり。

【七】水を食し云々。これは蚊や蟬は水を食し、風を食して生活すといふ時、已にその中に純らの意味が含まれてゐるといふ文例なり。

【八】隨信行とは、聲聞乘の見道位の中に、利鈍の二根ありて、利根なると隨法行と名け、鈍根を隨信行と名く。他の言教を信じて修行するを以てこの名あり。七聖の第一位。

卷の第七

〔辯差別品第三の三〕

第五節　非得の四門分別

[一]是くの如く已に得の差別の相を辯ぜり。非得の差別の相は云何ん。頌に曰く、

非得は淨の無記なり。　去來世に各、三あり。
三界と不繫とは三なり。　聖道の非得を說いて、
異生性と名くと許す、　得法と易地とに捨す。

論じて曰く、性の差別とは、一切の非得は皆唯、無覆無記の性の攝なり。世の差別とは、過去と未來とには各、三種有り。謂はく、過去法、及び未來法の一一、各、三世の非得有り。若し現在法には唯、過去、未來の非得有り。[二]決定して現在の非得有ること無し。現在の法は不成就と倶行せざるを以ての故に。有るが說かく、「現法に現の非得無し。性相違するが故に」と。現の成ず可き法は、必ず得と倶なり。定んで非得無し。成ず可からざる法の、非得も亦無し。故に現在法には現の非得無し。

界の差別とは、三界繫の法と、及び不繫の法とに、各、三の非得あり。謂はく、欲界繫の法には、三界の非得有り。色、無色界繫、及び不繫も亦爾なり。

[三]定んで非得の是れ無漏なる者無し。所以は何ん。[四]聖道の非得を說いて、異生性と名くと許すに由るが故なり。[五]本論に言ふが如し。「云何が異生性なるや、謂はく、聖法を獲ざるなり」と。不獲は卽ち是れ非得の異名なり。如何が無漏法を異生性と名く可けんや。

【一】此の段は非得の諸門分別をなす。左の四門なり。
一、三性門分別。
二、三世門分別。
三、界繫門分別。
四、捨門分別。

【二】現在に現在の非得なきは、已に現在法といへば、その所得法の成就を意味するが故に、同時に非得ありとは、自家矛盾の考へなれば、なしとす。

【三】定んで云々。これは非得自身は凡て有漏にして、無漏なることなき理なりとなり。

【四】聖道の非得云々。異生性とは凡夫性といふことにて、その本質は聖道を得ざること、卽ち聖道の非得なれば、その所依の身に從つて有漏法とせらるゝものなり。

【五】本論とは發智論二(大・二六　928 c)。

第四節　三世の諸法と三世の得

[九四]前に三世に各、三得有りと言へり。諸の有爲法は、皆定んで爾る耶。爾らず。云何。頌に曰く、

無記の得は倶起す。　二通と變化とを除く。
有覆の色も亦倶なり。　欲の色には前起無し。

論じて曰く、無覆無記の得は、唯、[九五]倶起して[九六]前後生無し。勢力劣なるが故に。一切の無覆無記法の得は、皆定んで爾る耶。爾らず。云何ぞ。眼と耳との通と、及び能變化とを除く。謂はく、[九七]眼と耳との通慧、及び[九八]能變化の心は、勢力强きが故に、加行の差別の成辦する所なるが故に。是れは無覆無記の性に收めらるゝと雖も、而も前後、及び倶起の得有り。

又威儀路の四蘊の得は、多分世斷、及び刹那斷なり。唯、諸佛と、[九九]馬勝苾芻と、及び餘の善く威儀路を習ふ者を除く。若し工巧處の四蘊の得も亦、多(分)世斷、及び刹那斷なり。[一〇〇]毘濕縛羯磨天神、及び餘の善く工巧處を習ふ者を除く。

唯、無覆無記の法の得のみ、但だ倶起すること有り耶。爾らず。云何。[一〇一]有覆無記の色の得も亦爾なり。謂はく、唯、色界の初靜慮の染の、身語の表業の得も亦、前の如く、但だ倶起のみ有り。上品の染と雖も、而も亦無表を發すること能はず。故に勢力微劣なり。此れに由りて定んで、法前後の得無し。欲界の諸色も亦定んで、唯、倶起の得有り耶。爾らず。云何ん。謂はく、[一〇二]欲界繫の善不善の色の得には、前起無く、唯、倶生と及び後起の得有り。

に依止して起る眼耳二識相應の慧の心所が、この二種の體なり。前五識の善は、唯、生得にして、修得に通ぜず。故に修し得べき天眼・天耳に善のあるべき理なし。卽ち無記なり。その眼・耳と相應する慧なれば、これを亦無記といふ。

【九八】能變化心は第六意識にして、我身を變化し、又は童子や宮殿を化作するをいふ。これは神通境より引起せるものにして、通の果なれば、亦無記なり。

【九九】馬勝(Aśvajit, Assaji)は五比丘の一にして、端正の威容ある比丘として名あり。舍利弗が佛の因となりし人。

【一〇〇】毘濕縛羯磨天(Viśva-karma deva)は帝釋天の臣にして、種種の工巧物を化作するに巧みなる天なり。

【一〇一】有覆無記の色とは、修所斷の煩惱より起る有覆無記の身語表業なり。これは唯、初禪天に局る。

【一〇二】欲界繫の云云。欲界に於ける善・不善・卽ち善の表・無表たる別解脫戒・惡の表無表たる殺生等の是れ等は、所謂不隨心轉の戒にして、勢力微弱なるを以て法前得なく、ただ法倶得と、法後得とのみあるものとす。

非學、無學は三なり。　　非所斷は二種なり。

論じて曰く、三世の法の得に、各、三種有り。謂はく、過去法には過去得有り、未來得有り、現在得有り。是くの如く、未來、及び現在法に、各、三得有り。容有の義に約して、且らく是の說を作す。其の中の差別は、後に當に更に辯ずべし。

又善等の法の得は、唯、善等なり。謂はく、善と不善と、及び無記との法に、其の次第の如く、善と、不善と、無記との三の得有り。

又[八七]有繫の法の得は、唯、自界なり。謂はく、欲色界と無色界との法に、其の次第の如く、唯、欲と、色と、無色との三の得有り。

若し[八八]無繫の法の得は、四種に通ず。謂はく、不繫法は總の種類に就ては、四種の得を具す。卽ち三界繫と、及び不繫となり。別して分別せば、非擇滅の得は、三界繫に通ず。[八九]若し擇滅の得は、色と無色との繫と、及び不繫となり。其の聖道の得は唯、不繫有り。

又[九〇]有學法の得は唯有學なり。若し[九一]無學法の得は、唯無學なり。故に學と無學との法の得は、各、一種有り。[九二]非學、無學法の得は、總類して得に三有り。別して分別せば、全五取蘊と、及び三無爲とを、總じて非學、非無學法と名く。且らく五取蘊と、及び非擇滅と、幷に非聖道所證の擇滅は、唯、非學、非無學の得有り。若し有學道所證の擇滅の得は、唯、有學なり。若し無學道所證の擇滅の得は、唯、無學なり。

又、見修所繫の法は、其の次第の如く、見修所斷の得有り。[九三]非所斷の法の得は、總じて二有り。別して分別せば、諸の無漏法を、非所斷と名く。若し非擇滅、及び非聖道所證の擇滅の得は、唯、一種なり。謂はく、修所斷なり。若し聖道所證の擇滅と、及び道聖諦の得は、唯、一種なり。謂はく、非所斷なり。

繫なりとす。その故は有漏道（六行觀）は色界又は無色界のみにありて、欲界になきを以てなり。然れども、若し無漏道によりて、これを證得する時は、その得も無漏なりとす。

【九〇】　有學法とは、有學卽ち初果より、四果向に到るまでの聖者の身中の有爲無漏をいふ。

【九一】　無學は第四果。阿羅漢をいふ。

【九二】　非學非無學とは、前の學・無學法以外のものにして、卽ちそれは一切の有漏法と三無爲とをいふ。

【九三】　非所斷の法とは、無漏法をいふ。然れどもその得は修所斷と非所斷との二に分かる。

【九四】　此の段は三世の諸法と、三世の得とに就て論ず。

【九五】　俱起とは得の四種ある中の、法俱得を意味す。法俱得とは、法と俱に起る法をいふ。

【九六】　前後生とは得の四種ある中の、法前得と、法後得のことなり。法前得とは、法に前行して法を引く作用を呈するものをいひ、法後得とは、法の後に起る得をいふ。

【九七】　眼と耳とは通慧とは、定の力によりて、色界の勝れたる眼耳根を引起しその二根

此の得に依るが故に、是くの如きの言を説く。色蘊、行蘊は一の得の所得なり。餘蘊、行蘊を説くも亦、是くの如し。有漏、無漏は一の得の所得・有爲・無爲も一の得の所得なり。是くの如き等の類は、理の如く、應に思ふべし。

是れ已に得たる法を、失はざる因なるが故に。是れ此れは彼の智の標幟に屬するが故に、得には此の用有るが故に、別に體有り。若し「種子に此の作用有り」と謂はゞ、理、應に然るべからず。種は餘法と體別に有ること無し。倶に過有るが故に。若し體別に有らば、體は卽ち是れ得なり。但だ異名を立つ、若し體別に無ければ、則ち善と不善、雜染と清淨は、體應に一を成ずべし。便ち愛、非愛の業果雜亂す。既に爾らば、解脫の體も亦應に無かるべし。又契經に說く。一切の自法は餘の斷ずる者無し。善法還つて生じ、所執の種子は應に無用を成ずべし。世尊の說くが如し『應に知るべし、是くの如きの補特伽羅は、善法を隱沒し、惡法を出現す』と。隨倶行の善根の未だ斷ぜざる有り、未斷なるを以ての故に。此の善根從り、猶、餘の善根の起る可き義有り。彼れは後時に於て一切皆斷ず。彼れ後に決定して還つて善根を續す。故に所執の種は定んで用無しと爲す。對法者の所說の、諸の得は是れ法の生ずる因に非ず。得の已得、未得を離るゝを現見するに、法も亦生ずるが故に。此れに由りて諸師の所執の[八五]隨界・熏習・功能・不失・增長は皆已に遮遣す。義別無きが故に。

第三節　得の諸門分別

[八六]是くの如く已に得、非得の性を成ぜり。此の差別の義、今廣く應に思ふべし。且らく得とは云何

頌に曰く、

三世の法に各、三あり。　善等は唯善等なり。
有繫は自界の得なり。　無繫の得は四に通ず。

【八五】隨界。熏習・功能・不失、增長みな種子の異名なり。

【八六】此の段は得の諸門分別を述したるものにて、次の五門あり。
一、三世門分別
二、三性門分別
三、界繫門分別
四、三學門分別
五、三斷門分別

【八七】有繫の法とは三界に繫屬する有漏法のこと。

【八八】無繫の法とは、無漏法にして、擇滅・非擇滅の二無爲と、道諦に攝せらるる法をいふ。

【八九】擇滅の得は、能證の道によりて、その界繫を判ず。若し有漏道によりて擇滅を得する時は、その色界と無色界

何れの法の中に於て、得と非得と有るや。且らく有爲の中、自の相續に於て、得と非得と有り。他相續、及び[八〇]非相續に非ず。若し蘊、自の相續の中に墮在せば、成就、不成就有る可きが故に。他相續の蘊、及び非情蘊は、必ず成就、不成就無きが故に。

然も輪王契經に違害せず。[八一](七)寶に於て自在なるを、成就と名くるが故に。善等を成ずるは、此の說に同ず可きに非ず。現(在)は過未に於て自在無きが故に。謂はく、現在は、唯、現在に於て自在力有り。過未に於てに非ず、[八二]轉輪王は現の七寶に於て自在力有り。意に隨つて受用する增上果の故に、恒に現前するが故に、[八三]樂ひに隨つて轉ずるを、成就と名く可し。善、不善法なれば、則ち決定せず。且らく善法の如きは、現在前する時、彼れは去來の、諸の不善法に於て、若し現に得を離るれば、何の自在か有りて、而も成就と名けん。

不善の現前は、善に徵するも亦爾なり。況んや過未全く無體なりと執する宗は、何に依りて、如何が(自在を)說いて成就と名けん。若し「力有りて當に能く彼れを生ずべきを、成就と名く」と謂はゞ、理も亦然らず。(最)後の有の[八四]異生を應に聖者と名くべし。(最)後心の無學は應に是れ異生なるべし。是くの如き等の類、衆多の失有り。故に得、非得は定んで別體有り。有爲は唯、自蘊に在りて、餘には非ず。

無爲法の中、唯、二滅に於て得、非得有り。一切の有情に、非擇滅を成就せざる者無きが故に。對法の中に是くの如き說有り。誰か無漏法を成ずるや。謂はく、一切の有情なりと。初刹那の具縛の聖者と、及び餘の一切の具縛の異生とを除いて、諸の餘の有情は、皆擇滅を成ず。

決定して虛空を成就すること有ること無し。虛空に於ては、得有ること無きを以ての故に。亦不成就も無し。非得無きを以ての故に。若し法、得有れば、亦非得も有り。若し法、得無ければ、亦非得も無し。其の理決定す。

【八〇】非相續とは非情のこと、外の非情を我身に得することとなし。若しあれば、有性非情雜亂の過を成ず。

【八一】七寶とは、時によりて、又經によりて差あるも、輪寶(Cakkaratana)象寶(Hatthiratana)馬寶(Assaratana)神珠寶(Maniratana)玉女寶(Itthiratana)藏臣寶(Gahapatiratana)兵臣寶(Parināyakaratana)以上巴(雜阿含二七・辰三・五八右と、S. N. V, P. 99)

【八二】轉輪王(Cakravarti rājā, Cakkavatti rājā)とは、理想的王者にして、佛と同樣に三十二の大人の相を具し、七寶を備へ、その一たる輪寶によりて、自在に四方を遍歷し、諸方を示治す。

【八三】樂に隨つて云云。七寶を勝手に使用することが出來るといふ意味で、成就といへるものにして、得の義には非らずとの意。

【八四】未來に生ずるといふことを以て成就とすれば、異生も最後には聖者となり、無漏を生ずべく、然れば凡夫そのままに聖者といふべく、阿羅漢は最後心になりて、未來に無漏を生ずることなければ、阿羅漢も異生となるといふ義。

無色法の中、已に心、心所を辯ぜり。今次に當に心不相應行を辯ずべし。頌に曰く、

心不相應行とは、　得と、非得と、同分と、
無想と、二定と、命と、　相と、名身等の類なり。

論じて曰く、「等」とは、句身・文身、及び和合性を等取するなり。「類」とは、餘の所計度の法を顯はす。即ち前の種類なり。謂はく、得等を離れて、蘊の得等の性有りと計度すること有り。是くの如きの諸法は、心に相應せざるが故に、説いて名けて心不相應行と爲す。心所が心と共に、所依、所緣を一にして、相應して起るが如きに非ず。心の言を説くは、此の中の所説の得等が、是れ心の種類なることを顯はさんが爲めなり。諸の心所法が所依、所緣も皆心と同じく、亦心の種類なり。彼れを簡ばんが爲めの故に不相應と言ふ。諸の無爲法も亦、心の種類なるも、所依緣無きが故に、亦是れ不相應なり。彼れと簡ばんが爲めの故に、復、行と言ふ。

第二節　得と非得

[七七]此れ已に總標せり。復、應に別釋すべし。中に於て且らく、得、非得の相を辯ぜん。頌に曰く、

得は謂はく、獲と、成就となり。　非得は此れと相違す。
得と非得とは唯、　自相續と二滅とに於てす。

論じて曰く、得と、[七八]獲と、[七九]成就とは、義は是れ一なりと雖も、而も門異るに依りて、差別の名を説く。得に二種有り。謂はく、先きに未だ得ざると、及び先きに已に得るとなり。先きに未だ得ざる得を、説いて名けて獲と爲す。先きに已に得る得を、説いて成就と名く。應に知るべし。非得は此れと相違す。謂はく、先き未だ得ざると、及び得し已りて失ふとなり。未だ得ざる非得を、説いて不獲と名け、已失の非得を、不成就と名く。故に異生性を説いて、不獲の聖法と名くるなり。

【七六】　此の段は五位の第四、心不相應行法を釋せるもの、即ち不相應行とは、その體非色非心の法にして、行蘊に攝せらるるものなり。有部はこれに十四ありとし、皆別有の實在の法なりとするも、經部は假立なりと論ずるもの。

【七七】　此處に於ては先づ第一に得と非得との相を辯ず。得(Prāpti)と、非得(Aprāpti)とは、必ず併存して、表裏の關係を有す。而して唯、共に有情のみに關して、非情にわたらす、且つ自相續に攝する有爲法と、擇滅との二無爲法にのみ關係し、他相續や、虛空に關係せざるものなり。

【七八】　獲(Pratirambha)。

【七九】　成就(Samanvāgama)。

雜して離れず、差別の相を施設す可からず。然るに識と想と其の相各別なり。謂はく、境中に於て總じて了するを識と名け、別に名相を取るを、施設して想と名く。心强きを以ての故に。諸の契經の中、處處に偏へに王來る等の如しと說く、心の並起を遮するが故に、「獨行」と說く。心所は知り難きが故に多くの諍論あり。豈に多くの諍論は便ち撥して無と爲んや。彼此の中間も亦、便ち失有ること無し。諸の論者は皆、心を離れて別に心所有るを信ず、但だ多少の數の增減の中に於て、而も諍論へ興す。經に敎の定量を說かざるを以ての故に。若し「受等は是れ心の差別なり」と執せば、如何が卽ち、心を心所と名く可きや。何の定理に據りて識を說いて心と爲し、復、何の緣を以て卽ち心所と名くるや。[七四] 若し「諸の識の體は卽ち是れ心なり。受等の諸法は、是れ心の體類にして、心相續の中に、此の法有るが故に、心所と名く」と謂はゞ、何が故に所造の諸色は、卽ち是れ大種の體類の差別なり。卽ち地等の相續の位の中に於て、此の法有るが故に、名けて所造と爲すと言はざるや。此れ旣に爾らず。彼れ云何が然らんや。大種を離れて外に別に所造有り。[七五] 順正理に已に廣く決擇するが如し。

若し何が故に心所法は決定して、心を離れて別に體有りと知るやと責むれば、敎と理とに由るが故なり。契經に言ふが如し。『眼と及び色とを緣と爲して、眼識を生ず。三和合の觸、俱起の受・想・思・是くの如きの諸法は是れ心の種類、心に依止し、心に繫屬す。故に心所と名く』と。此の俱生の言は、無間を說かず。但だ心所の同時にして生ずるを顯はすのみ。

又心體有りて俱生す容からず。故に但だ心所の俱起を說くと知る。

第六章　心不相應行法

第一節　心不相應行法とは何ぞや

と。

【七一】 事平等（Dravya-samata）とは、事とは體のことなれば、體平等なりとの意。

【七二】 此の段よりは、心と心所との別有に對する經部師と、有部師との論議を述したるもの。

【七三】 六界とは地・水・火・風・空・識の六界なり。卽ち地・水・火・風・識の五界は、五蘊に等しく、空は五蘊の存在する空間的世界を意味す。

【七四】 心と心所との關係を大種と所造色との關係の例を引きて論じ、心所の別有なることを述ぜしもの。

【七五】 順正理論十一。

の施設の差別なり、或は復、[六五]増長・相續・業生の種子の差別なり。是くの如き等の類、義門に異り有り。故に心・意・識の三は、詮す所の義異りて、體は一なるに名く。心と意と識との三の詮す所の義は異にして、體の一なるに名くるが如く、諸の心と心所の、有所依・所縁・行相・相應に名くることも亦、爾なり。名義は殊なりと雖も、而も體は是れ一なり。謂はく、心・心所は六因處を以て所依と爲すが故に、[六六]有所依と名く。色等の境を以て、所縁と爲すが故に、[六七]有所縁と名く。即ち所縁の(境の)品類の差別に於て、行相を起すが故に、[六八]有行相と名く。平等に倶時に他の性と合し、所縁の境を行ずるが故に[六九]相應と名く。云何が平等なるや。五義等しきが故に、謂はく、心・心所は五義平等の故に。相應と説く。所依・所縁・行相・[七〇]時・[七一]事、皆平等なるが故に。事平等とは一の相應の中には、心の體一なるが如く、諸の心所法も、各各亦爾なり。心所は心を離れて、別に自性有り。

然るに[七二]譬喩者は、「唯、心有りて、別に心所無し」と説く。「心、想の倶時の行相の差別は、不可得なるが故に。又經に唯、識の胎に入るを説くが故に。又、『或は心、或は意、或は識、長夜流轉し諸趣に生ず』と説くが故に。又『士夫は[七三]六界の攝なり』と説くが故に、又『我れ今、一法の速疾に廻轉すること、猶し心の如きを見ず』と説くが故に。又『我れ今、一法の若し修習せざれば、則ち調柔せず。堪能する所無きこと、猶し心の如きを見ず』と説くが故に、又『心遠く行き、獨り引く』と説くが故に。又、心所に於て、諍論多きが故に、謂はく、或は有るが説かく、「心所は唯三のみ」と。或は復、有るが説かく、「心所は唯四なり」と。或は十有りと説く。或は十四と説く。故に唯、識有りて、位に隨つて流るゝを、多種の心心所の別有りと説く。甘蔗の汁の如く、倡伎人の如し。故に受等の別に體の得可きこと無し」と。

然るに心、心所は、時と境と性と同じく、行相別に異相無く、了し難し。故に契經に言ふ。『心、心所の法は展轉し、相應し、若しは受、若しは想、若しは思、若しは識、是くの如き等の法は、和

即ち身・口・意の三業を集起する義理と譯したるなり。

【六〇】意（Manas, Mano）は man（考ふ）といふ語根より來れるものにて、思量の義となる。

【六一】識（Vijñāna, Viññāṇa）は、Vi-jñā（了別す）なる語根より來れるものにて、了別と譯す。

【六二】種種の義とは、倶舍論四・十三右に、淨・不淨界の種種に差別する義の意とあり。即ち心は修養の結果として、善・惡・無記の種種の性質上の差別あるが故に、citta と名くとなり。これは citta を citra（種種）に托しての解釋にして、經部或は瑜伽師の用ふる義なり。

【六三】即ち心が無間識の意となりて、後に生ずる識の所依止となるが故に、かく名くるなり。

【六四】即ち界に於ては心、處に於ては意、蘊に於ては識の意なり。

【六五】增長は心、相續は意、業生は識なり。

【六六】有所依（Sāśraya）。

【六七】有所縁（Sālambana）。

【六八】有行相（Sākāra）。

【六九】相應（Samprayukta）。

【七〇】時平等（Kāla-samatā）とは、同一刹那に作用するこ

行と爲すを得るが如し。何の心品に隨ふも、法の用の增有り。此の法を門と爲し、總じて心品を標す。諸の無色の法は、用に就て增を說く。

[五七]是くの如く已に尋、伺の別相を說けり。慢、憍の別とは、慢は謂はく、他に對して、心の自ら擧る性なり。自他の德類の勝劣、若しは實、不實を稱量して、心自ら擧恃し、他を陵懱するが故に、名けて慢と爲す。

憍は謂はく、自法に染著するを先きと爲して、心をして傲逸なら令め、顧みる所無き性なり。自の勇健・財位・戒・慧・族等の法の中に於て、先きに染著を起し、心に傲逸を生じ、諸の善本に於て、顧眄する所無きが故に、名けて憍と爲す。諸の善本に於て、顧みる所無しとは、謂はく、心の傲るに由りて、諸の善業に於て、修習を樂はず。是れを慢と憍との差別の相と謂ふ。

第八節　心心所法の異名

[五八]是くの如く已に、諸の心心所の品類の不同と、倶生と、決定の差別の相を說けり。然るに心心所は契經の中に於て、義に隨つて種種の名相を建立せり。今當に此の名義の差別を辯ずべし。頌に曰く、

心と意と識とは、體一なり。　心心所は有依と、
有緣と、有行相と、　相應と爲り。義に五有り。

論じて曰く、心・意・識の三は、體は是れ一なりと雖も、而も訓詞等の義類に異有り。謂はく、[五九]集起の故に心と名け、[六〇]思量の故に意と名け、了別の故に[六一]識と名く。頗勒具那契經の意の、「能く了別する者を遣るも、了別無きに非ず。或は[六二]種種の義の故に、名けて心と爲す。即ち此れは、[六三]他の爲めに所依止と作るが故に、名けて意と爲し、能依止と作るが故に名けて識と爲す。[六四]或は界・處・蘊

【五七】此の段は慢と憍との差別を論ず。

【五八】此の段に於ては、心心所法の異名を論じたるものにて、即ち心王に心・意・識の三名あれども、自體は一なり。又心王・心所の別あれども、これを有依・有緣・有行相・相應と名くる點に於ては、一なり。最後に心心所は五義平等によりて、その不離の關係にあるものなりと論ぜしものなり。

【五九】心の原語は Citta にして、cit（考ふ、理解す）より來れるものなり。然るにこの cit を更に短き形の語 ci（集む）より來れるものと見て、集起、

深心に恭事するが故に、名けて敬と爲す」と。

此の愛と敬とは、欲、色の界に有にして、無色界に無なり。[五四]依處無きが故に。

第二　尋伺と憍慢

[五五]是くの如く已に愛と敬との別相を說けり。尋伺と憍慢の別相は云何。頌に曰く、

尋と伺とは心の麁と細となり。　慢は他に對して心擧り、
憍は自の法を染ずるに由りて、　心高くして顧みる所無し。

論じて曰く、尋と伺との別は、謂はく、心の[五六]麁と細となり。心の麁性を說いて名けて尋と爲し心の細性を說いて名けて伺と爲す。「若し爾らば尋と伺との體は、心に異ならず。經に卽ち心に就て二性を說くが故に」と。此の言は理に非らず。經の義趣に了達せざるに由るが故に。經に所有の心の麁細の性を尋、伺と名くと言ふは、此の法有るに由りて、心の起りて便ち麁なれば、此の法を尋と名け、此の法有るに由りて、心の起りて便ち細なれば、此の法を伺と名く。

或は異釋を作す。「故に體は心と異る」と。謂はく、我れは心の麁性を、心の麁性と名け、心の細性を心の細性と名くと言はずや。「若し爾らば云何ぞ、心の麁性に依るを、心の麁性と名け、心の細性に依るを、心の細性と名くるや」と、一心の中に二體得可しと雖も、用の增する時、別なるが故に相違せず。水と酢と等分に和合して、體は平等なりと雖も、而も用に增有るが如し。麁の心品の中、尋の用增すが故に。伺の用、損せられ、有るも而も覺り難し。細の心品の中、伺の用、增すが故に、尋の用損せられ、有るも而も覺り難し。「若し酢の用一切の時に增すが故に、喩に非ず」と謂はゞ、此の言は理に非ず。我れ定んで酢を以て尋に喩へ、水を伺に喩ふと說かず。但だ用、增有る者は卽ち酢の如しと說くが故に、是れに由りて尋伺は、一心の中に體俱に得可しと雖も、用の時別なるが故に、一心卽ち麁、卽ち細なる無し。貪癡の性は並に現行すと雖も、而も心を說いて、有貪

【五四】依處とは補特伽羅のこと。

【五五】此の段に於ては第二に、尋と伺と、憍と慢との相似なる法の差別相を說きしもの。尋、伺の二は心の麁と細とに依りて分つものなるが、その一心中に俱起することに關しては異說あり。（本論參照）次に憍と慢とは、對待關係上の差別にして、共に自ら高擧するものなれども、慢は他に對して、自ら高擧する場合、憍は一般に自らの法、卽ち自らの條件に關して高擧する場合なり。

【五六】麁(Odārikaṁ, Olārikaṁ)。細(Sūkṣumaṁ. Sukhumaṁ)。

未だ慚恥有らずと執するを以ての故に。應に慚恥無き者も能く恭敬を起すべし。若し敬する時、已に慚恥有りと謂はゞ、則ち應に敬を先きと爲すに由りて、方に慚恥を生ずと說くべからず。若し、「敬する時、慚恥無きに非らざれども、然も敬は慚に非らず」と謂はゞ、此れも亦理に非らず。敬の慚に非らずと言ふこと、證因無きが故に。敬を先きと爲して、方に慚恥を生ずるに非ず。無慚者の能く恭敬を起すこと勿し。又敬有りて、而も慚恥無きこと勿し、然るに復、確く敬の體は、慚に非ずと執す。但だ虛言有りて、都て實義無し。故に應に敬の體は是れ慚の差別にして、或は慚有るを有崇重と名け、此の慚の差別を、說いて名けて敬と爲すと謂ふべし。

補特伽羅を境界と爲すが故に、卽ち慚の差別は、崇重の名を得。夫れ崇重とは是れ、心の自在なり。心の自在性を已に說いて慚と爲す。謂はく、心の中に於て自在力なり、能く自ら制伏し、崇重する所有り。故に敬の體は是れ慚の差別なりと說く。諸の所爲に於て、崇重する所有るが故に、名けて敬と爲す。是れ境の第七なり。或は因の第七なり。所爲に於て隨屬の意を發するに由りて、卽ち名けて慚と爲す。此の慚は卽ち是れ崇重する所有るが故に。此の敬の體は、是れ慚の差別なり。義善く成就す。卽ち此の證に由りて、補特伽羅を境と爲す信、慚を說いて、愛敬と名く。法を以て境と爲して、起る者を謂ふに非ず。故に愛と敬とは、是れ大善地法の所攝なりと雖も、而も無色に於て立てゝ有りと爲さず。

有餘師の言く、「信順し、親密にして、而も耽染すること無きを、說いて名けて愛と爲し、所尊を瞻望し、崇重し、隨屬するを說いて、名けて敬と爲す」と。

有餘師の說かく、「善士に親近する因を名けて愛と爲し、彼の言に越えざる因を、名けて敬と爲す」と。

復、有るが說かく、「和合衆に於て、見等皆同じきが故に、名けて愛と爲し、尊重す可きに於て、

有るが說かく、「不善心を現起する時、異熟因に於て顧眄する所無きを、名けて無慚と曰ひ、異熟果に於て、顧眄する所無きを、說いて無愧と爲す」と。諸の不善心の現在前する位に、皆、因果に於て顧眄する所無し。故に一心の中に二法俱起す。此れに由りて慚と愧との異相を翻釋す。

若し淨き意樂にて、善人の樂ふ所の勝業を習はんと爲すを、有慚者と名け、善人の樂ふ所の勝果を得んと爲すを、有愧者と名く。諸有の勝業、勝果を愛樂するも必ず亦、惡因、苦果を怖る。一切の善心は現在前する位に、定んで因果に於て、皆迷惑無きが故に。慚と愧とは一心に並生す。故に有餘師は是くの如き義を以て、心首を標し、是くの如きの言を說く。造る所の罪に於て、自ら觀じて恥づること無きを、名けて無慚と曰ひ、他を觀じて恥づること無きを、說いて無愧と爲す。謂はく、異熟因は時に當つて現起するが故に、名けて自と爲し、其の異熟果は後の時、方に有るが故に說いて他と爲す。彼の義の意に言く、諸の罪を造る者は、意樂不淨にして、現の罪業と、及び當の苦果に於て、皆顧眄無し。

[五一] 已に無慚、無愧の別相を說けり。愛、敬の別とは、愛とは謂はく愛樂なり。[五二] 體は即ち是れ信なり。然るに愛に二有り。一は有染汚、二は無染汚なり。有染とは謂はく、貪なり。無染とは謂はく、信なり。信に復、二有り。一には忍許の相、二には願樂の相なり。若しは是の處りを緣じて、現前に忍許し、或は即ち、中に於ても亦、願樂を生ず。此の中の愛とは是れ第二の信なり。或は因の中に於ても亦、果の稱を立つ。前の信は是れ愛の隣近因なるが故に、愛を名くるも失無し。

故に謂はく、敬重なり。[五三] 體は即ち是れ慚なり、謂はく、前の大善地法を釋する中の言の如く、心の自在性を說いて愧と爲すとは、應に知るべし、即ち是れ此の中の敬體なり。然るに復、有るが言く、「崇重する所有るが故に、名けて敬と爲す。此れを先きと爲すに由りて、方に慚愧を生ずるが故に、敬は慚に非ず」と。彼の師は應に慚恥無き者、能く恭敬を起すと許すべし。先きに敬を起す時、

【五一】 此の段よりは愛と敬との相互的差別を論ぜしもの。

【五二】 體は云云。法の性を信じ、有德の士を信じ尊び、その上に德を愛し、好む義あるが故に、愛樂の體は信なり。

【五三】 體は云云。例へば苦集二諦を緣じて、心に恐れ憚りて惡事を愼しむ故に慚なり。

相は云何。頌に曰く、

無慚愧は重んぜざると、　罪に於て怖を見ざるとなり。

愛と敬とは謂く、信と慚となり。　唯、欲と色とに於て有り。

論じて曰く、無慚、無愧の差別相とは、諸の[四五]功德、及び有德の者に於て、敬無く、崇無く、忌難(いみはゞ)かる所無く、隨屬する所無きを說いて、無慚と名く。諸の功德とは、謂はく、[四六]尸羅等なり。有德の者とは謂はく、親教(師)等なり。此の二境に於て、敬無き、崇無き、是れ無慚の相なり。即ち、是れは崇敬の能障礙の法なり。或は諸の德に緣りて無敬と爲し、有德の者に緣りて說いて無崇と爲し、忌難(いみはゞ)かる所無く、隨屬する所無きに、總じて前の二を顯はす。或は次第に隨ふ。造る所の罪に於て怖畏を見ざるを說いて無愧と名く。諸の觀行者に訶厭せらるゝ法を說いて、名けて罪と爲す。訶厭せらるゝ諸の罪業の中に於て、能く此の世、他の世の譏毀、[四七]讁罰・非處・難忍の異熟果を招く等の・諸の怖畏事を見ざる、是れ無愧の相なり。即ち罪業の果を忌憚せざる義なり。怖を見ざるの言は、何の義を顯さんと欲するや。彼の怖を見ざると爲んや。見て怖れざると爲んや。前は應に[四八]無明を顯はすべし。後は應に[四九]邪見を顯はすべし。此の言は見と不見とが、無愧を體と爲すことを顯はさず。但だ法有り、是れ[五〇]隨煩惱にして、能く現行の無智と、邪智の與めに、隣近因と爲るを說いて無愧と名くと顯はすなり。此れが略義は、謂はく、能く心をして、德。有德に於て、崇敬する所無から含むると、名けて無慚と曰ひ、罪の現行に於て、忌憚する所無きを、名けて無愧と爲す。

有餘師の說かく、「諸の煩惱に於て、厭毀すること能はざるを、名けて無慚と曰ひ、諸の惡行に於て、厭毀すること能はざるを、說いて無愧と爲す」と。

有るが說かく、「獨處して罪を造りて、耻づること無きを、名けて無慚と曰ひ、若し衆中に處して罪を造り、耻づること無きを、說いて無愧と爲す」と。

ち無慚と無愧とを比するに、無慚は功德の法を尊重せず、有德の人を崇重大切にせずといふ。他に對する自己の態度に對していひ、無愧は他菩薩の厭ふ惡を作り、未來に三惡道の苦を受くると聞きても怖れざる、即ち自己の運命等に對する自己の態度に就て述べしもの。愛と敬とは、共に他に對する態度なるも、愛は信樂の義にして、信を體となし、敬は敬重の意にして、慚を體となすの相違ありとす。

【四五】功德(Guṇa)とは戒・定・慧の三學。

【四六】尸羅(Śīla)戒の梵語。

【四七】讁罰とは、とがめて罰すること。

【四八】怖しき果を感ずることを知らずにやることとなる故に、無明のことなりとの意。

【四九】惡果を見て、知りつつ恐れざるを以て、慧を體となす邪見なりとの意。

【五〇】此の段の意は、未來の惡果を何とも思はざる無愧の隨煩惱より、遂には因果を撥無する邪見等を生じ、因果の道理に昏き無明等を引き起すとの意。この因果關係を隣近因と述べたるなり。

何品に隨つても有れば、卽ち此れを增すと說く。其の所應に隨つて、當に各、數を增すべし。

工巧處等の諸の無記心は、勇悍有るに似たり。然るに理に稱ふて、而も加行を起すに非ず。故に勤有ること無し。又染汚に非ざるが故に、懈怠無し。信、不信無きことは、此れに類して應に知るべし。

第二　色無色界諸の心所の倶生

[三九] 已に欲界の心所の倶生の、諸品の定量を說けり。當に上界を說くべし。頌に曰く、

初定には不善と、　及び惡作と、睡眠とを除く。
中定には又尋を除く。　上には兼ねて伺等を除く。

論じて曰く、初靜慮の中には、前の所說の、諸の心所法に於て、唯、不善と、[四〇]惡作と、[四一]睡眠とを除き、餘は皆具有なり。唯不善とは謂はく、[四二]瞋煩惱と、及び無慚愧と、諂・誑・憍を除く所餘の忿等なり。餘は皆有すとは、欲界に說けるが如し。

[四三] 中間靜慮には、前に除く所のものを除き、又更に尋を除く。餘は皆具有なり。

第二靜慮已上、乃至、無色界の中には、前に除く所のものを除き、又伺等を除く。等とは諂、誑を除くことを顯はす。餘は皆、前の如く具有なり。欲界從り、乃至梵天までは、皆、王と、臣と、衆生との別有るを以ての故に、諂、誑有り。上地は皆無し。

第七節　類似心所の相互的差別

第一　無慚愧と愛敬

[四四] 是くの如く已に、三界の所繫の、諸の心心所の倶生の定量を說けり。諸の心所の性相に、似同有りて、差別を知り難し。今、宗義に隨つて、彼の別相を辯ぜん。無慚と、無愧と、愛と、敬との別

【三九】此の段は上界卽ち色界と無色界とに於ける、諸品の定量を說けるものなり。

【四〇】惡作の除かるるは、惡作に隨憂行なるを以て、上界に憂なき故に、その隨從なる惡作も亦なきなり。

【四一】睡眠は段食の性なるを以て、上界に段食なき以上睡眠も亦なし。

【四二】瞋煩惱とは、心身のいらだてる狀態にして、上界の定に於ては、常に心身和らかなるを以て、瞋等の不善心はなし。

【四三】中間靜慮とは、初禪と二禪との中間にして、此の中間靜慮には、尋なきものなるを以て、除かるるなり。

【四四】此の段に於ては、類似の心所の相互間に於ける差別を論ぜしものなり。先づ第一は無慚愧と愛敬とを擧ぐ。卽

中に、惡作等有る容きを表はす。謂はく、若し惡作是れ不善ならば、唯、無明と倶にして、餘の煩惱に非ず。貪、[三二]慢の二種に歡行轉なるが故に。瞋は外門轉にして、行相麁なるが故に、惡作と倶なるに非ず。[三三]疑は決定せず、惡作は決定す、故に倶起せず。[三四]有身見等は歡行轉故に、極めて猛利なるが故に、惡作は爾らず。然るに此の惡作は、善惡の行事の處に依りて轉ずるが故に。諸見は爾らず。故に相應せず。邪見の一分は、慼行轉なりと雖も、而も二因の故に、惡作と倶に非ず。是の故に惡作の是れ不善なるは、唯、無明と倶なり。不共に在る容し。忿等も亦爾なり。

四の不善の貪・瞋・慢・疑の煩惱心品に於ては、二十一の心所有りて倶生す。二十は不共の如く、貪等の隨一を加ふ。

前の所說の忿等相應の隨煩惱品に於ても亦、二十一の心所倶生す。二十は不共の如く、忿等の隨一を加ふ。

不善の惡作相應の心品も亦、二十一の心所倶生す。謂はく、卽ち惡作等の二十一なり。

若し無記の有覆心品に於ては、唯、十八の心所有りて倶生す。謂はく、(不共の)二十の中、大不善(の二種)を除く。

欲界の無記の有覆心とは、謂はく、[三五]薩迦耶見と及び[三六]邊執見と相應するものなり。見を增さざる義は、前の如く應に釋すべし。

餘の無記の無覆心品に於ては、唯、十二の心所の倶生を許す。謂はく、十大地法と、幷に不定の尋伺なり。

[三七]有るが執すらく、「惡作も亦、無記に通ず。憂は喜根の如く、唯有記に非ず。此れと相應する品に、便ち十三の心所有りて倶起す」と。

睡眠は[三八]一切と相違せざるが故に、諸の心品に於て、皆現行すべし。善・不善・無記の心品に於て

【三二】慢。(Māna)とは自恃、高慢、微慢等。

【三三】疑(Vicikitsā. Vicikiccā)は猶豫とも譯せられ、物事に對して疑ふ心所なり。故に疑には決定の作用なし。

【三四】有身見(Satkāya-dṛṣṭi, Sakkāyadiṭṭhi)は薩迦耶見と音譯せらる。我・我所ありと執する見。これは邊執見と共に、有覆無記の心なり。

【三五】薩迦耶見とは前註の有身見のこと。

【三六】邊執見(Antagrahā-dṛṣṭi. Antagāhikā-diṭṭhi)とは、死後の斷滅(斷見)と、常住(常見)との二邊を執ずるの見。

【三七】有るが執すとは、倶舍論四・九右によれば、外方の諸師とす。卽ち迦濕彌羅國以外の國の論師を意味す。

【三八】一切とは、善・不善・無記。

不定地法に復、二種有り。一には悪作、二には睡眠なり。此の二法は、三界及び六識身の有漏、無漏に貫通するに非ず。唯、不染に非ず、亦唯、染にも非ず。故に善の心品は、一切時、皆、悪作有るに非ず。但だ有る可きことを容す可し。有る時は數を増して二十三に至る。

[二五]悪作と言ふは、悔は悪作を以て所緣と爲すが故に、悪作の名を立つ。無相定の如し。有るが說かく、「無相、及び身念住は處有りて身と名く。若し爾らば、未だ作さゞる所の事を緣ずる心の、追悔を生ずるは、應に悪作に非ざるべし」と。爾らず、未だ作さゞるも亦、作と名くるが故に。追悔して、「我れ先きに是くの如きの事業を作さず、是れ我が悪作なり」と言ふが如し。然るに此の悪作は、善・不善に通ず。無記に通ぜず。憂に隨ひて行ずるが故に。欲貪を離るゝ者は、成就せざるが故に。無記法は是くの如きの事有るに非ず。然るに[二六]追變有り、我れ[二七]頃何の爲めに消せずして、而も食するや。我れ頃何の爲めに此の壁に畫かざるやと。是くの如き等の類は、彼の心、乃至未だ憂根に觸れず。但だ是れ省察にして、未だ悪作を起さず。若し憂根に觸るれば、便ち悪作を起す。爾の時の悪作は、理、憂根に同じ。故に悪作は是くの如きの相有り。心をして慼せ令むるを、悪作の心品と謂ふと說く。若し憂根を離るれば、誰か心をして慼せ令めん。悪作に四有り。謂はく、善と不善と、一一皆[二八]二處に依りて起るが故に。

若し不善の不共の心品に於ては、應に知るべし、二十の心所(ありて)俱生す。謂はく、十大地法・六大煩惱地法・二大不善地法、并に二不定なり。謂はく、尋と伺となり。

何等を名けて、不共の心品と爲すや。謂はく、此の心品は唯、無明のみ有りて、所餘の[二九]貪隨眠等有ること無ければなり。不共品の邪見・[三〇]見取、及び[三一]戒禁取と俱生の如きも、亦、爾なり。大地法の中、即ち慧の差別を說いて、名けて見と爲す。故に數は增さず。

頌に「唯」と言ふは、是れ簡別の義なり。謂はく、唯、見と俱なるは、定んで二十有り、不共品の

【二五】悪作とは、追悔の心所にして、前に善事をなさゞりしを、後に悔ゆるは、善の悪作なるが、凡ての善心には、必ずしもこの追悔の心所あることなきを以て、不定とせらるるものなり。

【二六】追變。追憶の意味なるべし。卍字藏經には追戀かと曰へり。

【二七】大正藏「須」となるも、宮內本による。

【二八】二處とは、作と不作との二處なり、この二處に各〻善と不善とあれば、總じて悪作を四と爲す。

【二九】貪隨眠等とは、瞋・慢・疑、見と、忿等十隨惑、並に悪作を等取す。

【三〇】見取。(Dṛṣṭi parāmārśa, Diṭṭhi-parāmāsa)とは、五見の一にして、劣法を以て最上にして、清浄の解脫涅槃等に執する見。

【三一】戒禁取(Śīlavrataparāmarśa, Sīlabbataparāmāsa)とは、因に非ざるを因と計し、道に非ざるを道と計すること。

りや。頌に曰く、

欲には尋・伺有るが故に、　善の心品の中に於ては、
二十二の心行あり。　有る時は惡作を增す、
不善の不共と、　見とに倶なるものに於ては、唯二十なり。
四つの煩惱と、忿等と、　惡作とは二十一なり。
有覆には十八有り。　無覆には十二なりと許す。
睡眠は遍く違せず。　若し有らば皆一を增す。

論じて曰く、且らく欲界の中の心品に五有り。謂はく、善は唯、一、不善は二有り。謂はく、不[二三]共無明の倶生と、及び餘の煩惱等の倶生となり。無記に二有り。謂はく、有覆無記と、及び無覆無記となり。是くの如き欲界の一切の心品は、決定して恒に尋伺と相應なるが故に、善心品は二十二の心所の倶生有り。謂はく、十大地法と、十大善地法と、及び不定の二となり。謂はく、尋と伺となり。此の中、勤と捨とは、應に倶生せざるべし。行相違するが故に。進と止との如し。造修と委棄とは、理として同時ならず、契經も亦、此の二の倶起を遮せり。[二四]二法を修するに、時、非時を說くが故に。契經に說くが如し『心若し惛沈ならば、爾の時は應に擇法・勤・喜を修すべし。輕安・定・捨を修するは、則ち非時と爲す。心若し掉擧ならば、爾の時は應に輕安・定・捨を修すべし。擇法・勤・喜を修するは、則ち非時と爲す』と。

倶生は失無し。相違せざるが故に。正理に住する者は、如理の行を起し、息まざるを勤と名け、即ち爾の時に於て、非理の行を棄て、平等なるを捨と名く。又如理、非理の行中に於て、捨は持稱・進止・平等なるが如きの故に、捨と勤とは更(たがひ)相に隨順し、善を起し、惡を止め、行(相)違せず。若し所緣に於て、一は取り、一は捨て、更に相ひ違背せば、此の失有る可し。

【二三】不共無明(Āvenikā avidyā, Āvenika-avijjā)とは婆沙論に二釋あり。一には貪や忿などと相應せずして、自力にて起る無明なりとの釋。二には貪等の本惑と相應せざるものを指すとの釋なり。今ここに於ては、その第一の義に使用せられ、不善を無明にのみ相應して、他の煩惱と相應せざるものと、他の煩惱とも相應するものとの二種と分つあり。

【二四】二法とは、勤と捨との二にして、この二法を修するには、修して可なる時と、修して非なる時とあり。その例は惛沈と掉擧の場合の如しとの意。

第五節　小煩惱地法

[一八] 是くの如く已に、大不善地法を說けり。小煩惱法の地を、小煩惱地と名く。此の中、若し法、小煩惱地の所有なれば、小煩惱地法と名く。謂はく、法の少分の染汚の心と倶なるなり。彼の法は是れ何ん。頌に曰く、

[一九] 忿と、覆と、慳と、嫉と、惱と、　害と、恨と、諂と、誑と、憍と、
是くの如きの類を名けて、　小煩惱地法と爲す。

論じて曰く、「類」の言は、不忍・不樂・憤發等の義を攝せんが爲めなり。小は是れ少の義なり。一切の染汚の心と倶なるに非ざるを顯はす。又相應(の義)無し。唯、修所斷にして、意識と倶起し、無明と相應なり。隨煩惱の中、當に其の相を釋すべし。

此の諸の心所は、皆實有の性なり。一の品類が所緣の義の中に、種種の行相にて、倶時に起るに非ざるが故に。一體が同時に所緣の義の如く、差別の行相有る容きこと無きが故に。然も餘法に制伏せらるゝに由るが故に。其の相續の變異して起るを見る。現見するに、清油と、垢と、水と、風等との勢力、制持して、燈の相續の中、便ち明と、昧と、聲と、動等と有るが故に。

[二〇] 是くの如く已に、大地法等の品類の、決定せる心所の差別を說けり。復、此の餘に、不定の心所の[二一] 惡作・睡眠・尋伺等の類有り。總じて說いて名けて不定地法と爲す。

第六節　心所法の倶生

第一　欲界に於ける倶生

[二二] 今應に一切の心所の、諸の心品の中、倶生の數量を決擇すべし。何れの心品の內、幾くの心所有

染汚の作意に相應する心の正已當の三時の勝解なり。

【一六】 此の段よりは大不善地法に就て論ぜしものにして、大不善地法とは、一切の不善心に倶起相應する心所法なり。

【一七】 無慚（無）愧は、無慚(Ahrikya, Ahrikam) 無愧(Anapatrāpya, Anottappam)。

【一八】 此の段に於ては、小煩惱地法に就て論ぜしものにして、小煩惱地法とは、煩惱心の起る時、必然的に全部倶起するにあらざるも、必ず各別に起る煩惱をいふ。

【一九】 此れ等の小煩惱地法の相は、隨煩惱の中にて、後に廣釋す。

【二〇】 此の段は不定地法の心心所をあぐ。不定（Aniyata）とは、或る時は善心と相應、ある時は無記心と相應するを意味せるものなり。

【二一】 惡作(Kaukṛtya, Kukkucca)。睡眠(Middha)。尋伺(Vitarka, Vitakka Vicāra)。

【二二】 此の段よりは、心所法の倶生に就て論ず。特に此處に於ては、先づ欲界に於ける倶生を述ぶ。

由りて說いて輕安の所治と爲す。心を大種の能生の因と爲すが故に。此れに由りて先きに爲し、身の重き性を起す。假りに惛沈と說くも、實には惛沈に非ず。彼れは是れ身識の所緣の境の故に。然も此の惛沈は、無明覆ふが故に、本論に說いて、大煩惱地法と爲さず。

有るが言く、「彼の論には無明の名を說いて、唯惛沈に目く。相、相似たるが故に。無明の性は是れ大遍行なるが故に。是れは此れ地の法にして、說かずと雖も、而も成ず」と。有るが說かく、「此の名は總じて二義に同く」と。[10]

掉は謂はく、掉擧なり。親里尋等の所生にして、心をして寂靜ならさら令むる性を、說いて掉擧と名く。心、此れと合して、路を越えて行くなり。

[11]非理の作意・[12]失念・[13]心亂・[14]不正知・[15]邪勝解は、前に已に說いて大地法と爲せり。故に此の地法の中に於て、有りと雖も、說かざるなり。大善地法に於て、無癡の善根を說かざるが如し。唯諸の染心は、恒に此の六を有するなり。

第四節　大不善地法

[16]是くの如く已に大煩惱地法を說けり。大不善法の地を、大不善地と名く。此の中、若し法、大不善地の所有なれば、大不善地法と名く。謂はく、法の恒に不善心に於て有るなり。彼の法とは是れ何ん。頌に曰く、

唯、不善心に遍するは、　無慚と及び無愧となり。

論じて曰く、唯、二の心所のみ、但だ一切の不善心と倶なり。謂はく、[17]無慚、(無)愧なり。故に唯二種のみ此の地の法と名く。此の二の法の相は、後に當に顯はすべきが如し。

【五】 怠は解怠（Kausīdya, Kusīta）にして、善事に怠りて、而も惡に勇む心なり。
【六】 不信(Aśraddha, Asraddha) とは心澄淨ならざること。
【七】 邪見（Mithyā dṛṣṭi Micchā-diṭṭhi） 五見の一にして、邪なる見解。諦は四諦なり、實は倶舍論(四・四）に依れば、實にして、三寶か。
【八】 惛とは惛沈（Styāna, Thīna） のことにして、心が眞闇になりて、心の沈み入る心作用なり。
【九】 堪任(Karmaṇya, Kammañña) とは善法を行ずるによく堪ふること。
【一〇】 掉は掉擧(Auddhatya, Uddhacca)なり。
【一一】 非理の作意 (Ayoniso-manasikāra, Ayoniso-manasikāra) とは染汚の作意のこと。
【一二】 失念 (Muṣita-smṛti, Muṭṭhassati)とは、虛なる念、空念心外の念性なり。
【一三】 心亂 (Citta-Vikṣepa, Citta vikkhepa)とは心の一趣ならず、一緣に住せざること。
【一四】 不正知(Asamprajanya, Asampajañña) とは理に非ざることに引かるる慧。
【一五】 邪勝解(Mithyādhimokṣa, Micchā-adhimutti) とは、

〔辯差別品第三の二〕

第三節　大煩惱地法

一是くの如く已に、大善地法を說けり。大煩惱法の地を、大煩惱地と名く。此の中、若し法、大煩惱地の所有なるを、大煩惱地法と名く。謂はく、法の恒に染汚心に於て有るものなり。彼の法は是れ何ん。頌に曰く、

癡と、逸と、怠と、不信と、　　惛と掉とは恒に唯、染なり。

論じて曰く、云何が是くの如きの六種を、大煩惱地法と名くるや。恒に唯、諸の染心と俱なるを以てなり。頌に「染」と言ふは、是れ染心の義なり。又放逸等と及び無明とは、其の次第の如く、應に知るべし。卽ち是れは前の不放逸・勤・信・輕安・捨等の所治なりと。

二癡は謂はく、愚癡なり。所知の境に於て、如理の解を障へ、辯了無き相を說いて、愚癡と名く。卽ち是れ無明・無智・三無顯なり。四逸は謂はく、放逸なり。己利を專らにするに於て、棄捨して情を縱にするを名けて放逸と爲す。五怠は謂はく、懈怠なり。善き事業に於て、勝能を闕減し、惡しき事業に於て、勇悍を順成し、無明の等流なるを名けて懈怠と爲す。此れに由りて說いて、鄙劣勤の性と爲す。勤習・鄙穢なるが故に懈怠と名く。六不信とは謂はく、心の澄淨ならず、七邪見の等流にして、諸の諦・實・靜慮・等至に於て、現前に輕毀し、施等の因に於て、及び彼の果に於て、心、現許せざるを名けて不信と爲す。八惛は謂はく、惛沈なり。霿瞢不樂等の所生にして、心の重き性を說いて、惛沈と名く。斯れに由りて覆蔽して、心便ち惛昧し、九堪任する所無し。瞢憒の性なるが故に、是れに

【一】此の段は大煩惱地法に就て論ぜしものなり。卽ち大煩惱地法とは、いかなる煩惱の起る時にも、必ずその根抵として俱起するものをいふ。

【二】癡(Moha)は無明(Avijja)の異名にして、四諦の理に迷ひ、且つ親しく四諦に迷へる見惑を緣じて起る煩惱にして、一切雜染の所依となるを業とする心作用なり。

【三】無顯とは、愚癡が一切の事理の境を皆隱くして、顯はさぬをいへるもの。

【四】逸(Pramāda, Pamāda)は放逸のことにして、心散慢にして、諸の善法を修せぬことなり。

德を守護し、棄捨せざることなり。

【一三八】勤（Viryn, Viriya）は精進、堅進のこと。

【一三九】厭とは厭背にして、苦集を緣ずるが如し、又厭とは所患の意にて、流轉分に於て、過失を見て、已が心に厭離を起し、染を離れんとする心に隨順し、此の心あるが故に、生死を厭惡するなり。

【一四〇】欣とは、欣尙にして、滅道を緣ずるなり。還滅分に於て、功德を見て、心に欣慕を起し、善を修する心に隨順し、これあるが故に涅槃を欣樂するなり。

【一四一】離喜とは第三禪を意味す。

【一四二】此に於てとは、大喜地法に於ての意。卽ち欣厭の二善心は、善心なるも、此の二に一心の中に並起し得ず、而も一切の善心に遍せざるを以て、大善地法中に入るを得ざるものなりとなり。

と名く。心平等の性を說いて名けて、[一三一]捨と爲す。[一三二]掉擧と相違し、如理の引く所、心をして越えざら令む、是れを捨の義と爲す。如理に趣向し、自と法との二種の增上の所生にして、愛の等流に違する心自在の性を說いて、名けて[一三三]慚と爲す。功德を愛樂し、修習するを先きと爲して、癡の等流と違し、劣法を厭惡するを、說いて名けて[一三四]愧と爲す。有るが說かく、「惡趣に讁罰せらるゝと、自他の諦因を怖畏するとを、說いて名けて愧と爲す」と。「二根」とは謂はく、[一三五]無貪、[一三六]無瞋なり。已得、未得の境界に耽著希求すると相違する無愛染の性を名けて無貪と爲す。情、非情に於て恚害の意無く、哀愍の種子を說いて無瞋と名く。有情を損惱することを樂ふと相違する心賢善の性を、說いて[一三七]不害と名く。諸の已生の功德と過失とに於て、守護し、棄捨し、諸の未生の功德と、過失とに於て、生ぜ令め、生ぜしめざる心無墮の性を、說いて名けて[一三八]勤と爲す。此れ有るに由るが故に、心、如理の所作の事業に於て、堅進して息はず。

二の「及び」の言を說くは、兼ねて欣厭を攝す。[一三九]厭とは謂はく、善心、審諦に無量の過患の法を觀察する實性なり。故に無貪に順ずる心厭背の性を起す。此れと相應するを、厭作意と名く。[一四〇]欣とは謂はく、善心、過患の出離對治と欣求す。此の增上力は、證修に順ずる心欣尙の性を起す。此れは[一四一]離喜、未至等の地に於ても、亦現行することと有るが故に、喜受に非ず、此れに相違するを欣作意と名く。諸の契經の中に、喜と欣との別を、欣從り、喜を生ずと說く。契經に說くが故に。諸の是の說を作さく、劣喜を欣と名く。彼の輕安等は應に此れに同じく說くべし。異因無きが故に。何に因りて唯、喜に勝劣有りと說くや。輕安等に非ざるが故に、理然らず。欣厭の(二)行相は更互に、相違す。一心の中に於て、並起す容きこと無し。是の故に[一四二]此に於て正しく顯說せず。大善地法の性、成ぜざるが故に。亦喜根と厭行の倶轉する有り、定んで欣厭の行の倶轉すること有ること無し。此の二定んで倶行せざるを表せんが爲めに、二の及びの言を說く。行、相違するが故なり。

て論ず。大善地法とは、要は一切の善心に必ず伴ひて起り、現行する心所法にして、これに攝するもの十あり。

【一二八】信(Śraddhā, Saddhā)とは、心を證淨ならしむる作用をいふ。

【一二九】不放逸　(Apramāda, Appamāda)とは、專念に身語意に於て、善法を修すること。

【一三〇】輕安(Praśrabdhi, Passaddhi)輕利安適の義にして、安らかにして、善法に堪ふる心作用なり。有部は心輕安のみをいひ、經部は身輕安をも加ふ。

【一三一】捨(Upekṣā, Upekkhā)とは心の平等性なり。

【一三二】掉擧(Auddhatya, Uddhacca)とは、心の騷ぎ立て、飛び上る煩惱なり。大煩惱地の一なり。

【一三三】慚(Hrī, Hiri)とは、次の愧と共に、後に詳細に分別さるるが故に、その文を參照すべし。

【一三四】愧(Apatrāpya, Ottappa)。

【一三五】無貪(Alobha)とは、三善根の一にして、愛著、貪著せざること。

【一三六】無瞋(Adveṣa, Adosa)とは、三善根の一にして、害心なく、哀愍の情のあること。

【一三七】不害(Ahiṁsā)とは、功

〔一二八〕想と爲す。心をして善、不善、無記を造作して、妙、劣、中の性を成ぜ令むるを、說いて名けて〔一二九〕思と爲す。思有るに由るが故に、心をして境に於て動作の用有ら令む。猶し磁石の勢力、能く鐵をして動用有ら令むるが如し。根、境、識の和合に由りて生じ、能く受の因と爲り、觸對する所有るを、說いて名けて〔一三〇〕觸と爲す。希求して境を取るを、說いて名けて〔一三一〕欲と爲す。所緣の邪正等の相を簡擇するを、說いて名けて〔一三二〕慧と爲す。境に於て明記して、忘失せざる因を、說いて名けて〔一三三〕念と爲す。心心所を引き、所緣に於て警覺する所有ら令むるを、說いて〔一三四〕作意と名く。此れ卽ち世間は說いて留意と爲す。境に於て印可するを說いて、〔一三五〕勝解と名く。「勝は、謂はく、增勝なり。解は、謂はく、解脫なり」と。此れは能く心をして、境に於て無礙自在に轉ぜ令む。增上戒、增上定等の如し。心をして亂無く、所緣の境を取りて、流散せさら令むる因を、〔一三六〕三摩地と名く。委しく自相を辯ずること、五事の釋の如し。

第二節　大善地法

〔一三七〕是くの如く已に十大地法を說けり。大善法の地を、大善地と名く。此の中、若し法、大善地の所有なるを、大善地法と名く。謂はく、法の恒に諸の善心に於て有るものなり。彼の法は是れ何ん。

頌に曰く、

信と及び不放逸と、　輕安と、捨と、慚と、愧と、
二根、及び不害と、　勤とは唯、善心にのみ遍す。

論じて曰く、心濁と相違し、現前に無倒の因果の各別に相屬するを忍許し、欲の所依と爲り、能く勝解を資くるを、說いて名けて〔一三八〕信と爲す。專ら己利に於て、身、語、意を防ぎ、放逸と相違するを〔一三九〕不放逸と名く。正作意の轉じて、身心の輕利、安適の因となる心堪任の性を、說いて〔一四〇〕輕安

て、倶起する心所を大地法といふ。
【一二七】受(Vedanā)は感情ともいふべき作用にして、快・不快その何れにもあらざるものとの、三種の心作用なり。
【一二八】想(Saṃjñā, Saññā)は知覺、又は表象作用なり。
【一二九】思(Cetanā)とは、意志作用をいふ。
【一三〇】觸(Sparśa, Phassa)とは、根と境と識との三を相合して、生ずるものにして、受とは別に感覺に相當する心作用なり。
【一三一】欲(Chanda)は意志の動機なり。
【一三二】慧(Prajñā, Paññā)とは邪正を簡擇する心作用にして、判斷作用ともいふべきもの。
【一三三】念(Smṛti, Sati)とは記憶作用をいふ。
【一三四】作意(Bimanasikāra)とは注意作用をいふ。
【一三五】勝解(Ādhimukti, Adhimutti)とは、判斷作用の一種にして、このことは必ず爾くして、かくの如くならざること非ずと許すことなり。印可はその意を示せる語なり。
【一三六】三摩地(Samādhi)とは、持と譯し、心を一點に集注せしむる作用をいふ。
【一三七】此の段は大善地法に就

すべし。謂はく、有色等の諸行の生ずる時、必ず[一一二]生等の四相と倶起す。「或は得」と言へるは、唯、有情法のみ得て倶生す。「或」の言は、此れ諸行に遍せざるを顯はす。

第五章　心　所　法

第一節　心所法とは如何

[一一三]前の所說の四の有爲の中に、於て、色と心とは前品の如く廣く辯じたり。心所等の法は、猶未だ廣く辯ぜず。今先づ、廣く諸の心所法を辯ぜん。頌に曰く、

心所に且らく五つ有り。　大地法等の異なり。

論じて曰く、諸の心所法に、且らく五品有り。大地法等の別異有るが故に。五品とは何ん。一には大地法、二には大善地法、三には大煩惱地法、四には大不善地法、五には小煩惱地法なり。地とは謂はく、容止處なり。或は謂はく、[一一四]所行處なりと。若し此は是れ彼の容止、所行なれば、即ち此の法を說いて、彼の法の地と爲す。地は卽ち是れ心なり。[一一五]大法の地の故に、名けて大地と爲す。[一一六]此の中若し法、大地の所有なるを、大地法と名く。謂はく、法の遍く一切の品類、一切の心と倶生するなり。此れに由るが故に、心は大地法に非ず。心と倶生するに非ざるが故なり。彼の法は是れ何ぞ。頌に曰く、

受と想と、思と觸と、欲と、　慧と念と作意と、
勝解と三摩地とは、　一切の心に遍ず。

論じて曰く、所依の身に於て能益し、能損し、或は倶に相違す。愛と非愛と倶の相違の觸を領するを、說いて名けて[一一七]受と爲す。女男等の境の差別の相を、執取する因を安立して、說いて名けて

【一〇九】處とは十二處なり。
【一一〇】此の段に於ては、心心所不相應の三法の倶生に就て論ずるものなり。
【一一一】行(Saṁskāra, Saṁkhāra) 作られたるものの義にて、有爲法のこと。隨つて無常にして遷流す。
【一一二】生等の四相とは、生・住・異・滅の四相なり。生とは法を生起せしむる原因、住とはその法を一定期間內、その形を維持し、得せしむる原因、異とはかく住する法を、それ自ら變化あらしむる原因、滅にはかゝる法の存在形式を失はしむる原因法なり。
【一一三】此の段は心所法に就て論じ、先づ第一に心所法とは如何なるものかを明す。
【一一四】所行處とは、心王が彼の心所の行ずる所依なる時、その心王を地といふ。
【一一五】大法(Mahādharma)。とは、受等の心所なり。一切の心に遍通して倶起する故に大法といふ。この大法を有し、それらの所依處として、統率者として、倶起する心王を大地と稱す。
【一一六】此の中云云。これより以下は大地法に就て論ぜしもの、大地法(Mahā-bhūmikā dharmā)とは、大は遍き意味にして、一切の心に遍通し

が故に、生ずるを顯はすなり。色等の如く、恒時に有るに非ざるが故に。聲無くして根有り。或は九、或は十なり。謂はく、身根の聚は九事倶起す。八は前の如く、第九は身根なり。餘の根聚には十事倶起す。九は身聚の如く、眼等の一を加ふ。眼、耳、鼻、舌は、必ず身を離れず。身に依りて轉ずるが故に。四根は展轉し、相離れて生ず。處各別なるが故に。此の根有る聚の、若し聲の生ずる有らば、所生の聲を加へて、[一〇七]十、十一を成ず。此れ有執受の大種を因と爲すが故に。諸根と相離れずして起る。說かざる所以は前の如く、應に知るべし。

色界は唯、香、味の二事を除き、餘は欲界に同じ。故に別に說かず。

說く所の事と言ふは、[一〇八]體に依ると、[一〇九]處に依ると、皆、失有ること無し。所依と能依、體に依ると、處に依ると、差別して說くが故に。或は唯、體に依るも、亦、失有ること無し。決定して倶生方に有りと說くが故に。形色等の體は、決定して有るに非ず。光明等の中、則ち有ること無きが故に。或は唯、處に依る。亦失有ること無し。多の誇りを遮せんが爲めに、別して大種を說く。謂はく、或は誇りて言く、「大種造色別に性有ること無し」と。或は復、誇りて言く、「別の觸處所造の色體無し」と。或は復、誇つて言く、「一切の聚は、四大種を具するに非ず」と。別して大種と說かば、此の誇は皆除かる。然も多を成ぜず、類に約して說くが故に。

第三節　心心所不相應三法の倶生

[一一〇]已に有色の決定して倶生するを說きたり。無色の倶生を今次に、當に說くべし。頌に曰く、

心と心所とは必ず倶なり。　諸行は相と或は得となり。

論じて曰く、心と心所とは必定して倶生す。隨つて一を闕く時は、餘は未だ嘗て起らず。諸[一一一]行とは卽ち是れ一切の有爲なり。所謂、有色、無色の諸行なり。前の「必倶」の言は、應に此に流至

限に就て論ぜしものなり。

【一〇一】二縛とは、相應縛と所緣縛との二をいふ。相應縛とは、心がこれと相應して起る煩惱のために、繫縛せらるること、所緣縛とは、同じく心が所緣の境に縛せらるることなり。

【一〇二】此の段より以下に於ては、諸法の生起と、諸法相互の關係に就て論ぜしものにて、その中而も第一に法の生起に必ず倶なる諸法を辯ずるものなり。

【一〇三】心(Citta)心王・六識。

【一〇四】心所(Cetasika)六識以外の凡て心作用をいふ。

【一〇五】心不相應行(Citta viprayukta-saṁskārā, Citta-viprayutta-saṅkhāra)とは、色心二法に非らざる一種の法にして、得、非得等の十四をいふ。

【一〇六】有色云云。此の段は先づ諸法中に於ても、色法の生起に於て、必ず倶なる諸法を辨ずるものにて、而も先づ欲界に於けるこれを述せるもの。

【一〇七】十は九事倶生の內身の有身微聚、十一は十事倶生の眼等なり。

【一〇八】體とは、色法ならば青黃赤白の顯色、長短等の形色、乃至觸境ならば、十一種の觸境の各體性の別なるをいふ。

第四章　諸法の生起と諸法相互の關係

第一節　法の生起に必具なる諸法

[一〇二]界を分別することに因りて、已に廣く根の諸行の倶生を辯じたり。今應に思擇すべし。此の中、諸行に略して二種有り。一は有色、二は無色なり。無色に三有り。謂はく、[一〇三]心、[一〇四]心所、[一〇五]不相應行なり。

第二節　色法の倶生

[一〇六]有色に二有り、謂はく、是れ極微と及び、非極微となり。極微に二有り、一は欲界繫、二は色界繫なり。欲界の極微に復、二種有り。一は無根聚、二は有根聚なり。此の中、且らく極微聚の色を辯ぜん。頌に曰く、

欲の微聚は聲無く、　　根無ければ八事有り。
身根有るは九事なり。　　十事は餘根有り。

論じて曰く、有對色の中の、最後の細分の、更に析す可からざるを、名けて極微と曰ふ。謂はく、此の極微は更に餘色の覺慧を以て、分析して多と爲す可からず。此れを卽ち說いて、色の邊際と爲す。更に分無きが故に、邊際の名を立つ。一刹那を時の邊際と名け、更に析して半刹那と爲す可からざるが如し。此れも亦是くの如く、衆微和合して分離す可からざるを說いて、微聚と爲す。此れは欲界に在りては聲無く、根も無きときは、八事倶起す。謂はく、四大種と、色、香、味、觸なり。此れ若し聲有れば、卽ち九事を成ず。聲と及び、前の八なり。而も說かざるは、大種の相擊に因る

なき筈なり。その故は初禪に於ける樂根は已に有漏法なりとして捨し、然も未だ第三定を修得せざる故に、第三定の上地の樂根も亦、成就せぬを以てなり)、此の第二定の人は、未だ第三定の煩惱を斷盡せざるに由りて、第三禪の煩惱と相應する染汚の樂根を成就すとの意なり。

【九四】若し苦根云云。これは第七・八頌を釋せるものなり。憂の除かるるは離欲者なるが故なり。

【九五】若し女根云云。これは第九・十頌を釋せるものなり。

【九六】信等云云。ここに身根等を除くは、無色界の異生は、身根等を成就せざる故にて、此の故に喜樂等を除けるなり。

【九七】若し具知根云云。これは第十一頌を釋せるものなり。

【九八】若し未知根云云。これは第十二頌を釋せるもの、此の根を成就する人は、見道の行者なり。見道に入るものは必ず欲界の身に局る故に、身苦を加ふるなり。但し已離欲の人にして、初めて見道に入るが故に、憂根を除くものなり。

【九九】此の段は根の成就に於ける數的の局限に就て論ぜしものなり。

【一〇〇】此の段は根成就の最大

に、能く見道に入る。

[九九]是くの如く已に位の定んで成就し、補特伽羅の定んで成ずるを說きたり。當に諸の極少なるは、幾くの根を成就するや。頌に曰く、

　極少なるは八なり。　受と、身と、意と、命とを成ず。

　愚の無色界に生ずるは、　善と、命と、意と、捨とを成ず。

論じて曰く、已に善根を斷じたるものを、名けて無善と爲す。彼れ若し極少なるは八根を成就す。謂はく、五受根と及び身と、命と、意となり。漸捨命に據るは、唯、身根を餘す。「愚」とは謂はく、異生なり。未だ諦を見ざるが故に。彼れは無色に生ずるも亦、八根を成ず。謂はく、信等の五根、及び命と、意と、捨となり。定の數に由るが故にと、及び愚を說くが故に、善の言は三無漏根に濫せず。

[一〇〇]諸の極多の者は幾くの根を成就するや。頌に曰く、

　極多なるは十九を成ず。　二形は三淨を除く。

　聖者の未だ欲を離れざるは、　二淨と一形とを除く。

論じて曰く、諸の二形の者にして、眼等の根を具するは、三無漏根を除いて、餘の十九を成ず。無漏を淨と名く。[一〇一]二縛を離るゝが故に。若し聖の有學の未だ欲貪を離れざるものの、極多を成就するも亦、十九を具す。二無漏を除き、及び一形を除く。二無漏とは、謂はく、具知根と前の二の隨一なり。一形と言ふは、二形と及び無形とは、聖法を得ること有ること無きが故なり。

けなり。

【八五】不還果云云、不還果はその超越證にありては、退の義なきを以て、九根の得にて過なしとの意なり。即ち不還果は阿羅漢果と同じく、九根により、然も喜・樂・捨の五受の中、何れなりともその中の一を以て、果を得するが故に、かかる辯明を要とせるなり。

【八六】此の段は根の成就に關する二十二根相互の關係を論ぜしものなり。

【八七】是くの如き三根とは、命・意・捨の三をいふ。

【八八】二とは地と依との二なり。

【八九】若し樂根云云。第三・四頌を釋せるものなり。この內に身根を除くは、聖者が無色界に生ずる時は、第三定の無漏の樂根を成就するも、身根は成就せざるなり。

【九〇】若し身根云云。これは凡夫が第四禪に生ぜる時なり。

【九一】若し眼根云云。これは第五・六頌を釋せるものなり。

【九二】若し喜根云云。欲界と初禪なり。

【九三】第二定云云。此の文は俱舍論三・十七左のこれに相當する箇處を對照して明に解し得るものあり。第二定にあつて、樂根のある理由は（第二定には喜根あるも、樂根は

す。此の三の中、闕くること有れば、成就するに非ず。皆一切の地と及び依とに遍するが故に。信等の五根は一切の地に遍するも、一切の依に非ず。餘の十四根は、[八八]二倶に遍に非ず。故に捨等を成ずれば、唯、定んで三を成ず。餘は或は成就、或は不成就なり。云何が眼等の四根を成就するや。色界と、全欲界とに生ぜば、少分の身根生ず。欲、色界の全に在りては、女男生ず。欲界に在りては少分の樂根生ず。欲を下の三定と、及び聖生の上に在りては、喜根生ず。欲と下の二定と、及び聖生の上に在りては、苦生ず。欲界の全は、憂と欲貪とを未だ離れず。信等の五根は、若し不斷善と、三無漏根とを已に得して、未だ捨せざると、是くの如きの諸位は、各、定んで成就す。此れを除く餘の位は、定んで成就せず。

[八九]若し樂根を成ずれば、定んで四を成就す。謂はく命、意、捨、樂なり。[九〇]若し身根を成ずるも、亦定んで四を成ず。謂はく、命、意、捨、身なり。餘は或は成就し、或は成就せず。[九一]若し眼根を成ずれば、定んで五を成就す。謂はく命、意、捨、身、及び眼根なり。耳、鼻、舌の根も應に知るべし。亦五なり。前四は眼の如く、第五は自根なり。[九二]若し喜根を成ずるも、亦、定んで五を成ず。謂はく、命、意、捨、樂、及び喜根なり。[九三]第二定に生じて、未だ彼の貪を離れずば、但だ第三の染汚の樂受を成ず。[九四]若し苦根を成ずれば、定んで七を成就す。謂はく、身、命、意、四受なり。憂を除く。[九五]若し女根を成ずれば、定んで八を成就す。七は苦に說くが如し、第八は女根なり。男と憂も亦八なり。七は苦に說くが如し、第八は自根なり。[九六]信等も亦八なり。謂はく、命、意、捨と、信等の五根なり。若し女男倶に成ずれば、彼れは定んで十五を成ず。[九七]若し具知根を成ずれば、定んで十一を成就す。謂はく、樂、喜、捨、命根、意根、信等の五根と、及び、具知根となり。已知根も亦爾なり。自根は第十一なり。若し[九八]未知根を成ずれば、定んで十三を成就す。謂はく、身、命、意、四受と、憂を除く、信等の五根と及び未知根となり。漸命終の位には傳說す。深心に生死を厭ふが故

【八〇】 出世道(Lokuttaramagga 巴)とは、無漏道のこと、これは重觀無漏と稱して、先に見惑を斷じて初果を得し、次に重ねて無漏智を起して屢四諦の理を觀じ、修惑を斷ずるなり。

【八一】 倍離欲貪(Bhūyo-vītarāga)とは、更に餘の行相(六行觀)を以て、欲貪を離れたりとの義にて、この倍離欲の人は、見道に入るや、第十五道類智忍より、初果に入ることなく、直に第二果に進むを以て超越證といふなり。

【八二】 全離欲貪(Sakala-vītarāga)とは、凡夫の位に有漏の六行觀を以て、欲界九品の修惑を全べて斷盡せるものなり。

【八三】 發智論一五(大・二六594 c)に出づ。

【八四】 數數退し云云。無學位に退ありや、否やに就ては、部派內に異論のあることなれど、有部に於ては退ありと立つるものなり。從つて又無學位をとり戻すこともあり得るわけにて、無學位三度退墮して、三度取り戻す時、その際一度は第三定の樂根により、一度は初定の喜根により、一度未至定等の捨根に依りて取り戻すとせば、これを總じて數ふる時、十一根得となるわ

り。[八一]倍離欲貪の超越證の者は、預流果の如く、九根に由りて得す。不還果を證するも、應に知るべし、亦爾なりと。總例は然りと雖も、而も差別有り。[八二]全離欲貪の超越證の者は、依地別なるが故に、三受は一に隨ふ。次第證の者は、若し第九の解脫道中に於て、根本地に入れば、世間道に依りては八根に由りて得す。喜を第八と爲す。出世道に依りては九根に由りて得す。已知の第九となり。若し阿羅漢も亦九根にて得す。[八三]發智論に違す。彼れに「幾くの根、阿羅漢を得るや」と問ひて、「十一なり」と答ふるが故に。三受は定んで倶時に起ること無きが故に、但だ九に由りて得す。十一根と言ふは、容有に依りて說けるなり。謂はく、一補特伽羅有り、無學の位從り、[八四]數數退し已りて、喜、樂、捨に由りて、數、復還得すること有る容し、[八五]不還果は、此れに同じき失有るに非ず。次第に樂根の得す容きこと無きが故に。超越は退失有る容きこと無きが故に。

第四節　根の成就に關する二十二根相互の關係

[八六]今應に思擇すべし。何れの根を成就せば、彼の諸の根の中の、幾くを定んで成就するかを、頌に曰く、

命、意、捨を成就すれば、　各定んで三を成就す。
若し樂、身を成就すれば、　各、定んで四を成就す。
眼等及び喜を成ずれば、　各、定んで五根を成ず。
若し九根を成就すれば、　彼れは定んで七を成就す。
若し女と、男と、憂と、　信等とを成ぜば、各、八を成ず。
二の無漏は十一なり。　初めの無漏は十三なり。

論じて曰く、命、意、捨の中、一を成就するに隨つて、彼れは定んで[八七]是くの如きの三根を成就

定をいふもの。故に此の全體の意は、聖道に於て、その聖果と、それが忍住なる向とは、未至定の攝なりとの意。

【七七】相應・倶有因云云。相應因は心と心所との法の必ず同時に相應じて生ずるをいひ、倶有因は二個以上の法の相依つて生ずるをいふ。相應因は此の倶有因の心心所の場合を特に述べしものなり。これに依つて知らるるが如く、離繫と無間道と解脫道との關係は、離繫が無間道に於て行ぜられると同時に、解脫道として、その離繫の果を得することは、心と心所との關係に同じきを以てかくいふ。

【七八】九地とは未至・中間・四根本・下三無色の九地なり。初定・二定によるものは、喜愛と樂愛と相應し、第三定によるものは、未至又は下三無色によるものは捨受と相應するが故なり。

【七九】世間道の次第證の場合とは、世間道とは、有漏の六行觀とて、下地は麁・苦・障なり。上地は靜・妙・離なりと觀じて、欲界修惑の前六品を斷ずるをいふ。この世間道には、無漏なきを以て、無漏・除いて七根のみあるなり。次第證とは、初果より順次に進むもののことなり。

若し三界に在りて、善心にして死する時は、一切の位中、數各五を増す。善心は必ず信等の根を具するが故に。謂はく、無色に於ては增して八根に至り、乃至欲界の漸終は九に至る。

第三節　二十二根と四果

[七二]今復、應に思ふべし。幾くの根が能く何れの沙門果を得するや。沙門果は非根も亦得すと雖も、此れは根を辯ずるが故に、但だ諸根を問ふ。頌に曰く、

　九は邊の二果を得す。　七と八と九とは中の二なり。
　十一は阿羅漢なり。　一の容有に依りて說く。

論じて曰く、「邊」とは謂はく、[七三]預流と阿羅漢果なり。「中」とは謂はく、[七四]一來と、及び[七五]不還果となり。且らく預流果は九根に由りて得す。謂はく、意と捨と、信等と、初めの二無漏根なり。

[七六]此の果と向とは未至地の攝なり。故に唯、捨有り。云何が此れ、已知根に由りて得るや。離繫得と、解脫道と倶時に起るが故に。

解脫道は沙門果に於て、同類因に非ずと雖も、而も是れ[七七]相應・倶有因なるが故に、(彼の果を)得すと名く、失無し。或は已知根も亦同類因と爲りて、能く預流果を得す。謂はく、轉依の時、阿羅漢の如き、容有の說に就て、亦過有ること無し。

阿羅漢果も亦九根にて得す。謂はく、意と信等と、後の二無漏と、樂、喜、捨の中の一種を隨取するとなり。此の果と及び向とは、[七八]九地の攝に通ずるが故に。三受に於て其の一を隨取するなり。

中間の二果は、一一皆七と、八と、九の得に通ず。世、出世の道の次第と、超越との證の差別の故に。且らく一來果の次第證の者は、[七九]世間道に依りては、七根に由りて得す。謂はく、意と及び捨と、信等の五根なり。[八〇]出世道に依りては、八根に由りて得す。謂はく、即ち前の七と及び已知根な

【七二】此の段に於ては、二十二根と四果との關係を論ぜしもの。即ち幾くの根を用ひて、沙門果の何れを得するやを明かせるものなり。

【七三】預流。(Srotāpatti, Srotāpatti) とは聖者の初位にして、凡夫位をすてて聖道の流に預れる位なり。

【七四】一來(Sakṛdāgāmi, Sakṛdāgāmi)とは欲界九品の修惑中、前六品を斷じて、尙三品を殘し、その三品の力によりて、尙一度欲界に生を受けざるべからざる位をいふ。

【七五】不還。(Anāgāmi)とは欲界九品の修惑を斷盡して、再び欲界に還生せざる聖者位をいふ。

【七六】此の果と向と云云。此の果と向の此の二は、勿論預流のことなるが、これらが未至地の攝なりとは、未至地とは未至定を得たる地をいふものなるが、未至定とは初禪の近分

すべし。

[六九] 異熟根の最初の得を說き已れり。當に最後に滅する所の、諸根を說くべし。何れの界に死する時、幾くの根、後に滅するや。頌に曰く、

第二節　三界死位の終滅根

正しく死するとき、諸の根を滅すること、　無色は三なり、色は八なり。
欲の頓は、十と九と八となり。　漸は四なり、善は五を增す。

論じて曰く、且らく染汚、及び無記心の正しく命終の時の根の滅の多少を說かん。謂はく、無色界にて將に命終せんとする時、命、意、捨の三、最後に滅す。無色は唯、捨受のみ有りて、餘は非ざるなり。又無色の言は、彼の有色を遮す。有餘師の說かく、「彼れは有色の故に。若し實物の命根有りと說かずんば、何の異熟の斷ずるを、無色の死と名くるや」と。若し異熟の四蘊斷ずるが故に、彼れを死と名くと言はゞ、善、染汚の心現在前する位を、應に亦、死と名くべし。若し彼の地の所受の異熟、猶、未だ盡きずと言はゞ、如何ぞ受けずして、而も盡くる期有らんや。善、染汚の心、現在前する位に、當に彼れ何の業異熟を受くと言ふべきや。現前せざるを名けて受くと爲す可きに非ず。餘は廣く決擇すること、[七〇] 順正理の如し。

色界に死する時には、八根後に滅す。謂はく、眼等の五、及び前三根となり。[七一] 化生の生死には、根の缺くること無きが故に。

欲に頓死する時、十と九と八と滅し、二形は十を滅す。謂はく、女、男根と及び前說の八なり。一形は九を滅す。無形は八を滅す。

若し漸死する時は、身、命、意、捨の四根後に滅す。此の四は必ず前後に滅する義無し。

【六九】此の段に於て、三界の死位に於て、終滅する根に就て論ず。

【七〇】順正理論九。

【七一】化生云云。これは色界に生るるは、胎・卵・濕の何れにもあらず、化生なるが故にかくいふなり。

[六四]已に諸門の義類の差別を說きたり。當に初得の異熟の諸根を說くべし。幾くの異熟根の、何れの界に初めて得るや。須く初め異熟根を得る者を問ふべし。無染心の能く續生するを遮するが故に。頌に曰く、

欲の胎、卵、濕、生は、　初めに二の異熟を得す。
化生は六、七、八なり。　色は六なり、上は唯、命なり。

論じて曰く、欲の[六五]胎と、卵と、濕との生は、初めの受生の位には、唯、身と命との二の異熟の根を得す。胎、卵、濕を擧げて、化生を除くことを顯はす。化生の色根は、漸く起ること無きが故なり。此れは異熟を辯ぜるなり。意と捨との時を說かざるは、彼れ定んで染にして、異熟に非ざるが故なり。爾の時亦、信等の諸根を得するも、異熟に非ざるが故に、此の中に說かず。此れ化に因りて說く。三生、羯刺藍の位を辯ぜざるは、色等の異熟生の法を得ると雖も、而も體、根に非ざるが故に、此に說かざるなり。

化生の初位には、六と七と八とを得す。無形は六を得す。[六六]劫初の時の如し。六とは謂はく、眼、耳、鼻、舌、身、命なり。[六七]一形は七を得す。諸天等の如し。二形は八を得す。惡趣には二形の化生有る容し。

[六八]色の初めは六を得す。欲の化生の、無形者の如く說く。「上は唯、命」とは謂はく、無色界は定と生と俱に勝るゝが故に、名けて上と爲す。彼れの初めは唯、異熟の命根を得す。此れに由りて證知す、命根は實有なりと。此れ若し非有ならば、何の根を得るが爲めに、無色に生ずと名くるや。善、染汚を業果の生と名くるに非ず。未だ彼の生の現起す容きを受けざるが故に。又異熟の心は續生の理無し。唯、染心能く續生すと許すが故に。過去、未來は有に非ずと論ずれば、爾の時三世の異熟は、皆、無なり。(異熟已に無ならば)、生、何に依りてか說かんや。應に實に命を彼の生の依と許

【六四】此の段よりは、二十二根と得との關係を辨ず。その中先づ最初に三界初生位の初得根を述ぶ。

【六五】胎と云云。胎とは胎生(Jalābuja-yoni)の義にして、胎藏より生ずるものあり、卵とは卵生(Aṇḍaja-yoni)の義にして、卵殼より生ずるもの、濕は濕生(Saṃsedaja-yoni)の義にして、濕氣より生ずるもの、化は化生(Opapātika-yoni)の義にして、托する所なくして、頓に生ずるもののことなり。

【六六】劫初云云。世界の最初の有情には、男女なく、六根頓得なりとの定說なり。

【六七】一形とは男女の一根あるもの。

【六八】色とは色界のこと。

憂根を除くは、彼の處、怨憎の相有ること無きが故に。又[六一]奢摩他の相續と潤すが故に。有るが說かく、「色界は離欲智を具す。憂は是れ無知の等流果なるが故に」と。

無色は前の如く、三無漏、女、男、憂、苦を除く。幷に喜、樂、及び五色根を除く。准じて餘の八根の無色界繫に通ずるを知る。

第六節　三斷門

[六二]是くの如く已に、欲界繫等を說きたり。二十二根の中、幾か見所斷、幾か修所斷、幾か非所斷なりや。頌に曰く、

　意と三受とは三に通ず。　憂は見と修との所斷なり。
　九は唯修所斷なり。　五は修と非となり。三は非なり。

論じて曰く、意、喜、樂、捨は、一一、三に通ず。憂根は唯、見修所斷に通ず。無漏に非るが故に。七色と、命と、苦とは唯、修所斷なり。有色、無染、非六生なるが故に。無漏に非さるが故に。信等の五根は或は修所斷、或は非所斷なり。善有漏、及び無漏に通ずるか故に。最後の三根は唯、非所斷なり。皆是れ無漏、無過の法なるが故に。然るに契經に言ふが如し。『應に知るべし、聖道は猶し、船筏の如し。法尙應に斷ずべし。何に況んや、非法をや』と。此れ見修二道の所斷に非ず。[六三]無餘依涅槃界に入る位に捨するが故に。斷と名く。

第三章　二十二根と得

第一節　三界初生位の初得根

【六一】奢摩他(Śamatha)とは、禪定を名の一、止。寂靜等と譯す。心を攝して緣に住し、散亂をはなるるなり。

【六二】此の段よりは諸門分別の第六、三斷門分別なり。錫蘭上座部の說によれば、眼等の五、女男の二、命の一、樂・苦・喜・捨の四、三無漏根の三、合して十五根は非所斷にして、憂根は見所斷にして、且つ修所斷なること、本論に同じく、信等の五根と、意根との六根は三斷に通ずと說く。

【六三】無餘依涅槃(Anupadhiśeṣanirvāṇa)依とは苦の所依たる身體なり。苦の依身を有せざるを無餘依涅槃といふ。

意と餘の受とは三種なり。　前の八は唯無記のみなり。

論じて曰く、信等の五根と、及び三無漏とは、一向に是れ善なり。憂根は唯、善、不善性に通ず。意と及び四受とは、皆三性に通ず。眼等の八根は唯是れ無記なり。

第五節　界繫門

[五四]是くの如く已に、善、不善等を説きたり。二十二根の中、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なるや。頌に曰く、

欲と色と無色界とは、　次での如く後の三と、
兼ねて女と、男と、憂と、苦と、　并に餘の色と、喜と、樂とを除く。

論じて曰く、欲界には後の三無漏根を除く。彼の三根は唯[五五]不繫なるに由るが故に。准知するに、欲界繫には、餘の十九根有り。色界は前の如く三無漏根を除き、亦、男、女、憂、苦の四根を除く。准知するに十五根は亦色界繫に通ず。男、女を除くは、色界は已に婬欲の法を離るゝが故に。此れを除くは、因として受用須きこと無きが故なり。有るが説かく、「此の身は醜陋なるに由るが故に」と。此の説は然らず。[五六]陰藏隱密は、醜陋に非らざるが故に。然るに佛は、[五七]彼れを置いて、男品中に在りとす。[五八]契經に説くが如し。『[五九]處も無く、[六〇]容も無し。如身の梵と爲ること、處有り、容有り、男身の梵と爲ること』と。離欲威猛にして、男の用に似るが故に。大梵王を稱讃する言の有るが如し。

大梵は丈夫の如し。　得る所は皆已に得たり。
離欲の道、威猛なるが故に、　説いて丈夫と爲す。

苦根を除くは、色界の中、損害の事無きが故なり。苦は是れ損害の業の異熟なるが故に。有るが説かく、「彼の身は極めて淨妙なるが故に」と。

[五四] 此の段よりは諸門分別第五、界繫門を分別したるものなり。

[五五] 不繫(Apariyāpannā)。とは煩惱の繫縛をはなれたることにして、無漏界を意味す。

[五六] 陰藏隱密とは、陰藏は佛の陰莖のこと。佛の陰莖は腹中に藏して現見せざらしむれば、陰藏といふなり。隱密はれかくてあらはれざるをいふ。

[五七] 彼れとは色界の有情のこと。

[五八] 契經。中阿含二八瞿曇彌經のこと。

[五九] 處とは道理、ことわりの義。

[六〇] 容とは容有の義。即ち可能性の義。

路、及び[四九]工巧處、并に[五〇]能變化とは、其の所應に隨つて、亦異熟に非ず。餘は皆異熟なり。

[五一]是くの如く已に、是の異熟等を說けり。二十二根の中、幾か有異熟、幾か無異熟なるや。頌に曰く、

第三節　有異熟無異熟門

憂は定んで有異熟なり。　前の八と、後の三とは無なり。
意と餘の受と信等とは、　一一皆二に通ず。

論じて曰く、前の所說の憂根の如きは、當に知るべし、定んで有異熟なり。「定」の言の意は、唯、有にして無に非ざることを顯はす。非異熟因、無記、無漏を遮するが故に。

眼等の前の八と、及び最後の三との、此の十一根は、定んで無異熟なり。[五二]八は無記の故に。三は無漏の故に、餘は皆二に通ず。義准じて已に成ぜり。謂はく、意根と餘の四受と、信等の言は、精進等の四根を等取す。此の十は一一皆二類に通ず。

意と、樂と、喜と、捨とは、若し不善と、善との有漏ならば、有異熟にして、若し無記と無漏とならば、無異熟なり。苦根は若し善と、不善とならば、有異熟なり。若し無記なれば、無異熟なり。信等の五根は若し有漏なれば、有異熟なり。若し無漏なれば、無異熟なり。

第四節　三　性　門

[五三]是くの如く已に有異熟等を說きたり。二十二根の中、幾か善、幾か不善、幾か無記なるや。頌に曰く、

唯、善なるは後の八根なり。　憂は善と不善とに通ず。

容詞の譯にして、行住坐臥等の威儀に依つて表はる所の色・香・味・觸の積集を體と爲す。今は威儀の中に活動する意と受とをとる。

【四九】工巧處（Śailpasthāni-ka）。同じく工巧處に關するといふ形容詞にして、工巧に身語二工巧の別あり。細工物をなすこと等は、前者にして、歌唱等は後者なり。

【五〇】能變化（Nairmāṇika）とは、通力を以て種種の變化をなすことなり。

【五一】此の段は有異熟・無異熟門を分別す。有異熟とは、當來に異熟果を有するをいひ、當來に異熟果なきを無異熟と稱す。

【五二】八とは眼等の五、女男の二、及び命の一を合せる八をいふ。

【五三】此の段よりは、諸門分別の第四、三性門の分別を明せるものなり。錫蘭上座部說によれば、眼等の五と、女男の二、命の一と、已知・具知の二根を合せたる十根は無記にして、憂根は不善、未知當知は善、樂・苦・喜・捨の四根は善あり、無記あり、意と信等の五根の六根は三性に通ずとす。

命は唯、是れ異熟なり。　　　　　憂と及び後の八とは非なり。
色と意と餘の四受とは、　　　　　一一皆二に通ず。

論じて曰く、且らく分別無し。此の諸根の中、唯一の命根のみ、定んで是れ異熟なり。

附論　留捨壽行に就て

如何ぞ此の命、分別無かる可きや。定の果の命根は、異熟に非ざるが故に。是くの如きの命根も亦、是れ異熟なり。[四三]邊際定を得る應果の苾芻、[四四]僧衆の中、或は[四五]別人の所に於て、施思の果の故に。「諸の我が能く富の異熟を、感ずべき業は、願くは皆轉じて、壽の異熟果を招かん」との、聖の說く所なるが故に、

有るが說かく、「彼れは邊際定の力に由りて、前生の[四六]順不定受業を引取し、業所感の壽命を、現に受用せ令む」と。復、邊際定の力をして、前生の業の殘りの異熟果を、引か令めんと欲する有り。

憂根と及び、後の信等の八根とは、皆異熟に非ず。[四七]有記の性なるが故に。經に、業に順憂受なる者有りと說く。受と相應するに依りて、順と言ふに過無し。觸に順樂受等有りと言ふが如し。

何に緣りて定んで憂は、異熟に非ずと知るや。欲貪を離れたる者は、隨轉せざるが故に。異熟は然らず。故に異熟に非ず。如何が定んで欲貪を離れたる者は、憂、隨轉せずと知るや。憂は是れ無知の等流果なるが故に。阿羅漢等は一切の無知、皆已に斷ずるが故に。諸の怨憎の相、彼れに有ること無きが故に。諸の阿羅漢の欲貪を離れたる者は、已に欲界の諸の災患を斷ずるが故に。諸の怨憎の相の亦皆有ること無し。又彼れ相續して歡悅多きが故に。欲貪を離れたる者には、憂、隨轉せず。故に知る、憂根は異熟法を越ゆと。餘根は二に通ずるの義、准じて已に成ぜり。謂はく、七の色と、意根と、憂を除ける餘の四受との十二は、一一皆二類に通ず。七の有色根の、若し所長養のものは、則ち異熟に非ず。餘は皆異熟なり。意と及び四受は、若しは善と染汚なると、若しは[四八]威儀

【四一】　順正理論九。
【四二】　此の一段は第二に異熟、非異熟門を分別せしもの。錫蘭上座部は有部の分別と異り、眼等の五と女男の七根は非異熟、苦・樂・捨の三根は異熟、未知・具知の二根は異熟法位、已知根は異熟にして異熟法位、命と憂と意と喜と信等の五の九根は異熟と非異熟とに通ずとなす。(Vibhaṅga p. 125参照)。
【四三】　邊際定(Prāntakoṭika-dhyānaṁ)とは光師の釋に依れば、第四禪のことにして、諸定の上品なるが故に邊際と名くとなり。
【四四】　僧衆とは四人以上を正しく名けて僧と爲す。(婆沙論一一六(大・二七 602c「四人以上方名曰、僧三人不爾」と。
【四五】　別人とは、慈定無諍定等より起てる個人をいふ。
【四六】　順不定受業。その報果を受くる時の不定なる業をいふ。
【四七】　有記(Vyākṛtā, Vyākatā)は無記に對する語にして、記すべき性ありて無記に非ざることとなり。憂根は善・不善の性にして、信等の八根は唯、是れ善性なり。異熟は無記性なり。
【四八】　威儀路とは、威儀路に關するAiryāpathikaといふ形

第二章　二十二根の諸門分別

第一節　有漏無漏門

[三三]是くの如く已に、根の體の不同を釋せり。當に諸門の義類の差別を辯ずべし。此の二十二根の中、幾くか有漏、幾くか無漏なりや。頌に曰く、

唯、無漏なるは後の三のみ。　有色と命と憂と苦とは、
當に知るべし、唯、有漏なり。　二に通ずるは餘の九根なり。

論じて曰く、以前に說く所の、最後の三根は、體、唯、無漏なり。是れ無垢の義なり。垢と漏と名は異にして、體は同なり。[三四]七の有色根は、色蘊の攝なるが故に、名けて有色と爲す。此の有色根と、命と、及び憂と、苦とは、一向に有漏なり。「二に通ず」とは、卽ち前の所說の三無漏の攝なる意等の九根を名けて、無漏と爲す。餘の意等の九は、是れを有漏と名く。

[三五]有るが說かく、「信等も亦唯無漏なり」と。是れ理に應ぜず。[三六]世尊の言ふが如く、『我れ若し此の信等の五根に於て、未だ如實に是れ[三七]集、[三八]沒、[三九]味、[四〇]過患、出離と知らずんば、未だ此の天、人、世間を超ること能はず。乃至、廣說』と。無漏法は應に是くの如き次第の觀察を作すべきに非ず。又、『佛の未だ法輪を轉ぜざる時、先づ佛眼を以て、遍く世間を觀ずるに、諸の有情の類に、利、中、楧の諸根の差別有り』と。此れ廣く決擇すること、[四一]順正理の如し。

第二節　異熟非異熟門

[四二]是くの如く已に有漏・無漏を說けり。二十二根の中、幾か是れ異熟、幾か非異熟なりや。頌に曰く、

【三三】此の段より、以下諸根の諸門分別をなす。その中第一に有漏・無漏分別をなす。この分別門は錫蘭上座部のそれと全く同一なり。

【三四】七の有色根とは、眼・耳・鼻・舌・身・女・男根をいふ。

【三五】光・寶二師の釋によれば、化地部の說なりとす。蓋し、化地部にては、世間の信根なしと稱して、世間有漏の信等は、堅固ならぬ故に、信とはいひ得るも、信根とはいひ得ずと說く。大衆部說も爾なり。(異部宗輪論疏下參照)。

【三六】雜阿含二六。

【三七】集(Samudaya)とは因の義。

【三八】沒(Cyavana, Cavana)とは果の義。

【三九】味(Āsvāda, Assāda)とは味著すべき善き方面の義。

【四〇】過患(Ādīnava)とは過惡を招く惡しき方面の義。出離(Niḥsaraṇa, Nissaraṇa)。味と過患の兩方面を脫すること。

不悦の受に約して、行相の差別に、四受根を立てたり。言ふ所の「中の捨は、二の別無し」とは、中とは是れ非悦非不悦の義なり。即ち苦樂ならざるを說いて、捨根と名く。身心受の中、此れ定んで何の受なるや。應に此の受は身心に通じて在りと言ふべし。苦と樂とは何に緣りて、各〻分けて二と爲し、不苦不樂のみ唯一根を立るや。此れは身心に在りて、差別無きが故に。謂はく、心の苦樂は多分に躁動す。苦樂身に在れば、即ち安住と爲す。不苦不樂は身に在るも、心に在るも、行相に差無し。唯安住なるが故に。又心の苦樂は[二九]多く分別より生ず。身に在りては然らず。境の力に隨ふが故に。阿羅漢等も亦、是くの如きを生ず。捨は身心に在りて倶に分別無く、處中の行相にして任運にして起る。又苦樂受は身に在ると、心に在ると、怨に於けると、親に於けると、行相轉た異り、不苦不樂は身に在るも、心に在るも、中庸の境に於に、行相に異無し。是の故に苦樂を各分けて二と爲し、不苦不樂は唯、一根を立つるなり。

已に樂等の諸受の根の體を釋せり。三無漏根を今次に應に釋すべし。一一別に其の體を說く可からず。應に[三〇]三道に就き、[三一]九に依りて總立すべし。意、樂、喜、捨、信等の五根は、此の九、三道の中にて、即ち是の三無漏根なり。謂はく、見道に在りては意等の九法は、即ち是れ未知當知根の體なり。未だ知らざるを、當に知るべきの行相轉ずるが故に。若し修道に在りては、意等の九法は即ち是れ第二の已知根の體なり。餘の隨眠を斷除せんと欲する爲めの故に、已知の境に於て、數復、了知するなり。無學道に在りては、意等の九法は、即ち是れ第三の具知根の體なり。自ら已に知れりと知るが故に、名けて知と爲し、知を習ひて[三二]性を成ずるが故に。或は能く知を護るが故に、名けて具知と爲す。九根、相應して此の事を合成す。故に意等の八も亦、此の名を得。是くの如く根の名は二十二なりと雖も、而も諸根の體は但だ十七有り。女男の二根は、身根の攝なるが故に、三無漏根は九根に攝するが故に。

【二九】多く。定より生ずる苦樂と、異熟より生ずる苦樂とを除くが故なり。

【三〇】三道とは見・修・無學道の三。

【三一】九とは意と、樂と、喜と、捨と、信等の五根をいふ。

【三二】性とは具知の性のこと。

と名く。女男の二根は、身の一分に從つて、差別して立つ。命根の體は是れ不相應なるが故に、不相應中、時至つて當に辯ずべし。信等の體は、是れ心所法なるが故に、心所法中、時至つて當に辯ずべし。樂等の五受と、三無漏根とは、更に辯ずる處無きが故に、今應に釋すべし。頌に曰く、

身の悅ばしからざるを、苦と名く。　卽ち此の悅ばしきを樂と名く。
及び三定の心の悅なり。　餘處には此れを喜と名く。
心の悅ばしからざるを、憂と名く。　中は捨なり、二別無し。
見と修と無學道とに、　九に依りて三根を立つ。

論じて曰く、「身」とは謂はく、[二五]身受なり。色根に依るが故に。卽ち五識相應の受なり。「悅ばしからず」と言へるは、是れ損惱する義なり。五識に俱なる領觸受の內に於て、能く損惱する者を名けて、苦根と爲す。言ふ所の「悅」とは、是れ攝益の義なり。卽ち五識と俱なる領觸受の內に於て、能く攝益する者を名けて、樂根と爲す。初靜慮の中の[二六]三識と俱なる樂も亦、此の所攝なり。種類同じきが故に、第三靜慮の意識と俱なる受の、能く攝益する者も亦、樂根と名く。彼の地は更に餘の識身無きが故に。卽ち意と俱なる悅を立てゝ、樂根と爲す。意識俱生の悅受に二有りて、第三定に在ると、說いて名けて樂と爲す。此の地の中、[二七]喜貪を離るゝに由るが故に。第三定を除ける[二八]下の三地の中、說いて喜根と名く。喜貪有るが故に。此の二心の悅は攝益の義同じ。行相は何の殊りありて、分けて喜、樂と爲すや。行相轉た、差別有るに由るが故に。若しは心の悅有りて、安靜に行轉するを名けて、樂根と爲し、若しは心の悅有りて、麁動に行轉するを名けて喜根と爲す。或は復、樂根の攝益は、力勝なるも、喜根の攝益は則ち是くの如くならず。此れに由りて第三靜慮地の樂は、諸聖說いて耽著せらるゝ處と爲す。

意識と俱に能く損惱する受は、是れ心の悅ばざるものなれば、名けて憂根と曰ふ。已に身心の悅、

【二五】　身受(Kāya-vedanā)の身は、身根の身にはあらずして、積集の義を意味する廣義のものなり。卽ち眼等の五は極微の積集を自性とする故に身と名く。依つて身受とは肉思とでもいふべきもの。

【二六】　三識とは、眼・耳・身の三識なり。色界には鼻・舌の二根なければ、その二識はあらず。

【二七】　喜貪(Priti-rāga, Prīti-rāga)。とは喜に味著することなり。此の味著によりて心麁動す。

【二八】　下の三地とは、欲界・初禪・二禪のこと。

此れは卽ち是れ舌なり。若し爾らば則ち應に、尋伺等の法と、及び能く語業を引起する諸風も亦、立てゝ根と爲すべし。能し語を發するが故に、謂はく、尋伺等は脣、齒、腭、咽喉等の緣に依りて、言音を發起す。但だ舌に依るに非ず。異因無きが故に。又尋伺等は、言音を發することに於て、是れ勝因なるが故に、又、諸の手、腕、管弦、息等は、皆能く因と爲りて、言音を發するが故に。應に唯、舌のみを立てゝ語根と爲すべからず。若し「色を了するも亦、言に由るが故に、應に獨り眼を立てゝ、根と爲すべからず」と謂はゞ、理、必ず然らず。諸の生盲人は、色を說くを聞くと雖も、青等の差別相を了せざるが故に。手は執取に於て、應に根と名くべからず。口等も亦能く物を執取するが故に。足は行動に於て、應に根と名くべからず。蛇、魚等の類は、足に由らずして、行動有るが故に。大便を出す處は、能棄捨に於て、應に根と名くべからず。口等も亦能く棄捨有るが故に。雜亂の失とは、彼の所立の根は、應に雜亂を成ずべし。口は能く執取し、及び棄捨するが故に。手足は倶に執と行との用有るが故に。是くの如き等の雜亂の過失有り。太過失とは、彼の所立の根は應に限量無かるべし。若し舌根の異と、語根の異とは、應に鼻根と、鼻根の異と許すべし。舌の能く語り、鼻の通息するが如きが故に。若し此れが彼れに於て、少しく作用有れば、卽ち立てゝ根と爲す。是れ則ち咽喉、齒、脣、肚等は、諸の呑、嚼、攝持等の事に於て、增上有るが故に、應に立てゝ根と爲すべし。或は一切の因は、自果を生ずることに於て、皆增上あるが故に、應に並に根と立つべし。故に迦比羅は、童子の戲れの如し。應に彼の語具等を根と許すべからず。

第三節　諸根の說明

[二四] 已に根の義と及び建立の因とを說きたり。當に諸根の一一の自體を說くべし。此の中、眼等、乃至男根は、前に此の品中、已に其の相を辯じたり。謂はく、復の識の依の五種の淨色を、眼等の根

【二四】此の段は諸根の一一の自體を說明せしもの。

の事は、應に根を立つべからず。許す所の根には、是くの如きの相有るに由る。頌に曰く、

[一九] 心の所依と、此れが別と、　此れが住と、此れが雜染と、
此れが資糧と、此れが淨と、　此の量に由りて根を立つ。

論じて曰く、心の所依とは、眼等の六根にして、此の內の六處は、是れ有情の本なればなり。此の相の差別は男女の根に由る。復、命根に由りて此の一期住し、此れが雜染を成ずるは、五受根に由る。此れが淨の資糧たるは、信等の五に由り、此れが清淨と成るは、後の三根に由る。此れに由りて根を立つること、皆究竟せり。應に更に想等を立てゝ根と爲すべからず。諸の煩惱の中、愛の過、最も重きが故に、唯受のみを立て、彼れが與めに根と爲す。愛の過重しとは、契經に、『愛は六處の與めに生因に爲る』と說くを以ての故なり。又想は見煩惱の生因に非ず。[二〇]餘因は顚倒の見を發生し、已りて妄りに分別す。想は持して、相續して正對治を離れ令む。斷壞す可からざるが故に、此の想彼れが與めに因と爲ると說く。受を愛の因と爲す。俱に[二一]二種に通ず。受は過重の煩惱の因と爲るが故に。[二二]二因に通ずるが故に、獨り立てゝ根と爲す。

有餘師の言く、「想は餘法の與めに、映奪せらるゝが故に。立てゝ根と爲さず。謂はく、諸の善想は、正慧映奪し、諸の染汚の想は、顚倒映奪す。增上に非ざるが故に、立てゝ根と爲さず」と。又諸の煩惱も亦、增上に非ず。受は其の中に於て、增上を成ずるが故に。唯、受のみ彼れに於て、立てゝ根と爲す可し。或は善品を損し、樂果の事を壞するは、下劣、鄙穢なり。如何が根を立てんや。根は是れ世間增上の法なるが故に。又諸法に於て涅槃は、勝なりと雖も、諸根を滅するが故に、立てゝ根と爲さず。諸瓶を破し、瓶に非ざる體を破するが如し。又語具等も亦、根と名けず。不定雜亂にして、太過失の故に。

[二三] 不定の失とは、何等の語具を立てゝ、語根と爲すや。能く言音を發するを、名けて語具と爲す。

【一九】此の頌に根を立つるに就て、重要なる六種の定量を說けるものにして、六種とは、
一、心の所依―卽ち有情を成ずる根本となるもの(六根)。
二、別―卽ち有情の相を差別すること。(女男根)。
三、住―有情を一期住せしむること。(命根)。
四、雜染―有情をして、雜染を成ぜしむること。(五受根)。
五、資糧―有情をして、無漏清淨たらしむる資糧となるもの(信等の五根)。
六、淨―有情をして無漏清淨たらしむるもの(三無漏根)。

【二〇】餘因。想以外の他の心所の他のために因となる意なり。

【二一】二種。愛の因となり、見の因となること。

【二二】愛の因と、見の因とのこと。

【二三】此の段は數論の所謂五作根を破す。

し、母胎の中に入らされば、精血は羯羅藍を成ずることを得るや、不や。不なり。世尊。乃至廣說』と。自在に隨行すとは、契經に言ふが如し。

心は能く世間を導き、　心は能く遍く攝受す。
是くの如く心の一法に、　皆自在に隨行す。

有るが說かく、「意根は染淨の品に於て、增上の力有り。故に「於二」と言ふ。契經に言ふが如し。『心雜染なるが故に、有情雜染なり。心清淨なるが故に、有情清淨なり』」と。樂等の五受と、信等の八根とは、染淨の中に於て、增上の力有り。謂はく、樂等の五の染に於て增上とは、[一三]貪等の隨眠の所依事なるが故なり。有るが說かく、「此れは染淨の二品に於て、俱に增上有り、說いて「出離の依に耽嗜す」と爲すが故に。[一四]『樂の故に心定まり、[一五]苦も信の依と爲す。六は出離の喜と及び憂と捨とに依る』と、契經に說くが故に」と。信等の八根の淨に於て增上とは、契經に說くが如し。『我が聖弟子は信の[一六]牆塹を具へ、勤の勢力を具へ、念の防衞を具へ、心定まりて解脫す。慧を刀劍と爲す。乃至、廣說』と。此の中、卽ち後の三根を攝するが故に。彼れは淨品に於て、定んで增上有り。

第二節　根の立て方に對する疑問と、其根本的要件

[一七]若し增上の故に、立てゝ根と爲さば、愛見品の諸の煩惱の中に於て、受、想の二法は增上の用有れば、想も應に受の如く、亦立てゝ根と爲すべし。又、諸の煩惱も能く、善品等を損壞する中に於て、增上の用有り。應に根の體を成ずべし。又最勝の故に諸根を建立せば、一切法の中、涅槃は最勝なり。何に緣りて涅槃を立てゝ根と爲さゞるや。又[一八]迦比羅の語、手、足、及び大便處を具するも亦、立てゝ根と爲す。語と、執と、行と、及び能棄捨とに於て、增上有るが故に。是くの如き等

【一三】貪等とは、貪隨眠は喜樂受に隨順し、瞋隨眠は憂苦受に隨順し、癡隨眠は捨受隨順して、各隨增增上するなり。
【一四】樂の故にとは、心身安樂になれば、心も三昧と相應して定を得るの意なり。この文は中阿含十何義經に出づ。
【一五】苦を云云とは、增一阿含二三に出づる文にして、生死の苦を厭ふ心が根本となりて、涅槃の大樂を欲求し、信を起す故にかくいふ。
【一六】牆塹。信を身を守り、家を守る牆と塹に喩ふるなり。
【一七】此の段は根の立てかたに關する疑問と、其の根本的要件とに就て論ぜしものなり。
【一八】迦比羅(Kapila)。は數論派の祖にして、二十五諦義を立てし人。この迦比羅の語具等は、數論の十一根中の五作根といはるるものなり。
卽ち
語具(Vāc)——語。
手(Pāṇi)——執。
足(Pāda)——行。
大便處(Pāyu)——能棄捨。
小便處(Upastha)——樂。
の五は、その下の語等に於て、增上の功能あるが故に、等しく根となすべしとの義なり。

多聞にして無義を捨し、　多聞にして涅槃を得。
身は食に由りて住し、　命は食に託して存す。
食し已つて、心をして、　適悅、安泰なら令む。

と。生識等とは、謂はく、五識及び、相應の法を發す。所依の根に隨つて、明昧有るが故に。不共事とは、謂はく、自境を取るなり。見、聞、臭、嘗、覺は別の境なるが故に。有るが說かく、「眼・耳は能く生身と法身とを守護することに於て、其の次第の如く、增上の用有り。前の二の伽他は、即ち此の證を爲す」と。有るが說かく、「眼・耳は倶に能く生・法の二身を守護す。善士に親近し、正法を聽聞するに、眼・耳の各、一の增上を爲すが故に」と。

女、男、命、意は各、二事に於て增上の用有り。且らく女、男の根の二の增上とは、一は有情意、二は分別異なり。有情異とは劫初の有情より、形類皆等しく、二根生じ已りて、便ち女男の形類の差別有り。分別異とは、進止、言音、乳房、髻等の安布差別あり。有るが說かく、「勇怯の差別有るが故に、有情異と名け、衣服、莊嚴に差別有るが故に分別異と名く」と。[四]有るが說かく、「此れは染淨の二品に於て、增上力有り。故に言ふ、二に於て[五]不律儀を受け、[六]無間業を起し、善根を斷ずるが故に、染品に於て、增上力有りと名け、能く律儀を受け、道に入り、果を得、及び欲を離るゝが故に、淨品に於て、增上力有りと名く。[七]半擇迦等には、是くの如き事無し」と。命根の二に於て增上有りとは、謂はく、命に由るが故に、諸根と及び根の差別を施設す。此れ有れば、彼れ有り。此れ無ければ、彼れ無きに由るが故に。或は[八]衆同分に於て、[九]能く續し、及び[一〇]能く持す。無色界に於て要らず命根有りて、方に所生の處の決定有るが故に。彼れ自地に善・染汚の心を起し、或は餘心を起す。命終に非ざるが故なり。意根の二に於て、增上有りとは、謂はく、能く[一一]後有を續くと、及び[一二]自在に隨行するとなり。能く後有を續くとは、世尊の阿難陀に告げて言ふが如し。『識、若

【四】此の說は女男の二根の隨一を具ふるものにあらざれば、極惡極善の業を造らずとの意。
【五】不律儀とは惡戒のこと。
【六】無間業とは無間に地獄に隨つる業のことなり。
【七】半擇迦(Paṇḍaka)。男根不具のものをいふ。
【八】衆同分(Nikāya sabhāga)とは、人間ならば人間の身、天ならば、天の身をいふ。
【九】能く續すとは、命根が能く衆同分を續かしむることにして、即ち中有の衆同分が、死有の衆同分に續くことを得せしむることなり。
【一〇】能く持すとは、命根がよく、それ以後の衆同分を持すること。
【一一】後有を續くとは、後有は中有と生有にして、意根は此の二有を續かしむるに增上の用ありとなり。
【一二】自在に隨行とは、心は鬼佛の何れを出すも、己の自由なる故に自在といひ、世間の法は、皆心につきて回はる故に隨行といふ。

卷の第五

〔辯差別品第三の一〕

第一章　根

第一節　根の意義

[一]是くの如く界に因りて、已に諸根を列せり。今此の中に於て、應に更に思擇すべし。世尊は何が故に、別して根の名を說くや。[二]内界の全に、及び法の一分に在りて、增上の義を以て、別して說いて根と爲す。彼彼の事中、增上を得るが故に。增上の義は諸法に皆有りと雖も、而も極めて增上なるを、方に根の名を立つ。誰を、誰に望めて、極めて增上と爲すや。頌に曰く、

[三]五根は四事に於てし、　四根は二種に於てす。
五と八とは染と淨との中に、　各別に增上たり。

論じて曰く、一切の根は總じて、一事に於て極めて增上と爲るに非ず。眼等の五根は、各四事に於て、增上の用有り。一は莊嚴身、二は導養身、三は生識等、四は不共事なり。莊嚴身とは、謂はく、五根の中、隨つて一根を闕くも、身は醜陋なるが故に。導養身とは、謂はく、見聞に因りて、險難を避くるが故に。及び段食に於て、能く受用するが故に。香、味、觸の三は、皆段食を成ず。頌有りて曰ふが如し。

譬へば明眼の人の、　能く現の險難を避くるが如く、
世の聰明有る者は、　能く當の苦惡を離れ、
多聞にして能く法を知り、　多聞にして能く罪を離れ、

【一】此の卷よりは、前卷末に述せる二十二根を更に分別せしものなり。根は梵語(Indriya)、因陀羅(Indra)に屬する、或は相應はしきといふ形容詞にして、轉じて力・威力といふ中性名詞となれるものなり。

【二】内界の全とは、内界の十二のこと。法の一分とは、命等の十一と、後の三の一分とのこと。

【三】順正理九に「傳說五於四」となる。

根・已知根・具知根なり。契經に六處の次第を建立するが故に、身根の後に、卽ち意根を說く。對法の諸師は義の次第に依りて、命根の後に於て、方に意根を說く。無(所)緣有(所)緣の次第なるが故に。諸門の分別、顯了し易きが故に。

故に五受根といふ。

【八三】　信等の五根とは、信根(Saddhā indriya)勤根(Viriya indriya)念根(Sati indriya)定根(Samādhi indriya)慧根(Paññā indriya)(巴)の五根にして、心王に隨從して起る心所法なり。この中信・勤は大善地法、他の三は大地法に攝せらるゝものなり。

【八四】　命根(Jīviti indriya)とは、生命の中心的存在にして、身を一期相續せしむる中心的な働きをもてるものなり。

【八五】　三無漏根とは、未知當知根(Anaññātaññassāmīti indriya)已知根(Aññā indriya)具知根(Aññātāvi indriya)(巴)の三根にして、未知當知根は見道位にある無漏智・已知根は修道位に於ける智、具知根は所作已辨の位に於ける智なり。

【八六】　自名の如くとは、眼等の五界。

【八七】　女根(Itthi indriya)(巴)とは女の生殖器をいふ。

【八八】　男根(Purisa indriya)(巴)男の生殖器をいふ。

り。謂はく、諸の聖者は、若しは退、不退、皆上の染汚を緣ずる分別する無し。異地の遍行は皆已に斷じたるが故に。見道の功德は必ず退すること無きが故に。此の方隅に由り、例して應に、耳、聲を聞く等と、識と、及び分別とを推究すべし。

第二十三節　識所識等の三門

[七九]傍論已に周し。應に正論を辯ずべし。今當に思擇すべし。十八界の中、唯六識の內の、幾くの識の所識なるや。幾か常にして、幾か無常なるや。幾か根にして、幾か非根なるや。頌に曰く、

五の外は、二が所識なり。　常は法界の無爲なり。
法の一分は是れ根なり。　幷に內界の十二なり。

論じて曰く、十八界の中、色等の五界は、其の次第の如く、眼等の五識の、各一の所識なり。又總じて皆、是れ意識の所識なり。是くの如く五界は各、六識の中の二識の所識なり。此れに由りて准知するに、餘の十三界は一切、唯是れ意識の所識なり。五識身の所緣の境に非ざるが故なり。

十八界の中、一界として全て是れ常なる者有ること無し。唯、法の一分の[八〇]無爲のみ、是れ常なり。義准ずるに無常は、法の餘と、餘の界となり。

十八界の中、法界の一分と、幷に內の十二は、是れ根なり。餘に非らず。[八一]謂はく、[八二]五受根、[八三]信等の五根、及び[八四]命根の全と、[八五]三無漏根に各一分あり。是れ法界の所攝なり。眼等の五根は、[八六]自名の如く攝す。[八七]女根と[八八]男根とは卽ち是れ、身界の一分の所攝なり。後に當に辯ずべきが如し。意根は是れ七心界に通じて攝す。後の三の一分は、意と意識との攝なり。義准ずるに、所餘の色等の五界と、法界の一分とは、皆體は根に非ず。二十二根は契經に說くが如し。所謂、眼根・耳根・鼻根・舌根・身根・意根・女根・男根・命根・樂根・苦根・喜根・憂根・捨根・信根・勤根・念根・定根・慧根・未知當知根

【七九】此の段よりは、前卷に引きつぎて十八界の分別門にして、第一に識と所識との分別、第二に常と無常、第三には根と非根とを分別せしものなり。

【八〇】無爲は三無爲なり。卽ち虛空・擇滅・非擇滅の三なり。

【八一】謂く、以下少分ありまでが法界の攝なるが、一分とは意根が法界より除かれざるべからざればなり。

【八二】五受根とは、樂根(Sukha indriya) 苦根(Dukkha indriya) 喜根(Somanassa indriya) 憂根(Domanassa indriya) 捨根(Upekha indriya)の五根なり。受の心所なるが

初靜慮の眼を以て、欲界の色を見る時、此の色は唯、是れ無覆無記のみにして、眼識の所識なり。此に於て復、欲界の分別を起す。前の如く應に知るべし。此に於て復、初靜慮地の二種の分別を起す。謂はく、染汚を除く。初靜慮の眼を以て、彼の地の色を見る時、此の色は是れ唯、無覆無記にして眼識の所識なり。此に於て復、欲界の分別を起す。若し退法者は則ち二種有り。謂はく、無覆を除く。不退法者は則ち唯、善のみ有り。此に於て復、初靜慮地の三種の分別を起す。已に初定の貪を離れたるも、未だ二定の貪を離れず。二靜慮の眼を以て、欲界の色を見る時、此の色は唯、是れ無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復、欲界の分別を起す。若し退法者は三種を具有す。不退法者は唯、二種有り。謂はく、染汚を除く、此に於て復、初定の分別を起す。若し退法者は則ち二種有り、謂はく、染汚を除く。不退法者は則ち唯、善のみ有り。此に於て復、二靜慮地の二種の分別を起す。謂はく、染汚を除く。二靜慮の眼を以て、初定の色を見る時、此の色は唯、是れ無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復、欲界の分別を起す。若し退法者は則ち二種有り、謂はく、無覆を除く。不退法者は則ち唯、是れ善なり。此に於て復、初定の分別を起す。若し退法者は三種を具有す。不退法者は則ち唯、是れ善なり。此に於て復、二靜慮地の二種の分別を起す。謂はく、染汚を除く。二靜慮の眼を以て、二定の色を見る時、此の色は唯、是れ無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復、欲界の分別を起す。若し退法者は則ち二種有り。謂はく、無覆を除く。不退法者は則ち唯、善有のみ。初靜慮地の所起の分別も、應に知るべし、亦爾なり。此に於て復二靜慮地の三種の分別を起す。此の所說に隨つて、理趣を別釋せん。已に二定の貪を離れたるも、未だ三定の貪を離れず。已に三定の貪を離れたるも、未だ四定の貪を離れず。已に四定の貪を離れたり、皆應に理の如く、一一思擇すべし。說の如く、異生の欲界に生在し、是くの如く四靜慮の中に生在し、及び諸の聖者の五地に生在するも、其の所應に隨つて、亦當に廣說すべし。然も差別有

若し欲界の眼、欲界の色を見、或は色界の眼、二界の色を見る。爾の時、彼の色は、幾種の眼識の所識と爲す可きや。此に於て復、幾種の分別を起すや。宗に於て迷亂せざら令めんが爲めの故に、先づ總料簡し、後、當に別釋すべし。應に知るべし、此の中且らく、[七七]計度と、及び不定隨念分別とを揀ぜん。諸地に遍きが故に、此の二種に約す。一切の眼識は皆無分別なり。又善分別は能く一切の地と、自と、上と、下との地を緣ず。染汚分別は自と上との地を緣ず。無記分別は自と下との地を緣ず。所生の地に隨つて、未だ彼の貪を離れざれば、具に此の地の[七八]三種分別有り。若し彼の貪を離るれば、唯、此の地の二種分別有り。謂はく、染汚を除く。餘地に生じて、初靜慮の善の眼識の、現在前すること有るに非らず。此れ必定して生に繫屬するに由るが故に。初靜慮に生ずるも亦餘地の眼根に依りて、善の眼識を起すことを得ず。餘地に生じて、能く餘地の無覆無記の分別を起し、現前するに非ず、此れも亦必定して生に繫屬するが故に。此の中、意は唯、一生の所起の分別を說くに非ず。若し一生を說かば、則ち上地に生ずれば、應に定んで、下地の分別有ること無かるべし。卽ち此の生の中、彼の三分別は、現在前することあるを得ると容すこと無きが故に。又上地の分別は、應に唯、善にして無記に非ざるべし。前に已に因を說けるが故に。餘生を通說すれば、皆具有することを得。已に總料簡せり。次に當に別釋すべし。

斷善根の者は、眼、色を見る時、此の色は染汚と、無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復、三種の分別を起す。謂はく、善と、染汚と、無覆無記となり。善根を斷ぜざるも、未だ貪を離れざる者は、眼、色を見る時、此の色は三種にして、眼識の所識なり。此に於て復、三種の分別を起す。若し諸の異生の欲界に生在し、已に欲界の貪を離れたるも、未だ初定の貪を離れず、欲界の眼を以て、諸色を見る時、此の色は是れ善と、無覆無記にして、眼識の所識なり。此に於て復、欲界の分別を起す。若し退法者は三種を具有す。不退法者は唯、二種有るのみ。謂はく、染汚を除く。

【七七】計度と不定隨念分別。自性・計度・隨念の三種分別、分中、自性を除きし他の二分別、隨念の中、散の意識の隨念分別をいふ。

【七八】三種分別とは、善分別。染汚分別、無記分別の三なり。

眼の如く釋すべし。

鼻・舌・身の三は、總じては皆、自地なり。多分同じきが故に。香、味の二識は、唯欲界のみの故に。鼻、舌は唯、至の境界を取るが故に。中に於て別なるは謂はく、身と觸とは其の地必ず同じきなり。至の境を取るが故に。識を觸と身とに望むるに、或は自、或は下なり。自とは謂はく、若し欲界、初定に生ずるなり。[七五]上三定に生ずるは、之を謂ひて下と爲す。

應に知るべし、意界は四事不定なり。謂はく、意界は有る時は身と、識と、法と、同じく一地に有り。有る時は上と下となり。身は唯五地なり。[七六]三は一切に通ず。唯、五地に生じて、自の意、自の識、自地の法を緣ずるを、意、三と同じく一地に在りと名く。意界は有る時は上地に在りとは、謂はく、定に遊ぶ時なり。若し欲界に生ぜば、即ち此れ初靜慮從り無間に、欲界の識を起し、欲界の法を了す。意は上地に屬し、三は下地に屬す。或は二、三、四靜慮等の無間に、初、二、三の靜慮等の地の識を起し、初、二、三靜慮等の地の法を了す。意は上地に屬し、三は下地に屬す。是くの如く若し初靜慮等に生ぜば、上從り下を起すこと、理の如く、應に知るべし。受生の時に於ては上地の意の、下地の身に依ること無し。必ず下地は身根の滅せずして、上生を受くること無きが故に。又定んで異地の心に住して、命終すること有ること無きが故に。是くの如く應に知るべし。下地の意、上地の身に依り、上地の意に依りて、下地の身を受くること無し。則ち理に違せず。謂はく、上地の意界從り、無間に欲色界に於て、初めて結生する時、意は上地に屬し、身と識は下地、彼の所了の法は、或は自地、或は上地、或は不繫なりと。是くの如く應に知るべし、下地の意に依りて、上地の身を受くるも亦、理に違せず。定に遊ぶ時に於て、下地の意、上地の身に依ること有るも亦、理に違せず。謂はく、上地に生じて、先づ下地の識と、身と、化心とを起す。是くの如きの識法も亦、應に廣說すべし。復、應に思擇すべし。

【七五】上三定に生じて、初禪の身識を借り、上地の觸境を覺する時は、身識は觸境身根より下。

【七六】三とは意根・意識・法境なり。此の三は三界九地に通ず。

とは初定なり。二定の色を見れば、身は欲界に屬し、眼と色とは二定にして、識と初定に屬す。是くの如く若し三、四靜慮地の眼を以て、下地の色、或は自地の色を見れば。理の如く應に知るべし。是くの如く若し四靜慮地に生ずれば、四事に異有ること、理の如く應に思ふべし。[六九]餘界も亦、應に是くの如く分別すべし。今、當に略して此の決定の相を辯ずべし。頌に曰く、

眼は身より下ならず。　色と識とは眼より上なるに非ず。
色は識に於て一切なり。　二を身に於てするも亦然り。
眼の如く耳も亦然り。　次の三は皆自地なり。
身識は自と下地なり。　意は不定なること、應に知るべし。

論じて曰く、身と眼と色との三は、皆五地に通ず。謂はく、欲界と四靜慮との中に在り。眼識は唯、欲界と初定とにのみ在り。此の中の眼根は、身の生ずる地に望めて、或は[七〇]等、或は[七一]上にして、終に下に居せず。[七二]色と識とを眼に望むるに、等と下にして上に非ず。下地の眼根は麁色を串見し、上の細色に於ては、見の功能無し。又下の眼根は、勝用有ること無し。上地は自ら殊勝の眼根を有す。下地の中に於て、自ら眼識有り、故に下地の根は、上の識の依に非らず。[七三]色を識に望むるに、等と上と下とに通ず。色と識とを身に於てするも、色の識に於けるが如し。謂はく、自地と、或は上、或は下に通ず。識を身に望むるに、自地に通ずとは、唯、欲界と初靜慮との中に生ずるなり。或は上地とは、唯、欲界に生ずるなり。或は下地とは、唯、二、三、四靜慮に生ずるなり。色を身に望むるに、自と下地とは、自と上との眼見なり。若し上地ならば、唯、上の眼見なり。又、自地の眼を以ては、唯、自と下との色を見るなり。若し上地の眼を以てせば、自と上と下との色を見るなり。廣く說かば耳界も應に知るべし。眼の如し、謂はく、耳は身より下ならず、聲と識とは耳より上なるに非ず。聲は識に於て一切なり。[七四]二は身に於けるも亦然り。其の所應に隨つて、廣く

【六九】　餘界とは眼界を除きし餘の耳・鼻・舌・身・意等の界なり。

【七〇】　等とは欲界の眼を以て欲界の色を見る時なり。

【七一】　上とは欲界に在りて、色界の天眼を得、以て色界の色を見る時なり。

【七二】　色識と眼根との關係の等とは、身は欲界に在りて、欲界の眼を以て、欲界の色をみる時、又下とは、二禪天の眼根を以て、初禪の色を見る時は、色識は初禪、眼は二禪に屬す。

【七三】　色對識の關係の等とは、欲界の眼識を以て欲界の色を見る時の如し、上とは二禪の天眼を得して、初禪の眼識を借り、二禪の色を見る時は、色は二禪、識は初禪に屬するが故に、色は識の上なり。下とは、初禪の眼識を以て、欲界の色境を了する時の如き、色は欲界、識は初禪の故に、色は識より下なり。

【七四】　二は聲・耳識なり。

意識の所依たる根の性に非ず。是の故に若し法、是れ識が所依、及び不共ならば、彼れに隨つて識を說く。色等は然らず。故に彼れに隨つて色等の識と說かず。[六五]鳴鼓の聲、及び[六六]麥芽等の如し。

又此の頌文は、復、餘義有り。「彼れ」とは謂はく、眼等の識の所隨なるが故に。「及び不共」とは、及び眼等は是れ不共なるに由るが故に。謂はく、一生の色、[六七]四生の眼識を發すこと有り。一生の眼根、二生の眼識を發すこと無し。況んや能く四生の識を發す者有らんや。是くの如く、界・趣・族の類の身の眼、各別に識を發す。故に不共と名く。廣說乃至、身も亦是くの如し。豈に餘生の意根も亦、餘生の意識を發さゞらんや。全く發さゞるに非ず。但だ俱時ならず。一生の意、一時に並に、二生の意識を發すこと無し。色等の如くなる可きが故に、是の言を作す。二無し、況んや四をや。是くの如く眼等は、識の所隨なるが故に、生・界・趣等、別に識を生ずるが故に、此の二因に由りて根に隨つて境に非ず。

第二十二節　附論第八、認識問題に關聯しての根境識身四の地的規定

[六八]身の所住に隨つて、眼、色を見る時、身と、眼と、色と、識と、地同と爲んや、不や。應に此の四、或は異、或は同と言ふべし。言ふ所の同とは、謂はく、欲界に生じて、自地の眼を以て、自地の色を見ば、四皆同地なり。初靜慮に生じて、自地の眼を以て、自地の色を見ば、亦皆同地なり。餘地に生じて、四事の同有るに非ず。言ふ所の異とは、謂はく、欲界に生じて、若し初靜慮の眼を以て、欲界の色を見れば、身と色とは欲界にして、眼と識とは初定なり。初定の色を見ば、身は欲界に屬し、三は初定に屬す。若し二靜慮の眼を以て、欲界の色を見れば、身と色とは欲界にして、眼は二定に屬し、識は初定に屬す。初定の色を見れば、身は欲界に屬し、眼は二定に屬し、色と識

【六五】鳴鼓聲。鼓は鼓と手と合して鳴るものなれども、その勝れたる所依と不共の義にて鼓の聲といふ。

【六六】麥芽。麥の芽も、麥の種と、雨露水土の緣に依りて生ぜしものなれども、その勝れたるに就て麥芽といふ。

【六七】四生。胎生(Jalābujāḥ)卵生(Aṇḍajāḥ)濕生(Saṃsvedajāḥ)化生(Upapādukāḥ)これなり。

【六八】此の一段は、認識問題に關聯して、根境識身の四の地的規定を論ぜしものなり。

異す。根の増損に隨つて、明昧有るが故に。色等變じて、識に異有ら令むるに非ず。識は根に隨つて、境に隨はざるを以ての故に、依の名は唯眼等に在りて、餘には非ず。

若し爾らば意識も亦、身に隨つて轉ず。謂はく、風病等の身を損惱する時、意識則ち亂る。身の安靜なる位には、意識明了なり。何に緣りて彼の意識は、身を以て依と爲さゞるや。自の所依に隨ふが故に、此の失無し。謂はく、風病等の身を損惱する時、苦受相應の身識を發生す。是くの如きの身識を、亂れたる意界と名く。此れ苦受と倶に謝滅する時、能く意根と爲りて、亂れたる意識を生ず。此れと相違するは意識明了なり。是の故に意識は自の所依に隨ふ。自の依に隨ふの言は、増損、明昧の差別に隨ふことを顯はす。有記、無記等の類を顯はすに非ず。

第二十一節　附論第七、識の名の由來

[六二] 何に緣りて所識は是れ境にして、根に非ざるに、而も識の名を立つるは、根に隨つて、境に非るや。頌に曰く、

彼と、及び不共因との故に、　根に隨つて識を說く。

論じて曰く、「彼」とは、謂はく、前に說く眼等を依と名くることなり。故に識の名を立つるは、根に隨つて境に非ざるなり。依は是れ勝なるが故に。「及び不共」とは、謂はく、眼は唯自らの眼識の所依なり。色は亦通じて他身の眼識、及び通じて自他の意識の爲めに取らる。乃至身觸も應に知るべし、亦然なり。

「豈に意識の境は不共なるが故に、應に法識と名くべきにあらずや」此の難は理に非ず。

[六三] 通別の法の名、共にして遍に非ざるが故に。境に前の二種の因と具せざるが故に。謂はく、通名の法は唯不共に非ず。[六四] 別名の法界は遍く識を攝するに非ず、又別の法界は餘に共せずと雖も、而も

性にも非らず、又心法にも非らず、故に前の如き相、倶になし。

【六〇】順前句答とは、狹を以て寬を問ふ場合の答なり。

【六一】此の一段は、識の發生の緣たる根と境とに於て、何が故にその識の所依をとく時、境をいはずして、根をいふかを論ぜしものなり。

【六二】此の一段は識は根境二緣によりて生ずるに、何に緣りて識の名を唯根にのみ隨つて命名し、正しき所識の境に隨はざるかを論ずるなり。

【六三】通別の法とは、通の法は一切萬象の總稱なり。別の法は十八界中の法界の法なり。

【六四】別名の法界云々。即ち十八界中の法界の中には、心心所法以外に、不相應行、無爲等の法を含むを以てなり。

此れも亦、過去に依るを表はすなり。謂はく、眼等の五は是れ倶の所依なり。過去の所依は即ち是れ意界なり。是くの如く五識の所依は、各二あり。第六意識の所依は唯一なり。頌の中の依の義の差別を顯はさんが爲めの故に。復、應に問ふべし。[五四]若し是の眼識の所依性なる者は、即ち是の眼識の[五五]等無間緣なり耶。設し是の眼識の等無間緣なる者は、復、是の眼識の所依性なる耶。應に四句を作るべし。[五六]第一句は、謂はく、倶生の眼根なり。[五七]第二句は、謂はく、無間滅の心所の法界なり。[五八]第三句は、謂はく、過去の意根なり。[五九]第四句は、謂はく、前の所説の法を除けるなり。乃至、身識も亦爾なり。各各、應に自根と說くべし。意識は應に[六〇]前句に順ずる答へを作すべし。謂はく、是の意識の所依の性となる者は、定んで是れ意識の等無間緣なり。是の意識の等無間緣にして、意識の與めに所依の性爲るに非ざるもの有り。謂はく、無間滅の心所の法界なり。

又五識界は所依の根に、定んで過現有るが如く、彼の所緣の境も亦是くの如しと爲んや。別有りと爲ん耶。定んで差別有り、已滅と未生とは五識の境に非ず。所以は何ん。所依と與に一境に轉ずるに由るが故に。現境に非ざるに於ては、依、轉ぜざるが故に。契經に旣に說かく、『眼と色とを緣と爲して、眼識を生ず、乃至、廣說』と。

第二十節　附論第六、生識の緣としての根を、所依と名けて、境と名けざる理由

[六一]何に因りて識の起るは、倶に二緣に託するに、所依の名を得るは、根にのみ在りて、境に非さるや。頌に曰く、

根の變ずるに隨つて、識にも異あり。　故に眼等を依と名く。

論じて曰く、眼等とは、即ち是れ眼等の六界なり。眼等の根に轉變なるに由るが故に、諸識も轉

【五四】若し是れ云々。此の段よりは、所依性と等無間緣との廣狹を論ず。

【五五】等無間緣(Samanantara Pratyaya)とは、獨木橋を渡るに、前人が後を後人に讓るが如く、前刹那の心心所が過去に沒して後を開導し、後刹那の心心所に、無間に讓るとき、その前刹那の心心所を等無間緣といふ。從つてこれは心法にのみ立つる緣にして、色法には通ぜず。

【五六】第一句は眼根は眼識の所依性にして、等無間緣に非ず。(眼根は眼識のために所依性なるも、その體は心心所に非らざるが故に、等無間緣に非らず。

【五七】第二句は眼識の等無間緣にして、所依性に非らず。謂く、過去に滅じ去れる心所は、流覺界を次念の心所にゆずる等無間緣なれども、所依性に非らず。

【五八】第三句は今過去に滅したる意根は所依性にして、又その後を次念の意識にゆづれる故に等無間緣なり。

【五九】第四句は、無爲、色等の五境、不相應行は、所依の

耳根の極微は、耳の穴の内に居りて、旋環して住し、捲ける樺皮の如し。
鼻根の極微は、[四六]鼻頞の内に居りて、背を上に、面を下にし、爪甲を雙べたるが如し。
此の初めの三根は、横に[四七]行度を作し、高下有ること無く、華鬘を冠するが如し。
舌根の極微は舌上に布在し、形は半月の如し。[四八]舌形の中に當りて、毛端の量の如き、舌根の極微の遍する所と爲るに非ざるあり。
身根の極微は遍く身分に住し、身形の量の如し。
女根の極微は、形[四九]鼓鑠の如く、男根の極微は形指鞘の如し。
[五〇]眼根の極微は有る時は、一切皆是れ同分なり。有る時は一切皆彼同分なり。有る時は一分是れ彼同分、餘は是れ同分なり。乃至舌根の極微も亦爾なり。身根の極微は定んで一切皆是れ同分なること無し。乃至極熱捺落迦の中に、猛焔身を纒ふも、猶、無量の身根の極微の是れ彼同分なるあり。故に是くの如く説く。[五一]設し遍く識を發せば、身は應に散壞すべし。根と境と各々一の極微を、所依、緣と爲して、能く身識を發すこと無し。五識は決定して多微を積集して、方に所依と所緣との性を成ずるを以ての故なり。

第十九節　附論第五、六識の所依根に關する時間的規定

[五二]云何が六識の所依を建立するや。五識は唯、現在を緣じ、意識は通じて三世、非世を緣ずるが如く、是くの如く諸の識の依も亦、爾なりと爲ん耶。爾らず、云何ぞ。頌に曰く、

後の依は唯、過去なり。　五識の依は或は俱なり。

論じて曰く、六識身の無間に滅し已りたるに由りて、皆名けて意と爲す。此れ意識の與めに所依の根と作る。是の故に意識は唯、[五三]過去に依る。眼等の五識の所依は、或は俱なり、「或は」の言は、

【四六】鼻頞。頞とは鼻經鼻柱のこと。
【四七】行度とは列なりての意。
【四八】舌形の中に云々。世親は此の文を傳說として、信ぜず。(俱舍論二・十九左) 光師はその理由を、經論になきが故にとなし、西方の古德の相傳する醫家の說と說けり。
【四九】鼓鑠とは鼓のどうのこと。
【五〇】此の段よりは、諸の極微の同分、彼同分を論ぜしものなり。
【五一】以下の文を世親は傳說としてあぐ(俱舍論二・十九左)。意經部にあればなり。經部は地獄の火焰の中に於ける衆生は總て識を發すも、宿業力によりて身を持し、散壞せざらしむと說く。
【五二】此の段は六識の所依を明にせんとせしものにして、六識の中、最後の意識は、唯、意根の一に依り、前五識は五根と意根とに依る旨を明せり。
【五三】過去とは過去の六識卽ち意根の意なり。

應に知るべし、鼻等の三は、　唯、等量の境を取る。

論じて曰く、前に至の境は、鼻等の三根なりと說きたり。應に知るべし、唯、能く等量の境を取る。鼻・舌・身根の極微の量の如く、香・味・觸境の極微も亦、然なり。相稱うて合して、鼻等の識を生ずるが故に。豈に鼻等の三根の極微は、有る時には、香等を遍取すること能はざるにあらずや。何が故に乃ち唯、等量を取ると說くや。鼻等の三根の極微は、香等の微に於て、能く過量を取るに非らざるを以ての故に。唯能く等量の境を取ると說く。少分の三根の極微、亦能く少分の三境を取ること無きに非ず。境の微の量の根に至るに隨ひ、少多爾所の根の微、能く作用を起す。眼、耳は不定なり。謂く、眼は色に於て有る時は小を取ること、毛端を見るが如く、有る時は大を取ること、暫く目を開きて、大山等を見るが如く、有る時は等を取ること、蒲萄、野棗果等を見るが如し。耳根も亦、蚊・雷・琴聲の小・大、等の量を取る。意は質礙無し。其の形量の差別を辯ず可からず。頌の中の「應に知るべし」の言は、兼ねて此の義を知るを勸むるなり。今、義に乘じて、便ち復、應に觀察すべし。

第十八節　附論第四、極微に關する諸問題

[四五] 云何が眼等の諸根の極微は、安布差別するや。不可見の故に、建立すること難しと雖も、而も有對の故に、方處に住するが故に、和集して生ずるが故に、定んで應に其の安布差別を說くべし。眼根の極微は、眼星の上に居りて、自境に對向し、傍布して住し、香荾茸の如し。淸徹の膜覆ふて、分散すること無から令む。

有るが說かく、「重累して丸の如くにして住す、體淸徹なるが故に、秋の泉池の如く、相障礙せず」と。

【四五】以下諸根の極微に關する諸問題を論ぜしものにして、第一は諸根の極微の安布上の差別を論ぜり。

極微は、既に相觸れず。彼此の大種の合義、豈に成ぜんや。隣近して生ずる時、卽ち名けて合と爲す。豈に相觸を待ちて、方に合の名を得んや。又、汝は應に此の義を躊躇すべからず。此彼の大種は定んで相觸れず。所以は何ん、是れ所觸なるが故に。能觸に非ざるが故に。諸の色蘊の中に、唯觸界有るを名けて所觸と爲す。唯、身根有るを名けて能觸と爲す。此の外、觸の義、更に、應に思ふべからず。「若し所觸も亦能觸」と謂はゞ、應に身根も亦是れ所觸と許すべし。則ち境と有境と便ち應に雜亂すべし。若し「此の二は雜亂の失無し。身識の所緣と所依、別なるが故に」と謂はゞ、豈に此れの轉ずるに由りて、雜亂を成ぜずや。謂はく、若し身根も亦所觸ならば、何に緣りて身識の所緣に作らざるや。若し「觸界も亦能觸」と許さば、何に緣りて身識の所依と作らざるや。

是の故に言ふ所、此彼の大種、定んで相觸れざる、其の理極成す。

[四一] 若し爾らば、身根と及び觸界とは、如何が能觸、所觸を成ずることを得るや。根境は極微に隣近して生ずるが故に。「豈に、一切の鼻・舌・身根は、皆至境を取り、差別無きが故に、則ち應に能觸は鼻舌根に通ずべく、所觸も亦應に香・味を兼ぬべからざるや」と。此の難理に非ず。隣近は同じと雖も、而も其の中に於て品別有るが故に。

又滑澁等は、世間共に所觸の想と名とを起す。彼の身根を說いて能觸と名くるに對す。故に過有ること無し。餘は廣く決擇すること、[四二]順正理の如し。

第十七節　附論第三、認識の過程に於ける量的關係

[四三] 今應に觀察すべし。眼等の諸根は、自の境に於て、唯、[四四]等量を取りて、速疾に轉ずるが故に、旋火輪の如く、大山等を見ると爲んや。自の境に於て、通じて皆量、不等量を取ると爲ん耶。頌に曰く、

【四一】 以下は所觸と能觸の義を明かにせんとせしものなり。

【四二】 順正理論八。

【四三】 此の段は認識過程に於て、根と對境との量的關係を論ぜしものにて、例へば眼根の大山を取る時、根とその大きさの同量の境を取り、從って大山を分段に緣取するものか、又根に自在なる作用あり、根の自體と同量の境も取れば、乃至、より小、より大も共に取るものか、この二解の何れを正とすべきかを決定せんとせるものなり。

【四四】 等量(Tulya)。

意根も亦、唯、非至の境を取る。俱有、相應の法を取らざるが故に。又[36]無色の故に。能く至有るに非らず。是の故に意根は非至の境を取る。

餘の三、鼻等は上と相違す。謂はく、鼻・舌・身は唯、至の境のみを取る。豈に極微は互に相觸れざるに非ずや。若し諸の極微は、[37]漏體にて相觸るれば、卽ち實の物の體、相雜るの過有り。[38]若し一分に觸るれば、有分の失を成ぜん。如何が鼻等、至の境を取る耶。今至の義を觀ずるに、謂はく、境と根と隣近して生じ、方に能く取るが故に、此の道理に由りて、鼻・舌・身のみ、唯、至の境を取ると說く。眼の瞼籌等の至の色は、眼見ること能はずと言ふが如し。眼瞼等は要らず眼根に觸れて、方に至と名くるを得るに非ず。但だ眼瞼等が根に隣近して生ずるを、卽ち名けて至と爲す。是くの如き至の色を見ること能はざるに由るが故に、眼根は非至の境を取ると說く。眼等の根の非至の境を取るも、然も極遠の境界を取ること能はざるが如く、鼻等も亦然なり。至の境を取ると雖も、而も極近の境界を取ること能はず。但だ香等は根に隣近して生ずるに由るが故に、三根、至を取ると說くこと過無し。鼻、香等の根境の極微、展轉し相觸るゝに非ず。所觸に非ざるが故に。又是れは障有對性の故に、觸るれば卽ち失有り。此の義を顯さんが爲めに、復、應に硏究すべし。

設し有るが難じて言く、「若し諸の極微、互に相觸れざれば、如何んぞ撫擊して、音聲を發するを得んや」と。今此れは豈に、[39]鵂鶹子等の要らず德を合するに由りて、方に乃ち聲を生ずるに同じからんや。而も此の難を爲す。然れども物の合する時、理成ぜざるが故に。應に德と合すること有りて、聲を生ずと許すべからず。若し爾らば、云何が、聲の發すること有るを得るや。此に於て眞實の聖敎の理の中、合[40]擊の名を離れて、唯、大種に依る。謂く、殊勝の二の四大種有りて、合を離れて生ずる時、彼の名を得るが故に、此の位の大種は、是れ聲の生因なり。唯、此の俱生の聲は、是れ耳(根の)境なり。此れ何の失有るや。彼れ忍受せず、我れ忍受せず。亦因緣有り、謂はく、諸の

【三六】無色の故に、又從つて方處もなきなり。依つて至の境を取らざること明かなり。

【三七】漏體にて云々。漏體にて相觸るゝとは「極微の全體が觸れることにて、例へば鼻根の極微と香境の極微とが揉合ひて、全く一體となることあり。かくては根の極微の實物の體と境の極微の實物の體とが、相雜りて雜然一體に成る過を生ずとの意なり。

【三八】若し一分云々。若し又極微が部分的に接觸すといはゞ、その部分が相接するために、倘部分的に分れねばならぬ必要生ず。然るに極微は最早や分析し得ざる狀態を意味するを以て、此處にも亦、矛盾する點ありとの意。

【三九】鵂鶹子(Ulūka)勝論派の鼻祖にして、初めて六句義の法を說けるものなり。

【四〇】大正藏「槃」となるも、宮內省本によりて「擊」とす。

見分明かなるが故に。若し二眼根、[三一]前後見ならば、二眼を開くと雖も、而も但だ一の見なり。一眼を閉ぢて色を見るの不明なるが如く、二眼を開く時も亦、應に是くの如くなるべし。二眼を開きて色を見ることの分明なるが如く、一眼の閉ぢたる時も亦、應に是くの如くなるべし。旣に是くの如くならず。定んで知る、有る時は二眼倶に見る。依性一なるが故に。眼は設ひ百千なるも、尙一識を生ず。況んや唯、二有るをや。

第十六節　附論第二、根と境との至、不至

[三二]是くの如き所說の眼等の諸根の、正しく境を取る時、至と爲んや。不至と爲んや。何に緣りて此に於て而も、復、疑を生ずるや。經中を現見するに、二說有るが故なり。世尊の說くが如し。『有情の眼根は愛、非愛の色に拘礙せらる』と。相至らずして拘礙の義、成ずるに非ず。又世尊の說かく、『彼れは天眼を以て、諸の有情を觀る。廣說乃至、……或は遠、或は近』と。至境に於て遠近を立つ可きに非ず。此の二說に由るが故に、復、疑を生ずるなり。根境の相至る、其の義、不定なり。若し功能に就けば、境に到るを至と名く。則ち一切の根は唯、至境を取るなり。若し體相に就けば、無間を至と名く。頌に曰く、

　眼と耳と意との根と境とは、　不至なり、三は相違す。

論じて曰く、眼と耳と意根とは、非至の境を取る。眼は遠近に於て、倶時に取るが故に。又隣逼の境を取ること能はざるが故に。又亦能く[三四]頗胝迦等の所障の色を取るが故に。又所見に於て[三五]猶豫有るが故に。又眼は遠境に至る容きこと無きが故に、非至の境を取る。

耳根も亦、唯、非至の境を取る。方維の遠近の聲を了す可きが故に。又遠近の聲を取るに、了と不了と有るが故に。又遠近の聲を取るに、猶豫と決定の(別有るが)故に。

を許さゞるを以て、倶舍の頌に於て、「傳說」の言を以て說明せり。倶舍論二・十五右。

【三一】所見の色云々。以下は色を眼が緣取するに當つて、一眼宛が各々獨立に作用するか、又は二眼が倶時に作用し、互に相補ふかに就て論ぜるものなり。此の問題に關しては、部派間に異論のあるものにて、犢子部の如きは。一眼見を主張し、經部の上座も亦、同じく一眼見說をとる。有部は本論に見ゆるが如く、ある時は一眼見、ある時は二眼見と說きて、定准なし。

【三二】前後見とは、左右の兩眼に、時間的に前後ありて見るとの意あり。

【三三】此の段は認識作用の過程に於て、根と境との接觸・不接觸の義をのべたるものにて、根と境と接觸して、(至)初めて認識し得らるゝ關係のもの、即ち鼻舌身の三根と、根と境との間に、一定の間隔を置き、直接相觸れずして(不至)能く認識し得らるゝ關係のもの、即ち眼・耳・意の三根とを分てり、此の問題は婆沙論十三に出づ。(國譯一切經毘曇部七・二三九頁參照)。

【三四】頗胝迦(Sphatika)玻璃のことにして、今の水晶なり。

【三五】猶豫とは疑惑のことな

若し色を見る用、是れ識の生ずる法ならば、此の色を見る用は、眼を離れて應に生ずべし。識の長益する倶生の大種に由りて、勝根を起さ令め、能く衆色を見る。故に應に能依の識を、見と說くべからず。誰か智有る者、當に是の言を作すべけんや。「諸有の因緣は能く了別を生ず、是くの如きの了別は、卽ち彼の因緣なり」と。識は是れ見の因なり。故に見の體には非ず。

又眼識の體は、耳等の識と差別無きが故に、定んで見の體に非ず。眼識は彼の耳等の諸識と、何の差別有りて、獨り見と名けんや。故に識見を執ずるは、定んで理に非ずと爲す。

[三〇] 復、有餘師は別の道理を以て、眼識の定んで是れ見に非ざるを成立す。謂はく、「被障の色を觀ること能はざるが故に、現見するに、壁等に障へられたる諸色は、則ち觀ること能はず。若し識見ならば、識は無對なるが故に、壁等は礙へずして、應に障色をも見るべし。是の故に眼等の取境の義成ずるなり。謂はく、能く見、聞き、齅ぎ、嘗め、覺し、了すと。

第十五節　附論第一、一眼見と二眼見

是くの如く見の用の總相は、已に成ぜり。今更に應に見の用の別相を思ふべし。[三一] 所見の色に於て、一眼見と爲んや、二眼見と爲んや。二眼の中、隨つて一眼を閉ぢ、或は一眼を壞せば、卽ち餘眼に見の功能無から令むるに非ず。故に知んぬ。一眼も亦能く色を見る。若し彼の二眼、壞せず、倶に開けば、則ち二眼根は、同時に色を見る。一眼色を見るの義は、顯はにして成じ易く、倶見は成じ難きが故に、應に辯釋すべし。頌に曰く、

　或は二眼倶時なり。　色を見ること分明なるが故に。

論じて曰く、或る時には二眼倶に能く色を見る。何に緣りてか定んで知るや。見ること分明なるが故なり。一眼を閉づれば色の相續に於て、見は不分明にして、二眼開く時、卽ち此の色に於て、

【二二】 決度(Santirana)とは、決定し、伺度する義なり。
【二三】 審慮(Upanidhyāna)とは、詳に思慮する義なり。
【二四】 若し爾らば云々とは、識見論者の非難なり。實は眼が物を見るといふことに關して種々の異見あり。有部の中に於ても、一、根見家（世友の如き）眼根によつて見るとなすもの。二、識見家（法救の如き）眼識見るとなすもの。三、想見家（妙音の如き）眼識に相應して起る慧の作用によると說くの三種あり。更に經部說の四、和合見家、心心所和合して見ると說くものと、犢子部の五、外見家、卽ち心心所和合して、我これを見ると說くものとなり。かく五種の異論あるも、有部は世友の根見說を以て正義とす。世親は根見家なるが如きも、外面は倶舍論に於ては、內には經部說に贊同せること、一見して明かなり。此の段は此の問題を論ずるものなり。
【二五】 根見家の答。
【二六】 識見家の再難。
【二七】 根見家の答なり。
【二八】 若し爾らば云々。更に識見家の非難。
【二九】 根見家の答。
【三〇】 復、有餘師とは、根見家中の一師說。世親はこの說

「意識相應の善、有漏の慧も亦見に非らざる有り。謂はく、五識身の引發する所の慧と、有表を發する慧と、命終の時の慧となり」と。

又此の善の有漏の類の中に於て、五識俱生の慧も亦見に非らず。何に緣りて是くの如く、遮する所の諸慧は、皆見に非らざる耶。[二二]決度せざるが故に。唯、前の所說の如き慧相有り。是れ見の自體なり。謂はく、無色の中、行相明利にして、境界を推度し、內門轉の慧なり。是れ見にして餘に非ず。唯、此の相の慧は、決度の能有り。所緣の境に於て[二三]審慮して轉ずるが故に。所遮の慧は能く所緣に於て、審慮し、決度するに非ず。是の故に見に非ず。決度と言ふは、謂はく、境界に於て審慮を先きと爲して、決擇を究竟とす。五識身相應の諸慧に非ず。已に了境に於て、能く審に了知す。能く應と非應との理を推尋し、差別して轉ずるを以ての故に、決度と名く。意識の中、慧は能く境界に於て、審慮を先きと爲して、決擇を究竟とす。名けて見と爲す可し。其の五識身は無分別なるを(以て)の故に。彼れと相應する慧には此の功能無し。故に見と名けず。

[二四]若し爾らば眼根は、既に此の相無し。應に見と名けざるべし。

[二五]豈に先きに說かずや。世共に了するが故に。觀照性の故に、闇と相違するが故に、用、明利なるが故に、眼も亦見と名く。契經も亦言ふ、『眼は諸色を見る』と。故に眼根能く諸色を見ると說く。

[二六]若し眼見ならば、何ぞ同時に一切の境を得ざるや。[二七]斯の過失無し。少分の眼、能く色を見ると許すが故に。少分とは何ぞ、謂はく、同分の眼なり。同分の眼の相は、前に已に說けるが如し。識に住持せられて、乃ち同分を成す。一切根、同時に自識に各ゝ住持せらるゝに非ず。故に斯の咎無し。

[二八]若し爾らば卽ち應に、彼の能依の識、是れ見にして、眼には非ざるべし。要らず眼識生じて、方に能く見るが故に。

[二九]爾らず。眼識の力に住持せられて、勝用生ずるが故に。薪の力に依りて、勝用の火生ずるが如し。

根が鏡の如くに外物を映して、緣取する作用なり。

【一七】 有學 (Sekhā) 尙煩惱を盡く斷ぜるにはあらず、幾くかの修行を要する行者なり。卽ち學ぶべきものある狀態の人。

【一八】 無學 (Asekhā) 煩惱を盡く斷じ已りて、梵行已に立ち、所作已に辨ぜし阿羅漢をいふ。已に學ぶべきなにもものなき狀態の人なり。

【一九】 無覆無記。無記を二に分け、有覆と無覆とせる內の後者なり。これは內の五根、外の山河草木等にして、この自性は妄惑にあらざれば、聖道を隱覆することなきを以て、無覆と名くるものなり。

【二〇】 盡・無生智とは、盡智・無生智のこと。盡智は十智の中の第九にて、既に一切の煩惱を斷盡すれば、我れ已に苦を知れり、集を斷ぜり、滅を證せり、道を修せりと知る。卽ち煩惱を斷盡し了りし得に生ずる自信の智。

【二一】 無生智は十智中の第十二にして、利根の阿羅漢に限りて、有する智なり。既に知・斷・證・修のこと畢りぬれば、更に知・斷・證・修のことなきを無生といふ。此の無生を自覺して、我れ再び知・斷・證・修することなしといふ智なり。

眼の色を見るは同分なり。　[一三]識、見の因に非るが故に。
識の類、別無きが故に、　障色を觀ぜざるが故に。

論じて曰く、眼の全(すべ)ては是れ見なり。[一四]法界の一分の八種も是れ見なり。餘は皆非見なり。何等をか八と爲す。謂はく、身見等の五の染汚の見と、世間の正見と、有學の正見と、無學の正見となり。法界の中に於て、此の八は是れ見なり。所餘の法界と、及び餘の十六は一切見に非ず。一切法の中、唯二法有りて、是れ見の自體なり。有色法の中、唯眼のみ是れ見なり。無色法の中、行相明利にして、境界を推度し、內門に轉ずる慧、是れ見にして、餘に非ず。此の中の眼の[一五]相は、前に已に說けるが如し。世共に了するが故に。(色を)[一六]觀照するが故に。闇と相違するが故に。用明利なるが故に、眼を說いて見と名く。五の染汚の見は、隨眠品の中、當に其の相を辯ずべし。

世間の正見とは、謂はく、意識相應の善の有漏の勝慧なり。

[一七]有學の正見とは、謂はく、有學の身中の一切の無漏の慧なり。

[一八]無學の正見とは、謂はく、無學の身中の、決度の無漏の慧なり。

一の正見の言は、具さに三種を攝す。別に三を開くは、異生と、學と無學地の、三の見、別なることを顯はさんが爲めの故なり。又漸次修習して生ずることを顯すが故なり。是くの如く諸見の總類に五有り。一に無記の類、二に染汚の類、三に善の有漏の類、四に有學の類、五に無學の類なり。無記の類の中の眼根は、是れ見、耳等の諸根と、一切の[一九]無覆無記の慧等は、悉く皆見に非ず。染汚の類の中の五見は、是れ見、餘の染汚の慧は、悉く皆見に非らず。謂はく、貪・瞋・慢・不共の無明、疑俱生の慧、餘の染汚の法も亦、皆見に非ず。有學の類の中、慧にして見に非ざるは無し。但だ餘は見に非ず。無學の類の中、[二〇]盡と、[二一]無生智と、及び餘は見に非ず。餘の無學の慧は、一切是れ見なり。善の有漏の類の中、唯意識の相應の善慧は、是れ見、餘は皆見に非らず。有餘師の說かく、

なきをいふ。

【一〇】無間道とは、二道の一にして、方に惑を斷じつゝありて、惑のために間隔せられざる無漏智をいふ。無間道は解脫道に對するものにして、前者は前念の因道にして、後者は後念の果道なり。

【一一】諸の見道とは、苦法智忍に初まり、道類智に終る。十六より成る心なり、即ち初めて無漏智を生じて、眞實の理を照見する位なり。詳細は後に到りて釋せん。

【一二】此の段は十八界の中に於て、幾か見る作用あり、幾か見る作用なきかを分別せしものなり。但し此處に言ふ見とは、眼にて見る場合と、心にて見る場合とを含めるものなり。

【一三】俱舍論二・十四右には、以下は、「非二彼能依識一、傳說不レ能レ觀二被障諸色一故」となる。

【一四】法界云々。法界の一分の八種の見とは、心の作用より述べしものにして、法界に含まるゝ身見・邊見・邪見・見取見・戒取見・世間見・有學正見・無學正見の八の心所なり。

【一五】大正藏に「根」となるも、宋・元・明の三本、宮內省本によりて、「相」とす。

【一六】觀照(Alocana)とは、

時、方に斷と名くるが故に。斷の義とは云何ん。略して二種有り、一には[六]離縛斷、二には離境斷なり。離縛斷とは契經に言ふが如し。『內の眼結無きに於て、如實に我が內の眼結無しと了知す』。[七]離境斷とは契經に說くが如し。『汝等、苾芻、若し能く眼に於て、貪欲を斷ぜば、是れ則ち名けて、眼の得永斷と爲す』と。

阿毘達磨の諸大論師は、彼の次第に依りて、二種の斷を立つ。一は[八]自性斷、二は[九]所緣斷なり。若し法、是れ結にして、及び一果等の對治の生ずる時、彼れに於て斷を得るを、自性斷と名く。彼の斷に由るが故に、所緣の事に於て、便ち離繫を得。必ずしも中に於て不成就を得せざるを、所緣斷と名く。此の中に一切の若しは不染汚、有漏の無色、若しは有漏の色、及び彼の諸の得生等の法の上に、見所斷、及び修所斷の諸結の所繫有り。是くの如き諸結の漸次に斷ずる時、一一の品、各別の體の上に於て、離繫得を起す時、彼の諸結、及び一果等を皆已斷と名く。彼の不染汚の有漏の無色、及び有漏の色、并に彼の諸の得生等の法の上の諸の離繫得、爾の時未だ起らざるを、未だ名けて斷と爲さず。彼の諸法は、唯彼の地の最後の[一〇]無間道に隨つて斷ずる所なるに由るが故に。[一一]諸の見道は能く地の別の次第に隨つて、漸次に離欲するに非ず。云何ぞ能く不染等の法、非六生法を斷ぜんや。

「見斷に非ず」とは、色等の境を緣じて、外門に轉ずるが故なり。

第十四節　見非見門

是くの如く已に、見所斷等を說けり。十八界の中、幾か是れ見、幾か非見なりや。頌に曰く、

[一二]眼と法界の一分の、　八種とを說いて、見と名く。
五識倶生の慧は、　見に非らず。不度の故に。

以上各二十八惑。即ち合して八十八惑となる。

【四】不染とは不染汚にして、即ち有漏の善、及び無覆無記なり。而して有部に於ては、異生性は無覆無記にして、不染汚の性なりと說くを以て、見所斷とは說かず。

【五】非六生とは、非第六意識生の義にして、第六意識によつて生ぜず、眼等の五根によつて生ずる前五識の義なり。この前五識は第六意譯の如く分別識でなく、無分別なるを以て、智的に迷ふといふことなし。よつてこれらは見所斷にはあらざるなり。

【六】離縛斷。緣縛斷ともいふ。四斷の一なり。即ち斷ずるものは、その當體にあらずして、その當體を繫縛するものを斷ずるがこれなり。從つて眼の場合は、眼そのもの丶斷にはあらずして、眼を繫縛する結の斷なりとの意なり。

【七】離境斷。境そのものに對する執着を斷たる丶ことなり。

【八】自性斷。四斷の一にして、煩惱(本惑・隨惑)の自性を斷盡して、再び起ることなからしむをいふ。

【九】所緣斷とは煩惱の自性の斷盡せるによりて、所緣の事に於て、繫縛せらる丶こと

卷の第四

〔辯本事品第二の四〕

第十三節　三斷門

已に同分及び彼同分を說けり。十八界の中、幾か見所斷、幾か修所斷、幾か非所斷なりや。頌に曰く、

[1]十五は唯、修斷なり。　後の三界は三に通ず。
不染と非六生と、　色とは定んで見斷に非らず。

論じて曰く、「十五」と言ふは、謂はく、十色界と及び五識界となり。「唯修斷」とは、此の十五界の唯修所斷なることとなり。「後の三界」とは、意界と、法界と、及び意識界となり。六の中の三の中に於て、最後に說くが故に。「三に通ず」とは、各[2]三種に通ずることとなり。

[3]八十八の隨眠と及び彼の相應法と、并に彼の諸の得と、若し彼の生等と、諸の俱有の法とは、皆見所斷なり。所餘の有漏は、皆修所斷なり。一切の無漏は、皆非所斷なり。

斯の義を定めんが爲めに、復、[4]不染と[5]非六生と、色とは、定んで見斷に非ずと言ふ。

「不染」と言ふは、謂はく、有漏善と、無覆無記となり。「非六生」とは、六とは、謂はく、第六、即ち是れ意處なり。此れに異にして生ずるを、非六生と名く。是れは眼等の五根從り生ずる義にして、即ち五識等なり。色とは、謂はく、有漏の染、不染の色なり。是くの如きの三類に定んで見(所)斷に非ず。

且らく不染の法と、及び諸の色法は、見(所)斷に非ずとは、彼れを緣ずる煩惱の究竟して斷ずる

【一】此の段は十八界を見所斷・修所斷及び非所斷の三によつて分別せしものなり。見所斷(Darśana-heya, darśana-prahātavya)とは、無漏の智によりて、遠離し、厭捨し得るものの意なり。修所斷(Bhāvanā-heya, Bhāvanā-prahātavya)とは修行によりて習性的に遠離し得るものの意なり。非所斷(na-heya, na-prahātavya)見修のもの何れにもあらず、而も擇滅のそれ自身の如く遠離し、あたはざるものなり。

【二】三種とは見所斷・修所斷・非所斷の三なり。

【三】八十八の隨眠とは左の如し。

欲界	苦諦下	十惑
	集諦下	七惑
	滅諦下	七惑
	道諦下	八惑
以上三十二惑		
上二界	苦諦下	九惑
	集諦下	六惑
	滅諦下	六惑
	道諦下	七惑

その當體にありては、主觀構成をなしてゐるを以て、その要素は除かるべきなり。何となれば、同時に主觀にして客觀たるを得ざればなり。從つてこの限り、諸法無我の初一念の中には、法界の中にも境同分ならざるもの（即ち無我を觀ずる主觀）あれどもそは第二念に及ぶや、反省の力によりて、客觀化されるを以て、遂に二念によりて一切の境は同分となるなりといふ義なり。

【一〇四】餘の十七界云々。法界を除く十七界の同分、彼同分の意義は、法界のそれよりも狹義の意にして、六根六境の際は、その自業を作す點に於て同分であり、然らざれば彼同分なり。又五境にありては、それ〳〵五根五識のための對境となる時、これを同分といひ、然らざるを彼同分と名くるものなり。要するに法界は同分なりとは、無我觀なる特殊の場合のみであり、十七界の兩義に通ずるは、それ〳〵定まれる主觀、客觀の約束を果すと、果さざるとによりて、異なれるものなり。

【一〇五】四種あり云々。此の說を俱舍論二・一二右にては迦濕彌羅國の毘婆沙師の說とせり。四種とは「色を見ずして已と正と當とに滅する者と、及び不生法」なり。不生法とは緣が缺けて永久に未來に止まるものの意なり。

【一〇六】意根の彼同分は不定の法のみなり。如何となれば、意根は心法なるを以て、起れば必ず緣ずるを以て同分なり。從つて彼同分は畢竟不生法のみなるは明なり。

【一〇七】二分とは同分、彼同分の二なり。

【一〇八】眼若し云々。根は不共法なるによつて、一人が色を見る時には、眼根は同分眼にして、他の人よりいつて、彼同分となることなきも、色等は共法なるによつて、見る人に對しては同分なるも見ぬ人に對しては彼同分なり。

【一〇九】聲は云々。凡て吾々の感官作用には、對境とそれを緣取する感官との關係に二種あり、一は離中知にして、これは根と境との間に間隔を置いて感知するをいふものにして、從つてこれは單に一人に限らず、餘人も亦知り得るものなり。譬へばこゝに言ふ聲の如きはそれなり。二は合中知にして、これは根と境と相接して、自知するものにして、從つてこれは唯その當事者のみ感知すべきものなり。譬へば香・味・觸の如きものなり。

【一一〇】此の段は分の意義を述べしもの。

を作すを、名けて同分と爲す」と。或は復、分とは、是れ所生の觸の、根、境、識に依りて、交渉して生ずるが故に。同じく此の分有るが故に、同分と名く。卽ち同じく用有り、同じく觸有る義なり。此れと相違するを彼同分と名く。同分に非ずして、彼の同分と種類分同なるに由りて、彼同分と名く。云何が彼れと種類分同なるや。謂はく、此れと彼れと同見、等相なり。同處なり。同界なり。互に因と爲るが故に、互に相屬するが故に、互に相引くが故に、種類分同なり。

上三靜慮に生ずる中有の最初の心に付きていふものにして、その時に初めて、色界の眼根を得す。然れども二靜慮以上は、五識皆無の故に眼識を得することなし。

【九一】 第二句なり。眼識を得して、眼根を得せず。

【九二】 二三四の靜慮云々。上三定に生れての本有の位に就ていふ。その時には眼根はもとから成就しをる故に、改めて得せず。然るに此の位には眼識を固有せざるを以て、二三四靜慮にありて、眼識を起さんとするには、下の初禪のそれを借らざるべからず。これを借起識と名く。故に借起識の場合は、眼根が已に成就しをるを以て、單に眼識のみを獲といはるゝなり。

【九三】 彼より沒して云々。上三定より沒して、欲界初禪に生るゝ時には、已に眼根は前より成就しをるを以て、改めて得ることなきも、眼識は欲界初禪に生るゝに及びて初めて得るなり。

【九四】 無色より云々、無色界には眼根も眼識もなし、然るに今こゝより欲界と初禪（梵世）に生ずれば、同時に眼根と眼識とを獲るなり。

【九五】 此の段は前段の未成就今得、卽ち獲につきて眼根、眼識の關係なりしも、今は唯、成就、卽ち得につきての眼根、眼識の關係を述べしものなり。

【九六】 第一句は眼根を得して眼識に非ず。二三四の靜慮等の有情は、唯、化生にして、頓に已に五根を得するが故に、但し、初禪の識を借りて、上地の色を見る借起識も、乃至天眼通による天眼識等も起らざる位には、眼識を得せざるなり。

【九七】 第二句は眼識を得して眼根に非らざるなり。欲界繫の法として、識は入胎の初念の時、已に決定して得するが故なり。

【九八】 此の頌は十八界を內と外との二によつて分別せしものなり。俱舍論に於ては、內・外といふは、寶佛の釋するが如く、その根據は婆沙論七四（收三・九五左）にありて、六識心王を我と假稱し、その我の所依を內と名け、然らざるを外と名けしものなり。本論は我を心恒に自境に於て、自在に行ずるが故に、名けて我と爲すとするを以て、本論はこれ自體の名にして、俱舍のその所緣の義とは異るものなり。我の依を內と名くる點は同なり。

【九九】 此の一段は同分・彼同分の分別門なり。同分とは自己の役を作すの意にして、彼同分とは自己の役を作さゞるなり。法界は必ず第六意識の所緣となる點に於て、常に所謂境同分たる作用を有すれども、他の十七界にありては、能緣・所緣共に自業をなす場合と然らざる場合とあればなり。

【一〇〇】 若し云々。この段は境同分の相と明せしものにして、境同分とは、その境がたとひ現識によりて緣ぜられずとも、過去に於てか、定んで緣ぜらるゝものと定まりゐる時は、その境を同分と名く。本文の已・生・生法とは、過去・現在・未來の意なり。

【一〇一】 以下は法の同分なるを釋す。

【一〇二】 無邊の意識とは、無我觀卽ち「諸法は無我なり」といふ觀念なり。卽ち法界は全體として、若しは過去・現在・未來に於て、聖者をして諸法無我の認識を起さしむる點に於て客觀としての作用を呈すべきものなるが故に、同分なりといふなり。

【一〇三】 二念云々。この段は俱舍論に相當せる文を參照せざれば、理解し難し、故に今それを參照して釋すれば、ある聖者が諸法無我なりと觀察する、

何を同分、彼同分と名くる耶。謂はく、自業を作すと、自業を作さゞるとなり。若し自業を作すを名けて同分と爲し、自業を作さゞるを彼同分と名くれば、如何が眼等を說いて、同分、彼同分と爲す耶。且らく同分眼は、三種有りと說く。謂はく、色界に於て、已と、正と、當との見なり。彼同分眼は[一〇五]四種有りと說く。謂はく、此れと相違すると、及び不生法となり。

眼、耳、鼻、舌、身の如きも亦然なり。各自境に於て應に自用を說くべし。意界の同分も三種有りと說く。謂はく、所緣に於て、已と、正と、當との了なり。[一〇六]彼同分の意は唯一種有るのみ。謂はく、不生法なり。色界の同分は三種有りと說く。謂はく、眼所見の已と、正と、當との滅なり。彼同分の色は四種有りと說く。謂はく、此れと相違すると、及び不生法となり。廣說乃至、觸界も亦爾なり。各自根に對して、應に自用を說くべし。

眼等の六識は、生と不生とに依りて、[一〇七]二分を立つるが故に、意界に說くが如し。[一〇八]眼若し一に於て、是れ同分なれば、餘の一切に於ても亦同分なり。此れ若し一に於て、是れ彼同分なれば、餘の一切に於ても亦、彼同分なり。廣說乃至、意界も亦爾なり。色は卽ち然らず。見者に於ては是れ同分なるも、不見者に於ては、是れ彼同分なり。

復、何の緣有りて、眼の同分、及び彼同分は色に於て異なりと說く耶。多の有情、同じく一色を見る容し。一眼を用ひて二の有情觀ること無し。[一〇九]聲は色の如く說く。是れ共境なるが故に。香、味、觸の三は內界の如く說く。共境に非ざるが故に。然るに諸の世間、假名の想に依りて、我等同じく此の香を齅ぎ、同じく此の味を嘗め、同じく此の觸を覺すと言ふこと有り。[一一〇]

云何が同分、彼同分の義なるや。分とは謂はく、交涉なり。同じく此の分有るが故に、同分と名く。云何が交涉なるや。謂はく、根、境、識の更相(たがひ)に交涉するなり。卽ち是れ展轉して相隨順する義なり。或は復た分とは、是れ已が作用の更相(たがひ)に交涉するなり。故に先きに說いて言く、「若し自業

しものなり。

得を細論すれば二種ありて、一は未得と已失とを今獲ると、二は得已つて失はずして成就するとなり。前者を獲と名くるが、こは卽ち未得と已失との法の正に現在化せんとして、而も未だ現在化し了らざる位にして、後者は成就といひ、現在化し了れる位なり。

【八七】此の二頌は、眼根を眼識に望めて、先に成就せざるを得る四句と、得に就ての四句とを分別せしものなり。初に先づ不成就今獲の四句を明す。その四句とは、

第一句、眼根を獲し眼識を獲せず。

第二句、眼識を獲し眼根を獲せず。

第三句、眼識を獲し同時に眼根を獲す。

第四句、二を俱に獲せず。

【八八】獨得とは第一句にして、眼根を獲して、眼識を獲せざるのことなり。

【八九】欲界に生じて云々。有情の生に於て、胎內のその第一位の迦邏藍(Kalala)位には、眼根なく、後の六處の位に至つて漸く得するが故にかくいふ。但しその時には、眼識は已に先より成就してゐる故に、今更めて得することなきなり」

【九〇】無色より沒して云々。

是くの如く眼界と色界と、眼識と色界と、得と及び成就とは、理の如く應に思ふべし。斯の理路に由りて、例を應に思擇すべし。後の五種の三の得と、成就と、幷に互に相望すると、及び捨と不成とは、毘婆沙の廣文の示現の如し。詞の繁雜を恐るゝが故に、今は述せず。

第十一節　內外門

是くの如く已に得と、成就と、等とを說けり。十八界の中、幾か內、幾か外なるや。頌に曰く、

[九八] 內は十二にして、眼等なり。　色等の六を外と爲す。

論じて曰く、六根と六識との十二を、內と名く。外とは謂はく、所餘の色等の六境なり。實に我無しと雖も、而も內の義成ず。

第十二節　同分彼同分門

已に內外を說けり。十八界の中、幾か同分、幾か彼同分なりや。頌に曰く、

[九九] 法は同分なり、餘は二なり。　自業を作すと作さゞるとなり。

論じて曰く、法は同分とは、謂はく、一の法界は唯是れ同分のみなり。今應に先きに境の同分の相を辯ずべし。[一〇〇] 若し境、識の與めに定んで所緣と爲る。且らく法界は、彼の意識の與めに、定んで所緣と爲る。是れ不共なるが如きの故に。識は其の中に於て、已と、生と、生法となり。此の所緣の境を說いて、同分と名く。意は能く遍く　一切の境を緣ずるが故に。三世の境、及び非世の中に於て、[一〇一] 一の法界として、其の中に於て、已と、正と、當とに、[一〇二] 無邊の意識を生ぜざるは無し。[一〇三] 「一念の意識は、卽ち能く、普く一切法を緣ずるが故に。是れに由りて法界を恒に同分と名く。」「餘は二」とは、謂はく、[一〇四] 餘の十七界は、皆同分と及び彼同分と有り。となり。

法に對して、因となるものなり。これが果を等流果といふ。

【八二】 遍行因(Sarvatragahetu)。同類因より特に煩惱法を別開して立てしなり。故にこれが果は同類因を同じく、等流果なり。卽ち見惑に於て苦諦下の五見及び疑と無明と集諦下の邪見、見取の二見、及び疑と無明との十二は、遍く一切の惑を生ずるを以て、遍行因と名く。

【八三】 六の三とは、六根・六境・六識の三のこと。

【八四】 初無漏の苦法忍品とは、從前の諸念がすべて有漏法なりし後に、忽然として、而も全く初めて生ずる無漏の慧なるが故に、これは前念の前念の同類因より生ぜず、從つて等流果に非らず。二刹那にわたらざるなり。苦法忍品とは苦法智忍のことにして、欲界の苦諦を觀じて、正しくその見惑を斷ずる無間道の智なり。

【八五】 餘の俱起の法とは、苦法忍品中の、心品の餘の法にして、無漏律儀の色・變・想・思等の相應法、及びそれらの法の得、及び生・住・異・滅の四相等なり。

【八六】 此の段は十八界なる種々の要業を、吾等の生命の中に、要素として結合せしむる原理としての得に就て分別せ

第十節　得成就門

是くの如く已に異熟生等を說けり。今應に思擇すべし。[八六]若し眼界有りて、先きには成就せざりしも、今成就することを得。亦眼識も(成就することを得)とせん耶。若し眼識界の先きには成就せずして、今成就することを得、亦眼界も(成就することを得とせん耶。是くの如き等の問ひを、今應に略して答ふべし。頌に曰く、

[八七]眼と眼識界とは、　獨と倶との得と、非と、等となり。

論じて曰く、[八八]獨得とは謂はく、或は眼界の先きには成就せずして、今成就することを得、眼識に非ざる有り。謂はく、[八九]欲界に生じて、漸く眼根を得ると、及び[九〇]無色より沒して、二、三、四の靜慮地に生ずる時となり。[九一]或は眼識の先きに成就せずして、今成就することを得。眼界に非ざる有り。謂はく、[九二]二、三、四の靜慮地に生じて、眼識の現起すると、及び[九三]彼れ從り沒して、下地に生ずる時となり。

倶得とは謂はく、或は二界の先きに成就せずして、今成就することを得る有り。謂はく、[九四]無色より沒して欲界、及び梵世に於て生ずる時なり。

「非」とは倶に非ざるなり。謂はく、前の相を除く。

[九五]「等」とは餘所に未だ說かざる義を攝するなり。此れ復、云何ん。謂はく、若し眼界を成就するは亦、識界なり耶。應に四句を作すべし。[九六]第一句は、謂はく、二、三、四の靜慮地に生じて、眼識の起らざるなり。[九七]第二句は、謂はく、欲界に生じて、未だ眼根を得せざると、或は得し已りて失するとなり。第三句は、謂はく、欲界に生じて眼を得して失はざると、及び梵世に生じ、二、三、四の靜慮地に生じて、眼識の現前するなり。第四句は、謂はく、前の相を除く。

りて深く利益すとの信あり。又食前の洗浴は疾病を消散すと稱す。これらはいづれも身を養ふ資助となるが故にかくいふ。

【七七】　等持(Samādhi)とは定のことなり。定中には依身を增益すればなり。

【七八】　外郭云々。例へば所長養の眼根は、勝義根及び扶塵根にして、資助等の緣は、外部に居し、內なる異熟性の根を防護するなり。

【七九】　欲に隨つて云々。もし聲が異熟生なれば、任運に吾人の意志の如何にかゝはらず出づる筈なれども、聲は出さんと欲すれば出で、止めんと欲すれば止む事を得るを以て、吾人が欲に隨ふものにして、從つて異熟生にはあらざるなり。

【八〇】　無礙(Apratigha, appatigha)無對と同義語にして、抵抗關係なきことなり。卽ち非感覺的のものなるが故に、色法にあらざるものなり。よつて十八界の中、七心界と法界これに當る。

【八一】　同類因(Sabhāgha-hetu)。舊に習因といふ。前念の善心、因となりて、後念の善心又善業を起し、前念の惡心因となりて、後念の惡心又惡業を起す如く、各自同類の

べし、此の中、長養は相續し、常に能く異熟の相續を護持すること、猶し[七八]外郭の内城を防援するが如きなり。

既に聲界に異熟生無しと說けり。義准ずるに等流と長養と無きに非ず。何に緣りて聲界は異熟生に非ざるや。數數間斷して、復、還つて生ずるが故に。異熟生の色は是くの如き事無し。欲樂するに隨つて、異熟の果生ずるに非ず。聲は[七九]欲に隨つて生ずるが故に、異熟に非ず。

「八の[八〇]無礙」とは、七心と、法界となり。此れには等流と、異熟生との性有り。若し異熟に非ずして、[八一]同類、[八二]遍行因の所生の者を、等流性と名く。若し異熟因の生起する所の者を、異熟生と名く。「餘」とは、謂はく、餘の四の色、香、味、觸にして、皆三種に通ず、謂はく、異熟生と、等流と、長養となり。

「實は唯、法」とは、實とは謂はく、無爲なり。(是れ)堅實なるを以ての故に。此れは法界の攝なり。故に唯法界をのみ、獨り有實と名く。

意と法と意識とを名けて、「後の三」と爲す。[八三]六の三の中に於て、最後に說くが故なり。

唯此の三界に一刹那有り。謂はく、[八四]初無漏の苦法忍品は、等流に非ざるが故に、一刹那と名く。此れ正しく現行して亦、等流に非ざる者を說く。餘の有爲法は等流に非ざること無し。唯初無漏の五蘊の刹那は、同類因無くして、而も生起することを得。餘の有爲法は是くの如きこと無し。等無間緣の勢力强きが故に。前因闕と雖も、而も此れは生ずることを得。等無間緣の勢力强しとは、初聖道と品類同じきが故に。無量の善法の長養する所なるが故に。初聖道と性相等しきが故に。此れは廣く諸の加行を修するが爲めの故に。

苦法忍と相應する心を意界とも、意識界とも名け、[八五]餘の俱起の法を名けて、法界と爲す。

一刹那(Kṣaṇikā)とは、見道の苦法忍品には、何等等流性の如き前行の因なく、突如として、初無漏法の起るを以てかく名くるものなり。故にこれは七心界と法界のみなり。

【七〇】此の段の意は、此の五根は前念の同類因より、後念の等流果を引きて、前後相續するも、前念の同類因も、後念の等流果も、畢竟これ異熟、長養の五根が前後相續するものにして、此の二を離れて別の等流の性なき故に、別に等流の性を說かざるなり。

【七一】以下異熟生の義を述ぶるものなるが、これには古來より、その字義上四義あり、これはその第一義なり。

【七二】その第二義。

【七三】第三義にして、所造の業は善惡なれども、それが果として實現せる時は、無記性のものを引くに至るところより名くとせしもの。

【七四】第四義なり。

【七五】六觸處(Cha phassāyatanāni)とは、六根のこと、これは果なり。これを所造の業といふは、この果を造る所の因たる業の名を假りにつけて呼べるものなり。

【七六】養助(Saṃskāra)とは塗油等なり。印度に於ては、身に油を塗る時は、風氣を去

第九節　五類門分別

是くの如く已に能所斫等を說けり。十八界の中、幾か異熟生、幾か所長養、幾か是れ等流、幾か有實事、幾か一刹那なりや。是くの如きの五問、今應に總じて答ふべし。頌に曰く、

[69]內の五は熟と養と有り。　聲には異熟生無し。
八の無礙は等流と、　又異熟生との性なり。
餘は三なり。實は唯、法なり。　刹那は唯、後の三のみ。

論じて曰く、內の五とは、謂はく、眼、耳、鼻、舌、身なり。異熟生と、及び所長養と有り。等流性を遮す。是の故に說かず。眼等の根も亦等流性なりと雖も、同類因有れば則ち是れ等流果なるを以て、異熟、所長養を離れて外に、等流性無きに由り、是の故に應に長養を離れて、異熟生有るが如きを遮すべし。異熟生を離れて所長養有り。[70]此の二を離れて、別に等流有るに非ず。異門を辯ぜんが爲め、總を廢して、別を論ぜん。

[71]熟とは、謂はく、成熟なり。因を離れて熟するが故に異熟と名く。異熟の體の生ずるを、異熟生と名く。[72]或は是れ異熟因の所生なるが故に、異熟生と名く。中の言を略去するが故に、是の說を作す。譬へば牛車の如し。

[73]或は所造の業の得果の時に至りて、變じて能く熟するが故に、異熟と名く。果の彼れ從り生ずるを異熟生と名く。[74]或は因の上に於て、果の名を假立す。果の上に於て、因の名を假立するが如し。說くが如し、[75]六觸處は卽ち是れ所造の業なり。

飲食と、[76]資助と、眠睡と、[77]等持との勝緣に益せらるゝを、所長養と名く。飲食等の緣は、異熟の體に於て、唯能く攝護して、增益すること能はざるも、別の增益有るを、所長養と名く。應に知る

【六九】此の頌は十八界を、異熟生、所長養、等流性、有實事、一刹那の五類を以て分別せしもの。異熟生（Vipāka-ja）とは、前生の善、又は惡の業が感ぜる無記の果報をいふもの。卽ち五色根、色・香・味・觸の四境、七心界、法界は異熟生なり。所長養（Aupacaya）とは、異熟生の先天的なるに對して、後天的に飮食等に長養せられて增上するものに就て名けしものなり。卽ち五色根、五境これなり。等流性（Naisyandika）とは、等流果の意にて、善因が善果を、惡因が惡果を、無記因が無記の果を將來するをいひ、その果に名けしものなり。その因を同類又は遍行と名くるものなり。卽ちこれは七心界と法界とに於けるものなり。有實事（Dravyavat）とは、體の堅實にして、生滅せざる無爲法を意味するものなり。故に此處に於ては法界のみなり。

第八節　能斫所斫等の三門

是くの如く已に可積集等を說けり。十八界の中、幾か能斫、幾か所斫、幾か能燒、幾か所燒、幾か能稱、幾か所稱なるや。是くの如きの六問、今應に總じて答ふべし。頌に曰く、

[六五]謂はく唯外の四界のみ。　　能斫及び所斫あり。
亦は所燒と能稱とあり。　　能燒と所稱には諍あり。

論じて曰く、色、香、味、觸は、斧薪等を成ず。此れ卽ち名けて、能斫、所斫と爲す。「唯」とは定の義なり。意は斫等を決定して、是れ外の四界にして、餘に非ざるを顯はす。「及び」の言は能斫、所斫、倶に四界に通ずることを顯はさんが爲めなり。卽ち諸の色聚は相逼りて續生す。[六六]異緣分隔して、各をして續起せ令むるを、能(斫)、所斫と名く。刹那性の故に、理、實には都て能斫、所斫無し。此の所斫の義、身根等には無し。[六七]諸の色根は異緣分隔して、二を成じ、各をして相續いて起ら令む可きに非ず。支分は身を離るれば、則ち根無きが故に、又身根等も亦能斫に非ず。淨妙の相の故に。珠寶の光の如し。此れ等の義言は、「唯」の言の顯はす所なり。

能斫、所斫の體は、唯[六八]外の四界なるが如く、所燒、能稱も其の體亦爾り。謂はく、唯、外の四界を所燒、能稱と名く。

身等の色根は淨妙の相の故に、亦二事に非ず。珠寶の光の如し。

聲は色等の(如く)、相續して倶轉するに非らず。間斷あるが故に。六義皆無し。

能燒、所稱には異の諍論有り。謂はく、或は有るが說かく、「能燒と所稱とは體も亦、前の如く、唯外の四界なり」と。或は復、有るが說かく、「唯、火界のみ有りて、能燒と名く可し。所稱は唯、重のみなり」と。

【六五】此の頌は十八界中の色性のものの中に於て、切るものと、切らるゝものと、燒くものと、燒かるゝもの、計るものと、計らるゝものとを分別せる門なり。卽ち色・香・味・觸の四界のみ、能斫と所斫に通じ、又、唯、所燒、能稱に通ず。能燒と所稱とに關しては、二說あり。一說は外の色香等の四界は能燒にして、所稱なりといひ、二說は唯、觸界中の火大のみ能燒にして、觸界中の重性のみ所稱とするものなり。

【六六】異緣とは、此處に於ては斧等を意味す。

【六七】諸の色根とは、諸の內の身等の色根の意なり。卽ち斫は一色を全斷し、その各々の二が、各別に續生すべき意なれば、手足等を斷れたる時には、それらは身根をはなれて、身根たる意義を失し、手足それ自身として、相續することの出來ざるものの故に、所斫に非ざるなり。

【六八】外の四界とは、色・香・味・觸の四界なり。

處と爲す所のものを、有執受と名く。損と益と展轉して、更相に隨ふが故なり。若し爾らば色等は、卽ち應に一向に無執受と名くべし。心心所法は彼れに依らざるが故に。根の性に非ざるが故に。爾らず。色等若し根を離れざれば、所依に非ずと雖も、而も是れ心等の親輔する所なるが故に、此の失無し。

第七節　大種及び所造法と極微積集法と非積集法

是くの如く已に有執受を說けり。十八界の中、幾か大種性、幾か所造性、幾か可積集、幾か非積集なりや。頌に曰く、

〔六三〕觸界の中には二有り。　餘の九色は所造なり。
法の一分も亦然り、　十色は可積集なり。

論じて曰く、觸界は二に通ず。一は大種、二は所造なり。此の二は前の〔六四〕十一の觸の釋の如し。唯、大種は觸界を總攝するに非ず。各別處經に、觸處の中に造色を攝することを說くが故に。餘の九色界は唯是れ所造なり。謂はく、五色根と、色、聲、香、味となり。法界の一分も亦唯所造なり。此れ復、云何、謂はく、無表色なり。大種に依りて生ずるが故に所造と名く。「然り」の聲は定んで一界も唯大種の性なること無きことを顯はさんが爲めなり。餘の七心界と法界の一分の無表色を除きたるは、俱に二種に非ず。義准じて已に成ず。大種を離れて外に別に所造有り。各別處經を卽ち誠證と爲す。

是くの如く、已に大種の所造を說けり。十八界の中、五根、五境の十有色界は、是れ可積集なり。是れ極微にして體可聚の故に、可積集と名く。義准じて餘の八は、非可積集なり。體は極微に非ず、聚む可からざるが故に。

を合していへるものなり。

〔六三〕此の一段は、一切の色法に就て、その性質と及びその分子的立場より考察せしものなり。從つて此處にては、心法に關するものは除外さる。その性質の方面とは、大種性と所造性の見方であり、分子的の方面とは、極微の積集を問題とせるものなり。

〔六四〕十一の觸とは、堅・濕・煖・動（大種の四性）、滑・輕・重・澁・飢・渴・冷（所造の七性）との十一性をいふ。

是くの如く已に有尋伺等を說けり。十八界中、幾か有所緣、幾か無所緣、幾か有執受、幾か無執受なりや。頌に曰く、

[五九]七心と、法界の半とは、　有所緣なり、餘は無なり。
前の八界と及び聲とは、　無執受なり、餘は二なり。

論じて曰く、六識と意界と、及び法界の攝の諸の心所法とを、有所緣と名く。所緣を有するが故に。人の子を有するが如し。所緣、所行と及び境界と、名義差別す。餘の十色界と、及び法界に攝する不相應法を、無所緣と名く。義准成ずるが故に。應に知るべし、五識は分別無きが故に。實に極微の和集を緣じて境と爲し、和合を緣ぜず。和合の名は別に少法の分別無き識の所取の境の成ずることを爲す可きに目くるに非ず。多法の中に於て一增語を起す。言說轉ずるが故に名けて、和合と爲す。五識は增語を緣じて境と爲さず。是の故に和合は五所緣に非らず。

是くの如く已に有所緣等を說けり。十八界中、九は無執受なり。何等をか九と爲す。謂はく、前の所說の七の有所緣と、并に全法界との此の八と、及び聲とは皆無執受なり。頌の中の「及び」の言は、二義を具含す。一は總集を顯はす。謂はく、八と及び聲は、總じて無執受なり。二は異門を顯はす。謂はく、餘師の說かく、「根を離れざる聲も亦、有執受なり」と。餘の九は二に通ず。謂はく、五色根と色、香、味、觸なり。云何が二に通ず。眼等の五根は現在世に住するを、有執受と名け、[六〇]過去、未來を無執受と名く。色、香、味、觸も現在世に住し、[六一]五根を離れざるを有執受と名け、過去、未來と、及び現在に住し、根を離れざるに非ざるを、無執受と名く。是の故に九界は各二門に通ず。

何等をか名けて有執受の相と爲すや。本論の中に說かく、「已が身の所攝を、有執受と名く」と。[六二]此れ復、云何ん。謂はく、心心所の執して、已が有と爲す。卽ち心心所の共に執持し、攝して依

隨念分別(Anusmarana-vikalpa)。

【五六】 意地の散慧。意地(Manobhūmi)とは地は所依の義なり。意は第六識、これ一身を支配するところ。又萬事を發生する場所なれば、心地ともいふ。散は定に對する語にして、心の散亂して、一所に住せざるをいふ。

【五七】 擇記。簡擇と明記のこと。

【五八】 三行とは簡擇、明記、推求の三行なり。

【五九】 此の一段は吾人の心作用に於て、一に主觀(所緣を有するもの)と、然らざるものを十八界に於て分別し、二に苦樂の感觸(受)を領納するものと、然らざるものとを、同じく十八界に於て分別せしもの。
有所緣(Sālambana)。
無所緣(Anālambana)。
有執受(Upātta)。
無執受(Anupātta)。

【六〇】 過未の五根の苦、樂の覺なきを以て無執受なり。

【六一】 色等の境は五根と合せざる時は、たとへ身内にありとも、苦、樂の覺なきが故に無執受なるも、五根と合し離れざれば、苦、樂を感ずるが故に有執受なりとの意。

【六二】 依處とは所依と依所と

論じて曰く、分別に三有り。一に自性分別、二に計度分別、三に隨念分別なり。五識身は自性(分別)有りと雖も、而も餘の二無きに由りて、無分別と說く。一足の馬を名けて、無足と爲すが如し。故に一有りと雖も、而も無と名くるを得るなり。豈に意識は唯、一種の分別の相應有るにあらずや。意識は總類して、三を具するに由依りて、分別有りと說く。

[五四]自性分別は體は唯是れ尋なり。後の心所の中に、自ら當に辯じ、釋すべし。

[五五]餘の二の分別は其の次第の如く、[五六]意地の散慧と、諸念とを體と爲す。散と言ふは定を簡べるなり。意識相應の散慧を、名けて計度分別と爲す。定中に境を計度すること能はざるが故に。定中の慧に非らず、能く所緣に於て、此くの如し。是くの如しと計度して轉ず。故に此の中に於て、定を簡んで散を取る。

若しは定、若しは散の意識相應の諸念を、名けて隨念分別と爲す。所緣を明記して、用、均等なるが故に。

五識は念慧と相應すと雖も、[五七]擇記の用、微なるが故に、唯、意を取る。夫れ分別は推求の行相なり。故に尋を說いて自性分別と爲す。簡擇と明記との行は、尋に似順するが故に、分別の名も亦慧念に通ず。此の[五八]三行に由りて差別し、攝持し、皆境に於て明了に轉異せ令む。已了の境に於ては、簡の行の生ずるを遮するが故に、分別の名は想に通ぜず。未了の境に於ては、印持すること能はざるが故に。分別の名は勝解に通ぜず。

第六節　有所緣無所緣と有執受無執受

若し欲界及び初靜慮に在りて、不定の意識は三分別を具す。若し初靜慮の在定の意識、及び上の散心は各二分別なり。上地の意識の若しは定中に在ると、及び五識身は各一分別なり。

無色界
- 空無邊處＜近分定／根本定
- 識無邊處＜近分定／根本定
- 無所有處＜近分定／根本定
- 非想非々想處＜近分定／根本定

（無伺地）

近分定とは所謂る豫備的であり、根本定はその定各々の立場に於ての本質的な定の意。而して初禪との間に靜慮中間あるは、その間が可成の精神的に差異あるを以てなり。然して欲界と初禪は未だ尋伺共にあり、中間定は初禪よりはやゝその心作用が細なるを以て、尋は無く、唯伺のみあり、二禪には全く尋伺ともになし。

【五二】法界所攝の非相應とは、十四不相應法、三無爲、無表等なれば、これらは心作用にあらざるを以て、勿論無尋無伺なり。又中間定にある伺は、尋と伴ふことなく、それ自身伺なるを以て、伺伴ふことあらざるを以て、同じく無尋無伺ありとす。

【五三】此の頌は三種分別を明して、五識身は自性分別あるのみにて、他の二分別なきを以て、無分別なりといふなり。

【五四】自性分別 (Svabhāva-vikalpa)。

【五五】計度分別 (Abhinirūpaṇā-vikalpa)。

なるや。頌に曰く、

[四九] 五識は有尋有伺なり。　後の三は三なり、餘は無なり。

論じて曰く、眼等の五識は有尋有伺なり。尋伺と恒に共に相應するに由る。此の五識身が恒に、尋伺と共に相應すとは、五識は唯、[五〇]尋伺の隨を所の地の中に在りて有るが故に。欲界と初靜慮の中に於て、心心所法、尋と伺とを除いて有りて、一にして尋と伺と倶ならざるに非らざるが故に。

意と法と意識とを名けて、後の三と爲す。根と境と識の中、各後に居るが故に。此の後の三界は皆三品に通ず。意界と意識界と、及び相應の法界は、尋と伺とを除いて、若し[五一]欲界の初靜慮の中に在りては、有尋有伺なり。靜慮中間は無尋唯伺なり。此れ從り已上は無尋無伺なり。[五二]法界の一切の非相應の法と、靜慮中間の伺も亦、是くの如し。彼の上地に於ては、尋伺無きが故に。非相應なるが故に。彼れ尋無きが故に。自體、自體と不相應なるが故に。尋は一切時に無尋唯伺なり。自體、自體と相應せざるが故に。此れ常に伺と共に相應するが故に。

伺は欲界初靜慮の中に在りては、三品に收めず、應に第四と爲すべし。然るに法少きが故に頌の中に說かざるなり。餘の十色界には尋伺倶に無し。常に尋伺と相應せざるが故に。此の中、乘は便ち應に更に思量すべし。

第五節　三種の思惟（分別）

若し五識身は有尋有伺ならば、尋は卽ち分別なるに、如何んぞ彼れを無分別なりと許す耶。頌に曰く、

[五三] 五を無分別なりと說くは、　計度と隨念とに由る。
意地の散慧と、　意の諸念とを以て體と爲す。

惱を隨増する性質のものなれば、有漏法となし、殘れる意根、意識・法界の三界は二法に通ずとす。

【四九】 此の段は十八界を尋・伺によりて分別せしものにして、前五識界は有尋有伺、後の三とは卽ち意根・意識・法界の三は尋伺を共に有し、或は尋なく、伺のみ有し、或は尋伺共に無き三場合あり、殘れる五根、五境の十界は、心法にあらざるを以て、尋伺共にあらざるものとするものなり。

【五〇】 衆賢は世親の內、外の門に於て解する釋をとらずして、五識は有尋有伺地、卽ち欲界と初禪にのみあれば、かくいふなり。

【五二】 欲界と初靜慮云々。前述の如く佛教に於ては、その禪定觀に應じて、世界を三界に分ちて、欲・色・無色界とせるが、更に此の中、色・無色の二界を各四段に分ちて、三界九地となせり。卽ち圖示せば左の如し、

欲界
色界
初禪＜未至定・根本定 ―― 有尋有伺地
靜慮中間 ―― 無尋唯伺地
二禪＜近分定・根本定
三禪＜近分定・根本定
四禪＜近分定・根本定 ―― 無尋

なり。鼻、舌の識を除くことは、境界無きが故なり。境界無くして、少しく識の生ずること有るに非ず。若し爾らば彼こに於ても亦、應に觸なかるべし。食性に非らざる觸、彼こに於て有るを得。觸界は彼こに於て食用を成ずること無し。餘用を成ずること有り。所謂身を成ず。若し爾らざれば大種は應に無かるべし。則ち諸の所造も亦、應に非有なるべし。便ち無色と同じきを、何んぞ色界と名けんや。又彼こに於て[46]觸は外用を成ずること有り。謂はく、宮殿、及び衣服等を成ず。食欲を離ると雖も、觸に別用有り。香、味は然らず。故に彼れは非有なり。

無色界繫には唯後の三有り。所謂意と法と、及び意識界なり。要らず色染を離れて、彼に於て生ずることを得。故に無色の中、十色界無し。[47]依と緣と無きが故に。五識も亦無し。故に唯後の三のみ無色界繫なり。

第三節　有漏無漏門

已に界繫を說けり。十八界の中、幾か有漏、幾か無漏なりや。頌に曰く、

[48]意と法と意識とは通ず。　所餘は唯有漏なり。

論じて曰く、次前の意と法と、及び意識の三は、一切皆有漏と無漏とに通ず。謂はく、道諦と及び三無爲とを除く。餘の意等の三は、皆是れ有漏なり。道諦の所攝、及び三無爲は、其の所應の如く、三皆無漏なり。唯有漏に通ずるは、謂はく、餘の十五なり。道諦、無爲の攝せざる所なるが故に。

第四節　有尋有伺門

是くの如く已に有漏、無漏を說けり。十八界の中、幾か有尋有伺、幾か無尋唯伺、幾か無尋無伺

なり。自性、相應、等起に就ては、已に前に述べたり。勝義とは、最上善、又は最上不善の義にして、擇滅は最上善なり。

【四三】此の界繫門は、佛敎の世界觀なる欲界・色界・無色界の三界を以て、十八界の相攝關係を論ぜしものなり。即ち十八界は欲界の有情の成立要素として立てしものなれば、色界・無色界に於ては、十八界の總てがその成立要素とならず、今その次第を以下に於て論ずるものなり。

【四四】繫(Avacara 巴)、婆沙論五二(收三・八右)に詳し。參照すべし。

【四五】段食(Kavalīkārāhāra, Kabalīkārāhāra)云々。香・味等の段食は、初靜慮の近分の未至定に依りて、欲界の煩惱を斷盡する時に離る。

【四六】觸外用云々。觸界中には、能造の大種を攝し、能く五根等の身を持し、又は宮殿衣服等を持つ別の用あり。故に色界にも觸はあるべきものなり。只、香味は色界になし。

【四七】依と緣とは、五根と五境となり。

【四八】この頌は十八界を有漏と無漏との法によつて分別せるもの、十八界中の五根・五境・五識の十五界は、凡て煩

故に、唯、色體に於て有色の言を說く」。

是くの如く已に有對、無對を說けり。此に說く所の十有對の中に於て、色及び聲を除き、餘の八は無記なり。無記と言ふは、記して善、不善と爲す可からざるが故に。應に法を讃毀し、記說す可きは、[三八]黑白品中に在り。名けて有記と爲す。若し二品に於て皆容れざる所にして、體の分明ならざるを、無記法と名く。其の餘の十界は善等の三に通ず。卽ち是れは七心と、色と聲と法界となり。

善とは、謂はく、惡を捨するなり。是れ惡と違する義なり。或は復、善とは慧の攝受を名く。謂はく、若し諸法、慧の攝受する所、或は攝受の慧、皆名けて善と爲す。或は復、善とは是れ[三九]吉祥の義なり。能く嘉瑞を招く。吉祥草の如し。此れに翻ずるは卽ち不善の名義を釋するなり。

[四〇]色と聲との二界の善心の等起を、卽ち名けて善と爲し、惡心の等起を名けて不善と爲し、餘は是れ無記なり。其の[四一]七心界の若し無貪等と相應するを、善と名け、貪等と相應するを、名けて不善と爲し、餘を無記と名く。[四二]法界所攝の品類は衆多なり。無貪等の性と相應すると、等起なると、擇滅とを善と名く。若し貪等の性と相應すると、等起なるとを名けて不善と爲す。餘は無記と名く。

第二節　界繫門——十八界の法と三界との關係

已に善等を說けり。十八界の中、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なりや。頌に曰く、

[四三]欲界繫は十八なり。　色界繫は十四なり。
香味と二識とを除く。　無色繫は後の三なり。

論じて曰く、[四四]繫とは謂はく、繫屬、卽ち被縛の義なり。

欲界の所繫は十八を具足す。色界の所繫は唯十四種なり。香と味との境と、及び鼻と舌との識を除く。香と味とを除くは、[四五]段食の性なるが故なり。段食の欲を離れて、方に彼こに生ずるを得れば

故に境界及び所緣を外にしての意なり。

【三七】　障礙有對(Āvaraṇa pratighāta)。五根五境の小色を體とす。此の十色互に障礙すること、手の手を礙げ、石の石を礙ぐるが如き故に、障礙を名となす。障礙卽有對なり。

【三八】　黑白。不善・善と同義。

【三九】　吉祥(Lakṣmī)吉事の兆瑞。次の吉祥草は、吉祥童子の奉りし草なれば、吉祥草といふ。佛の敷きて座となし、以て成佛す。

【四〇】　色、聲の二界は、體はこれ無記なれども、自性善、不善、相應善、不善と等起するによりて、身語の表業、無表業、不相應行法、善、不善となる。

【四一】　七心界云々。心所の中に自性善、自性不善なるものあり、貪・瞋・癡・無慚・無愧は不善にして、無貪・無瞋・無癡・慚愧は善なり。これと相應して生起する心所が相應善、相應不善なり。識(心王)には自性善、自性不善はなく、唯、相應善、相應不善あるのみなり。

【四二】　法界云々。衆多なりとは、相應、等起、勝義の三あるを以てなり。卽ち善、不善の四種の中、三種あるを以て

爲す。又、彼れに於て勝れたる功能有れば、便ち彼れを說いて我れの境界と爲すが如し。心心所の法は、彼れを執して起る。彼れ心等に於て名けて所緣と爲す。[三五]若し法、所緣有對なれば、定んで是れ境界有對なり。心心所法の境界若し無ければ、境を取る功能は、定んで轉ぜざるが故に。境界有對なりと雖も、而も所緣有對に非らざること有り。謂はく、五色根は相應法に非ず。所緣無きが故に。云何が眼等の自らの境界と、所緣とに於て轉ずる時を說きて、有礙と名くるや。[三六]彼れを越えて餘に於ては、此れは轉ぜざるが故に。

或は復、礙とは是れ和會の義なり。謂はく、眼等の法は自らの境界と、及び自らの所緣とに於て、和會して轉ずるが故に。有るが說かく、「若し法は唯、彼れに於て轉じて、彼れを越ゆること能はず、故に有礙と名く」と。

[三七]障礙有對とは、謂はく、可集色なり。自が他處に於て、障へられて生ぜず。手、石等の更相に障礙するが如し。或は自處に於て他の生ずるを障礙す。唯、極微と色と更相に相障ふるが故に、說いて名けて障礙有對と爲す可し。

此の中唯、障礙有對を辯ずるが故に、但だ十と言ふ。礙へるの義勝るが故に。何等をか十と爲すや。謂はく、極微、十有色界を成ず。唯有色の故に。法界は有色、無色に貫通す。彼の色は一向に極微の成ずるに非ず。之れを除く所餘の十を、有色と名く。色蘊の攝なるが故に。

十有色を說いて名けて有對と爲す。義准ずるに餘を說いて名けて無對と爲す。

有色と言ふは、謂はく、無表を除く餘の色蘊の攝なり。變礙を色と名く。有變礙の義の故に、有色と名く。

有るが說かく、「色とは、謂はく、能く此に、彼こに在りと示現する言なり。此、彼こに有りの言の故に有色と名く」と。有るが說かく、「諸の色は自體有るが故に名けて有色と爲す。稱說し易きが

【三二】境界有對(Viṣaya pratighāta) 六根六識の十二界と、法界の一分の心所法なり。此十三界の法は、境のために拘せらるれば、有對と名く。境界が有對なるなり。

【三三】所緣有對(Ālambana pratighāta) 六識及び境界の七心界と、法界の一分心所法なり。この八界は所緣の境のために、拘礙せらるれば、有對といふ。所緣が有對の依主釋なり。

【三四】「彼の法」とは色等の對境を意味し、「此れ」とは六根、六識心所等の心作用を意味す。

【三五】此の段は境界有對と所緣有對との關係を述べしもの。

【三六】「彼れを越えて」とは、彼とは境界及び所緣の義なり。

是くの如く已に餘の蘊、處、界は、皆此の中に在るを說きたり。蘊、處、界の攝を今當に顯示すべし。蘊、處、界の三の有見等の門の義類の差別は、界の中に具さに根、境、議を顯はすが故に、諸門の義類、了知す可きこと易し。故に今は且らく十八界に約して辯ぜん。斯れに由りて蘊、處の義類、已に成ぜり。前の所說の十八界の中に於て、幾か有見、幾か無見、幾か有對、幾か無對、幾か善、幾か不善、幾か無記なるや。頌に曰く、

[三一]一は有見、謂はく、色なり。　十の有色は有對なり。
此に色と聲とを除く八は、　無記なり、餘は三種なり。

論じて曰く、十八界の中、一は是れ有見なり。所謂色界なり。云何が此れを說いて有見と名くる耶。二義に由るが故に。一は此の色、定んで見と倶なり、故に有見と名く。色と眼と倶時に轉ずるに由るが故に。伴侶有るが如し。二は此の色示現有る可し。故に有見と名く。此に在り、彼に在りとの別を示す可きが故に。所緣を有するが如し。

有るが說かく、「此の色、鏡等の中に於て、像の現ず可き有り、故に有見と名く」と。彼れの如く、此れも亦爾りと示す可し。故に聲に谷響等有り、應に有見を成ずべしと說く可からず。倶生せざるが故に。此の相を說くに由りて、餘界の無見の義准已に成ぜり。

是くの如く已に有見、無見を說きたり。唯、色蘊の攝の十界は、有對なり、對は是れ礙の義なり。此れ彼の礙なるが故に有對と名く。此れに復、三種あり。境界と、所緣と、障礙と別なるが故に。

[三二]境界有對とは、謂はく、眼等の根、心、及び心所の諸の有境の法色等の境と和會して礙へられ、有對の名を得。

[三三]所緣有對とは、謂はく、心心所、自の所緣に於て和會し、礙へられ、有對の名を得。境界と所緣と復何んの別有るや。若し[三四]彼の法に於て、此れが功能有るは、即ち彼れを說いて此の法の境界と

想處。
【二三】　五解脫處(Pañca vimuttāyatanāni 巴、)とは、一、聞二佛等說法一得二解脫一。二、因二自讀誦一得二解脫一。三、爲ソ他說法得二解脫一。四、靜慮思惟得二解脫一。五、善取二定相一得二解脫一。
【二四】　無想有情天、色界第四禪天に在り。
【二五】　十處とは六根と四境なり、聲を恒に成就し、而も香・味を缺くが故に。
【二六】　多界經(Bahu-dhātuka sutta)中阿含四七(昃七・三一左)にあり。
【二七】　此の欲は空界(Ākāsa-dhātu)を釋せるもの。前二句は空界を釋し、後二句は識界(Viññāna-dhātu)と識界を明せるもの。
【二八】　倶舍論一・二一左には、「傳說是明闇」となる。
【二九】　窓指、門窓、及び指の間隙をいふ。
【三〇】　斷・害・壞は、生・養・長に對するものにして、有漏の法の用に反せる無漏法の用としてあげられしものなり。
【三一】　此の頌は諸門分別中、先づ第一に有見・無見、有對無對、善・不善・無記に就て分別せしものなり。即ちこれを圖示せば、

だ其の相を辯ぜず。是くの如きの二界、其の相云何ん。頌に曰く、

[二七] 空界は謂はく、竅隙なり。　[二八] 體は卽ち是れ光闇なり。
識界は有漏の識なり。　有情の生の所依なればなり。

論じて曰く、內外の竅隙を名けて空界と爲す。竅隙とは是れ何ぞ。卽ち是れ光闇なり。謂はく、[二九] 窻指等の光闇竅隙なり。顯色の差別を名けて空界と爲す。應に知るべし、此の界の體は是れ實有なり。內外を說くが故に、地界等の如く、此れ虛空を離れて、其の體別に有り。契經に由るが故に其の理極成す。契經に言ふが如し。『虛空は無色、無見、無對なり。當に何の所依なるべき、然るに光明に藉りて虛空顯了す』と。又說く、色(界)に於て染を離るゝことを得る時、虛空界を斷ずと、故に知る、別に有りと。

已に空界を說きたり、諸の有漏の義を名けて識界と爲す。何が故に無漏の識と說かざる耶。彼れ此の義と相應せざるが故に、無漏の法は有情の生に於て、[三〇] 斷、害、壞等、差別して轉ずるに由るが故に、生の所依に非ず。是くの如きの六界は、有情の生に於て、生と養と長との因、差別して轉ずるが故に、是れ生の所依なり。生因とは、謂はく、識界は續生の種なるが故に、養因とは、謂はく、大種は生の依止なるが故に、長因とは、謂はく、空界は生を容受するが故に。有情の生を持つが故に名けて界と爲す。彼の經の六界は、此の九界の攝なり。餘は所應に隨つて、當に攝する義を觀ずべし。故に諸の餘界は十八界の攝なり。

第五章　十八界の法の諸門分別

第一節　有見無見等の三門

【二九】 十遍處。卽ち觀法の對境をすべて地・水・火・風等と觀じ、一切處に遍滿して餘す所なからしむる觀法。地大遍一切處(Pṛthivi kṛtsna, Pathavi kasiṇa)、水大遍一切處(Āp-k., Āpo-k.)火大遍一切處(Tejas-k., Tejo-k.) 風大遍一切處(Vāyu-k., Vāyo-k.)青色大遍一切處(Nīla-k., Nīla-k.) 黃色大遍一切處(Pīta-k.)赤色大遍一切處 (Lohita-k.)白色大遍一切處(Avadāta-k., Odāta-k.) 空無盡大遍一切處(Ākāśa-k., Ākāsānañca-k.)識無盡大遍一切處(Vijñāna-k., Viññāṇañca-k.)。

【三〇】 八勝處。八解脫を修して後、觀心純熟して、轉變自在に淨不淨の境を觀ずるを言ふ。所緣の境を制伏して、心・境處に勝るが故に勝處と言ふ。
一、內有色想觀外色少
一、內有色想觀外色多
一、內無色想觀外色少
一、內無色想觀外色多
一、內無色想觀外色青
一、內無色想觀外色黃
一、內無色想觀外色赤
一、內無色想觀外色白

【三一】 助伴。相應隨轉の意なり。

【三二】 空無邊等の四無色とは、一、空無邊處。二、識無邊處。三、無所有處。四、非想非々

處界も、類するに亦應に然るべし。頌に曰く、

[17]是くの如く餘の蘊等は、　各其の所應に隨つて、
攝して前に說く中に在り。　應に審に自相を觀ずべし。

論じて曰く、餘の契經の中の諸の蘊處界は、應に隨ひて、應に前の所說の中に攝在す。此の論の中に說く所の蘊等の如く、應に審に彼の一一の自相を觀ずべし。

且らく諸の經中に說く餘の五蘊とは、謂はく、戒、定、慧、解脫、解脫知見の五蘊なり。彼の中にて戒蘊は、此の色蘊の攝なり。是れ身語業にして、意志に非ざるが故に。彼の[18]餘の四蘊は、此の行蘊の攝なり。是の心所法は、受想に非ざるが故に。

又諸經に[19]十遍處等を說く。前の八遍處、及び[20]八勝處は、無貪の性なるが故に、此れ法處の攝なり。若し[21]助伴を兼ぬれば、五蘊の性なるが故に、即ち此の意處、法處の所攝なり。後の二遍處、[22]空無邊等の四無色處は、四蘊の性なるが故に、亦此の意處、法處の所攝なり。

[23]五解脫處は慧を性と爲すが故に、此れ法處の攝なり。若し助伴を兼ぬれば、即ち此の聲と意と法處との所攝なり。

復、二處有り、謂はく、[24]無想有情天處と、及び非想非非想處となり。初めの處は即ち此の[25]十處の所攝なり。香味無きが故に、彼の處は即ち此の意、法處の攝なり。無色の性なるが故に。

又[26]多界經に、界の差別を說くに六十二有り。其の相に隨つて當に知るべし。十八界の中に攝在す。

第五節　空界と識界

且らく彼の經中に說く所の、六界の地、水、火、風の四界は、已に辯じたり。空、識の二界は未

---

ana,Abhibhvāyatana)。遍處(Kṛtsnāyatana, Kasiṇāyatana)、覺分(Bodhaṅga,Bojjhaṅga)神通(Abhijñā, Abhiññā)、無諍(Araṇā)、願智(Praṇidhijñāna, Paṇihitañāṇa)、無礙解(Pratisaṃvida, Paṭisambhidāñāṇa)

【一五】貪(Lobha)、瞋(Doṣa, Dosa)、癡(Moha)、我慢(Ātmamāna, Atta-māna)、身見(Kāya-dṛṣṭi, Kāya-diṭṭhi)、尋(Vitarka, Vitakka)、思(Cetanā, Cetanā)。

【一六】不淨(Aśubha, Asubha)慈悲(Maitrī-Karuṇā, Mettā-karuṇā)、緣起(Pratītyasamutpāda)無常想(Anityasaṃjñā, Anicca-saññā)、空(Śūnya, Suñña)、持息念(Ānāpāna-smṛti, Ānāpāna-sati)。

【一七】此の頌は上に說きし五蘊の外に、無漏の五蘊、十遍處等を釋せるもの。

【一八】餘の四蘊。即ち定蘊。これは定の心所を體とす。故に行蘊に攝す。慧蘊。これは慧の心所を體とす。故に行蘊に攝す。解脫蘊。勝解の心所を體とす、故に行蘊に攝す。解脫知見蘊。慧の心所を體とす、故に行蘊に攝す。いづれも此れ等の心所は受・想にあらざればなり。

の教の體は、卽ち是れ名なり。所以は何ん。義を詮はすこと實の如し。故に名は佛の教なり。名は能く義を詮はす。故に教は是れ名なり。是れに由りて佛の教は、定んで名を體と爲す。名を擧げて首と爲す。句文を攝するを以てなり」と。

第三節　八萬四千の法蘊

何に齊りて應に諸の法蘊の量を知るべきや。頌に曰く、

[一三]有るは言く、諸の法蘊は、　量は彼の論に說くが如しと。
或は蘊等の言に隨ふと。　如實は行の對治なり。

論じて曰く、有る諸師は言ふ。「八萬の法蘊は、一一の量は法蘊足論に等しと。謂はく、彼れの一一に六千頌有り。對法中の法蘊足論に(說くが)如し」と。

或は說かく、「法蘊は蘊等の言の一一の差別に隨ひて、數八萬有り。謂はく、蘊、處、界、[一四]緣起、諦、食、靜慮、無量、無色、解脫、勝處、遍處、覺品、神通、無諍、願智、無礙解等、一一の教門を一法蘊と名く」と。

如實の說とは、所化の有情に、[一五]貪、瞋、癡、我慢、身見、及び尋、思等の八萬の行の別有り。彼の八萬の行を對治せんが爲めの故に、世尊は八萬の法蘊を宣說せり。謂はく、[一六]不淨、慈悲、緣起、無常、想、空、持息念等、諸の對治門を說けり。此れ卽ち蘊等の言に隨ひ、蘊等の言無くば、有情の病行を對治せんが爲めならず、唐捐にして而も說くこと順顯するなり。

第四節　蘊相攝論結論

彼の所說の八萬の法蘊は、皆此の五の中の二蘊に攝せらるゝが如く、是くの如く餘處の、諸の蘊

【一三】此の頌は法蘊の量を明せるものなり。これに三說あり。
一、佛說の八萬の法蘊は法蘊足論に、その一一に六千頌ありと說けるが如く、法蘊の一一に六千頌ありとするもの。
二、所說の法門に約して量を定めしものにして、蘊・處・界等一一の教門を一法蘊とするもの。
三、所化の有情には各八萬の煩惱あるが故に、此の八萬の煩惱を斷ぜんがために、佛は八萬の法蘊を說けるなりとせしもの。

【一四】緣起(Pratītyasamutpāda, Paccayākāra)、諦(Setya, Sacca)、食(Āhāra)、靜慮(Dhyāna, Jhāna)、無食(Arūpa)、無量(Apremāna, Appamāna)、解脫(Vimokṣa, Vimutti)、勝處(Abhibhvāynt

こに在りと差別を示す可し。二、[一〇]有對の故に。手等の觸るゝ時、卽便ち變壞す。又多種の故に。[一一]三の眼の境なるが故に。世、共に此に於て色の名を立つるが故に。諸の大論師は、聲等に於て、色の名を立つるに非ざるが故に、唯、一を色と名く。

法處の中に於ては、受想等の衆多の法を攝するが故に、應に通名を立つべし。若し通名を離れては、云何が能く多くの別相の法を攝し、同じく一處と爲さんや。又此の中に於て、多の品類の法の名の諸法を攝するが故に法の名を立つ。謂はく、擇法覺支、法智、法隨念、法證淨、法念住、法無礙解、法寶、法歸なり。此れ等の法の名、無量種有り。一切此の法處の中に攝在す。故に獨り法と名く。

又增上法とは所謂涅槃なり。此の中に攝するが故に。獨り名けて法と爲す。

第二節　法　蘊

諸の契經の中には、餘の種種の蘊、及び處、界の名想の得可きもの有り。皆此の攝に在り。應の如く當に知るべし。且らく餘の諸蘊の名想を攝することを辯ずべし。頌に曰く、

[一二]牟尼の法蘊を說く、　數、八十千有り。
彼の體は語なり、或は名なり。　此は色と行との蘊の攝なり。

論じて曰く、有るが說かく、「佛の敎は語を自體と爲す」と。彼れは說く、「法蘊は皆色蘊の攝なり。語の用の音聲を自性と爲すが故に」と。

有るが說かく、「佛の敎は名を自體と爲す」と。彼れは說く、「法蘊は、皆行蘊の攝なり。名は不相應行を性と爲すが故に」と。語は敎の異名なり。敎は是れ語なる容し。名と敎とは別體なり。敎は何ぞ是れ名なるや。彼は是の釋を作す。要は「名有るに由りて、乃ち說いて敎と爲す。是の故に佛

【一〇】有對（Pratighā, pratighā）。質礙あることを有對といふ。卽ち抵抗關係のあること。これの反對を無對といふ。

【一一】三根。肉眼（Māṁsam-cakṣus）天眼（Divya-cakṣus）聖慧眼（Ārya-prajñā cakṣus）。

【一二】此の頌は佛の說ける八萬の法蘊を五蘊中の色蘊と行蘊に攝せんとするものなり。これに二說あり、第一說は卽ち八萬の法蘊は、その體を語言となすものにして、これによつてこれは五蘊中の色蘊に攝すべく、第二說はこれを名・句・文とするものにて、從つて名・句・文は不相應行法なるため、行蘊に凡て攝すべきなりとするものなり。

牟尼（Muni）は寂默の義にして、久しく山林にありて、心を修め、道を學ぶものの稱にして、一般に聖者を意味せるも、此處では釋尊の義なり。

身は後なり。鼻の香に於て能く微細を取るが如く、舌は甘苦に於て、則ち是くの如くならず。舌の味に於て能く微細を取るが如く、身は冷煖に於て、則ち是くの如くならず。處の次第に隨つて釋すること、前に異ならず。

是くの如く已に處と界との次第を說けり。卽ち此の中に於て應に更に思擇すべし。

第四章　三科分類餘論

第一節　色處と法處

何に緣りて十處の體、皆是れ色なるに、唯、一種に於て色處の名を立つるや。又十二處の體、皆是れ法なるに、唯、一處に於て、法處の名を立つるや。頌に曰く、

[七]差別せんが爲めと、最勝と、　多と增上との法を攝するとの故に、
一處を色と名け、　一を名けて法處と爲す。

論じて曰く、十二處は十は色にして、(十二は)皆法なりと雖も、而も差別せんが爲め、一に總名を立つ。差別と言ふは、謂はく、各別の處なり。若し色法は性等しきが故に、名同じければ、是れ則ち處の名は應に二、或は一なるべし。諸の弟子等此の總名に由りて、唯、應に總に知りて、別相を了せざるべし。境及び有境の種種の差別を、了知せ令めんが爲めの故に、異名を立つ。是れに由りて如來は其の聲等、眼等の色の上に於て、別義の名を立つ。色處は更に別義の名無きが故に、總を卽ち別に名く。[八]能作因の如し。諸の別名を立つるは、別義を顯はさんが爲めなり。此れ別義を顯はすが故に、卽ち別名なり。法處も亦爾り。

最勝と言ふは、この因緣に由り、唯、色處の中、色相最勝なり。一、[九]有見の故に。此に有り、彼

【七】此の頌は色處と法處とが、特に一處に就て立てらるゝ理由を明せしもの。卽ち十二處の中、五根・五境の十處は、みなこれ色蘊の所攝なるが故に、色と名くべきに、眼根の對境のみ色處と名け、又十二處は皆任持自性の義あるが故に、すべて法と名くべきに、特に意根の對境のみに法處と名くるは、如何にといふなり。これに對して前者には二義を以て釋し、後者には三義を以て明す。二義とは差別と最勝にして、三義とは差別と多と增上なり。

【八】能作因(Kāraṇa hetu)六因の一、一つの結果に對して、他の一切の萬有が皆因となるをいふ。これに與力、不障の二種あり。與力の此作因とは有爲法に於て因となるものにして、直接・間接に資助して結果を生ぜしむるものなり、不障の能作因とは、無爲法に於て因となるものにして、他の生法を好げず、他をして自在に生ぜしむるものなり。例へば虛空の萬物に於けるが如し。

【九】有見。可見(Sanidassana)の意なり。卽ち肉眼にて見ることの出來る意。有見に對する無見は不可見の事にして可見の反對なり。

はく、眼・耳根は遠境を取るが故に、二の先きに在りて說く。二の中には、眼は用、遠きが故に先きに說く。遠の叢林、風等に撃せられ、現に搖動するを觀るも、聲を聞かざるが如きが故に。又眼の用は速なり。先づ遠く人の鐘鼓を撞擊するを見て、後に聲を聞くが故に。

鼻舌の兩根は、用倶に遠きに非ず。先づ鼻を說けるは、速と明とに由るが故に。香の、美なる諸の飮食に對する時、鼻先づ香を齅ぎ、舌後に味を嘗むるが如し。

是くの如く且らく、境の定、不定、用の遠、速、明に約して、根の次第を辯じたり。

或は身の中に於て、所依處の安布の上下に隨つて、根の次第を說く。傳說すらく、「身中、眼は最上に處し、又面に顯在す。是の故に先きに說く。耳、鼻、舌根の依處は漸く下る。身は多く下に處し、意は方處無く、即ち五根に依止して生ずる者有るが故に、最後に說く」と。豈に理、實には、鼻根の極微は、鼻頞の中に住し、眼の下に居るに非ざるにあらずや。三根は橫に行列を作すと說くが如くんば、處に高下無く、華鬘を冠るが如し。理實に應に爾るべし。然るに經主の意、根の依處に就いて、假りに此くの如しと說く。經主、或は餘釋を通ずるに似たりと言ふ。故に今此に於て別に頌文を作る。

[六]前の五は、用、先きに起る。　五の用の初二は遠。
三の用の初二は明なり。　或は處の次第に隨ふ。

六根の中に於て、眼等の前の五は、色等の境に於て、先きに作用を起す。意は後に方に生ず。是の故に先きに說く。本論に言ふが如し。色等の五境を、五識先きに受く。意識は後に知る。自識の依と爲り、及び自境を取るは、應に知るべし、倶に是れ眼等の功用なり。五根の中に於て、初二の用は、遠にして境合せざるが故に、所以に先きに說く。二の中、眼の用復、耳よりも遠し。事を引く事前の如し。是の故に先きに說く。鼻等の三用は、初二は分明の故に、鼻先きに居し、舌は次に、

【六】此頌は衆賢が如上の解釋を總合して、一頌にまとめしものなり。五の用の初二とは、眼・耳・鼻・舌・身の五根の中の眼・耳の二根なり。三の用の初二とは、鼻・舌・身の三根の中の鼻・舌の二根なり。然して此頌の後の長行は、此の頌の釋を試みたるものなり。

〔辯本事品第二の三〕

第八節　處界門に於ける次第

是くの如く已に諸蘊の次第を說きたり。界、處の中に於て、應に先づ六根に次第を辯說すべし。斯れに由りて境と識との次第を知る可し。眼等は何に緣りて是くの如き次第なるや。頌に曰く、

[一]前の五の境は唯、現なり。　四の境は唯、所造なり。
餘は用の遠と、速と、明となり。　或は處の次第に隨ふ。

論じて曰く、六根の中に於て眼等の前五は、唯、現の境を取る。是の故に先きに說く。意の境は不定なり。三世と無爲となり。或は唯、一を取り、[二]或は二、三、四なり。是の故に後に說く。境の決定する者は、用に雜亂無く、其の相分明なり。所以に先きに說く。境の不定なる者は、用に雜亂有り。相は分明ならず。所以に後に說く。

言ふ所の四境、唯所造とは、前、此に流至す。五の中、[三]前の四の境は唯所造なり。是の故に先きに說く。

身の境は不定なり。大種、造色、倶に境と爲すが故に。所以に後に說く。或る時は身根は唯、大種を取り、或時は身根は唯、所造を取り、或る時は身根は倶に二種を取る。是の故に身識は、或は極多にして五に緣りて觸起ると說く。謂はく、四大種と滑等の隨一なり。有るは極多は十一に緣りて起ると說く。

餘とは謂はく、[四]前四なり。其の所應の如く、用の[五]遠と速と明となり。是の故に先きに說く。謂

【一】此の頌は處界の順序、次第を明す。

【二】或は二・三・四。二とは現在と過去との如きもの、三とは現在と過去と未來との如きもの、四とは三世に無爲を加へしものなり。

【三】前の四の境。色・聲・香・味の四境のことなり。

【四】前四とは眼・耳・鼻・舌の四根なり。

【五】遠等の三。卽ち遠(Dūra)、速(Āśu)、明(Vyaktu)。

を心所の中に於て、相麁にして染を生じ、食に類し、助(味)に同じく、二界の中にて強きが故に、別して蘊を立つ。

已に本頌に隨ひたり、且らく[七七]轉門に就き、次第因を說けば、四種是くの如し。當に[七八]還門に就て復、一種を說くべし。謂はく、佛法に入るに二の要門有り。一は[七九]不淨觀、二は[八〇]持息念なり。不淨觀門は造色を觀じ、持息念門は大種を念ず。要門の所緣の故に先きに色を說く。此の觀力に由りて色相を分析し、剎那・極微・展轉し、差別し、是くの如く觀ずる時、身輕安の故に、心は便ち樂を覺ゆ。故に次に受を說く。受は身を合して定んで損益を爲し、我れを損益すること、理必ず成ぜず。斯の觀解に由りて、我想は卽ち滅し、法想便ち生ず。故に次に想を說く。此の想に由るが故に、唯法有りと達し、煩惱行ぜず。故に次に行を說く。煩惱は旣に息み、心は調柔に住し、堪能する所有り、故に次に識を說く。已に順次に說きたり。逆次に應に說くべきも、繁文を恐厭するが故に、應に且らく止むべし。

【七七】轉門。流轉門(Anuyā-gāminī)のこと、無始以來、無明煩惱善惡の業を作り、苦樂の果を感ず、卽ち惑業苦の次第緣起する迷の因果をいふ。四諦の內、苦集の二諦は流轉門なり。

【七八】還門。還滅門(Apnonya-gāminī)のこと。還滅とは滅卽ち涅槃に還ること、還滅門とは道を修し、涅槃を證する道のことにして、四諦の滅・道は還滅門なり。

【七九】不淨觀。五停心觀の一、貪心を治するために身の不淨を觀ずるなり。

【八〇】持息念。舊に數息ともいふ五停心觀の一なり。呼吸の數を計りて以て散亂心を停止する法なり。

識蘊は最も細なり。故に最後に説く。

染に隨つて立つとは謂はく、無始の生死從り已來、男女は身に於て更相に染愛す。顯形等に由るが故に、初めに色を説く。是くの如きの色愛、受味に耽るに由るが故に、次に受を説く。此の受味に耽るも、想の顚倒に由るが故に、次に想を説く。此の想の顚倒は、煩惱力に由るが故に、次に行を説く。此の煩惱力は能く後有の識を引發し、生ずるに依るが故に、後に識を説く。

器等に隨ふとは、謂はく、色は器の如し。受の所依なるが故に、受は飮食に類す。有情の身を增益し、損減するが故に。想は助味に同じ。怨親の中、平等の相を取り、受を生ずるを助くるに由るが故に。行は廚人に似たり、思食等の業と、煩惱との力に由りて、愛・非愛等の異熟生ずるが故に。識は食者に喩ふ。有情の本中、主と爲りて勝るが故に。識を上首と爲して受等生ずるが故に。即ち此の理に由りて、受・想等の隨福行の中に於て、但だ識を説いて隨福行者を爲す。又此の理に由りて行に緣りて識と説く。此れに由りて復、阿難陀に告げて曰く『識若し無ければ母胎に入らず。心雜染の故に有情雜染なり。心清淨の故に有情清淨なり』と。受想等の倶起の法の中に於て、是くの如き等の經は、但だ主識を標す。

界別に隨ふとは、謂はく、欲界の中、色を最も勝と爲す。諸の根と境と色とを皆具有するが故に。色界は受、勝なり。生死の中に於て諸の勝妙の受、具さに得可きが故に。[七四]三無色の中、想を最も勝と爲す。彼の地は相を取ること、最も分明なるが故に。[七五]第一有の中、行を最も勝と爲す。彼の思、能く最大の果を感ずるが故に。[七六]此れは即ち識住にして、識其の中に住す。世間の田と種との次第に似たることを顯はす。

是の故に諸蘊の次第は是くの如し。此れに由りて五蘊に增減の過無し。

即ち是くの如き諸の次第因に由りて、心所の中に於て、別に受と想とを立つ。謂はく、受と想と

上に於て、麁より細に進みて、色乃至識となす。

二、隨染。染着を起す次第順序によりて、その深より淺へと立てしもの。

三、隨器。食器(色)・食物(受)・助味(想)・廚人(行)・食者(識)の譬喩に相應するによりて、順序次第を立てしものなり。

四、隨界別。欲・色・無色の三界中に於て、順序次第して立てしものなり。

【七四】三無色。空無邊處(Ākāśānantyāyatana, Ākāsānañcāyatana)。識無邊處(Vijñānānantyāyatana, Viññāṇañcāyatana)。無所有處(Ākiñcanyāyatana, Ākiñcaññāyatana)。

【七五】第一有。有頂天のこと、即ち非想非非想處(Naivasaṃjñānāsaṃjñāyatana, Nevasaññānāsaññāyatana)のこと。

【七六】「此」は「此の色・受・想・行の四は」の意にして、此れ等は常に識の所住なれば、恰も識は田と種との如きものなりとの意。

第六節　五蘊と無爲法

[六九]何が故に無爲は、處と界とに在りと說くも、蘊の攝に非ざるや。頌に曰く、

蘊には無爲を說かず、　　義相應せざるが故に。

論じて曰く、諸の無爲法を、若し說いて蘊と爲し、立てゝ五の中に在り、或は第六と爲すも、皆理に應ぜず、義相違するが故に、所以は何ん。[七〇]彼れは且らく色に非ず。乃至識に非ず。故に五に在るに非ず。[七一]聚の義は是れ蘊なり。無爲法は彼の色等の如く、過去等の品類の差別有りて、略じて一聚として、無爲蘊と名く可きに非ず。故に第六に非ず。

[七二]又無爲法は顚倒依と、及び斷方便と、義相違するが故なり。有漏蘊を說いて顚倒依を顯はし、無漏蘊を說いて斷方便を顯はす。無爲は此の兩義に於て都て無し。義不相應の故に、蘊と立てず。

第七節　五蘊の順序

已に諸蘊の廢立の因緣を辯ぜり。當に次第を辯ずべし。頌に曰く、

[七三]麁と染と器等と、　　界別との次第に隨つて立つ。

論じて曰く、五蘊は麁に隨ひ、染・器等・及び界別とに隨ふが故に、次第にして立つ。

麁に隨つて立つとは、五の中、最も麁なるは所謂色蘊なり。對礙有るが故に、五識の依なるが故に。六識の境なるが故に、五の中、初めに說くなり。四の中最も麁なるは、所謂受蘊なり。形質無しと雖も、而も行相の用、了知し易きが故に、四の中、初めに說くなり。三の中、最も麁なるは、所謂想蘊なり。男女等の行相を取る作用、了知し易きが故に、三の中初めに說くなり。二の中の麁とは、所謂行蘊なり。貪等を現起する行相の、分明に了知し易きが故に、二の中、初めに說くなり。

さる。即ち隨麁・隨染・隨器の次第によりて、特に受・想の二を別出し、受・想……とせしものなり。

【六七】昧受（Vedanāsvāda）。

【六八】倒想(Viparīta saṃjñā)。顚倒の想なり。

【六九】此の頌には無爲法と五蘊の關係を述べ、無爲法はその體に於ても、非色非識なるを以て、五蘊の中に入る事を得ず。又その用も相も全く五蘊と異ることを示すものなり。

【七〇】無爲法の五蘊に入らざる第一の理由なり。

【七一】無爲法は五蘊に入らず、又五蘊の外に第六蘊ともすべきものに非らず。無爲法は蘊の義なきが故なり。これ第二の理由なり。

【七二】第三の理由なり。蘊に有漏・無漏の別あり、有漏蘊は顚倒依なるも、無爲にはその義なく、無漏蘊は斷方便にして、淸淨を意味すれども、無爲には此の義なし。即ち無爲は此の兩義を顯はれざるが故に、蘊の義と相應せざるなり。

【七三】此の頌は五蘊の色受・想・行・識の順序を、如何なる理由のもとに、かくせしやを論ぜしものなり。然してその理由として次の四をあぐ、即ち、

一、隨麁。即ち體又は行相の

に。[六五]位とは謂はく、弟子、已過作意と、已熟習行と、初修事業と、三位別なるが故に、過とは、謂はく、有情・我慢行を懐くと、我の所隨を執すると、識の依緣に迷ふと、三の過別なるが故に、病とは、謂はく、所化が、命と財と族とを恃んで、而も憍逸を生じ、三病異るが故に、此れ等の緣に由りて、其の次第の如く、世尊は爲めに、蘊・處・界の三を說けり。

第五節　持に五蘊の分類に就いて——受想別立の理由

何が故に世尊は、諸の心所の中、受と想とを別立して二蘊と爲す耶。頌に曰く、

[六六]諍根と生死との因と、　及び次第因との故に、
諸の心所法に於て、　受と想とを別に蘊と爲す。

論じて曰く、世間の諍根に略して二種有り。謂はく、欲に貪著すると、及び見に貪著するとなり。初は受に因りて起り、後は想に由りて生ず。[六七]味受の力の故に、諸欲に貪著し、[六八]倒想の力の故に、諸見に貪著す。

又生死の法は、受及び想を以て最勝の因と爲す。樂受に耽るが故に、倒想を執るが故に。愛と見との行者は、生死に輪廻す。此の二因と及び後に當に說くべき次第因とに由るが故に、應に知るべし、別に受と想とを立てゝ蘊と爲す。其の次第因は次後に當に辯ずべし。「及び」の聲は兼ねて諸の心所を顯はす。

中に唯此の受と想とは、能く愛と見との二の雜染の法の生の根本なるが故に。各別に一の識住の名を顯はすが故に、此の二を滅するに依りて、滅定を立つるが故に、諸の是くの如き等の多くの品類の因あり。

【六五】本論は俱舍論のそれの如く、如上の說に終ることなく、以下に於て、更に數種の說をあげて三科建立の理由を述ぶ。即ち左の如し。

一、已過作意——蘊
二、已熟習行——處
三、初修事業——界

四、懷我慢行——蘊
五、執我所隨——處
六、迷識依緣——界

七、恃命生憍逸——蘊
八、恃財生憍逸——處
九、恃族生憍逸——界

【六六】此の頌は四十六の心所の中、四十四の心所法を行蘊の攝となし、殘りの二を受・想の二蘊に攝せる理由を論ぜしものなり。然して本論は次の三點をあげてこれを釋せり。

一、諍根の因。諍根（Vivāda mūla）とは、五欲の境に貪著すると、諸の妄見に貪著すると二あり。前者は即ち受の心所にして、後者は想の心所なり。

二、生死の因。即ち受・想の二心所は吾人を生死の淵に輪廻せしむるに最も勝れたる因となるものなり。樂受により、倒想に由るが故に、

三、次第因（Karma Karaṇa）は次に來る五蘊の順序を述ぶる處に於て、詳細に說示

て眼識を生じ、三和合の觸、受と想と思とを倶起す。乃至廣說……」と。

何に緣るが故に、族の義は是れ界なりと知るや。世の種族の義と相似たるが故に。一山中に諸の雄黃・雌黃・赤土・[六〇]安膳那等の衆多の種族有るを說いて、多界と名くるが如し。是くの如く一身、或は一相續に、十八類の諸法の種族有るを、十八界と名く。雄黃等の展轉相望して、體類同じからさるが故に、種族と名くるが如く、是くの如く眼等の、展轉相望して、體類同じからさるが故に種族と名く。義の相似に由りて同喩と爲すことを得。

「若し爾らば意界を六識身に望むるに、別の體類無し。應に別に立つべからず」と。所依と能依と體類別有るが故に斯の過失無し。

第四節　蘊處界建立の理由

何が故に世尊は、蘊・處・界の三門の差別を說くや。佛世尊の意趣は辨し難しと雖も、而も審思し思忖するに、頌に曰く、

　[六一]愚と根等の三の故に、　　蘊・處・界の三を說く。

論じて曰く、所化の有情、愚と根等の三の故に、佛、宜しきに隨つて、蘊・處・界の三を說くと爲す。「等」の言は樂・位・過・病等を明さんが爲めなり。三の言は、一一に各三有ることを顯さんが爲めなり。

所化の有情の愚に[六二]三種有り。有るは心所に愚にして、總じて執して我と爲す。有るは唯、色に愚なり。有るは色と心とに愚なり。

[六三]根にも亦三有り、謂はく、利と中と鈍となり。

樂とは謂はく、勝解なり。此れも亦[六四]三種なり。謂はく、略と、中と、及び廣との文を樂ふが故

【六〇】安膳那（Añjana）。安闍那とも作る。黑色の土石。

【六一】何故に佛は蘊・處・界の三科を以て萬法を分類し、敎化せしや。これに對する答が以下三個の理由を以て述べらる。

【六二】愚の三種。(一)心所に愚なるもののために五蘊を說く。(二)色に愚なるもののために十二處を說く。(三)色心に愚なるもののために十八界を說く。

【六三】根の三種。利・中・鈍のそれぞれに從ふて五蘊・十二處・十八界を說くものなり。

【六四】樂の三種。略・中・廣の三は、それぞれ略文・中文・廣文の三にして、その勝解なるを以て、五蘊・十二處・十八界の順序となる。

此の難は然らず、聚の所依に於て、義の言を立つるが故に、聚即ち義なるに非ず。義は是れ實物にして名の差別なり。聚は實に非ざるが故に。聚の義とは何ん。謂はく、聚之義なり。聚之義とは謂はく、聚の所依なり。此の釋は經に大義趣有ることを顯はす。謂はく、聚と言ふも、聚の所依を離れて、別の實有り聚の體を得可き無きが如し、是くの如く我と言ふも、色等の蘊の外に、應に別に實有の我體を求むべからず。蘊の相續の中、假に我と說くが故に。世間の聚の如く、我も實有に非ず。

蘊若し實有ならば、經は何の義を顯はすや。所化の生が色等の法の三時の品類、無量の差別、各是れ蘊なることを知ること勿きが故に。蘊則ち無邊ならば、便ち怯退を生じて、我れ何ぞ能く此の無邊の蘊を遍知し、永斷せんやと謂ふ。彼れを策勵せんが爲めに、蘊は無邊なりと雖も、而も相同じきが故に、總じて說いて一と爲す。又諸の愚夫、多蘊の上に於て、一の合の想を生じて、我執を現起す。彼れをして一の合の想を除か令めんが爲めの故に、一蘊の中に衆多分有りと說く。色等の五蘊、多法合成して、是れ假にして實に非ざることを顯示せんが爲めならず。又一の極微は三世等の攝なり。慧を以て分析して、略して一聚と爲す。蘊は卽ち聚と雖も、而も實の義成ず。餘法も亦然なり。故に蘊は假に非ず。又一一別起の法の中に於て、亦蘊と說くが故に。蘊は定んで假に非ず。俱生の受を受蘊と名け、想を想蘊と名く。餘說は經の如し。一切時に於て和合生の故に。蘊は各別なりと雖も、而も聚の義成ず。

何に緣るが故に、門の義は是れ處なりと知るや。訓詞に由るが故に。處とは謂はく、生門なり。心心所法(その)中に於て生長す。故に名けて處と爲す、是れは能く彼の作用を生長する義なり。契經に說くが如し、[五九]『梵志、當に知るべし、眼を以て門と爲し、唯色を見ると爲す』と。此の經は唯、門の義に六有るを證す。然るに心心所は十二門を有す。故に契經に說く、「眼と及び色とを緣に爲し

【五九】梵志。婆羅門（Brāhma-ṇa）の譯。

論じて曰く、所依の身相を端嚴にせんが爲めの故に、界の體は一なりと雖も、而も兩處に生ず。若し眼、耳の根にして、處は唯、一を生じ、鼻にして二穴無からんか、身端嚴ならず。

此の釋は然らず。駝・猫・鵄等、是くの如き醜陋に、何の端嚴有らんや。是の故に諸根の各別の種類、是くの如く安布差別して生ずるは、此れ因緣を待つて是くの如く差別するなり。因緣に障有れば、或は二生ぜず。

端嚴ならしめんが爲めに、各二(處)を生ずと言ふは、此れ別義有り。身を嚴らんが爲めに非ず。此の端嚴の聲は増上の義を顯はす。作用増上するが故に端嚴と說く。若し眼等の根、各一處を闕かば、見、聞き、齅ぐの用、皆明了ならず。各二を具すれば、明了の用生ず。是の故に三根各二處を生ず。勝用を嚴らんが爲めにして、身を嚴らんが爲めに非ず。

第三節　蘊處界の差別

何が故に世尊は所知の境に於て、蘊・處・界の三門を以て說く耶。此の三門の義各別なるに由るが故に。此の蘊・處・界の別義とは何ん。頌に曰く、

[五六]聚と生門と種族とは、　是れ蘊と處と界との義なり。

論じて曰く、積聚の義は、是れ蘊の義、生門の義は是れ處の義、種族の義は是れ界の義なり。

何に緣るが故に聚の義は是れ蘊なりと知るや。契經に說くに由る。『諸の所有の色、若しは[五七]過去、若しは未來、若しは現在、若しは內、若しは外、若しは麁、若しは細、若しは劣、若しは勝、若しは遠、若しは近、是くの如き一切を略して一聚と爲し、說いて色蘊と名く。乃至識蘊、廣說亦然り』と。此れに由るが故に聚の義は是れ蘊なるを知る。

[五八]「若し聚の義を以て、蘊の義を釋せば、蘊は應に實に非ざるべし。聚は是れ假なるが故に」と。

【五六】上來說き來りし蘊・處・界の三の義をこれより明さんとするものなり。蘊は聚(Rāśi)の義にて、一切法を色蘊ならば色蘊の概念のもとに一聚として集め、受想等もその如くになしたるものなり。處は生門(Āya-dvāra)の義、卽ち生長門の意にして、六根・六境は一は所依、一は對境となりて、能く心心所を生長せしむるが故なり。界は種族(Gotra)の義、六根・六境・六識の十八法が種類、自性各別れて、同じからざるが故なり。

【五七】過去等あらゆる色法等を明すとき、何時もこの說き方が用ひらる。過去(Atīta)未來(Anāgata)。現在(Pratyutpanna, Paccuppanna)。內(Ādhyātmika, Ajjhatta)。外(Bāhya, Bahiddhā)。麁(Audārika, Adārika)。細(Sūkṣma, Sukhuma)。劣(Hīna)。勝(Praṇīta, Paṇīta)。遠(Dūra)。近(Santika)。

【五八】以下蘊處界の假實を論ず。有部は三世實有、法體恒有說を建立せる關係上、三科倶に實なりと主張するものにて、從つて蘊を假なりとする說を、然らずとなすものなり。

むるなり。各一と謂ふこと勿れ。

[五一]有餘部は執すらく、「攝とは、謂はく、他を攝するなり。處處に說いて餘は餘を攝すと言ふが故に」と。[五二]此の執は理に非ず。定因無きが故に。若し定因有らば、他を攝するに非ざるが故に。我が部の諸師は自性の攝を說く。是くの如き所立の自性を攝するの言は、是れ究竟の說なり。他を待たざるが故に。攝するに因を待たざる、是れ眞實の攝なり。諸法は恒時、自性を攝するが故に。

[五三]復、云何が他性を攝せざるを知るや。一切法は他性を離るゝを以ての故に。謂はく、眼根の性は耳等の性を離る。彼れは此れを離る。而も此の攝と言ふは、理必ず然らず。故に知んぬ。諸法は唯自性を攝すと。

是くの如く眼根は唯、色蘊と、眼處と眼界と、苦集諦等とに攝す。是れ彼れの性なるが故に。餘蘊、餘處界等に攝せず。彼れの性を離れたるが故に。是くの如く餘法は、應に隨つて當に思ふべし。

第二節　十　八　界

眼・耳・鼻根の各の依は二處なり。何に緣りて界の體數、多を成ぜざるや。二を合して一と爲すが故に。唯、十八界なり。何に緣りて二を合して一界と爲す耶。頌に曰く、

[五四]類と境と識とは同じきが故に。　　二なりと雖も界の體は一なり。

論じて曰く、眼・耳・鼻根、各二處なりと雖も、類等同じきが故に、合して一界と爲す。類の同と言ふは、同じく眼の類の故なり。境の同と言ふは、同じく色の境の故なり。識の同と言ふは、眼識の依なるが故なり。耳・鼻も亦然り。故に一界を立つ。

界の體は既に一なるに、處は何に緣りて二なるや。頌に曰く、

[五五]然るに端嚴なら令めんが爲めに、　　眼等に各二を生ず。

【五二】有餘師の說にして、卽ち本論の自性のみを攝し、他性を攝せずとするに反して、他性をも攝すと說くものなり。その例を戒・定・慧の三學と八支聖道との關係を以てなすものなり。

【五二】相攝の義を相應の語に比して、以下に於て述せしものなり。

【五三】俱舍論一・十三左、「所以者何、法與他性恒相離故」と。

【五四】十八界中に於て、眼・耳・鼻の三は各二あるを以て、十八界を增して二十一となるべきに非らざるかといふ疑に對して、前述の如き類・境・識が同一なるため、各〻合して一となし、且つ增上に於ても異なきため、十八界となすことを述べしものなり。

【五五】初句を解するに二あり、これによりて二處ある所以の理由にも二あり。卽ち「身相を端嚴ならしめんとす」は第一說にして、こは世親も本論も許さざるところにして、第二說の「取境のことに便ならしめ、所發の識を明了にするが必要の爲め」とするを取れり。

八を成ずと知るべし。

四八 如何が已に滅したるを、現識の依と名くるや。是れ現識の生ずる隣近の緣なるが故なり。色有りと雖も而も要らず眼に依り、眼識を生ずるを得るが如し。是くの如く所緣の境界有りて、而して後識生ずと雖も、要ず前念の無間滅の意に依る。是の故に前に無間滅と言ふは、前念の有間滅の心を遮せんが爲めなり。先きに開避すと雖も、而も未だ生ぜざるが故に。

此の無間に已に滅したる六識が、現識の依と爲るに由つて、說いて意界と爲す。或は現在の識、正しく依り用を成じ、過去し已つて等無間緣と爲り、亦現在に於て能く果を取るが故に、彼れに依りて生ずと雖も、而も彼れに隨ふに非ず。故に心の心に依るを心所と名けず。心所の品類は必ず心に隨ふが故に。

第三章　三科分別の基準

第一節　一切法の相攝及び其の規準

四九 已に諸の蘊・取蘊・處・界を釋せり。當に此の中に於て、攝の義を思擇すべし。諸蘊は一切の有爲を總攝し、取蘊は唯、一切の有漏を攝し、處と界とは一切の法を總攝し盡す。五蘊と無爲とを一切法と名く。別攝是くの如し。應に總攝を辯ずべし。頌に曰く、

五〇 總じて一切法を攝すること、　一の蘊と處と界とに由る。
自性を攝して餘に非らず。　他性を離るゝを以ての故に。

論じて曰く、一蘊とは、謂はく、色なり。一處とは、謂はく、意なり。一界とは、謂はく、法なり。此の三、五蘊の無爲とを總攝す。總は是れ集の義なり。總の言を置くは、總じて、三を知ら令

【四八】此の段に前頌の意界の意義を述ぶるものを、更に詳細に說明せるものにして、特に無間に滅する意を明にせしもの。

【四九】以上五蘊を釋し了り、以下三科分類の規準を述ぶ。

【五〇】萬有を分類して五蘊・十二處・十八界とせしものを、今は一蘊（色蘊）と一處（意處）と一界（法界）とに相攝せしものなり。即ち一切法は色・心・心所・不相應・無爲の五位に過ぎざるが、これを上述の三に攝すれば、

色蘊―五根・五境・無表色
意處―六識・意根
法界―心所・不相應行・無爲

となる。而してこれら相攝に際しての理は、唯、自性を攝していゝ自性任持の義をあくまで守り、同性を殘らず攝し、他性は排拒するものなり。

緣起中、當に更に顯示すべし。

此の識、世に約して總じて說いて三と爲す。所依の根に就いて別に分ちて六と爲す。應に知るべし、卽ち此の所說の識蘊は、處門の中に於て立て意處と爲し、界門の中に於て立てゝ七界と爲す。「及び」の聲は一を折つて二門と爲すを顯はし、一一の識體を處と界とに分つを顯はす。七界とは何ん。六識と及び意となり。謂はく、眼識界より意識界に至る。卽ち此の六識轉じて意界と爲る。此れを別に建立す。蘊・處・界門は應に知るべし。遍く諸法を攝して皆盡す。

第十節　特に意界に就いて

此の中應に思ふべし。若し卽ち識蘊を七心界と名くれば、前に識蘊を所依の根に就いて、別に分つて六と爲すと說く。今六識を離れて、何等の法を說いて、復、意界と名くるや。更に異法無し。卽ち此の中に於て頌に曰く、

[四六] 卽ち六識身の無間に、　　滅するに由りて意と爲す。

論じて曰く、卽ち六識身、無間に滅し已りて、能く後識を生ずるが故に、意界と名く。時分異るが故に、別立すること失無し。猶し子果を立てゝ、父種と爲すが如し。

若し爾らば見の體は應に唯十七、或は唯十二とすべし。更に相攝するが故に。何に緣りて十八界を建立する耶。頌に曰く、

[四七] 第六の依と成るが故に　　十八界なること應に知るべし。

論じて曰く、五識界の如きは、別に眼等の五界有りて依と爲るも、第六意識は別に所依無し。所緣を離れて、識の起る義無きが如く、依を離れても亦爾なり。識生ずることを得ず。此の依を成ぜんが爲めの故に、意界を說く。是くの如くにして、所依と能依と境界と、應に各六にして、界は十

【四六】此の頌は意界の意義を述べしもの。卽ち有部に於ては、一剎那に二識俱起することを認めざるを以て、眼等の六識が過去に落謝せる時の位に名けしものなり。而して現在の六識には六の區別あれども、意根には區別なく、後識の依止となるもの故に、此の意味に於て一界を建立せるなり。

【四七】此の頌は意界を六識界とは別に特に一界として建立する理由を述べしものなり。卽ち意根と六識とは別體ならざるが故に、六識を立つれば、意界は不必要となりて十七となり、意界を立つれば、六識界無用となりて十二界とならんとの難に對して、六識の中の眼等の前五識は各別に所依の根を有するを以て、第六の意識も、その所依として、意根界を有すとなして、これによりて十八界を成ずと述ぶるものなり。

を盡くすに非らさるが故に、唯世に約して總じて三種と說く。
前に色蘊の體を分別し已つて、便ち處と界に約して二門を建立せしが如く、是くの如く此の中、受・想・行の三蘊の體を辯じ已つて、亦應に建立して處と及び界と爲すべし。謂はく、此の三蘊及び無表色、并に二無爲、是くの如きの七法を、處門中に於て、立てゝ法處と爲し、界門中に於て、立てゝ法界と爲す。

第九節　識　蘊

第五の識蘊の自性・處・界、其の相云何ん。頌に曰く、

[四四]識は謂はく、各了別す。　此れ卽ち意處と、
及び七界と名く。應に知るべし、　六識の轉ずるを意と爲す。

論じて曰く、識は謂はく、了(別)とは、是れ唯、總じて境界の相を取る義なり。各各總じて彼彼の境の相を取るを、各了別すと名く。謂はく、識は唯能く總じて境の相を取る。能く彼の境の相の差別を取るに非ず。世尊の言ふが如く、了とは識に名く。
有餘師の說かく、「唯、法性に於て、假りに作者を說くは、識を離れて了者有るの計を遮せんが爲めなり。何處に復、法性に於て、假りに作者を說くを見るや。影、能く行動すと說くを現見するが故に。此れは異處に於て無間に生ずる時、動作無しと雖も、而も作者を說く。識も亦是くの如し。異境界に於て相續、生ずる時、動作無しと雖も、而も了者を說く。能く境を了するが故に、亦失無しと謂はゞ、云何が然ることを知るや。餘處に作者を遮するを現見するが故に。世尊、[四五]頗勒具那に告げたまふが如し『我れ終に能了者有るを說かず』と。
復、有るが說いて言ふ、「刹那を法性と名け、相續を作者と名く。自の意に立つる所の思なり」と。

【四三】　相應(Saṁprayukta Saṁprayutta)は心相應の意にして、卽ち心所法を意味し、從つて思等といはれ、不相應(Vipprayukta, Vippayutta)は心不相應のことにして、卽ち得等、非心非色の法をいふ。

【四四】　此の頌は識の意義を了別と定義し、それを處と界とに於て分別せしものなり。識(Vijñāna, Viññāna)。はあらゆる心作用の中心にして、狹く廣く意識することであり、狹くいへば本頌の如く了別卽ち分別する意味に用ひらる。卽ち識は六根に依止して生じ、五感を通じて來る認識資糧に對して、一般的判定を與ふるを、その役目とするものなり。特に有部に於ては、心所法と別に識なるものを心法として立つる關係上、識はあくまで一般的判定に限り、本論の如く「總じて彼彼の境を取りて、各各了別す」るものであり、これに反して心所は「別相を取る」といはるるものなり。

【四五】　頗勒具那（Phalguna, Phagguna)。佛弟子。回求那とも音寫す。或は Moliya phagguna のことか、不明。

受觸』と。即ち是れ順生樂受等の義なり。(自の所)隨の觸を領納するを、[三七]自性受と名く。所縁(の境)を領納するも亦是れ受相にして、境を一にする法と、(差)別の相知り難し。一切は皆同じく境を領納するが故に。心心所の境を執受する時、一切皆自境を領納すと名くるを以てなり。是の故に唯隨觸を領納するを說いて自性受と名く。別相定まるが故に。所縁(の境)を領納するを、[三八]執取受と名く。此の辯ずる所の相は不定に非ざるが故に。二受の差別は、順正理、及び五事論に廣く辯ずるが如し。應に知るべし。此れに總じて[三九]三を說き、別して說いて[四〇]六と爲す。世及び所依に差別有るが故に。

第三の[四一]想蘊は其の體是れ何ん。此れ所縁に於て取像を體と爲す。謂はく、一切に於て本に隨つて安立す。青、長の色、琴、貝等の聲、生蓮等の香、苦、辛等の味、滑澀等の觸、生滅等の法を、所縁の境の中に、相の如くに而も取るが故に名けて想と爲す。此の想は世に就て總じて說いて三と爲す。若し所依に就かば別して說いて六と爲す。

第四の[四二]行蘊は其の體是れ何ん。此れ四の餘の諸行を用つて體と爲す。謂はく、前に說ける色、受、想の三を除き、及び當に說くべき識を第四と爲すを除き、餘の有爲法を名けて行蘊と爲す。此れに[四三]相應と及び不相應と有り。思等と得等と其の次第の如し。契經に唯六思身と說くは、最勝に由るが故なり。所以は何ん、思は是れ業性にして、因と爲り、果を感ずる其の力最も强なるが故なり。世尊の說く、『若し能く有漏、有爲を造作するを行取蘊と名く』と。唯、思をのみ行蘊と爲すと說く可からず。總名を立つるが故に、法處界の如し。若し此れと異ならば、應に但だ思と名くべし。一法にて成ずるが故に。受、想蘊の如し。此の中の意は外の第六法處界の聲の如く、總名を立つるが故に。總じて十一を攝す。十七處界は多法を攝せず。是くの如く行の聲は、總名を立つるが故に總じて攝し、四蘊は多行を攝せず。故に行蘊の體は唯思のみならずと知る。是くの如く行蘊は有依

【三七】自性受。受の能く自所隨の觸を領納して、觸の勢分を取るを、觸を領納すといひ、觸を領納することが自性受なり。即ち此の受は自體を領納するなり。領觸とは、觸はこれ因にして、受は果なり。受は能く觸の順・違・倶の相を領納す。領納は觸の果なり。果は即ち是れ受にして、即ち自體を領し、觸の相を領す。此の故に自性受とは、觸を領納することなりといはる。

【三八】執取受。一切の心心所法の前境を執取するを皆執受と名く。

【三九】三とは樂、苦・不苦不樂の三受。

【四〇】六とは眼・耳・鼻・舌・身・意觸所生の受をいふ。

【四一】想蘊(Saṁjñā skandha, Saññākkhandha)。想とは六識の各々によつて、事物の相が心上に想ひ浮べられ、又は想ひ浮かべられたる狀態のこと。即ち想とは取像性をいふものなり。

【四二】行蘊 (Saṁskāra skandha, Saṅkhāra kkhandha)。受・想・識の三蘊以外のすべての心作用を行蘊とす。又有部に於ては、此の中に不相應法をも入れて考ふるに至つてる。

第七節　十處界の建立

頌に曰く、

〔三四〕此の中根と境と、　即ち十處界なりと說く。

論じて曰く、已に實物の根と境と無表とを、色蘊の性爲りと說けり、此の中、根と境とを亦即ち說いて十處、十界と爲す。處門の中に於て、立てゝ十處と爲す。謂はく、眼處等なり。界門の中に於て、立てゝ十界と爲す。謂はく、眼界等なり。

第八節　受想行三蘊

已に色蘊、幷に處、界を立つることを說きたり。當に受等の三蘊、(及びその)處、界を說くべし。

頌に曰く、

〔三五〕受は領納す、觸に隨ふ。　想は取像を體と爲す。
四加餘を行蘊と名く。　是くの如きの受等の三、
及び無表と無爲とを、　法處、法界と名く。

論じて曰く、觸に隨つて生じ、可愛と、及び不可愛と、倶相違の觸とを領納するを、名けて受〔三六〕蘊と爲す。領納とは即ち是れ能受用の義なり。云何が此の受は隨觸を領納するや。謂はく、受は是れ觸の隣近の果なるが故に。此の觸に隨ふの聲は、因の義を顯はさんが爲めに、能く順うて受するが故に隨相の言の如し。相とは謂はく、表彰なり。即ち能く顯示するなり。因能く果を顯はす。故に相の名を立つ。此の隨相の言は、是れ因に順ふの義なり。受は能く領納し、能く觸の因に順ふ。是の故に「受は領納す、觸に隨ふ」と說く。世尊の言ふが如く、『順樂受觸・順苦受觸・及び順不苦不樂

【三四】此の頌は上述の五根、五境を處・界に割りあてゝ考究せる一段なり。即ち十二處を以てせば、此れ等の五根・五境は、意・法の二處を除ける十處に配せられ、又十八界を以てせば、此れ等は意・法・六識の八界を除ける餘の十界に配せらる。

【三五】此の頌は受・想・行の三蘊、即ち心所法もこれが處・界を釋せしものなり。

【三六】受蘊(Vedanā skandha, Vedanā khandha)。受とは感覺と感情とを合せし心作用にして、即ち感受することと一般をいふ。觸に隨ふとは、感觸することによつて感受するが故なり。

諸の世間も亦香等に於て、地の言説を起す、謂はく、是の言を作す、「我れ今地を嗅ぎ、地を嘗め、地に觸る」と、(此の事ありと)雖も、而も顯形色は地・水・火に於て、能く通じて表示す。是の故に偏へに説く。世多く我れ水を嗅ぐと言はず。亦多く火を嗅ぎ嘗むと説かず。[三〇] 地等に觸ると言ふと雖も、而も卽ち地等の界なり。是の故に地中に香等有りと雖も、而も形と顯と勝るが故に偏へに説く。又顯形色は[三一]二界の地等を表示して異ること無し。是の故に偏へに説く。若し爾らば顯形にて衣等を表示するは香等に勝るが故に、亦應に偏へに説くべし。世(間)の名想を起すに、決定有ること無し。故に世間の差別に隨ひて、而も説く。此れ多分の世想に隨ひて名を立つ。生等に聲を顯はすに非ず、相續に非ざるが故に。説いて地等・衣等と爲さず。地の但だ顯形を用ひて體と爲すが如く、水火も亦然り。世想に隨ふが故なり。世(間)は水の青さ長さ等を現見するに由るが故に、顯形を説いて水の自性と爲す。世(間)は亦火の赤さ、長さ等を現見するが故に、顯形を説いて火の自性と爲す。然も卽ち色と觸と轉變して生ずる時、火焔炭と名く。是れ假にして實に非ず。一の實物の身と眼とにて得するもの無きが故なり。

是くの如きは地等と界との差別なり。「風は卽ち界なり」とは、世間は動に於て風の名を立つるが故に、風界と別無し、豈に世間は顯形色に於ても亦、風想を生ぜずや。世間は現に[三二]黑風、團風を以て、而も相示するが故に。有るは此の難を通ず。故に説いて[三三]「亦」と言ふ。是れは地等の如く、界と別なる義なり。古昔の諸師は咸是の説を作す。地は中に於て雜るが故に、見ること此くの如し。其の風は卽ち是れ風界なることを顯はさんが爲めの故に、復、「爾り」と言ふ。「爾り」とは義を定むるなり。此の二説の中、前説を勝ると爲す。遍處と不淨と差別無きが故に、不淨は唯色處境を緣ずるが故に。

【三〇】觸の十一の中、初め四は地等の四大種なるをいふ。

【三一】三界。欲界・色界の二。

【三二】黑風 (Kāḷaka vāyu, Kāḷaka vāyo) 團風 (Kavaḍi-kāra vāyu, Kabaḷiṅkāra vāyo)。

【三三】大正藏に「示」とあるも元・明本宮内省本、聖語藏本によりて「亦」とす。順正理論も亦に作る。

つて、堅・濕・煖・動を以て自相と爲す。應に知るべし、此の中、性を說いて體を顯はす、體と性と相ひ離れざるを明さんが爲めの故なり。動とは謂はく、能く大種の造色を引き、其れをして相續して生じ、餘方に至ら令む。

何が故に虛空を大種と名けざるや。彼れには大種の相成立せざるが故に。能く損益するが故に大種の名を立つ。虛空は然らざるが故に大種に非ず、或は諸法の生滅の位の中に於て、性差別無きが故に。大種に非ず。現見するに、大種は、種等の位の中、其の相轉變して芽等の緣を成じ、方に芽等の諸位をして起ることを得せしむ。虛空無爲は則ち是くの如からず、性相常なるが故に。作用都て無し、既に生ずること能はず、故に大種に非ず。又諸の大種は一に非ず、常に非ず。自相衆多の果別に無量なり。虛空の自性は是れ一にして、是れ常なり。相に差別無く、全く果有ること無し。別因無きに非ず、生ずるに別果有り。是の故に虛空を大種と名けず。若し餘の因差別有るが故に、能く虛空を助けて別果を生ずと謂はゞ、卽ち此の別因能く別果を生ず。何ぞ此の虛空を因と爲すことを執するを用ひんや。

第六節　色の意義

地等の界は卽ち地等と爲す耶。爾らず。云何ぞ。頌に曰く、

[二八]地は謂く、顯形色なり。　世想に隨つて名を立つ。
水火も亦復た然り。　風は卽ち界なり。亦爾り（ともいふ）。

論じて曰く、地の言は唯、顯形の色處を表はす。豈に總じて地は[二九]四處の合成ならずや。何が故に但だ顯形を地と爲すと言ふや。此の中、香・味・觸の三有りと雖も、而も世想に隨ふが故に、是の說を作す。諸の世間の地を相示する者の、顯形色を以て而も相示するに由るが故に。

【二八】此の頌は上に說ける實の四大と、現實に吾々の經驗し得る假の四大との別義を明せしものなり。
【二九】四處。色・香・味・觸の四處をいふ。

を得。又愚夫を誑惑する事の中に於て、此の四最勝なり。故に名けて大と爲す。[二六]矯賊中の事業の勝なる者を、餘と別つが故に、大矯大賊と名くるが如し、又此の四種、普く一切の餘の色の所依と爲ること廣きが故に大と名く。有るが說かく、「一切の色等の聚の中、堅等具さに有るが故に、名けて大と爲す」と。風の增聚中、色等を闕く、火の增聚中には、味等を闕く、[二七]色等の諸聚は香・味倶に無し、靑等の聚中、黃等を闕き、滑等の聚中、澀等を闕く。聲等は不定なり。是の故に唯此の四種のみを大と名く。

此の四大種は常に和合し、恒に相離れずと雖も、而も處同じきに非ず。云何が(此の四大種)恒に相離れずと知ることを得るや。入胎(經)、大造經等に說くが故に。又理として應に然るべし、何等をか理と爲すや。謂はく、石等の中に現に、能攝と生火と增墜の三業有りて得可きが故に。此に於て水・火・風有りて、恒に相離れざるを知る。水聚の中に於て現に持船と、煖性と、流動との三業有りて得可きが故に。此に於て地・火・水有りて恒に相離れざるを知る。火餤の中に於て現に任持と、攝聚と擊動との三業有りて得可きが故に。此に於て地・水・風有りて、恒に相離れざるを知る。風聚の中に於て現に能持と、起冷、煖觸の三業有りて得可きが故に。此に於て地・水・風有りて恒に相離れざるを知る。

復、云何が是くの如きの四界、此の因緣に由りて、恒に相ひ隨逐するを知るや。此れに由りて能く持等の業を成ずるが故に。謂はく、地等の界は次の如く能く持・攝・熟・長の四種の事業を成ず。此の因緣に由りて、諸の色聚に於て、若し持等の四業の得可きもの有れば、卽ち此の中地等の界有りて、互に相離れず。應に知るべし、此の中能く長ずと言ふは、謂はく、能く安布するなり。云何が安布するや。謂はく、增盛し、或は復、流漫せしむるなり。

能持等の四業は卽ち是れ界の自相と爲ん耶。爾らず。云何ぞ。是くの如き四界は、其の次第に隨

【二六】 橋となるも、宋・元・明の三本、並に宮內省本、聖語藏本により、矯とす。

【二七】 色界(Rūpadhātu)。三界の一にして、欲界の上にある天界なり。欲界の穢惡の色を離ると雖も、尙淸淨の色あるが故に色界と名く。又四禪天ともいはれ、此界には男女の別なく、又香・味なしといはる。

を以ての故に。但だ非色を簡ぶ。是の色性は卽ち五蘊の中の色蘊の攝なることを顯はすが故に。「是れ」とは是れ前に說く所の諸相なり。前の諸相を具するを無表色と名く。

第五節　四　大　種

〔二三〕是くの如く已に無表色の相を辯ぜり。中に於て說く所の大種所造の大種とは云何ん。頌に曰く、

大種は謂はく、四界なり。　卽ち地・水・火・風なり。
能く持等の業を成ず。　堅・濕・煖・動の性なり。

論じて曰く、此の諸の大種を何に緣りて界と名くるや。一切の色法の出生の本なるが故に、亦大種從り大種出生す。諸の出生の本を、世間に界と名く。金等の鑛を、金等の界と名くるが如し。或は種種の苦の出生の本なるが故に、說いて名けて界と爲す。喩へば前に說くが如し。

〔二四〕有るが說かく、「能く大種の自相、及び所造の色を特するが故に、名けて界と爲す。是くの如き諸界を亦大種と名く」と。

何が故に種と言ひ、云何ぞ大と名くるや。種種の造色の差別生ずる時、彼彼の品類の差別能く起る。是の故に種と言ふ。四大種に差別有るに由るが故に造色差別す。有るが說かく、「有情の業增上するが故に、無始の時より來た、未だ嘗て非有ならず。是の故に種と言ふ。四大種の總相の種類、間絕すること無きに由るが故に」と。或は法の出現を卽ち名けて有と爲す。有性を生長す、是の故に種と言ふ。卽ち是れ諸法の有性を生長するなり。或は是れ有情の身を生長する義なり。或は能く〔二五〕十種の造色を顯了す。是の故に種と言ふ。此の勢力に由りて彼れ顯了するが故に。

言ふ所の大とは、大用有るが故に。大用と言ふは、謂はく、諸の有情の根本の事の中、是くの如きの四種、勝れたる作用有り。此れに依りて識と空とを建立す。乃ち說いて有情の根本と爲すこと

【二三】此の頌に色蘊組成の要素たる四大種とは如何なるものかを釋せるもの。四大種の性は地等のそれに
地（Pathavī）――堅（Khara）
水（Āpo）――濕（Sineho）
火（Tejo）――煖（Usmā）
風（Vāyo）――動（Chambhitatta）
堅等の性があり、これを以て大種の本質となし、又これら各各に任持と攝と、成熟と、長養との用あり。

【二四】倶舍論一・九右の說。

【二五】十種の造色。色・聲・香・味・觸の五境色と、眼・耳・鼻・舌・身の五根色とをいふ。

相觸るれば則ち失す、剎那性の故に。但だ身識の所依、所緣の無間に生ずる時に於て、觸の名想を立つ。此の根に依つて識彼の境を得る時、假りに此の根能く彼の境に觸ると說く、觸は身識の所依止に非ざるが故に、彼の觸能く身根に觸ると說かず。觸と身根とは極めて相隣近するが故に所觸と能觸とを說く、餘には非ず。色等は所觸の法の性に非ずと雖も、所依壞するが故に而も亦損すること有り。

第四節　無　表

已に境相を說きたり。唯餘の無表、此れを今當に辯ずべし。頌に曰く、

一九 作等餘心等と、　及び無心と有記との
無對所造の性なり、　是れを無表色と名く。

論じて曰く、「作等」と言ふは、離作、無對の造色を等取す。略して二種有り、一には依表、二には依心なり。依表起とは復、二種有り、謂はく、作と俱轉すると、及び作息んで隨轉するとなり。是くの如く無表の差別の體相を、遺すこと無く攝せんが爲めの故に「作等」と說く、「餘心等」と言ふは、同類心を等取す。謂はく、善心を近因の等起、或は二〇俱有因と作す、彼の所發の善の無對の造色は、不善と無記とを餘心と名け、善心を同類と名く。不善心を近因の等起と作す、所發の不善の無對の造色は善及び二一無記を餘心と名け、不善を同類と名く。「及び無心」とは卽ち心滅する位なり。謂はく、定にして、生には非ず。生の位には無きが故に。「及び」の言は上及び此れに乘じて餘に非ず。三位の中に於て、此れは隨轉す容し。謂はく、定は唯等不善、餘を兼ぬ。散善は通じて三位に於て轉ずるが故に。二二「有記」と言ふは、謂はく、善と不善となり。記す可きを愛と非愛の品と爲すが故に。「無對」と言ふは、極微に非ざるが故に、「所造性」とは大種を簡ばず。大種の性は無對に非ざる

重性（Garukaṁ）。輕性（Lahukaṁ）冷（Sita）。飢（Jighaccha）。渴（Pipāsā）。

【一九】此の頌は色法の最後の一項として、ここに無表を釋せしもの。俱舍論一・八左には「亂心無心等。隨流淨不淨。大種所造性。由此說無表」とあり。この頌を無表を顯はすに不適當なりとして、衆賢が頌を改めしなり。順正理論二（大正二九・三三五下）を見よ。

【二〇】俱有因。六因の一、同一の時間中にありて、自他互に因果關係をなし、資助するをいふ。

【二一】無記（Avyākata 巴）。善、惡の何れとも記別すべからざる中間性のものをいふ。

【二二】有記（Vyākata 巴）。無記の善惡いづれとも記すべからざるに反し、善、又は惡と記別し得らるるものをいふ。

等なり。此れと相違するを無執受と名く。此の所發に由りて二種の聲を爲す。色等も亦應に是くの如きの說を作すべし。然るに聲處の自性は知り難きに由るが故に、但だ因に就て二種有りと說く。一の聲性の有執受と及び無執受の大種を以て、因と爲すこと無し。二の四大種は各果を別にするが故に、二の四大は同じく一果を得、[一五]俱有因と爲るに非ず。過失を成ずるが故に。二の(四)大種相扣擊すること有りと雖も、而も俱に因と爲つて、各別に聲を發す。自らの(所)依に據るが故に[一六]三體を成ぜず。手鼓相擊ち、因を爲して二聲を發生すること有りと雖も、而も相映奪して一種を隨取するの相の別知り難し。是の故に聲處は唯二種有り。

已に聲處を說きたり。當に味處を說くべし。次を越えて說くは、彼の境の識を生ずることの、定無きことを顯はすが故なり。味とは謂はく、所啖ものなり。是れ可嘗の義なり。此れに六種有り、甘・酢・鹹・辛・苦・淡の別なるが故に。

已に味處を說きたり。當に香處を說くべし。香とは謂はく、所齅なり。此れに四種有り。好香・惡香・等(香)・不等香の差別有るが故に。等(香)、不等(香)とは、依身を增益し、損減すること別なるが故に。有るが說かく、「微弱と增盛と異るが故に」と。[一七]本論中には「香に三種有り、好香と惡香と及び平等香なり」と說く。若し能く諸根の大種を長養するを名けて好香と爲し、此れと相違するを名けて惡香と爲す。前の二用の無きを平等香と名く。或は勝れたる福業の增上の所生を名けて好香と爲す。若し勝れたる罪業の增上の所生を名けて惡香と爲す。若し四大種の增上の所起を平等香と名く。

已に香處を說きたり、當に觸處を說くべし。觸とは謂はく、所觸なり。十一を性と爲す。卽ち十一の實を以て體と爲す義なり。謂はく、四大種と及び[一八]七造觸なり。滑性・澀性・重性・輕性、及び冷・饑・渴の差別有るが故に。此の中能觸、所觸とは誰ぞや。應に知るべし、都て能觸、所觸無し。

〇・一三右)。
【九】俱舍論一・六右。
【一〇】此の頌は色等の五處を釋せるもの。
【一一】形色(Saṃsthāna)。三種の色の一にして、長・短・方・圓・高・下・正・不正八種の形を、それ〴〵持てる色をいふ。
【一二】有執受(Upādiṇṇā 巴 Upātta 梵)吾身分に屬する四大の如き、己が心識に執持せらるる者を有執受といふ。故に有執受の聲といへば、知覺ある人の身體より發する聲なり。
【一三】無執受(Anupādiṇṇa 巴、Anupātta 梵)。外境に對して執著覺受なきもの、故に無執受の聲といへば、知覺なき山河大地風林等の發す聲をいふ。
【一四】等流。等しく流るといふこと。一類のものが同じき一類に相續するもの。
【一五】俱有因。六因の一、同一の時間中にありて、自他互に因果關係をなし、資助するをいふ。
【一六】三體とは有執受の聲と、無執受の聲と、有執受無執受の聲をいふ。
【一七】本論。品類足論一(大・二六(692c)。
【一八】七造觸とは滑性(Saṇhaṁ)澀性(Kakkhalaṁ)。

し、境に非ざるなり。

[九]有るが説かく、「彼れとは是れ境にして根に非ず。而も意識、色等を緣ずるが故に、色等の識と名け、彼の識の所依を眼等と名くるの過無し。淨色の言に簡別せらるゝに由るが故に」と。

第三節　五　境

已に眼相を辯じたり。當に境相を辯ずべし。頌に曰く、

[一〇]色は二あり、或は二十なり。　聲は唯八種有り。
味は六あり、香は四種、　觸は十一を性と爲す。

論じて曰く、「色に二あり」と言ふは、是れ二種の義なり。謂はく、顯と形となり。此の中顯色に十二種有り。[一一]形色に八有り。故に「或は二十なり」と。顯の十二とは謂はく、青・黃・赤・白・煙・雲・塵・霧・影・光・明・闇なり。十二の中に於て、靑等との四種は是れ正顯色なり。雲等の八種は是れは此の差別なり。其の義の隱なるは、今當に略釋すべし。地より水氣の騰る、之を說きて霧と爲す。光明を障へて起り、中に於て餘色の見る可きを影と名く。此れに翻ずるを闇と爲す。日燄を光と名け月・星・火藥・寶珠・電等の諸燄を明と名く。形色の八とは謂はく、長・短・方・圓・高・下・正・不正なり。此の中正とは、謂はく、形平等にして、形の不平等を名けて不正と爲す。餘の色は了し易きが故に今は釋せず。

已に色處を說きたり。當に聲處を說くべし。能く呼召すること有るが故に、名けて聲と爲す。或は唯音響、之を說いて聲と爲す。善逝の聖教は咸是の說を作す。『聲は是れ耳根の取る所の境界にして、是れ四大種所造の色性なり』と。此の聲に二種あり、謂はく、[一二]有執受と、或は[一三]無執受の大種を因と爲すとなり。執受の大種とは、謂はく、現(在世の)有情の(攝にし(て)、長養、[一四]等流、異熟地

各々五根の對境となつて存在することより、同じく色といはる。此處に於ける色境の色は、狹義の色にして、可見有對の色のみを意味するものなり。

【四】無表。法處所攝の色(Rūpa dhammā yatana pariyāpanna)。にて、不可見無對の色なり。卽ち他に表示することなき色法の意にして、吾人が身口の二業を起す時、他日その業作の果報を招感すべき原因を同時に自己の內に薰發し、而してその薰發せられたる原因は、無形無象の色法にして、他に表示することを能はざるが故に無表色といふ。

【五】十處は十二處の中、意と法とを除く他の十處。一處の少分とは法處の少分の意。

【六】此の頌は眼等の五根を釋す。頌中の「彼」の解釋によりて兩釋あるものなり。卽ち「彼」を彼の色境を緣ずる識の……と解するものと、又彼の眼根に依する識の……と解するものなり。前者は世親の釋にして、後者は本論の解するところのものなり。

【七】淨色。(Prasādu, Pasāda)。淨は淸淨の意にして、五根は光明隔なきこと、瑠璃の如ければ、淨色といふ。

【八】本論。品類足論(冬一

巻の第二

〔辯本事品第二の二〕

第二章　五　蘊　附、十二處十八界の分類

第一節　色　蘊

上に言ふ所の如く、色等の五蘊を有爲法と名く。色蘊とは何ぞ。頌に曰く、

[一]色とは唯五根と、　五境と及び無表となり。

論じて曰く、此の中「色」の言は色蘊の義を顯はす。「[二]五根」とは、謂はく、眼・耳・鼻・舌・身なり。「[三]五境」とは、謂はく、色・聲・香・味・觸なり。眼等の所攝・所行を境と名く。「及び[四]無表」とは、謂はく、法處の色なり。「唯」とは唯此に顯はす所の[五]十處と一處の少分を名けて色蘊と爲す。

第二節　五　根

是くの如き諸色の其の相は云何ん。頌に曰く、

[六]彼の識の依たる淨色を、　眼等の五根と名く。

論じて曰く、「彼」とは、謂はく、前に說く眼等の五根なり。「識」とは卽ち眼・耳・鼻・舌・身識なり。「依」とは眼等の五識の所依なり。是くの如き所依の[七]淨色を體と爲す。是くの如く卽ち眼等の五識の所依たる淨色を顯はして、眼等の根と名く。故に薄伽梵は契經の中に於て『眼等の根は淨色を相と爲す』と說けり。[八]本論も亦論く、「云何が、眼根なる。眼識所依の淨色を性と爲す」と、是くの如く廣く說けり。諸の聖教中、根を以て識を別ち、境界を以てせず。故に知んぬ。彼と言ふは根を顯は

【一】此の頌は有爲法としての色等の五蘊を釋する前に、先づ色蘊に就て述べしもの。卽ち色蘊の攝として五根・五境・無表をあげ、これらに就て以下に說明す。

【二】五根（Pañca indriyāni: 巴）。眼根（Cakku indriya）。耳根（Sotindriya）。鼻根（Ghānindriya）。舌根（Jivhindriya）。身根（Kāyindriya）の五にして、感覺するものを五つあげ、次の五境と共に感覺的であることに於て色といはるるものなり。

【三】五境（Pañca āyatanāni 巴）。色境（Rūpa āyatana）。聲境（Saddāyatana）。香境（Gandhāyatana）。味境（Rasāyatana）。觸境（Phoṭṭhabbāyatana）。の五にして、感覺さるるものの五をあげ、それが

を損害するが故に。蘊は諍と倶なり。或は諍と蘊と倶にして生起を得るが故に、有諍と名く。此の意、諍と蘊と隨つて一を闕くも、餘の生を得可きに非ざるを顯示するなり。「及び」とは餘の有漏の名想を顯はす。

謂はく、或は苦と名く、即ち五取蘊は是れ諸の逼迫の所依の處なるが故に。自性麁重にして不安穩の故に。[七〇]

或は名けて集と爲す。即ち彼の種類は能く因と爲るが故に。能く集成するが故に。謂はく、取蘊に從つて取蘊集成す。

或は世間と名く。毀壞す可きが故に。世尊の說くが如し。『性、毀壞す可きが故に世間と名く』と。諸の聖道は性毀壞す可きに非ず。亦世間と名く。此の中對治の壞無きに由るが故に。

或は[七一]見處と名く、[七二]薩迦耶等の五見、中に住して眠を隨增するが故に。彼の諸見は有漏の法に於て、一切種と時と相の無差別と、堅執して無動に眠を隨增するに由るが故に、體用增盛なり。故に復、別して說く、貪等と癡と疑とは則ち是くの如くならず。彼の貪等は一切種有るも、一切時無く癡は一切時なるも、差別無きに非ず。疑は差別無きも、而も堅執ならざるを以て、是の故に有漏を彼の處と說かず。

或は三有と名く。有の因、有の依にして、三有に攝するが故に。等の言は[七三]「有染と名く」等を攝せんが爲めなり。是くの如き等の類は、是れ有漏の法の義に隨つての別名なり。

果樹」とし、別に「蘊（聚）屬取故名取蘊如帝王臣」の一解釋を附す。

【六九】 有諍(Saraṇā)。有漏法の異名、諍は煩惱のこと、有漏の諸法は煩惱を隨增せしむるが故に有諍と名く。

【七〇】 倶舍論一・五左、違聖心故の理を加ふ。

【七一】 見處 (Dṛṣṭi āyatana, Diṭṭhi āyatana)。有漏法の異名。有漏の諸法は五見(身見・邊見・邪見・見取見・戒禁取見)の生起する住處なるが故に見處と名く。

【七二】 薩迦耶。有身見の意にして、即ち身見のこと。前に出づ。

【七三】 有染 (Parāmṛṣṭha, Parāmaṭṭhā)。有漏法の異名、染は染法にして漏に同じ。

財と爲すが如し。此れ有爲なりと雖も、而も一切に非ず。無漏道は擇滅無きを以ての故に、又涅槃する時亦聖道を捨す。故に有離と名く。聖道は猶し船筏の如く、亦應に斷ずべしと說くを以ての故に。[六四]契經に言ふが如し『法すら尚應に斷ずべし。何に況んや非法をや』と。

諸の有爲法は亦[六五]有事と名く。事とは謂はく、所依なり。或は是れ所住なり。即ち是れ因の義なり。果は因に依り、因從り生ずるが故に。子の母に依るが如し。或は果は因に住し、能く因を覆ふが故に、人の床に住するが如し。是れ因は果の爲めに映蔽せらるゝ義なり。因果は前後の故に、及び細麁の性なるが故に。此れは事を有するが故に、說いて有事と名く。喩へば前に說くが如し。是くの如き等の類は、有爲法の諸名の差別を說きしなり。

第五節　有漏の異名

[六六]此に說く所の有爲法の中に於て、頌に曰く、

有漏を取蘊と名く。　亦說きて有諍と爲す。
及び苦・集・世間、　見處・三有等ともなす。

論じて曰く、前に道を除く餘の有爲法を、名けて有漏と爲すと說き、已に其の體を辯ぜり。今彼の名想の不同と、及び差別の義を顯はさんが爲めの故に、復、重ねて說くなり。已に[六七]一切の有爲を蘊と名くと說きたり。今は有漏を名けて取蘊と爲すと說く。義准じて無漏は但だ蘊の名を得す。唯、諸漏の中、取の名想を立つ。能く三有の生を執取するを以ての故に。或は能く後有を引く業を執持す。故に彼の諸漏を說いて名けて取と爲す。色等の五蘊は取從り生ずるが故に。或は取を生ず。故に名けて取蘊と爲す。[六八]草糠の火の如く、花果樹の如し。

諸の有漏法を亦[六九]有諍と名く。謂はく、煩惱中、諍の名想を立つ。善品を擾動するが故に、自他

---

hidharma Prakaraṇa pāda-śāstra）のこと、玄奘譯の十八卷本あり。世支の作と傳ふ。品類足論に通ずの所引の文は、同卷九（大・二六728 a）に出づ。

【六三】有離（Saniḥsāra）。一切の有爲法は最後には遠離せらるべきものなるが故に有離と名けらる。

【六四】契經。M. 22 Alagaddūpama S.（I. p. 135）、中阿含二〇〇阿黎吒經（昃七・六五右）增一四三・五（昃三・一一右）に出で楞伽經（黃六・八四左）、大寶積經無邊莊嚴會（地一・一六右）にも出づ。

【六五】有事（Savastuka）。事は因の義にして、一切有爲法は皆因を有する故に有事と名く。

【六六】此の偈は有漏の異名を說きて、有漏の種種の名想、又は彼の名想の定義を顯はさんとせしものなり。

【六七】又諸有爲法。謂色等五蘊。

【六八】俱舍論一・五左には、「蘊從取生故名取蘊如草糠火……或蘊生取故名取蘊、如花

論じて曰く、老・病・死等の災橫の差別を隱積し、損伏するが故に、名けて蘊と爲す。戒等と別せんが爲めの故に、色等と言ふ。[五八]戒等の五蘊は、具さに一切の有爲を攝すること能はず。色等の五蘊は具さに有爲を攝す。故に此れを偏へに說く。

有爲と言ふは、衆緣の聚集して、共に爲す所なるが故なり。未來は未だ起らざるに、何ぞ有爲と謂ふや。燒かるゝ薪の如く、是れ彼の類の故に。諸の不生の法も、彼の類を越えず、永く起らずと雖も、而も有爲と說く。彼彼の經の中に、世尊は義に隨つて[五九]世路等と名く。彼れ復、云何ぞ、謂はく、諸の有爲も亦世路と名く。色等の五蘊は生滅の法なるが故に。未來・現在・過去の路の中に、而も流轉するが故に。或は無常の呑食する所爲るが故に、名けて世路と爲す。諸の不生の法は、衆緣闕くるが故に、復、生ぜずと雖も、是れ彼の類の故に、名を立つるに失無し。

諸の有爲法は亦[六〇]言依と名く。言とは、謂はく、言音なり。或は謂はく、能說なり。此の言の遠近託する所を依と名く。卽ち義と名と總じて依と說くが故に。名は義に依り、言は復、名に依るを以てなり。是の故に言依は總じて名義を攝す。是くの如く名義は具さに五蘊を攝す。故に契經に說く、[六一]『言依に三有り、四無く、五無し』と、此れに由りて[六二]善く品類足論を釋す。彼れに說く、「言依は五蘊の攝する所なり。依は是れ因の義、無爲は無果の故に言依に非ず。又若し聚中の三事は得す可し。謂はく、語は義に依りて說いて言依と名く、無爲聚中唯、其の義のみ有り。語依無きが故に言依と名けざるなり。

有るは說かく、「無爲には依有り、義有り、但語を闕くが故に言依と名けず」と。又諸の有爲は能言の體と倶起する義有り、無爲は然らず。

諸の有爲法は亦[六三]有離と名く。離とは謂はく、永離にして卽ち是れ涅槃なり。涅槃(を)得し已れば、還(また)、生死に墮せざるが故に、彼の離を有するが故に說いて有離と名く。有財の者を名けて、有

專住してゐる時、他の心的活動は緣闕の故に生ぜず、非擇滅を得するといふことなり。

【五五】 この場合五識身等は過去の境を緣ずること能はず、時を同じくする境を緣ずるが故にの意味なり。俱舍は「不能緣過去境緣不具故」とせり。

【五六】 此の偈は有爲法をその體より、又はその意義上より、種種の異名を出せしものにて、體としては、五蘊、意義上よりいへば、有爲の語の示すが如く、衆緣の聚集して結成するの意なり。

【五七】 世路（Adhvan）言依（Kathāvastu）。有離（Sanihr-āra）。有事（Savastuka）。

【五八】 戒等の五蘊。戒・定・慧・解脫・解脫知見の五をいふ。

【五九】 世路（Adhvan）。三世の法の過去に行じ去り、現在行じつつあり、又未來必ず行ずべく、而も世は有爲法が經過すべき歷程なるが故に、これを路と名く。

【六〇】 言依(Kathāvastu)。有爲法は我等が言を以て表詮し得るものなる義なり。卽ち言は名を詮し、名は義を詮す。

【六一】 言依の三とは、名（Nāma）、句（Pada）、文（Vyañjana）の三をいふ。

【六二】 品類足論。有部六足の一なる阿毘達磨品類足論(Ab-

り。所以は何ん。此れ若し一ならば、餘の治道を修すること、無用の過有らん。若し諸の所斷、同一の擇滅ならば、[五二]苦法智の所斷の煩惱の滅を證得する時、餘の煩惱の滅を證得すと爲んや、不や。若し證得せば、餘の治道を修することは、便ち無用と爲る。若し證得せずば、是れ卽ち一物にして(その)少を證し、餘に非ず。理と相違す。分の過有るが故に。是れに由りて定んで應に離繫の事は繫の事の量に隨ふと許すべし。正理に違せず。

同類無しとは、謂はく、此の擇滅は自に同類因無く、亦他の因に非ざるが故なり。

永く當生を礙へて[五三]非擇滅を得す。擇は卽ち前に如理(の勤の)成ずる(所)の慧なりと說く。此の慧に由らずして、法有りて永く未來の法の生ずるを遮するを、非擇滅と名く。眼と意と一色を專らにする時の如く、(所)餘の色、(及び)諸の聲・香・味・觸等の念念に謝往す(る中に於て)、彼れに對する少分の意處と法處とは[五四]非擇滅を得す。五識身と及び一分の意識身等とは、已滅の境に於て、終に生ずること能はざるを以てなり。[五五]俱なる境を緣ずるが故なり。彼の生用は同時の所依と緣とに繫屬するに由るが故に。若し法ありて能く彼の法の生用を礙ふれば、此の法は慧を離れて、定んで彼の法を礙へて、未來に住し、永く生ぜざら令むるが故に非擇滅と名く。唯、緣闕くれば便ち永く生ぜざるに非ず。後同類緣に遇へば、彼れ復、應に生ずべきが故に。謂はく、若し先きに緣闕くれば彼の法は生ぜざる可し。後同類緣に遇へば、何の障か起らざら令めん。

第四節　有爲法及び其の異名

前に道(諦)を除く餘の有爲法を、是れを有漏と名くと說けり。何をか有爲と謂ふや。頌に曰く、

[五六]又諸の有爲法は、　　謂はく色法の五蘊なり。
亦は[五七]世路、言依、　　有離、有事等といふ。

---

asaṃskṛtāi)擇滅無爲(Pratisaṃkhyānirodha)非擇滅無爲(Apratisaṃkhyā nirodha)の三。

【五二】擇滅(Pratisaṃkhyā-nirodha)。擇滅無爲のこと、無明煩惱等の繫縛を離るる處にあらはれる無爲にして、この無爲は智慧を以て揀擇せしものなるが故に、擇の滅といふ。

【五二】苦法智忍。八忍、十六心の一、世第一法の無間に欲界の苦諦を觀緣して、得る忍なり。忍とは信なり。理を信じて疑はざる智にして、これ苦法智を得る因なれば、苦法智忍と名く。智は果、忍は因なり。

【五三】非擇滅(Apratisaṃkhyānirodha)。智慧の揀擇力を以て得たる滅理に非らずして、法がその生ずべき緣闕けて、再び生じ得ざるに至りしもののこと。

【五四】俱舍論一・四右、この場合五識身等非擇滅を得ずとし、順正理、並に本論は今少分の意處と法處と非擇滅を得すとなす。本論等は十二處門に就て談る相違なり。故に本論等は直に又五識身と一分の意識身等とは、已滅の境に於て生ずる能はざるを以てといへり。要するに眼が一つの花を見て

くの如く、乃至、隨世間の意、隨世間の法、隨世間の意識、隨世間の意觸、廣說乃至……有漏法と名く。無漏法とは、謂はく、出世間の意、出世間の法、出世間の意識、出世間の意觸、廣說乃至……無漏法と名く』と。此の聖教に依り、及び正理に由りて、隨世間は皆是れ有漏と知る。

第二節　無漏法及び無漏の意義

已に有漏と及び有漏の因とを辯じたり。云何が無漏なるや。謂はく、道聖諦と及び[五〇]三無爲となり。

道聖諦とは、謂はく、有漏の色等の五蘊に非ざるなり。三無爲とは、謂はく、卽ち虛空と擇、非擇の滅なり。此の虛空等と及び道聖諦を無漏の因と名く。次前に已に其の道聖諦を說けり。後に當に廣く辯ずべし。

第三節　特に三無爲に就て

略して說く所の三無爲の中に於て、虛空は但、無礙を以て性と爲す。中に於て諸法最も極めて顯現し、無障を相と爲すが故に虛空と名く。謂はく、諸の大種、及び(所)造の色聚、一切遍く覆障することを能はざるが故に。或は所障にも非ず、亦能障にも非ず。故に虛空は無障を相と爲すと說く。

[五一]擇滅は卽ち離繫を以て性と爲す。擇とは、謂はく、如理の勤の成ずる所の慧なり。四聖諦に於て各別に行相を理の如く思擇するが故に名けて擇と爲す。擇(力)所得の諸の有漏法永く離繫するの性に由る。此れ定んで能く諸の(離)繫得の生ずるを礙ふ。故に擇滅と名く、或は是れ滅にして離繫に非ざる有り。彼れを簡ばんが爲めの故に離繫の言を說く。有るは是の言を作す。「諸の所斷の法は同一の擇滅なり、同類無きが故に」と。阿毘達磨の諸の大論師は、咸(みな)是の言を作す。繫の事に隨つて別な

---

khandhā)。有漏の五蘊の意。取は煩惱の異名にして、煩惱の蘊を生じ、蘊また煩惱を生ずるが故に、蘊のことを取蘊といふ。

【四四】 色 (Rūpa)。色法又は色蘊の略なり。

【四五】 識(Vijñāna, Viññāṇa)。根に依りて境を認識する主觀の心をいふ。識蘊の下にて廣釋すべし。

【四六】 有身見(Satkāya dṛṣṭi, Sakkāya diṭṭhi)。五見の一、身見ともいふ。五蘊假和合して生ぜし吾人の身體に對して、常一主宰なる我なるものありと迷執し、また一切の事物は自他の所屬なきものなるを、此れは我ものなりと固執する偏見をいふ。卽ち我見と我所見となり。

【四七】 隨增眠。後の辨隨眠品に明す。

【四八】 苦諦 (Duḥkhaṁ āryasatyaṁ Dukkhaṁ ariyasaccaṁ)。四諦の一、三界生死の果報は、畢竟苦にして、安樂の性あることなし。此の理決定して眞なるが故に苦諦といふ。

【四九】 集 (Samudaya)。因の意にして、此處に於ける集は苦の集の意にて、苦の原因のこと。

【五〇】 三無爲。虛空無爲(Āk-

畢竟じて當生を礙ふるは、　別に非擇滅を得す。

論じて曰く、一切法を說くに略して二種有り。一には有漏、二には無漏なり。此れ即ち總說なり。次に當に別解すべし。[四一]道聖諦を除く餘の[四二]有爲法、是れを有漏と名く、此れ復云何ぞ。謂はく、[四三]五取蘊なり、(即ち)[四四]色乃至[四五]識なり。說くが如し『云何が色取蘊と名くるや。謂はく、有漏の色、諸の取に隨順す。廣說、乃至、識も亦是くの如し』と。何に緣りて取蘊を名けて有漏と爲すや。其の中に於て漏隨增するを以ての故に。[四六]有身見等の諸の煩惱の中に、漏の名想を立つ。染汚の心を常に漏泄せ令むるが故に。漏と相應すると、及び漏の境界とは、漏を隨增するが故に、漏隨增と名く。[四七]隨增眠の義は、後に當に廣く辯ずへし。

此れに由りて應に知るべし、已に一切の不同の界地と、及び無漏緣との煩惱の境界と、隨眠の有漏とを遮す。彼れと此れと展轉して隨增せさるが故に、相對して是くの如き二名を立つるに非ず。

有漏と無漏とは復何の相有りや。世尊の言ふが如し『有漏法とは謂はく、所有の色、諸の取に隨順す。是れ能く諸有の取を增益するの義なり。廣說乃至、識も亦是くの如し』と。此れと相違するは是れ無漏法なり。

有漏無漏の略相は是くの如し。或は有漏とは謂はく、墮世間なり。若し出世間を名けて無漏と爲さば、世間に攝せらるゝを墮世間と名く。謂はく、世間に處して出でさるを義と爲す。[四八]苦諦の體に依りて世間の名を立つ。故に契經に說く、『吾れ當に汝の爲めに世間及び世間の[四九]集を宣說すべし』と。又五取蘊を苦有漏と名く。故に知る、有漏とは謂はく、墮世間なり。

寧ぞ墮世間を皆是れ有漏と知るや。世尊の說くが如し『吾れ當に汝の爲めに、有漏と及び無漏法とを宣說すべし。有漏法とは、謂はく、諸の所有の眼、諸の所有の色、諸の所有の眼識、諸の所有の眼觸、諸の所有の眼觸を緣と爲して、內に生ずる所の或は樂受、或は苦受、或は不苦不樂受、是

王子の嘉號あり、佛に先つて入寂す。

【三八】 迦多衍尼子 (Kātyāyanīputra) 加陀衍那子、迦旃延子とも音譯す。西北印度の佛教を宣揚せる大論師にして、佛滅三百年の出世なり。

【三九】 迦葉波 (Kāśyapa, Kassapa)。迦葉とも音譯し、飲光と譯す。佛十大弟子の一人にして、佛滅後衆を率ひて第一結集をなし、自ら論議の語出をなせりと傳へらる。佛弟子中、頭陀第一の稱あり。

【四〇】 此の頌は、一切の萬法を有漏と無漏との二法によつて分類し、該攝せしものにて、この頌の前言の示すが如く、これらを正しく覺了して、擇法を修習せしめんとするものなり。

【四一】 道聖諦。詳しくは苦滅道聖諦 (Dukkhanirodhagāminī paṭipadā ariyasaccaṁ)。四諦の中の第四、八正道をいふ。

【四二】 有爲法 (Saṁskṛtā dharmā, Saṅkhatā dhammā)。爲(爲作・造作)を有する意、因緣によりて生ぜし諸現象。七十五法の中、三無爲を除き、百法の中、六無爲を除きし他の諸法これなり。

【四三】 五取蘊 (Pañca upādānaskandha, Pañca upādāna

と。世間は未だ諸の煩惱を滅せざるが故に、[三六]三有の海に於て生死輪廻す。世間をして擇法を修習し永く三有の生因たる煩惱を寂せ令めんが爲めに。是の故に大師先きに自ら阿毘達磨を演說せり。佛若し說かざれば、[三七]舍利子等の諸の大聲聞も亦、能く諸法の相に於て、理の如く思擇すること有ること無し。然れば佛大師は所化の者の性の差別に隨ふが故に、處處に散說したるを、尊者[三八]迦多衍尼子等の諸の大聲聞、妙願智を以て過去の佛所說の法敎を觀じ、其の所應の如く安置結集せり、大尊者[三九]迦葉波等の共に結集せし所の律及び契經の如く、經と律との二藏は文に隨つて結集し、唯對法藏のみ義に隨つて結集せりと說くが如し。諸有の結集の義の言は、律と及び經とに於て彼れを殊勝と爲す。佛の聖敎に隨つて對法を結集す(るが故に)、是れ佛の許す所にして、佛の說の名を得るなり。

【本　論】

第一章　萬有分類の基礎、有漏無漏及び有爲無爲

第一節　有漏法及び有漏の意義

何等を名けて所思擇の法と爲し、世尊彼れに依りて對法を說く耶、頌に曰く、

[四〇]有漏と無漏との法なり。　道を除きて餘の有爲は、
彼れに於て漏隨增す。　故に說いて有漏と名く。
無漏は謂く道諦と、　及び三種の無爲となり。
謂はく虛空と二滅となり。　此の中、空は無礙なり。
擇滅は謂はく離繫なり。　繫の事に隨ひて各別なり。

こと。

【三二】　生得。修得に對す。經驗、學問等を待たず、先天的に生れながらにして有すること、又性得を同じ。

【三三】　此の頌は要するに對法藏の意義を二によつて定義せしものなり。即ち一は對法倶舍の名は、六足、發智、婆沙等の諸論の勝義を攝する藏なるを明し、二は專ら此れ等の諸論に依りて、編せるものなるを示せしものなり。

【三四】　此の頌は、此の對法藏論が何が故に說かれざるべからざるか、その所以を示し、且つ又これが由來を說けるもの。

【三五】　倶舍論一、順正理論一には、「因レ此傳ニ佛說ニ對法ニ」となる。

【三六】　三有(Trayā bhāvā, Trayo bhāvā)。欲界、色界、無色界の三界をいふ。有とは存在の意味。因果空しからずして存在する義なり。

【三七】　舍利子(Sāriputra, Sāriputta)。舊譯に身子、新譯に鶖鷺子と譯す。佛の十大弟子の一。名は優波帝沙(Upatissa)。もと目連と共に六師外道の一の删闍耶に從ひ、二百五十の弟子に長たりしが、佛弟子となるや、敎團第一の地位を占め、智慧第一の稱を受け、法

勝の[二七]修慧・[二八]思慧・[二九]聞慧、及び彼の隨行なり。所得の近遠に依りて三慧の次第を說く。是くの如き慧及び隨行を離れて、無漏の慧根を能く證得す可きに非す。是れ能く此れを得る勝方便なるが故に、無漏の慧と同じく對法の名を受く。慈の方便も亦慈と名くる等の如し。

論とは、謂はく、能得なり。此れは發智等の諸論なり。是れ無漏の慧の勝れたる[三〇]資糧なるが故に、亦對法と名く。[三一]業の異熟の如き、漏等の資糧も亦業等と名く（るが如し。）前の諸の慧の言は、亦[三二]生得を攝す。唯生得の慧のみ能く正しく對法論を誦持するが故に、亦對法と名く。豈に此の論は是れ無漏の慧の勝れたる資糧なるが故に、亦對法を名けさらんや。何ぞ乃ち別に對法と名くるや。俱舍の頌に曰く、

[三三]彼の勝義を攝すると、彼れに依るとの故に、　此れに對法俱舍の名を立つ。

論じて曰く、藏とは、謂はく堅實なり。猶し樹藏の如し。對法（論の中の堅）實の義、皆此れに入れて攝す。此の論は是れ彼の對法之藏、即ち是れ對法之堅實の義なり。藏は或は所依、猶し刀藏の如し。謂はく、彼の對法、是れ此の所依なり。彼の義言を引いて此の論を造るが故に。此の論は彼の對法を藏と爲すを以て、即ち對法を以て所依と爲す義なり。

彼れ何に因る（が故に）說き、誰れ復、先きに說けるや、應に對法を說ける人を問ふべからず。佛は法に依りて、人に依らされと敎ゆるが故にと雖も、而も開示せんが爲めに對法の因を說かん。彼の能說の人も亦應に顯了すべし、頌に曰く、

[三四]若し擇法を離れては、定んで餘の能く　諸惑を滅する勝方便無し。
惑に由りて世間は、有海に漂ふ　[三五]寂大師は對法を說けりと爲す。

論じて曰く、擇法を離れて、勝方便の能く世間引苦の諸惑を滅すること無きに由るが故に、世尊言はく、『若し一法に於て、未だ達せず、未だ知らされば、我れ終に能く正しく苦を盡せりと說かず』

の質疑をなせし婆羅門なり。赤沼印度固有名詞辭典七二三—七二四頁をみよ。

【二二】現觀（Abhisamaya）。慧が現に諦理をみること。

【二三】心所法（Caitasikadharma, Cetasikadhamma）。心所有の法の略、心識が外境を認識する時、外境の總相を認取する心王に從屬して起り、外境の別相を具さに認取する心作用をいふ。

【二四】生等。生・住・異・滅の四相等。

【二五】勝義阿毘達磨（Paramārthikābhidharma）。

【二六】世俗阿毘達磨（Sāṁvṛtikābhidharma）。

【二七】修慧。三慧の一。修習して成ずる正智をいふ。定散の中にては定に屬するもの。

【二八】思慧。三慧の一。自ら理を思惟して得る智慧なり。定散の中にては散に屬するものなり。

【二九】聞慧。三慧の一、敎法を聞くに由りて生ずる慧解をいふ。

【三〇】資糧。道を修むる基本となるもの。世間の資財と糧食に喩へていふ。

【三一】業の異熟（Karmavipāka, Kammavipāka）。善又は惡の業因によりて得るところの非善非惡の無記性の結果の

(頌に)「是くの如き如理の師を敬禮す」とは、前の(如き)自他利の德を具し、能く如理の聖敎を說く大師に稽首す。意樂隨眠の智等しく闕くるが故に、聲聞・獨覺は如理の師に非ず。唯、佛・世尊のみ是くの如きの德を具するが故に。是れ前總の「諸」の言と所觀となり。正しく彼の所立の敎へを流通せんが爲めの故に先づ如理の敎師を讃禮す。讃禮の言は諸の悪障を滅し、嘉瑞を標し、已に論端を發すを許すを以ての故に我れ當に對法藏を說くべしと言ふなり。何をか對法と謂ふや。頌に曰く、

一六 淨慧と隨行とを對法と名く。　及び能く此れを得る諸の慧と論となり。

論じて曰く、淨とは一七無漏を謂ひ、慧とは一八擇法を謂ふ。此れ即ち總じて無漏の慧根を攝す。何に緣りて唯無漏の慧を名けて對法と爲すを知ることを得るや。佛・世尊、一九天帝等の請問する所を恣まゝにするを以ての故に。二〇契經に說くが如し『我れに甚深の阿毘達磨及び毘奈耶有り、汝の請問を恣にす』と。是れ天帝に聖道と及び此の聖道所證の果の義を請問することを許すなり。二一伐蹉の類を恣にする契經も亦爾なり。

「復、何に緣りてか、唯無漏慧を以て、名けて對法と爲すや」。此れに由りて諸法の相を二二現觀し已り、迷ひを重ねざるが故なり。「豈に現觀は唯慧のみ能くするに非ざるにあらずや。是れ則ち對法は應に唯慧のみにあらざるべし」。正覺の諦理を說いて現觀と名く。故に現觀の用は唯慧のみにして餘に非ざるなり。又現觀中慧を最勝と爲す。三能を具するが故に獨り對法と稱す。然るに此の對法は餘を待たざるには非ず。故に慧の隨行も亦對法と名く。即ち慧の眷屬を名けて隨行と曰ふなり。眷屬とは何ん。謂はく、慧を隨轉する色・受・想等の諸の二三心所法、二四生等及び心、是くの如き總じて無漏の五蘊を說いて、名けて對法と爲す。此れ則ち二五勝義の阿毘達磨なり。

若し二六世俗の阿毘達磨を說かば、即ち能く此れを得べき諸の慧と諸の論となり。此れとは、謂はく、前の所得の無漏の慧根なり。諸の慧とは、謂はく、能得の世間の三慧なり。即ち是れ世間の殊

【一三】 聲聞(Śrāvaka, Sāvaka)。二乘・三乘・五乘の一。佛の敎諭の聲をきてさとる人の意。

【一四】 獨覺 (Pratyekabuddha, Paccekabuddha)。二乘・三乘の一、師によらずして獨悟するが故に獨覺と稱し、十二因緣を觀じて覺ると稱せらる。辟支佛はこの音譯にして、緣覺と譯せらることあるも、緣緣 (Pratyāya, Paccaya) と獨 (Pratyeka, Pacceka) の原語の混亂より來る不正の譯なり。

【一五】 宋・元・明の三本による。

【一六】 淨慧 (Prajñāmalā) 隨行 (Sāmucarā) 對法 (Abhidharma)。

【一七】 無漏 (Anāsrava, Anāsava)、煩惱を增上せしめざるものをいふ。

【一八】 擇法 (Dharmavicaya, Dhammavicaya)。擇は簡擇の意なれば、智慧の異名なり。

【一九】 天帝、忉利天 (Trāyastriṁśāḥ, Tāvātiṁsā)。即ち帝釋天(Sakkadevānaṁ inda 巴) のこと。

【二〇】 契經。經文は人の機に契ひ、法の理に合ふが故に契といふ。この經典は長阿含第一四釋提桓因問經なり。これに相當する類似の經に就ては「赤沼目錄」四頁をみよ。

【二一】 筏蹉。委しくは筏蹉氏 (Vacchagotta 巴)。佛に種種

り、一切智を謗るべからず。世尊は不可思議希有の功德を成就し、高廣の名稱あり。非理に毀謗すれば罪を獲ること無邊なり。諸有の智人皆應に佛を信ずべし。一切智を具するが故に。先づ敬禮す。

〔辯本事品第二の一〕

總　序

[九]諸の、一切種と、諸の冥を滅し、　衆生を拔いて、生死の泥を出でしむ。
是くの如き、如理の師を敬禮して、　對法藏論を、我れ當に說くべし。

論じて曰く、「諸の」言は總なりと雖も、而も別に所觀有り。別に何か所觀なるや。謂はく、俱利の德滿つ。[一〇]智と[一一]斷と具するが故に、自利の德滿つ。[一二]恩德備はるが故に、利他の德滿つ。此れ即ち一切智の能く有情を拔濟するなり。一切種の冥皆永く滅するが故に智德圓滿なり。諸の境界の冥亦永く滅するが故に斷德圓滿なり。正法の手を授けて、衆生を拔いて生死の泥を出でしむるが故に、恩德圓滿なり。[一三]聲聞と[一四]獨覺とは諸の冥を滅すと雖も、染無知をのみ畢竟じて斷ずるを以ての故に、一切種闕けて能く永く不染無知を滅するに非ず。殊勝智の故に一切智を具するに非ず。有情を拔くこと能はず。冥は[一五]翳膜能く淨眼を蔽ふを謂ふなり。是くの如く無知は眞見を障ふるが故に、冥惑昏闇能く色像を遮す。是くの如く無知は實義を覆ふが故に。諸有の殊勝の治道生ずる時、永く生ぜざる令む。故に稱して滅と爲す。謂はく、「一切品と諸の境との冥を滅するが故に。(頌に)「一切種と諸の冥を滅し、衆生を拔いて生死の泥を出でしむ」と言ふは、彼の生死は是れ諸の有情、無始の時より來た、沈溺する處なるに由るが故に、出づ可きことの難きが故に、泥に譬ふる所以なり。衆生、中に於て淪沒して救ふもの無し。諸有の巧智大悲を成就するもの、如應の言を授け、拔濟して出で令む。

【九】　俱舍論第一偈。此の偈は四句より成り、本論書の序分に該當すべきもの。第一句は世尊の自利の德の圓滿せることを表はし、第二句は利他の德の圓滿せるを示し、第三句はかかる佛世尊に敬禮することを述べ、最後に第四句を以てこれより對法論藏を說かんとする意志を示せるもの。古來この偈の初めの三句を歸敬序、後の一句を發起序と稱す。

【一〇】　智とは智德の意にして、三德の一。如來が平等の智慧を以て一切法を照了し給ふ德をいふ。

【一一】　斷。斷德の意にして、三德の一、解脫德とも名く。一切の煩惱惑業を斷盡せる如來の德をいふ。

【一二】　恩德。三德の一にして、如來が大願力を以て衆生を救護し給ふこと。

と說く。或は一切の色法に同類因無しと說く。或は異熟生の色は斷じ已つて更に續くと說く。或は傍生・餓鬼・天趣も亦別解脫戒を得すと說く。或は心に染汚無く亦續生することを得と說く、或は一切の續生は皆愛恚に由ると說く。或は律儀不律儀は分受亦は全受なりと說く。或は傍生・餓鬼に無間業有りと說く。或は無間・解脫の二道は倶に能く諸の煩惱を斷ずと說く。或は意識相應の善の有漏慧は皆是れ見に非ずと說く。或は身と邊との二見は皆是れ不善にして、亦他界緣なりと說く、或は一切の煩惱は皆是れ不善なりと說く。或は樂・捨受無しと說く。或は唯捨受無しと說く。或は無色界中にも亦諸色有りと說く、或は無想天より沒して皆惡趣に墮すと說く。或は一切の有情に非時の死無しと說く。或は諸の無漏慧は皆智見の性なりと說く、或は去來有ることとなし。一切現在別別にして說くと說く。或は色心互に倶有因と爲るに非ずと說く。或は羯剌藍の位に一切の色根皆已に具さに得すと說く。或は諸の頂法を得する者は皆惡趣に墮せずと說く。或は諸の善惡の業は皆轉滅す可しと說く。或は諸の無爲法は實に體有るに非ずと說く。或は諸の世間道は煩惱を斷ぜずと說く。或は唯贍部洲のみ能く願智・無諍・無礙重三摩地を起すと說く。或は心心所法も亦、無境を緣ずと說く。諸の是くの如き等の差別の諍論、各所執を述ぶるの數多千を越え、師弟相承して百千衆を廢し、諸の道俗の爲めに解脫稱揚す。我が佛法中未來世に於て、當に是くの如きの諍論不同有るべし。利の爲め、名の爲めに惡說惡受し、法を證せず、實に顚倒して顯示す、即ち此の部の過・現・當來に於て、亦是くの如き諍論の差別有るべしと、世尊は是くの如く分明に懸記す。而るに諸の弟子は聖言顧みず、各所宗を執じて互に相非毀す。過は弟子に屬す、豈に世尊に在らんや。斯れに由りて一切智を謗る可からず。「諸の業に不定有りと說く」と言ふは、理亦然らず。此の業有るが故に。定んで應に能く異熟不定を感ずる業性有りと許すべし。此れ若し無くんば、修道に結を斷ずること則ち唐捐と爲らん。一切の業は定んで果を得するを以ての故に、應に此の所說の諸因、或は復餘の因に由

る時、即ち如實に其の命の已に過ぐるを知る。若し彼れを知らんと欲して、而も知る能はずんば、如來は一切智に非らずと謂ふ可し。心餘境に屬し、此の境を未だ緣ぜざるを、即ち無知と謂ふは、斯れ理に應ぜず。

「波吒釐城に當に斯くの如き難事起ること有るべしと預定せず」と謂ふは、亦理に應ぜず。密に預定するが故に。先きに密意に說く。若し餘を免脫せば、餘は復餘の損害する所と爲る。謂はく、佛先きに覺りて若し餘を守護せば、餘は必ず餘の損害する所と爲る。三難事に於て各自ら守らしむれば、餘は損すること能はず。故に密意に說くなり。此れ即ち難事の必然を預定するなり。何ぞ世尊は一切智に非ずと謂はんや。

「自ら佛法中に、當に部執十八の異有るべしと懸記せざりき」と言ふは、此れ亦理に非ず。已に懸記するが故に。『當來に苾芻衆有り、我が言義に於て善く了知せず、部執競ひ興りて、互に相非毀す』と說くが如し。世尊此に於て略して內外二種の防護を說く。內とは謂はく、應に異說、大說の如かるべし。契經所顯の觀察防護なり。外とは謂はく、應に六可愛の法の如かるべし、契經所說の歛攝防護なり。又見集法契經中に言く、『我が法中に於て、當に異說有るべし。所謂、有るは說く、唯金剛喩定は能く頓に煩惱を斷ずと。或は擇滅涅槃は二法を體と爲すと說く。或は不相應行は別に實物無しと說く。或は表業は尙無し、況んや無表業をやと說く。或は一切の色法は大種を體と爲すと說く。或は前後の相似を同類因と爲すと說く。或は色處は唯顯色を用つて體と爲すと說く。或は觸處は唯大種を用つて體と爲すと說く。或は唯觸處有り、是れ有對礙と說く。或は觸處・身處は是れ有對礙と說く。或は唯五外處は是れ有對礙と說く。或は眼識能く見ると說く。或は和合能く見ると說く。或は意界法界は倶に常・無常なりと說く。或は一切の色法は刹那滅に非ずと說く。或は不相應行は多時に住する有りと說く。或は無想滅定は皆現に有心なりと說く。或は等無間緣も亦色法に通ず

なり。若し佛先きに「我れに此の事無し、此の事を爲すは、自ら是れ餘人なり」と言はゞ、即ち彼の朋流の惡心轉盛にして、諸の中庸の者咸共に懷疑を懷かん。是くの如きの過愆佛と爲んや。彼と爲んやと。又大人の法は他の非を顯さず。佛は是れ大人なり、豈に他の惡を揚げんや。又彼の惡を顯はさば無量の人をして世尊を憎背し、正法に入るを障へしめん。又佛は自身他身の謗毀と短壽を招く定業有るを觀見す。又末世の苾芻を開慰せんが爲めなり。佛、當來に正法將に沒せんとするとき、多聞持戒の衆の、苾芻の、少しく謗毀に遭はずして死するもの有るを望むを觀、彼をして自ら開慰して、「我が大仙尊は一切の煩惱の過失、習氣皆永く根を拔き、名稱普く聞え、色究竟に至るも尙囂謗せ被る。況んや我何人ぞや」と、言はしめんと欲するが爲めなり。此の心安きに因りて、諸の善等を修む。是くの如く得失の決定を觀ずるに依り、是の故に世尊は先きに自ら顯はさざるなり。又七日を過ぎて其の事自ら彰る、佛の尊高を顯はし、過は外道に歸するなり。故に應に自ら因を顯さゞる因を以て、「佛世尊は一切智に非ず」と謂ふべからず。即ち此れに由るが故に應に知るべし、已に自ら戰遮の謗因を披遣せざるを釋するなり。

「提婆達多の佛法の中に於て、出家するを聽許せし所以」は、此れは深き意有り。佛彼の人を觀ずるに、出家せずば定んで當に力轉輪生と作ることを得べく、無量の人を害し、佛法を滅壞し、惡趣に顚墜して出期有ること難し。度して出家するに由りて深く善本を植ゆ、生家するに非ずば、植うること能はざる所なり。多人を護り、損害無からしめ、及び衆惡を遮せんが爲めの故に出家を許せしなり。

「外道嗢達洛迦に於て、先きに自ら命の存亡を知らず」と言ふは、此れ亦理に非ず。念すれば即ち知るが故に。餘境に於て餘識生ずる時、即ち能く所餘の識境を了知するに非ず。佛の心は先づ説法の事の中に在りて、未だ彼の人の命の存亡の事を觀ぜず、後に彼れを知らんと欲し、纔に心を擧ぐ

るなり。故に應に所問を記せざるを以て、大仙尊は一切智に非ずと謂ふべからず。初際に於て知る可からずと說くは、此れは卽ち自ら是れ無知なることを顯はすと言ふは、此れ亦理に非ず。無法は應に智の境と爲すべからざるが故に、有法の境に於て智若し生ぜずば、如來は一切智に非ずと謂ふ可し。本、初際無ければ、智は何か知る所ぞ。無きが故に知らず、豈に無智を成ぜんや。「若し爾らば何が故に但だ無しと說かざるや」。此の說は更に因を立つ容からざるが故に。若し「應に不可知の因を立つべし」と謂はゞ、此れ亦然らず。決定に非ざるが故に。或は法有りと雖も、緣闕くれば知らず。故に不可知は無の因性に非ざるなり。若し無性を立てゝ不知の因と爲さば、卽ち畢竟無は同喩と爲す可し。容因爲るが故に不可知と說くなり。若し「無因は不成の失有り」と謂はゞ、此れ理に應ぜず。不成に非ざるが故に。生死の初際は若し定んで無に非ずば、卽ち初際の身は應に無因にして起るべし。[八] 初め無因ならば後も亦應に無なるべし。先後の身異因無きを以ての故に。若し爾りと許さば、卽ち諸の所行、淨不淨の業は皆應に無果なるべし。旣に然るを許さず、卽ち先きの所立の初際無きが故にとは、不成の因に非ず。若し「生死は初際無きが故に應に虛空の如く、後際無かるべし」と謂はゞ、亦理に應ぜず。外種と同なるが故に、外の穀麥の後は前に因つて生ずるが如く、初際無しと雖も、火水等の諸の燒爛の緣に遇ひて、而も永く壞滅せん。是くの如く生死煩惱の業因、展轉して相生す。初際無しと雖も而も數貪・瞋・癡等の對治を習ふ力に由るが故に、生死の諸蘊は畢竟じて生ぜず、卽ち後際と爲る。空無生の故に、後際は生死無かる可し。生有れば豈に後際無からんや。現見するに、生法には、定んで終時有り、生死旣に生じ、理必ず滅に歸す。故に初際は是れ不可知と說く。無の故に因と爲す。其の義善く立つ。故に應に初際を知らざるを以て、佛世尊は一切智に非ずと謂ふべからず。「先きに孫陀利の緣を覺らず、及び彼の朋の諸惡を造るを縱にせり」と言ふは、此れ亦理に非ず。先きに覺知すと雖も、多過を避けんが爲めの故に、自ら顯はざる

【八】本文に「無無因起」とあれども「應無因起」の誤植なり。

故に。又外道[五]嗢達洛迦に於て、先きに自ら命の存亡を知らざりしが故に。又[六]波吒釐城に當に斯くの如きの難事起ること有るべしと預定せざりしが故に。又[七]佛法中當に部執十八の異有るべしと懸記せざりしが故に。又諸業に不定有りと說くが故にと。外道の謗詞略述せば是くの如し。

彼の諸の外道固執を懷く在り。一切智の尊、種種の善權化導を設くと雖も、而も未だ正等覺に於て淨信解を生ぜ令むること能はず。勝福の慧を具し、眞理を求むるの人、方に能く一切智海を測量す。今我れ勇銳にして正勤の心を發し、理の如く宜しきに順ひて、且らく少しく開悟す。「請問に於て別異にして而も答へ、是の言を作して謂はく、『此れ應に記すべからず』と。諸の別異の答は無知の起す者なりと」言ふは、此れは理に應ぜず、其の所立の因決定に非ざるが故に。且らく應に詳審すべし。佛世尊は請問する所に於て、無知に由るが故に言はく、應に記すべからずと言ふと爲んや。問者を觀ずるに聰叡の慢を懷く、卒に能く理の如く信解せ令むるに非ず。故に了達すと雖も、而も爲に記せずと爲んや。矯問有るが如し。諸の石女兒、黑と爲んや、白と爲んやと。終に記を爲さず。豈に別して方に能く彼の疾を袪はんや。是くの如く外道、我を執じて眞と爲し、如來は死後有りと爲んや、無しと爲んや等の事を矯す。世尊告げて言く、『此れ記す應からず』と。佛の意は說く。「我」は實に有ること無きが故に應に記別すべからず。此れは若し法は都て實有に非ざれば、應に中に於て差別の問ひを爲すべからざることを顯はす。或は佛世尊は善權方便して、調伏せ令めんが爲の故に記を爲さず。此れ記を爲さざるは是れ調伏の因なり。無知に由りて別異の答を作すに非ざるなり。又應に佛に辯才無しと謂ふべからず。彼の問は論道に攝せざる所なるが故に。若し彼の所問は論道に攝せられ、佛記を爲さざれば、辯才無かる可し。此の中に於て如理の難問少分も得可きに非ず。何ぞ乃ち佛に辯才無しと謂ふ容けんや。又聽法者の心懇ならざるが故に、我見に執ずるが故に、根未だ熟せざるが故に、世尊は方に信解せ令む可きこと無し。故に所問に於て置いて記せざ

【五】嗢達洛迦 (Udraka Rāmaputra, Uddaka rāmaputta)。鬱陀羅羅摩とも音寫す。佛成道後、嘗ての師鬱陀羅羅摩・阿羅羅迦羅羅摩の二人の爲めに法を說かんとせられしも、この二人既に一週間前に命終せしことをいふもの。
【六】波吒釐城 (Pāṭaliputra, Pāṭaliputta)。阿闍世王、隣國跋耆族に備へんために、ここに築城せしことをいふか。
【七】佛滅後十八部派に分裂せしことをいふ。

共の相に於て、覺して邪亂無しと知るや。遍智に非ずと雖も、而も亦能く知る、佛の敎の如く行へば定んで果を得するが故に、有智の者の善く良醫を鑒るが如し。世に醫有り、先づ病者の風熱、[二]痰等の所起の疾の源を審にし、復た如實に性習の二體、年と時に處等の種種の不同を觀じ、蠲除せんと欲するが爲に說いて方藥を授く。諸有の患者能く順ひて服行せんに、痾疾漸く除きて、身の安らかなること日に益さん。智者の尋驗するは、實に良醫の諸の方藥に於て、淨遍智を具することを知るが如し。是くの如く世尊は所化の者の貪・瞋・癡等の煩惱の病源を知り、復た如實に本性修集の二善・種子の勝解隨眠と、及び彼れ能く自の圓滿に堪ゆる等を觀じ、彼れをして暫く永滅せ令めんと欲するが爲めの故に、說いて伏除二道の方藥を授く。諸の所化の者能く順ひて、若しは別、若しは通の對治道の藥を服行せば、無始より數習し、增盛堅牢の諸の煩惱の病、漸漸に除遣し、貪等の滅を、自身の中に於て得、道の淺深に隨ひて倍倍す增勝す。斯れに由つて仰いで我が大師の一切の冥を滅し、一切智を具するを測知す。故に讚頌する者佛を頌讚して言く、

誰れか能く尊の如く善く　隨眠境界の自共の相
無量無邊の諸の品類を分別し　應の如く宣說して有情を利せんや
誰か能く漸次に修行に順ひ　勝利樂を成ずることを得ざらんや
無智にして聖敎に順ずること能はず　豈に無驗の過、如來に在さんや

思擇に於て增上慢の人有り、謂はく、佛・世尊は一切智に非ず、請問する所に於て別異にして答ふ。謂はく、是の言を作さく『此れ應に記すべからず』と。諸の別異の答は、無知の起なるが故に。又『前際に於て知る可からず』と說く。此れ卽ち自ら是の無知を顯はすが故に。又先きに[三]孫陀利の緣、及び彼の朋、諸惡を造ることを縱にするを覺らざりしが故に。又[四]戰遮婆羅門女の起す所の謗毀に於て、遣る能はざりしが故に。又先きに提婆達多の、佛法中に於て而も出家するを聽許せしが

【二】淡とあるも、宋・元・明の三本による。

【三】孫陀利（Sundarī）。佛の名聲盛なるや、外道の徒これを妬み、美女孫陀利をして、佛と關係あるが如くいひ觸らさしめ、後無賴漢をして孫陀利を殺し、祇園精舍の塵溜に埋めしむ。（赤沼・印度佛敎固有名詞辭典六六二頁をみよ）

【四】戰遮（Ciñcā）。世尊の德望いよ〳〵上るや、外道の徒これを妬み、戰遮の美貌を種として、佛を傷けんとす。（赤沼・同上辭典一三一頁をみよ。）

阿毘達磨藏顯宗論

尊者衆賢造る。

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す。

卷の第一

〔序品第一〕

はしがき

[一]諸有の遍く一切法の　最極難知の自共の相に於て
獨り能く悟解して、邪亂無し　是の一切智を今敬禮す
我が順理廣博の言を以て　餘宗を對破して本義を顯す
若し經主の言にして理教に順はゞ　則ち隨ふて印述し、非を求めず
少しく對法の旨と及び經とに違すれば　決定研尋して誓ふて除遣す
已に論を說いて順正理と名く　思擇を樂ふ者の應に學すべき所なり
文句派演して隔てて尋ね難く　少劬勢の能く解する所に非らず
廣文を撮りて了し易から令めんが爲めの故に　略論を造りて顯宗と名く
彼の頌を飾り存して以て歸と爲し　順理の中の廣決擇を刪り
彼の謬言に對して正釋を申べ　此の所宗の眞の妙義を顯すなり。

論じて曰く、旣に遍智に非ざるに、云何が能く此の佛・世尊は是れ一切智、能く諸法の最極難知自

【一】本書述作の所以を述ぶ。

論（毘曇部二十七以下）の國譯に依つたもの——のである。

昭和九年八月上浣

譯者　林　五　邦　識

阿毘達磨藏顯宗論解題

一

本論書四十八卷は著者衆賢（Saṅghabhadra）が自ら本論の序品に、

「我以㆓順理廣博言㆒、對㆓破餘宗㆒顯㆓本義㆒、若經主言順㆓理敎㆒、則隨印述不㆑求㆑非、少違㆓對法旨及經㆒、決定研盡奮除遣、已說㆑論名㆓順正理㆒、樂㆓思擇㆒者所㆑應㆑學、文句派演隔難㆑尋、非㆔少劬勞所㆓能解㆒、爲㆘撮㆓廣文㆒令㆖易㆑了、故造㆓略論㆒名㆓顯宗㆒、飾㆓存彼頌㆒以爲㆑歸、刪㆓順理中廣決擇㆒、對㆓破謬言㆒申㆓正釋㆒、顯㆓此所宗眞妙義㆒」

といふが如く、順正理論の廣論に對する略論の姉妹篇をなすものである。

順正理論八十卷は、先にその國譯の解題（毘曇部第二十七）に於て述べたが如く、世親が理長爲宗の立場に立つて倶舍論三十卷を著すや、衆賢これを披見して、大に憤慨して、刻苦研尋十二年の後、その駁論として著したもので、その廣博な該書は專ら破邪の見地に立つて、峻烈な批評をも敢てし、以て論駁したものである。然るに本論書は全くこれと體裁を異にして、順正理論の破邪を目的としたのに對して、顯正を目的として、有部の宗義を述べたもので、順正理論は倶舍論の頌を解釋するに際して、その欲しないところは、別に釋するに當つて頌を改作したのに反して、顯宗論は順正理論中に鮮明した自義に順つて、多く論難に渉ることなく、直ちに頌を改作して、自が宗義によつて解釋を施したもので、從つて所々に順正理論中の頌をも改作してゐるのである。

本論書は婆藪槃豆法師傳（大・五〇・一九〇）によれば、一に一光三摩耶論ともいふが、順正理論と共に、倶舍論研究の上に重要缺くべからざるものであることは論を俟たない。

本論の內容編目は、順正理論を踏襲するものであるから、本論に序品の一品を加へる外、他は何等異るところがない。今その編目を示せば次の如くである。

（一）序品。（二）辯本事品。（三）辯差別品。（四）辯緣起品。（五）辯業品。（六）辯隨眠品。（七）辯賢聖品。（八）辯智品。（九）辯定品。

の九品より成るものである。

二

本論和譯に際しては、底本として大正藏二十九卷所載のものを用ひ、章節を切り、註釋を加へるには、主として順正理

卷の第二十……〔三八六——四〇三〕……三八八

卷の第十九……〔三六七――三八五〕……三六九

巻の第十八……〔三四七—三六六〕……三四九

卷の第十四……〔二六五――二八四〕……二六七

巻の第二

目次

毗曇部 二十三

林五邦譯

國譯一切經

大東出版社藏版